

博士論文

洛中洛外図屏風の研究
歴博甲本 上杉本

日本女子大学大学院文学研究科史学専攻 博士課程後期 三年

小谷 量子

二〇二六年六月六日

目次

序論

洛中洛外図屏風研究史と本論の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第一節 洛中洛外図屏風研究史・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

戦前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

一九四〇～五〇年代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

一九六〇～八〇年代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

一九九〇年代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

二〇〇〇年代以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

第二節 本論の課題と構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

第一部 洛中洛外図屏風解釈の前提

第一章 室町後期の歌絵・物語絵・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6

第一節 室町後期における歌絵・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8

一、大嘗会屏風・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8

二、三條西実隆『お湯殿の上の日記』屏風歌・・・・・・・・・・ 3 9

三、扇と屏風・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9

四、三條西実隆 紅葉賀扇面・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0

五、宗長扇歌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0

六、中世における歌絵・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 1

第二節 工芸品に見る歌絵・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

一、日野富子盃台・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3

二、盆灯籠に見る歌絵・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 4

第三節 初期洛中洛外図屏風にみる歌絵	4 5
一、紀貫之屏風歌	4 5
二、『扇の草子』	4 6
第四節 室町後期歌絵の手法	4 7
一、歌絵の手法―言葉を描く―香壘を例に	4 7
二、歌絵の手法―内容を描く―蒔絵硯箱を例に	4 9
第五節 歌・物語絵と異時空間同図	4 9
一、参詣曼荼羅	4 9
二、中殿御会図屏風	5 0
三、尾道市浄土寺蔵『源氏物語扇面散屏風』	5 1
第六節 近世初期風俗画	5 1
おわりに	5 3
資料	5 8
第二章 歴博甲本洛中洛外図屏風 將軍邸近辺の空間構造	6 5
はじめに	6 5
第一節 小川御所の位置	6 6
第二節 細川勝元・政元邸の位置	6 8
第三節 大永度御所と細川高国・晴元邸の位置	7 2
おわりに	7 5
資料	8 2
第二部 歴博甲本洛中洛外図屏風	
第一章 歴博甲本洛中洛外図屏風に描かれた歌絵	8 6
はじめに	8 6
第一節 細川高国辞世の句	8 8
一、高国と庭	8 8
二、高国と犬追物	9 0
第二節 足利義澄三十六番歌合	9 3
一、祇園会と十一代將軍足利義澄	9 3
二、「かくらおか」と「樹陰夏月」	9 4

三、「筒井筒」と「水辺納涼」	101
1、井戸・柳・流し・水溜・人家の組み合わせ	102
2、細川邸前を歩く人物の図様―土佐派のプロポーション―	103
3、典厩邸前の馬を引く人物の図様―土佐派の描法―	103
4、伊勢物語	104
5、水辺納涼	107
四、「諸人のつかふる業」と天下静謐	109
第三節 洛中洛外図屏風の制作目的	114
1、甲本の主題と制作目的	114
2、『融通念仏縁起絵巻』と洛中洛外図	116
おわりに	119
資料	128
第二章 三條西邸鶯合と近衛邸の風呂	139
はじめに	139
第一節 三條西邸鶯合	140
1、鶯合の図様	140
2、三條西実隆と細川高国の出会いと別れ	141
第二節 近衛邸の風呂	144
1、近衛邸風呂の図様	144
2、近衛尚通と細川高国の別れ	145
第三節 足利義晴と細川高国	147
1、歴博甲本注文者足利義晴	147
2、足利義晴と三條西実隆・近衛尚通	149
おわりに	150
資料	154
第三章 祇園会再興と足利義澄	162
はじめに	162
第一節 祇園会再興幕府奉行人奉書発給人	163
(一)、飯尾清房	163
(二)、松田頼亮	163

(三)、飯尾元行	165
第二節 祇園会と将軍	166
一、祇園会神馬の奉納	166
二、細川政元と足利義澄の地位	167
三、義澄と政元	169
第三節 祇園会见物	170
第四節 祇園会再興理由	176
おわりに	178
資料	185
第四章 足利義澄と能・参内	192
はじめに	192
第一節 足利義澄と観世能	194
第二節 足利義澄と参内	199
おわりに	205
資料	209
第五章 歴博甲本洛中洛外図屏風に描かれた比丘尼御所	218
はじめに	218
第一節 戦国期大慈院・宝鏡寺・三時知恩寺・曇華院・光照院の住持	219
一、三時知恩寺（入江殿）	220
二、大慈院（南御所）	221
三、宝鏡寺	224
四、曇華院（通玄寺）	227
五、光照院	231
第二節 宝鏡寺・大慈院の所領	232
第三節 足利義澄と白布棚公事	236
第四節 宝鏡寺白布伸子張りと職人歌合	242
おわりに	243
資料	251

第三部 上杉本洛中洛外図屏風

第一章 上杉本洛中洛外図屏風に描かれた将軍の行列	259
はじめに	259
第一節 将軍邸横の行列	261
1、輿	262
2、小者	262
3、厩者の鞭	264
4、走衆	264
5、輿舁司	265
6、輿添え者	265
7、門前路頭礼	266
8、脚絆	266
第二節 行列の年代比定	267
第三節 将軍の行列と「穴太記」	270
おわりに	275
資料	278
第二章 上杉本洛中洛外図屏風と「穴太記」	280
はじめに	280
第一節 上杉本に描かれた「穴太記」	280
1、金雲	280
2、東山殿様	282
3、まりの宮	283
4、旧大永度御所前鷹狩の一行	284
5、「三好筑前」邸冠木門	285
第二節 上杉本と源氏物語	287
第三節 制作目的と伝来の経緯	292
おわりに	295
資料	300
第三章 足利義晴御台慶寿院の生涯	304
はじめに	304

第一節 近衛家息女時代	305
第二節 義晴御台時代	308
一、結婚と「桑実寺縁起絵巻」	308
二、子ども	313
三、義晴死までの動向	314
四、御料所	318
五、御台としての活動	319
第三節 義輝母時代	321
一、義晴死後の動向	321
二、將軍母としての活動	328
三、遊覧とフロイス	331
おわりに	331
資料	341
第四章 「穴太記」の成立	351
はじめに	351
第一節 「穴太記」諸本について	352
第二節 「穴太記」の成立年代	354
第三節 記述内容の信憑性と作者	356
おわりに	357
資料	359
結論	
歴博甲本・上杉本洛中洛外図屏風	366
総括	374

はじめに

本論は、初期洛中洛外図屏風の中から、国立歴史民俗博物館蔵洛中洛外図屏風甲本（以下甲本）と、米沢市上杉博物館蔵洛中洛外図屏風（以下上杉本）を取り上げ、この二本の洛中洛外図屏風は、歌・物語絵屏風であることを論証することを目的としている。さらには、その注文者である足利将軍家に着目し、これまで看過されてきた戦国期足利将軍家の女性たちについて検証するものである。

洛中洛外図屏風は百本以上現存すると言われているが、近年新たに発見されるものもあり、その総数は不明である。大塚活美氏は、一六八本の洛中洛外図屏風作品を挙げている¹。このうち、戦国期の京都を描く洛中洛外図屏風は四本あり、初期洛中洛外図屏風と分類される。国立歴史民俗博物館蔵甲本（歴博甲本、旧三条公尊家本、旧町田家本）、米沢市上杉博物館蔵本（上杉本）、東京国立博物館蔵模本（江戸期に江戸狩野中橋家門人によつて模写されためぐり、下京隻五扇欠、原本所在不明）、国立歴史民俗博物館蔵乙本（旧高橋本）である。

このほかに、『実隆公記』永正三年（一五〇八）十二月二十二日条に、「越前朝倉屏風新調、一雙画京中、土佐刑部大輔新図」とあり、洛中洛外図屏風初見とされるが、この屏風は現存しない。これに遡る『晴富宿禰記』文明十一年（一四七九）七月三・四日条紙背に「洛中図、私所持候を、其へ被進候由承候²」とあり、「洛中図」の初見とされる。これは、色紙または、扇面画のセットであると考えられている³。

また、東京国立博物館蔵「月次祭礼図」（模本）は、めぐり六枚の六曲屏風一隻分の模写である。布袋に「洛中洛外図」とあり、「左一」と書き込みのある図に「土佐光信筆」の款がある。この原図は徳川秀忠が所蔵していた⁴。しかし、これは京都の町を描いたものではなく、年中行事・祭礼を描いたものである。

それ以外は、慶長以降に制作されたもので、第二定型洛中洛外図屏風と分類される。第二定型洛中洛外図屏風は、豊臣建立の大仏殿と徳川建立の二条城（慶長八年（一六〇三）落成）を描くものが多い。慶長二十年（元和元年一六一五）の二条城前祇園神輿渡御、元和六年（一六二〇）の徳川和子入内行列や、寛永三年（一六二六）の後水尾天皇二条城行幸の行列を描くものが多い。第二定型洛中洛外図屏風は、江戸幕府成立後から寛永年間に多数制作された。

その後、寛文（一六六一）年間以降は定型化が進み、同一の図柄が量産され、住吉具慶系統、佛教学本系統、鳥取県博本系統の洛中洛外図が多数現存する⁵。また、名所絵的なものに移行し、洛中洛外図は町人なども所持するものとなり終焉に向かった⁶。

本論で取り上げる国立歴史民俗博物館蔵洛中洛外図屏風甲本（紙本着色）は、現存最古の洛中洛外図屏風で、重要文化財に指定されている。三条公爵家に伝来し、町田氏を経て、現在国立歴史民俗博物館が所蔵する六曲一雙屏風である。高さ一五四・〇cm、一隻の横幅三五八・三cm、本紙縦一三七・九cm、一隻の本紙横幅三四四・九cm（一・六扇五四・一cm、二く五扇五九・二cm）である。

米沢市上杉博物館蔵洛中洛外図屏風上杉本（紙本金地着色）は、永禄年間（一五五八）一五六九）の制作で、狩野永徳筆、国宝である。米沢藩の記録「上杉年譜」には、天正二年（一五七四）三月、織田信長から上杉謙信に、洛陽の名所を描いた屏風と源氏物語を描いた屏風が贈られたという記録がある⁷。上杉家に伝来し、現在は米沢市所蔵の六曲一雙屏風である。高さ一七七・八cm、一隻の横幅三八一・八cm、本紙縦一六〇・四cm、一隻の本紙横幅二六五・二cm（一・六扇五六・八cm、二く五扇六二・九cm）である。

この二本を選んだ理由は、甲本が現存最古の洛中洛外図屏風であること、上杉本は東博模本より制作年代（景観年代ではない）が古く、現存二番目に古い作品と考えるためである。また、この二本は絵画史料としても、美術品としても、伝来の確かさも他の追随を許さない。この二本の洛中洛外図屏風は、その後多数制作された洛中洛外図、その他の都市図屏風に大きな影響を与え、都市図屏風の基本となった。

この二本の洛中洛外図屏風の主題・制作目的研究は、他の都市図屏風の主題・制作目的を考えるうえで重要である。さらに、洛中洛外図屏風の絵画史料としての、基礎条件を明らかにできるであろう。くわえて、洛中洛外図屏風の主題を探ることは、室町将軍家の願い、鎮魂などの宗教観、戦国期政治史にも迫ることである。

さらには、戦国期における歌絵の状況は未解明であるが、歌絵は戦国期においても「やまと絵」の中で主たる地位を占め、多くの作品が描かれたと思われる。本研究は、文学・美術史研究にもその成果を問うことができるであろう。

これまで、洛中洛外図屏風は文学的素材とは無縁と考えられ、風俗そのものを描くことを目的とした近世初期風俗画の母胎となつたと考えられてきた⁸。そして、戦国期の京都を写実的に描写した都市図であり、時の管領細川氏や、将軍足利義輝の政治構想が主題であるとされてきた。また、地方在住者が都に憧れ、京都を描かせたという意見もある。

しかし、洛中洛外図は、写生に基づく「風景画」なのであろうか。また、権力者の「政治構想図」なのであろうか。こうした言説は、写真を見慣れ、絵は見たものを描き、個人の内面を表現するという近現代的芸術観に影響されていないだろうか。

さらに、戦国期の将軍権力研究は近年漸く活発化してきたといえる。かつては戦国期といえば戦国大名研究が中心であり、京都の将軍は傀儡に過ぎず、無力な存在とされてきた。しかし、近年は戦国期においても将軍は支配権を持ち、縮小したとはいえ幕府権力は存在し、むしろ管領制度は終焉し、将軍による側近政治が行われたとされる。

しかし、戦国期幕府政治研究者を除けば、中世専門の歴史家においても、細川京兆家が専制政治を行い、将軍は傀儡にすぎなかったという理解がいまだ根強い。こうした理解は、洛中洛外図解釈にも大きな影響を与えた。

また、一九五〇〜八〇年代に、時代背景とも関連して「町衆論」が台頭した。洛中洛外図は、台頭する町衆の自由な空気を描く風俗画であり、復興する京都に憧れを持つ、地方在住者が屏風の注文者であるという見解が出された。しかし、戦国期の京都は、長い京都の歴史の中で最も京都が衰微していた時期なのである。応仁・文明の乱後、多くの守護が下国した。守護は軍事力を保持し、在京が原則であるから、合計六、七千騎、他に将軍奉公衆が二、三千騎、これに徒歩の兵、従者、その家族まで含めると数万単位の人口減と、物資流入の途絶があった。

在京を続けた細川氏も有力内衆が内紛によって没落し、さらに高国派・澄元派に分裂し、同族連合が崩壊し弱体化した。公家も荘園からの貢租が途絶え、地方へ下るものが相次いだ。これにより、京都文化が地方に伝播し、在国大名の居館を中心として、城下町が発達したのは事実だが、京都は将軍も近江へ逃れ、町を守る為政者不在が長く続いた。土一揆・戦乱・強盗・火事が多発し、住人は釘貫などを構え、近隣で協力し自衛せざるを得なかったのである¹⁾。通説では人口増加が認められるのは天正年間であるとされ¹⁾、甲本・上杉本の制作より後世の信長以降の時代である。

さらに、屏風はどちらかといえば女性向けの調度品であることはよく知られていることだが、従来の研究では注文者の中に女性はまったく想定されず、男性中心の権力論による解釈が行われてきた。このような見解が出てきた研究史を振り返り、問題点を整理しておく必要があるだろう。

第一節 洛中洛外図屏風研究史

【戦前】

一、田中喜作

洛中洛外図研究は、上杉本を中心として進んできた。一九三二年田中喜作氏の研究が嚆矢とされる¹²。田中氏は、洛中洛外図には二系統あり、一つは京都における新興の社会相に興味を持ち、人々の生活の相をみるがままに再現しようとしたもので、初期浮世絵の先駆であるとした。二つ目は、名所図会的なものとし、名勝・邸宅をあるがままに細写したとした。さらには、高島甚九郎・三好邸・松永邸などから景観を割り出す方向性を示した。かさねて、信長から上杉家へ送られたという伝来、狩野永徳筆か否か、風俗史料としての活用の可能性、さらには三条公爵家蔵洛中洛外図屏風(甲本)との比較の必要性など、その後の洛中洛外図屏風研究の方向性が、ほぼ提示されたといえる。

くわえて、洛中洛外図の先駆的作品として、伝土佐光信筆東京国立博物館蔵「月次祭礼図屏風模本」をあげ、このような多くの画題を一画面に描いた形式は、古代障子絵に源を発し、その後も脈々と受け継がれ、例えば『明月記』建永二年四・五月に詳細な記事のある、和歌に基づき描かれた最勝四天王院障子絵や、『吾妻鑑』文治五年九月十七日条の平泉觀自在王院の「洛陽靈地名所」図にもみられるとする。

ここまでは、事実を即した実証的論調であるが、そこから田中氏は、洛中洛外図のような名所絵が地方の豪族の下向に当たり贈られたかもしれないことは「想像に難くない」。上杉本が信長の座右にあつたことは、洛中洛外図が、地方の貴顕のために制作されたと「猶更に想像される」とした。また、京都文化を偲ぶよすがとして描かれたのであるから、あるがままの京都が図写されたと「想像される」。一方で、あるがままとはいい難い描写がある点については、尚古い原則的な図本があつたが「今に伝えないのでないか」とした。

田中氏の「想像」は、その後も受け継がれ、現在も「誰かが見たい京都」を描かせたとし、粗本として、「相国寺塔上からの絵」があつたという石田尚豊説を支持する論者もいる¹³。さらに、「応仁文明の乱後、近世都市に向けて再生し始めた京都への都市内外からの関心」から、洛中洛外図が生まれたとする論調もある¹⁴。しかし、これは史料の根拠があるわけではない。先述したように、応仁・文明の乱後、在京大名が下国し、公家も地方へ下るものが相次ぎ、京都文化が地方へ伝播したことは事実だが、京都の町自体は、長い歴史の中で最も荒廃していた時期なのである。

そして、田中氏が挙げた古代障子絵に源を発する多くの画題の集合空間・異時同図の構図、

和歌と結びついた歌絵の伝統、宗教との関連という観点はその後実証的研究が進むことはなく、一方、「想像」の部分は引き継がれ、印象論・想像論が洛中洛外図研究の中で、多く語られることとなった。

一九八四年岩波書店『文学』五十二・二号は、「洛中洛外図屏風の世界」と題し、当時の洛中洛外図論者を一堂に執筆者として揃えた。その中で林屋辰三郎氏は、秀吉の黄金の茶室のように座敷の移動を発想することがあり得たのではないかとし、洛中洛外図は、「持ちあらく小京都」であり、「需要者も小京都を愛する人々」で、「領国大名たちの権威のために作られ」、「京都にあこがれや誇りをもつ豪商たちに求められたと思われる」とした¹⁵。

森谷尅久氏は、十六世紀は地方の人々の「上洛」志向によつて揺れ動いた時代であり、地方の人々の憧憬を込めた「上洛」意識によつて、視覚的に京都をパノラマ化したものが、『洛中洛外図屏風』であるとした¹⁶。

これは、戦国大名は皆京都を目指し、天下を取ろうとしていたという理解に基づくものだろう。しかし実際は、上洛を求める御内書が義澄期など残っているものの¹⁷、それに応じる大名はほとんどいないというのが実状だった。大内義興は例外的に義種を奉じて上洛したが、自ら将軍になろうとはしなかった。そして、領国支配が不安定になり、十年で下国した。また、義昭が上洛を要請しても、朝倉・六角は動かなかった。義昭を奉じて上洛した織田信長は特異なのである。そして、信長も最後まで京都に居を構えることはなかった。

【一九四〇～五〇年代】

一、堀口捨己

その後、洛中洛外図屏風が絵画史料として有効性を持つことを論証したのが、建築史家堀口捨己氏である。堀口氏は、洛中洛外図屏風は「写生画が基となっていると思われる」とし、建築史の資料として扱った。そして、文献と照合し、甲本・上杉本・東博模本の景観年代を比定した¹⁸。主に將軍邸から甲本は大永五年、東博模本は天文十二年～十七年、上杉本は天文十七～永禄七年とした。しかし、特に東博模本は建築物の景観に矛盾が生じるが、これは粉本転写、復元表現であるとした。

文献と照合し、景観年代を割り出すという手法はその後も引き継がれ、それを最大限にまで推し進めた研究が、後述する今谷明氏による研究である。この研究手法は実証的で、説得力があるが、大きな問題点も抱えている。堀口氏自身が述べているように、これは景観年代であつて、制作年代ではないということである。しかしその後、景観年代≠制作年代とする論者が出てくる。二つ目の問題点は、このような文献との照合ですべてを説明できないこと

すなわち矛盾が生じることである。堀口氏はこれを復元表現、粉本転写による誤り、画家の不注意に原因を求めた。そこには、自明のこととして、単一景観年代、実景描写が前提とされている。しかし、復元表現・粉本転写があることは、既に、単一景観年代・実景描写ではないということである。堀口氏の研究は実証的であるが、出発点が、洛中洛外図は絵巻のような「絵空事」ではなく、「写生画」であるという点にある。しかし、復元表現・粉本転写という時点で写生画説は破綻しているのである。

洛中洛外図は「絵画史料」として、本格的研究がはじまり、そのために各方面から絵画作品としては異例ともいえる関心が集まり、多くの研究が重ねられ、各方面で活用されることとなった。しかし一方で、「絵画」であるという自明のことが軽視され、絵画作品としての描写の特性を見ずに、若干の誤りがあるとしても、写實的都市図であるという論調が主流を占めるようになった。そこには、写真のような絵が存在してほしいという研究者側の都合があり、まさにそれに近いものが洛中洛外図であるという論調を生んだのではないだろうか。

三、石田尚豊

その後、写生画説をさらに推し進めたのが石田尚豊氏である。石田尚豊氏は、文明二年（一四七〇）に焼失した相国寺大塔上から見た写生画を基に、甲本上京隻が制作されたという説を発表し¹⁾、写實的な都市図という評価が定着した（図1・1・2）。しかし、石田説には以下のような問題点がある。

①文明二年以前に、広い京都の中から、応仁・文明の乱後復興する狭い地域だけを選んで描くことは、不可能である。

②画面下部においては、屏風中央（視点とされる場所）は北小路（現今出川通）以南になり、大塔があつた北小路以北からずれている。石田説は誓願寺辻子（図1の㉞）を北小路に誤認している。北小路は図1の㉟の道である。

③屏風向かつて左端小川の屈曲点㉠と塔と西の京と松尾社は一直線で結ばれ、この線と中央線㉡は約二十七度の開きであり、これに合わせ反対側の㉢の線も二十七度にとり、描く範囲を決定したとするが、屏風の左端小川の屈曲点㉠地点は、図を詳細にみると明らかのように、小川の屈曲点より、左にわずかながらずれている。そして、二十七度の線の延長線上に松尾社はなく、地図で二十七度の延長線を作図すると、月読社に行く。屏風向かつて左端小川の屈曲点と塔と西の京と松尾社は、筆者が図に書き入れた線二十五度の開きなのである（図1・2）。石田氏は「約二十七度」としているが、この説のポイントは、屏風の左端の小川の屈曲点と塔と西の京と松尾社が一直線上にあり、この線が塔正面の㉡

から二十七度の開きであり、これを反対の北側にも当てはめ、合わせて五十四度の角度にある地域を各扇九度ずつ描いたという点にある。しかし、出発点である二十七度の開きが、間違っているのである²⁰。さらには、各扇九度という視野は非常に狭く、このような狭い視野を近景に当てはめて描くことはできない。

④高所の一点から西を見ると、近景は屋根しか見えず、遠景はほぼ水平に見え、南側の建物は北側面が見え、北側の建物は南側面が見える。このように、固定視点からの図は、位置関係によって見える角度が変わるのだが、甲本は、近景も遠景も北も南も全て同じ、南東ほぼ四十五度上空から見た景観が描かれている。単一固定視点から見た景観ではないことは一目瞭然である。甲本は近景の町屋を、やまと絵で一般的に用いる斜投影図法で描き(図1.3)、遠景・中景は、名所絵を並べ金雲で繋いで描いている。

⑤標高一メートルの船岡山をもはるか上空から描いており、このような視点は、存在しない。また、嵯峨を描いているが実際には双ヶ岡の陰で嵯峨は見えない。描かれたように見える視点は存在しないのである。

以上の点から、写生画を基にした実景描写・単一景観年代という見方は修正する時期にあるといえるだろう。なお、石田氏は上杉本は甲本より各扇の位置関係が実景に即しているが、各扇の交点が塔上の位置に収束しないとしている²¹。石田氏が予想した大塔上から見た図があつたという史料的裏付けは、塔上からの眺めを詠んだ詩があるというものが、詩があるから、塔上からの実景図もあつたとはいえない。

しかし、石田説はその後大きな影響を与え、洛中洛外図を統計分析する論者の登場を見た。

【一九六〇〜八〇年代】

四、内藤昌

内藤氏は、洛中洛外図には「京に生きる人間の心理量を時代社会の総体において推し量る基礎データが秘められている」とする²²。人間の「心理量」を量る基礎データなるものが、実際にあるのか、またそれに洛中洛外図が該当するのか不明であるが、内藤氏が行つたことは、洛中洛外図に描かれた建築物を升目上に落とす作業である(図2参照)。

そして、描かれた範囲が「相国寺塔より放射線状に拡散していることと大局において矛盾ない」とした。しかし、図中に太線で示したように、下京隻は視点が一点に収束しないように、上京隻においても相国寺塔の一点に収束せず、塔の南側・北側は視点が平行移動し、塔からの放射線内には収まらない。そして、洛中洛外図には、内藤氏が作成した図のような「面」ではなく、名所が「点景」で描かれているのである。

その後、こうした統計処理的研究手法は多くあらわれ、より精細な描写地点図が制作され、描かれた人数、男女別などが精査されたが、それがこの時代の基礎データとなるのかは、疑問である。洛中洛外図が、写実描写であるという前提を疑う必要がある。

さらに、一九八〇年代頃まで主流であった「町衆論」も洛中洛外図研究に大きな影響を与えた。内藤氏は、洛中洛外図は「自由の空気」を求めた都市者（住民）の生活史・風俗史・建築史、ひいてはその生き様を後世に伝える」とする³³。しかし、洛中洛外図は「都市の空気は自由にする」という「都市の空気」を表現するために描かれたのであろうか。戦国期の京都に「個の意識に目覚めた」「自由の空気」があつたことは実証されていない。むしろ、人々は近隣が協力し合い、生き抜こうとしていたのである³⁴。内藤説の十年以上前の一九七二年に、佐々木銀弥氏が西欧自由都市との比較に基づく中世都市論に警鐘を鳴らしているのである³⁵。

五、武田恒夫

洛中洛外図が大きな脚光を浴びたものに、一九六五年に京都国立博物館で開催された「洛中洛外図」展がある。その図録に寄せた武田恒夫氏の論考は、その後の洛中洛外図研究の基本ともいべきものであつた³⁶。

武田氏は、初期洛中洛外図に、四季絵ないしは月次絵、或いは名所絵といった諸要素が濃厚であるとし、洛中洛外図が伝統的な「やまと絵の主題方式を母胎として成立した」とし、歌・物語を主題とするやまと絵と、初期洛中洛外図の共通性を指摘した。しかし、やまと絵と洛中洛外図には基本的相違があるとする。それは、洛中洛外図が「京都の全貌を可視的なイメージのもとに具現しようとする切実な要求」に貫かれている点にあるとする。

洛中洛外図が京都という町を描くことを一つの目的としていることは確かであり、古代やまと絵が現実の町を具現化しようとしたものではないことも事実である。しかしそれは、実在の町を意識しているか否かの違いであり、「基本的な相違」なのであろうか。たしかに、洛中洛外図は、観念的な名所絵ではなく、実在の町を描こうとする新しさはあるが、それが、やまと絵の基本である文学からの発想と無縁である証拠とはならない。むしろ、和歌の発想に由来する四季絵ないしは月次絵であることは、和歌との関連性があるとみるべきではないだろうか。

そして、武田氏は「洛中洛外図はやまと絵の終焉というよりは、むしろ近世初期風俗画の発端」であり、新たなジャンルとして登場したとする。しかし、やまと絵は終焉したのだろうか、そして、近世初期風俗画は文学的発想と無縁なのだろうか。まず、そのことが問われ

なければならない。

くわえて、武田氏は、過度の写生画的正確さを求めることや、一部、もしくは細部を見て景観年代を特定することに警鐘を鳴らす。そして、武家屋敷にも視野を広げ、景観年代を比定したが、武田氏が東博模本に描かれ、天文年間に在京していたとする畠山権長や、細川持隆の在京は再考を要する。また、天文度義晴将軍邸は「今出川御所」と呼ばれ、「花の御所」と呼ばれた例は見いだせない。「花御所」と呼ばれたのは、義政の室町第が最後だと思われる²⁷。

しかし、洛中洛外図主題については、武家による京洛の安定した秩序への要求とした。それまでの、地方在住者の「京都懂れ論」ではなく、絵の核心にせまり、主題に精神性を見たのはさすがに美術史界の第一人者というべきだろう。

さらには、洛中洛外図の一場面が拡大され、初期風俗画として独立したとし、洛中洛外図の日本美術史上における重要性に言及した。くわえて、洛中洛外図を、戦国期を描く初期洛中洛外図と、大仏殿・二条城を描く第二定型に分類した。

武田氏の論点は多岐にわたるが、その後の洛中洛外図研究をリードしたといえるだろう。

六、岡見正雄・佐竹昭広

文学の方面から、上杉本を「読む」試みを行ったのが、岡見正雄氏・佐竹昭広氏による『標注 洛中洛外屏風 上杉本²⁸』である。上杉本の各場面に関連する、文学作品・記録・地誌等を収集したもので、労作である。

そこでは、絵を「見る」ものから「読む」ものへという転換が見られ、その後洛中洛外図は「読むもの」であるという認識が広まった。そこでの主張は屏風絵の中の洛中洛外は写実的描写ではないということである。「源氏物語」や「平等院阿弥陀堂」に見られる浄土の思想や「四神思想」が込められているとした。これまでの写生画説に真つ向から反対する意見といえよう。写生画、統計資料ではなく、文学性・宗教性が込められているという見解は画期的であった。

さらに、室町期の文献と照合しながら各場面を見るという作業によって、絵の世界が広がると同時に、風俗画としての価値が改めて認識された。これまで建築物に偏っていた研究が、人物にも広がったのである。上杉本には「室町ごころ」が描かれているとし、各場面の「意味」を読む必要性が説かれた。

しかし、その方向性は正しいものであったが、収集した文献が多岐にわたり、取り上げた場面も多岐にわたるため、どの場面・文献が主題なのか、それともすべて並列的に描かれ、

中心的画題はないのか、といった点が不明であった。網羅的な収集に終わってしまい、明確な主題を示すに至らなかったといえよう。

しかし、その後の研究に大きな恩恵を与えたのは、その大型カラー写真である。各場面の大型写真をふんだんに掲載したその装丁は、従来の美術全集にはなかったものであり、研究進展に寄与した。

さらに、一九八七年に出版された、詳細な大型カラー図版『洛中洛外図大観²⁹』は、現在も研究者には必須の本といえる。各項目にわたる詳細な解説により、洛中洛外図研究は格段の進歩を遂げたといえるだろう。

一九九四年、洛中洛外図を一堂に集めた「都の形象―洛中洛外の世界」展が京都国立博物館で開催され、一九九七年、その大型図版『洛中洛外図都の形象―洛中洛外の世界³⁰』が出版され、五十一本の洛中洛外図などが、カラー版、拡大写真で掲載された。こうした研究環境の整備はその後、データベース構築や高精細画像公開などに繋がり、洛中洛外図の研究基盤が整備された。

七、今谷明

堀口氏が行った建築物から景観年代を割り出す手法を歴史家の立場から、究極まで推し進めたのが今谷明氏である。今谷氏は、上杉家伝来の史料の信憑性、上杉本に押された永徳印、様式、三好邸などの景観年代を検討し、上杉本は、天文十四（十八）年（一五四九）の京都を描いた作品であり、狩野元信筆で、天文二十二年・永祿二年に上洛した上杉謙信が、土産として購入した可能性が高いとした³¹。

今谷説は永徳筆・信長贈与という上杉本の美術的価値にもかかわる問題であったため、特に美術史家の関心を引くこととなった。辻惟雄氏は「上杉本洛中洛外図再考―今谷氏の説に對して―」と題する論考を『國華』に発表した³²。そして、上杉家の史料の信憑性・永徳印・様式・三好邸をはじめとする景観年代を検討し、上杉本は信長が漸く手に入れた、室町幕府消滅前の「復元」された京都であり、永徳筆・信長贈与は動かないとした。

その後、今谷氏は建築物から景観年代を割り出す手法をさらに推し進めた³³。その結果、天文十六年（一五四七）年の京都を写真的に描いた作品であり、当時満四歳の永徳筆ではありえないとした。さらに、天正二年（一五七四）信長から謙信に贈られたという伝承に関しても、信長が自らの覇権以前の二十数年前の室町將軍時代の京都を描き、謙信に贈るとは考え難いとした。

奥平俊六氏は、上杉本は復元表現があり、景観年代≠制作年代ではなく、「あるべき姿」

を描いており、上杉本の写実性を過度に評価する今谷説を否定した。また、謙信購入の品に信長贈与という伝承を上杉家が残すのは不審とした。さらに、永徳印・様式について検討し、上杉本はその筆法から永徳筆と断言できるとした³⁴。

【一九九〇年代】

八、瀬田勝哉

歴史家からは、瀬田勝哉氏が今谷説を否定した。今谷説は、武家邸・寺社の景観年代を精査し、歴史学的には大きな財産だが、そのうち一つでも否定されると、崩れるという危うさも内包していた。瀬田氏は、「妙顕寺」は天文五年、天文法華の乱で京から追放され、その後、西京に環住したものの、天文二十年十二月以前まで「妙顕寺」の寺号を名乗ることが許されなかったとした。そして、上杉本には「めいけんし（妙顕寺）」と書き込みがあることから、上杉本の制作は、天文二十一年以降であるとした。

さらに、今出川御所を描くなど、天文十八年の政変で崩壊した足利義晴―細川晴元体制を描き、すでにないものも描く復元表現であるとし、今谷説の写実性・同時性を否定した³⁵。

瀬田氏はさらに、景観年代の論点となってきた「三好筑前」邸について検討した。「三好筑前」を三好長慶と見るか、息子の義興と見るかによって景観年代が異なる。高橋康夫氏が検討した「三好筑前守義長朝臣亭³⁶御成之記³⁷」。「永祿四年三好亭御成記³⁸」から、上杉本の「三好筑前」邸は、三好義興亭であり、永祿四年足利義輝が三好亭に御成した際の冠木門を描いているという高橋説³⁸を支持した。さらに、松永邸前に描かれている左義長は、天文十八年以降山科七郷を支配した松永と左義長の繋がりを表したものとした。

そして、武衛邸前の闘鶏場面に描かれている幼児が足利義輝であると初めて画中の人物比定を行い、上杉本は義晴十三回忌に描かれるにふさわしいが、それを証明する証拠は何もない、上杉本の制作目的を解明することができなかったとした。くわえて、上杉本の主題は、足利義晴―細川晴元体制という過去の体制に託しながら、そこに三好・松永の新興勢力を包括し、全体として将軍義輝による安定した秩序構想が描かれているとした。

さらに、上杉本は謙信が手にしてこそふさわしいとした。それは、義輝と謙信に深いつながりがあったためである。謙信は義輝京都復帰の際、一回とも上洛している。また、義輝甥の関白近衛前久は謙信の元に二年間逗留した。こうした義輝と謙信の繋がりから、これまでの上杉本制作目的とされた戦国大名の京都憧れ説を否定し、謙信の上洛を期待した義輝の構想を提示した。

義晴年忌法会を制作目的とする一方、謙信の上洛を願う義輝の政治構想を主題に見る瀬

田氏の論は、統一性に欠けるように思うが、それについての説明はない。制作目的が義晴年忌法会か、上杉謙信上洛を願う義輝の構想であるかはいずれも印象論であり、明確な史料の根拠は示されていない。

九、黒田日出男

瀬田氏の義輝による謙信上洛構想説を引き継ぎ、さらに今谷説以来論争となってきた制作年代・筆者問題に一つの決着をつけたのが、黒田日出男氏である。既に田中喜作氏が指摘したように、米沢藩の公式記録「上杉年譜」に³⁹、織田信長から洛陽の名所を描いた屏風と源氏物語を描いた屏風が、天正二年に贈られたという記述があることは知られていた。

それに加えて、黒田氏は「(謙信公)御書集⁴⁰」という現在東京大学文学部蔵である文書を紹介した。これは、石井進氏が古書店で発見し、東京大学文学部が購入したものである。筆者は、平田範隅という江戸時代後期の米沢藩大小姓組番頭であった人物である。「(謙信公)御書集」は、上杉家の公式記録「上杉年譜」編纂の稿本的性格を有するもので、江戸後期に平田がそれを書写したものとした⁴¹。

そのなかの天正二年三月条に、「一、同年三月尾州織田信長、為使介佐々市兵衛遣于越府、被贈屏風一双、画工狩野源四郎貞信入道永徳齋、永禄八年九月三日画之、花洛尽、被及書札」とあり、この「花洛尽」屏風こそ、上杉本であり、織田信長が天正二年三月に、謙信に贈り、筆者は狩野永徳、制作は永禄八年九月三日完成であるとした。

さらに、黒田氏は、大塚活美氏が指摘した將軍邸横の大規模な貴人の行列に着目した。大塚氏は、この行列が門松等正月風景であること、塗輿であること、細川邸前から始まっていることから、細川晴元が將軍邸に正月年賀に訪れる様子を描いたとし、細川晴元が注文者と推定した⁴²。しかしその後、瀬田氏が『貞丈雑記』に「管領の房には額髪なし」とあり、上杉本の長刀を担いだ房は額に髪があるので、細川晴元の行列ではないとした⁴³。

黒田氏は、瀬田説を引き継ぎ、將軍邸横の行列は、義輝が思い描く上杉謙信將軍邸正月参賀の様子であり、屏風を謙信に贈り、上洛を促すことが上杉本の制作目的であり、注文者は義輝であると推定した。

しかし、將軍邸横の行列が謙信であるという史料的裏付けがあるわけではない。状況証拠からの推測に過ぎず、疑問点も多くある。例えば、なぜ謙信がすでに存在しない義晴時代の將軍邸にやってくるのか。なぜ当時三十歳の義輝が自らを幼児に描かねばならないのか。関東成敗を謙信に任せた義輝が、謙信の長期上洛を願っていたのか。謙信には妻子がなく、養子の景勝はまだ幼く、謙信が長期間在京することが不可能なこと、武田との川中島合戦や関

東の情勢が、決して楽観できるものでないことは、近衛前久が越後から帰洛しており十分承知していたはずである。また、将軍が軍勢催促をする場合、豪華な贈り物をするという例は見られない。さらに、遠方へ送るのになぜ絵巻や懸幅ではなく、屏風に仕立てたのか不明である。しかも、当時義輝は三好と同盟関係を結んでいた。謙信の入洛を画策することは、三好と敵対する行為だが、なぜ謙信の上洛を描いた屏風を贈るなどという手段をとったのか理解できない。屏風制作には一年以上の年月がかかり、しかも秘密裏に行うことなどできないのである。しかし、こうした点が問題になることはなく、黒田説は上杉本研究の到達点⁴⁴とされ、その後、洛中洛外図屏風の研究は、他の作品へ比重を移すことになる。

【二〇〇〇年代以降】

十、小島道裕

歴博甲本に本格的な検討を加え、読解を試みたのが、小島道裕氏である。小島氏は、瀬田氏の人物比定の手法を受け継ぎ、甲本に描かれた人物比定を行った⁴⁵。特に、細川邸厩座敷に座る人物を細川高国と人物比定し、甲本は、家督を譲った嫡子細川植国、典厩細川尹賢、将軍足利義晴による政治体制を、出家した細川高国が後見するという、細川高国の政治構想を描いたものとした。

甲本に描かれた将軍邸に関しては、堀口氏が義晴の大永度御所であるとし、武田氏も大永度御所であるとしていた⁴⁶。これに対し、高橋康夫氏は鈴木充氏の説を支持し⁴⁷、義晴大永度御所は今出川北小路北東の伊勢邸近くとし⁴⁸、甲本将軍邸は架空の御所であるとした。小島氏はこれに検討を加え、『後鑑』所載の「御作事日記」を検討し、大永度御所建築場所が選定されたのは大永五年四月であり、その場所は「香川以下四、五人の旧跡」であるから、「伊勢守近辺の新地」とは異なる。「香川」は細川氏被官の香川氏であり、「細川エリア」に将軍邸を誘致したとした。

甲本将軍邸をめぐる高橋・小島説に、史料学的検討を加えたのが、末柄豊氏である。末柄氏は、戦国期幕府研究の到達点の中に、既に大永度御所の位置に関する言及があり、その位置は明白であるとする。また、一次史料から検討する必要性を主張し、「御作事日記」を『後鑑』引用部分だけでなく、天理大学図書館蔵「御作事方日記」から検討すべきとする⁴⁹。そして、設楽薫氏が論文で引用した『上杉家文書』に、大永度御所の場所は「京兆之北、香川安富秋庭上野殿以下之地⁵⁰。」と示されていることを指摘し、「大永五年十二月に完成した将軍御所は細川邸の北側に位置し、歴博甲本の将軍御所を絵空事として疑う必要はない」とした。

さらに小島説の、甲本は「京兆独裁体制」をさらに推し進めた高国の勝利宣言という解釈には、当該期の政治情勢を踏まえ疑問を呈し、高国は四国勢という敵を抱えており、「勝利宣言」をするほど無邪気ではあり得なかったとした。末柄氏の論は、一次史料を検討し、当該期の幕府情勢を踏まえたもので説得力を持つものであった。

しかし、甲本細川邸が高国邸であるというのは、將軍邸が大永度御所であるということから導かれている。甲本に描かれている將軍邸は確かに細川邸の北であるが、「京兆の北」にあった將軍邸が他にないことを論証しなければ、甲本の將軍邸が大永度御所であり、細川邸が高国時代であることを証明できない。そして、この付近にあった將軍邸は、戦国期に、義政・義尚の小川御所、義澄邸がある。佐藤康宏氏は甲本將軍邸を「小川御所」ではないかとする⁵¹。すると、甲本は「小川御所」「細川政元」邸を描いていることになり、『上杉家文書』の神余昌綱書状や「御作事方日記」と、甲本將軍邸が一致するというだけでは、甲本が大永度御所を描いているという点に関して論証が不十分なのである。そして、小川御所の位置は、現宝鏡寺説⁵²、現本法寺説⁵³があり、細川政元邸も大心院町説⁵⁴と、上立売北・小川東・寺之内南・東小川西（甲本細川邸の位置）説⁵⁵があり確定していない。甲本に描かれた將軍邸の確定は、景観年代・主題・制作目的と密接な関係を持っており、安富邸等大永度御所が建造された場所、小川御所・義澄邸（細川政元邸内）・細川政元邸も確定する必要がある。さらには、細川晴元時代の細川邸は位置が確定しておらず、上杉本に描かれた細川邸は現実のものなのか、架空なのか不明である。上杉本を読み込むには、細川晴元邸も確定する必要がある。

つづけて、小島氏は、座敷に誰もいない表現を「留守表現」とし、これはその家の主人が留守であることを示しており、主人は画中のどこかに描かれているとし、近衛尚通・植家親子や、畠山植長などを人物比定した。これは、今谷氏以上の同時性を画面に見る見解である。そして、「留守表現」を甲本独特の表現であると主張する。

くわえて、制作目的・注文者は、大永五年に將軍義晴の許に上臈として入室した三條実香息女に結婚祝いとして贈るため、高国が注文したとする。これは、マシュー・P・マッケルウェイ氏説の、甲本は義晴と三條実香息女の間をめぐり注文の可能性があるという指摘⁵⁶を継承したものである。以上の点から甲本の完成は遅くとも三條氏息女入室の大永五年十二月から、翌大永六年正月とする。

さらに、細川邸玄関に座る人物を細川植国とした。高国嫡子植国は大永五年十月急死するが、その点からも植国が死去した大永五年十月以前に屏風が注文されたとした。

しかし、大永度御所の選定は、大永四年四月で、立柱は八月である。そこで、小島氏は大永度御所立地選定後まもなく、御所が存在しない時点で甲本を注文した。そして、工房での組織的な制作であるから、半年あまりで甲本が完成したとする。しかし、甲本に限らず、当時の狩野派・土佐派といった主な絵師は工房制作を行っている。顔料を使用できる状態にするだけでも、現在のような簡便な絵具がない時代には、一人で全てをやることは不可能であり、まして屏風のような大画面を一人で仕上げることは不可能なのである。

くわえて、永禄三年の『お湯殿の上の日記』における『源氏絵屏風』制作や⁵⁷、江戸後期の江戸城襖絵制作の場合⁵⁸、最も重要な作業は絵様案を制作することであり、これが注文者の許諾を得られるまでに多くの時間を要する。そして、これは工房制作であるか否かに関わらず、絵師棟梁の作業なのである。他作品の制作時間を調べる必要があるだろう。

さらには、高国政権は「將軍を傀儡化して権力を握る、「京兆専制体制」とも呼ばれる方向性をもっていた⁵⁹。」とする理解も、再検討が必要である。当該期の幕府政治に関して、今谷明氏の「京兆専制論」が長らく通説の地位にあつたが、近年否定的見解が次々と出ている。設楽薫氏は、「奉行衆が細川氏に臣従していたとする極論は到底受け入れられない⁶⁰。」とし、將軍が無力であつたとする「京兆専制論」を否定した。

その後、山田康弘氏は、將軍義澄期の政治を検討し、將軍義澄は傀儡で無力であつたわけではなく、独自の政策を行つたことを明らかにした。また、天文期の御前沙汰・政所沙汰を検討し、細川京兆家がこうした案件に直接かつ恒常的にかかわることはなかつたと指摘し、「京兆専制論」を否定した⁶¹。

「京兆専制論」が否定されつつある現在、將軍義晴・三條氏は、高国の後見体制と、若くして急死したばかりの細川植国が描かれた屏風を、結婚祝いとして將軍邸に飾っていたとする筋書きは再検討すべきであろう。

小島説には多くの批判があつたが、その代表は黒田日出男氏である。黒田氏は、「全否定に近い」とする批判を発表した⁶²。特に重要な指摘は、屏風全体の分析・読解の必要性である。小島氏の指摘は將軍邸近辺に集中しており、下京隻に関しては、高国の政治構想がどのように描かれているのか明らかではない。

翌年、黒田氏は小島説に対する新たな説を発表した。長大な論文であるが、黒田氏の新説は、①將軍邸前の長小結の人物は、細川植国であり、植国が將軍邸へ参仕するという高国の構想を描いている。②注文者は細川高国③制作目的は細川邸の北に將軍邸を置くという高国の政治構想④制作年代は大永四年とする⁶³。これに対して、小島氏の反論が発表された

が⁶⁴、小島氏が指摘するように、黒田説は小島説に極めて近い。そして、やはり下京隻に関しては高国の構想がどう描かれているのか論究がない。

【小括】

洛中洛外図屏風、特に上杉本は、絵画作品としては異例ともいえる多くの研究が、多方面から出された。そして、各方面で活用され、日本絵画の中でも有数の著名作品であるといえる。それは、「絵画史料」として研究が始まったことと無関係ではない。上杉本は研究当初から写美的都市図という評価を受け、建築史・歴史学の「史料」として注目を集めた。そのため、景観年代・制作年代が関心を集めてきた。

また、主題に関しても様々な意見が出された。「写生画」という意見がある一方、「決して浮世だけを描いているのではない⁶⁵。」と、この世以外のものも描かれているとする意見もある。

そして、地方在住者が都に憧れて描かせた土産物という見解から、「天下泰平を祝福する「祝言の思想」が全画面を覆いつくしている」という⁶⁶、宗教的テーマを見る意見までさまざまである。

政治権力者の政治構想を読む歴史学者、都市図と見る建築史家・都市史研究者、文学的・宗教的テーマを見る文学者、文学から独立した近世初期風俗画の母胎と見る美術史家というように、論者によって主題も区々である。

しかし、当初は絵師の創意工夫、想いなど絵師の問題とされた事柄が、注文者という観点に加わるようになったことは、大きな進展である。そして、制作目的や主題を重要な論点することも定着した。現在の洛中洛外図の論点は①景観年代②制作年代③注文者④制作目的⑤主題である。

上杉本の建築物景観年代比定はほぼ出尽くし、瀬田説、黒田説が現在の通説といえる。しかし、それが学会の支持を集め、定説であるためというよりは、十分なものでないことは承知しながらも対案がないという観がある。

現在は、上杉本から、甲本、それ以外の洛中洛外図に研究の重心が移った。そして、主題に迫る研究に大きな進展が見られず、絵画資料としての活用が中心である。

洛中洛外図研究の最大の問題点は、膨大な先行研究がすべて、一般書、単巻の論文、他の研究目的の一部分、図録・美術全集などの解説であり、洛中洛外図研究専門書は一冊もないという点にある。黒田氏日出男氏が研究代表者である「第二定型洛中洛外図屏風の総合的研

究^{6,7)}」「中近世風俗画の高精細デジタル画像化と絵画史料学的研究^{6,8)}」、小島道裕氏が編者である『洛中洛外図屏風歴博甲本の総合的研究⁹⁾』は、多くの研究者が参加した第二定型洛中洛外図屏風、歴博甲本の総合的研究であり、高精細デジタル画像化、建築物データ表、人物データベース、レプリカの制作をはじめ大きな成果があつたが、報告書は研究参加者の個別論文の集合であり、系統的に洛中洛外図の①景観年代②制作年代③注文者④制作目的⑤主題を論証したものではない。論者によつて見解が区々であるのは、こうした問題点に由来するといつてよいだろう。

第二節 本論の課題と構成

本論文は、初めて上杉本洛中洛外図屏風と歴博甲本洛中洛外図屏風を中心研究課題とした専門的研究書を書くことを目的としている。洛中洛外図は巨本以上存在するが、その中でもこの二本は、現存最古、一番目に古い屏風であり、その後多数制作された洛中洛外図の基本となったものである。それ以外の洛中洛外図・都市図屏風はこの二本の屏風から大きな影響を受けている。この二本の屏風が歌絵・物語絵であることを明らかにすることは、他の都市図屏風の主題、制作目的解明に大きく寄与するであろう。

そして、都市図屏風は、貴重な絵画史料として各方面で活用されている。この二本の洛中洛外図屏風の研究は、都市図屏風の絵画史料としての基礎条件の提示となろう。文献史料では、史料批判が重要である。しかし、洛中洛外図は各方面で史料としてすでに多く活用されているにもかかわらず、主題・制作目的・制作年代も不明のまま活用されているのである。

洛中洛外図屏風研究は写生画をもとに「ありのまま」の京都を描いた写実的都市図という評価から出発した。景観年代、建築物が詳細に検討され、統計的処理も行われた。しかし、そこで判明したことは、景観年代に矛盾があること、建築物の位置も正確ではないことであつた。それにもかかわらず、写生画をもとにした写実的都市図であるという見解には現在もなお支持者がいる。「写生画」ということは四つの重要なことを自明のこととしている。一点目は、単一固定視点、二点目は単一景観年代、三点目は現実描写、四点目は個人の構想である。写生画説を疑う論者も、無意識のうちこの四点を自明の事としている。

しかし、一点目の単一固定視点に関しては、描かれているような視点が得られる場所は存在しない。絵師がその場所を実見し、実景をとりいれたことと、「写生画」を描いたことは別問題である。

二点目の単一景観年代に関しては、矛盾する景観は「復元表現」や粉本転写による誤り、

絵師の不注意とされた。しかし、他のやまと絵屏風では、単一景観年代ではない例は、枚挙にいとまがないほど存在する。むしろ、単一景観年代であると明らかになっている作品が、甲本以前にあるのだろうか。

三点目の現実描写も、自明とは言えない。むしろ多くのやまと絵作品は現実ではないものを描いている。鬼・龍・仏など、この世以外のものを描き、物語や歌といった文学的素材を描いている作品が大多数なのである。

四点目の、ある場所を選び、「写生画」を描くという行為は個人の構想である。甲本・上杉本においても、注文者の「構想」が主題であると解釈されてきた。しかし、甲本以前にそうした「構想画」は存在するのだろうか。山水画、名所絵は個人の「構想画」ではなく、詩歌を描いている。とくに、「政治構想」を描いたやまと絵作品は見いだせない。

本論の課題は、甲本・上杉本は、写生画、権力者の政治構想図ではなく、文学を描く歌・物語絵であることを論証することである。研究方法は状況証拠からの推論ではなく、文献・文学的素材との照合によって、描かれた歌・物語を読み解く。それによって、主題・制作目的・注文者に迫ることができるだろう。さらに、戦国期将軍家の願い、事績に関する新たな知見を得ることができるだろう。さらには、戦国期の歌絵に関する新たな知見は、文学研究、美術史研究分野にも研究成果を問うこととなるだろう。

最後に、本論の構成を述べておこう。まず、序論として、研究史のまとめと問題点、本論の構成を提示した。

第一部は、甲本・上杉本検討の前提条件についての論考である。第一章は、室町後期の歌絵の状況を検討した。戦国期においても「歌絵」は盛んに制作され、「やまと絵」において、主たる位置を占めていた。さらに、初期洛中洛外図に歌絵が描かれていることを示し、歌絵の手法、異時空間同図の手法を確認した。くわえて、「近世初期風俗画」というジャンルが生まれた背景を検討した。

第二章は、甲本の景観年代比定の決め手となった將軍邸が大永度御所であるかを主な検討課題とする。さらに、描かれた比丘尼御所と室町幕府の関係、「京兆専制論」に基づき解釈の妥当性について検討し、甲本將軍邸近辺の空間構造を検証する。甲本の主題や制作目的、注文者、制作年代を探るには、景観年代の決め手となる將軍邸の確定が重要なのである。

さらには、戦国期の京都が地方在住者の憧れであったという説に対し、京都の町の状況を確認した。

第二部は、国立歴史民俗博物館蔵洛中洛外図屏風甲本を取り上げる。第二章では、甲本に

は細川高国と十一代将軍足利義澄の歌が描かれており、甲本は歌絵屏風であることを検証する。高国の辞世が二句、足利義澄の歌が三句甲本に描かれていることを論証し、甲本主題を考察したい。さらに、室町殿年忌法会に制作された『融通念仏縁起絵巻』東京国立博物館蔵洛中洛外図模本と甲本の関連性を考察し、洛中洛外図屏風の制作目的を考察する。

第二章は、甲本三條西邸・近衛邸に描かれた細川高国の物語について論じる。さらに、描かれた物語から、甲本注文者を確定したい。

第三章は、祇園会再興と足利義澄の関係について論じる。甲本には祇園会が描かれ、その後制作された洛中洛外図にも多くの場合祇園会が描かれている。戦国期の祇園会は応仁・文明の乱後三十三年間途絶え、明応九年（一五〇〇）に再興された。しかし、その後は延引・追行が繰り返され、夏の京都の風物詩ではなかった。そこで、祇園会再興者・祇園会再興理由を探り、なぜ祇園会が甲本に描かれたのかを検討したい。

祇園会は十一代将軍足利義澄が再興したもので、戦乱の終結を象徴し、民の生活を保障するものだった。祇園会は義澄の重要事績として描かれたのである。そして、将軍徳治のもとにおける天下静謐を表すモチーフとして、その後制作された洛中洛外図にも継承されたのである。

第四章は、足利義澄と「観世能」「参内」の関連を検討し、甲本に描かれた「観世能」「禁裏南庭」の図様は、義澄が好んだ能と熱心に行った参内を描く、義澄の物語絵であることを論証したい。甲本「観世能」は現実のものではなく、あの世から来た義澄等の精霊が見物する能である。「禁裏南庭」は義澄と広橋守子の悲恋物語を描いている。異時空間同図で、義澄の物語を描く、義澄鎮魂のモチーフなのである。

第五章は、第一節で、甲本に描かれた比丘尼御所の住持を検討し、これらの比丘尼御所に住んだ室町將軍家の女性たちについて検討した。第二節で、南御所の根本所領を記した御内書を検討し、宛所と年次を比定し、所領の変遷を検討する。

第三節で、南御所の所領の全体像と、戦国期の所領を検討し、中でも、南御所・宝鏡寺が保持していた「白布棚公事」と甲本に描かれた白布伸子張りの図様の関連性を検討する。

第三部は米沢市上杉博物館蔵洛中洛外図屏風を取り上げる。上杉本も歌・物語絵である。第一章は、上杉本将軍邸横に描かれた行列を取り上げ、この行列は十二代将軍足利義晴追善記「穴太記」に記された天文十八年の義晴近江没落を描く、歌・物語絵であることを論証する。

第一節は、戦国期武家故実と行列を照合し、この行列が将軍の行列であることを論証した。

第二節は、『貞丈雑記』・行列の規模から、行列の年代比定を行った。この行列は、天文十八年の義晴近江没落の行列である。第三節は、義晴近江没落を著した追善記「穴太記」と行列を照合した。その結果、「穴太記」の歌、記述と上杉本行列の描写は一致していることが明らかになった。上杉本は、「穴太記」を描く、歌・物語絵である可能性が高いのである。

第二章は、上杉本洛中洛外図と「穴太記」を、行列以外の図様について照合した。第一節は、「金雲」「東山殿様」「まりの宮」「鷹狩の一行」「三好筑前邸冠木門」を「穴太記」と照合し、これらの不自然な図様は「穴太記」を描く、歌・物語絵であることを検証した。

第二節は、「武衛邸前鬪鶏」の図様は「穴太記」の歌を描く歌絵であることを検証した。くわえて、上杉本は源氏物語桐壺の巻に出てくる「長恨歌の御屏風」になぞらえた「新長恨歌の御屏風」であることを論証した。そして、注文者は十二代将軍義晴御台慶寿院であることを論じた。第三節では、上杉本が上杉家へ伝来した経緯について検討した。

第三章は、十二代将軍足利義晴御台慶寿院（近衛尚通息女）の伝記である。これまで、室町将軍御台は日野富子を除けば、ほとんど注目されることはなかった。しかし、慶寿院は、上杉本注文者であり、「足利―近衛体制」の要であった。そして、義輝期に慶寿院は幕府政治に大きな影響力を持っていた。

慶寿院の近衛家息女時代、義晴御台時代、義輝母時代の三時代に区切り、慶寿院の生涯を追った。さらに、『桑実寺縁起絵巻』制作と慶寿院結婚の関連性、御台御料所を考察した。

慶寿院の生涯を追うことは、義晴期・義輝期の通史を追うことでもある。この時期は、三好長慶の伝記はあるものの、幕府側から見た通史研究はなく、戦国末期幕府論の一助となる。

第四章は、「穴太記」についての書誌情報である。「穴太記」は多くの写本・版本が現存する。第一節では、「穴太記」の元となった近衛植家著「万松院贈左府をいためる辞」について検討した。第二節では、「穴太記」成立年代と書写者について検討した。その結果、奥書にあるように、一条兼冬が天文十九年に筆写した可能性は極めて高く、奥書を疑う必要はないと考える。

第三節では、「穴太記」の信憑性と作者について検討した。作者は当時連歌界の第一人者で、近衛家の庇護を受けていた谷宗養ではないかと推定した。

最後に、歴博甲本、上杉本の計測データは、国立歴史民俗博物館、米沢市上杉博物館の御厚意によって、入手させていただいたデータである。調査を許可していただいたことを深く感謝申し上げたい。

- 1 大塚活美「江戸時代の洛中洛外図」(『京を描く―洛中洛外図の時代―』京都文化博物館、二〇一五年)。
- 2 「晴富宿禰記」(壬生本) 東京大学史料編纂所蔵写真帳、文明十一年七月三・四日条紙背文書。晴富に宛てた政藤書状の尚々書に洛中図の事が書かれている。政藤は安東政藤だと思われる。「安東政藤日記」と題した写本が九州大学附属図書館細川文庫にあり(国文学資料館蔵マイクロフィルム)、内容は「長祿二年以来申次記」と同様である。「安東政藤日記」によれば、政藤は文明十八年に申次となるが、それ以前は、御方衆・上様御供衆であった。その後永正三年春まで申次を勤めた。また、木下聡「室町幕府外様衆の基礎的研究」(『東京大学日本史学研究室紀要』十五、二〇一一年)では、外様衆の四条上杉氏に政藤がおり、長祿三年頃関東で転戦しているが、その後上洛し、延徳二年二月に死亡したと思われるとする。どちらの政藤であるか確定できないが、義尚・義種・義澄將軍周辺に洛中図があつたことが分かる。
- 3 辻惟雄編『日本の美術 洛中洛外』一二一、至文堂、一九七六年。
- 4 武田恒夫「初期洛中洛外図における景観構成―その成立をめぐって―」(『美術史』五三、一九六四年)。
- 5 前掲注(1) 大塚論文。
- 6 前掲注(3) 辻著書。
- 7 「謙信公御年譜」十七、(米沢市上杉博物館蔵マイクロフィルム)。
- 8 武田恒夫『洛中洛外図』特別展図録解説(京都国立博物館、一九六六年)、『日本の美術 近世初期風俗画』二十、至文堂、一九六七年。
- 9 高橋昌明『京都〈千年の都〉の歴史』岩波書店、二〇一四年、一四九頁。
- 10 秋山國三『近世京都町組榮達史』法政大学出版局、一九八〇年、三五頁、初出一九四四年。
- 11 早島大祐「戦国期京都の惣町と町組」(『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- 12 田中喜作「狩野永徳筆洛中洛外図屏風」(『宝雲』三、一九三二年)。同、「洛中洛外図攷」(『美術研究』三六、一九三四年)。
- 13 小島道裕「それは誰が見たかった京都か」(『京を描く』京都府京都文化博物館、二〇一五年)。
- 14 同、「洛中洛外図屏風と風俗画」(『都市を描く』国立歴史民俗博物館、二〇一二年)。
- 15 林屋辰三郎「洛中洛外図の構想」(『文学』五二・三、岩波書店、一九八四年)。
- 16 森谷尙久「洛中洛外図の景観と構造」(『文学』五二・三、岩波書店、一九八四年)。
- 17 「御内書案」(『続群書類従』二三輯下)。
- 18 堀口捨己「洛中洛外屏風の建築的研究」(『画論』十八、一九四三年)、『書院造りと数寄屋造りの研究』鹿島出版会、一九七八年に再掲。
- 19 石田尚豊「洛中洛外図屏風について―その鳥瞰的構成―」(『美術史』三十、一九五八年)。同、「洛中洛外図屏風の概観」(『洛中洛外図大観』町田家旧蔵本、小学館、一九八七)。
- 20 同前、石田論文「洛中洛外図屏風の概観」。
- 21 前掲注(19) 石田論文「洛中洛外図屏風について―その鳥瞰的構成―」。
- 22 内藤昌「町田家旧蔵本と東博模本の景観構成」(『洛中洛外図大観』町田家旧蔵本、小学館、一九八七年)。
- 23 内藤昌「都市図としての洛中洛外図屏風」(『文学』五二・三、岩波書店、一九八四年)。

- 24 前掲注(11) 早島著書、二九四頁。
- 25 佐々木銀弥「日本中世都市の自由・自治研究をめぐって」(『社会経済史学』三八・四、一九七三年)。
- 26 前掲注(8) 武田解説。
- 27 高橋康夫「描かれた京都―上杉本洛中洛外図屏風の室町殿をめぐって―」(『中世の中の「京都」』中世都市研究十二、新人物往来社、二〇〇六年)。
- 28 岡見正雄・佐竹昭広『標注 洛中洛外屏風 上杉本』岩波書店、一九八三年。
- 29 『洛中洛外図大観』町田家旧蔵本・上杉家本・舟木家旧蔵本、小学館、一九八七年。
- 30 京都国立博物館編『洛中洛外図都の形象―洛中洛外の世界』淡交社、一九九七年。
- 31 今谷明「上杉本洛中洛外図の作者と景観年代」(『文学』五二・三、一九八四年)。
- 32 辻惟雄「上杉本洛中洛外図再考―今谷氏の説に対して―」(『國華』一一〇五、一九八七年)。
- 33 今谷明『京都・一五四七』平凡社、一九八八年。
- 34 奥平俊六「ミヤコの残像―上杉本「洛中洛外図」」(『洛中洛外図と南蛮屏風』新編名宝日本の美術五、小学館、一九九一年)。
- 35 瀬田勝哉「公方の構想」(『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年)。
- 36 「三好筑前守義長朝臣亭^江御成之記」(『群書類従』二三輯)。
- 37 「永祿四年三好亭御成記」(『統群書類従』二三輯下)。
- 38 高橋康夫「史料としての洛中洛外図屏風」(『洛中洛外』平凡社、一九八八年)。
- 39 「謙信公御年譜」十七、上杉博物館マイクロフィルム。
- 40 『謙信公御書集』東京大学文学部蔵影印本、臨川書店、一九九九年。
- 41 黒田日出男『謎解き洛中洛外図』岩波書店、一九九六年。
- 42 大塚活美「興に乗る貴人」(『日本史研究』三三三、一九八九年)。
- 43 前掲注(35) 瀬田論文。『貞丈雑記』一、平凡社、一三八・一三三九頁。
- 44 阿部哲人「上杉本洛中洛外図屏風」(『日本歴史』七〇〇、二〇〇六年)。
- 45 小島道裕『描かれた戦国の京都』吉川弘文館、二〇〇九年。同『洛中洛外図屏風 つくられた「京都」を読み解く』吉川弘文館、二〇一六年。
- 46 前掲注(18) 堀口論文。前掲注(8) 武田解説。
- 47 鈴木充「日本中世都市建築の研究」国立国会図書館蔵、東京大学博士論文、一九六六年。
- 48 前掲注(27) 高橋論文。
- 49 末柄豊「大永五年に完成した將軍御所の所在地―洛中洛外図屏風甲本の研究のために―」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』五四、二〇一二年)。
- 50 『上杉家文書』三一六号、神奈昌綱書状(大日本古文書)。設楽薫「將軍足利義晴期における「内談衆」の成立(前編)」(『室町時代研究』一、二〇〇二年)。
- 51 佐藤康弘「『日本美術史不案内』八、最古の洛中洛外図」(『UP』二〇〇九年十二月号)。
- 52 川上貢『日本中世住宅の研究(新訂)』中央公論美術出版、二〇〇二年、四〇四・四一七頁。
- 53 前掲注(47) 鈴木論文。前掲注(27) 高橋論文は鈴木説を支持した。
- 54 前掲注(52) 川上著書、四〇五・四〇六頁。前掲注(18) 堀口論文、四七三・四七四頁。
- 55 前掲注(27) 高橋論文。
- 56 マシエー・P・マツケルウエイ「『三本洛中洛外図』の人脈について」(『日本研究』二七、二〇〇三年)。
- 57 『お湯殿の上の日記』永祿三年七月十九・二十・二十二・二十三・二十四・二十七・

二十九・三十日、八月一・十二日、九月五・七・八・十二日、十月四日、十二月十一・十三日、十二月二十・二十一・二十九・三十日条。

- 58 千野香織「江戸城障壁画の下絵」(『將軍の御殿―江戸城障壁画の下絵』徳川美術館、一九八八年)。
- 59 前掲注(45) 小島著書、『描かれた戦国の京都』七六頁。
- 60 前掲注(50) 設案論文。
- 61 山田康弘『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、二〇〇〇年。
- 62 黒田日出男「歴博甲本洛中洛外図の読解をめぐって―小島道裕『描かれた戦国の京都 洛中洛外図屏風を読む』(吉川弘文館、二〇〇九年) 批判―」(『立正大学大学院紀要』二七、二〇一二年)。
- 63 黒田日出男「歴博甲本の主人公と注文主そして制作年―初期洛中洛外図屏風の読み方(一)―」(『立正大学文学部研究紀要』二八、二〇一二年)。
- 64 小島道裕「洛中洛外図屏風歴博甲本の制作事情をめぐって」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一八〇、二〇一四年)。
- 65 岡見正雄「面白の花の都や」(『標注洛中洛外屏風 上杉本』岩波書店、一九八三年)。
- 66 佐竹昭広「絵を見る人あれども―標注抄記―」(『標注洛中洛外屏風 上杉本』岩波書店、一九八三年)。
- 67 研究代表者黒田日出男「第二定型洛中洛外図屏風の総合的研究」(二〇〇二～二〇〇四年度科学研究費基盤研究(A) 研究成果報告書、二〇〇五年)。
- 68 研究代表者黒田日出男「中近世風俗画の高精細デジタル画像化と絵画史料学的研究」(二〇〇五～二〇〇九年度科学研究費補助金基盤研究(S) 研究成果報告書、二〇一〇年)。
- 69 小島道裕編『「共同研究」洛中洛外図屏風歴博甲本の総合的研究』(国立歴史民俗博物館研究報告一八〇、二〇一四年)。

図 1-1 石田尚豊「洛中洛外図屏風について—その鳥瞰的構成—」『美術史』30より引用

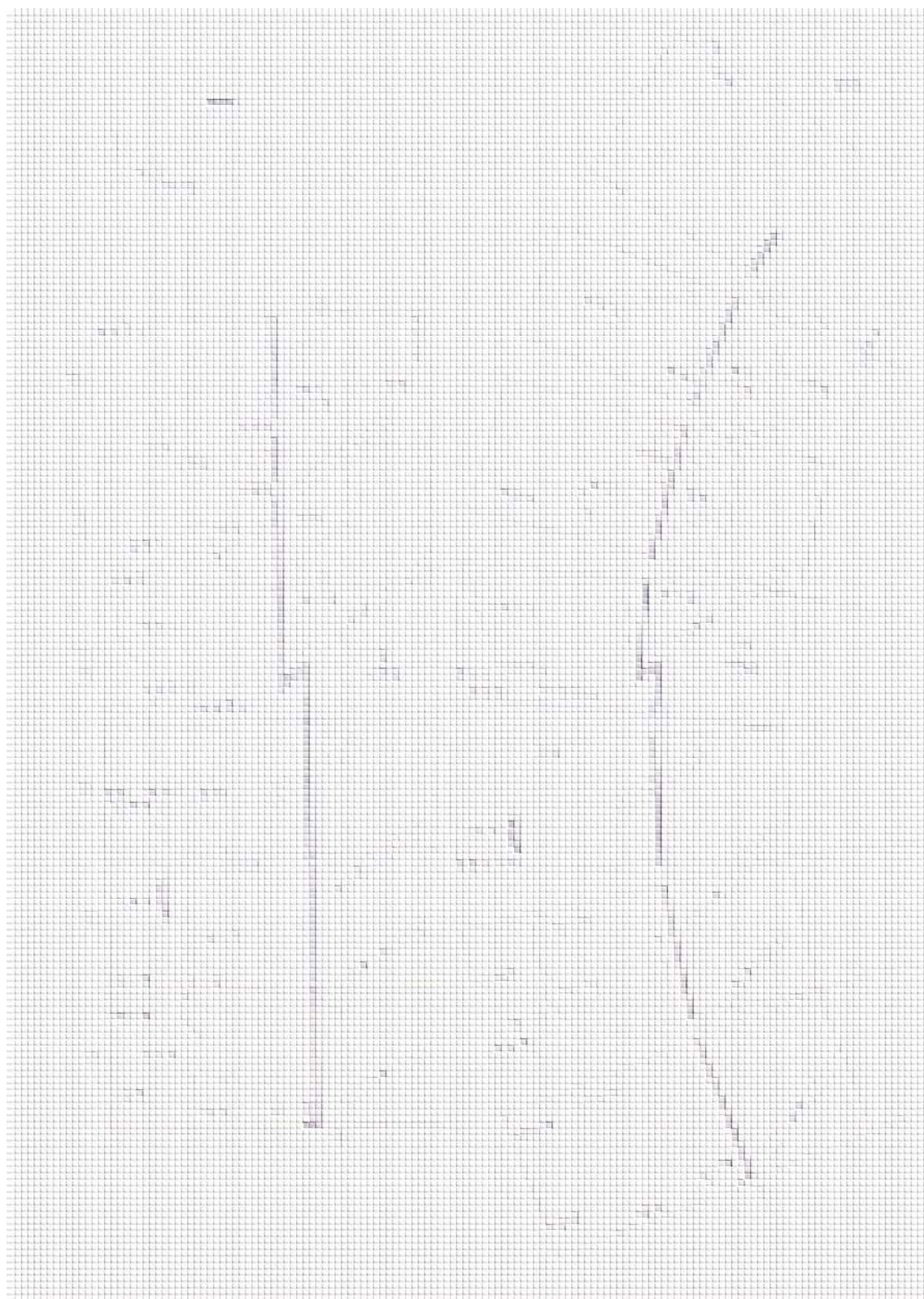


図 1-2 石田尚豊「洛中洛外図屏風について—その鳥瞰的構成—」『美術史』30より引用

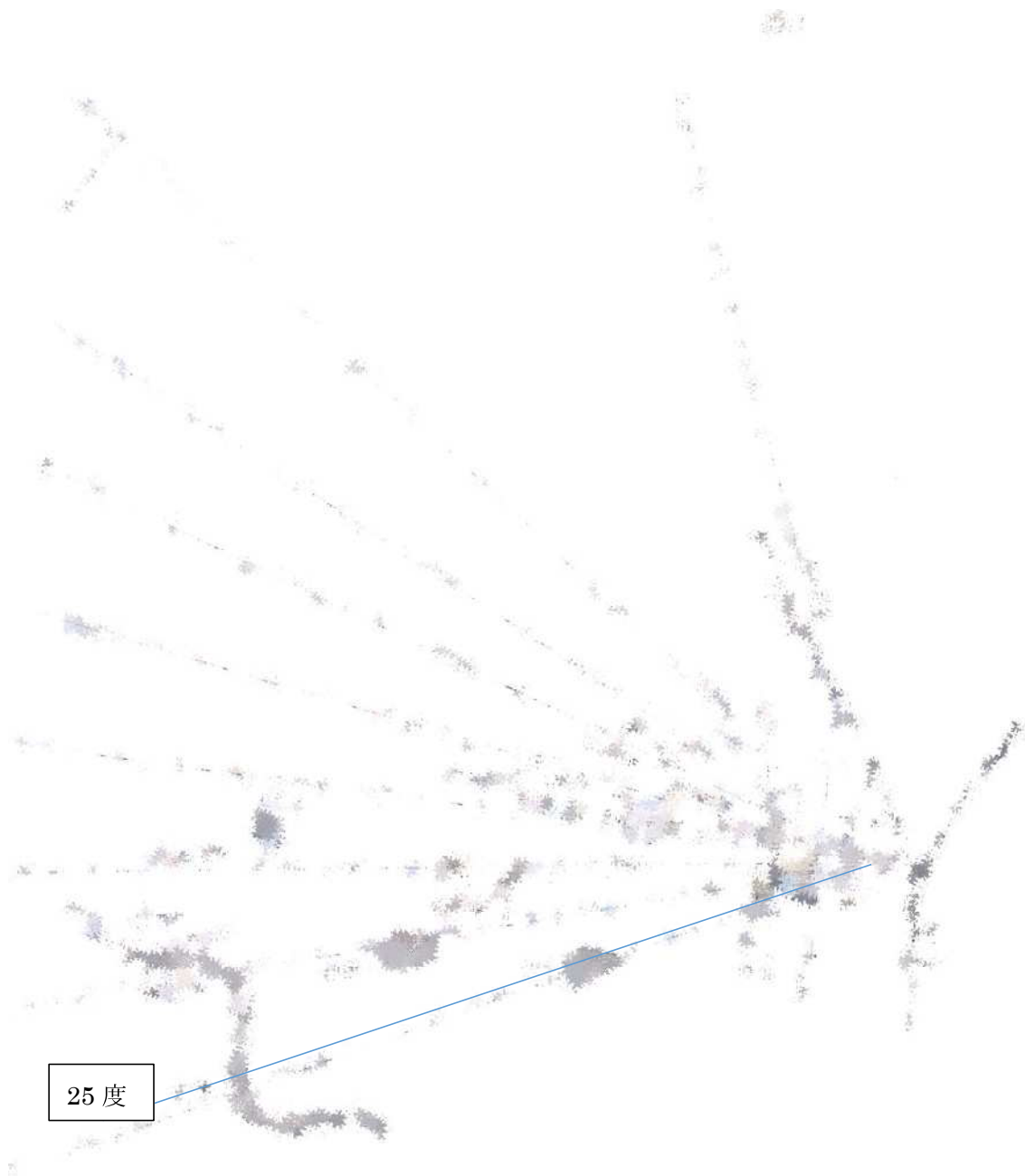


図1-3 斜投影図法

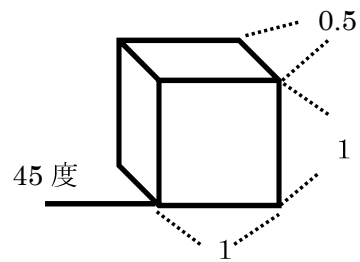
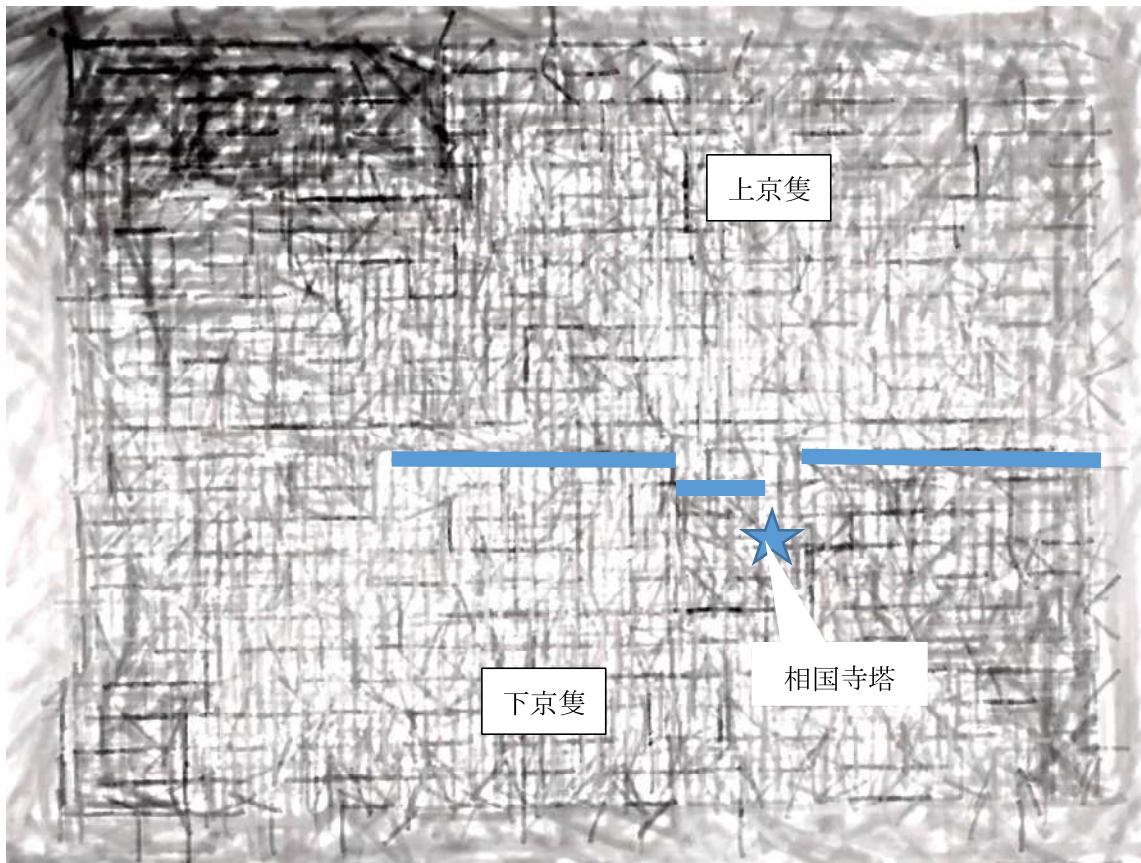


図2 内藤昌「町田家旧蔵本と東博模本の景観構成」(『洛中洛外図大観』町田家旧蔵本、小学館、)より引用。



第一部 洛中洛外図屏風解釈の前提

第一章 室町後期の歌絵・物語絵

はじめに

本研究は、歴博甲本・上杉本洛中洛外図屏風が、文献・文学的素材をもとに描かれた歌絵・物語絵屏風であることを論証することを目的としている。これまで、洛中洛外図屏風は「都市図」と考えられ、戦国期の京都を写実的に描いた作品として評価されてきた。その出発点が、石田尚豊氏による歴博甲本写生画説である。写生画説には否定的な意見が多いが¹、現在もなお支持する論者もいる²。

しかし、文学研究では、「物語文学はまず物語絵であった。絵を伴わない物語というものは、最初の時期には考えられない³」とされ、唐絵屏風の絵解き漢詩から、やまと絵屏風の絵解き和歌へ、さらに絵解き物語へと発展したとされ⁴、絵と文学は密接な関係があったとされる。

美術史研究では、やまと絵には文学的背景があり⁵、中世以前の絵は、ほとんどが文学的背景をもつとする⁶。しかし、初期洛中洛外図屏風は近世初期風俗画の母胎となった作品として評価され⁷、文学的素材とは無縁と考えられてきた。すなわち、初期洛中洛外図屏風は、絵画が文学的素材と分離する端緒となった、美術史上重要な作品とされているのである。

しかし、初期洛中洛外図屏風が文学的背景を持たないことが論証されたわけではない。むしろその一方で、文学的素材を背景とした作品との類似性が、数多く指摘されている⁸。これらに従えば、初期洛中洛外図が文学的素材を背景としている可能性は高く、背景となった文学的素材が、著名なものでなかったために、今まで気づかれなかったのではないだろうか。

そこでまず、「やまと絵」について確認しておこう。「やまと絵」は、「唐絵」に対する言葉である。古代に中国の故事・詩歌を描き中国の風景を描いた「唐絵」が入ってきたが、やがて和歌を描き、日本の風景・景物を描くようになったものが「やまと絵」である⁹。

「やまと絵」という言葉は、時代と共に変遷していくが¹⁰、平安時代における「やまと絵」は、殆どの場合和歌を描く歌絵で、その多くが屏風や障子に描かれた¹¹。平安初期に見られる唐絵屏風と題画詩が、やまと絵屏風と屏風和歌に変容していったと理解されている¹²。こうした古代歌絵屏風は現存しないが、「紀貫之集」をはじめとする歌集に多くの屏風歌が残され図様が類推できる。

紀貫之屏風歌は、四首から多いものでは三十八首で構成されている。内容は一月から十二月の季節・年中行事を詠んだものが多い。そこから類推される歌絵屏風は、多くの画題の集合体で、山水、四季、年中行事、名所、遊楽、祭礼、風俗（様々な階層の人物）が描かれていた。すなわち、屏風歌が詠まれたやまと絵屏風は、名所・月次行事・四季・風俗等の多場面を、屏風全体に描く洛中洛外図屏風と同様の画面構成であった¹³。そして、多数の画題が複合的に描かれ、一定の視点・時間ではなく多角的視点、異時同図で描かれ、画面空間が均質で図様に軽重の差がない¹⁴という特徴があった。これらの特色を初期洛中洛外図も備えている。

また、古代歌絵屏風は各画題間に連続性はなく、全体として実在の町を描いたものではないが、個々の画題は京都及びその近郊をモデルにしているものが多いと思われる。実在の町を意識しているかないかの違いはあるが、歴博甲本・上杉本は歌絵屏風の一類型と位置づけられるのではないだろうか。

歌絵は、歌から絵が作られる場合と、絵から歌が作られる両方があるだけでなく、古歌の中から絵の元になった歌を当てる謎解きである。歌が添えられることもあるが、本来は絵のみで、歌を解説する遊び絵である¹⁵。「趣向の面白さ、遊びの精神がその構造を支え、一種の判じ絵」¹⁶なのである。

歌絵に関する研究は、主に屏風歌によって行われてきた。屏風歌の最盛期は古代とされるため¹⁷、歌絵の研究は古代が中心である。古代歌絵は、白畑よし氏、佐野みどり氏¹⁸、江上採氏などの研究に詳しい¹⁹。中世の歌絵に関する研究は、応仁の乱以前の時期について、井上研一郎氏の屏風歌研究がある²⁰。戦国期における屏風歌・歌絵についての研究は乏しく、戦国期の歌絵の実態は未解明であるが、文学研究の方面から、「言葉遊び」²¹、「なぞの研究」²²、「扇の草子」²³の研究がある。これら美術史・文学研究の成果をふまえれば、歴博甲本・上杉本は、歌絵屏風の伝統である「謎解き」という遊戯性を備えた「一種の判じ絵」だと思われる。

そこで、本章では戦国期における歌絵の状況を屏風絵・扇絵・工芸品から検討し、次に戦国期の歌絵の実例から、歌絵の手法を検討したい。そして、初期洛中洛外図にも歌絵が描かれていることを確認し、最後に、初期洛中洛外図屏風が、文学とは無縁とされる近世初期風俗画の母胎とされてきた理由を確認したい。

なお、本稿では、異なる時間、異なる空間が同一画面に描かれる表現を「異時空間同図」と表現する。異なる空間には、この世以外の仏・浄土・地獄・鬼といった異次元世界も含

まれる。

第一節 室町後期における歌絵

一、大嘗会屏風

まず検討すべきは、代表的歌絵屏風である大嘗会屏風であろう。大嘗会屏風は古代から現代まで制作されているが、文正元年（一四四六）の後土御門天皇以降は、江戸時代まで大嘗会が途絶えている。作成過程が詳しく判明する永享二年（一四三〇）十一月の後花園天皇大嘗会屏風をとりあげよう。なお、他の天皇の大嘗会屏風も制作方法は同様である。

大嘗会屏風には、漢文と唐絵を描く本文屏風と、和歌とやまと絵を描く和歌屏風があり、和歌屏風には山水・年中行事・民を描く。王の徳治の許、生業に勤しみ平和に暮らす国民の姿と、豊かな実りが描かれるのである。また、大嘗会の後、他の行事でも大嘗会屏風は使われる²⁴。

永享二年の大嘗会に際して、まず近江と丹波が悠紀国・主基国に選ばれた。悠紀国・主基国は、基本的に都の東西から一カ国ずつ選ばれる。しかし円融天皇以降、悠紀は近江に固定され、主基は、備中・丹波に絞られている²⁵。

悠紀国・主基国が決まると、広橋親光が近江と丹波から選ばれた名所を歌に詠み²⁶、この歌に基づき絵所で大嘗会和歌屏風が制作された。『本朝画史』によれば、宮廷絵所は藤原光重（土佐派）である²⁷。

永享二年の大嘗会和歌屏風を、『看聞御記』は「月次屏風」とするが、江戸時代に編纂された歴史書『続史愚抄』は「風俗屏風」とする²⁸。「月次屏風」とは、年中行事・各月の自然を描いた絵画で、「風俗屏風」はその当時の人々の生活ぶりを描いたものである。

『看聞御記』と『続史愚抄』は同じものを別の絵画に類型しているが、それは不思議ではない。すでに指摘されているように、和歌に基づく歌絵屏風は、描かれた季節・行事に注目すれば四季絵・月次絵であり、人に注目すれば風俗画で、地形に注目すれば山水画、場所に注目すれば名所絵である²⁹。先行研究では、洛中洛外図屏風が風俗屏風であることに関心が集中してきたため、これが歌絵であるという認識はもたれなかった。しかし、洛中洛外図屏風も見方を変えれば月次絵や四季絵であり、また山水画、名所絵屏風でもある。洛中洛外図屏風も、やまと絵の伝統を継承した絵であり、歌と密接な関係をもっていることの方が自然ではないだろうか。

二、三條西実隆・『お湯殿の上の日記』屏風歌

そこで、戦国期における屏風歌の例を見ていこう。享祿二年（一五二九）三月に三條西実隆は、朝倉孝景から屏風歌を依頼され、「堀川院二郎百首」と、屏風歌を朝倉の許に送った。「堀川院二郎百首」は、堀川天皇の命によつて一〇〇首の歌が集められた定数和歌集である。そして一年九ヶ月後の享祿三年十二月に、実隆は屏風面色紙十二枚を朝倉に送っている³⁰。朝倉は実隆から送られた歌をもとに屏風を制作し、一年九ヶ月後に屏風が完成したのであろう。その連絡を受けた実隆は、仕上げに貼る色紙を朝倉に送つたものと思われる。この屏風は、十二枚の色紙を書いているので、月次屏風であらう。制作に多くの時間がかかっているので、細密画の六曲一雙屏風と思われ、「堀川院二郎百首」からも画題が採られたと思われる。

さらに、『お湯殿の上の日記』永祿三年（一五六〇）に、武家から借りた屏風を見て若宮や番衆に屏風歌を詠進させた記事がある³¹。七月から十二月に至る源氏絵屏風制作の記事である。三条西公衆が屏風の絵様を書き、万里小路邸に於いて土佐光茂が制作した。その参考にするためであらう、七月二十二日に將軍から、金磨付け屏風が三雙届いた。この屏風を見て、若宮（誠仁親王）や番衆に、歌を詠進させている。宮中における屏風歌詠進は、戦国期においても、屏風歌の伝統が続いていた例といえる。

永享二年の大嘗会屏風、享祿二〜三年の三條西実隆・朝倉孝景の月次屏風、永祿三年の禁裏における屏風歌は、いずれも歌から屏風が作られるか、屏風から歌を詠んだものである。室町中後期においても屏風歌の伝統は続いており、歌と屏風は密接な関係にあった。

三、扇と屏風

室町後期における歌と絵の関係を扇絵でみていこう。扇絵と歌の密接な関係を示すものに、『扇の草子』がある。『扇の草子』は、戦国期から江戸初期に盛んに作られた扇面画と画の元になった和歌を書いたものである。現存画面形式は、屏風・画帖・卷子など多種あるが、元は草子・卷子であつたものが大半である³²。『扇の草子』は、「歌絵解説集」・「絵解き集」と思われ、戦国期はこうした「歌絵解説集」が作られるほど歌絵の読み解きが盛んだつたことが裏付けられる。

室町末期作³³高津古文化会館蔵『扇面草子屏風』の扇面の内、「刈田と庵図扇面」の歌は、凡河内躬恒の屏風歌である(図1・1)³⁴。歌に出てくる「刈田」「仮庵」を描いている。一見すると、よくある田園風景を描いているように見えるが、「かりてほすやま田にいねをかそへつゝ いくよへぬらんまもるかりほに」の屏風歌を描いている³⁵。古代屏風歌

が描かれた扇は、古代歌絵屏風の一部分を再現したものといえる。

そして、扇面を屏風に貼ることは盛んに行われていた。慶長二十年頃（一六一五）、南禅寺に集められていた二百四十面の扇を屏風に押しした『南禅寺蔵扇面貼交屏風』は、着贄した禅僧の没年から天文（一五三二〜一五四四）から、慶長年間に制作された扇面画を集めたものと考えられている³⁶。その中に、屏風が描かれた扇面画ある（図1.2）³⁷。これは、扇面画は屏風絵の一部分を描いたものであり、扇面画を屏風に貼ることによつて、屏風絵のパーツを揃え、屏風絵を完成させるのが一般的なことなのだが、その反対に扇絵の中に屏風が入ってしまったという面白味を表したものであろう。扇絵であるか、屏風絵であるかは、大きさの違い、画面形式の差に過ぎないのである。

また、歴博甲本には多くの扇屋が描かれており、戦国期における扇は生活必需品であると同時に、贈答などにも使用され³⁸。扇面画が多数存在したことは、同時代の諸記録から明らかなのである。

四、三條西実隆 紅葉賀扇面

歌絵読み解きの例として、文明十八年（一四八六）の三條西実隆の場合を見てみよう。宗祇より源氏物語の講釈を受け終えた実隆は、宗祇から扇に扇歌を書くよう所望された。実隆の持っていた扇は、赤地に森、裏に馬が描かれていた。実隆は、源氏物語「紅葉賀」の「笹分けば人やとがめむいつとなく駒なつくめる森の木がくれ」という歌を書いた³⁹。扇の赤地から「紅葉賀」、森と馬の絵から源氏物語の歌を特定した逸話で、実隆は難問の歌絵を解説したのである。扇絵に歌を添えることは、絵の元歌を当てる謎解きだった。この場合、歌の背景である「紅葉賀」の物語は、「赤い扇」で表されている。また、歌に詠まれた「馬」・「森」という言葉のみを描き、人物は描かず、留守模様で歌を表現している。馬と森が描いてあるだけの赤い扇を即座に読み解いたのは、絵が歌を描いていることが彼らの間で常識だったためで、豊富な知識から絵にふさわしい歌を選びだせるかが試されたと言える。

さて、『実隆公記』には、発句を遣わした記事や、宮中における月次和歌会、和漢会が多く記録され⁴⁰、歌会は戦国期においても盛んだったが、古代屏風歌のように絵から新たに歌を詠む例は見えず、ほとんどが題詠である。禅僧による扇面詩は、新たに作られることが多かったが⁴¹、扇和歌は古歌を当てることが多かったのではないかと推測される。

五、宗長扇歌

扇歌が新たに詠まれる場合もあった。その例として、宗長の扇面歌の例を見ていこう。

大永四年（一五二四）、宗長は、伊勢亀山の関氏の許に逗留した。宴席で松の絵が描いてある扇に、何か書くよう所望され、宗長七十七歳、相手は七十八歳だったので、「誰をかも友とはいはん（ま）な（ま）がらえ（ま）ば君と我が年高砂の松」と歌を書いた⁴²。松の絵が読み解かれ、松が長寿を表す留守模様になった。

古代屏風歌は、紀貫之などの職業歌人が天皇家や大臣家などの祝賀の宴席で、屏風絵から歌を詠んだものが多い⁴³。宗長は連歌師で職業歌人である。宗長の扇歌は屏風歌の小型版であり、画図の描かれた扇は歌絵屏風の小型版といえる。室町中後期は、屏風歌に代わり、扇歌が盛んだった。歌絵屏風に代わり、屏風より小型で安価な歌絵扇が盛んに作られた。

宗長や紀貫之の例から考えると、裕福な家や有力者の宴席で、絵から新たな歌を詠むことは、一種の「宴会芸」である。戦国期において扇詩歌は、連歌師や禅僧が専らとし、三條西実隆のような公家はたとえ和歌に秀でていても、依頼に応じ絵から新たに歌を詠むことは基本的にはなかったものと思われる。屏風歌の減少は歌絵の衰退によるものではなく、屏風歌を詠む豪華な宴席の衰退によるもので、歌絵は中世以後も数多く制作され、やまと絵において主要な位置を占めていた。

六、中世における歌絵

中世においても、歌絵が盛んだった例を見ていこう。承元元年（一一〇七）の後鳥羽上皇の最勝四天王院の障子絵は、藤原定家が中心となって四十六か所の名所を選び、絵師に詳しく景気・時節を指定し、新たに作られた歌や古詩にあつた名所障子絵を作成したものだ⁴⁴。

永仁三年（一二九五）頃制作の神宮徴古館農業館蔵『伊勢新名所絵歌合』は、新たに伊勢の新名所十か所を選び、季節や景気を定め詩情豊かな絵を描かせ、歌人には絵に沿った歌題を与え、歌合では絵を前に歌が披露され、後に絵と歌が絵巻にまとめられた⁴⁵。（図2）

嘉吉元年（一四四一）畠山匠作（義忠）亭では、障子絵詩歌会が行われ⁴⁶、絵は現存しないが、江戸時代制作の和歌集『鳴の羽搔』は、現存する歌合の記録から畠山匠作亭の歌に絵を復元して添えている⁴⁷。歌にあつた絵が制作され、絵を見ながら歌を鑑賞するという屏風歌の伝統が中世においても引き継がれていた。

つづけて、戦国期の例を見ていこう。文亀三年（一五〇三）に三條西実隆は、將軍義澄から画図の描かれた扇色紙六枚を渡され、祝言歌ではない面白い歌を書くよう命じられ、

翌朝すぐに古歌を選んで進上した⁴⁸。選んだ歌は、

『続古今集』

よしさらはちるまてはみし山桜花のさかりを面影にして⁴⁹

『続後撰集』

なきぬへき夕の空を郭公またれんとてやつれなかるらん⁵⁰

『千載和歌集』

木の葉たに色つく程はある物を秋風ふけはちる涙かな⁵¹

『続千載和歌集』

そらにこそ月日もめくれさのみなとむなしき年の身につもるらん⁵²

『新千載和歌集』

いかにうき世々の契りの残りきていまもつらさにむすほゝるらん⁵³

『続後撰集』

人もおし人もうらめしあちきなく世をおもふゆへに物おもふ身は⁵⁴

であった。歌から扇色紙には、山桜、ホトトギス、木の葉、日月、結び目、貴人が描かれていたと類推でき、これらの画題は古來歌に詠まれてきた題で、絵に歌を添えることによつて絵解きが行われ、絵と歌を鑑賞した。祝言歌はいけないと義澄が注文しているように、正解は一つとは限らず色々な歌を当てはめることが可能で、多くの出典から絵にふさわしい歌をすぐに選び出した実隆の豊富な知識がわかるエピソードだが、歌からつくられる画題はある程度固定していて、この画題にはこのような歌と、絵と歌は元々リンクしていた。

また、享祿三年（一五三〇）柳本賢治の使者が芍薬の上の方だけを描いた絵扇を持ってきて扇歌を所望したので、三條西実隆は、「千載ふかみ草哥」を書き遣わした。深見草は牡丹の別名で、『千載集』賀茂重保「人知れず 思ふ心はふかみ草 花咲きてこそ 色にいてけれ」である⁵⁵。

さらに、永祿七年（一五六四）、山科言繼は、小川布袋屋に描かせた泥絵等十四本の扇に、和歌を書くことを、梨本門跡（後相原院第五皇子彦胤法親王）に依頼した⁵⁶。他に金、墨絵の扇を土御門の絵屋や、土佐光茂に注文している。扇に歌を書くことは広く行われており、このように多く購入され、扇歌や歌絵扇は相当数存在した。

扇歌の書かれた扇面画は、戦国期五山僧の賛がある扇面や、細川幽斎（一五三四〜一六一〇）筆の「ぬれてはす山路の菊の露のまに いつか千とせを我はへにけむ⁵⁷」と書かれた和歌扇面などが現存し（図3）、相国寺・南禅寺住持だった横川景三（一四二九〜一

四九三) の作品集『補庵京華集』には多くの扇面詩、屏風画賛、画賛が載る⁵⁸。詩歌と絵は、戦国期においても深く結びついていたのである。

第二節 工芸品に見る歌絵

一、日野富子盃台

扇以外のものにも、歌絵は描かれた。香壘・火取母・懸物・盆灯籠・着物・盃台に歌絵が描かれた記録があり、現在も漆工芸品に室町期の歌絵を多く見ることができる⁵⁹。工芸品の歌絵の例を見ていこう。

長享二年(二四八八)に、日野富子は、義尚の許に持参する盃台の絵を、土佐光信に命じて描かせた。しかし、絵様が気に入らず、土佐光信に三條西実隆と相談するよう命じた。

使者の海阿が実隆に示した下絵は、山が重なり合い、道が方々に描かれ、車輪が一つあり、輪の下に葉を入れ、「足引のこなたかなたに道はあれと」の歌を描いたものだった。また、二つの盃には、「都へ」「いさと」という文字を書くという案だった。実隆は、「いさと」の字だけを、革手で二つの盃に分けて書くことを提案した⁶⁰。これは菅原道真の、「あしひきのこなたかなたに道はあれと都へいざといふ人ぞなき⁶¹。」を絵にしたもので、義尚に対し、都に帰れというメッセージを込めた絵である。

この場合も、歌に詠まれた「山(あしひき)」「道」という言葉のみを描いている。また、「山」と「道」だけでは、非常に多くの歌が該当するので、「いさと」と書いた。歌を特定するためのヒントである。

輪はおそらく作り物で「わ(は)」を表す判じ物である。判じ物の歌絵は、不自然な絵である。その下に葉を置いたというのは、体調のすぐれない義尚に献じる葉であろう。この三ヶ月後、義尚は二十五歳で亡くなっている。

海阿が帰った後、土佐光信から再び三條西実隆の許に折紙が来て、別の盃台の絵について相談された。「交野真柴折敷て」という歌を描くのだが、この絵様は見ることがないので、狩衣姿でよいだろうかという相談だった。これは、新古今和歌集の藤原公衡、「狩りくらし交野の真柴折敷きて淀の河瀬の月を見るかな⁶²」という歌を描く盃台で、これも、鉤の陣滞在が長期化した義尚へのメッセージが込められたものである。この絵は、狩衣の人物が、川のほとりで月を見る様子を描いたのだろう。歌に詠まれた情景を描いて歌を表す表現方法である。

土佐光信が「交野真柴折敷て」は、見たことがない絵様だと言っていることから、土佐

光信は歌絵を多く描いており、定形化した絵様があることが分る。『扇の草子』や漆工芸品に、「初音」や「七夕図」などの定形化した歌絵を見ることができる⁶³。「初音」は、梅と鶯で、源氏物語「初音」の段を表す留守模様である。「七夕図」は、「梶の葉」と「筆」で、七夕に、梶の葉に願い事を書く風習を表す留守模様である(図4-1・2)。

また、蒔絵工芸品と同じ図様が、『扇の草子』にも描かれていることから、蒔絵工芸品の歌絵は、工芸品のデザインであると同時に絵画でもある。土佐光信は盃台のような工芸品の下絵も描いており、将軍家からの絵にかかわる注文は、描かれる素材・形式にかかわらず土佐に発注された。

『兵範記』仁安三年(一一六八)九月に巨勢宗茂が、大嘗会に用いる蒔絵の図様を書き、同じく四尺屏風を書いたという記事があり⁶⁴、平安時代から絵師は工芸品の図様も屏風も共に描いていた。工芸品であるか屏風であるか扇であるかは、用途の差、画面形式の差と見るべきだろう。

室町将軍家のコレクションである東山御物の中には、歌を意匠化した歌絵金蒔絵工芸品があり、これらの下絵は蒔絵師の「幸阿弥家伝書⁶⁵」によれば、能阿弥や相阿弥、土佐光信ら土佐派が描いた⁶⁶。蒔絵師の幸阿弥家初代道長、五十嵐家初代信齋、絵師土佐光信は共に義政に仕え⁶⁷、歌絵の意匠が多く残る蒔絵と屏風・扇は、共通の職人集団によって制作されていた。

また、ポルトガルのエヴオラで発見された日本屏風の下張には、秀吉に仕えた安威五左宛文書が含まれ、その中に蒔絵屋を奉るが、中に板を入れず、絵枠で塗ることはできないと言っている、という文書があり、蒔絵師が大型の絵の制作に参加していたことを覗わせる⁶⁸。絵は紙・絹を木枠に貼って作業を行うが、大型の絵画は板を渡し、中央部はその上で作業をする。同文書の中には金屏風制作に関する文書や、屏風にかかる費用の文書があり⁶⁹、金の扱いに慣れた蒔絵師が塗りを担当したのは、金屏風ではないかと推測され、歌絵の意匠が多く残る金蒔絵と金屏風は、共通の職人集団によって制作されていたことがここからも推測される。

これらの調度品は、歌絵の意匠が単にデザインとして好まれただけでなく、歌を読み解き、歌と絵を一体的に楽しむことが行われていたことを窺わせる。歌絵は、様々な道具に見られ、文学作品を描き、絵から文学作品を読み解き、絵と文学作品を一体的に鑑賞することが、日常的に行われていたのである。

二、盆灯籠に見る歌絵

遊び心に富んだ絵の読み解きは、盆灯籠の図様にもみられる。永正十二年（一五二五）に五条為学が禁裏から賜った灯籠は、尼が片方の手に文、片方の手に登橋を持ち、「大江山いくの道の遠ければ まだ文もみず天の橋立」を描く歌絵だった⁷⁰。尼で「天」、梯子を立て「橋立」表し、同音意義語の読み替えを行っている。また、歌の中から、「あま」「はしたて」「文」を選んで描き、歌の内容にとらわれず、歌に詠まれた言葉のみを描く留守模様の手法が用いられている。

永正十四年（一五二七）に、中御門宣秀が禁裏から賜った盆灯籠は、「田に旅人鯉ヲ負テヤスム所」が描かれ⁷¹、『閑吟集』の「恋ほどの重荷あらし あら苦しや⁷²」という小唄を絵画化したものだった。「恋」を「鯉」の同音異義語で表し、「重荷」「苦しい」を、旅人が休憩するという情景で表現している。「鯉の重荷」の歌絵は、同音異義語を使い、歌の内容を描く手法が用いられている。

この例では、判じ物の歌絵は不自然な絵であることがわかる。不自然さによって、歌絵・物語絵であることを示しているのである。

さらに、大永六年に三条西実隆は伊勢貞忠から、灯籠の図様を所望された際、歌三首を送っている⁷³。戦国期においても、絵は歌を描くことが一般的だったのである。

第三節 初期洛中洛外図屏風にみる歌絵

一、紀貫之屏風歌

そこで、初期洛中洛外図にも歌が描かれていることを検証したい。東博摸本に描かれている近衛邸で男女が抱き合っている図様を(図5・1)、先行研究では、東博摸本の「杜撰さや悪ふざけのような趣味の悪さ」と評価している⁷⁴。確かに、この図様だけ見ればこうした低い評価になるが、これは前節でみた不自然な図様の一つであり、ここに何らかの意図があると見るべきであろう。

『紀貫之集』の屏風歌詞書中には、「人家の後ろにて男女さゝめきことしたり」⁷⁵がある。この不自然な図様は、紀貫之の屏風歌を描いているとみることで、はじめてその意味を了解できるのである。「人家の後ろにて男女さゝめきことしたり」は上杉本相国寺西の人家裏にも描かれている(図5・2)。他にも『紀貫之集』の屏風歌詞書中の「志賀山越」⁷⁶を上杉本は描いている⁷⁷(図6)。初期洛中洛外図屏風は、古代歌絵屏風のモチーフを継承しているのである。

こうした図様は、歴博甲本にもある。三月の扇に田起しが描かれているが、『紀貫之集』

の屏風歌詞書中に「三月田返す所」⁷⁸がある(図7)。また、歴博甲本の二月の扇に、笠をかぶり、荷物を担いだ従者を連れ、大きな荷を付けた馬に乗り、赤ん坊を懐に抱いた女性が描かれている(図8・1)。これは『紀貫之集』の屏風歌詞書中の「馬に乗る女旅行」⁷⁹と一致する図様である。歌に詠まれた家路につく女性が表現されているのである。「馬に乗る女旅行」のモチーフは、『上杉本』⁸⁰(図8・2)、『融通念仏縁起絵巻』清凉寺本「牛飼妻の出産」の段や⁸¹、『大阪城図屏風』⁸²にも描かれている。

これらの作品は同じ「馬に乗る女旅行」「人家の後ろにて男女さざめき事したり」と一致するモチーフでありながら、全て図様は異なり、図様がただ転写されたのではなく、歌を描くモチーフであることを理解したうえで、図様が作られたことがわかる。初期洛中洛外図は古代歌絵屏風のモチーフを継承し、古代歌絵屏風の一部分を再現しているのである。

二、『扇の草子』

また、初期洛中洛外図に描かれる図様には、『扇の草子』と共通するものもある。具体的に見ていこう。

①山人

歴博甲本下京隻一扇の志賀越につながる白河口の木戸で、山人が薪を担ぐ図様は(図9・1)、高津古文化会館蔵『扇面草子屏風』の「いかはかりしばこるみねのさえつらむ夕霜をいてかへる山人⁸³」の歌が添えられた、山人が薪を担ぎ帰る扇面と類似した図様である(図9・2)⁸⁴。一月の扇なので、霜は描かれずとも連想できるのである。

また、老若二人の山人が薪を背負い志賀越えから戻るモチーフは、世阿弥作とされる謡曲『志賀』と一致する。『志賀』は、ある大臣が志賀の山越えで老若二人の樵に出会い、花影に休む理由を問うと、大伴黒主の「道の辺のたよりの桜折添へて薪や重き春の山人」を引き歌の道を語り、後半で志賀明神として現れる話である。歴博甲本の図様は、「志賀越え」「老若二人の山人」というモチーフから、志賀明神・大伴黒主の化身である老若二人の山人と読み解ける⁸⁵。

②うし

歴博甲本下京隻二扇の、俵を積んだ牛車を引く牛と牛飼いの図は(図10・1)、個人蔵の『扇の草子』に描かれる俵を積んだ牛車を背負う牛と牛飼いの図と(図10・2)同様のモチーフである。牛がやや左を向き、牛飼いの男が両手を前に出し、足を広げ、膝までの短い着物を着ている。個人蔵『扇の草子』では、牛が荷車を背負い、牛飼いが後ろから押しているが、歴博甲本では、牛は荷車を引いている。そのため、牛飼いが両手を前に出す

ポーズは、何をしようとしているのか不明な図様になっている。この扇面画は、「きのふけふ雲のたちまひかかはるふはなはつしをうしとはなりけり」という『伊勢物語』出典の和歌を添える。「憂し」と「牛」を掛け、歌を表現した絵だが、違う歌を描いている可能性もある⁸⁶。高津古文化会館蔵『扇面草子屏風』の牛車図扇面には、「行きなやむうしのあゆみにたつちりの風さへあつき夏のを車」の歌を添えている⁸⁷（図10.3）。

牛飼いのポーズが後ろ向きに手を差し出している点が、歴博甲本や、個人蔵の『扇の草子』とは異なるが、こちらの歌が当てはまるのかもしれない。また、『閑吟集』には、「都のうしは車に揉むまるる」の句がある⁸⁸。どの歌であれ、「憂し」が歌意に込められており、牛が荷車を引くモチーフは、「牛」と「憂し」のしやれ絵である。

初期洛中洛外図に描かれた「人家の後ろにて男女さゝめきことしたり」、「馬に乗る女旅行」や、三月の扇に描かれた「田越し」、「志賀山越」、一月の扇「山人」や、「牛車」の図様は、風俗図であると同時に、歌絵でもある。初期洛中洛外図にも歌絵が描かれているのである。

第四節 室町後期歌絵の手法

一、歌絵の手法―言葉を描く― 香置を例に

ここで、歌絵の手法をまとめておこう。香置の歌絵を例に見ていきたい。『五月雨日記』は、文明十一年（一四七九）に東山殿で行われた香合の記録で、香置の絵が載っており、香置には歌絵が描かれている⁸⁹。

①源氏物語夕顔(図11)

源氏物語夕顔の段を描いた香置は、檜垣に咲く夕顔の花が描かれるのみである。檜垣と夕顔という、物語のキーワード・「言葉」を描く留守模様で、物語が表現される。

②梅花たが袖ふれし匂ひぞと 春やむかしの月にとはゞや(図12)

この歌を描く香置は、「袖」、「梅花」、「月」を描き、歌に出てくる「言葉」を描く留守模様の手法である。

③うちはへてくるしきものは人めのみしのぶのうらのあまのたくなは⁹⁰(図13)

この歌を描く香置は、生えてくるしのぶ葉と手繰り寄せられる縄を描く。謎めいた「不自然な絵」であるが、歌に詠まれた「忍ぶ」「信夫」を植物の「しのぶ」で表現している。そして、「うちはえてくるしき」を「はえてくる」と読み、「生えてくる」しのぶ葉を描く。また、楮で作った「たく縄」を、「たぐり寄せられる縄」で表現し、同音異義の「言葉」

で歌を表現している。このように、歌絵は「不自然な絵」であることが多い。むしろ、「不自然な絵」であることによつて、歌絵であることを暗示しているのである。

④あしひきの山ざくら戸をあけをきて我まつ人を誰かととむる。(図14)

この歌絵は、唐突に山・葦・桜花・松枝が描かれた「不自然な絵」である。「芦」で「あし」、「松」で「待つ」を表し、同音異義語を用いた留守模様の歌絵である。歌絵ではこのように、歌の内容にとらわれず、歌に詠まれた「言葉」のみを描き、人物を描かない「留守模様」の手法がよくつかわれる。

「留守模様」は、工芸品によくみられる意匠なので、工芸品の「模様」と理解されることが多いが、「五月雨日記」の香畳の歌絵は「留守模様」で歌を表現している。また、戦国期から近世初期に多く制作された、『扇の草子』にも、「留守模様」を多くみることができる。漆工芸品は丈夫で、大きさも持ち出し易く、現存する歌絵蒔絵工芸品は当初から日用品ではなく、書院飾りなどの美術品であつたために今日まで残存例が多く、こうした工芸品に「留守模様」が多くみられることから、工芸品の「模様」と認識された。しかし、香畳・扇絵をはじめ、工芸品以外の作品に留守模様が描かれた例は多い。留守模様は工芸品特有の「模様」ではなく、歌絵の「手法」とみるべきであろう。その中から、「菊水」のような「模様」も生まれたと考えられる。

続けて、「五月雨日記」の歌絵を検討していこう。「五月雨日記」には、香合で使用された火取母の図も出ている。

⑤桐の葉もふみわけかたくなりにはけり必ず人を待つとなけれと(図15)②

この歌を描く火取母は、桐の葉が描かれ、「なけれと」「人を」と書いてある。桐の葉は、将軍家の家紋であることから描かれたと思われる。文字がなければ、工芸品の「桐の葉模様」と思われるところだが、文字があることによつて、歌絵であることがわかる。このように歌絵には、文字が描きこまれることも多い。これは、元歌を読み解くためのヒントであると同時に、歌絵であることを示すサインでもある。

以上の検討をまとめると、歌絵は「不自然な絵」であることが多い。むしろ、「不自然な絵」であることによつて、歌絵であることを暗示しているといえるだろう。「五月雨日記」にみる歌絵の手法は、歌・物語に詠まれた「言葉」のみを描き、人物を描かない「留守模様」で描かれた歌絵である。留守模様に加え同音異義語・隠し文字を用いると判じ絵的表現になる。

現代に生きている留守模様に花札がある③。「梅に鶯」(初音)「八つ橋に杜若」(東下

り)「月と薄」(武蔵野)「紅葉と鹿」(春日山)はよく知られた歌絵の留守模様である。

二、歌絵の手法―内容を描く― 詩絵硯箱を例に

歌絵にはもう一つ、歌の「内容」を絵画化する手法がある。根津美術館蔵「花白河詩絵硯箱」は、元足利義政所持品である。『新古今集』藤原雅経の歌に詠まれた、「内容」を描く歌絵である⁹⁴。桜木の下に公家が立っている(図16)。特に不自然ではないが、木や岩に「花」「白」「河」の文字が隠されており、「なれ／＼てみしはなごりの春ぞともなどしら河の花の下かげ」を描いている⁹⁵。この歌絵は、歌の「内容」を絵画化して、桜が散る様子を見る公家が描かれている。文字が隠されていなければ、歌絵と気付かれなかった可能性もある。また、歌絵と気付いても、文字がなければ歌を特定することは困難であろう。

根津美術館蔵「春日山詩絵硯箱」は、箱の表に、満月・秋草・鹿が描かれ、箱裏には、遠景に鹿、前景に山、中景に茅屋で横たわる人物が描かれる(図17)。古今集「山里は秋こそことにわびしけれ鹿のなく音にめをさましつつ」を描いたもので、やはり歌の「内容」を絵画化している。一見すると「不自然な絵」ではないが、秋草の中に「こ」「と」「尔」「け」「連」の文字が隠され、歌を読み解くヒントになっていると同時に、歌絵であることを示している。不自然な岩・木・草などには、文字が隠されていることがあるので注意すべきだろう。

まとめると、歌絵・物語絵には、「言葉」のみを描く「留守模様」と、「内容」を絵画化する二つの手法がある。なかには、どちらの手法とも取れる図様もあるのだが、どちらとも取れる場合を含め、二つの手法があるといえるだろう。さらに、同音異義語、隠し文字を用いて描くと遊戯性の高い判じ絵になる。また、歌絵は多くの場合「不自然な絵」で、それは歌絵であることを示すサインでもある。

中には自然な絵であるため、歌絵でありながら、歌絵と気付かれていない図様も多くあると思われる。しかし、特に読み解くべき重要な図様は、どこかに歌絵であることを示すヒントが隠されている。「不自然な図様」は誤りや杜撰さの結果ではなく、読み解くべき歌絵・物語絵であるサインの可能性を考える必要があるだろう。

第五節 歌・物語絵と異時空間同図

一、参詣曼荼羅

洛中洛外図と直接的な影響関係にある作品として、社寺参詣曼荼羅が指摘されている

99。例として、清水寺参詣曼荼羅を見ていこう(図18)。

戦国期制作の中嶋家蔵「清水寺参詣曼荼羅」には97、「閑吟集」や、狂言歌謡、謡曲に語られる句と同様のモチーフが見られる。具体的には、「閑吟集」に、「地主の桜は 散るか散らぬか 見たか水汲み」と詠われた、地主神社の桜や、水汲が描かれる。また、「われらも持ちたる尺八を腕の下よりとりだし、」と詠われる尺八が描かれている98。他にも、狂言歌謡「清水座頭」で唄われる、西門での琵琶法師と瞽女の出会いが描かれ99、謡曲「熊野」にみる地主神社の桜の宴も描かれる100。

社寺参詣曼荼羅には、もう一つ注目すべき点がある。「清水寺参詣曼荼羅」には、五条橋での弁慶と牛若丸の戦い(義経記)、清水寺開創者の賢心と坂上田村麻呂(清水寺縁起)が描かれている101。また、室町期制作の和歌山県田辺市鬮鷄神社蔵『那智参詣曼荼羅』には102、当世の参詣者に交じって、那智滝で荒行を行う文覚上人と、それを助ける制多迦・金迦羅童子(平家物語)が描かれる。このように、それぞれの社寺にまつわる歌や物語が、過去と当世と異次元が混在した異時空間同図で描かれている。すなわち、当世参詣人風俗画のなかに、この世以外の者が描かれているのである。絵には現世のものだけが描かれるとは限らない。

参詣曼荼羅は、絵地図・当世風俗画であると同時に、境内は一つの完結した浄土であり、文学を描く異時空間である。同様に、歴博甲本・上杉本に描かれた洛中洛外は一つの完結した浄土であり、絵地図・当世風俗画であると同時に、文学を描く異時空間である可能性が高いのである。

二、中殿御会図屏風

やまと絵では、文学を描く場合、「異時空間同図」で表現されることが多い。具体的例として、中殿御会図屏風に見る異時空間同図を見ていこう。『宣胤卿記』によれば、中殿御門宣胤が所有する、屏風歌と御遊(管弦)が描かれた屏風は、貞治六年(一二三六)の中殿御会を描いたものだった103。貞治六年の中殿御会は、和歌披講の後、御遊が行われたが104、宣胤の屏風には、御遊と和歌が書かれており、異なる時間に行われた行事を、同図に描いていた。

『中殿御会図』は、建保六年(一二二八)の御会を描いた絵巻模本が現存する。御遊と和歌披講という、異なる時間に行われた行事を、やはり同図に描いている(図19)105。詞書きは、漢文体の「御会記」である。参会者名が記されており、絵は、「御会記」を描いている。実際には、絵巻に描かれているように、狭いところに公卿が重なるように並んで

立っていたわけではない。別の時間に、別の場所にいる「御会記」に記された参会者を、同一画面上に描いているのである。

絵は、ある時間を切り取った写真のような記録画ではなく、異なる時間に、異なる場所で行われたことを、同一画面上に描くことがしばしばある。

また、『中殿御会図』は、建物は上から覗き込む等角影法に近い構図だが、人物は横から描き、写真のように一定の視点から描かれたものではない。初期洛中洛外図屏風も、斜投影法で建物を描き、人物は横から描いており、一定の視点から描いたものではない。

また、『中殿御会図屏風』は、同じ画題が絵巻にも屏風にも描かれた例で、絵巻であるか屏風であるかは、画面形式の差にすぎないのである。絵巻と屏風の表現方法が異なるわけではない。

三、尾道市浄土寺蔵『源氏物語扇面散屏風』

源氏絵から、異時空間同図を考察しよう。室町時代制作の尾道市浄土寺蔵『源氏物語扇面散屏風』は、源氏絵のセットとしては最古の現存品である(図20)。源氏物語絵の異時空間同図は、すでに、「花宴」「蓬生」「若紫」等で指摘されている¹⁰⁶。本論では、浄土寺本「夕顔」を例に異時空間同図について考察しよう。

扇絵に描かれているのは、光源氏が乗る御所車、光源氏が見かけた女性夕顔、檜垣に咲く夕顔の花、隨身などである。物語では、光源氏に命じられ、隨身が夕顔の花を手折ると、女童があらわれ、扇を差し出す。この扇に夕顔の花を載せ、光源氏に献じるのだが、絵では、女性が差し出す扇に、すでに夕顔の花が載っている。また、物語ではその後、乳母の見舞いの話が続き、見舞いを終えた光源氏が、扇に書かれていた歌に気付くのだが、絵では、扇を受け取る場面に歌が書かれている。

すなわち、物語の進行順序は、乳母の家の前で、1門が開くのを待つ光源氏→2光源氏が見かけた隣家の女性→3光源氏が夕顔の花に気付く→4夕顔を手折るため屋敷に入る隨身→5隨身に扇を差し出す女性→6隨身が扇に夕顔の花を載せ光源氏に献じる→7乳母の見舞い→8扇に書かれた歌に気付くという順に進む。しかし、絵は、1・2・3・5・6・8の異なる時間に、異なる場所で起きたできごとを、一扇面の小さな画面に描いている異時空間同図なのである。

第六節 近世初期風俗画

さいごに、初期洛中洛外図が近世初期風俗画の母胎とされたことについて考察したい。

「近世初期風俗画」は、文学の発想から離れ、庶民風俗そのものを画題の対象とする室町後期から江戸初期にかけて生まれた絵画で、その母胎になったのが洛中洛外図であるとされる¹⁰⁷。しかしその一方で武田恒夫氏は、「近世初期風俗画の発生をはつきりと示す資料は、現在のところ確実」には見いだせないとする¹⁰⁸。

先にみた「誰が袖図」は、近世初期風俗画にも描かれる画題であるが、香量では留守模様の手法で歌を描いていた。また、彦根市蔵彦根城博物館保管「彦根屏風」は近世初期風俗画の代表的作品だが、「琴棋書画」の見立てであることが明らかになっている¹⁰⁹(図2-1)。このように、近世初期風俗画にも文学的背景を持つ作品がある。そこで、近世初期風俗画について検討しよう。

「近世初期風俗画」という言葉が初めて使われたのは、昭和三十二年(一九五七)に、東京国立博物館で開かれた、「近世初期風俗画展」であるとされる¹¹⁰。その図録の序文には、室町後期から江戸初期にかけて、「画家たちがその時代の人間生活そのものに興味を抱き」それを描写するようになり、「宗教的力の強かった中世を脱して、人間を中心とした近世的な解放の結果」生まれたのが、近世初期風俗画であるとする¹¹¹。だが、先に見た、義尚の許へ持参する盃台や『お湯殿の上の日記』永祿三年の「車争い図屏風」制作では、土佐光信・光茂は自らの興味によつて作品を描いておらず、注文者の意向に沿つて作品を制作している。また、室町後期／江戸初期に、宗教的束縛からの解放の結果、近世初期風俗画が誕生したという点については疑問である。

さらに、『近世初期風俗画展図録』巻頭解説は、近世初期風俗画からは、「民族意識の力強さが意識されるとともに、暗い中世の圧迫から漸く解放された庶民たちの喜びの声が聞こえるようである」と結んでいる¹¹²。民族意識や暗い中世からの解放の喜びが、室町末から江戸初期の「庶民」にあつたのかは、検討を要する事柄である。そして、近世初期風俗画展に出品された作品を注文したのは「庶民」ではない。

こうした言説は、西洋の歴史的発展・民主主義を理想とし、日本史を西洋史に当てはめ、敗戦から復興しようとする昭和三〇年代の時代背景や、展覧会としてのインパクトが求められた状況が影響していると思われる。

洛中洛外図も含め、近世初期風俗画が、文学的素材とは無縁であり、ヨーロッパで風俗画が制作されたのと「同じ時期に、洋の東西に渡つて風俗画がつくられた¹¹³」とする、西洋史に日本史を当てはめる通説の妥当性については、見直すべき時期にある。風俗画は古くから中国でも描かれ¹¹⁴、かつ、ヨーロッパの風俗画(Genre painting, Petit genre)

が宗教や文学的素材と無縁でないことはよく知られていることである。

ルネサンス的写実性を追求した作品がより優れた作品であり、オリジナル性や個性の表現に芸術的価値を求め、文学的素材による作品は古様であるとする価値観が、洛中洛外図こそ、写実性を追求した写生画であり、文学的素材とは無縁であり、日本でもそうした作品が十六世紀に生まれたという言説を生み出したと思われる。

おわりに

室町中後期の歌絵の状況は、絵の元歌を当てる、歌を絵画化することが広く行われていた。屏風と扇は画面形式の差であり、扇絵は歌絵屏風の小型版といえ、室町後期は扇絵の読み解きが盛んだった。また歌絵は、工芸品や香置、盆灯籠など様々なものに描かれた。歌を描くことは、中世後期においても、やまと絵の中で主流の位置を占めていたのである。

こうした時代背景の中で制作された歴博甲本・上杉本にも、歌や物語が描かれている可能性が高い。同時代作品の中で、初期洛中洛外図だけが、例外的に文学的素材と無縁である証拠はない。

歌絵は、歌に出てくる言葉を描いて歌を表現する「留守模様」の手法と、歌に詠まれた「内容」を描く二つの手法がある。くわえて、同音異義語・隠し文字を使うとより判じ物性が高くなる。歴博甲本・上杉本も、こうした手法で歌や文学を描いている。

くわえて、やまと絵では、異時空間同図はよく用いられる手法である。異なる時間、異なる場所のできごとが同一画面に描かれる。また、絵は現世だけを描くとは限らず、この世以外の者も、多くのやまと絵に描かれている。写生画は、同時代作品に見当たらず、風景画も多くは文学的素材を背景としている。

物語絵や、歌絵は「読み解き」という遊戯性をそなえていた。洛中洛外図屏風は、これまでも「読む」ものとされていながら¹⁾、文学的素材と照合することは行われなかったのである。本稿は、歴博甲本・上杉本を文献・文学的素材と照合し、「読む」という試みを行うものである。

¹ 村重寧「初期洛中洛外図屏風の視点と構成」(『近世風俗図譜』三、洛中洛外(一)、小学館、一九八三年)。奥平俊六『屏風をひらくとき』大阪大学出版会、二〇一四年、七四頁。

² 小島道裕「それは誰が見たかった京都か」(『京を描く』特別展図録、京都文化博物館、二〇一五年)。

- 3 川口久雄『源氏物語への道―物語文学の世界―』吉川弘文館、一九九一年、二〇〇頁。
- 4 同前、一九七頁。
- 5 家永三郎『上代倭絵全史』名著刊行会、一九九八年、二六六頁。
- 6 並木誠士「近世初期風俗画の源流としての酒飯論絵巻」（『芸術研究』十二、一九九九年）。同、「霊地としての京都」（『瓜生：芸術と文化』一五、一九九三年）。
- 7 辻惟雄編『日本の美術 洛中洛外図』一一一、至文堂、一九七六年。
- 8 武田恒夫『洛中洛外図』特別展図録解説、京都国立博物館、一九六六年。
- 9 秋山光和『平安時代世俗画の研究』吉川弘文館、一九六四年、三・六五頁。
- 10 松原茂「王朝絵画の伝統と変容」（『やまと絵―雅の系譜―』東京国立博物館、一九九三年）。前掲注(9)秋山著書、三六五頁。
- 11 前掲注(9)秋山著書、五十六頁。
- 12 前掲注(3)川口著書、一四二頁。
- 13 佐野みどり「王朝の美意識と造形」（『風流 造形 物語』スカイドア、一九九七年）。
- 14 前掲注(1)村重論文。
- 15 白畑よし「歌絵と葦手」（『美術研究』一二五、一九四二年）。
- 16 佐野みどり『風流 造形 物語』スカイドア、一九九七年、四十九・一二三頁。
- 17 片野達郎「屏風歌の研究」（『日本文芸と絵画の相関性の研究』笠間書院、一九七五年）。
- 18 前掲注(16)佐野著書。
- 19 江上姦『日本の美術 葦手絵とその周辺』四七八、至文堂、二〇〇六年。
- 20 井上研一郎「中世やまと絵考―和歌史料による画題の検討」（『美術史学』二、一九七九年）。
- 21 小野恭靖『ことば遊びの文学史』新典社、一九九九年。
- 22 鈴木堂三『なぞの研究』講談社、一九八一年、初出一九六三年。
- 23 安原眞琴『『扇の草子』の研究』べりかん社、二〇〇三年。
- 24 八木意知男「大嘗会御屏風」（『神道史研究』三四・二、一九八六年）。
- 25 岡田精司執筆「悠紀・主基」（『国史大辞典』十四巻）。
- 26 『看聞御記』永享二年十一月十七日条。
- 27 『記注本朝画史』同朋舎出版、一九八五年、一六五頁。まだ「土佐」と称してはいない。
- 28 『統史愚抄』（新訂増補国史大系）永享二年十一月十八日条。
- 29 前掲注(5)家永著書、二八九・二九二頁。
- 30 『夷隆公記』享祿二年三月四日、享祿三年十二月六・七日条。
- 31 『お湯殿上日記』永祿三年七月二十二日条。
- 32 前掲注(23)安原著書、一・五頁。
- 33 並木誠士「高津古文化会館蔵『扇面草子』について」『高津古文化会館蔵『扇面草子』追録』（『Museum』四五二、五二二、一九八八年、一九九四年）。
- 34 『歌を描く絵を詠む 歌と日本美術』展図録、サントリー美術館、二〇〇四年、九九頁。「拾遺和歌集」第十七雑秋（『新編 国歌大観』一、勅撰集編 歌集、角川書店）一一二五番、凡河内躬恒。「古今和歌六帖」第二（『新編 国歌大観』二、私撰集編 歌集、角川書店）九六八番、凡河内躬恒。「万代和歌集」第五秋歌下、（同書）一〇六七番、凡河内躬恒。
- 35 この歌の出典は不詳で、「拾遺集」十七雑秋、一一二五番に、凡河内躬恒の延喜御時月次御屏風の歌「かりてほす山田の稲をほしわひて まもるかりほにいくよへぬらん」という屏風歌があり、同じく躬恒の歌で「古今和歌六帖」九六八番に、「かりてほすやまたのいねをかそへつつ おほくのとしをすくしつるかな」があり、「万代和歌集」には、この歌が「延喜御時の御屏風の歌」として載る。こうした歌の異動はしばしばある。
- 36 山根有三「室町時代絵画における金と銀―扇面画と屏風絵を中心に」（『國華』一一〇〇、一九九五年）。
- 37 武田恒夫「南禅寺蔵扇面貼交屏風について」（『國華』八七二号、一九六四年）一五〇

- 番「波に屏風図」。
- 3 8 「殿中申次記」正月晦日条、「長祿二年以來申次記」正月四日・十二月二十九日条（『群書類従』二二輯武家部）など。
- 3 9 『実隆公記』文明十八年六月十九日条。前掲注（23）安原著書、五三・五四頁。
- 4 0 『実隆公記』永正三年七月四・七・二十四日、八月五・九・十・十一・十五・二十九日、九月九・十一日条等。
- 4 1 玉村竹二編『五山文学新集』一、東京大学出版会、一九六七年。
- 4 2 『宗長日記』大永四年六月二日条、岩波書店、一九七五年。
- 4 3 前掲注（17）片野論文。
- 4 4 稲村榮一『訓注明月記』三、承元二年四月二十日・二十三日条、五月十四・二十一日条、松江今井書店、二〇〇二年。
- 4 5 千野香織「新名所絵歌合」（『新修日本絵巻物全集』二十八、伊勢新名所絵歌合 東北院職人歌合絵巻 鶴岡放生会職人歌合絵巻 三十二番職人歌合絵巻、角川書店、一九七九年）。
- 4 6 「畠山匠作亭詩歌」（『続群書類従』第十五輯 和歌部）。
- 4 7 川平ひとし・大伏春美編『影印本嶋の羽搔』新典社、一九四三年。
- 4 8 『実隆公記』文亀三年五月十一・十二日条。
- 4 9 『統古今集』一二五番 藤原為家。
- 5 0 『統後撰集』一七五番 九条基家。
- 5 1 『千載和歌集』二三一番 詠み人知らず。
- 5 2 『統千載和歌集』七〇二番 藤原定為。
- 5 3 『新千載和歌集』一五七三番 二条為直。
- 5 4 『統後撰集』一一〇二番 後鳥羽院。
- 5 5 『実隆公記』享祿三年三月十八日条。
- 5 6 『言繼卿記』永祿七年四月二十一・二十二・二十三日条。
- 5 7 『古今和歌集』二七三番、素性法師。
- 5 8 玉村竹二編『五山文学新集』一、東京大学出版会、一九六七年。
- 5 9 『日本美術全集』十五、北山・東山の美術、学研、一九七九年、図番号九八、一一〇。「五月雨日記」（『群書類従』十九輯）。『言繼卿記』天文十八年十一月二十八日条。「拾芥記」永正十二年七月十三日条（改定史籍集覧）。「明德二年室町殿春日詣記」（『続群書類従』二下 神祇部）。『実隆公記』長享二年十二月十五日条。
- 6 0 『実隆公記』長享二年十二月十五日条。前掲注（21）小野著書、一二二～一三三頁。
- 6 1 「新古今和歌集」第十八雑下（『新編 国歌大観』一、勅撰集編、歌集、角川書店、一九八三年）一六九〇番、菅原道真。
- 6 2 「新古今和歌集」（『新編 国歌大観』一、勅撰集編、歌集、角川書店）六八八番、藤原公衡。
- 6 3 前掲注（23）安原著書、五七～一〇八頁。
- 6 4 『兵範記』仁和三年九月二十九日条（史料大成十八）。『大乘院寺社雑事記』文明四年十二月二十三日条。前掲注（9）秋山著書、六九頁。
- 6 5 「幸阿弥家伝書」（『美術研究』九八、一九四〇年）。
- 6 6 灰野昭郎「鎌倉・室町時代の工芸」（『日本美術全集』十五、北山・東山の美術、学研、一九七九年）。
- 6 7 同前、灰野論文、一七六頁。
- 6 8 海老沢有道・松田毅一『ポルトガル エヴオラ新出 屏風文書の研究』ナツメ社、一九六三年、文書番号二三[B]、「二書状断簡」二〇五頁。
- 6 9 同書、文書番号八、「司P。屏風に関する書状」一九二頁、文書番号二三「書状及び覚書断簡」[B] 一九四・一九五頁。
- 7 0 「拾芥記」永正十二年七月十三日条、（改定史籍集覧）。前掲注（21）小野著書、七五頁。

- 7 1 『宣胤卿記』永正十四年七月十六日条、(増補史料大成)。
- 7 2 北川忠彦校注『閑吟集 宗安小歌集』解説(新潮日本古典集成五三)六九・七二番。
- 7 3 『実隆公記』大永六年六月二十九日条。
- 7 4 小島道裕『描かれた戦国の京都』吉川弘文館、二〇〇九年、一二七頁。
- 7 5 「紀貫之集」第三(『群書類従』第十四輯 和歌部)五六五頁。
- 7 6 「紀貫之集」第一(『群書類従』第十四輯 和歌部)五五七頁。
- 7 7 「上杉本洛中洛外図屏風」(米沢市上杉博物館蔵)下京隻六扇上部比叡山。
- 7 8 「紀貫之集」第一(『群書類従』第十四輯 和歌部)五五七頁。
- 7 9 「紀貫之集」第三(『群書類従』第十四輯 和歌部)五六三頁。
- 8 0 「上杉本洛中洛外図屏風」(米沢市上杉博物館蔵)下京隻三扇下部。
- 8 1 『土佐光信』(『日本美術絵画全集』五、集英社、一九八一年)図番号一二。
- 8 2 「大阪城図屏風」(大阪城天守閣蔵)二曲一隻(『世情』展図録、二〇一二年)図番号四。
- 8 3 「壬三集」(『新編 国歌大観』三、私家集編一 歌集、角川書店)一一六九番、藤原家隆。
- 8 4 前掲注(33)並木論文。
- 8 5 「扇の絵草子貼付屏風」高津古文化会館蔵、(『特別展 扇絵―日本・中国・朝鮮半島―』和泉市久保惣記念美術館、一九九〇年)図番号二十四。「志賀」(『謡曲百番』(新日本古典文学大系五七)岩波書店)。前掲注(23)安原著書、一四一・一四二頁。
- 8 6 前掲注(23)安原著書、一〇〇・一〇二頁。
- 8 7 前掲注(34)『歌を描く絵を詠む 和歌と日本美術』展図録、九八頁。
- 8 8 前掲注(72)『閑吟集』十九番。
- 8 9 三條西実隆「五月雨日記」(『群書類従』十九輯 管弦・蹴鞠・鷹・遊戯・飲食部)。
- 9 0 「新古今和歌集」一〇九六番。
- 9 1 「統後拾遺集」八〇二番。「統後拾遺集」では「我がまつ君」である。
- 9 2 「新古今和歌集」、五三四番。
- 9 3 前掲注(23)安原著書、三八六・三九二頁。
- 9 4 同前、安原著書。
- 9 5 前掲注(66)灰野論文。
- 9 6 並木誠士「霊地としての京都―洛中洛外図屏風成立試論」(『瓜生：芸術と文化』十五、一九九三年)。
- 9 7 下坂守「参詣曼荼羅考」(『描かれた日本の中世―絵図分析論』法蔵館、二〇〇三年)初出一九九三年。
- 9 8 「閑吟集」二十一・二十七番。
- 9 9 「狂言歌謡」(新日本古典文学大系五六)岩波書店、五七番。
- 1 0 0 「熊野」(『謡曲百番』新日本古典文学大系五七)岩波書店、五五三(五六〇)頁。
- 1 0 1 大阪市立博物館編『社寺参詣曼荼羅』平凡社、一九八七年、一二二頁。
- 1 0 2 前掲注(97)下坂論文。『参詣曼荼羅と寺社縁起』和歌山市立博物館、二〇〇二年、七六頁。
- 1 0 3 『宣胤卿記』永正十四年十一月二十七日条、(続史料大成)。
- 1 0 4 「中殿御会再興の事」(『太平記』卷第四十、新編日本古典文学全集五七)小学館。
- 1 0 5 佐多芳彦「中殿御会図考―現状に関する一試論」(『風俗』三一(二)一九九二年)。
- 1 0 6 千野香織「日本の絵を読む―単一固定視点をめぐって」(『物語研究』二、新時代社、一九八八年)。
- 1 0 7 武田恒夫編『日本の美術 近世初期風俗画』二〇、至文堂、一九六七年、二〇(二六)頁。
- 1 0 8 同書、二〇(二二)頁。
- 1 0 9 狩野博幸「彦根屏風の詩と真実」(彦根城博物館編『彦根屏風と遊樂の世界』一九九〇年)。

-
- 110 彬子女王「『風俗画』再考―西洋における日本美術研究の視点から―」（松本郁代・出光佐千子編『風俗絵画の文化学―都市をうつすメディア―』思文閣出版、二〇〇九年）。
- 111 『近世初期風俗画展』図録、東京国立博物館、一九五七年、一頁。
- 112 同前、三―五頁。
- 113 前掲注（107）武田恒夫編、『日本の美術 近世初期風俗画』、一九頁。
- 114 一例を挙げれば北宋の都開封を描いた『清明上河図』など。
- 115 水藤 真「『洛中洛外図』のおもしろさ」（『絵画・木札・石造物に中世を読む』吉川弘文館、一九九四年）初出一九八四年。

図1-1『扇面草子図屏風』部分 高津古文化会館蔵

図1-2 『扇面貼交屏風』部分 南禅寺蔵『室町の花鳥』学研より引用

「かりてほすやま田にいねをかそへつゝ
いくよへぬらんまもるかりほに」安原眞琴『『扇の草子』の研究』より引用



図2 『伊勢新名所絵歌合』部分 河邊里 鎌倉時代 神宮徴古館農業館所蔵、『日本の絵巻、続18』中央公論社より引用

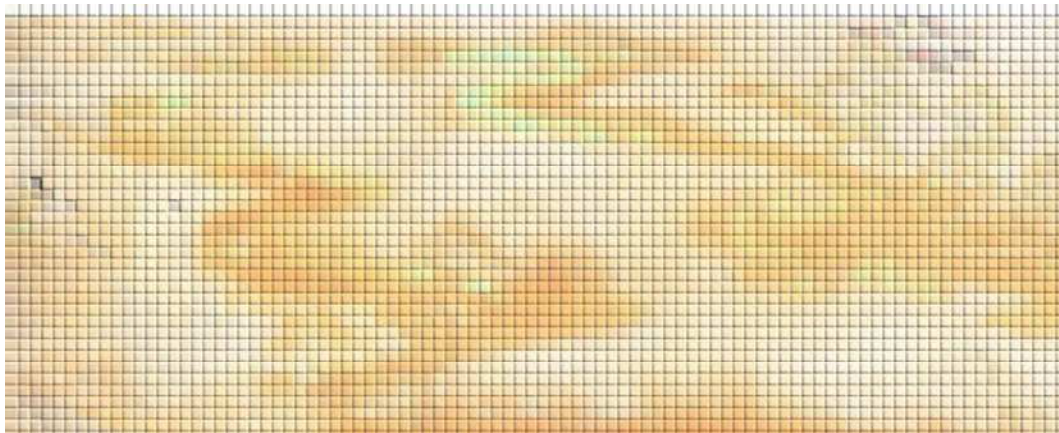


図3 和歌扇面 細川幽斎筆（1534～1610） 永青文庫蔵 『「もののあはれ」と日本の美』展図録、サントリー美術館より引用



図4-1 『七夕図硯箱』藤田美術館蔵 部分
『日本美術全集 15 北山と東山の美術』学研より引用



図4-2 『扇の絵尽し絵巻』サン
トリー美術館蔵 七夕図扇面 安原
眞琴『『扇の草子』の研究』ペリかん
社より引用

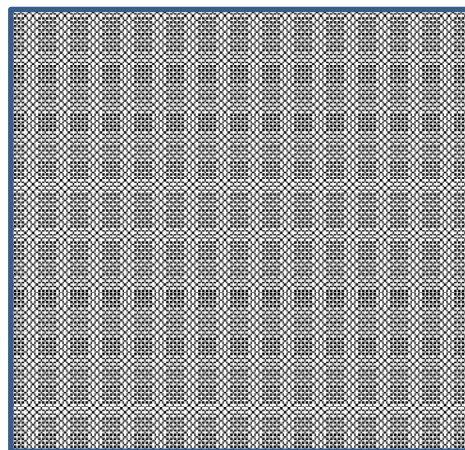


図5-1 『洛中洛外図屏風模本』部分
東京国立博物館蔵 画像提供:東京国立
博物館

図5-2 『上杉本洛中洛外図屏風』部分 米沢市(上
杉博物館)蔵 相国寺西 画像提供:上杉博物館

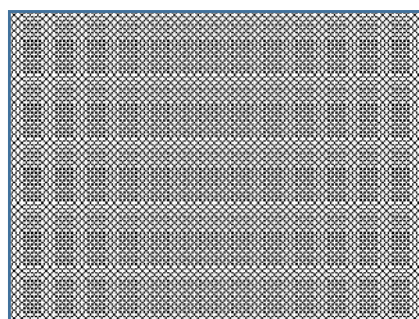
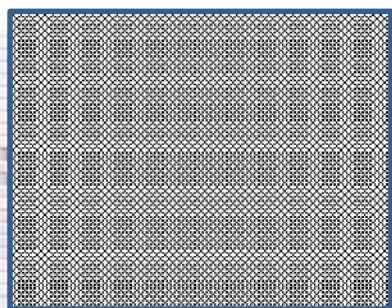


図6 『上杉本洛中洛外図屏風』部分
米沢市(上杉博物館)蔵 画像提供:
上杉博物館

図7 『歴博甲本洛中洛外図屏風』部分 国立歴史民俗博物館蔵 下京隻
四扇 画像提供:国立歴史民俗博物館

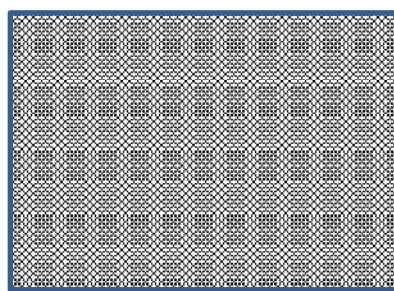
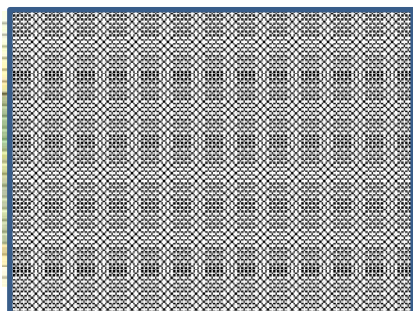


図8-1 『歴博甲本洛中洛外図屏風』部分 国立歴史民俗博物館蔵 下京隻五扇 画像提供：国立歴史民俗博物館

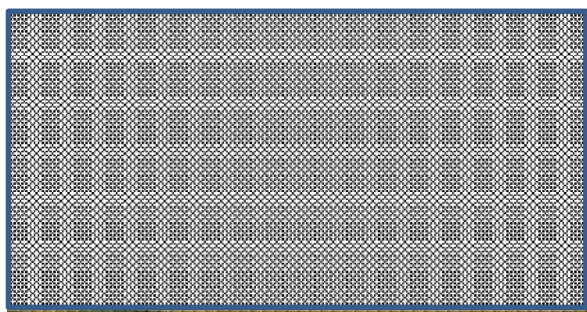


図8-2 『上杉本洛中洛外図屏風』部分 米沢市（上杉博物館）蔵 下京隻二扇 画像提供：上杉博物館

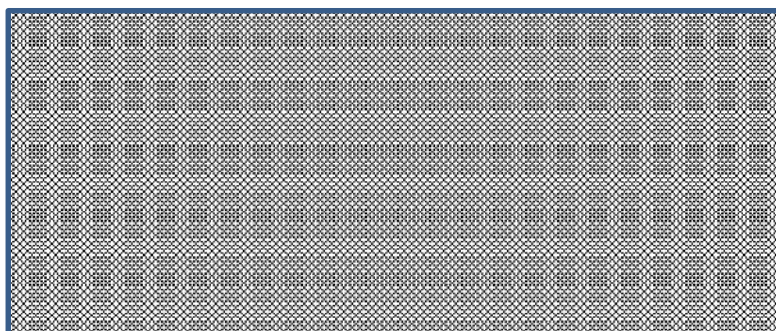


図9-1 『歴博甲本』下京隻 第六扇部分 国立歴史民俗博物館蔵 画像提供：国立歴史民俗博物館

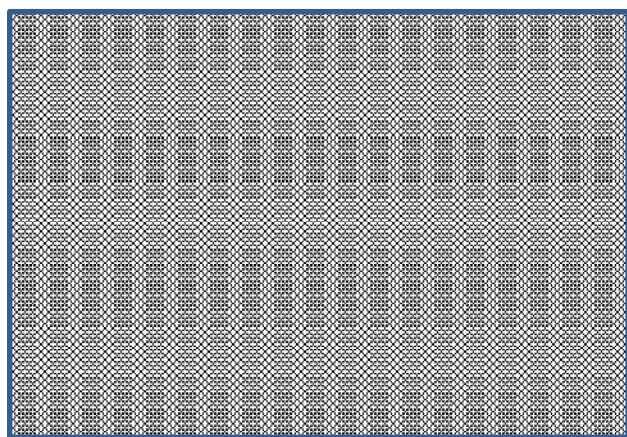


図9-2 『扇面草子』部分 高津古文化会館蔵安原真琴『『扇の草子』の研究』より引用



図10-1 『歴博甲本』部分 国立歴史民俗博物館蔵

下京隻 第五扇 画像提供：国立歴史民俗博物館

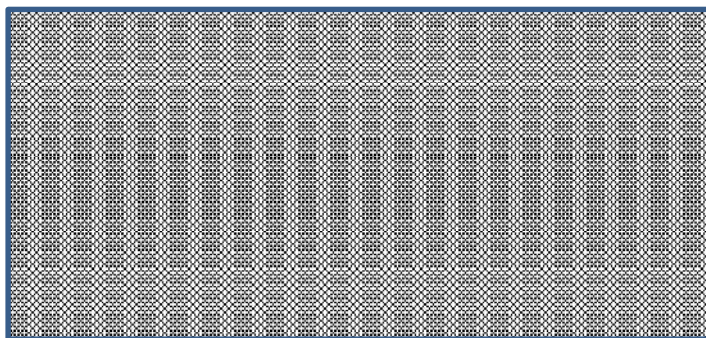


図10-2 個人蔵 安原眞琴
『『扇の草子』の研究』より引用



図10-3 『扇面草子』部分 高津古文化会館蔵 『歌
を描く絵を詠む』展図録 サントリー美術館より引用



図11 「五月雨日記」国立公文書館蔵、
群書類従444冊



図13 「五月雨日記」国立公文書館蔵、
群書類従444冊



図12 「五月雨日記」国立公文書館蔵、
群書類従444冊

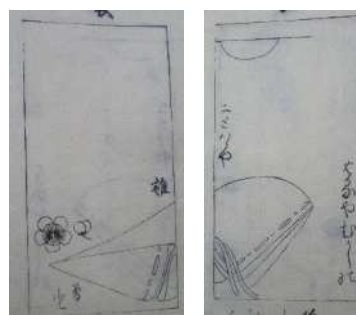


図14 「五月雨日記」国立公文書館
蔵、群書類従444冊



図15 「五月雨日記」国立公文書館蔵、群書類
従444冊

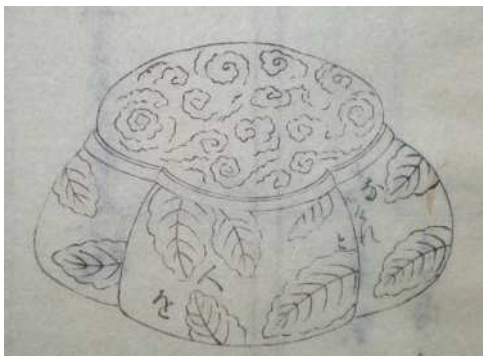


図16 『花白河蒔絵硯箱』根津美術館蔵
『日本美術全集 15 北山と東山の美術』
学研より引用



図17 『春日山蒔絵硯箱』根津美術館蔵
『日本美術全集 15 北山と東山の美術』学研より引用



図18 中島家蔵『清水寺参詣曼荼羅』 『社寺参詣曼荼羅』大阪市立博物館編 平凡社より引用

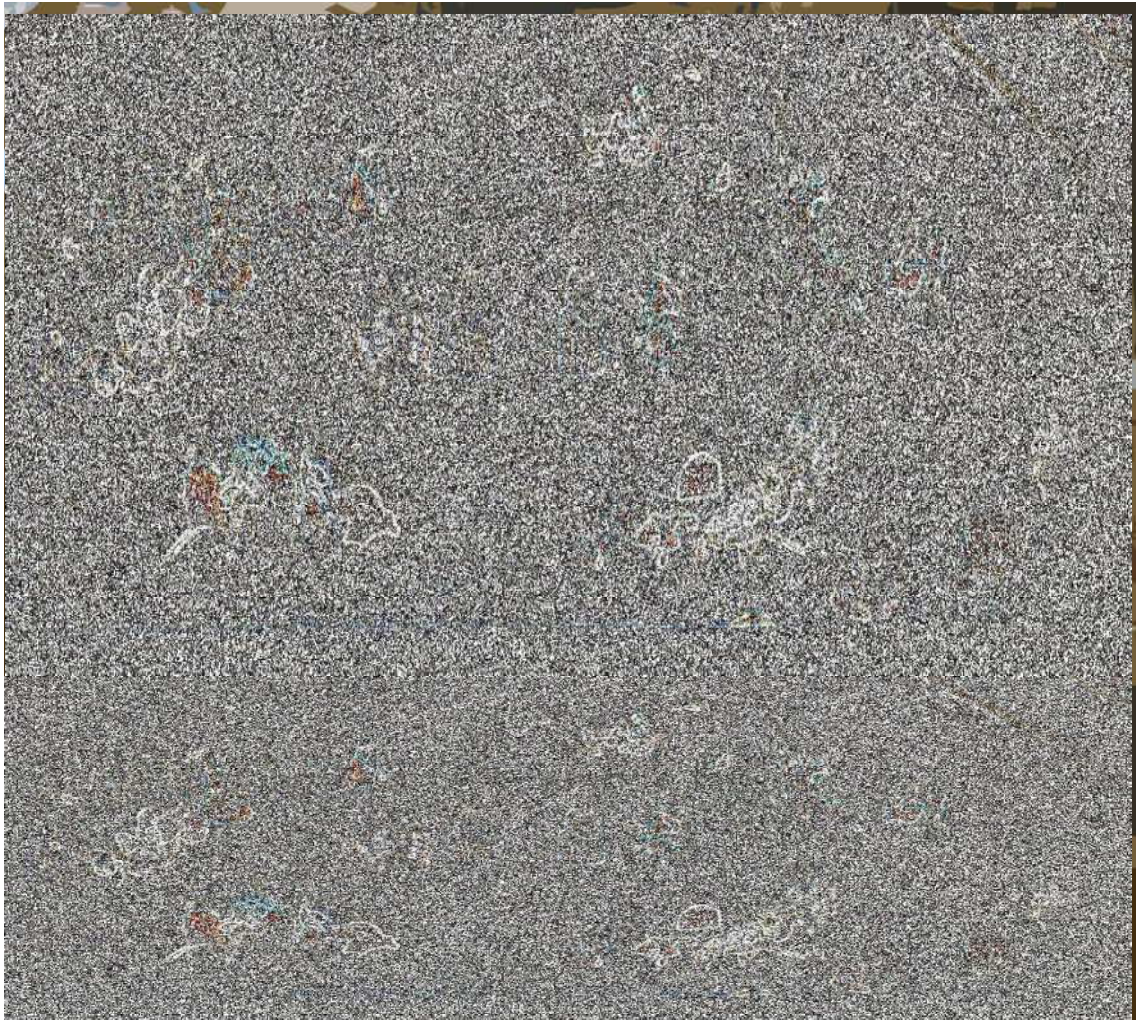
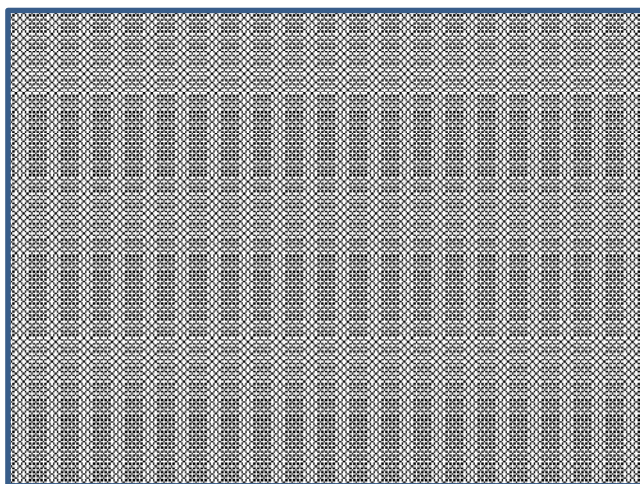


図19 『白描中殿御会図絵巻』部分 出光美術館蔵
『やまと絵の譜』展図録 サントリー美術館より引用

詞書「御会記」

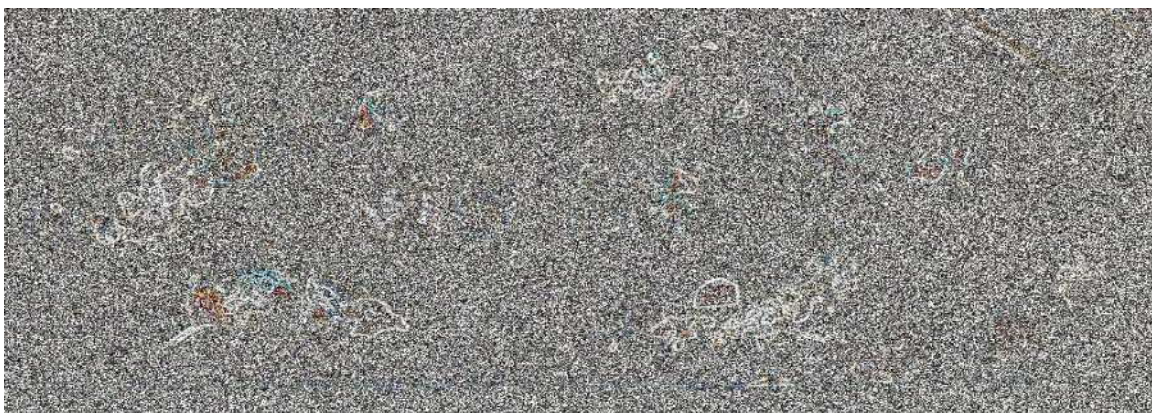


建保六年八月十三日壬子
於中殿初講和誦、題云、池月久明、戌時出御昼御座御直衣御劍如恒、頭中将公雅朝臣召公卿南無折敷門座
先依有御遊伶人等参着、右大臣、右近大將源朝臣、太宰権帥藤原朝臣、権大納言藤原朝臣公、中納言藤原朝臣隆、前左兵衛督源朝臣拍子、修理大夫藤原朝臣富、右近衛中将藤原朝臣家和琴、右近衛中将藤原朝臣基等、右兵衛督藤原朝臣雅畢業
(以下略)

図20『源氏物語図扇面散屏風』部分 尾道市浄土寺蔵 『日本屏風絵集成5 人物画—大和絵系人物』講談社より引用



図21『彦根屏風』部分 彦根市蔵彦根城博物館保管 『彦根屏風：無言劇の演出』平凡社より引用



はじめに

国立歴史民俗博物館蔵洛中洛外図屏風甲本（以下甲本）は、現存最古の洛中洛外図屏風である。戦国期京都を描き、絵画史料として各方面で活用されている。そのなかでも景観年代比定に重要なのが、「くはうさま」と記されている將軍邸である。堀口捨己氏は、これが花の御所北の柳原付近に描かれていることから、柳の御所＝大永度御所とした¹。大永度御所とは、大永五年（一五二五）に管領細川高国が、十二代將軍足利義晴のために造営したものである。これに対して高橋康夫氏は、大永度御所は北小路今出川東の伊勢守貞忠邸近辺にあつたとして、歴博甲本に描かれたのは架空の御所と主張した²。しかし、小島道裕氏は高橋氏の史料解釈を誤りとして、改めてこれを大永度御所と推定した³。末柄豊氏は大永度御所が「京兆（細川高国）之北、香川・安富・秋庭・上野以下之地」にあつたという神余昌綱書状を紹介して、改めて大永度御所とした⁴。甲本には細川邸の北に典厩邸を挟んで、將軍邸が描かれている。この説に従えば、甲本は足利義晴、管領細川高国の時代を描いていることになる。

しかし、「細川邸の北」にあつた將軍邸は他にもある。小川御所・十一代將軍義澄邸はこの付近にあり、「細川邸の北」であつた可能性がある。甲本將軍邸を確定するには、小川御所、義澄將軍邸（細川政元邸内）、勝元・政元・高国・晴元の戦国期細川邸の位置を確定しなければならない。さらに「香川・安富・秋庭・上野」の屋敷位置も確定する必要がある。

この地域には大永度御所建築以前に、八代義政・九代義尚の小川御所、十一代義澄將軍邸、細川勝元邸、細川政元邸、細川被官安富邸（細川澄元宿所）、遊所軒（細川澄之宿所）、大心院などがあり、宝鏡寺、南御所、光照院、入江殿などの比丘尼御所も建ち並んでいた。甲本將軍邸近辺は戦国期幕府政治における中心地のひとつで、細川政元が暗殺された永正の錯乱では主戦場となった地域である。しかし、これらの屋敷位置は現在不明もしくは、諸説ある状態である。細川政元邸については、現大心院町説と⁵、西大路北・小川東説とする意見があり⁶、小川御所についても現宝鏡寺説と⁷、現本法寺説があり⁸、安富邸、義澄將軍邸（細川政元邸内）、澄之宿所遊初軒、細川勝元・晴元邸の位置は不明である。

そこで本稿は、甲本將軍邸近辺の戦国期の空間構造を検討したい。

第一に、詳細は不明である小川御所の位置及び、宝鏡寺・南御所・遊初軒について考察する。第二に、細川勝元・政元邸の位置を確認し、これと連動して大心院・義澄將軍邸・

安富邸・細川尹賢（典厩）邸について確認する。第三に、大永度御所・細川高国・晴元邸について検討する。これにより、甲本が足利義晴の大永度御所を描き、細川高国時代の細川邸を描いていることを確定できる。さらに、上杉本に描かれた細川邸は実在していたことを確認する。これは、第二部以下の行論の前提条件となる。

将軍邸・細川邸以下の位置は、諸史料に断片的に記載された情報を繋ぎ合わせるため、相互の位置関係が重要である。また、将軍邸・細川邸をはじめとする屋敷の地理的位置の確定は、戦国期の将軍・管領権力構造を解明するための基礎的条件を明らかにすることであり、本稿の検討は戦国期室町幕府論の基礎作業となる。くわえて、戦国期の京都の状況を確認したい。

さらに、宝鏡寺・南御所等この地域の尼寺に入室していた人物を明らかにし、これらの比丘尼御所と幕府との関係を検証することによって、この地域が、戦国期において将軍一族が住む空間であったことが明らかになる。

第一節 小川御所の位置

小川御所は八代将軍足利義政・九代義尚の御所で、文明八年（一四七六）室町第炎上後に正式の御所となった。川上貢氏は文明十八年の義尚参内の記事から、小川御所は、現宝鏡寺から本法寺付近にあつたとし、さらに絞り込むため、「細川天竺宿所小川御所」⁹という記述に着目し、「細川天竺宿所」＝細川政元邸（政元死後に大心院）としたうえで、大心院町の南西にある、現宝鏡寺を小川御所の位置とし、小川御所廃絶後、宝鏡寺・南御所ができたとした¹⁰。

しかし、文明十五年元旦に三桑西実隆は、「先参入江殿、大慈院、宝鏡寺殿等、向北小路（南御所）禅尼、広福院、細河九郎、同右馬頭等許、次参小河殿」と¹¹、南御所・宝鏡寺・小川御所を同日に参賀している。小川御所と宝鏡寺・南御所は、入江殿、北小路禅尼（日野富子母）、細川政国邸近辺に併存していた。また、細川天竺は細川諸流の家で、細川天竺と政元は別人である¹²。さらに、大心院を建立したのは政元であるから¹³、政元邸が政元死後大心院になったのではない。

これに対して、高橋康夫氏・鈴木充氏は、小川御所を現本法寺の位置とする¹⁴。「長興宿禰記」の「悲田院仏殿焼亡、（中略）室町殿准后御所小川北方」¹⁵から悲田院南方に小川御所があるとし、悲田院で茶毘に付された後花園天皇の火葬塚が大応寺北に在ることから、大応寺辺りを悲田院と推定した。現在大応寺南には、本法寺、その南に宝鏡寺がある。

しかし、小川御所の位置をはつきりと示す史料がある。悲田院は「室町殿北隣咫尺」¹⁶という記事である。また、悲田院の位置も、寛永年間（一六二四〜一六四四）成立の『浴中絵図』から確認でき、現本法寺の北隣が悲田院である¹⁷。

悲田院は、正保二年（一六四五）に泉涌寺に編入され、跡地に大応寺が移転した。現大応寺が、悲田院のあつた位置である¹⁸。その大応寺の南隣にあるのは本法寺であり¹⁹、ここが小川御所の位置だったのである（資料1参照）。

次に、南御所・宝鏡寺について検討しよう。宝鏡寺は光厳天皇皇女恵厳を開祖とし²⁰、二代将軍足利義詮の娘恵照が入室し、以後足利氏の女性が代々入室した²¹。

南御所とは日野康子（三代将軍義満室）を指し、義満娘聖久が跡を継いだ。南御所聖久は崇賢門院仲子（後光厳天皇皇妃）の猶子となり、崇賢門院没後に大慈院を相続した（資料2参照）²²。南御所の建物が、南に接していた崇賢門院御所と一体化し、大慈院になったと考えられている²³。大慈院は南御所とも呼ばれたのである。当初、宝鏡寺は嵯峨、南御所は北山第にあつたが、三条西実隆の文明六年の室町第参賀後の年始回り先に、「武家女中衆、飛鳥井、庭田、^(飛鳥) 御修寺、右中弁、前内府、^(盛光) 烏丸、^(高倉水繼) 藤宰相、^(日野富子母) 北小路殿、^(細川政国) 典厩細川、^(成則) 左衛門督、赤松、仁王寺宮、南御所、^(藤原敏子山聖母) 入江殿、^(三) 法鏡寺殿、^(通俊) 中院等参賀了」とある。上京の屋敷を回つた中に、南御所・宝鏡寺が含まれ、文明六年以前に上京に移転したことが確認できる²⁴。

先に述べたように、文明十五年の年始に、実隆は南御所・宝鏡寺・小川御所へ、同日に参賀しており²⁵、文明八年に小川御所が正式御所となつて以降、日野富子の没する明応五年（一四九六）まで、小川御所・南御所・宝鏡寺は同時に存在していた²⁶。

これらの位置であるが、宝鏡寺は現在も同じ場所に存在しているため、位置が特定できる。南御所は明治維新に宝鏡寺に合併され現存しないが、室町末期には両寺を一人の門主が兼帯することもあり、江戸時代に両寺は、小川に面して並び、隣り合っていた²⁷。「兼頭卿曆記²⁸」文明十年十二月十三日条に、大慈院殿が新造御所に移徙した記事があり、上京に既に移っていた南御所が、宝鏡寺と小川御所の間に新造御所を建て、移つたものと思われる。

以上の考察をまとめると、義政・義尚の小川御所は現本法寺の位置に存在し、その北隣に悲田院、南隣に南御所、さらに南隣に宝鏡寺が存在していた（資料1参照）。

義尚・義政の死後も、日野富子（義政室・義尚母）は死去するまで小川御所に居住し²⁹、富子死後は南御所光山聖俊（義政・富子娘）が相続した³⁰。小川御所のうち義尚屋形は、

「香厳院義隆院御舎弟鎌倉御息、御殿食自夜前奉移居遊初軒常徳院殿御所也、目大方殿下殿下」³¹と、日野富子から細川政元に下され、政元がこれを寺院にして遊初軒となった。

明応の政変では足利義澄が遊初軒に入り、永正の錯乱においては細川澄之宿所となり、ここで澄之は自害した³²。小川御所は、義尚御殿が遊初軒、明応五年の日野富子死去後は日野富子御殿が南御所の一部となったのである。

南御所には光山聖俊（富子長女）、宝鏡寺には因山理勝（富子次女）・日山理永（義政妹）・義澄妹が居住した³³。南御所は、光山聖俊が永正二年（一五〇五）に没後³⁴、後土御門天皇皇女で日野富子猶子として入室した溪山理秀が方丈となった³⁵。そして、南御所の取次を將軍義晴の側近である大館常興が務めることもあった³⁶。寺伝では、義植娘華庵理采も入室している³⁷。

宝鏡寺は、方丈であった義澄妹の死後、近衛家息女花屋理春が義植猶子として入室し³⁸、理春の妹は後に義晴御台となる。天文十八年（一五四九）に義晴娘理源が入室し³⁹、その後義輝娘耀山聖口も入室している⁴⁰。なお、所領面において、宝鏡寺・南御所は、義満・日野康子等から相続した河内十七カ所・備前香登庄・摂津上津畑をはじめ、多くの所領を持つ大領主だった⁴¹。また、宝鏡寺文書には、日野家の氏寺広福院文書も含まれており、小川御所の近辺には足利一族、日野家に関わる尼寺が位置していた。

これ以外の歴博甲本に描かれた比丘尼御所も、將軍家ゆかりの寺である。入江殿は、義教娘の了山聖智、義尚娘の松山聖槃、義晴娘が入室していた⁴²。曇華院・光照院は、共に義植の妹が入室し⁴³、天文十四年（一五四五）の曇華院主文琳聖珠（義植妹）死後は、義晴御台の伯母である近衛氏（前大祥院）が曇華院に入室した⁴⁴。これらの比丘尼御所に関しては、第五章で詳しく論じるが、歴博甲本に描かれた將軍邸・細川邸近辺は、將軍家一族の住む空間であった。また、歴博甲本は、数ある比丘尼御所の中から、將軍家一族の尼寺を特に選んで描いているのである。

第二節 細川勝元・政元邸の位置

次に、細川政元邸を検討する。細川政元邸の位置については、先に述べたように、現大心院町説と西大路北・小川東説（歴博甲本細川邸位置）があるが⁴⁵、これまでは政元邸が同時に二ヶ所あり、政元が文明七年に居屋敷を移ったことが見落とされていた。本稿では、文明七年七月以前に政元が住んでいたものを別邸、それ以降に住んだ本来の細川邸を本屋形と呼んで区別する。

別邸の位置は、文明十八年七月の九代將軍義尚の参内ルートによって明らかになる⁴⁶。義尚の行列は、小川御所東門を北へ行き、東に折れ、一町ほど行った細川邸の前を南に折れた⁴⁷。この細川邸の位置は、大心院町に当たる。大心院は妙心寺の塔頭として現存するが、創建当初は上京新町頭清蔵口（大心院町）にあつた⁴⁸。この細川邸（別邸）が明応八年（一四九九）以前に大心院になつた。明応八年の『鹿苑日録』に「京兆請大心院為陸座」と、政元が大心院を説法者にするよう相国寺に要求しており、政元生前から大心院は存在した⁴⁹。また、永正七年（一五一〇）に、大心院が火事になり、近衛殿町の北方にあつたことが確認できる⁵⁰。細川別邸は小川御所から東へ一町ほどの位置、現大心院町にあつたのである（資料1参照）。

続いて、細川本屋形・十一代將軍足利義澄邸の位置を検証しよう。足利義澄邸は「參集（足利義澄）將軍亭、左馬頭義澄御在所、細川右京大夫政元御所」と⁵¹、細川政元邸内（本屋形）にあつた。

前述したように、文明七年七月、細川政元は京兆家本来の屋敷である旧勝元邸（本屋形）へ移り住んだ⁵²。応仁の乱の始めに、勝元が屋敷を出た後、赤松などが長年陣所としていたのである⁵³。

細川本屋形の位置は、文明十年（一四七八）の、御霊殿の火事から判明する。十二月二十五日御霊殿の火事があり、大火になつた⁵⁴。この火事について、『大乘院寺社雑事記』紙背に十二月二十七日付書状がある⁵⁵。

（前略）廿五夜半計に出火、小川の東細川殿の南、東は室町をさかひ、二時計焼候、御構三分一とも可申候哉、言語道断子細、目もあてられず候、御霊殿宗祇在所何もかも皆焼候、近衛殿是へよる御にけ候て、廣橋に御入候、あさましき軀詞も候ハす候、三條を始、かりゆきすきのさや共焼出され候、天命此時皆々たやすき用まてにて候か、更に無恨候、細川築地のおおひ皆焼候、にはの木候ハすハ、館すてにあやうく候つる、御構始候て、是の程焼亡始候（後略）

小川の東、細川邸の南にある御霊殿の火事で細川邸築地の覆いが全焼したが、庭の木によつて細川邸は無事であつた。この細川邸が、細川本屋形と考えられ、御霊殿の北に接していた。御霊殿とは近衛家の霊廟で、当時近衛政家は応仁の乱を避け南都に避難していたが、上洛の際には御霊殿を利用した。この時も政家が上洛したところ、御霊殿が炎上した⁵⁶。文明十五年、御霊殿敷地に近衛邸が再建されており、御霊殿の位置は現近衛殿町であ

る⁵⁷。寛永年間の『洛中絵図』⁵⁸では、現近衛殿町に近衛邸が位置し、近衛邸の真北には光照院がある。光照院は、安楽光院と共にあり、一時安楽光院と称した(資料1参照)⁵⁹。

安楽光院は「安楽光院今宮北野等炎上」⁶⁰、「入夜有火事、入江殿御前也」⁶¹と、文明七年二月に火事で焼けており、政元は同年七月に応仁年間から存在した細川本屋形に入っている。細川本屋形の位置は、安楽光院があつた近衛邸の真北ではなく、北東か北西になる。

これをさらに絞り込む手がかりが、細川邸と南御所・安富邸との位置関係である。まず前章で検討した南御所との位置関係をみていこう。文亀二年(一五〇三)正月参賀の折り、中御門宣胤は南御所で衣装を改め義澄邸に向かった⁶²。その理由を「依咫尺也」としており、南御所と義澄邸(細川本屋形)は近距離にあつた。細川本屋形は近衛邸の北西、つまり西大路北・小川東(≡歴博甲本に細川邸が描かれている位置)である(資料1参照)⁶³。

さらに、安富邸と細川邸の位置について検討しよう。永正三年(一五〇六)細川政元の家督相続者となつた澄元が安富邸に入り⁶⁴、翌永正四年に政元が暗殺され、翌日澄元宿所も攻められた。『宣胤卿記』には、「細川六郎澄元政元朝臣義子、卿親分也、十九歳在所、將軍家北隣也、」とあり⁶⁵、澄元宿所安富邸は「將軍家北隣」≡細川本屋形北隣であつた。これは、百々橋東に当たる。百々橋は、宝鏡寺の角に今も礎石が残り、位置を特定することができる。

このことは「細川両家記」の記述とも一致する。永正四年の錯乱において、澄元宿所安富邸を攻めた香西と澄元の両軍は百々橋で戦つた。香西孫六と澄元方の奈良修理亮が百々橋で一騎打ちをし、負傷した奈良は安富邸に退いた⁶⁶。安富邸は百々橋近辺にあつたことがわかる。香西は西の大宮から進軍しており⁶⁷、百々橋を隔てて戦っている。安富邸は百々橋の東側にあつた。

さらに、「不問物語」の記述とも一致している。このとき安富邸を攻めたルートは、香川上野介らが「室町ヲノホリニ、柳原口東ノ方ヨリ」、香西彦六元能は「大宮ヲノホリニ蒐通テ犬馬場口ヨリ」、香西孫六が「大宮ヲ上りに安居院ヨリ百々橋口ニソツメタリケル」とある⁶⁸。香西彦六の「犬馬場」は、射場町である⁶⁹。これは先に見た細川本屋形横で、政元邸には犬馬場が存在していた⁷⁰。三方から攻めたルートを地図に書き込むと、義澄邸北にある百々橋東の安富邸の位置と合致する(資料3参照)。

以上のように、百々橋東に安富邸があり、その南隣に義澄邸を含む細川本屋形があつた。義澄邸は安富邸の南隣すなわち、細川本屋形内の北端にあつたのである。これは、歴博甲本が描く典厩邸の位置にあたる。そこで、典厩邸を検証しよう。典厩細川尹賢は大永三年

(二五二三)に寢殿を新築し移った⁷¹。翌大永四年三月に、足利義晴がこの尹賢新邸に御成している⁷²。義晴は東の門より御成しており、東面の屋敷であることがわかり、北門・裏門も警固している。これは、歴博甲本に描かれた、東面し北と西が道に面した典厩邸と一致する(資料4参照)。永正五年(一五〇八)に十一代将軍義澄が近江に没落し、そこに細川尹賢(典厩)が移ったものと思われる(資料1参照)。

先に述べたように、大永度御所の位置を神奈の書状は、「京兆之北」とする。歴博甲本では京兆家の北に典厩家(細川尹賢家)があることについて、末柄氏は、典厩家が京兆家の補佐を事としたので、京兆家の一部と見なされていたとしたが⁷³、典厩家(細川尹賢家)の場所が、元々京兆家の一部なのである。

義澄邸の位置は、次の記事からも確認できる。永正四年、細川澄元と家督を争った細川澄之は、上洛し遊初軒に入ったが、八月一日に攻められ同所で自殺した⁷⁴。遊初軒は義澄御所の北に在ったことが、『宣胤卿記』から確認できる⁷⁵。先に述べたように、遊初軒は、小川御所内の義尚御所を寺としたものである⁷⁶。歴博甲本典厩邸位置にあつた義澄邸と、現本法寺の位置にあつた小川御所の位置関係と合致する(資料1参照)⁷⁷。

ところで、細川本屋形内に義澄邸が存在する意味について述べておきたい。従来は、このことを根拠の一つに、義澄が傀儡将軍とされ、京兆専制論の一因となっている⁷⁸。しかし、京兆専制論の見直しが進んでいる現在の研究状況からすれば⁷⁹、これを再検討する必要がある。

『宣胤卿記』には、文亀二年(一五〇二)正月「次各行政元細川右衛門左衛門方、所隔垣在」⁸⁰、文亀四年正月「仍相俱先向政元朝臣方、本館開所、門在別」⁸¹とあり、義澄邸は、確かに政元邸内ではあるが、垣を隔て、門も別だった。

文亀三年に、将軍御所普請始の記事があり⁸²、永正三年(一五〇六)には「大樹京兆在所江渡御」とあることから、御殿も別棟だったことがわかる⁸³。文亀三年、三条西実隆が、義澄邸厩で冷泉為広・三条実望と雑談していることから厩があつたことも判明する⁸⁴。永正三年の『東寺文書』に、「就御庭草花同小石御用、被遣河原者畢、被檢知之、可有進上之由、被仰出候也」と、草花・小石を、庭造作のため進上することを命じた幕府奉行人奉書がある⁸⁵。幕府奉行人奉書で、単に「御庭」としているのも、将軍邸の庭を指していると考えられ、独立した庭園があつたことが判明する。歴博甲本の細川邸最北部に、細川邸と垣で隔てられ門・庭・御殿のある典厩邸(旧義澄邸)が描かれている(資料4参照)。義澄邸は、細川本屋形内とするよりは、その敷地内ではあるが、細川本屋形に隣接していたと

する方が実際の姿に近いであろう。義澄邸は、一定の自立性を保っていたのである。

第三節 大永度御所と細川高国・晴元邸の位置

大永度御所の位置は先に述べたように、「京兆（新細川邸）之北、香川・安富・秋庭・上野以下之地」である⁸⁶。これは、永正四年（一五〇七）の錯乱によって焼失した細川被官の屋敷と一致する。焼失し広野となった細川被官屋敷の中に禅昌院、上野治部少輔・安富筑後守・香川・秋庭がある⁸⁷。禅昌院は『洛中絵図』から、本法寺東と確認できる⁸⁸。安富邸は、前節の検討により、百々橋東であることが判明した。そして、歴博甲本では安富邸（禅昌院位置）に將軍御所が描かれている。「京兆の北」にあつた將軍邸は、大永度御所以外に小川御所・義澄邸も該当するが、安富邸位置確定により、歴博甲本に描かれた將軍邸は大永度御所と確定できる（資料Ⅰ参照）。そして、禅昌院と安富邸の間に香川・秋庭・上野等の細川被官屋敷があつた。永正の錯乱で広野となった場所に、大永度御所が建造されたのである。

大永五年（一五二五）、大永度御所立地が決定した時、安富らの旧跡は、少々家が建ち麦畑になっていた⁸⁹。政元時代に細川被官の屋敷が立ち並んでいた場所が、二十年近く経た高国政権末期の大永五年においても空き地だったということは、高国政権の基盤が脆弱だったことの表れである。

高国は、それまで軍事的に幕府を支えてきた大内義興が下国した後の永正十七年（一五一五）、細川澄元・三好之長との戦いに敗れ近江に没落したが、近江六角の援軍と共に上洛し勝利した⁹⁰。

また、大永七年（一五二七）の桂川の戦いは、武田元光の援軍を得、將軍義晴も動座した総力戦だったが、見物した鷲尾隆康によれば高国配下の大将は、細川尹賢、上野元治のみである⁹¹。高国は敗れ近江に逃げ、近江六角・越前朝倉の援軍によって再び上洛し講和が成立した。しかし、朝倉が下国し、摂津国衆らが細川晴元側につき、在京していた者も下国したことにより再び没落し⁹²、各地に援軍を求め転々とし、享祿四年（一五三二）尾崎で自刃した。政元時代のように、守護代クラスの有力被官が細川邸近辺に多数在住し、高国政権を支えることがなかったのだろう⁹³。

なお、大永度御所は、大永五年十二月から、大永七年二月までの一年二カ月余りしか存在しなかった。大永七年二月に義晴は近江に逃れ、その後上洛しても大永度御所が使われた形跡はない⁹⁴。ごく短期間しか存在しなかった將軍御所をあえて描いていることは、歴博甲本が単に京都という都市を描くことを目的としたものではないことを示している。

以上の検討結果をふまえ、歴博甲本の解釈について触れておきたい。歴博甲本先行研究は、小島道裕氏、黒田日出男氏の研究があり、いずれも細川高国が歴博甲本を制作し、高国の理想や構想が絵の主題とする⁹⁵。小島氏は、大永度御所は政元以来の京兆専制体制をさらに推し進めた「高国の勝利宣言」とする⁹⁶。黒田氏は、將軍邸を細川邸の北に置くという高国の構想を歴博甲本は描いているとする。

しかし、京兆専制論は見直しが進んでいる。従来指摘されていない身分差について、一点述べておきたい。細川氏は政元の時代においても、禁裏昇殿が許されず公家社会での地位は低かった。細川政元は、文亀四年（一五〇四）一月十日の足利義澄参内の折、義澄の執奏により、折烏帽子上下素襖で御所の縁に召し出され、天盃を受けた。このことについて、「希代事」と中御門宣胤は記し⁹⁷、鷲尾隆康は、珍事・前代未聞と述べ⁹⁸、近衛政家も「如何々々」と日記に記す⁹⁹。永正三年（一五〇六）八月十六日の宮中御楽、九月二十三日の宮中御儀法講においても、政元は警固役を務め、庭で聴聞している。宮中御儀法講において、長橋局を直蘆（私室）とし衣冠に着替え、天皇と同御簾内に着席する將軍とは、身分に大きな差がある¹⁰⁰。高国の代には参内の記事も見られない。

細川家が摂津・丹波を支配できたのは、守護という地位が大きな意味を持っている。守護権力は、將軍権力に由来し、將軍権力は天皇の權威に由来している。細川家にとって天皇と結びつき公家寺社に対する權威・権力を持つ將軍の存在が必要であった。義植と離反した高国にとって義晴との緊密な関係は、不可欠だったと言えよう。

さらに、先述したように、政元時代に細川被官の屋敷が建ち並んでいた場所が、高国時代は空き地だったということは、高国政権の基盤が政元時代に比べ、脆弱だったことを示している。細川邸の近くに將軍御所を建築した意図は、高国政権の基盤の弱さや、末柄氏が指摘するように、四国勢との緊張関係に基づくと思われる¹⁰¹。また、細川高国が独断で將軍邸立地を決められないことは、大永度御所立地決定の経緯が記された「御作事方日記」から明らかである¹⁰²。將軍邸を細川邸の北に置くという高国の構想を描いたという黒田説は成り立たない。

次に、高国・晴元時代の細川邸の位置について検討しよう。安富邸を確定したことで、大永度御所と高国時代の細川京兆邸の位置を、神余の書状からも、歴博甲本からも確認できた。これにより、細川邸は勝元・政元・高国の代まで、同じ位置にあったことが判明した¹⁰³。

細川本屋形は、晴元の時代も同じ位置に存在していたと思われる。上杉本洛中洛外図屏

風は、晴元の時代である天文十六年（一五四七）頃から永禄八年（一五六五）頃を描き、細川邸が歴博甲本と同位置に描かれていることが根拠の一つである¹⁰⁴。

もう一つの根拠は、庭の池である。高国邸＝本屋形の庭は、『二水記』『後法成寺閑白記』にも記載があり著名だった¹⁰⁵。歴博甲本に描かれているような池・橋があつたのだろう。

晴元は天文五年に、「細川^{（京邊）}左京大夫従山崎上洛^{（室）}院法印^{（方）}人^{（形）}住^{（云々）}」と、上洛し室庵院法印の者たちが住んでいた屋形に入った¹⁰⁶。半年後の天文六年三月には既に大きな池があり、政元の先例に倣って本願寺に舟を所望している¹⁰⁷。天文十一年に「細川殿今度御普請今日終之」と¹⁰⁸、御殿を普請していることから、庭の池は晴元入居時、すでにあつたと思われ、晴元は細川本屋形に入ったと推測される。

また、永禄八年に、ルイス・フロイスは京の名所を信者に案内され見物し、その中に細川邸も含まれていた¹⁰⁹。細川邸は、百万遍と大徳寺の間であり、大徳寺と半里ほど離れていた。これは、先に検討した細川本屋形の位置と一致する。フロイスは、細川邸の御殿は破損していたが、古い物語や文献で賛美された庭はほぼそのまま、大きな池があり、橋で小島がつながっていたとする。「古い物語や文献で賛美された庭」とは、晴元以前からこの庭があつたことを示すと思われる。高国邸の庭は、近衛尚通や鷲尾隆康の日記でも賛美され、天文十九年の奥書がある「細川両家記」に、高国が自慢の庭を詠んだ辞世の句が載る¹¹⁰。歴博甲本・上杉本・東博摸本では、細川邸以外には將軍邸と二条邸（御池之町・二条殿町）に池が描かれのみで、大きな池のある庭園は京中には少なかったのだろう。また、三作品とも細川邸の庭のみ、亭橋が描かれており、池にかかる亭橋が細川本屋形の特徴であつたと思われる。

晴元は既に永禄六年に死去しており、晴元の子信良（昭元）は三好氏の人質となつてしたが、細川邸は引き継がれ、名所として見物の対象となつていたのである¹¹¹。また、永禄十一年に織田信長と上洛した足利義昭は、細川信良（昭元）邸に入った¹¹²。これも本屋形と思われ、晴元から昭元の時代も本屋形は存続していたのである。

応仁の乱後、將軍在所は点々と移動し、有力守護も在京しなかつた。その中であつて、同位置に応仁の乱以前から戦国末期まで存在し続けた細川邸（本屋形）は、上京の中心であり、名所であつた。初期洛中洛外図が、細川邸を上京の中心に描くのは、戦国期の実態に即した構図だったのである。

最後に、戦国期京都の町について検討しておこう。洛中洛外図は、「近世都市に向けて再生し始めた京都への都市内外からの関心¹¹³」によって生み出されたという理解があるが、

これは太平洋戦争後の民主主義、都市発展と、応仁・文明の乱後の京都を重ね合わせた「町衆論¹¹⁴」的発想によるものではないだろうか。

戦国期の京都は、長い京都の歴史の中で最も京都という町が衰えていた時代である。治安が乱れ、土一揆や戦乱・強盗・放火が多発した。人々は自衛のため、釘貫や堀を構えたことはよく知られている。室町期を通じて在京が原則であった有力大名が下国し、在京大名はほぼ細川氏のみとなった。公家も地方へ下国する者が相次いだ。それにより、京都文化が地方へ伝播し、在国大名の居館付近に城下町が形成されたことは事実だが、それが京都という「町」が「内外からの関心」を集めたことの証拠にはならない。

戦国期は將軍も度々京都から没落し、禁裏の儀式も費用不足のため中断した。応仁・文明の乱後も、天文法華の乱、細川・三好との戦乱によつて、度々京都は戦場となり、大火・土一揆もしばしば記録されている。大永六年宗長が、「上下の家、むかしの十が一もなし。(中略)内裏は五月の麦の中¹¹⁵」と嘆いたことは有名である。大永七年、三条西実隆は、「桓武以来平安城都もいまへつきへて、主もなき都にてあさましき¹¹⁶。」と述べている。フロイスは、永禄三年の京都の様子を「ひどく荒廃していた」が「それでもなお往時の盛観を幾分とどめていた」と記している¹¹⁷。『お湯殿の上の日記』では、同年三月、天皇の常御殿の棟木が折れ、七月になつてもまだ修理を督促する状況だった¹¹⁸。永禄四年のガスパル・ヴィレラ書簡は、洛中洛外は「度重なる戦火に見舞われてひどく破壊されている。住民の言によれば、今あるものは過ぎ去つた夢である¹¹⁹。」と伝え、戦での消耗により薪が全く不足し、食料も十分ではないとしている。永禄十二年の禁裏を「信長記」は「禁中既御廢懷就無正体¹²⁰。」としている。こうした中でこそ初期洛中洛外図屏風は生まれたのである。

おわりに

本稿は、歴博甲本を素材として、戦国期大永度御所近辺の空間構造について検証した。この地域は、戦国期幕府政治の中心地のひとつである。小川御所(遊初軒)・十一代將軍義澄邸、大永度御所、さらには二つの細川邸(本屋形・別邸)・細川被官安富等の屋敷位置を特定した。以下、本稿が検証した内容をまとめよう。

百々橋東に細川有力被官安富邸があつたことを明らかにした。安富邸は、細川政元養子細川澄元の宿所になり、永正の錯乱で戦場となつた場所である。十二代將軍義晴の大永度御所は細川邸の北にある安富等の邸宅跡に建造された。歴博甲本に描かれた將軍邸は大永

度御所と確定できる。

義政・義尚の小川御所は、悲田院の南隣、現本法寺の場所に位置していた。小川御所の南隣には南御所、さらに南隣に宝鏡寺があった。日野富子母娘・義政妹(義教娘)・義澄妹等、将軍家一族の女性が住む空間だった。なお、小川御所内の義尚屋形は後に遊初軒となり、日野富子屋形は、南御所聖俊(義政・富子娘)が相続して、南御所と一体化した。小川御所は寺院となり、次代の将軍には受け継がれなかったのである。大永度御所の周りには将軍家一族の寺院等が建ち並び、小川御所、義澄邸もあつた地域で、「将軍・細川空間」とでもいべき状況であつたと言えよう。

さて、細川邸は同時に二ヶ所あつたが、従来はこのことが見過ごされてきた。本稿は、細川政元が文明七年以前に住んでいたものを、細川別邸と呼んだ。これは現大心院町にあつた細川邸であり、政元の移転後、明応八年以前(寺伝では明応元年)に政元がこれを大心院としたのである。

これに対して、もともと細川勝元が住んでいた屋敷を細川本屋形と呼んだ。これは近衛邸の北西、歴博甲本細川邸の位置にあつた。応仁の乱のはじめに勝元は別の場所に移り、本屋形は諸将の陣屋となっていたが、文明七年に政元が修復して移り住んだ。この屋形が京兆家本来の館である。細川本屋形は、歴博甲本に描かれた位置に、勝元から昭元の時代まで存在し、上京の中心であり、京の名所だつたのである。文明以降、将軍邸は転々とし、有力守護も在京しない中、細川本屋形はほぼ一貫して同じ位置にあつた。

十一代将軍義澄邸は細川本屋形の最北部に、独立した一角として存在していた。義澄邸跡に、大永三年に細川尹賢(典厩)が屋敷を建設した。これが歴博甲本に描かれる典厩邸(てんきう)である。

従来、義澄は細川邸内にいたことが注目され、大永度御所は「細川氏エリア」に建設されたという指摘もあつて¹²¹、戦国期将軍は細川氏の傀儡であり、こうした将軍邸の位置は京兆専制の証拠の一つとみなされてきた。しかし、義澄邸は細川本屋形とは垣で隔てられ、門も別であり、同じ敷地内ではあるが、本屋形に隣接していたとするのが実際の姿であろう。また、義澄邸斜め向かいの宝鏡寺には、義澄唯一の肉親である妹が入室し、この一角は義澄一族が住む空間だつた¹²²。

最後に、甲本について述べておきたい。甲本が細川邸・典厩邸(旧義澄邸)・大永度御所(旧安富邸)を一行に並べて描いたのは、実景に基づく描写である。また、細川邸(本屋形)を上京隻の屏風の中心位置に描くのは、これが戦国期上京の中心であり、名所だつたため

ある。このことは、甲本が石田尚豊説でいう文明二年以前に相国寺大塔上から西を見た写生画を元に描いたのではなく^{1,2,3}、戦国期の実態に即した構図で、京を描こうとする意志を持っていたことを示している。

主題を採ることは、重要な検討課題である。甲本の場合、数ある將軍邸の中で、一年余りしか存在しなかった大永度御所を描いている点に、主題を明らかにする手がかりがある。さらに注目されるのは、甲本に描かれている比丘尼御所は、いずれも將軍家の女性が入室している寺だということである^{1,2,4}。歴博甲本に描かれている以外にも、多くの比丘尼御所がある中で、このように將軍家一族の比丘尼御所を選んで描いていることは、甲本の制作者に將軍家と関わりの深い人物が想定される。大永年間以降の將軍は、義晴・義輝・義栄・義昭だが、大永度御所が描かれていることから、義晴が歴博甲本制作に関係している可能性が高いだろう。

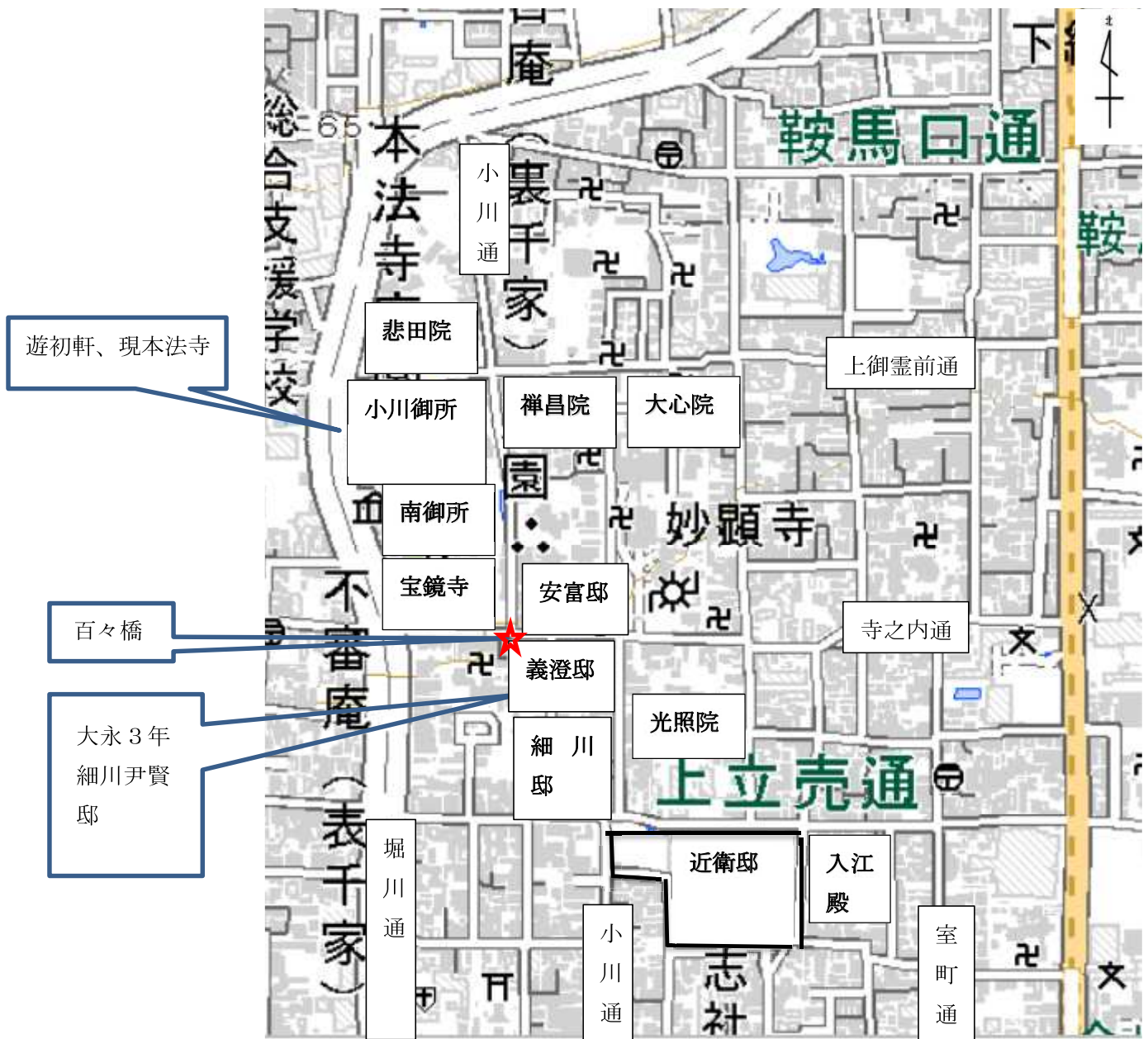
- 1 堀口捨己「洛中洛外屏風の建築的研究」(『書院造りと教寄屋造りの研究』鹿島出版会、一九七八年)、初出一九四三年。
- 2 高橋康夫「描かれた京都」(『中世のなかの「京都」』新人物往来社、二〇〇六年)。
- 3 小島道裕「描かれた戦国の京都 洛中洛外図屏風を読む」吉川弘文館、二〇〇九年、二一九・四〇頁。
- 4 末柄豊「大永五年に完成した將軍御所の所在地」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』五四、二〇一一年)。
- 5 川上貢『日本中世住宅の研究〔新訂〕』中央公論美術出版、二〇〇二年、四〇四・四一七頁。
- 6 前掲注(2)高橋論文。
- 7 前掲注(5)川上著書。
- 8 鈴木充『日本中世都市建築の研究：中世末期京都の都市と武家住宅』(東京大学博士論文一九六六年)一〇九・一一二頁。前掲注(2)高橋論文。
- 9 「長興宿禰記」文明十四年五月一日条(改定史籍集覽)。
- 10 前掲注(5)川上著書、四〇八頁。
- 11 『実隆公記』文明十五年正月一日条。
- 12 末柄豊「細川氏同族連合体制の解体と畿内領国化」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)一四二頁。
- 13 川上孤山『増補妙心寺史』思文閣出版、一九七五年、一一九頁。無著道忠『妙心寺誌』妙心寺東林院、一九三五年、二二七頁。
- 14 前掲注(8)鈴木論文、一一二頁。前掲注(2)高橋論文。
- 15 「長興宿禰記」文明十一年八月十二日条。
- 16 『晴富宿禰記』文明十一年八月十二日条。
- 17 『洛中絵図』宮内庁書陵部蔵。
- 18 悲田院本堂前には、後花園天皇御葬所があり(『親長卿記』文明十七年十正月十三日条)、江戸時代には後花園天皇の火葬地跡が大応寺の南西竹林の中に残っている(『後花園院陵』『山城名勝誌』)。明治時代に整備された後花園天皇火葬塚が、大応寺北に現存する。
- 19 本法寺は天正十八年(一五九〇)に秀吉の命により現在地に移転した。
- 20 惠巖は花山院家の人物とする説もある。
- 21 湯之上隆「足利氏の女性たちと尼寺」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉

- 川弘文館、一九九〇年)。岡佳子「近世の比丘尼御所(下)」(『佛教史學研究』四四、二、二〇〇二年)。宝鏡寺は当初嵯峨にあったが(『花宮三代記』応永二十八年十二月二十五日条、(『群書類従』二六輯)、応仁二年(二四六八)九月に嵯峨が焼亡し、洛中に移動した。
- 2 2 大石雅章「比丘尼御所と室町幕府」(『日本史研究』三三五、一九九〇年)。前掲注(2 1)湯之上論文。
- 2 3 白井信義『足利義満』吉川弘文館、一九六〇年、二三四頁。「北山殿行幸記」(群書類従三輯 帝王部)。湯之上隆「遠江国浅羽庄と比丘尼御所」(『地方史静岡』十三、静岡県立中央図書館、一九八五年)。
- 2 4 『実隆公記』文明六年正月四日条。
- 2 5 『実隆公記』文明十五年正月一日条。
- 2 6 小川御所・南御所・宝鏡寺が同時に存在していたことは、『実隆公記』延徳二年正月十九日条、『後法興院記』明応二年(明応五年毎年正月十日条、『隆涼軒日録』長享三年四月二十二日条などでも確認できる
- 2 7 大塚実忠執筆「宝鏡寺」(『国史大辞典』十二巻、吉川弘文館)。前掲注(17)『洛中絵図』。
- 2 8 「兼頼卿曆記」文明十年十二月十三日条(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- 2 9 『親長卿記』明応五年五月二十一日条(増補史料大成)。
- 3 0 上村観光編「妙善院殿一周忌拈香拙語」(『五山文学全集』四、思文閣出版、一九七三年)六三〇、六三二頁。
- 前掲注(5)川上頁、四〇七、四〇八頁。
- 3 1 『晴富宿禰記』明応二年四月十一、二十三日条。
- 3 2 『実隆公記』永正四年八月一日条。
- 3 3 前掲注(2 1)湯之上論文。大塚実忠、「比丘尼御所歴代(四)」(『日本佛教』三一、一九七〇年)。荒川玲子「景愛寺の沿革」(『書陵部紀要』二八、一九七六年)。
- 3 4 『実隆公記』永正二年八月二十六日条。
- 3 5 『お湯殿の上の日記』延徳元年九月十三日条、天文十二年十正月二日条。
- 3 6 『大館常興日記』天文九年三月十一日条。
- 3 7 前掲注(3 3)大塚論文。前掲注(2 1)湯之上論文。
- 3 8 『後法成寺関白記』永正十年十二月二十一日、永正十三年四月二十七日条。
- 3 9 『鹿苑日録』天文十八年三月八日条。
- 4 0 大塚実忠執筆(「宝鏡寺」『国史大辞典』十二巻、吉川弘文館)。
- 4 1 「宝鏡寺文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- 4 2 『実隆公記』大永六年六月十一日条。「兼右卿記」永禄元年九月二日条(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。「言繼卿記」元龜二年四月十四日条。
- 4 3 『実隆公記』文明九年七月二十三日条。「激動往年記」天文十四年十月二十八日条(改定史籍集覧)。「後法成寺関白記」享祿四年十二月十四日条。
- 4 4 『言繼卿記』天文十六年正月二十八日条。
- 4 5 前掲注(5)川上著書、四〇四、四一七頁、大心町説。前掲注(2)高橋論文、一〇二頁、西大路北・小川東説。
- 4 6 前掲注(5)川上著書、四〇五、四〇六頁。
- 4 7 『大乗院寺社雑事記』文明十八年七月二十九日条。
- 4 8 前掲注(1 3)無著著書、二二七頁。
- 4 9 『鹿苑日録』明応八年六月十六日条。前掲注(8)鈴木論文九六、九七頁。東野治之「妙心寺大心院」(『国史大辞典』十三巻、吉川弘文館)。寺伝では明応元年政元建立とする。
- 5 0 『後法成寺関白記』永正七年十二月十三日条。
- 5 1 『宣胤卿記』文龜二年正月十日条。
- 5 2 『実隆公記』文明七年七月二十七日条。
- 5 3 「長興宿禰記」文明七年七月二十日条。
- 5 4 『親長卿記』文明十年十二月二十五日条。「晴富宿禰記」同年同月二十六日条。「言国卿

- 記』同年同月二十五日条。
- 5 5 「大乘院寺社雜事記紙背文書」文明十一年二月十四日裏文書（国立公文書館蔵写真帳）。近衛政家が広橋に入ったことなどが、『晴富宿禰記』の記事と一致することから、文明十年と比定できる。森田恭二「花の御所とその周辺の変遷」（『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院、一九九二年）。
- 5 6 『晴富宿禰記』文明十年十二月二十六日条。
- 5 7 渡辺悦子「御霊殿」―室町・戦国期近衛家の邸宅と女性たち」（『同志社大学歴史資料館館報』九、二〇〇五年）。
- 5 8 前掲注（17）『洛中絵図』。
- 5 9 「安楽光院」「光照院」（『古事類苑』）。「光照院」（『日本歴史地名大系』）。安楽光院は、平安後期から戦国期を通じて記録にその名が見える。『実隆公記』文明七年二月二十日の記事から、安楽光院は文明期に入江殿前の西大路にあつた。この場所は持明院の在つた場所で、持明院家の持仏堂が安楽光院であつた。北朝天皇家ゆかりの地である。光照院も、応仁以前から確認でき、当初室町一条にあつたが、応仁の乱後安楽光院の地に移つた。現在も同位置の安楽小路町に現存する。僧寺と尼寺がペアで設けられるのは、律宗では珍しくない（牛山佳幸「中世の尼寺と尼」（『尼と尼寺』平凡社、一九八九年）。
- 6 0 『実隆公記』文明七年二月二十日条。北野御旅所が西大路にあり、神輿がこの時焼けた。
- 6 1 『親長卿記』文明七年二月二十日条。
- 6 2 『宣胤卿記』文龜二年正月十日条。
- 6 3 大心院町に義澄御所があつたとすると、大心院町は小川御所から一町離れている。小川御所隣の南御所からも、一町以上離れている。また、近衛邸北東に義澄御所があつた場合も、同様である。
- 6 4 『宣胤卿記』永正三年四月二十六日条。『多聞院日記』永正三年五月五日条。
- 6 5 『宣胤卿記』永正四年六月二十四日条。
- 6 6 「細川両家記」（『群書類従』二十輯）五八三頁。
- 6 7 和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」（『跡見学園女子大学紀要』一六、一九八三年）、七一頁。
- 6 8 同書、七一頁。
- 6 9 「小川」（『山城名勝誌』）。
- 7 0 『蔭涼軒日録』明応二年七月七日条。『晴富宿禰記』明応四年七月十八日条。『中昔京師地図』（『新訂増補故実叢書』三八）は、ここに「大馬場」と記す。
- 7 1 『実隆公記』大永三年十二月二十二日条。『後法成寺関白記』大永三年十二月二十一日条。
- 7 2 「細川亭御成記」（『続群書類従』二三輯下）。
- 7 3 前掲注（4）未柄論文。
- 7 4 『実隆公記』永正四年七月八日・八月一日条。
- 7 5 『宣胤卿記』永正四年八月一日条。
- 7 6 『晴富宿禰記』明応二年四月十一・二十三日条。
- 7 7 先行研究でいうように、細川政元邸が大心院町にあつたとすると、小川御所は「大樹在所の西」でなければならず、川上説のように小川御所が宝鏡寺の位置にあり、大心院町に政元邸があつたとすれば、小川御所は「大樹在所の南西」になり、いずれも位置関係が合わない。
- 7 8 前掲注（2）高橋論文、八五頁。今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、二七三頁。
- 7 9 前掲注（12）未柄論文。山田康弘『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、二〇〇〇年。設楽薫「將軍足利義晴期における「内談衆」の成立（前編）―享祿四年「披露事条々」の検討を出発点として」（『室町時代研究』一、二〇〇二年）。
- 8 0 『宣胤卿記』文龜二年正月十日条。
- 8 1 同書、文龜四年正月十日条。
- 8 2 「和長卿記」文龜三年正月十一日条（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）。

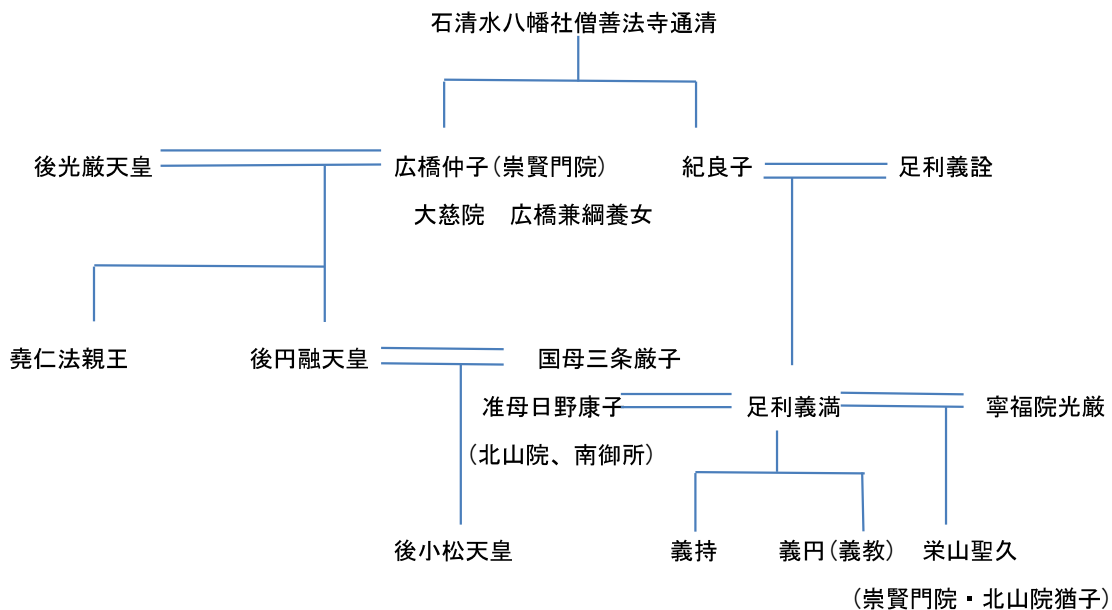
- 8 3 『後法成寺関白記』永正三年閏十正月七日条。
- 8 4 『実隆公記』文亀二年九月十九日条。
- 8 5 今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』、思文閣出版、一九八六年、文書番号二四三四。
- 8 6 『上杉家文書』(大日本古文書)三二六号。
- 8 7 前掲注(67)『不問物語』七五頁。
- 8 8 前掲注(17)『洛中絵図』。
- 8 9 『御作事方日記』大永五年四月十七・十八・二十・二十五日条、(『ビブリア』八九、一九八七年)。
- 9 0 『拾芥記』永正十七年五月三日条、(改定史籍集覧)。
- 9 1 『二水記』大永七年二月十二日条。
- 9 2 『二水記』大永八年三月六日、五月二日、五月十四日条。
- 9 3 馬部隆弘「細川高国の近習と内衆の再編」(『史敏』十三、二〇一六年)。高国時代は、守護代の形骸化が進み、近習がそれを補った。
- 9 4 義晴はその後上洛し、大永七年十月、翌年五月は若王子・遍照心院・相国寺に陣を敷いた。天文三年からは、南禅寺・伊勢貞孝邸に居て、天文八年から今出川御所を造営し始め、天文九、十一年に今出川御所に移った。
- 9 5 前掲注(3)小島著書。同、「洛中洛外図屏風歴博甲本の制作事情をめぐって」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一八〇集、二〇一四年)。黒田日出男「歴博甲本の主人公と注文主として制作年：初期洛中洛外図屏風の読み方(一)」(『立正大学文学部研究紀要』二八、二〇一二年)。
- 9 6 前掲注(3)小島著書、三四・三五頁。
- 9 7 『宣胤卿記』文亀四年正月十日条。
- 9 8 『二水記』文亀四年正月十日条。
- 9 9 『後法興院記』文亀四年正月十一日条。
- 1 0 0 『宣胤卿記』永正三年八月十六日、九月二十三日条。『実隆公記』永正三年八月十六日条。
- 1 0 1 前掲注(4)末柄論文。
- 1 0 2 前掲注(89)「御作事方日記」。
- 1 0 3 大心院町の細川別邸に住んだ応仁、文明七年を除く。
- 1 0 4 今谷明『京都・一五四七』平凡社、二〇〇三年、二三八・二三九頁。黒田日出男『謎解き洛中洛外図』岩波書店、一九九六年、一八九・一九六頁。
- 1 0 5 『後法成寺関白記』享祿二年二月二十三日条。『二水記』大永七年二月二十日条。
- 1 0 6 「嚴助往年記」天文五年九月二十四日条、(改定史籍集覧)。宝厳院は東寺の院家で、義晴方であつた。東寺百号文書し函二九三号・二九四号。
- 1 0 7 『石山本願寺日記』天文六年三月二十四日条。
- 1 0 8 『親俊日記』天文十一年六月二十三日条。
- 1 0 9 『完訳フロイス日本史』一、中公文庫、二〇〇〇年、二三四・二三五頁。
- 1 1 0 『後法成寺関白記』享祿二年二月二十三日条。『二水記』大永七年二月二十日条。前掲注(66)「細川両家記」。津市北畠氏屋形跡庭園・朽木旧秀隣寺庭園など、細川高国が設計したという伝承を持つ庭園がある。また、天正三年島津家久が、京の名所を見学している(『中書家久公御上京日記』)。訪れているのは、文学にちなむ名所が多い。古来名所とは、歌に詠まれた所である。細川邸も訪れたが、荒れはて跡ばかりとする。「細川両家記」に高国の辞世「絵に写し石をつくりし海山を後の世までもめかれずそみん」の句がある。
- 1 1 1 引き継いだ人物は不明だが、自由に見物できたことから、上位の人物の屋敷となつたのではなく、天文五年に晴元が上洛した際、細川屋形に寺の者が入つていたように、寺院が管理していたと思われる。『鹿苑日録』によれば、天文十八年、十二代将軍義晴が近江没落の際、今出川御所の留守役を相国寺に命じている。
- 1 1 2 「信長記」第一、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳、岡山大学池田家文庫本)。

-
- 113 小島道裕「洛中洛外図屏風と風俗画」(『都市を描く』国立歴史民俗博物館編、二〇一一年)。
- 114 林屋辰三郎「町衆の成立」(『中世文化の基調』東京大学出版会、一九五三年)。
- 115 『宗長日記』岩波書店、一九七五年、八八頁。
- 116 「公頼公記」大永七年二月二十九日条。(東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本)。
- 117 ルイス・フロイス『完訳フロイス日本史』一、中央公論社、二〇〇〇年、六七頁。
- 118 『お湯殿の上の日記』永祿三年三月二十七日、七月四日条。
- 119 「一五六二年八月十七日付、堺発信、ガスパル・・ヱイレラのインドのイエズス会修道士ら宛書簡」(『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第一巻)同朋社、一九九七年。
- 120 「信長記」第四(東京大学史料編纂所蔵寫真帳、岡山大学池田家文庫本)。
- 121 前掲注(3)小島著書、三二・三三頁。
- 122 『宣胤卿記』文亀四年正月十日条。
- 123 石田尚豊「洛中洛外図屏風について―その鳥瞰的構成―」(『美術史』三〇、一九五八年)。文明二年以前に、応仁の乱後復興する地域だけを選んで描くことはできない。
- 124 マシュー・P・マツケルウェイ「三本洛中洛外図の脈について」(『日本研究』二七、二〇〇三年)。同氏は甲本に描かれた比丘尼御所に、一五四〇年頃まで足利一族の女性が住んでいたと推定した。

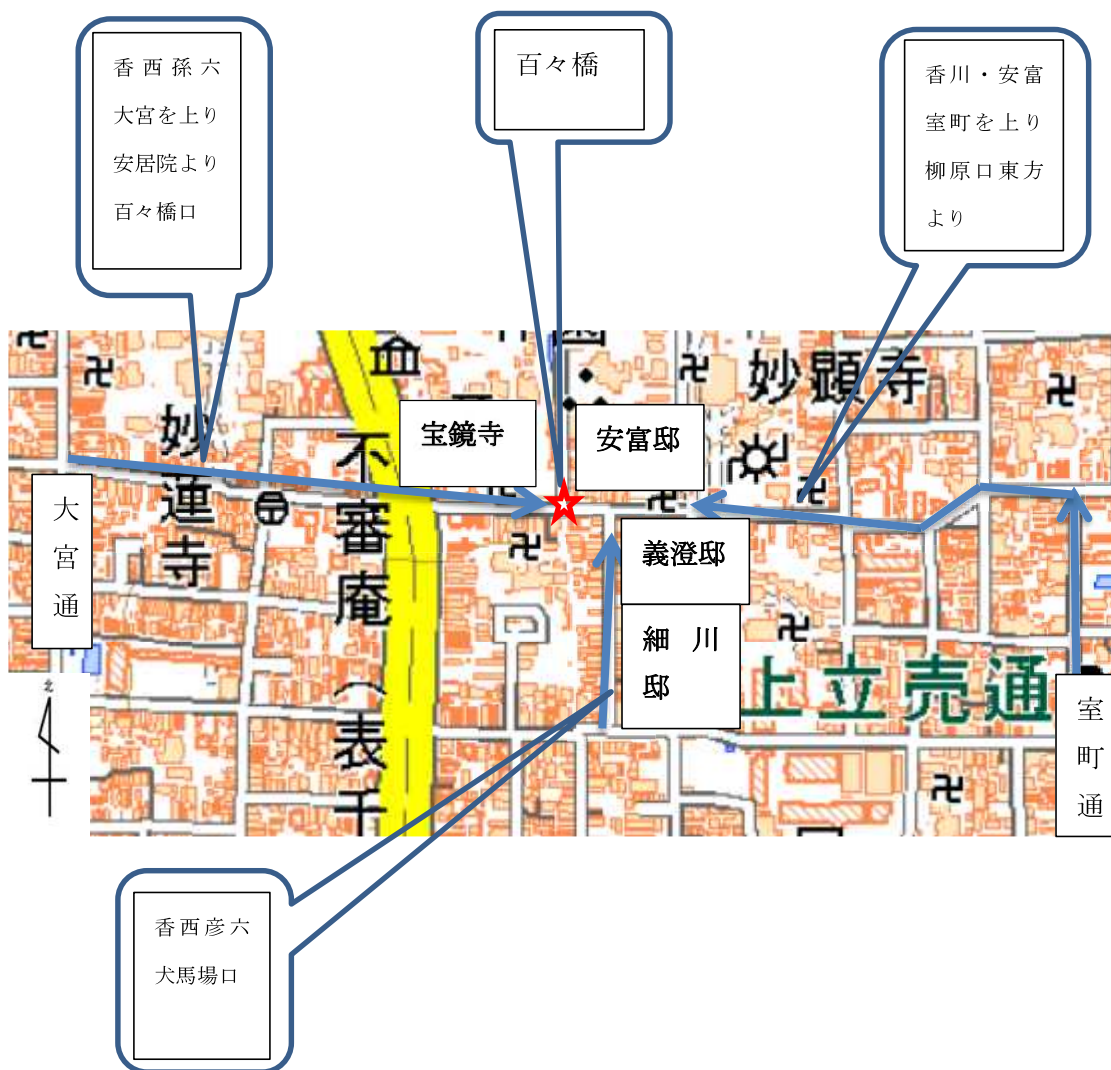


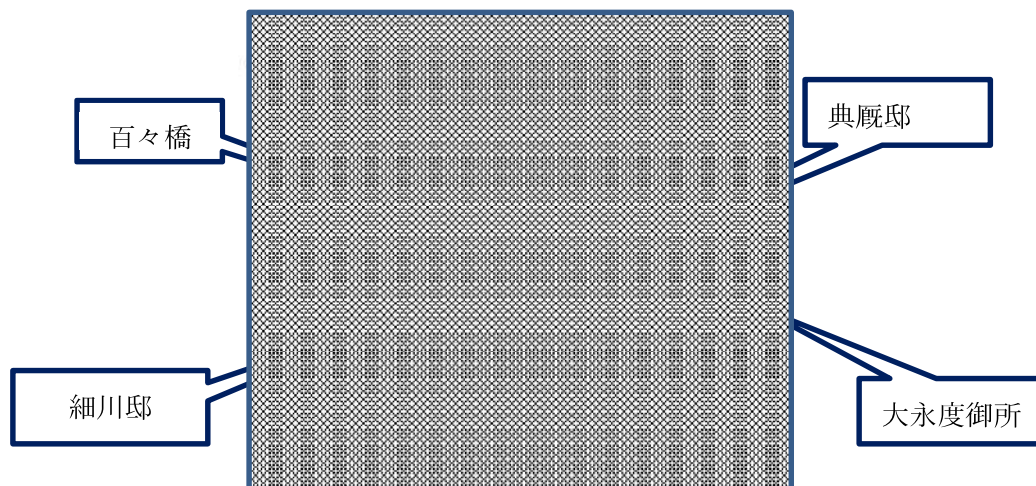
通り名は現在の名称

資料2 大慈院・南御所系図



資料3 永正の錯乱における攻撃順路 (『不問物語』による) (国土地理院電子地図をもとに作成)





資料5

文明～永禄年間の将軍御所・細川邸関連年表				
御所	将軍	細川	年	事項
花御所 (～1476)	義尚	勝元	文明 5(1473)	細川勝元死去。足利義尚、将軍任官。
		政元	文明 7	細川政元、細川別邸から本屋形へ移る。
小川御所 (1476～89)	義尚	政元	文明 8	花御所炎上、小川御所が正式の御所となる。
			文明10	御霊殿火事
			文明11	悲田院火事
			文明15	三条西実隆、小川御所・南御所・宝鏡寺に参賀。
			文明18	義尚参内
			長享 3(1489)	義尚死去
通玄寺	義植	義植	延徳 2(1490)	義材(義植)、将軍任官。
細川讃州邸 (1491～1493)			延徳3(1491)	義視死去。義材(義植)細川義春邸移徙
			明応元(1492)	細川別邸が大心院となる。
義澄御所 (1494～1508) 細川政元邸内	義澄	義澄	明応 3	義高(義澄)、将軍任官。
			明応 5	日野富子死去。小川御所内の富子屋形を南御所が相続。
			文亀 3(1503)	中御門宣胤、南御所から義澄御所へ向かう。
			澄元	永正 4(1507)
吉良邸1508～1511 妙本寺～1515) 三条御所(～1521)	義植	高国	永正 5	高国と澄元が対立し、義澄・澄元は近江に逃れる。
			永正 7	大心院火事
岩栖院 (1521～1525)	義晴	義晴	大永元(1521)	義晴、将軍任官。
大永度御所 (1525～27)			大永 3	伊賢、義澄御所跡に典厩邸を建設する。
			大永 5	高国、大永度御所を建設する。
			大永 7	高国、義晴とともに近江国坂本へ走る。
南禅寺	晴元	晴元	享禄 4(1531)	高国、三好元長らに敗れて敗死。
			天文 5(1536)	細川晴元、上洛して本屋形へ入る。
伊勢貞孝邸	晴元	晴元	天文 6	細川晴元、管領となる。
			天文 8	花御所跡へ南禅寺御所を移す(今出川御所)。
今出川御所 (1540～58)	義輝	義輝	天文15	義藤(義輝)、将軍任官。
武衛御所			昭元	永禄 8(1565)
本圀寺	義昭	義昭	永禄11	足利義昭、織田信長と上洛し、細川本屋形へ入るが、本圀寺を居所とする。
			永禄12	信長、二条城を築く。
			元亀 4(1573)	室町幕府滅亡

第二部

歷博甲本洛中洛外圖屏風

第一章 歴博甲本洛中洛外図屏風に描かれた歌絵

はじめに

室町期の京都を描いた洛中洛外図屏風は、歴博甲本・上杉本・東博摸本・歴博乙本の四本があり、初期洛中洛外図と分類される。その中でも、国立歴史民俗博物館蔵洛中洛外図屏風甲本(以下甲本)は、現存最古の洛中洛外図屏風である(図1参照)。その後制作された百本以上現存する洛中洛外図屏風や都市図屏風は、いずれも甲本から大きな影響を受けている。都市図屏風研究上、甲本の検討は重要課題であろう。すでに、甲本について、主題・制作目的の検討が行われている。

小島道裕氏は、大永度御所(柳御所)が描かれていることに注目した¹。大永度御所とは、大永五年(二五二五)に細川高国の申し出により、十二代将軍足利義晴のために建造し、同年十二月に義晴は移徙し、同七年二月に義晴と高国が近江国坂本に出奔するまで、わずか一年二ヶ月しか使用されなかった将軍邸である。ごく短期間しか存在していない御所が描かれていることと、主題・制作目的は無関係ではないであろう。

小島氏はさらに細川邸に注目し、正面中央に座る若い男性を細川植国(高国の子)、後方の部屋に座る中年男性を細川高国に比定した。その細川邸と典厩邸・大永度御所が連なっている構図から、甲本の主題は、若い当主植国、将軍足利義晴、典厩細川尹賢による政治体制を細川高国が後見するという、高国の政治的な理想を描いたとする。注文者は高国である。さらに、甲本は大永五年十二月に上臈として将軍家に入室した三條氏息女へ贈る祝いの品として制作されたとする。そして、大永五年四月に大永度御所立地決定後まもなく屏風が発注されたとするのである²。

以上をまとめると、①主題は細川高国の政治的構想(高国の後見体制と植国の新政権)、②注文者は高国、③制作目的は三條氏息女への贈答、④制作年代は大永五年四月〜十二月、となる。小島説は、甲本研究の到達点であり、細川邸に着目した点など、学ぶべき点は多い。しかし、さらに検討すべき問題点もあるように思われる。

第一に、景観年代と制作年代の一致を前提としている点である。小島氏は、大永五〜七年という大永度御所が存在した年代から制作年代を大きく下げることが難しいとしている³。そして三條氏息女の将軍家入室を制作契機としたために、大永五年十二月が完成のデッド・エンドとなり、発注は早くても大永度御所の選定である同年四月となる。わずか八ヶ月ほどで完成させたことになってしまうのである。しかし大永度御所の立柱は八月であ

り⁴、立柱以前から屏風の制作を始めたとしても、十二月に完成するのは難しいであろう。

屏風の制作期間を諸記録から類推すると、細画の屏風は一年以上の日数がかかると思われる。豊国祭礼図屏風（豊国神社蔵）は、秀吉七回忌臨時豊国祭後、間もない時期に発注したと思われるが、奉納されたのは二年後である⁵。『お湯殿の上の日記』の「車争図屏風」制作の場合⁶、片隻の図様が大方完成するのに五カ月かかり、その後さらに土佐光茂に戻されている⁷。土佐の許で、仕上げを行なうためと思われる。先述した朝倉孝景が制作した歌絵屏風は、一年九カ月かかったと思われる⁸。甲本ほどの屏風であれば、短く見積もっても約一年、長ければ二年くらいの制作時間が必要であろう。後で検討するように、細川高国の人物比定は正鶴を得ていると思われる。しかし、高国を注文者とし、景観年代と制作年代を一致させたために、無理な制作時間設定になってしまったのではないだろうか。また、③制作目的も史料的裏付けがあるわけではない。景観年代と制作年代を切り離すことで、制作時間の問題点を克服することができるように思われる。

小島説を批判する黒田日出男氏の説も同様である⁹。黒田氏は、描かれた将軍邸は、細川邸の北に将軍邸を建てるといふ、高国が思い描いた架空の御所とし、将軍邸前にいる長小結の少年を細川植国とした。そして、甲本の制作を、植国家督相続前の大永四年頃とする。これで制作時間の問題はクリアされるが、大永度御所が影も形もない時期に発注したという、より大きな問題点を抱えてしまっている。さらに、細川植国が「一段ながきなここゆい」を付けていたという「大館記」の記事が、将軍邸前の長小結の少年を細川植国とする根拠だが、長小結は室町期制作絵画及びその摸本に多く描かれており¹⁰、それらと比べ、甲本の少年の長小結が一段と長いとは言えない。長小結姿というだけで、細川植国と特定することは難しい。ただし、この人物を小者とする意見があるが¹¹、長小結の少年は後述する上杉本の小者とは異なり、扇、刀の下緒などを身に着け、輪の中心におり、小者ではなく重要人物だろう¹²。

第二に、京兆専制論¹³を前提としている点である。現在、京兆専制論は見直しが進み、戦国期の将軍が傀儡であつたとする見解には否定的な意見が次々に出ている¹⁴。これらに学べば、大永度御所が描かれていることが、必ずしも細川高国が甲本の注文者に結びつくとは言えないであろう。京兆専制論から離れば、大永度御所を描く動機がある人物として、足利義晴も考えられるのではないだろうか。そして、②注文者を見誤れば、①主題も当然誤りとなる。この点は、将軍邸を細川京兆家の北に建てるといふ高国の構想を描いたとする黒田説も同様である。

第三に、美術史研究との不整合である。具体的に指摘すれば、甲本は細川高国の政治的な理想や構想を絵画化したものという、①主題に関わる見解である。屏風絵を個人の内面の表現であるとする解釈は、近現代的な芸術作品に対する解釈ではないだろうか。中世以前の作品において理想や願望は文学に託し表現され¹⁵、ほとんどの絵画作品は文学的素材を描いているのである¹⁶。美術史研究では、洛中洛外図が、歌絵の伝統である四季絵・名所絵の要素を持ち、やまと絵の伝統を引き継いでいることが指摘されている¹⁷。

また、洛中洛外図は、多くの画題の集合空間であり、異時同図で描かれているという意見が美術史家から出されている¹⁸。異時同図に関して言えば、これまで洛中洛外図の景観年代を単一としてきたために、諸説間の整合性がつかず、そのために異なる年代の図様を復元表現や粉本の転写による虚構や誤りとしてきた。しかし、それだけでは説明できない部分がある。瀬田勝哉氏が指摘したように、上杉本には、天文十八年（一五四九）に失われた足利義晴・細川晴元体制と、それを崩した永禄四年（一五六二）頃の三好・松永体制という時間的に併存しないものが描かれているのである¹⁹。また、先述したように、源氏絵では、異なる時間の出来事が一画面に描かれていることが明らかになっている²⁰。洛中洛外図に描かれた景観は複数の年代のものであると考えるべきではないだろうか。こうした先行研究の成果を踏まえて、①主題を検討する必要がある。

このように、現在の通説である小島説や、それを批判する黒田説には共通する大きな問題が三点あり、そのために個々の指摘にもさらに改めるべき余地があると思われる。そこで本稿は、小島氏が細川高国として注目した人物などを再検証し、甲本の主題を検討したいと思う。

なお、本稿では、図様（史料上は「絵様」）はひとまとまりの絵柄、モチーフは形は異なるが意味が同じ図様、画題は各図様のテーマ、主題は絵画全体のテーマという意味で使用する。また、異なる時間、異なる空間が同図に描かれる表現を「異時空間同図」と表記する。異なる空間には、彼岸・仏・地獄といった異次元世界も含んでいる。

第一節 細川高国辞世の句

一、高国と庭

甲本に描かれた様々な様相のうち「くは^{（ひな）}うさま」と貼札のある將軍邸と、「細川殿」と貼札のある細川邸に描かれた人物が、甲本の主題や制作目的を解明する手がかりとして注目されてきた。將軍邸は大永度御所で、大永五年（一五二五）十二月に細川高国が申し入れ

將軍義晴のために建造し、同七年二月以降は使われなかった將軍邸である。

大永五〜七年の京兆家当主は、細川高国である。前述したように、小島氏は庭に面した後方の厩座敷に座る人物を、細川高国と比定している²¹。小島氏が指摘するように、上杉本・東博模本の同座敷に馬が描かれており、これは厩である。

これに対して黒田氏は、厩座敷に座る人物に鬚があること等を根拠に、出家した高国ではなく、厩の管理者に比定した²²。ちなみに、高国は大永五年四月に出家・隠居し、家督を嫡子植国に譲っている。細川高国の人物比定は、甲本の主題や制作目的に関わる重要な指摘であるので、まずこの人物について検討しよう(図2参照)。

細川邸に描かれた厩は、土佐光信筆東京国立博物館蔵『星光寺縁起絵巻』上巻「平資親の邸内」に描かれる厩とほぼ同型で、古風な形の厩である²³(図3)。『星光寺縁起絵巻』では、客と対面する座敷に対し、厩座敷は家臣が客の話に聞き耳を立てている奥向きの場として描かれる。しかし、厩といっても襖絵も描かれ、畳も敷かれた座敷である。また、東京国立博物館蔵室町時代制作『厩図屏風』は、厩座敷で娯楽に興じるくつろいだ人が描かれている²⁴(図4)。描かれた人物の服装から、身分の高い人たちも遊興の場として厩を使用したとみられる。また、ルイス・フロイスは安土城の厩を、「それは厩であるとはいえ、きわめて清潔で、立派な構造であり、馬を休息させるところと言うよりは、むしろ身分の高い人たちの娯楽用の広間に類似していた²⁵」とする。さらに、三条西実隆は義澄將軍邸の厩で、冷泉為広・三條実望と雑談をしている²⁶。

このように、厩座敷は寛いだ私的座敷である。私的座敷にはほぼ正面を向き、一人庭を向いて描かれた人物は、この屋敷に無関係の人物ではないだろう。また、服装から厩番のような下級の者でもない²⁷。厩に座る人物の服装と細川高国十二回忌に制作された細川高国像(東林院蔵)は、非常によく似た衣装である(図5)。小島氏の指摘通り、この人物は家の主人細川高国とみるべきであろう。なお、出家した高国に鬚がある点については後述する。

では、高国はなぜ厩座敷に座った姿で描かれたのであろうか。厩に座る高国は、一人屏風中央に座り、庭を見ていることに注目したい。高国が造った庭は、当時有名であった。近衛尚通や鷲尾隆康が、高国退去後密々見に行くほどで、『二水記』には、「驚目物也」とある²⁸。また、ルイス・フロイスは永祿八年(一五六五)に、細川邸を見学し、「その庭園は、日本の古い物語や、文献の中で大いに賛美され²⁹」、幾多の小島があり、橋で繋がっていたと記している。甲本でも立派な亭橋が描かれている。このような庭であるから、

高国にとつても思い入れのある庭であった。高国は、享祿四年（一五三二）に自害した際、以下のような辞世の句を詠んでいる³⁰。

絵に写し石をつくりし海山を後の世までもめかれずそ見ん

（絵に写し、庭に作った海山を、後世迄も目枯れず見ていたい）

これは將軍足利義晴に贈った句である。この辞世の句は、甲本に描かれている高国の姿と一致している。甲本では、高国が絵に写され、庭に造った海山を、後世まで目枯れずに見ている。高国に鬚があるのは、自慢の庭を、髭が生えるほど後世まで見ている姿と解釈できる³¹。すなわち甲本は、高国の最後の望みを絵画上で叶えているのである。

二、高国と犬追物

甲本では、上京隻右隅に犬追物が描かれているが（図6）、他の洛中洛外図屏風には全く描かれていない³²。甲本にのみ描かれている犬追物は、その主題や制作目的を探る手がかりとなるであろう。犬追物は犬を射る位置が重要で³³、細川高国は「二手犬」という珍しい作法で犬追物をするなど、犬追物に造詣が深かった³⁴。小島氏が指摘したように、甲本の犬を二手で射る図様は、高国が行った犬追物を描いていると思われる。この指摘は音肯できるが、犬追物の描かれた位置やその意味については検討の余地がある。

小島氏は、甲本の犬馬場を、『貞丈雑記』『擁州府志』等に記載の河合社東北にあつた義政時代の犬馬場とし³⁵、高国が自ら誇るべき事績として、犬追物を細川邸や幕府と同じエリアに描かせたとする³⁶。しかし、高国の事績を描くのであれば、細川邸に犬馬場があつたことは明らかであるから³⁷、細川邸に犬馬場を描くのが自然である。高国が義政時代の犬馬場で犬追物をした徴証もないし、また義政にあやかる理由も不明である。

そこで、甲本の図像を読み込んでみよう。犬馬場の左手には川があり、川は雲で途切れ、S字型に曲り画面を左右に分けている。川の南岸は低く、犬馬場側は崖で一段高く平坦に描かれている。しかし、現実にはこの位置に川は存在しない。屏風上は上賀茂社の、「ならの小川」に繋がっているように描かれるが、上賀茂社は三キロ近く離れた賀茂川の対岸にあり、川が繋がるはずはないのである。また、江戸初期に制作された『洛中絵図』にも、この川は存在しない。さらに、犬馬場が描かれた位置は、実際には悲田院があり、犬馬場も存在しない³⁸。川も犬馬場も存在しないものが描かれているのである。

また、犬馬場の形態が異例な点も問題である。室町期の犬馬場は、正方形で、犬が出な

いように厳密に周りに垣を結うが³⁹、甲本の犬馬場は、川の形に添って屈曲し、正方形ではない。また、記録所前は垣目の間隔が細かく、他の犬追物図と同様の垣が描かれているにもかかわらず⁴⁰、それ以外の周辺は垣目が荒く、犬が通れる柵を描き、現実にはありえない犬馬場が描かれている。

さらに、犬追物は三十六騎の射手・検見・喚次・三十六人の矢取・犬牽・日記役・雑用を務める河原者、従者、見物人など多数の人々が集まる催しである。三十六頭の馬や一五〇疋の犬の控場所もあり⁴¹、内埒の外にも広い空間を必要とした。「犬追物覚書」は、馬場七十二間四方の中に、五十四間四方の内埒を作るとする⁴²。甲本に描かれているのは内埒であるが、川沿いの崖上にあり、埒外に空間が無い場所に態々描かれている。加えて、内埒は、四方に犬・射手の出入り口があるが⁴³、甲本の犬馬場は出入口がなく閉じた空間が描かれる。さらに、犬追物の図様は途中で絵が切れている。実際の地理的制約を受けない図様であるにもかかわらず、図様が未完成なのである。

このような不自然な描き方は、この犬馬場が現実の犬馬場ではないことを暗示していると思われる。甲本犬馬場と同じ表現が『融通念仏縁起絵巻』清涼寺本に見られる。『融通念仏縁起絵巻』は、足利將軍家が先代室町殿の年忌法会に代々制作してきた絵巻である。その中の清涼寺本は、義満追善のため義持が制作した絵巻で、將軍家ゆかりの絵巻である⁴⁴。下巻の土佐行広筆「北白川僧妻の蘇生」の段に、甲本と同じように、架空の大きな川がS字に曲り画面を分け、雲が湧き、川の左に現世、川の右の一段高い崖の上にあの世を描く表現が見られる⁴⁵（図7）。後述するように、甲本も土佐派の作品と思われる。

川は此岸と彼岸の境界を表す場合によく用いられる。承暦四年（一〇八〇）に清水橋で行われた迎講は、鴨川の兩岸を現世と来世に見立てたものとされる⁴⁶。宇治平等院は平等院前の宇治川を、京都側の此岸と平等院側の彼岸の境とする考えに基づき建立され、中世後期から近世初頭に多く制作された『宇治橋柳図』は、彼岸と此岸を結ぶ金色の橋のイメージが表現されている⁴⁷。川があこの世とこの世の境という考えは古くから存在した。

また絵画では、現世のものだけが描かれるとは限らない。中世以前の多くの絵画に、仏・地獄・龍・鬼などこの世以外のものが描かれている。やまと絵において、異時空間同図はよくみられる手法である。この世以外のものが現世の描写中に同図で描かれる例は枚挙にいとまがない⁴⁸。以上の点から、存在しない川と、存在しない犬馬場を、川向こうに描く甲本の犬追物の図様は、高国があこの世で行なつた犬追物と図像解釈することができる。はたしてその解釈は妥当であろうか。

先にあげた、享祿四年（一五三二）に高国が自害した際に詠んだ辞世の句のなかで、犬追物を取り上げられているのである。それは、高国が北畠晴具に贈ったものである。

犬追物今一度と思ひこしあらまはたくいたつらにこそ⁴⁹

（犬追物を今一度やりたいと思っていたが、それもただ虚しいことになってしまった）

高国はもう一度犬追物を行えなかったのが残念であると詠んだが、甲本犬追物の図様は、この願いを絵画上で叶えているのである。辞世の句と甲本の図様が偶然一致したのではない。甲本のみが犬追物を取り上げ、しかも現実にはあり得ない異例の形態であり、外部と隔てられ閉じられた、未完成の空間として描いている。これは、高国の辞世を描き、あの世で行われている犬追物を表現するためと見るべきだろう。

ここで、高国の辞世の句について補足しておこう。天文十九年（一五五〇）の奥書がある、三好氏に仕えた生島宗竹著『細川両家記』によれば⁵⁰、高国は、徳大寺実淳、三條西実隆、北畠晴具、足利義晴、連歌師宗碩、禅僧靈珊、能登の姉に辞世の句を贈り、高国を捕えた三好山城守一秀と自刃場所である広徳寺住持に託した⁵¹。「徳さま道さま」と書かれた、徳大寺実淳・三條西実隆に贈った歌を見た近衛尚通は日記に記し⁵²、実隆の歌集「再昌草」にも、堺の宗碩より短冊が届き、「徳さま道さま」と書いた短冊を見た記載がある⁵³。また、宗碩は高国一周忌に高国辞世を発句に、百韻独吟を張行していることも確認できることから⁵⁴、実際に辞世が贈られたとみてよいだろう。

高国の辞世は、諸本に歌の異同はないが、贈った先に異同がある。これは、歌の贈り先を書いた位置による読み間違いのためと思われる。贈り先は表の通りで、犬追物の辞世の贈り先は、群書類従本の三條西実隆ではなく、北畠晴具である（表1参照）。北畠晴具は高国の娘婿で、大永六年上洛し、高国邸で二回犬追物を行つている⁵⁵。犬追物の句は、二人に共通の思い出を詠んだ句であろう。さらに、高国は大永八年（一五二八）に京から没落後、しばらく北畠の許に身を寄せている⁵⁶。

さて、後述するように、甲本の注文者は足利義晴と考えているが、義晴にこの辞世の句が伝わった経緯を考察してみたい。三條西実隆著「再昌草」では、堺の宗碩より高国辞世の句が届いたとあるので⁵⁷、足利義晴、北畠晴具宛ての辞世の句も堺の宗碩から届いたと見てよいだろう。当時足利義晴は近江にいた。堺から京都に辞世の句を届けた使者は、近江の義晴に辞世の句を届け、そこからさらに伊勢の北畠の許へ向かったと考えられる。

その時点で義晴が犬追物の辞世の句を知った可能性がある。

また、高国が敗死し、義晴が近江長光寺に移ったことを知った長尾為景は、足利義晴に書状を送っている⁵⁸。こうした挨拶は義晴と親しい他の大名からもあつたと思われる。特に北畠晴具は、大永六年の上洛で義晴にも対面していると思われ、義晴に偏諱を受け、義晴に度々音信をし⁵⁹、高国娘婿でもある。高国の死という義晴政権の危機に際して、義晴に何の挨拶もなかったとは考えにくい。高国と親しかつた近衛尚通が、舅の徳大寺から高国の歌を見せられたように、北畠晴具が、高国から贈られた辞世を義晴に伝えることは十分考えられる。北畠晴具から足利義晴に高国の辞世の句が伝えられた可能性は高いのである。

高国の辞世の句は合計六首あつたと思われるが、それらの内容がすべて甲本に描かれているわけではない。しかし、將軍の耳に入ると思われる足利義晴・北畠晴具に贈った二首が、高国時代の細川邸を描いた絵画の図様と一致し、ともに高国が最後に望んだことを絵画上で叶えているのは、単なる偶然ではない。美術史研究では、やまと絵と歌には深い繋がりがあり、屏風には歌絵が描かれてきたことが明らかにされている⁶⁰。本章の分析結果は、先述したように、やまと絵における歌絵屏風の伝統と一致するのである。

第二節 足利義澄三十六番歌合

一、祇園会と十一代將軍足利義澄

次に、甲本下京隻について検討しよう。洛中洛外図屏風の中心的な画題として、祇園会の行列がある。甲本でも下京隻に山鉦が大きく描かれている。祇園会は応仁の乱後に三十三年間途絶し、その後明応九年（一五〇〇）に再興され、永正四年（一五〇七）までは毎年ほぼ式日に行われた。これは十一代將軍足利義澄・細川政元の時代である。その後は信長の時代まで、延引・追行が相次ぐことになる⁶¹。かつては町衆が中心となつて祭りが再興されたと考えられたが⁶²、近年では幕府がその主体であつたことが明らかになっている⁶³。ただ、これもまた京兆専制論の影響からか、再興主体を細川政元に求めている。しかし、祇園会の再興は細川京兆家奉行人奉書ではなく、幕府奉行人奉書で命じられており、將軍義澄の主体性に注目すべきであろう。

甲本下京隻には、第四章で論じる祇園会、第五章で論じる観世能・内裏正月参賀等、將軍義澄と関係の深い図様が多く描かれている。これらの図様と義澄の関係については第四・五章で論じることとし、本章では、祇園会を再興した義澄に注目し、義澄の歌が三句、

下京隻に描かれていることについて検証したい。

なお、將軍義澄の時期と、細川高国の時期では約二十年間のタイムラグがあるが、これらが同一画面に描かれることに違和感をもつ向きもあろう。しかし先に述べたように、洛中洛外図は多くの画題の集合空間であり、異時同図で描かれ⁴、複数の年代が描かれていると思われるのである。

二、「かくらおか」と「樹陰夏月」

甲本の「かくらおか」と「よした^甲」は、特異な表現である(図8)。「かくらおか」に大きな松並木の坂と、西に面して大きな独立した岡が描かれている。そして、実際は神楽岡にある吉田社が、神楽岡の奥の別の岡に描かれている。現実の神楽岡は山の下部に吉田社、中腹に大元宮があり、吉田社の西に岡は存在しない。甲本と同様の構図を持つ上杉本・歴博乙本では、神楽岡に吉田社が描かれており、現実の姿に近い。また、甲本のように、他の名所と比べてひときわ大きく描かれてはいない。甲本のみ、神楽岡にある吉田社の西に、実在しない大きな岡が描かれ、そこに「かくらおか」と貼り札があるのである。

この実在しない「かくらおか」の山際は、うつすらと朱色に染まり、松並木に続くあたりの山肌も黄色に染まっている。まるで、色が褪せたように見えるが、意図的に薄い朱と黄がかけられている。山を朱で塗るのは不自然な表現である。また、甲本はほとんど影を描かないが、実在しない「かくらおか」の松並木部分だけは、はつきりと松の影が描かれている。さらに、松並木のなかに影が長く伸びた個所が一カ所あり、松の根元を見るとその部分だけ松の木の間隔が広く開いている。そして、分かれた木の間から伸びた長い松の影の先は地面が白く塗られている。地面を白く塗るとは、不自然な表現である。

さらに、「かくらおか」に描かれている松並木の坂は、「洛陽名所集」をはじめとする地誌に載る吉田社参道日降坂と思われる⁵。「洛陽名所集」「都名所図会拾遺⁶」では、吉田大路から吉田社・大元宮に向かって参道の日降坂が伸びている。しかし、甲本では、吉田社とは別の方角の、実在しない「かくらおか」の何もない岡の上に向かって参道が続く。そして、この参道は異様に大きい。

以上のように、甲本「かくらおか」は、実際には神楽岡にある吉田社を、神楽岡ではない場所に描き、実在しない岡に「かくらおか」と貼り札を貼り、参道日降坂が異様に大きく描かれ、しかも山頂に何もない岡に向かって伸び、どこへ向かう道なのか不明である。さらにここだけ色があせたように山際は朱色で、黄色がかつた山肌なのである。くわえてこの部分だけ松の影を描き、地面に白い刷毛跡がつき、しかし、汚れにしては熟練した

筆運びなのである。このように、「よした」「かくらおか」は、不自然で間違った表現の集合である。(図8)。先述したように、歌絵は「不自然な絵」であることが多い。この不自然な図様は歌絵であろう。

さて、足利義澄の代表歌に「影を宿す岡辺の松」の歌がある。文亀三年に行われた三十六番歌合における句である。文亀・永正年間は力量のある歌人がそろっていた時代で歌会の記事も多い。しかし、日記などに断片的に歌が載るのみで、全貌が不明の歌会も多い。その中で、一つだけ催行された歌合の証本が残存するのが、文亀三年三十六番歌合である⁶⁷。この歌合は、後柏原天皇主催で、参加者は、後柏原天皇(女房)、冷泉為広、足利義澄ら二十四人で、当時の一流歌人を一同に集めた戦国期を代表する歌合である。多くの写本が伝わり、彰考館⁶⁸など大きな文庫には文亀三年歌合の複数の本が所蔵されている。また、現在も一般向けの古典文学全集にも採られる中世を代表する歌合である⁶⁹。

この歌合は、判者である冷泉為広自筆稿本が残されており⁷⁰、為広自筆稿本には、歌合に続けて、「大樹御詠 義澄」とあり、義澄の五首の歌が載る⁷¹。さらに、江戸幕府が編纂した室町十五代の歴史書『後鑑』は、巻末に「將軍記附録」があり、各將軍の歌が載るが、「義澄將軍記附録」の「和歌之事」で、最初に載るのが文亀三年歌合である。文亀三年歌合は、義澄の代表歌であることは間違いなからう。

五月末、勅題「樹陰夏月・水辺納涼・寄道祝言」の三題が触れられ、六月十四日に、懐紙が宮中に集められ、翌日、番えた懐紙が判者である冷泉為広の許に送られた⁷²。義澄の歌及び、相方の歌、元歌、冷泉為広の判詞を見ていこう⁷³。

【題「樹陰夏月」五番】

左^持

前^{北山}左大臣^{政長}

し^(繁)けりあふ木の間の月へ見すもあらずみもせて明る夏の夜の空

(茂りあう木の間の月は見えるようで見えず、夜が明ける夏の夜の空)

元歌 古今集 在原業平 四七六番

見すもあらず見もせぬ人のこひしくはあやなくけふやなかめくらさむ

(簾の陰から見えたようによく見えなかつた人が恋しくて無分別に今日は物思いに耽つて過ごすだらう)

右

参議左近中将義澄

影や^(宿)とす岡^(辺)への松よいつとか^(分)わきて木のま^(ま)も夏のよ^(夜)の月

(影を宿す岡辺の松よ、いつかは分かれて木の間から夏の夜の月の光が差すだらう)

夕月夜さすや岡辺の松の葉のいつともわかぬ恋もするかな

(夕日の差す岡辺の松の葉が常盤のように、いつという区別もない永遠の恋をしている)

判詞

左歌ハ^(三)ミすもあらず^(三)ミもせぬ人のとあるをとり、右歌ハ夕月夜さすや岡^(四)べのといへるを思へり、いつれも古今集より出たるに^(五)とりて、右歌いつとかハといへるや、いささか分別なき様に覺侍れと、つらつら見給るに、松ハ常盤なれば、木のま^(六)にか^(七)ぐる、月四時をなし事なれば、わきて夏としもなき心にこそ、持なととや申し侍らん、

義澄の歌は「影やどす」と光を詠い、義澄の元歌は、光が「差す」と歌っている。義澄の歌は、「分かれる木の間」から「差す」月の「光」を詠っていると考えてよいだろう。先述したように、「かくらおか」の松並木には、松の影が描かれ、連なる木が分れた箇所が一カ所在り、そこから松の影が長く伸び、その先の地面が白く塗られている。この白く塗られた地面は、月光が差していることを表している。和歌では、月光を霜に見立てることがよくあり、この歌合二番でも月光を霜に見立てている。甲本は義澄の歌の通りに、「影やどす岡辺の松」が「分れ」、そこから差す「月」の光が描かれているのである。

また、義澄の歌の元歌の「夕月夜さすや岡辺」の意味は、藤原教長「古今集註」によれば、「夕日のさす丘」である⁷⁴。甲本「かくらおか」に描かれた、西に面して山際がうつすらと朱色に染まった実在しない岡は、まさに「夕日のさす丘」である。実在しない岡を描いた理由は、「夕日のさす丘」を描くためである。

このように、実在しない「かくらおか」には、日光と月光が描かれている。日月のモチーフは、永遠、神仏のおわす聖地を表すとされる⁷⁵。歌に詠まれた「いつともわかぬ」永遠が描かれているのである。

また、「かくらおか」に描かれた参道には「松葉搔き」が描かれているが、これは義澄の元歌が「松の葉」を詠んでいることに対応している。さらに、日降坂の吉田社側の松並木の中央、貼札の左に、列から離れ、根本付近から枝が伸び、宙に浮かんだような不自然な松が一本ある。また、右隣の木は不自然な曲がり方をしている。ここには「こひ(恋)」と書かれている(図8.2)。そして、松葉搔きの人物の上に、丸く曲がった不自然な松があり、「いつ」と書いてある(図8.2)。このように、元歌の「夕月夜」の歌「いつともわかぬ恋」も描かれているのである。

ところで、甲本「かくらおか」に描かれた月光は、刷毛の刷き目が残る雑な描き方で、一見すると汚れかと思うほどだが、なぜこのような雑な描き方をしているのだろうか。また、月光に伸びる長い松の影は二本あり、斜面の上から下に向かって徐々に短くなる。なぜ、この部分だけ影を長く伸ばす必要があるのだろうか。特に、上の二本の長い影は、松のないところから伸びており、どの松の影なのか不明で、不要な影ではないかと思われる。さらに、松・月・夕日の差す岡は、どこに描かれても良いモチーフだが、なぜ、神楽岡が選ばれたのだろうか。岩井宏子氏の「納涼詠」の歌を集めた研究を参考にすると、その理由が明らかになる⁷⁶。参加者の歌人たちは、岩井氏が挙げた著名な「納涼詠」を熟知した人々なのである。それをふまえて、この歌合についてさらに検討したい。

この歌合の三番の歌は一条冬良「茂りあふ山は緑の玉簾すきまもとむる月を見るかな」と「茂りあう木」を「簾」に見立てている。そして、簾の隙間から見る月を詠っている。くわえて、判詞では、蘇軾「山為碧玉簪（山は碧玉の簪のようである）」の漢詩を踏まえているのだろうか、それとも題「花添山気色」藤原定家「たますだれおなじみどりもたおやめのそむる衣にかをる春風（緑の玉簾の中の乙女の染めた衣のような緑の山に花が咲き春風が薫る）」を踏まえているのだろうかと述べている⁷⁷。「漢詩」・「簾中の女性」を踏まえているのだろうかとしているのである。

四番今出川公興の歌は、「茂りあふ木の間を分る小夜風やもりくる月の光なるらむ」（茂りあう木の間を分ける夜の風で、月の光が洩れてくることになるだろう）である。今出川公興の歌は、「茂りあう木」を「簾」に見立て、魏の張華の、夫を待つ「簾中の女性」を詠んだ詩「清風帷簾を動かし晨月幽房を照らす」（清風が簾を動かし、夜明けの月が暗い部屋を照らす）⁷⁸の「漢詩」を踏まえていると思われる。三番の為広の判詞は、「漢詩」・「簾中の女性」をほのめかしているが、四番の判詞では公興の歌を「一首のすがた宜しく見え侍り」とだけ述べ、勝と判定し、その理由も元歌も明かさない。これは、鑑賞者が元歌を当てられるようにヒントだけを与えているのである。

五番政長の歌は、四番今出川公興の歌を本歌取りしている。そして四番同様、唐の詩人李賀の、夫を待つ「簾中の女性」を詠んだ詩「簾外月光を吐き 簾中樹影斜めなり」（簾の外は月光が差し、簾の中には樹影が斜めに映る）⁷⁹の「漢詩」を踏まえていると思われる⁸⁰。甲本の月光が刷毛の刷き目を残す雑な表現なのは、政長が踏まえた李賀の詩「月光を吐き」を、「月光を刷き」の同音異義語で表すために意図的に刷き目を残したのである。また、長い影が斜面の上から下へ三本徐々に短くなるように描かれているのは、「樹

影斜めなり」を描いているためである。このように考えると、不自然な表現の意味がはじめてわかる。そして、四番の歌が、簾が揺らぎ、月光が室内に差し込むと詠うのに対し、五番政長は、「廂の外は月光が差すが、簾中は茂りあう木の影が映るばかりで月は見えるようで見えずに夜が明ける」と夫がいない女性の寂寥を詠っていることが分かる。そして、今出川公興は詠み込んでいないが、元歌の張華の詩が詠っている「夜明けの月（晨月）」を詠み込んでいる。

義澄の歌は、「影を宿す木はいつかは分かれて月光が差すだろう」と政長への返歌になっている。そして、花山院政長は詠っていないが、元歌の李賀の詩が詠っている「木の影（樹影）」を詠み込んでいるのである。歌を並べてみると次のようになる。

四番今出川公興

茂りあふ木の間を分る小夜風やもりくる月の光なるらむ

（茂りあう木（簾）の間を分ける夜の風で、月の光が洩れてくることになるだろう）

張華

清風帷簾を動かし晨月幽房を照らす

（清風が簾を動かし、夜明けの月が暗い部屋を照らす）

五番花山院政長

しけりあふ木の間（簾）の月ハ見すもあらずみもせて明る夏の夜の空

（茂りあう木（御簾）の間の月は見えるようで見えず、夜が明ける夏の夜の空）

李賀

簾外月光を吐き 簾中樹影斜めなり

（廂の外は月光が差すが、簾中は樹影が斜めに映り月は見えるようで見えない）

五番足利義澄

影やとす岡（側）への松よいつとかハ（分）わきて木のまも夏のよ（夜）の月

（影を宿す岡辺の松は、いつかは分かれて木の間から夏の夜の月の光が差すだろう）

さらに、政長の歌は、月を簾中の女性に喩えた歌でもある。簾の中の女性が見えるようで、見えなかったので物思いに耽り夜が明けると詠っている。元歌の在原業平の歌の、簾中の女性が見えるようで見えなかったので物思いに耽り今日は過ぎすだろう詠んだ歌の、続きの場面になっているのである。

在原業平

見すもあらず見もせぬ人のこひしくはあやなくけふやなかめくらさむ

(御簾)の間から見えたようでよく見えなかつた女性が恋しくて無分別に今日は物思いに耽つて過(こ)すだらう)

五番花山院政長

しげりあふ木の間の月ハ見すもあらずみもせて明る夏の夜の空

(茂りあふ木(御簾)の間の月(女性)は見えるようで見えず、(物思いに耽り)夜が明ける夏の夜の空)

このように、政長の歌は、木の間の月が見えるようで見えず夜が明けると詠っている平凡な歌ではなく、時代の異なる二つの漢詩を並べてみせ、かつ、夫が来るのを待つ寂しい簾中の女性の歌と、簾中の女性を外から見る男性の歌の二つの意味がある見事な歌である。

さらに、在原業平の歌は『伊勢物語』の九十九段の歌でもあり、女の返歌がある。「知る知らぬ何かあやなくわきていはむ思ひのみこそしるべなりけれ」(見て知っていると見られなかつたので知らぬとか、なぜ無分別に区別して言うのでしょうか。熱い思いのみこそが標となりましょう)である。

この伊勢物語の話は、世阿弥作の謡曲「右近」になっている。謡曲「右近」では、鹿島の神官が北野の右近の馬場に花見に行き、車に乗った女性に在原業平の「見すもあらず」の歌を詠かけると、女性は、「何かあやなくわきていはむ」の歌を返す。そして、自分は天照る神の許(伊勢神宮)では桜の宮、北野社では桜葉神として現れたと告げ、月の夜に神楽を待つように言い消える。神官が天照大神を讃えると、神の姿で現れた桜葉明神は、神楽を舞い天上に消える。

業平の歌の詞書きは、「右近の馬場のひをりの日」であり、謡曲「右近」では、「ひをりせし、右近の馬場の木の間より」と詠われる。「ひをり」は古来意味が不明であるが⁸¹、『雍州府志』⁸²「郡名所図会」⁸³では、桜葉神明宮は、昔右近の馬場に天降つたので、「日降の神明」というとする。「ひをり」は「日降り」であろう。甲本「かくらおか」に描かれている松並木の坂は、神楽岡の参道「日降坂」である。

さらに、甲本「かくらおか」の上の落葉樹は、紅梅・白梅である。謡曲「右近」では「松も木高き梅が枝の」と老松社の松と紅梅殿の梅が詠われている。「かくらおか」に描かれた松と紅梅・白梅は、「北野」のシンボルである⁸⁴。

くわえて、吉田兼俱は延徳元年(一四八九)、神楽岡に伊勢神宮の「靈物」が降臨したと

密奏している⁸⁵。神楽岡には天照大神がいるのである⁸⁶。さらに、甲本「よした」は二月の扇だが吉田社東に桜が咲いている。

以上のように、甲本「かくらおか」「よした」には、「梅・松(北野)」「月光(月夜)」「神楽岡(神楽)」「吉田神道(天照大神)」「桜(桜葉明神)・「日降坂(日降りの神明)」が描かれている。甲本には謡曲「右近」が留守模様で描かれているのである。「天照大神」の許にいる「日降の神明」が、「神楽」を舞う話を描くために、「天照大神」が祀られ、「日降坂」がある「神楽岡」が選ばれたのである。さらに、神楽岡東一帯の古名は「桜本」である⁸⁷。吉田社東は、「桜葉明神」を描く場所に相応しいといえるだろう。

さらには、業平の歌は、『大和物語』の歌でもある⁸⁸。女の返歌は「見も見ずも誰と知りてか恋ひらるるおぼつかなみの今日のながめや(見たとしても見ないとしても私を誰と恋しているのでしょうか。今日の物思いというのも不確かなものなのでしょうか)と男の気持ちを計っている。「夕月夜」の歌は、それに対する答えになっている。義澄の歌は在原業平の「けふ(今日)」の恋を、「いつともわかぬ」永遠の恋にしているのである。甲本吉田社には、「乞ひ(願ひ)」をしている人がいる。今日の「こひ」をする人と、常盤の松に書かれた永遠の「こひ(恋)」が描かれているのである。

くわえて、為広の判詞は、「常盤」「四時同じ」「連々^{つらつら}」と永遠を暗示し、「わきて」の語句に懸けて「分別」「分きて」を判詞に散りばめている。「永遠」と「わきて(分けて)」という反対の意味を持つ言葉がキーワードなのである。そして、「いつとかはわきて」「いつともわかぬ」「いつれも」と、義澄の歌、元歌、判詞に「いつ」が繰り返されている。「永遠」を「分ける」「時間(いつ)」がテーマなのである。甲本「かくらおか」には、「常盤」「四時同じ」の松が、「連々」と連なり、「分かれて」茂る風景と、日月(永遠とそれを分ける月日)が描かれ、神楽岡にあるべき吉田社(永遠の神)が神楽岡と「分かれて」描かれている。そして、松の木の中に「いつ」と書いてある。「永遠」「わきて」「いつ」が描かれているのである。

まとめると、①甲本「かくらおか」には、義澄の歌通り、影宿す岡辺の松が分れ、木の間に差す月光が描かれている。②元歌に詠まれた夕日の差す岡と、松葉拾い、「こひ」「いつ」の文字が描かれている。③日光・月光が描かれ、「いつともわかぬ」永遠が描かれている。④花山院院長の歌が踏まえている李賀の詩「月光を吐(刷き)樹影斜めなり」が描かれている。⑤在原業平の歌は、謡曲「右近」の歌である。甲本「かくらおか」「よした」には、「梅・松」「月夜」「神楽」「天照大神」「日降」「桜」が描かれ、謡曲「右近」

が留守模様で描かれている。⑥甲本には、「大和物語」の今日の「こひ」をする人と、常盤の松に書かれた永遠の「こひ」が描かれている。⑦日月、連なる常盤の松が分れ、神楽岡と吉田社が分かれ、「永遠」と「わきて」が描かれ、松の中に「いつ」の文字がある。為広の判詞は「永遠」を「分ける」、「時間（いつ）」がテーマである。

このように甲本「よした」・「かくらおか」には、義澄の歌、「夕月夜」の歌、花山院政長がふまえた詩、在原業平の歌（右近・大和物語）、為広の判詞、全てが描かれている。甲本「かくらおか」「よした」の図様と、三十六番歌合の一致を、単なる偶然とみなすことは困難だろう。

三、「筒井筒」と「水辺納涼」

甲本下京隻二扇画面ほぼ中央に、大きな井戸が描かれている(図9)。初期洛中洛外図四本中、甲本のみ、三条橋が描かれており、井戸の描かれた場所が三条通であることを明示している。また、南北の通りも、因幡堂や二条邸・内裏の位置から、烏丸通であることは明白である。烏丸三条下ルの烏丸通東側は、下京の町堂六角堂がある著名な場所だが、六角堂を北にずらして、ここに井戸が描かれているのである⁸⁹。なぜ、烏丸三条であることを明示しながら、六角堂を北に移動し、井戸を描く必要があるのだろうか。

そこで、良い図版が最も多く掲載された京都国立博物館『洛中洛外図 都の形象』に掲載された洛中洛外図屏風三十一本に描かれた井戸と比較してみよう。全部で二十一カ所井戸が描かれている(表2)。このうち十五カ所は四本の初期洛中洛外図に描かれ、他の江戸期の京都を描く洛中洛外図は、民家の裏はほとんど描かないので、井戸を描かないものが多い。おそらく、このほかの洛中洛外図を調べても、ほとんど井戸は見当たらないと思われる。

なお、描かれた二十一カ所の井戸のうち、人物が描かれていない井戸は二カ所しかない。一つは甲本下京隻二扇六角堂位置の井戸で、もう一つは、高津古文化会館旧蔵本(現九州国立博物館蔵)の一カ所である。しかし、高津古文化会館旧蔵本は、明らかに一流の絵師の手になるものではない。絵を正式に学んだ絵師の描いた作品の井戸は、全て井戸にまつわる人物が描かれているのである。

これは、古代景物画の画題には定形があり、井戸も定形の一つで、井戸には納涼する人や、井戸の水をくむ人が描かれたことが先行研究で明らかになっている⁹⁰。中世後期から近世においても、専門の絵師の手になる作品は、定形を忠実に継承していることが先の検討からわかる。甲本も、他に三カ所井戸が描かれているが、全て井戸にまつわる人物を

描き定形を順守している。甲本下京隻二扇の井戸だけが、定形外の不自然な井戸なのである。

後述するように、甲本は一流の絵師の手になる特注品である。絵師が定形を理解していないことはありえない。また、図様を転用したのみの、手抜きの結果でもない。甲本下京二扇の井戸は、初期洛中洛外図十五カ所の井戸の中で最も大きく、屏風中央に目立つように描かれているにもかかわらず、人物が描かれない定型外の特異な表現なのである。定形外の不自然な表現で描かれているのは、そこに何らかの意図があると考えてよいだろう。

そこで、甲本をさらに観察すると、下京隻第二扇の大きな井戸の周りには、柳、流し、水溜、人家が描かれている。井戸とその上にかかる柳という図様は、他の洛中洛外図に描かれた井戸には見られず、甲本の下京二扇の井戸だけにみられる特別な図様である。

さらに、洛中洛外図以外の作品の井戸の図様と比較すると、この図様は伊勢物語「筒井筒」絵と類似しているのである。また、井戸の前方、建築中の家の裏側に、材木が妙な形で置かれている。これは伊勢物語「東下り」の段「八つ橋」に類似している。

そこで、「筒井筒」絵と甲本の下京二扇の井戸を比較しよう。甲本とほぼ同時期の一流絵師による「筒井筒」絵が、サントリー美術館にある。室町後期から桃山時代作の『伊勢物語色紙貼交屏風』（以下『サントリー本』）で、土佐派作品である（図10）。甲本も佐野みどり氏よって天文年間の土佐派作品とされ、川本桂子氏・玉蟲敏子氏も甲本を土佐派とする⁹¹。甲本が、土佐派の作品であることを確認しつつ、甲本下京隻二扇に描かれた井戸の図様が、土佐派に蓄積された「筒井筒」の留守模様であることについて検討しよう。先述したように、留守模様は、人物を描かず、物語のキーワードだけを描き物語を表現する手法で、室町から近世の作品に多くの実例を見ることができ、歌絵ではよくつかわれる手法である。

1、井戸・柳・流し・水溜・人家の組み合わせ

甲本下京隻二扇の井戸と『サントリー本』の「筒井筒」の図様は、共に井戸の左に柳があり、井戸の周りを人家が囲い、水溜と、流しが描かれ、井戸・柳・流し・水溜り・人家という同じモチーフの組み合わせである。

まず、流しについて確認しよう。甲本の井戸の右手に描かれる水溜と、その上に伸びる台は、甲本上京隻二扇に同様の図様があり、屋内から水溜に伸びる台上に桶と柄杓が描かれ、「流し」であることがわかる（図11）。『サントリー本』の井戸の左手には、水溜と平らな岩があり、岩の上に桶が置かれ、「流し」であることがわかる。

2、細川邸前を歩く人物の図様 — 土佐派のプロポーション —

甲本が土佐派の作品であろうという見解は、すでに複数の美術史家から出ているが、人物のプロポーションから甲本が土佐派作品であることを確認したい。狩野永徳筆上杉本と甲本の細川邸前を歩く「武士の一群」の図様を比較しよう(図12)。

上杉本の人物と、甲本の人物①・②・③が、同じ場所に描かれ、同じポーズである。丸顔・面長・中程度と顔も同じ組み合わせで、①の人物は顔が似ており、③の人物は着物の模様が似ている。しかし、上杉本と甲本では頭の大きさが違い、プロポーションが異なる。また、着物の彩色も甲本は、細かい点描で③の人物の着物の柄を描き、藍の濃淡だけで描かれた上杉本③の人物に比べ彩色が丁寧である。土佐派は彩色を重んじる。

さらに、甲本の②・④・⑤の人物は、土佐派筆『十念寺縁起絵巻』(十念寺蔵)上巻の橋を渡る巡礼者と同じ図様である(図13)²。両図の人物の頭の大きさと位置、腰の位置が一致し、プロポーションが同一である。甲本の主要人物は、土佐派が描いた人物である。

足長・長身のプロポーションや、①・②・③の人物の、地に足がついていないような(体の重心が足に乗っていない)覚束ない足取りは、土佐光茂の描く人物だと思われる。

3、典厩邸前の馬を引く人物の図様 — 土佐派の描法 —

つづけて、上杉本と歴博甲本の典厩邸前の馬を牽く図様を比較しよう。(図14)。『慈照院殿年中行事』正月二十九日に、「如恒例従細川右典厩被献御馬」とあり、正月二十九日は典厩が將軍へ馬を献じることが恒例であった³。歴博甲本・上杉本の典厩邸前に描かれるこの図様は、典厩が馬を献じる行事を描いているのであろう。

上杉本と甲本に描かれたA・B・Cの人物がそれぞれ対応しているが、甲本は衣装の模様や股立ち、襟の重ねや袴の結び、腰板等が丁寧に描きこまれ、着物の模様に彩色が細かくほどこされる。馬の彩色も部位によって濃淡がつけられ、手綱にも模様がほどこされ、彩色によって表現されている。そして、馬の蹄や脚、鞍に至るまでの確かな形態把握で緻密に描かれている。一方、上杉本の馬は線による表現で、蹄や足、筋肉の付き方、鞍覆いの形体などは、正確さに欠けるが、馬の勢いが感じられる素早い線描で描かれ、手綱も線で表現される。

Aの人物は同一の図様なので、上杉本と歴博甲本を比較してみよう。上杉本は、線の太さ細さを巧みに使い分け、襟元と着物の輪郭線に太い線を用い、打ち込みのある線と、直線のつながりで衣装を表現する。着物の模様は赤い二本の線が袖に入るのみで、着物の彩色は最低限度に抑えられている。

一方、甲本のAの人物の袖や袴は柔らかな曲線で表され、襟に、白と赤の小袖が重ねられ、赤い小袖には袖に黄色も重ねられ上等な小袖を表現している。写真では確認が難しいが、肩衣・袴には、細い線による布地模様が至近で見ると確認でき、太い線の模様も彩色によって施され、股立ちも彩色によって表現されている。上杉本は、漢画的な線による表現であり、甲本は、柔らかな描線と彩色による表現が中心で描法に違いがみられる。歴博甲本の、温雅な人物表現や、柔らかな描線、丁寧な彩色はやまと絵の土佐派によって描かれたと言える。下京隻二扇の井戸は、土佐派に蓄積された『伊勢物語』「筒井筒」の図様を転用したものといえるだろう。

武田恒夫氏は甲本の岩などに漢画的描法が見られることから、狩野元信周辺の絵師とした⁹⁴。小島道裕氏は、狩野派の絵に土佐派的要素があつてもおかしくないが、逆は考えにくいというのは、納得のいく説明としている⁹⁵。しかし、近年は、土佐派の祖、土佐行光筆の『十王図』（重要文化財、京都二尊院蔵）に、完成度の高い水墨画の画中画があることが指摘され、土佐派がすでに行光の時代から、漢画の技法を身に着けていたことが明らかになっている⁹⁶。また、狩野元信のやまと絵様式の吸収だけでなく、土佐光茂が和漢画法の統合をやまと絵側から積極的に進め、和漢融合の完成者と考えられている⁹⁷。近年の土佐派研究の進展・成果に耳を傾けるべきだろう。

4、伊勢物語

『伊勢物語』は大変人気があり、地方の武士への贈答に使われ、伏見宮家や、禁裏でも伊勢物語講釈が行われた（表3）。三条西実隆は、永正九年に能登の畠山義総へ伊勢物語絵巻を送り⁹⁸、享祿四年に土佐光茂所望により伏見宮家の伊勢物語絵詞書きを書いている⁹⁹。室町後期に伊勢物語絵が制作され、土佐光茂が伊勢物語絵を描いたことが確認できる。（表3）。

また、室町時代の古今伝授は伊勢物語伝授と共に行われ、歌学において伊勢物語は必須の教養であり¹⁰⁰、能にも伊勢物語から多くの題材が執られている¹⁰¹。また、版本『嵯峨本伊勢物語』は文学作品としては最初の出版物で慶長年間に出版され、片桐洋一氏は江戸時代最も読まれていたのは伊勢物語であつたと指摘している¹⁰²。こうした伊勢物語の人気を考慮すると、伊勢物語粉本が蓄積されていたとみてよいだろう。

さらに、東京国立博物館蔵『異本伊勢物語絵巻』は、奥書によれば天保九年（一八三八）に、狩野養信が写したもので、元絵には、十二世紀の土佐光長筆とする狩野安信の識語がついていたが、養信はそれよりも後の作とみている¹⁰³。また、『大英博物館本伊勢物語

絵巻』には、江戸幕府に仕えた古筆了仲の享保十四年（一七二九）の極がついており、包紙には「土佐光起画」とある。これも光起より後の作品と考えられるが¹⁰⁴、江戸時代に、伊勢物語絵に対して両方の例がともに、土佐筆と鑑定をしているのは、伊勢物語絵は、土佐派の画題と考えられていたのだろう¹⁰⁵。甲本は、土佐派の手になるもので、下京二扇の井戸は、土佐派に蓄積された「筒井筒絵」を転用したものと思われる。

では、甲本に、なぜ『伊勢物語』の「筒井筒」が描かれたのだろうか。洛中洛外図屏風はさまざまな画題の集合体で、先行作品を利用して描かれたものであるから、『伊勢物語』の「筒井筒」が転用され描かれても不思議ではない。しかしその場合、重要ではない場所に小さく描き、人物も当世風に描くのではないだろうか。六角堂と明確にわかる場所が井戸のある民家になり、しかも、屏風中央に大きく目立つように描かれ、人物を描かずに「筒井筒」であることを残しているのであれば、そこに何らかの意図があると考えて間違いないだろう。

そこで、「筒井筒」の話を確認しよう。「筒井筒」は奈良を舞台に、井戸の周りで一緒に遊んで育った男女が成長し、昔井戸の周りで遊んだことを歌に詠みあい結婚する。しばらくすると、夫は心変わりをし、竜田越えをして、河内の女の許へ通うようになるが、妻は一途に夫を待つ話である。

この話は、世阿弥作謡曲「井筒」にとられ、奈良を舞台に、筒井筒の主人公を在原業平と紀有常の娘とする。旅の僧が奈良の在原寺の井戸で、秋の月夜に現れた紀有常の娘の亡霊と出会う。井戸の謂れを尋ねると、浅い思いの夫に対し、深い思いで待つ心情を語り、井戸の周りで芽生えた恋も、遠い昔の事になったと嘆く。夫の衣を着て再び現れた紀有常の娘は、薄の生える井戸の水に我が身を映す。すると、女であったはずの身が男になって、愛しい夫の姿が水に映るという話である。

ところで、將軍義澄は前節でみた文龜三年歌合で三句詠んでいるが、二番目の題は「水辺納涼」であった。そして、ここで井戸を詠んでいるのである。そこで、二番目の題、「水辺納涼」の歌と元歌を見ていきたい。相手は、判者でもある冷泉為広であった。

【題「水辺納涼」 十三番】

左衛門督為広

涼しきは底井もしらぬ廣瀬川袖つくはかり何思いけん

(涼しきは底もわからないほどなのに、広瀬川は袖がつくほど浅い、何を思っているのか)

元歌 万葉集 一三八一番

広瀬川袖つくばかりあさきをや心ふかめて我が思ふらん

(広瀬川は袖がつくほどあさいけれど、心を深めて私はあの人を思っている)

参議左近中将義澄

むすぶ手にはやくの夏そ忘らるゝこむ秋風もいさら井の水

(いさら井の水に結ぶ手に昔の夏をわすれる、秋風も来る浅い井戸の水)

元歌 源氏物語 松風

いさら井はゝやくの事も忘れしをもとのあるしやおもがはりせる

(いさらいは、昔のことをわすれていないが、元の主人は面変わりした)

判詞

左歌ハ、万葉集に廣瀬川袖つくはかりあさきをや心ふかめて我思ふらんと侍る歌をとり、右歌ハ源氏物語にいさら井ハはやくの事も忘れしをもとのあるしやおもかはりせると侍る歌を思へり、左ハ例のかたくななる判者かつかふまつる歌也、廣瀬川よりもなをあさくや侍らん、右ハ心詞美麗にして首尾相応せり、尤可為勝、

広瀬川は、大和川と支流が合流する奈良県広瀬神社付近の、大和川支流曾我川とされ¹⁰⁶、浅い川だった。また、大和川が河内に抜けるあたりを竜田越えという。「いさら井」は水の少ない井戸や、小さな水の流れを表す。「はやく」は「昔」という意味である¹⁰⁷。

為広の歌と義澄の歌は「井」という音が共通するのみで、共通する言葉がなく、「浅い水」という共通点以外は、別々なことを詠んでおり、呼応していない。さらに、義澄の歌は、どのような情景が詠われたのかも不明である。しかし、判詞は義澄の歌を絶賛している。なぜ義澄の歌は首尾相応なのだろうか。

先に検討したように、甲本下京隻二扇の大きな井戸は、留守模様で「筒井筒」を表現していた。「井筒」を念頭に、義澄と為広の歌を見ると、為広が奈良の旅の僧になり、井戸の水を汲む紀有常の娘に、「何を思っているのだ」と問いかけ、元歌である万葉集の歌は、浅い思いの夫に対し、深い思いで待つ紀有常の娘の心情を語っている。義澄の歌は、紀有常の娘になって、井戸の周りでの恋も遠い昔になってしまったと、薄の生える井戸に我が身を映す。元歌である源氏物語の歌は、井戸に我が身を映すと、男に面変わりしていたと詠う。

「井筒」を念頭に四つの歌を見ると、繋がりがなく見えて、歌意が不明な四つの歌

が繋がり、「井筒」のストーリーになっていることが分る。義澄の歌は、為広の歌と万葉歌を、万葉集と繋がりのある伊勢物語中の奈良の恋物語に繋げさらに、伊勢物語と関係の深い源氏物語にも繋げている。文学史上相関関係を持つ『万葉集』『伊勢物語』『源氏物語』を繋ぎ、「井筒」のストーリーに仕立てた歌なのである。判者である為広が、義澄の歌は首尾相応とする意味が理解できる。この四つの歌の組み合わせは、将軍家歌道師範である為広と義澄の合作であろう。

義澄の歌を絵画化するにあたり、そのストーリー性に着目して、歌の核心である「筒井筒」の留守模様が甲本に描かれたのである。文亀三年歌合「水辺納涼」で、将軍義澄と将軍家歌道師範である冷泉為広は、『伊勢物語』を媒介として見事な歌合を行い、義澄の歌は判詞で絶賛されている。甲本は、これを絵画表現しているのである。

井上宗雄氏はこの十三番の歌合注解において、「平凡な感じは否めない」とする¹⁰⁸。甲本の井戸が、「筒井筒」絵に類似していることに気付かなければ、また、甲本が、足利義澄と関係が深いことに気付かなければ、一流文学者を以てしても現代の我々には為広・義澄の歌は読み解けない。

5、水辺納涼

さらに、為広・義澄の歌について検討を続けよう。確かに為広・義澄の歌のみを見れば井上宗雄氏が言うように平凡だが、岩井氏の「納涼詠」に関する研究に従って見ると、為広の歌は、万葉歌・義澄の歌を引き出すワキとして重要な歌で、当代随一の歌人にふさわしい見事な歌なのである。以下岩井氏の説を参考に、為広・義澄の歌をみていこう¹⁰⁹。

この歌合が行われたのは六月だが、「納涼」は六月の画題として屏風絵に取り入れられ、そこから歌題の「納涼」が生まれた。「納涼」の歌題は、屏風絵に由来しているのである。そして、「納涼」の屏風画題は、日常的な風景が描かれ、中でも樹陰の納涼が多く取り上げられた。歌の素養を持つ当時の人から見れば、民家の中の大きな柳のある井戸の屏風絵は、それだけで、「水辺納涼」の歌題であつた。しかし、描かれているのは五月の扇で、季節外れの表現になっているのである。歌絵を見慣れた人は、「間違いなく歌が隠されている」と気づくのである。

また、「涼し」はもつぱら「秋風」と結び付き、「秋」を期待する言葉で、夏のものとされた。為広の「涼し」は、義澄の「秋風」を導く役割をしているのである。

加えて、「底井」「知らぬ」が、義澄の歌「いさら井（底の浅い井戸）」「忘らる」を導く伏線であること、「広瀬川」が万葉歌を導く伏線・竜田越えの暗示であることは言うまで

もない。さらに、「広瀬川」の万葉歌は、天平六年（七三四）に朱雀門で行われた、展覧歌垣に謡われた歌とされる¹¹⁰。文亀二年の後柏原天皇主催の歌合を古代展覧歌垣に擬えたものだろう。

さらに、「袖つくはかり」は、万葉歌の「袖つくはかり」に懸かることは明らかだが、『古今集』紀貫之「袖ひちてむすびし水のこほれるを春たつけふの風やとくらん」¹¹¹（かつての夏に、袖を濡らして両手ですくった水が凍っているのを、立春の今日の風が溶かすだろう）をふまえていると思われる。貫之の歌は屏風歌である可能性が指摘されておりまた、袖を濡らして水を両手ですくう行為は旧年の夏の回想として詠まれている。

「袖つくはかり」は、義澄の歌の「むすぶ手」「はやくの夏（昔の夏）」「水」「風」を導く伏線なのである。

このように、為広の歌がこの歌合をリードし、義澄の歌は見事にそれに呼応し、さらに『万葉集』『伊勢物語』『源氏物語』を繋いで「井筒」に仕立て、あたかも名優のワキとシテの能舞台を見るように「心詞美麗にして首尾相応」なのである。為広の判詞は、左歌は「例のかたくななる判者（例の教養がなく、無風流な為広）」が詠んだ歌で「廣瀬川よりもなをあさくや侍らん」と述べている。心憎いというべきだろう。

「三十六番歌合」の写本が現在も多く伝わり、戦国期を代表する歌合である理由が、「樹陰夏月」「水辺納涼」の歌の検討から納得でき、歌合の面白さが理解できる。そして、この歌合が義澄の代表歌であることが首肯できるのである。

この歌合の主客は義澄だろう。「樹陰夏月」は、一番が天皇の歌で、「夕月夜の歌」と同様に夕方の風景と木の葉に差す光を詠い、日月を詠っている。二番は「清風動帷簾」¹¹²と同様に吹き分ける風と木の葉の間から漏れる月光を詠う。そして、判詞は「月ハ照ラスニ平沙」¹¹³「夏ノ夜ノ霜」の漢詩を引いて、「簷外月光吐」と同様に地面を照らす月光を示している。以後三・四番は、「簾」「漢詩」「簾中の女性」「神」「手折つても強引に月（女性）を見る」「張華の詩」と五番の歌合に向かつて、歌・判詞が伏線をなしている。

「十三番水辺納涼」は、この題の歌合のトップに位置している。そして、最後の題「寄道祝言」は、天皇対將軍の組み合わせが、最後から二番目に位置し、最後の三十六番目の組み合わせは、天皇・將軍の治世を祝言して終わるのである。二十六番の判詞から、義澄に勅撰集執筆をしてもらうことがこの歌合の目的だったとされる¹¹⁴。

それのみならず、二十七番の歌・判詞¹¹⁵から後柏原天皇即位の礼執行を義澄に働きかける目的があったことが分かる。後柏原天皇は、明応九年に踐祚したが、費用不足のため

即位の礼が行えず、前年の文亀二年六月に細川政元が即位の大礼は無益であるとし、その後即位の礼が沙汰止みになっていた¹¹⁴。この歌合全体が、義澄を主客とし、朝廷社会総力を挙げて、後柏原天皇即位の礼執行を將軍に促す目的で行われたのである。

義澄は熱心に歌を勉強しているが、為広も義澄の作詠に將軍家歌道師範の面目をかけ臨んだのであろう。そして、判者は完成した歌を批評し、判定を下すだけでなく、歌合全体のコーディネーターなのであろう。

国立公文書館所蔵紅葉山文庫旧蔵本は、永正二年（一五〇五）の写本を永正十一年に写したものだが、奥書に「此歌合判詞等世挙称美云々¹¹⁵」と、歌も為広の判詞も大評判だったとある。「五番 樹陰夏月」「十三番 水辺納涼」の歌・判詞を検討しただけでもその理由が納得できる。そして、同奥書によれば、文亀三年歌合の写本を所持することが渴望されているのである¹¹⁶。

ところで、井戸と柳の図様はどこに描かれても良い図様なのだが、なぜ六角堂が選ばれたのだろうか。それについて検討しよう。六角堂は華道家元「池坊」のある場所として名高い。「池坊」は十五世紀中頃の専慶に始まるとされ、「池坊」の名は寺中にある水の湧き出る池に由来する¹¹⁷。六角堂は水の湧き出る水辺なのである。水の湧き出る井戸を詠った水辺納涼の歌が描かれるにふさわしい場所といえるだろう。

さらに、醍醐寺蔵鎌倉時代書写「六角堂縁起」には¹¹⁸、桓武天皇遷都の時、道を作る予定の場所に六角堂があつたので壊そうとしたが、六角堂が自ずと北へ移動し、六角小路ができたという説話がある。「北へ移動する六角堂」は、重要なことのために場所を空け渡し、自ら北へ移動する六角堂縁起を彷彿とさせるのである。

四、「諸人のつかふる業」と天下静謐

上杉本洛中洛外図主題について、瀬田勝哉氏は、「將軍による安定した秩序の構想」とし、武田恒夫氏は、洛中洛外図の主題を「武家の側からする京洛の安定した秩序や展望への要求が、明確なイメージとなって図絵化された」とする¹¹⁹。洛中洛外図は、將軍の視座で描かれた理想の世界、天下静謐の要求が描かれているとするのである。

確かに、甲本に描かれているのは、守護権力の及ばない將軍の支配地域である¹²⁰。洛中洛外の安泰は、洛中洛外を存立基盤とする將軍家の安泰でもあつた。この時期に洛中洛外を主題とした屏風絵が描かれ、これが將軍と深く関わっているのであれば、甲本の主題は、將軍家の徳治の許における天下静謐を想定することができるであろう。

さらに補足すると、将軍家は戦国期に、経済力・軍事力は失ったが、天皇と結びついた公武結合政権として権威を保持していた¹²¹。そして、戦国時代は天道思想が広まり、天道に叶った、徳のある政治が為政者に求められた¹²²。「天下」とは、将軍が体现し、将軍が主宰して秩序維持をはかっている領域であり、戦国大名らの支配する「国」とは棲分けられた領域を指し、時には京都が「天下」であつた¹²³。洛中洛外図に描かれているのは、「天下」としての京都であると言えよう。

また、岡見正雄氏は、洛中洛外図に描かれた景観は単なる写実的描写ではなく、あらまほしき浄土の庭の思想が、甲本の四季の景観に影響しているとする¹²⁴。そして、「決して浮世だけをえがいているのではない」と、描かれた世界は理想郷、浄土的世界だとするのである。

周知のように戦国期の京都は度々戦乱・飢饉・疫病・災害に見舞われた。また、将軍・天皇の権力も弱体化し、将軍は度々京都から没落し、天皇の行う祭祀儀礼もままならない状態だった。放火や強盗も多く、自衛のため、町には釘貫などの自衛設備が作られたことは周知のとおりである。さらに、応仁文明の乱や、天文法華の乱で京は荒廃した。実際の京都は、描かれているような天下泰平の世界ではなかった。そのような状況であればこそなおさら深く、天下静謐が祈念されたのであろう。

さらに、石田尚豊氏は、甲本と『三十二番職人歌合』『七十二番職人歌合』¹²⁵は関係が深いことを論じ、これらの歌合に描かれた職人が甲本に多く描かれていることを論証している¹²⁶。『七十一番職人歌合』は奥書に土佐光信とあり、土佐派の作品と思われる。甲本も前節で検討したように、土佐派の作品である。「職人歌合の風俗がそのまま屏風の中に移行したものにちがいない」と石田氏は述べている。甲本には、人々の様々な生業が描かれているのであり、京で暮らす人々の平穏な日常生活が中心画題といえるだろう。

では、甲本に描かれた天下静謐の世界は、どの将軍の視座で描かれた、誰の理想郷なのだろうか。また、なぜ将軍の視座で描かれた洛中洛外図に、奉行人や奉公衆の家はなく、職人などの一般の人々が克明に描かれたのだろうか。

甲本は、細川高国の政治的理想を描いたものという先行研究は、先に述べた通り、京兆専制を前提としたものである。高国が権力をふるい将軍を傀儡化していたというのは、江戸時代の軍記物にみられる歴史観である¹²⁷。また、今谷明氏が論じた京兆専制論は、天皇と結びつき、寺社公家に対する支配権を持つ室町殿の公武結合政権面を無視し¹²⁸、将軍―細川間のみに着目した議論である。しかし、細川氏は将軍の家臣であり、昇殿も許さ

れず、公家社会での身分が低かったことは、前章で論じた通りである。崩れつつあったとはいえ、庄園制社会が存続する中で、特に畿内近国では公家寺社支配権を無視することはできないであろう。権力の一元化は織田政権の成立を待たなければならない。

さらに、今谷氏が細川氏の幕府機構掌握の例としてあげた、明応八年（一四九九）の義尹（義材・義植）方諸将を細川が捕縛した事件を見てみよう。諸将を引き渡された侍所開闔は、京兆家の指令のままに動き、検断の執行吏となっていたとするが、『鹿苑日録』に記載された事件を読めば明らかなように、義尹（義材・義植）方諸将の処刑を決断したのは公府＝將軍義高（義澄）である¹²⁹。一木謙一氏は、文官である侍所奉行衆だけでは大規模な戦闘態勢がとれず、必要に応じて武人である所司・所司代が出動した。しかし、侍所と所司がタテの関係でつながっていたわけではないとする¹³⁰。この場合も、軍事力を細川氏が担っていたが、侍所開闔は將軍の指示によって処刑したのである。

また、永正五年（一五〇八）の幕府奉行人交代の原因は、第四章で論じるように、將軍義澄（義高）近江没落に伴うものであるが¹³¹、政元流から高国への京兆家家督交代に伴うものと推測するなど¹³²、今谷説には明らかな事実誤認が見られる。これ以外にも京兆専制論には否定的な意見が次々出ていることは先述した通りである。また、高国の辞世が描かれているとすると、甲本は高国が注文したものではないだろう。

ところで、先に述べた文亀三年歌合の「寄道祝言」三十五番で、三句目の義澄の歌が詠まれた。相手は後柏原天皇である。天皇と將軍の組み合わせであるこの歌合が、題もそれにふさわしく、歌合のハイライトである。義澄の歌は、正しき御政道を君（後柏原天皇）に任せて、全ての民がそれぞれ自分の生業に専念できる太平の世と、王権の安泰を詠っている。歌は次のとおりである。

【題「寄道祝言」三十五番】

左^侍

女房（後柏原天皇）

かくしても我世ハへ^(世)なんふりにける人にた^(正)しき道をの^(興)こして

（このように私の世は経て年月が過ぎた、人に正しき道を残して）

右

参議左近中将義澄

諸人のつ^(使)かふるわさ^(業)もやす^(安)かれやた^(正)しき道を君にま^(任)かせて

（諸人の使う生業も安らかであれ、正しい御政道を君に任せて）

判詞

左かくしても我世ハへなんと侍る。何となく凡人の詞とハ見へ侍らぬうへ、ふりにける

人にたゞしき道を残してなど侍ることはつゞき、いひしりて優美に聞へ侍り。述而不作信而好古といへる心などにや侍らん。又ふりにける人と侍る、当時耆老などの事にもかよひ侍て、いかさまにもおかしき様に侍り。右君にまかせてと侍る、左に贈答のすかたわさとよめらん様にて、尤よろしく侍るかな。抑聖明の御上にも猶賢佐を用給ふ御心をきてハ、いともかしこく思給へられ侍りながら、猶御ミつからつとめおこなハせ給はんハ、正始の道もいよ／＼あらはれ、衆人帯をゆるくして閑雅麟趾の化をうたひ、理世太平の声隆周乃昔のことくならんと侍る事、まことに君も臣も身をあはせたる御契ハ此道のことはにも思あはせられて、あやしく思給へ侍るはかりにて、難波江のよしあしをわかたす成侍りぬるにこそ。

甲本は、先に述べたように職人をはじめ人々の様々な生業を描いているが、これは義澄の歌の「諸人のつかふる^(使)わさもやすかれや」と一致している。歌合で正しき御政道の許で、生業に専念し、日々暮らす人々の安泰が詠われているのである。為広の判詞は、「衆人帯を緩くして」「理世太平の声」と、天皇を将軍が補佐し創出される理想の世、あるべき姿を讃える。

義澄の歌は、天皇を君主とし、行政を担う将軍の理想が詠われている。為広の判詞は、「賢佐を用給ふ」「君も臣も身をあはせたる御契」と、天皇を将軍が補佐し創出される理想の世、公武結合のあるべき姿を讃える。為広の判詞は、後相原天皇・将軍義澄をはじめ、当代一流の公家が読むもので、当時の共通認識と見てよいだろう。義満期・義持期の公武関係論では、室町殿は天皇の「共同運営者」¹³³、「王家」の執事¹³⁴であつたとされる。義澄期においても室町殿は天皇を補佐し、行政の責任者と考えられていたのである¹³⁵。このように、歌という文学だからこそ、将軍義澄の理想が明確に示されているのである。戦国期の天皇・将軍はその政治力を充分には発揮できていないが、天皇も将軍も無力な傀儡に甘んじていたわけではなく、為政者としての自覚と誇りを持ち、天下静謐を深く願っていたことが二人の歌からわかる。

先行研究で洛中洛外図の主題とされた、将軍の視座による天下静謐・理想の世界・民の生業を、将軍自身が詠っているのである。これは、偶然の一致とはいえないであろう。しかも文亀歌合で義澄が詠んだ三句全ての歌と甲本の図様が一致するのである。甲本は義澄の歌を描いていると見てよいだろう。特に、義澄の天下静謐を詠った歌と、洛中洛外の民の平穏な暮らしを画面全体に描く甲本は見事に一致する。この歌が甲本の主題であろう。

そこで、主題ではない「樹陰夏月」「水辺納涼」も描いた理由を考察したい。義澄の歌は、「天下静謐」を詠っている。「天下」を描くには、將軍の支配地域である洛中洛外を描くことが必要だった。しかし、洛中洛外と民の生業を描いた図は、「不自然な絵」ではない。歌絵であると気付くことは難しく、また歌を特定することも難しい。文龜三年歌合の義澄の歌三句全てが描かれたのは、名歌というばかりでなく、主題である「諸人のつかふる業もやすかれや」の歌を導き出すヒントである。

「かくらおか」の図様は、一目で不自然と分る実在しない岡と、何も無い岡上に向かう大きな松並木を描く。甲本が義澄に関係があることを承知していれば、義澄の代表歌である三十六番歌合「影宿す岡辺の松」の歌を導き出すことは難しくない。三十六番歌合の写本・刊本は、現在確認できるだけで三十本あり、内閣文庫が所蔵する紅葉山文庫旧蔵永正二年の奥書を持つ写本や、山科家旧蔵と思われる天文十二年の写本もある¹³⁶。さらには、歌合参加者二十四人は少なくとも写本を保持していたと思われ¹³⁷、三十六番歌合はよく知られた歌合であった。

すると、残りの二句も描かれているのではないかという予測ができる。「水辺納涼」の歌は、井戸に着目して画面を見れば、大きく描かれ不自然な位置に在る六角堂位置の井戸を見出すことは容易い。冷泉為広は大永六年まで存命であり、子為和は、足利義晴に仕え、孫の為益も天文年間に京で活躍している¹³⁸。義澄の歌が「井筒」を詠っていることはよく知られていたのであろう。

三句中二句が描かれていることが判明すると、三句目の「諸人のつかうる業も安かれや」の歌も描かれているのではないかと導かれる。そして、屏風全体が三句目に一致していることに気付き、三句で、主題の歌を導く仕掛けなのである。

今まで洛中洛外図の主題は漠然とした抽象的な言葉で語られてきたが、絵に描かれているのは絵師に示された画題であり、画題は具体的に提示される。記録を見ると多くの場合文学である。先述したように、日野富子が鈎の陣に滞在する息子義尚に対し、都に帰れという願いを込めた絵は、土佐光信に、菅原道真の「あしひきのこなたかなたに道はあれど都へいざといふ人ぞなき」の歌を描けという注文だった¹³⁹。絵師に示される画題が、注文者の心の内にある抽象的な構想である例を同時代記録に見出すことができない。願いは文学に仮託し表された。中世のほとんどの絵画は文学的素材を描き、中国絵画の伝統である「詩画一致」の絵画観の影響下にあるのである。

第三節 洛中洛外図屏風の制作目的

一、甲本の主題と制作目的

甲本の主題と制作目的を検討しよう。描かれた歌から甲本の主題は、(西山を描くことに合わせ、西に屏風を置き、南面する。もしくは背後に屏風を置く場合) 右隻・下帖(上京隻)が細川高国、(東山を描くことに合わせ東に屏風を置き南面する。もしくは背後に屏風を置く場合) 左隻・上帖(下京隻)が足利義澄で、全体の主題は、「鎮魂・天下静謐」である。戦争の犠牲者の鎮魂は平和を祈念する事である。高国も義澄も京都から追われ、京都復帰を目指しながら無念の死を遂げた戦争の犠牲者である。

そして、高国の辞世の句が描かれていることから、甲本の注文者は高国ではなく、制作も高国死後である。注文者は、高国・義澄を鎮魂し、天下静謐を祈願する立場にある人物である。それに該当するのは、義澄の子で、高国によって将軍に迎えられた十二代将軍足利義晴をおいて、他にはいないであろう。

義晴は自らも絵を描き¹⁴⁰、絵に対して造詣が深く、高国が義晴に贈った辞世の句も絵の思い出を詠んだものだった。また、義晴は近江在住中に、将軍在所を描いた『桑実寺縁起絵巻』を、三条西実隆・土佐光茂に制作させている。義晴によって、将軍の在所・支配地域を描く「洛中洛外図」が誕生したのである。

制作目的は、義澄・高国を共に描く必然性のある機会である。義晴は天文十二年(一五四三)に、船岡山合戦戦死者三十三回忌施餓鬼会を行っている。この年は、義澄三十三回忌、高国十三回忌が重なる特別な年回りであり、船岡山合戦はこの二人の戦いであつた。法会では聴聞者の席などに屏風が使われる¹⁴¹。この法会が甲本制作の契機だと思われる。

鎮魂は暗く、重苦しいものではなく、秀吉七回忌臨時豊国祭において、歌舞・豪華な馬揃え・演劇等が華やかに行われている。生者と死者が共に楽しみ、豪華で美しいことが鎮魂だった。歴博甲本は、知的遊戯性に富んだ、楽しく美しい屏風である。死者と生者が共に屏風絵の中で遊ぶ世界なのである。

なお、蛸薬師前にある寺院は、天文五年の天文法華の乱後、天文十一年以降に二条衣棚に遷住したと思われる妙覚寺ではなく、天文八年に二条室町にあることが確認できる本覚寺¹⁴²である。

先述したように、佐野みどり氏は、甲本を筆者から天文年間の作としている¹⁴³。従来甲本の年代が大永五年とされたのは景観年代であり、制作年代ではない。義晴が大永度御

所に移徙したのは大永五年十二月十三日であり¹⁴⁴、大永五年制作とすれば、小島説のように、大永度御所が存在しないうちから制作をはじめ、数か月で完成したとしなければならないが、細画の歌絵屏風は制作に一年九か月程度かかっており、小島説が成り立たないことは先述したとおりである。将軍邸完成後大永六年に制作を始めたとしても、大永七年二月には、桂川の戦いで敗れ急遽近江に退去し、その後天文三年まで、義晴は戦闘で若王子などに一時陣を敷いた以外は京都に戻れず、近江を転々とするのである。また、天文三年上洛後も、洛外の南禅寺に留まり、裏山に南禅寺城を築き戦に備えていた。天文五年十二月、漸く入洛したが、今出川御所に入る天文九年まで伊勢亭に寄宿し仮御所としていた¹⁴⁵。天文三年初めには、既に大永度御所は荒野であったことが確認できる¹⁴⁶。その間、屏風のような壊れやすい紙製大型調度品がどこにあり、誰が制作費用を負担したというのだろうか。政治状況から見ても、今出川御所完成の天文十一年から、慈照寺に移る天文十五年までの間が、義晴が安定した自邸を得た唯一の時期で、大型調度品を制作できる時期なのである（「戦国期将軍御座所」三四四頁表参照）。経済面においても、天文十一年二月に渡唐船が帰朝しており¹⁴⁷、経済的に余裕のある唯一の時期である。

船岡山合戦戦死者三十三回忌施餓鬼会後の甲本は、大永七年以来将軍邸を持たなかった義晴が、天文八年から建造を始め、十一年完成の今出川御所調度品となったのであろう。かつての将軍邸が描かれた甲本は義晴の思い出の品であり、新将軍邸に飾られるにふさわしい。長い近江在住から京都に戻り、新将軍邸を建築した時期に制作するにふさわしい屏風絵である。

さらに、義澄の歌を描いた屏風は、将軍としてのあるべき心構えを描いた屏風であり、将軍邸に置かれるにふさわしい。特に、次期将軍となるべき幼い義輝に対する良き教育になったであろう。

そして、甲本が三条公爵家に伝来したことは、甲本が義晴周辺にあった傍証となる¹⁴⁸。大永五年、大永度御所義晴移徙と同日、三条実香息女が義晴上臈として入室した¹⁴⁹。その後、大永七年二月十四日の桂川の戦いで義晴が近江に没落した際、三条氏は実家にいたが、二十日に近江に来るよう義晴乳母佐子局より書状が来た。しかし、近江長光寺に行ったのは、一か月ほど過ぎた三月二十六日で、六月六日には上洛している¹⁵⁰。義晴は同年十月に上洛して三好勢と戦い、大永八年五月再び近江に没落する。三条氏は七月二十三日に坂本に行ったが、翌日には帰洛している¹⁵¹。このように、三条氏は義晴の近江没落に同行していない。その後義晴が移った桑実寺にも同行していないことが確認でき

る¹⁵²。最後の義晴没落となった天文十八年も、三条氏は同行しなかったのではないかと
思われる。諸記録では、御台近衛氏は近江に同行していることが確認できるが¹⁵³、三条
氏は確認できない。そして、今出川御所は相国寺が留守居を命じられ¹⁵⁴、翌天文十九年
義晴は近江で死去した。

その後、天文二十一年に義輝が近江から上洛した際は、常御所・庭泉水を新造している
ので¹⁵⁵今出川御所はまだ存在していたが、既に住める状態ではなかった。天文二十年に
相国寺が三好によって焼かれたためだろう¹⁵⁶。永禄元年の義輝再上洛では本覚寺に入っ
ているので¹⁵⁷、今出川御所は廃絶した。天文十九年の義晴死に伴い、遺品の刀が内裏に
収められ形見分けが行われている¹⁵⁸。大永度御所が描かれた甲本は、三条氏ゆかりの品
として、京都に残留した三条氏に下されたのである。

二 『融通念仏縁起絵巻』と洛中洛外図

甲本制作目的の傍証と思われるのが、室町將軍家は代々先代室町殿の年忌法会に、『融
通念仏縁起絵巻』を制作してきたことである。『融通念仏縁起絵巻』は、上巻が融通念仏
宗開祖の良忍の伝記、下巻が融通念仏功德譚である。

融通念仏聖が勧進を行い、公家・法親王をはじめとする僧侶・有力守護等多くの結願者
が詞書を分担した¹⁵⁹。尊氏による父母追善の絵入り版本『目連救母経』制作、元弘以来
の戦死者供養の安国寺・利生塔建立に代わるものとされる¹⁶⁰。義満は安国寺・利生塔建
立に代わり、明德の乱の戦死者鎮魂のため施餓鬼を行った¹⁶¹。そして、父義詮追善に
『融通念仏縁起絵巻』を制作したのである。三代義満、四代義持、六代義教後室三条氏、
八代義政による前室町殿年忌法会絵巻制作までは確認できるが、それ以降は確認できない
(表4)¹⁶²。

九代義尚は父義政より先に死亡している。十代將軍義植(義材・義尹と改名、義植で統
一表記)は、明応二年、畠山基家討伐の為河内に出陣したが、その間に細川政元らのクー
デターにより、將軍職を奪われる。当初朝倉氏は義植奉公として河内に従軍したが、細川
被官上原氏と行動を共にした¹⁶³。その後、義植は京都で捕えられていたが脱出し、越中
へ逃れ、さらに朝倉の許に身を寄せる。そして、京都復帰を目指したが、朝倉氏の協力は
得られず、逆に義植上洛の報が、朝倉から細川に伝えられ、義植に味方した比叡山は細川
によって焼かれた¹⁶⁴。義植は近江まで進軍したが、六角に敗れ、周防の大内を頼って逃
げ延びた。

さて、永正三年十二月二十二日に朝倉貞景が制作し、土佐光信が描いた「京中」の屏風

を三条西実隆が見ている¹⁶⁵。この屏風は現存せず、他の記録も皆無なので、状況証拠からの推論にならざるを得ないが、この屏風について仮説を立ててみたい。永正四年一月七日は義植の父義視の十七回忌である。京都に入ることが難しい義植のために、朝倉が多く
の結願者詞書・勸進を必要とする『融通念仏縁起絵巻』制作を憚り、詞書の不要な「京中」
を描いた屏風を申沙汰した可能性がある。後年になるが、秀吉七回忌臨時豊国祭を描いた
『豊国祭礼図屏風』（豊国神社蔵）は、片桐且元が屏風を奉納しているが¹⁶⁶、実質的奉
納者は秀頼とみてよいだろう。永正三年十二月の屏風は朝倉が制作し、費用も朝倉が出し
たと思われるが、これは「奉公」なのではないだろうか。

『晴富宿禰記』文明十一年の紙背文書に政藤^{（宗茂）}の所持する「洛中図」を選んで晴富に進
上する尚々書がある¹⁶⁷。これは、色紙または扇面画だと思われるが、このような洛中を
描いた小画面の作品セットはすでに存在していたのであり、小画面を大画面に描くという
発想は、物語絵屏風などにも見え、飛躍したものではない。

応仁・文明の乱において、朝倉氏は義視の西軍の中心的軍事力だったが、東軍に寝返っ
て帰国した¹⁶⁸。義視とは関係が深いのである。くわえて、永正元年頃から義植上洛の噂
があつた¹⁶⁹。朝倉氏は、義植との関係改善を図った、もしくは支援していたのではない
だろうか。

さて、東博模本は、京中が他の初期洛中洛外図に比べ大きく描かれている。そして、下
京隻第五紙が欠損している。欠損している部分は、現今出川通（北小路）が描かれている
場所である。

義視は、「今出川殿」と呼ばれていた。『建内記』は三条実雅の屋敷が今出川亭と呼ばれ、
そこで義視は養育されたとする¹⁷⁰。『康富記』は三条実雅の屋敷が北小路今出川西側に
あつたとする¹⁷¹。そして、寛正五年（一四六四）、還俗した義視は三条殿に入った¹⁷²。
『中昔京師地図¹⁷³』は、北小路南、烏丸と東洞院の間、花御所の南東に「今出川屋、三
条殿トモ、將軍邸」と記している。この場所が義視の御所、「今出川殿」であろう。そし
て、この場所は東博模本の欠損部である下京隻第五紙中央に当たる場所なのである。

くわえて、東博模本には、石橋、額田、小笠原、讃州の屋形など、永正年間以前の武家
屋敷が描かれている。石橋は義植時代を記した「殿中申次記¹⁷⁴」に將軍邸への出仕が記
されているが、義晴期以降の記録にその名を見ることができない。また、東博模本では小
笠原邸が一条通に描かれているが、大永四年の「御作事方日記¹⁷⁵」では「一条小笠原旧
跡」が將軍邸候補地に挙げられている。額田二郎左衛門宗朝は、永正元年九月十八日に細

川政元に敵対し討死している¹⁷⁶。細川成之は文亀元年に讃岐へ下国している¹⁷⁷。さらに、將軍邸は「はなの御所」と書かれている。義晴の將軍邸は、「今出川之御所」と『言継卿記』にみえ、「花御所」と呼ばれたのは、義政の室町第が最後である¹⁷⁸。

一方、東博模本の西大路（上立売通）の木戸や町屋、金雲の形態は甲本より新しく思われる。そして、東博模本の細川邸前の人物群は甲本將軍邸前の人物群を元とし、一条通の風流踊り、草堂横の風呂の人物、立売の二階屋の暖簾から顔を覗かせる女性は、甲本を写したのではないと思われる。

また、東博模本の洛外は屏風上部に付け足したのではないかと思われるほど広がりがなく、奥行きを表現できていない。かつ洛中の建物が大きく洛外とのバランスが悪い。さらに、紙面の大きさは歴博甲本が縦138cm、上杉本が縦160.5cm、歴博乙本縦158.3cm、東博模本は縦160cmである¹⁷⁹。東博模本は120～130cm程度の小振りの「京中」屏風に洛外をつけ足した可能性がある。

東博模本の原本は、永正三年の「京中の屏風」・甲本の下絵を底本とし、義植・義栄または、義輝年忌法会のために制作されたのではないだろうか。すでに、將軍邸が存在しない時代に、過去の本を基に描いたと思われる。東博模本と永正三年の京中の屏風に関しては、今後の検討課題である。

さてその後、十一代義澄は父が室町殿ではなく、かつ前室町殿義植と敵対し義植以前に死亡している。十二代義晴以降の四人の將軍は、足利將軍家の伝統を放棄したのだろうか。父母の年忌法会の作善は、死後の世界を信じていた当時の人にとっては、子として欠かさない祭祀だったはずである。また、当時將軍家は、義植―義維―義栄の四国勢と、義澄―義晴―義輝―義昭の二つに分裂していた。先代室町殿の法会を幕府の伝統に則って行うことは、正統性の証しである。甲本が、室町殿年忌法会に制作されたとすれば、『融通念仏縁起絵巻』の伝統を引き継いでいることになる。

そして第二部で論じるように、上杉本は義晴御台慶寿院によつて制作され、義晴追善記「穴太記」を描く歌・物語絵である。制作されたのは永禄八年の可能性が高く¹⁸⁰、翌永禄九年五月は義晴十七回忌である。義晴年忌法会のための制作である可能性が高いのである。さらに、歴博乙本は、一五七〇年代半ば（天正年間）以降の制作とされる¹⁸¹。描かれた細川邸や將軍邸は既に存在しなかった¹⁸²。將軍の年忌法会のための制作とすれば、失われた室町幕府を描く理由が理解できる。

さらに、豊臣秀頼は秀吉七回忌臨時豊国祭に施餓鬼を行い、豊国祭礼図屏風を制作して

いる。天文十二年の善晴の施餓鬼は、それまで盆を除けば、明徳の乱・上杉禅秀の乱・船岡山合戦・天文法華の乱など多くの死者が出たときに行われてきた幕府施餓鬼とは異なり¹⁸³、戦死者三十三回忌施餓鬼会という年忌法会に行った施餓鬼である。年忌法会の施餓鬼と屏風制作の組み合わせは、甲本から生まれたのではないだろうか(表4・5)。

そして、第二定形洛中洛外図屏風は、慶長八年(一六〇三)以後、元和(一六一五～一六二二)・寛永(一六二四～一六四三)年間の江戸初期に集中的に制作され、その後は、寛文年間以降に定型化・名所絵化し、裕福な町人等も所有するものになる¹⁸⁴。寛文五年(一六六五)は、大坂夏の陣五十年であり、年忌法会が五十年で終わることと関係があるのではないだろうか。

この問題は、江戸幕府における鎮魂の問題とかかわってくる。鎌倉幕府は、保元以来の戦乱の死者を弔うため、全国八万四千基の塔供養を行った¹⁸⁵。室町幕府は元弘以来の死者を弔うため、各国に安国寺・利生塔を建立した。明治政府は幕末維新の戦死者を弔うため、靖国神社を建立した。江戸幕府のみ何もしていないのである。しかし、戦国～大坂夏の陣における死者供養は行われたはずである。洛中洛外図や都市図屏風、合戦図は戦国～大坂夏の陣の戦死者供養と関係が深いのではないかと考えている。

おわりに

本稿は、甲本に歌絵が描かれていることを検証した。文学を描くことは、異なる時間を描くことである。洛中洛外図が多くの画題の集合空間であり、異時同図で描かれているとする美術史家の見解を、初めて具体的に検証したことになる。

甲本が、歌絵屏風であるという本論の検討結果は、各画題間の整合性、当時の社会文化状況との整合性、他の美術作品との整合性が保たれており、有力な仮説となり得ると思う。しかも、今までにはなかった新たな見解である。美術史・文学研究と一体化して展開されてきたとは言い難い先行研究を見直し、前進させたと思われる。本稿で明らかにしたことをまとめておこう。

- ① 細川邸の厩座敷に座っている人物は、小島道裕氏の指摘通り、細川高国である。
- ② 高国が庭を見つめ、甲本にのみ犬追物が描かれているのは、高国が辞世の句で詠んだ最後の望みを、絵画上で叶えている。
- ③ 洛中洛外図屏風の中心画題である祇園会の再興に深く関わる十一代将軍義澄も、甲本の主題に関わる人物である。

- ④ 甲本「かくらおか」が、虚構の岡や不自然な図様を描いているのは、『文亀三年歌合』の義澄の歌と花山院政長の歌、元歌、判詞を絵画上で表現するためである。
- ⑤ 六角堂の場所に描かれた、定形外の不自然な井戸は、『井筒』を媒介とする『文亀三年歌合』の義澄・冷泉為広の歌と元歌を、絵画上で表現している。
- ⑥ 甲本が職人をはじめ人々の様々な生業を描いているのは、『文亀三年歌合』の義澄の歌「諸人のつかふるわざもやすかれや」を絵画上に表現したものであり、天皇と将軍の徳治の許に、民の暮らす平和な「天下」という理想を描いている。
- ⑦ 甲本は、歌絵屏風の形態である。
- ⑧ 絵画の読解には政治状況だけでなく、文学的素材、他作品の類似表現を念頭におく必要がある。

以上の内①～⑦は、絵画の図像解釈という性質上、文献史学に求められるレベルから見れば、実証が不十分という印象を受けるかもしれない。しかし、従来の研究ように状況証拠から推論したのではなく、文献と図様が一致するという点が本論の主張なのである。高国・義澄が特定の場で詠んだ一連の歌と甲本の図様が見事に一致しているのは、全て偶然とはいええないであろう。しかも、歌絵と考えなければ、不自然な図様の意味が不明なのである。

そのうえで、甲本の主題について検討すると、上京隻（右隻・下帖）の中心的主題は細川高国である。下京隻（左隻・上帖）の中心的主題は足利義澄で、全体の主題は「鎮魂・天下静謐」である。

戦争の犠牲者の鎮魂は平和を祈念することである。高国は都から追われ、京都復帰を目指したが、四国勢との戦いで無念の死を遂げた。義澄も十代将軍足利義植によつて都を追われ、足利義植・細川高国・大内義興勢からの京都奪還を目指したが、船岡山合戦直前に無念の死を遂げた。甲本は、単なる京都の都市図ではなく、宗教的・精神的祈りが込められた作品である。社寺参詣曼荼羅は、その名が示すように、参詣案内図であると同時に、描かれた境内は一つの曼荼羅世界・小宇宙である。同様に甲本も注文者の天下静謐の祈りが込められた一つの小宇宙である。

甲本の注文者は十二代将軍足利義晴（義澄の子）であり、制作目的と年代は、義晴を将軍に引き上げた恩人である高国十三回忌、父義澄三十三回忌が重なる天文十二年（一五四三）に、義晴が行った船岡山合戦戦死者三十三回忌施餓鬼会¹⁸⁶の可能性が高いのである。

- 1 小島道裕『描かれた戦国の京都』吉川弘文館、二〇〇九年。
- 2 同前小島著書、一八・七七頁。
- 3 小島道裕「洛中洛外図屏風甲本の制作事情をめぐって」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一八〇、二〇一四年）。
- 4 『二水記』大永五年八月三日条。
- 5 『舜旧記』慶長九年八月十四日条、慶長十一年八月十八日条。
- 6 『お湯殿の上の日記』永祿三年七月十九・二十・二十二・二十三・二十四・二十七・二十九・三十日・八月一・十二日・九月五・七・八・十一日・十月四日・十一月十二・十三日・十二月二十・二十一・二十九・三十日条。
- 7 相澤正彦「博士佐光茂筆「車争図屏風」の筆者問題について」（『國華』一一九八、一九九五年）。
- 8 『実隆公記』享祿二年三月四日条、享祿三年十二月六・七日条。
- 9 黒田日出男「歴博甲本の主人公と注文主そして制作年―初期洛中洛外図屏風の読み方（一）―」（『立正大学文学部研究紀要』二八、二〇一二年）。
- 10 東京国立博物館蔵『厩図屏風』、同『月次風俗屏風』、同『月次祭礼図屏風模本』、文化庁蔵『酒飯論絵巻』、光円寺蔵『月次風俗屋面流し屏風』、若宮八幡宮蔵『足利将軍若宮八幡参詣絵巻』など。
- 11 下坂守「『足利将軍若宮八幡参詣絵巻』の図像と画面構成」（『描かれた日本の中世』法蔵館、二〇〇三年）。前掲注（1）小島著書。前掲注（3）小島論文。
- 12 下坂氏は「若宮八幡参詣絵巻」の長小結の人物を小者とすする根拠として、甲本の長小結人物を小者と比定した。「若宮八幡参詣絵巻」の長小結の人物は、この人物だけ周りが緑色で、絵も稚拙であり、突然長小結姿に変わっており、この小者表現が間違っていると思われる。下坂氏は『貞丈雑記』に長小結は「少年の人のかぶるえぼし」とあることを根拠に、長小結は元服する年齢に達しながら、元服できないものが冠した烏帽子とした。しかし、細川植国は、永正十五年十一歳で元服したが（『宣胤卿記』永正十五年七月五日条）、十七・八歳まで長小結だった（『ビブリア』八四）。長小結は、元服したが、まだ若い人が被る烏帽子で、若い人の装いである。一種の御洒落であろう。また、小者は童子だけが勤めるわけではない。上杉本では、烏帽子をつけた元服した人物も小者を務めている。ただし、長小結ではない。くわえて、歴博甲本の長小結の少年後ろの武士達は、長刀持ちの前にいる人物が列から外れた位置にあり、「行列」ではない。将軍邸前の長小結の少年は義晴であり、「門前表現」だと思われるが、裏付けとなる文献がない。小者・長小結に関しては、二木謙一『中世武家の作法』七五・七六頁、一一四頁も参照されたい。
- 13 今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、二六二・二九三頁。
- 14 末柄豊「細川氏同族連合体制の解体と畿内領国化」（石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年）。山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、二〇〇〇年。設楽薫「将軍足利義晴期における「内談衆」の成立（前編）」（『室町時代研究』一、二〇〇二年）。古野貢「細川氏研究と『細川両家記』」（『都市文化研究』十二、大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター、二〇一〇年）。
- 15 例として、足利義晴注文の「桑実寺縁起絵巻」があげられる。亀井若菜「『桑実寺縁起絵巻』について」（『表象としての美術、言説としての美術史』ブリュッケ、二〇〇三年）。
- 16 並木誠士「近世初期風俗画の源流としての酒飯論絵巻」（『芸術研究』十二、一九九九年）。
- 17 武田恒夫「初期洛中洛外図における景観構成」（『美術史』五十三、一九六四年）。辻惟雄編『日本の美術 洛中洛外図』一一二、至文堂、一九七六年。
- 18 鈴木進「美術史上の江戸図屏風」（『江戸図屏風』平凡社、一九七二年）。千野香織「日本の絵を読む―単一固定視点をめぐって」（『物語研究』二、特集：視点、新時代社、一九八八年）。

- 1 9 瀬田勝哉「公方の構想」(『増補洛中洛外の群像 失われた中世京都へ』平凡社、二〇〇九年)、初出一九九四年。
- 2 0 前掲注(18)千野論文。
- 2 1 前掲注(1)小島論文、二十三・二十九頁。
- 2 2 黒田日出男「歴博甲本洛中洛外図の読解をめぐって」(『立正大学大学院紀要』二七、二〇一一年)。
- 2 3 『日本美術絵画全集』五、土佐光信、集英社、一九八一年、図番号二。
- 2 4 『日本屏風絵集成』十二、風俗画―公武風俗、講談社、一九八〇年、図番号三六・三七。
- 2 5 ルイス・フロイス、松田毅一・川崎桃太郎訳『完訳フロイス日本史』三、(中公文庫)中央公論新社、二〇〇〇年、一二三頁。
- 2 6 『実隆公記』文亀三年九月十九日条。
- 2 7 『星光寺縁起絵巻』に描かれた厩者とは服装が異なる。
- 2 8 『後法成寺関白記』享祿二年二月二十三日条。『二水記』大永七年二月二十日条。
- 2 9 前掲注(25)『完訳フロイス日本史』一、二三四・二三五頁。第一部第二章で論じたように、フロイスが見た細川邸は、高国の時代から受け継がれた細川京兆邸である。
- 3 0 『細川両家記』(紅葉山文庫旧蔵本、国立公文書館蔵)。生島氏は京都にも邸宅を持ち、京都の政情にも通じていた。天野忠幸「三好氏研究と『細川両家記』」(シンポジウム「戦国期畿内研究の再構成と『細川両家記』」(『都市文化研究』十二、大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター、二〇一〇年)。
- 3 1 同様の作例として、長期間座禪をしたとされる達磨大師像は髭が描かれ、死後も後世まで存在しているとされる奥院弘法大師は、髭が伸びていたとされる。
- 3 2 前掲注(1)小島著書、五十三・五十四頁。
- 3 3 「犬追物日記勢鑑」上巻・下巻(『続群書類従』二四輯上 武家部)。
- 3 4 『後法成寺関白記』永正十七年十一月十六日条。前掲注(1)小島著書、五三頁。妙心寺東林院蔵「細川高国像」賛にも、犬追物が詠まれている。
- 3 5 前掲注(1)小島著書、五三・五四頁。脇坂淳「犬追物図屏風の可視的合理性について」(『東洋美術における風俗表現』国際交流美術史研究会、一九八六年)。「雍州府誌」下(『続々群書類従』八)二三三頁。『貞丈雑記』三、平凡社、一九八五年、三〇一頁。
- 3 6 前掲注(1)小島著書。
- 3 7 『二水記』大永二年四月二十七日・大永五年二月二十四日条。
- 3 8 『洛中絵図』宮内庁書陵部蔵、寛永年間成立。
- 3 9 「山名家犬追物記」(『続群書類従』二四輯上 武家部)。安達啓子「犬追物図屏風定型の成立と展開」(前掲注(24)『日本屏風絵集成』十二)、『古事類苑』武技部、五八二・五八六頁、五九〇・五九一頁。
- 4 0 前掲注(24)『日本屏風絵集成』十二、図番号六一・七九。
- 4 1 前掲注(35)脇坂論文。
- 4 2 「犬追物之覚書」(『古事類苑』武技部)五八二・五八三頁。
- 4 3 「犬馬場之図」(『古事類苑』武技部)五九〇・五九一頁。「山名家犬追物記」(『続群書類従』二四輯上 武家部)。
- 4 4 高岸輝『室町絵巻の魔力』吉川弘文館、二〇〇八年、四八・六八頁。
- 4 5 前掲注(23)『日本美術絵画全集』五、土佐光信、図番号九。
- 4 6 伊藤唯真「阿弥陀信仰と民俗的世界」(『仏教と民俗宗教』国書刊行会、一九八四年)。「水左記」(増補史料大成)承暦四年十月八日条。
- 4 7 竹内美砂子「柳橋水車図屏風、新出本の紹介を兼ねて、(下)」(『國華』一二三九、一九九〇年)。安達啓子「二種の柳橋図屏風」(『國華』一二三五、一九九〇年)。
- 4 8 一例として、『融通念仏縁起絵巻』は現世の描写中に、仏が描かれる。なお、屏風と絵巻は画面形式の差である。
- 4 9 前掲注(30)「細川両家記」。
- 5 0 前掲注(30)天野論文。

- 5 1 前掲注(30)「細川両家記」。
- 5 2 『後法成寺閨白記』享祿四年七月八日条。
- 5 3 『実隆公記』享祿四年六月三十日条。「再昌草」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- 5 4 「夢想・名号・追悼百韻」(『連歌百韻集』(古典研究会叢書第二期(国文学))汲古書院、一九七五年)。
- 5 5 『二水記』大永六年二月二四・二六日条。
- 5 6 『実隆公記』享祿二年二月二十六日、五月二十五日条。
- 5 7 「再昌草」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- 5 8 『上杉家文書』四一六・四一七号。
- 5 9 『後鑑』大永七年三月十七日・天文二年五月十二日・天文三年四月十四日・天文八年五月六日条。「御内書案」(『ビブリア』八十)天文五年四月十四日・七月二十一日・八月二十七日条。『ビブリア』八三、天文八年四月一日条。『大館常興日記』(続史料大成)天文九年五月二日・六月十三日・九月二十四日・天文十年十一月四日・天文十一年三月十三日条。
- 6 0 秋山光和『平安時代世俗画の研究』吉川弘文館、一九六四年。三・六五頁。
- 6 1 河内将芳『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年、第一部。
- 6 2 林屋辰三郎『祇園祭について』(民主主義科学者協会京都支部歴史部会『祇園祭』、東京大学出版会、一九五三年)。
- 6 3 前掲注(61)河内著書。同、『祇園祭と戦国京都』角川学芸出版、二〇〇七年。同、『祇園祭の中世』思文閣出版、二〇一二年。
- 6 4 前掲注(18)鈴木論文。前掲注(18)千野論文。
- 6 5 松野元敬『扶桑京華集』(『京都叢書』九)寛文五年(一六六五)序。山本泰順『洛陽名所集』(『京都叢書』八)万治元年(一六五八)序。
- 6 6 「郡名所図会拾遺」(『京都叢書』十三)。安永八年吉田兼原が著した「神業類要」(『吉田叢書』三)は神楽岡日降坂側に新長谷寺があり、「宣胤卿記」明応九年九月十七日条に「今初瀬観音へ参詣」とあるとしている。「京童」(万治元年、一六五八)は、新長谷寺は、十一面観音であるとする。
- 6 7 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期 改定新版』明治書院、一九九一年、一一五頁。『為広・為和歌合集』(『冷泉家時雨亭叢書』五十卷、朝日新聞社、二〇〇六年)。本稿では、為広自筆時雨亭叢書本を使用する。
- 6 8 「彰考館所蔵典籍」(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- 6 9 『新編日本古典文学全集』小学館。
- 7 0 『為広・為和歌合集』(『冷泉家時雨亭叢書』)。
- 7 1 同前、『冷泉家時雨亭叢書』五十、解題。
- 7 2 『元長卿記』文亀三年六月十四日条(史料纂集)。『後法興院記』文亀三年六月十四日条(続史料大成)。『実隆公記』文亀三年三月三日・六月十四日条。前掲注(67)井上著書、一一六頁。
- 7 3 「文亀歌合」前掲注(67) (『為広・為和歌合集』)。
- 7 4 『古今和歌集』(新編日本古典文学全集十一)小学館、四九〇番。『古今和歌集』(日本古典全集)日本古典全集刊行会、一九二七年。「夕月夜」は一日から七日の上弦の月迄を言い、夕方南西の空に見え、すぐに沈んでしまう。「夕月夜」は、太陽と月が同時に存在している状態である。『古今和歌集全評釈』下、(右文書院、一九七六年、四四頁)によれば、古今集の「夕月夜」の歌は、「夕つく日」「夕つく夜」二つの本があり、建仁元年(一一〇一)後鳥羽院千五百番歌合で、西園寺公経は「夕つく日」本を元に歌を詠み、判者藤原季経は「夕つく夜」とある本を元に判じた。為広はこれをふまえて意図的に「夕つく夜」で判じたのではないだろうか。「連心院殿説古今集註」では、「夕月日」とする。
- 7 5 徳田和夫『絵語りと物語り』(イメージ・リーディング叢書)平凡社、一九九〇年、三四頁。同「日月の本地」の典拠小考」(『神道大系』文学編二、中世神道物語、神道大系編纂会、一九八九年)。『長秋記』元永二年十月一日条(増補史料大成)。

- 76 岩井宏子『古今的表現の成立と展開』、和泉書院、二〇〇八年、六五・八七頁。
- 77 井上宗雄校注・訳「三十六番歌合」（『新編日本古典文学全集』五十 中世和歌集、小学館）。
- 78 張華（茂先）「情詩」（『文選』（詩篇下、（『新釈漢文大系』）明治書院、一九六四年）。
- 79 李賀「八月」（荒井建『中国詩人選集』十四、岩波書店、一九五九年、五三・五四頁）。
- 80 原田憲雄『李賀歌詩編』一、（東洋文庫六四五）平凡社、一九九八年、六・九頁。中津濱渉『楽府詩集の研究』汲古書院、一九七〇年、四七五頁。増田清秀『楽府の歴史的研究』一九七五年、三七八・三八五頁。李賀は、唐の代表的詩人である。李賀（長吉）の詩集は、北宋末から明代に多くの刊本が作られた。また、本稿でとり上げた「河南府試十二月楽辞十三首」は、宋と明代に出版された『楽府詩集』の第八二巻にも所収されている。『李長吉詩集』は林羅山旧蔵の、元代の刊本の写本が、国立公文書館に現存する。『楽譜詩集』は、元版が宮内庁書陵部に現存する。
- 81 片桐洋一『古今和歌集全評釈』中、講談社、一九九八年、四七六番。
- 82 「桜葉神明宮」（黒川道祐『雍州府志』上、岩波書店、二〇〇二年）一四〇頁。
- 83 「桜葉宮」（『都名所図会』『新修京都叢書』六、臨川書店、一九六七年）。
- 84 佐成謙太郎『謡曲大観』一、明治書院、一九三〇年。
- 85 『お湯殿の上の日記』延徳元年十一月十九日条。
- 86 伊藤聡「唯一神道と吉田兼俱」（『国文学解釈と鑑賞』六〇・一二、一九九五年）。
- 87 「桜本陵」（『日本歴史地名大系』京都市、平凡社）。
- 88 『大和物語』一六六段、（講談社学術文庫一七四七、二〇〇六年）。
- 89 高橋康夫『京都市中世都市研究』思文閣出版、一九八三年、三二二頁。
- 90 家永三郎、『上代倭絵全史』名著刊行会、一九六六年、一一七頁、初出一九四六年。
- 91 佐野みどり「サントリ―美術館蔵伊勢物語色紙貼付屏風をめぐって」（『國華』一二四四、一九九九年）。川本桂子「土佐光茂の「牧馬圖」について」（『國華』一二四四、一九九九年）。玉蟲敏子「大徳寺瑞峯院「堅田間」襖絵の研究」（『國華』一二〇六、一九九六年）。
- 92 前掲注（23）『日本美術絵画全集』五、土佐光信、図番号七〇。村重寧「初期洛中洛外図屏風の視点と構成」（『近世風俗図譜』三、洛中洛外（二）、小学館、一九八三年）。『十念寺縁起絵巻』は土佐光信直系の作とする。
- 93 「慈照院殿年中行事」（『続群書類従』二十三輯下、武家部）一三八頁。
- 94 武田恒夫「初期洛中洛外図屏風の展開―とくに狩野派をめぐって―」（『日本屏風絵集成』十一、風俗画―洛中洛外、講談社、一九七八年）。
- 95 前掲注（3）小島論文。
- 96 高岸輝「やまと絵の再生と革新」（『日本美術全集』九、水墨画とやまと絵、小学館、二〇一四年）。
- 97 相澤正彦「室町やまと絵師の系譜」（『日本美術全集』十二、水墨画と中世絵巻、講談社、一九九二年）。
- 98 『美隆公記』永正九年閏四月十七日条。
- 99 『美隆公記』享禄四年二月七日、五月五日条。
- 100 横井金男『古今伝授の史的研究』臨川書店、一九八〇年、二六五頁。
- 101 『謡曲百番』（新日本古典文学大系）岩波書店、一九九八年。
- 102 片桐洋一「元禄時代の『伊勢物語』」（『上方の文化―元禄の文学と芸能―』和泉書院、一九八七年）一一四〜一一五頁。
- 103 羽衣国際大学日本文化研究所編『伊勢物語絵巻絵本大成研究篇』角川学芸出版、二〇〇七年、四四〜四五頁。
- 104 同前、二二六頁。
- 105 伊藤敏子『伊勢物語絵』角川書店、一九八四年、五一・五四頁。前掲注（103）『伊勢物語絵巻絵本大成研究篇』二二六頁。

- 1-06 井上宗雄校注・訳・注解『中世和歌集』(新編古典文学全集五十五)小学館、二〇〇〇年。
- 1-07 『源氏物語』松風(新編日本古典文学全集二十一)小学館、一九九四年、四一三頁。
- 1-08 前掲注(106)『中世和歌集』。
- 1-09 前掲注(76)岩井著書。
- 1-10 『万葉集』二三八一番(新編日本古典文学全集七)小学館、一九九五年。
- 1-11 「古今和歌集」二番(『国歌大観』)。
- 1-12 伊藤敬「中世後期の歌合―再昌と終焉―」(『屏風歌と歌合』和歌文学論集五、風間書房、一九九五年)。
- 1-13 「文亀三年歌合」(『新編国歌大観』十、定教歌編三、歌合編三、補遺編 歌集)
【題「壹道祝言」二十七番】
権大納言実隆(三条西実隆)
今ぞ見ん大津の宮のさだめおきし天日嗣の道のためしも
(今こそ見よう、大津の宮の天智天皇が定めおいた天皇の即位の儀式を)
前関白一(一条冬良)
よくふせぎよく守るこそ君か代をたすけし道の初なりけれ
(よく防ぎ、よく守ることこそ、天皇の治世を輔佐した道の初めであった)
判詞
右歌、日本紀神代巻に、あま照すおほんかみ、天児屋命に勅しましませける詞に、善為防護と侍る事にや、いひしりて聞え侍り、左歌、大津宮のさだめおきし天日嗣と侍る、昔天智天皇、近江の大津宮にうつりすませ給ひ、是にて御即位などおこなはれしとぞうけたまはり侍る、即位と書きてあまつひつぎとよみけるとかや、抑御即位のおこりを申さば、神武天皇橿原宮に御位につかせ給ふをこそ驚慄とも申すべきに、大津の宮に定めおきしと侍るは、彼御時にまさしき儀式などさだめおこなはれたる事の侍るやらん、日本紀などをさへくはしくうかがひ侍らねど、どの宣命の詞にも、近江の大津の宮にはじめ給ひ定めたまふ法のままに、と侍れば、ことわりたがひては侍らじ、凡君臣の道父子の義も礼にあらざればならずとかや侍るに、是はさしもの大礼にて侍れば、世中にありとしある人誰かとく見奉らん事をこひねがひ侍らざらんや、然れば第二三の句彼宣命の詞にては侍れど、歌にとりてはいささか平懐なる様におぼえ給ふれど、今ぞみんなど侍る、当時相応し侍れば、是も又持とすべきか、
- 1-14 『大乘院寺社雑事記』文亀二年六月十六日条。
- 1-15 「文亀三年歌合」(国立公文書館蔵、紅葉山文庫旧蔵本)。
- 1-16 「三十六番歌合」(『群書解題』八、)永正十一年写本の奥書が全文翻刻されている。
- 1-17 中前正志「六角堂縁起と池坊いけばな縁起」(京都女子大学『女子大國文』一四一、二〇〇七年)。
- 1-18 『諸寺縁起集』(京都醍醐寺蔵本複製)便利堂、一九三〇年、早稲田大学図書館蔵。
- 1-19 前掲注(17)武田論文。前掲注(19)瀬田論文。
- 1-20 今谷明『室町時代政治史論』塙書房、二〇〇〇年、三八・四二頁。清田善樹「検非違使の支配地域と裁判管轄」(『年報中世史研究』一、一九七六年)。高橋慎一郎「六波羅と洛中」(五味文彦編『中世を考える都市の中世』吉川弘文館、一九九二年)。
- 1-21 富田正弘「室町殿と天皇」(久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史』十一、東京堂出版、二〇〇六年、初出一九八九年。堀新『織豊期王権論』校倉書房、二〇一二年、三〇〇頁)。
- 1-22 池 享「天下統一と朝鮮侵略」(同編『日本の時代史』十三、吉川弘文館、二〇〇三年)。
- 1-23 神田千里「織田政権の支配の論理」(『戦国時代の自力と秩序』、吉川弘文館、二〇一三年)初出二〇〇二年。
- 1-24 岡見正雄「面白の花の都や」(『標注 洛中洛外図屏風上杉本』岩波書店、一九八三年)。
- 1-25 「三十二番職人歌合」「七十一番職人歌合」(『群書類従』二十八輯、雑部)。
- 1-26 石田尚豊「洛中洛外図屏風―職人歌合と職人尽絵を結ぶもの」(『Museum』一一

- 二、一九六〇年）。
- 1.2.7 「公方万松院殿記」（国立国文学資料館マイクロフィルム、加賀図書館聖藩文庫蔵）。
- 1.2.8 前掲注（1.2.1）富田論文、堀新著書。
- 1.2.9 前掲注（1.3）今谷著書、二七三頁。『鹿苑日録』明応八年十一月十八・二十四・二十五日条。
- 1.3.0 二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、二六八・二六九頁。
- 1.3.1 『実隆公記』永正五年四月十六日条。和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」（『跡見学園女子大学紀要』十六、一九八三年）七十九頁。
- 1.3.2 前掲注（1.3）今谷著書、二七六頁。
- 1.3.3 市沢哲「中世王権論のなかの足利義満」（『歴史評論』六四九、二〇〇四年）。
- 1.3.4 石原比伊呂「足利義持と後小松「王家」」（『史学雑誌』一一六・六、二〇〇七年）。
- 1.3.5 ルイス・フロイスは、四百年以上前から人々は天皇に服従しなくなったが、天皇が日本の国王であり、最高の統治者で、将軍は長官、または副王のようなものとする。（『日本史』第一部二五章）。
- 1.3.6 『中世歌合伝本書目』明治書院、一九九一年。
- 1.3.7 『実隆公記』文亀三年八月九日条。『後法興院記』文亀三年七月二十六日条。
- 1.3.8 前掲注（6.7）「両冷泉家の動向」（『中世歌壇史の研究 室町後期』）。
- 1.3.9 『実隆公記』長享二年十二月十五日条。
- 1.4.0 『実隆公記』大永三年十月十一日条。『後法成寺関白記』同年九月二日条。
- 1.4.1 『元長卿記』文亀二年十二月十九日条。「御織法講記」（『実隆公記』九、文明十四年十二月）。
- 1.4.2 「披露事記録」天文八年五月七日条（桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上、一九八〇年）一三五頁。
- 1.4.3 前掲注（9.1）佐野論文。
- 1.4.4 『二水記』大永五年十二月十三日条。
- 1.4.5 『お湯殿の上の日記』天文三年九月三日条。「吉田家日次記」天文三年十月四日条（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）。『後法成寺関白記』天文五年十二月十一日条。山田康弘「戦国時代における足利将軍の城館」第三〇回平安京・京都研究集会口頭発表、二〇一五年六月六日。
- 1.4.6 「吉田家日次記」天文三年閏正月二十一日条（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）。前掲注（1.4.5）山田口頭発表。
- 1.4.7 『親俊日記』天文十一年二月一日条。
- 1.4.8 マッシュト・P・マツケルウェイ「≪三条本洛中洛外図≫の人脈について」（『日本研究』二七、二〇〇三年）。
- 1.4.9 『実隆公記』大永五年十二月十一・十三日条。
- 1.5.0 「公頼公記」大永七年二月二・二十・二二・二三日、三月二六日、六月六日条。（東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本）。
- 1.5.1 同書、大永八年七月二十三・二十四日条。
- 1.5.2 「江州於桑実御台むかへ二御祝目六」国立公文書館蔵写本。
- 1.5.3 「万松院殿穴太記」（『群書類従』二九輯雑部）。
- 1.5.4 『鹿苑日録』天文十八年六月二十七日条。
- 1.5.5 「徹助往年記」天文二十一年二月条。（史籍集覽）
- 1.5.6 「徹助往年記」天文二十年七月十四日条。
- 1.5.7 『御湯殿の上の日記』永禄元年十二月三日条。「雑々聞書訂歳」（武家故実雑集）国立公文書館蔵。
- 1.5.8 『言継卿記』天文十九年六月二十一日条。
- 1.5.9 高岸輝『室町王権と絵画』京都大学学術出版会、二〇〇四年、一一三・一六八頁、二九九・三一九頁。
- 1.6.0 高岸輝『室町絵巻の魔力』吉川弘文館、二〇〇八年、四八・六八頁。
- 1.6.1 原田正俊「五山禅林の仏事法会と中世社会」（『禅学研究』七七、一九九九年）。

- 162 前掲注(159) 高岸著書。
- 163 松原信之『越前朝倉一族』新人物往来社、二〇〇六年、九二・九三頁。
- 164 同書、九三・九七頁。『後法興院記』明応八年七月五・二十・二十四日条。
- 165 『実隆公記』永正三年十二月二十二日条。
- 166 『舜旧記』慶長十一年八月十八日条(史料纂集)。
- 167 『晴富宿禰記』(壬生本) 文明十一年七月三・四日条紙背文書(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- 168 前掲注(163) 松原著書、五二・六三頁。
- 169 『大乘院寺社雑事記』永正元年七月二十六日、八月六日条。
- 170 『建内記』永享十一年三月五日条。
- 171 『康富記』康正元年正月十六日条(増補史料大成)。
- 172 『蔭涼軒日録』寛正五年十一月二十五日条。
- 173 『中昔京師地図』(『故実叢書』三八)。
- 174 『殿中申次記』(『群書類従』二二輯 武家部)。
- 175 『御作事方日記』(『ビブリア』八九)。
- 176 『後法興院記』永正元年九月十九日条。
- 177 『後鑑』文亀元年二月十五日条。
- 178 高橋康夫「描かれた京都―上杉本洛中洛外図屏風の室町殿をめぐる―」(『中世の中の京都』中世都市研究十二、新人物往来社、二〇〇六年)。
- 179 『洛中洛外図 都の形象―洛中洛外の世界』淡交社、一九九七年、四〇五頁。
- 180 黒田日出男『謎解き洛中洛外図』岩波書店、一九九六年。
- 181 馬淵美帆「歴博乙本〈洛中洛外図〉の筆者・制作年代再考」(『描かれた都市』二〇〇一・二〇〇三年度科学研究費補助金基盤研究(B) 科研報告書、研究代表者佐藤康宏、二〇〇四年)。
- 182 「信長記」巻二、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳、岡山大学池田家文庫本)。
- 183 西山美香「五山禪林の施餓鬼会について」(『駒澤大学禅研究所年報』一七、二〇〇六年)。
- 184 前掲注(17) 辻編著書。大塚活美「江戸時代の洛中洛外図」(『京を描く』京都文化博物館、二〇一五年)。
- 185 川合康・堀新対談「頼朝の「呪縛」、信長の「構想」」(『アリエス』二、二〇〇五年)。
- 186 『鹿苑日録』天文十二年八月二十四日条。

図1 「洛中洛外図屏風甲本」(国立歴史民俗博物館蔵) 画像提供：国立歴史民俗博物館

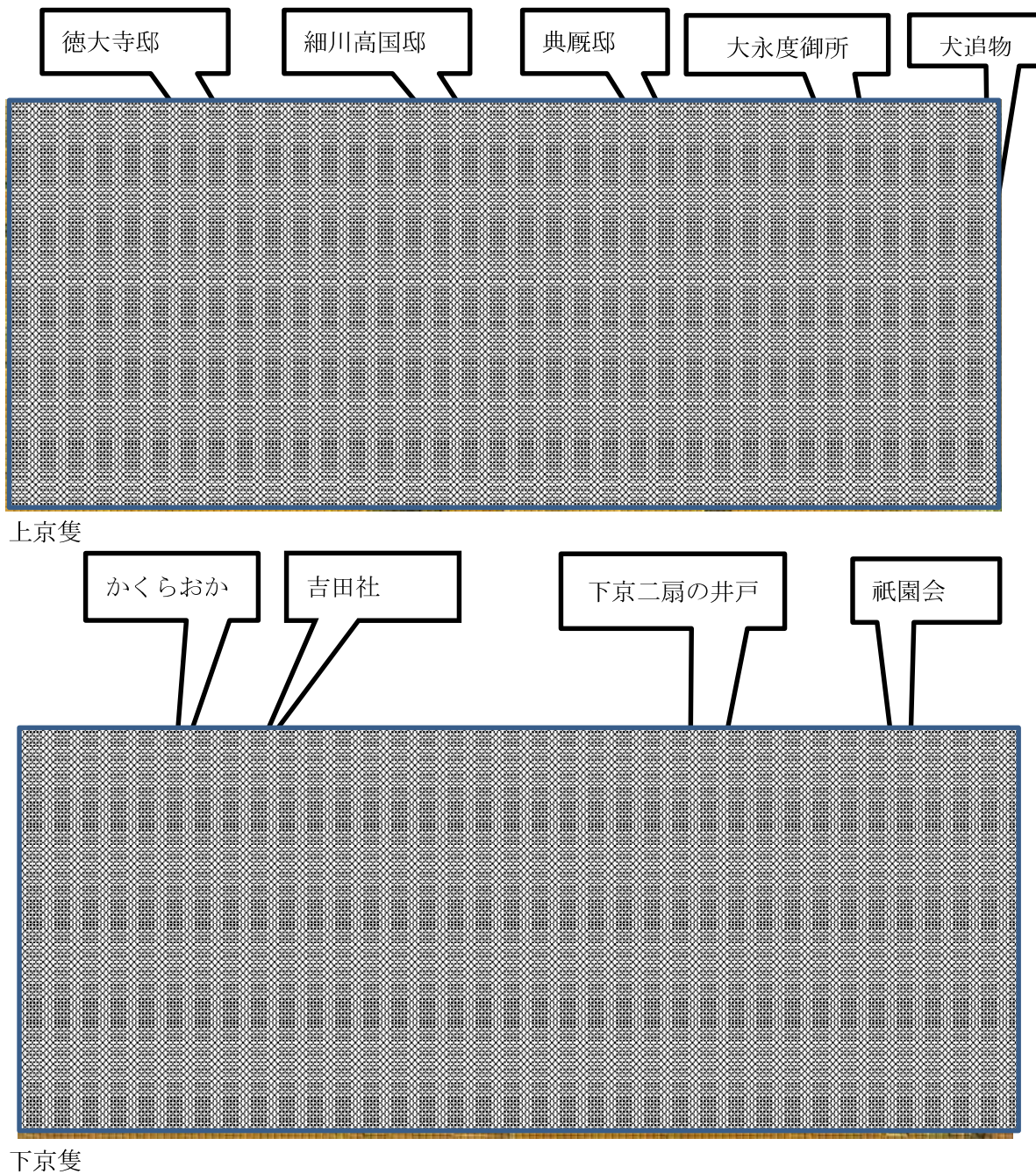


図 2『歴博甲本』部分 細川高国邸
厩に座る人物（国立歴史民俗博物
館蔵） 画像提供：国立歴史民俗
博物館

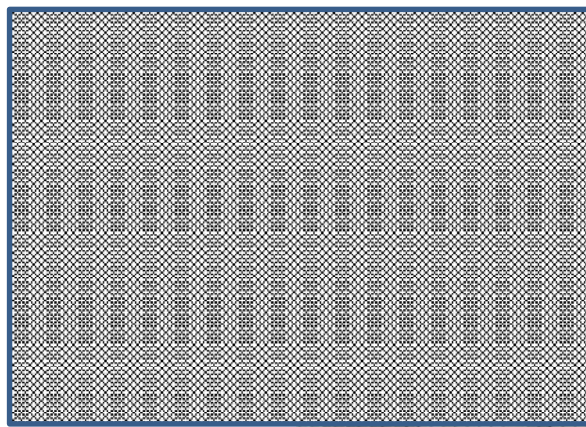


図 3『星光寺縁起絵上巻』部分東京国立博物館蔵 土佐光信筆
平資親の邸内 室町時代 画像提供：東京国立博物館

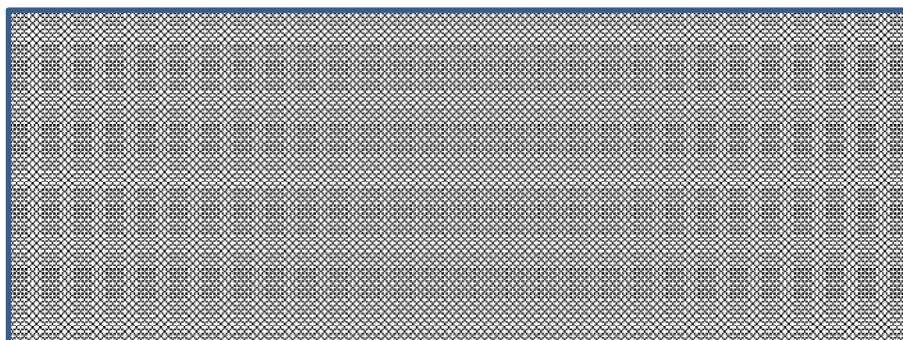


図 4『厩図屏風』部分
東京国立博物館蔵 画像提供：東京国立
博物館

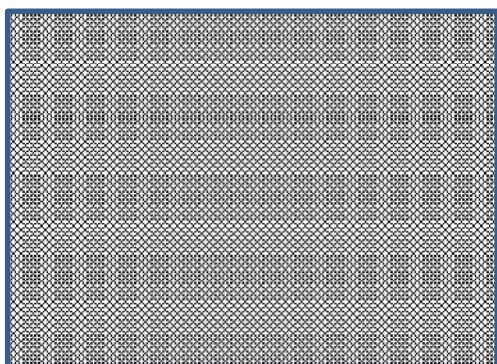


図 5 細川高国像
京都妙心寺東林院蔵『室町時代
の狩野派』京都国立博物館より
引用

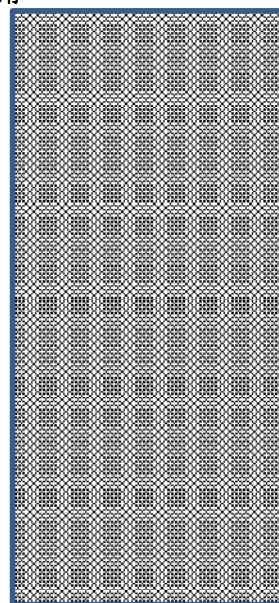


図6 『歴博甲本』部分犬追物と架空の川

(国立歴史民俗博物館蔵) 画像提供：国立歴史民俗博物館

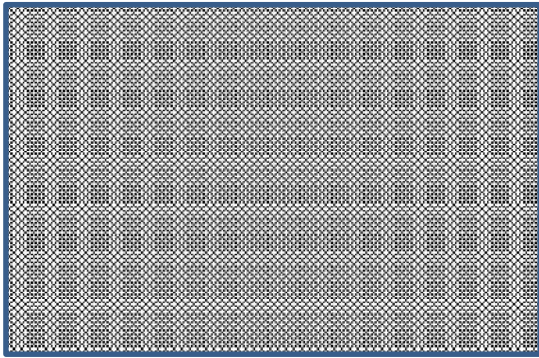


図7 『融通念仏縁起絵巻』部分 室町時代 清凉寺蔵

『土佐光信 日本美術絵画全集』集英社より引用

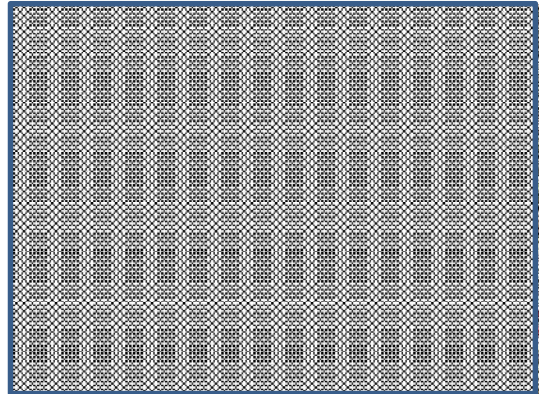


表1 高国の辞世諸本比較

歌番号	高国辞世の句 奏者三好一秀山 城守・広徳寺住職・宗碩	尚通公記	再昌草	連歌百韻集(古典 研究会叢書)汲古 書院	細川両家記 (国立公文書館蔵、紅葉山 文庫旧蔵)	三好記(内題 「細川両家仁 成始以来開 見事記」国立 公文書館蔵、 林家(大学 頭)旧蔵)	細川両家聞 見事記(国立 国会図書館 蔵、岡山学校 旧蔵、東京図 書館旧蔵)	二川分流記 (国立国会図 書館蔵、東京 図書館旧蔵、 貞享五年写)	細川両家記 (群書類従二 十輯)	二川分流記(東 大史料編纂所 所蔵)	摂津徴(国立 公文書館蔵、大 阪浅井幽齋 清稿)	細川両家記 (東大史料編 纂所、多知文 庫)	加賀聖澤文庫 『公方万松院殿 記』(国立国文 学研究資料館)	足利季世記 (史籍集覧十 三冊)	応仁後記(史 籍集覧三)	『妙心寺 史』 一九一七 年、川上 孤山著
1	なしといひ又あり といふ言の葉や 法の誠のこゝろ 成るらん	徳さま 道さま	徳さま 道さま		徳様・道様 (興筆 高国 入道常種[マ マ]裏二まつと 待ノ字ハ引ま てるかよく換)	徳さま・道さま	徳様・道様	徳様・道様	徳様	徳様	徳様	院御所様工	院御所様工	院御所様工	辞世	辞世
2	犬追物今一度と 思ひこしあらま はた、いたつらに こそ				北畠殿へ	小泉殿へ	北畠殿国司 事	北畠殿国司ノ 事也	道様	道様	道様	伊勢国司工	伊勢国司江	伊勢国司工	院ノ御所様工	院の御所 様へ
3	絵に写し石をつ くりし海山を後の 世までもめかれず せん				御上様へ	御上様	御上様	御所様	御所様	御所様	御所様	御上様工	御上サマ江	御上サマ工	伊勢国司工	伊勢の国 司へ
4	此浦の波より高 くうきのみ世々に 絶えず立ぬへ き哉				能登殿御あ ね子へ	のとの御あね うへ	のとの御あね こへ	能登ノ御姉コ へ	能登の姉上 へ	能登ノ御姉コ へ	能登の姉上 へ	能登姉上工	能登ノ姉上へ江	能登ノ子上 工	御上様工	御上様へ
5	世中まよふてふ に事なきものを迷 ひといへる言の葉 は何				珊侍者へ	珊侍者へ	珊侍者へ	珊侍者へ	珊侍者へ	珊侍者へ	珊侍者へ	珊侍者工	珊侍者江	珊侍者工	能登ノ姉上 へ	能登の姉 上へ
6	夕立の雲たのめ るなるやとりかな		宗碩	宗碩へ(次行 に「後に宗碩 百韻独吟あり」)	後に宗碩百 韻独吟あり	後二宗碩百 韻独吟有	宗碩へ後に 宗碩百韻独 吟アリ	宗碩へ	宗碩へ	宗碩へ	宗碩へ	是ハ後ハ宗 碩百歌ノ連歌 追善アリ	是二後ハ宗 碩百歌ノ連歌 追善アリ	是は後に宗 碩百歌の連 歌の追善あり	珊侍者工	珊侍者へ
考察		徳大寺は義父 で、娘継 孝院から 辞世の 句を見せ られた。 「常恒」と 署名が あった。	「常恒」と 署名が あった。 塚の宗 碩から送 られた。 『実隆公 記』享祿 四年六 月三十 日にも記 載有。		「裏二」以下 の書き込み は不明だが、 短冊裏に書 いてあったもの か。		「北畠」のくず し字を「小泉」 と見間違えた か。「様」がひ らがなである 点は、尚通公 記・再昌草と 一致している。 女性への 宛て名がひら がなであるの も原文に近い ように思われ る。		「国司事」は、後人が書きた したものか。			歌の上部左右に書かれた「徳様」「道様」 の内、左側の「道様」を、2番目の歌の贈 り主と見間違えたか。		「徳」のくずし字を「院」と見誤り、「院様道様」 を「院御所様」としたか。		歌の左に書かれた贈り先 を次の歌の贈り先とみま ちがえたか。

図8-1

『歴博甲本』「かくらおか」「よした」
(国立歴史民俗博物館蔵)

画像提供：国立歴史民俗博物館

松の影が長く伸び、地
面が白く塗られている

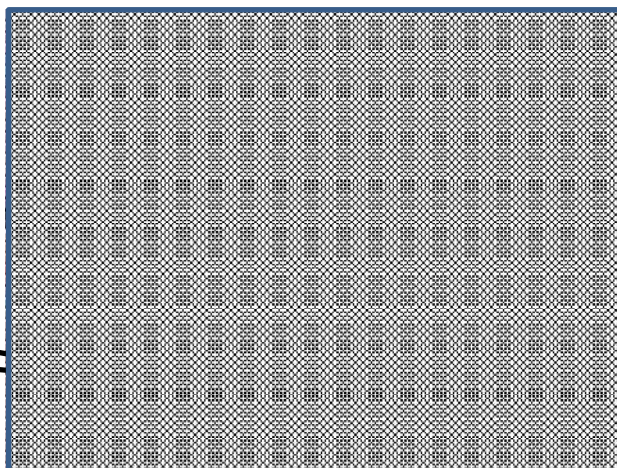


図8-2

列から離れ、根本付近から枝が伸び、
宙に浮かんだような不自然な松

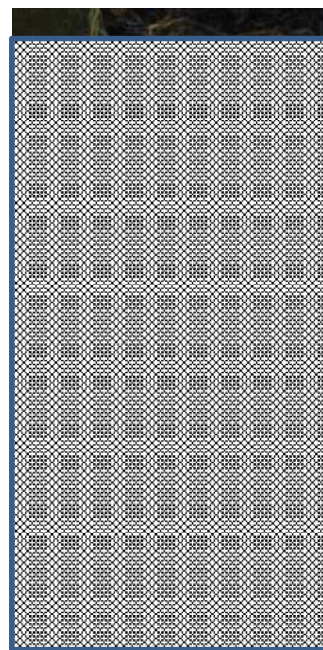
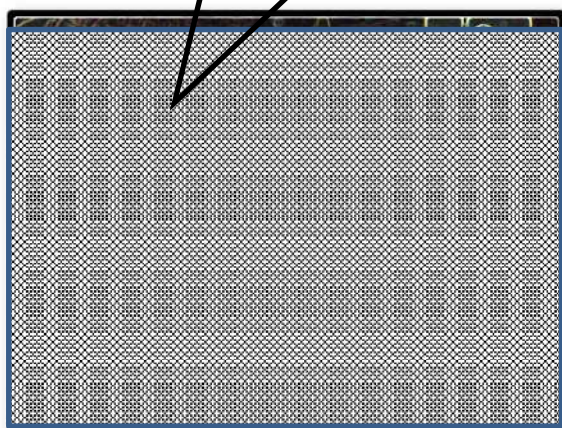


図9『歴博甲本』部分 下京隻二扇 井戸
 戸(国立歴史民俗博物館蔵) 画像提供:
 国立歴史民俗博物館

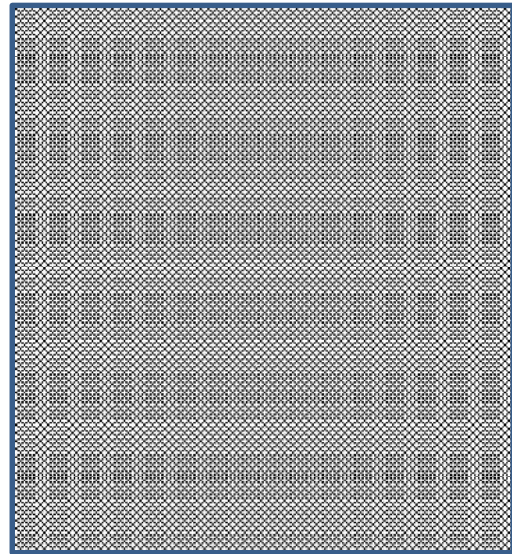


表2 洛中洛外図屏風に描かれた井戸

番号	洛中洛外図名	描かれた井戸の数	所蔵者	人物のいない井戸
1	歴博甲本	4	国立歴史民俗博物館	1
2	上杉本	3	米沢市上杉博物館	0
3	東博摸本	4	東京国立博物館	0
4	歴博乙本	4	国立歴史民俗博物館	0
5	舟木本	1	東京国立博物館	0
6	林原本	2	林原美術館蔵	0
7	岐阜市歴博本	0	岐阜市歴史博物館蔵	
8	堺市博物館本	0	堺市博物館	
9	浄願寺本	0	浄願寺	
10	徳川美術館本	0	徳川美術館	
11	二川宿本陣資料館本	0	二川宿本陣資料館	
12	勝興寺本	0	富山県勝興寺	
13	林家本	0	大阪城天守閣寄託	
14	出光美術館本	0	出光美術館	
15	大阪市立美術館本	0	大阪市立美術館	
16	萬野A本	0	萬野美術館	
17	神戸市立博物館本	0	神戸市立博物館	
18	高津古文化会館本	2	高津古文化会館	1
19	京博『洛中洛外図』図版番号16	0	個人蔵	
20	萬野B本	1	萬野美術館	0
21	妙法寺本	0	佐渡妙法寺	
22	サントリー一本	0	サントリー美術館	
23	歴博C本	0	国立歴史民俗博物館	
24	京博『洛中洛外図』図版番号21	0		
25	歴博D本	0	国立歴史民俗博物館	
26	京博『洛中洛外図』図版番号23	0	細見美術館	
27	京都民芸館本	0	京都民芸館	
28	歴博E本	0	国立歴史民俗博物館	
29	京博『洛中洛外図』図版番号26	0		
30	寂光院本	0	寂光院	
31	京都国立博物館本	0	京都国立博物館	
	合計	21		2

図10 『伊勢物語色紙貼交屏風』部分（サントリー美術館蔵） 「筒井筒」土佐派 画像提供：サントリー美術館

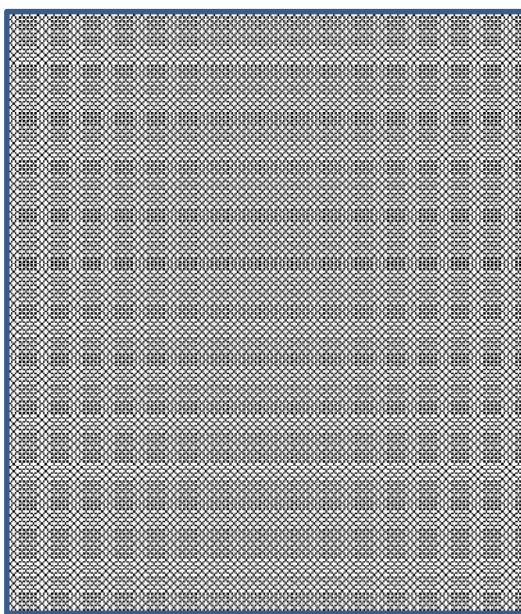


図11 『歴博甲本』部分 上京隻二扇 流し（国立歴史民俗博物館蔵） 画像提供：国立歴史民俗博物館

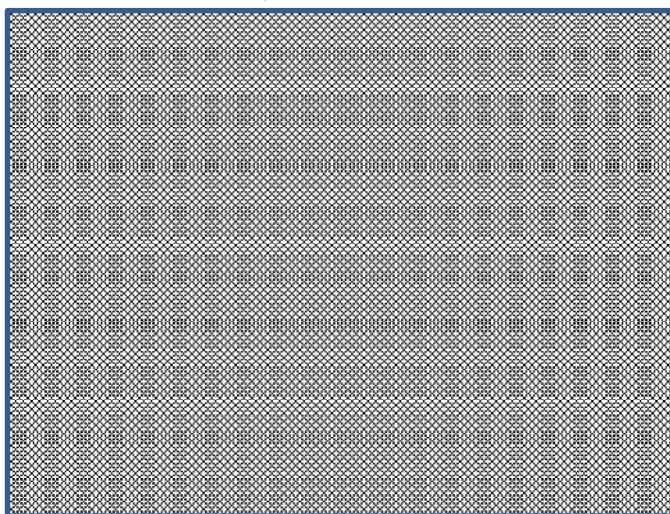
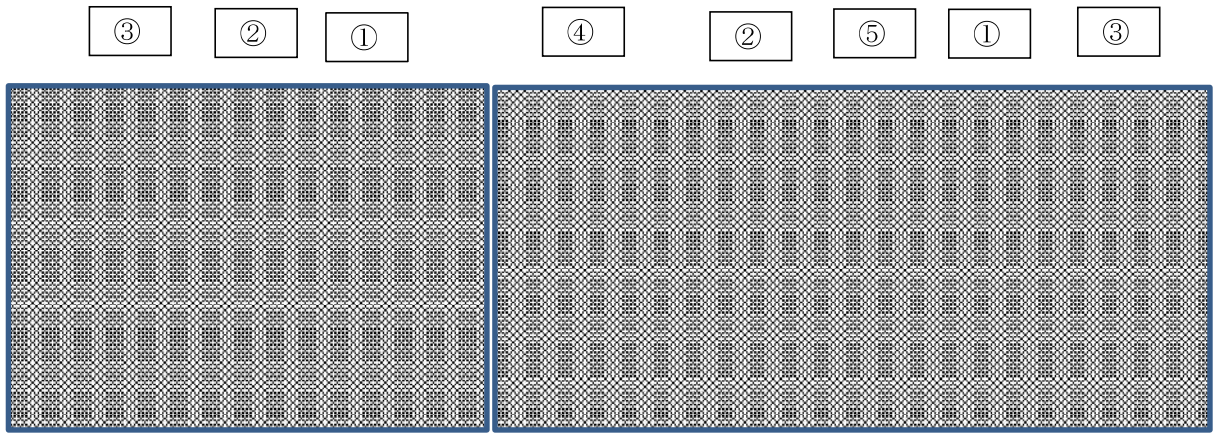


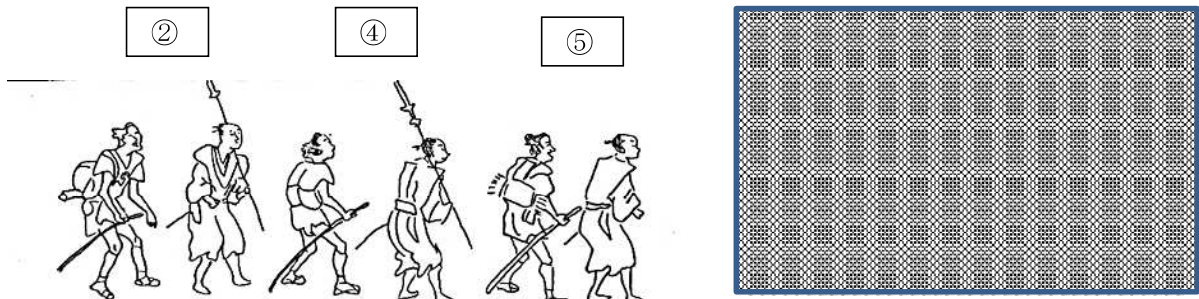
図12



『上杉本洛中洛外図屏風』部分、細川邸前を歩く武士の一群（米沢市上杉博物館蔵）画像提供：上杉博物館

『歴博甲本』部分 細川邸前を歩く武士の一群（国立歴史民俗博物館蔵）画像提供：国立歴史民俗博物館

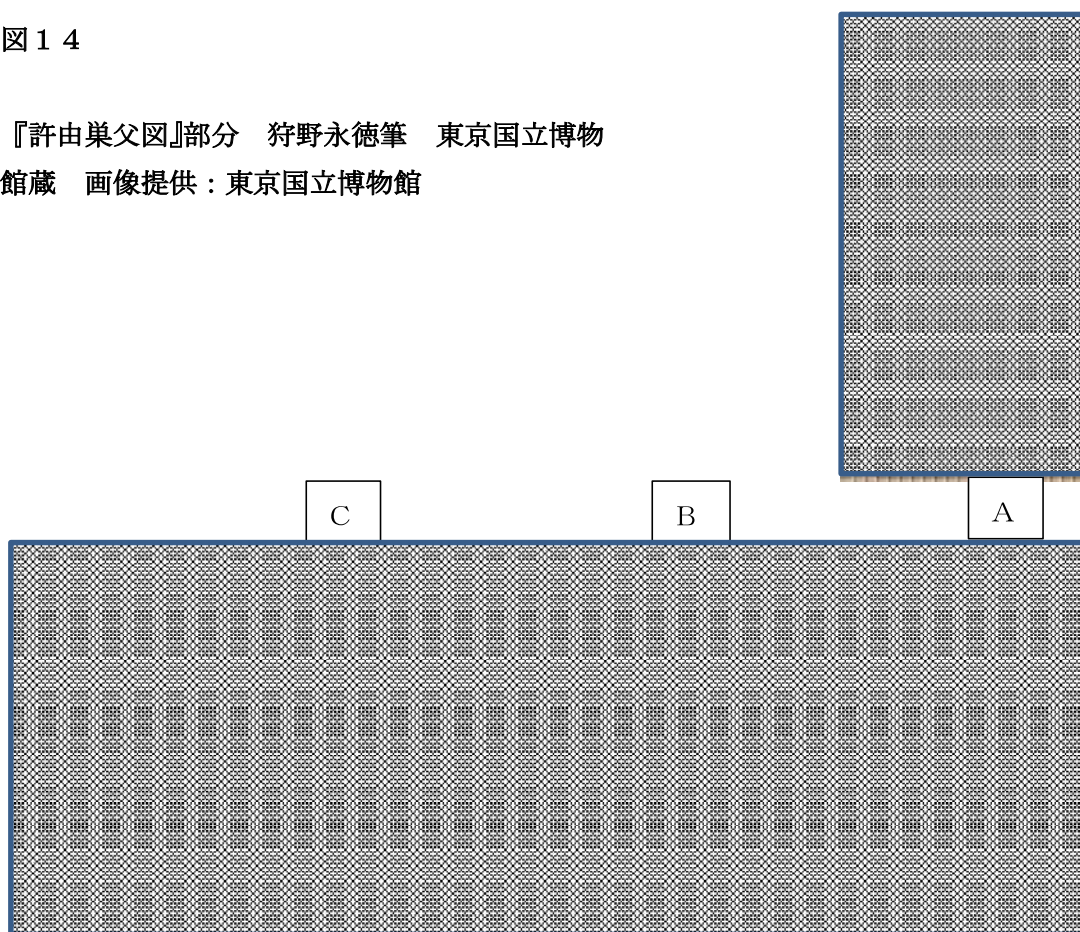
図13 『十念寺縁起絵巻』と『歴博甲本』の比較



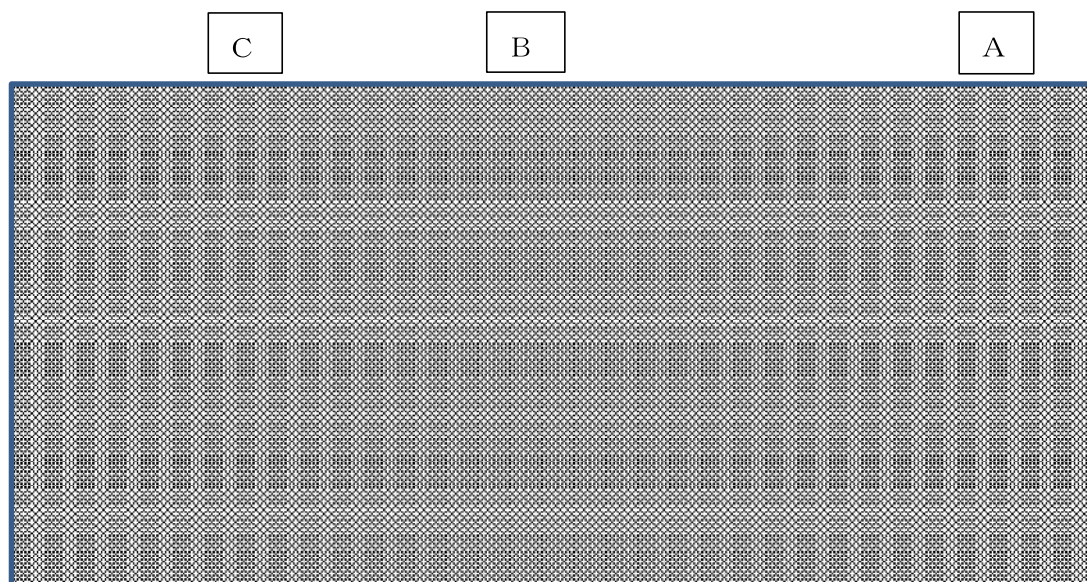
『十念寺縁起絵巻』 京都十念寺蔵
『土佐光信日本美術絵画全集』集英社より引用

図 1 4

『許由巢父図』部分 狩野永徳筆 東京国立博物館蔵 画像提供：東京国立博物館



『上杉本洛中洛外図屏風』部分、典厩邸前で馬を引く武士の一群（米沢市上杉博物館蔵）画像提供：上杉博物館



『歴博甲本洛外図屏風』部分、典厩邸前で馬を引く武士の一群（国立歴史民俗博物館蔵）画像提供：国立歴史民俗博物館

表3 伊勢物語享受

年	月日	伊勢物語を遣わした相手・内容	典拠
永正3	11.4	土岐政房	尚通
永正13	3.2	畠山義総	尚通
享祿2	6.2	関東上杉修理朝興	尚通
享祿2	12.27	定蔵院	尚通
享祿3	2.17	最勝院(東素経)	尚通
享祿3	6.21	筒井順興	尚通
享祿3	7.2	上池院	尚通
享祿4	7.2	細川持隆(彦九郎)	尚通
享祿4	11.26	大友義鑑	尚通
文明9	9.25	伊勢物語写し終わる。	実隆
文明17	6.1	伊勢物語講釈を宗祇から受ける。	実隆
	6.6	伊勢物語講釈を宗祇から受ける。	実隆
	6.11	伊勢物語講釈を宗祇から受ける。	実隆
	6.13	伊勢物語講釈を宗祇から受ける。	実隆
	6.16	伊勢物語講釈を宗祇から受ける。	実隆
	6.19	伊勢物語講釈を宗祇から受ける。	実隆
	6.21	伊勢物語講釈を宗祇から受ける。	実隆
文明18	7.7	勝仁親王に伊勢物語を貸す。	実隆
	10.23	肖柏伊勢物語外題所望	実隆
長享1	閏11.5	伏見殿伊勢物語講釈	実隆
	閏11.8	竹園で伊勢物語講釈。持明院所書の伊勢物語愚見抄を写す。	実隆
	閏11.10	竹園で伊勢物語講釈。	実隆
	閏11.12	竹園で伊勢物語講釈。	実隆
	閏11.13	竹園で伊勢物語講釈。	実隆
	閏11.14	竹園で伊勢物語講釈。	実隆
	閏11.16	竹園で伊勢物語講釈。	実隆
長享2	5.4	宗祇江州で義尚に伊勢物語講釈	実隆
	11.2	中院通秀より伊勢物語書写依頼される。	実隆
長享3	6.8	蟻川親元室から親元遺品の伊勢物語贈られる。	実隆
延徳2	8.29	中院所望の伊勢物語遣わす。	実隆
	11.1	宗祇に伊勢物語本を貸す。	実隆
延徳3	10.11	宗祇伊勢物語所望書き与える。	実隆
明応1	11.3	伊勢物語旧本一枚山徒圓明所望	実隆
明応5	5.18	宗長伊勢物語の銘二所望	実隆
明応6	12.3	蟻川新右衛門伊勢物語書き遣わす	実隆
明応7	6.4	伊勢物語禁裏本校合し、進上	実隆
	8.4	伊勢物語書き写す	実隆
	8.6	伊勢物語書き終わる	実隆
	8.26	伊勢物語新写本を甘露寺禪尼に遣わす。越前朝倉の妻に下すことになっている。	実隆
永正3	10.7	伊勢物語新写校合終わる	実隆
	10.9	伊勢物語を東坊城に遣わす	実隆
	10.19	伊勢物語の銘を加え、高梨摂津守に書状を遣わす今日東坊城に渡した。	実隆
永正4	5.26	玄清に伊勢物語本遣わす	実隆
	7.19	色紙方伊勢物語絵並びに歌等36枚見せるように天皇から命じられる	実隆
	10.7	玄清に預け置いた伊勢物語返される。	実隆
	10.28	伊勢物語新写	実隆
	12.5	三条実望邸で伊勢物語講釈	実隆
	12.15	三条実望邸で伊勢物語講釈	実隆
	12.17	三条実望邸で伊勢物語講釈	実隆
	12.18	三条実望邸で伊勢物語講釈	実隆
	12.20	三条実望邸で伊勢物語講釈	実隆
永正6	3.26 3.27 4.2 4.8	伊勢物語講読	実隆
永正6	8.12 8.17 8.23	貞敦親王に講釈	実隆
	8.24	中書王より伊勢物語喜ぶの手紙	実隆
永正7	3.1	九七郎左衛門	実隆
永正8	3.9	若狭より大野藤左衛門の書状有。伊勢物語銘二所望。	実隆
	3.11	大野所望の伊勢物語外題書く	実隆
永正9	3.21	広橋守光伊勢物語所望書き遣わす	実隆
	閏4.7	伊勢物語を講じる	実隆
	閏4.9	伊勢物語を講じる	実隆
	閏4.17	音一能登下向伊勢物語絵詞昨日立筆	実隆
	閏4.29	勸修寺尚顕・滋野井・吉田四郎兵衛	実隆
	5.2	伊勢物語講じ終わる	実隆
	10.24	三嶋古今・伊勢物語本返し遣わす	実隆
永正17	7.19	三条実望	実隆
大永2	11.3	御柏原天皇	実隆
大永3	2.18-24 裏文書	伊勢物語の表紙の事、経師祐蔵より書状	実隆
	閏3.19	宗牧伊勢物語の外題所望	実隆
	6.4	草賀宗誠の発句により伊勢物語を講ず	実隆
	6.5	夜伊勢物語講ず	実隆
	6.6	夜伊勢物語講釈	実隆
	6.7	早朝伊勢物語講釈	実隆
	6.8	早朝伊勢物語講釈	実隆

大永4年	10.26	古今伊勢物語外題肖柏に遣わす	実隆
	10.28	柳原資定所望古今・伊勢物語外題	実隆
大永5	8.1	伊勢物語立筆	実隆
大永7	1.3	伊勢物語書写	実隆
	3.12	九条植通で伊勢物語読む	実隆
	3.17	九条植通で伊勢物語読む	実隆
	4.15	九条植通邸で伊勢物語を読む	実隆
	4.18	九条植通邸で伊勢物語を読む	実隆
	6.4	伊勢物語立筆	実隆
	6.5	伊勢物語書く	実隆
	6.6	伊勢物語書く	実隆
	6.9	伊勢物語講釈終わる	実隆
	6.14	伊勢物語書き終わる	実隆
	6.15	伊勢物語読合わせ	実隆
	6.16	伊勢物語小書・奥書	実隆
	6.18	周桂所望田舎人二伊勢物語遣わす(西郷尚善)	実隆
	9.14	祐全の伊勢物語外題遣わす	実隆
享禄1	3.25	良全伊勢物語料紙祖進上	実隆
	4.18	九条植通	実隆
	5.22	飯川山城国弘素読を請う	実隆
	5.23	飯川山城国弘に素読	実隆
	5.26	飯川山城国弘に素読終わる。四回分	実隆
	6.3	竹野孫三郎・印政に伊勢物語読み始める	実隆
	6.4	伊勢物語講釈	実隆
	6.5	伊勢物語講釈	実隆
	6.21	伊勢物語講釈	実隆
	6.22	伊勢物語講釈	実隆
	6.23	伊勢物語講釈	実隆
	6.24	伊勢物語講釈終わる	実隆
	9.4	波と伯部に奥書を遣わす	実隆
	10.26	後奈良天皇より公條賜う	実隆
	11.2	後奈良天皇に進講	実隆
	11.8	後奈良天皇に進講	実隆
	11.9	後奈良天皇に進講	実隆
	11.11	後奈良天皇に進講	実隆
享禄2	6.19	良全伊勢物語外題所望	実隆
	12.16	良全伊勢物語銘二所望	実隆
享禄4	2.7	土佐所望伊勢物語立筆	実隆
	4.13	伊勢物語小書等少々する	実隆
	5.5	土佐所望の伊勢物語重ねて一反交合。今日猶見て包む。明日伏見殿に進上。	実隆
	6.2	伊勢物語銘を書く。	実隆
	11.13	後奈良天皇に進講。6回終わる。	実隆

表 4

将軍・豊臣父母追善・戦没者供養

制作・供養執行者	父母追善	戦没者供養
足利尊氏	『目連救母経』	安国寺・利生塔建立
義満、義持、義教後室三条尹子、義政	『融通念仏縁起絵巻』	施餓鬼
義晴：天文十二年船岡山合戦三十三回忌	『歴博甲本』？ 施餓鬼	施餓鬼
秀頼：慶長九年秀吉七回忌臨時豊国祭	『豊国祭礼図屏風』 施餓鬼	

表 5 孟蘭盆会を除く将軍・豊臣家主催施餓鬼

番号	年	西暦	月日	執行者	供養	供養場所	典拠
1	明德3	1392	4・10	義満	明徳の乱戦没者供養	五山	明徳記・諸回向清規式
2	応永24	1417	2・11	義持	上杉禪秀の乱戦没者供養	相国寺	満濟准后日記
3	明応2	1493	7・14	義澄	明応の政変供養	相国寺	蔭涼軒日録
4	永正8	1511	9・13	義材	船岡山合戦供養	内野経堂・五山	後法成寺関白記、実隆公記
5	天文5	1536	8・19	義晴	天文法華の乱戦没者供養	清水寺	鹿苑日録、後鑑所載『相国寺考』、長享畿内兵乱記
6	天文12	1543	8・24	義晴	船岡山合戦33回忌施餓鬼	相国寺・等持寺	鹿苑日録
7	慶長2年	1597	9・28	秀吉	朝鮮戦没者施餓鬼	方広寺大仏	鹿苑日録、史料綜覧11編913冊146頁
8	慶長9年	1604	8・14	秀頼	秀吉7回忌臨時祭	方広寺大仏	豊国大明神祭礼記(続群書類従三輯)
西山美香「五山禅林の施餓鬼会について—水陸会からの影響—」							
原田正俊「五山禅林の仏事法会と中世社会—鎮魂・施餓鬼・祈禱を中心に」を参照して作成							
「諸回向清規式巻三 奥州太守古鑑居士太施餓鬼疏」『大正新脩大藏経』八十一巻、大正一切経刊行会、一九三一年							

第二章 三條西郎鸞合と近衛邸の風呂

はじめに

洛中洛外図は、戦前までは「絵空事」と考えられていたが、一九四三年、建築史家堀口捨己氏が、絵画史料として利用可能な写実的都市図であるとした¹。さらに、一九五八年、石田尚豊氏が、甲本上京隻は、文明二年(一四七〇)まで存在した相国寺大路上から見た写生画を基に制作したとし²、写実的都市図屏風という評価が定着した。

これに対し、美術史家からは、洛中洛外図は多くの画題の集合空間で、異時同図で描かれているという意見が出されたが、具体性に欠けていた³。一九九〇年代以降は、歴史家が洛中洛外図の具体的解説に取り組んできた。そして、洛中洛外図屏風は政治構想図であるとした⁴。

まず、写生画説について検討しよう。先述したように、文明二年以前に、応仁・文明の乱後復興する狭い地域だけを選んで描くことは不可能である。また、甲本は近景の町屋を、斜投影図法で描き、遠景・中景は、名所絵を並べ金雲で繋いで描いているのである。実景描写・単一景観年代という見方は修正する時期にあるといえるだろう。

また、政治構想図説を踏襲して、小島道裕氏・黒田日出夫氏が、甲本は細川高国の政治構想が主題で、高国が注文者であるとした⁵。これに対し前章では、高国の辞世の句・足利義澄の和歌が甲本に描かれており、「鎮魂・天下静謐」が主題の歌絵屏風であるとした。

やまと絵に歌・物語が描かれていることは自然なことであり、洛中洛外図のみを例外とすることは不自然に思われる。特に、本章でとり上げる三條西郎門前の鸞合は、門に公家が座り、路上で武士が行っている鸞合を見物するという不自然な図様で、実景描写でないことは明らかである。非常に不自然な三條西郎門前表現は甲本解説の重要課題⁶と指摘されているが、その意味は現在なお不明である。また、近衛邸は、実際の位置とは異なる場所に、本来南面する屋敷が、東面して描かれている。三條西郎と近衛邸の特異な図様の解明は、甲本が歌・物語絵であることを証明し、さらには、他の都市図屏風解明の新たな手法の提示となるだろう。

本稿では、三條西郎鸞合と、近衛邸の図様は、細川高国の物語絵であり、高国と三條西実隆・近衛尚通の交流を描いた場面絵であることを検証したい。さらに、十二代将軍足利義晴が甲本注文者であることを確定したい。甲本は写生画、政治構想図ではなく、異時同

図(文学の様々な場面を同一画面に描く)で描かれている歌・物語絵屏風という基本的性格を持つが、將軍によって注文された同時代絵画史料として、戦国期研究に多くの情報を提供するであろう。

第一節 三條西邸鶯合

一、鶯合の図様

三條西邸は、他の洛中洛外図屏風には受け継がれず、甲本独特の図様である(図1)。なぜ甲本にだけ三條西邸が描かれたのか、そしてそれがなぜ鶯合なのかを、考える必要がある。

鶯合は、鳥の鳴き声の優劣を争うものである。甲本に先行する鶯合の図様は、東京国立博物館蔵『月次祭礼図模本』(以下『祭礼図模本』)、京都光田寺蔵『月次風俗図扇面流し屏風』(以下『扇面屏風』)に見ることができる(図2・3)。

『祭礼図模本』は、応仁の乱以前の情景を描いており、甲本に先行すること、約六十年以上前の図様である。『扇面屏風』は、永正十三年(一五二六)から天文十七年(一五四八)の間に使用された、狩野元信印が押されている⁸。甲本とほぼ同時期に制作された鶯合の図様である。

甲本の鶯合の図様は、先行する鶯合の図様を転用しており、『扇面屏風』も同様に先行する図様を転用したものである⁹。三作品とも中央に台が置かれ、四方向から鶯合を見物する図様という共通点がある。この三作品の鶯合の図様を比較・検討することで、甲本鶯合図様の持つ意味を探ることにしたい。先行する図様から変更された箇所は、甲本に合わせて変更されているのであり、先行図様が持っていた意味が、どのように変化したのかを明らかにすることによって、甲本三條西邸に描かれた鶯合の意味を見出すことができるだろう。

そこで、『祭礼図模本』、『扇面屏風』の図様を確認しよう。二つの図は共に、檜皮葺の屋根が描かれている。甲本・上杉本では武士の館は、京兆家をはじめ、全て板葺屋根で描かれる。檜皮葺は將軍邸・禁裏・摂関太政大臣家・院宮家・一部の寺社である(表1)。また、『祭礼図模本』、『扇面屏風』は同朋衆を描くが、戦国期公家の使用人には同朋衆がない¹⁰。(表2)。

『祭礼図模本』、『扇面屏風』は、以下の共通点を有す。A檜皮葺屋根の館である。B武士が見物人である。C主客以外公家の見物人はいない。D同朋衆がいる。この四つの条件を全て兼ね備えているのは、將軍邸である。『祭礼図模本』、『扇面屏風』に描かれているのは、

將軍邸での鶯合と思われる。

次に、甲本と『祭礼図模本』、『扇面屏風』を比較しよう。甲本の大きな特徴は、①同朋衆が消え、將軍邸での鶯合が武士の鶯合に変更されている。②見物人が少数になっている。③主客が二人の公家になっている。④鶯合をする人物が、大人の同朋衆と武士から、少年武士に変更されている。⑤見物する武士の服装が、素襦から肩衣に変わっている、という点である。三條西邸の鶯合の図様は、將軍邸での鶯合の図様を、武士が主催した小規模な会で、少年武士が行った鶯合を、三條西家の人物ともう一人の公家が見物する図様に変更している。

つづけて、文献から室町中後期の鶯合を見ていこう。

①永享七年(二四三五)五月、伏見宮貞成親王邸で早朝に鶯合が行われた¹¹。参会者は、世尊寺行豊と庭田重賢で、伏見宮家近臣の公家である。鶯合の後、読書や論語談議聴聞が行われ、一卷を談じ終わっているので、鶯合は短時間で終わった。

②長祿二年(二四五八)と、文正元年(二四六六)に、義政は、鶯飼いを禁している¹²。室町期の將軍邸での鶯合の記録は見当たらない(表3)。『祭礼図模本』、『扇面屏風』が描く將軍邸鶯合は、鶯飼いを禁じる以前に行われていた鶯合を描いたのか、架空の鶯合なのか不明である。

③近衛尚通の日記では、永正四年(二五〇七)から十年にかけて、十九回の鶯合が確認できる(表4)。参会者は、普段から親しい公家が一人か二人来るのみである。永正六年五月は、朝鶯合をした後、連歌会を張行しているので、鶯合は短時間で終わった¹³。永正六年と七年は、三月から七月にかけて頻繁に鶯合を行っているが、永正十一年以降は鶯合の記事がない。

室町中後期における鶯合は、三月から七月までの間に行われ、日にちは特に決まっておらず、朝行われることが多い。参会者も少なく、短時間で終わる小規模な行事で、あまり盛んではなくなりつつあったと思われる。管見では、近衛尚通の日記以外は、後述する『実隆公記』の記事しか、甲本が制作されたと思われる明応から天文年間の鶯合の記事を見いだすことができなかった。従って、鶯合の図様は、三條西実隆に関係している可能性が高いと思われる。

二、三條西実隆と細川高国の出会いと別れ

歴博甲本が細川高国と関係が深いことは既に明らかになっている¹⁴。また、三條西実隆と高国の親交に関しては、高国が享祿元年(二五二八)に京都から没落した後も、和歌の不審を実隆に問うなど、高国が文芸に熱心だったことが明らかにされている¹⁵。しかし、高国

と実隆の交流は、文芸熱心な権力者と文化人の交流に止まらず、高国少年時代に遡る深い結びつきがあった。その一端を描いたのが、三條西邸鶯合である。場面絵は、描かれた場面の話だけでなく、その前後のストーリーと共に鑑賞する。そこで、実隆と高国の出会いと、別れを中心に二人の関係を見ていこう。

細川高国と三條西実隆の出会いは、明応五年（一四九六）四月に、細川政春（高国父）邸で行われた連歌会である。実隆は徳大寺実淳と共に出かけた。会の後盃酌があり、太鼓や歌舞が行われた。その場に十三歳の高国も参加し、「郭公おりしる夜半の初音哉」と詠んだ¹⁶。

数日後の五月六日に、高国と実隆は再び会うことになる。「細川六郎為父安房守使来、先日罷向之子細謝之也、対面謝遣了」¹⁷と、高国が父の使者として実隆の許に訪れ、先日の来訪に対して御礼を述べ、実隆も対面して御礼を述べている。

五月十一日、勸修寺邸の連歌会の帰りに、実隆は徳大寺邸に立ち寄った。しかし、徳大寺実淳は細川政春邸に出かけていたので、帰りかけていたところ、高国が追ってきたので細川政春邸に向かい、教盃傾け夜になって帰宅した¹⁸。

約三週間後の六月五日に、細川政春から使者があり、実隆は徳大寺と共に三たび細川政春邸に向かった。

抑今朝細川安房守、為鶯合見物可来之由再三命之、前左府同 奏事 罷向¹⁹

朝、細川政春から再三鶯合を見物に来るように言ってきた。徳大寺実淳も同じように言ってきたので向かったとあり、管見の限り、これが『実隆公記』で唯一の鶯合に関する記事である。

先に検討したように、三條西邸門前に描かれた鶯合の図様は、三條西家の人物が、もう一人の公家と共に、少年が行った武家の鶯合を見物したことを表している。細川高国は当時十三歳の少年である。徳大寺実淳と三條西実隆が、政春邸で見物した鶯合は、歴博甲本に描かれた三條西邸門前の鶯合図様と一致する。実隆と高国は、四月二十二日から六月五日までの一ヶ月余りの間に四回会った。最後の会合が鶯合であり、この一連の交流が実隆と高国の出会いだった。

その後、暫く高国と実隆の交流はない。実隆と高国が再会するのは、永正元年（一五〇四）の実隆姉入江殿での会合である。この時は、二十一歳になった高国等が集まり、沈酔して実隆は夜帰宅した²⁰。その後も入江殿等で、親交を深めている。

永正四年（一五〇七）、細川京兆家当主細川政元が暗殺され、永正の錯乱がおこつた。翌年、二十五歳の高国は、細川京兆家当主・右京大夫として、太刀を携え御礼のため実隆邸を訪れた。その後、高国は三條西家所領確保などに尽力している²¹。

大永七年（一五二七）に、桂川川勝寺で高国と三好軍との戦が行われた。敗れて近江に没落した高国は、援軍を得て再び上洛し、十一月に東寺近辺で三好元長らと戦つた²²。大永八年四月二日に和睦が成立し開陣となつたが、五月二日の『二水記』は、和睦が破れ、高国が孤立し、運命尽きるかと伝えている²³。

この日、実隆は高国の宿所岩栖院へ向かつた。これが最後の対面になつた。その後、八日に高国から書状があり、近日山上（滋賀県東近江市永源寺）に行くこと、妻はずでに避難させたことが認めてあつた。五月十四日、高国は坂本に下向し、実隆は「嘆息而已」と記す²⁴。

半年後の享禄元年、高国から、永源寺を五山の天龍寺に准ずる寺格にするよう願い出があつた。永源寺文書には、後奈良天皇綸旨、三條西実隆の副状、実隆から高国へあてた書状が現存する。実隆の書状は、次のように記している。

（前略）既当年無余日候歟、至今日存命不可思議事候、於今術計事尽候、毎事御残惜今一度拝願今生之思置事存候、抑永源寺事、則伺申入候处、是ハ過分之儀候、可為如何哉之由再往叡慮候、雖然被執申之子細難黙止之間、**勅許之由候、一段御眉目候（後略）**²⁵

この年齢になり思い残すことはないが、事ごとに高国の事は名残惜しく、もう一度逢ふことが今生の思い置きである。永源寺の事は、高国の申し入れなので黙止し難く勅許があり、一段の御眉目と記している。これは、儀礼的挨拶ではなく、実隆の真情であろう。また、永源寺の天龍寺相当の寺格要求に対し、後奈良天皇から意見を求められた相国寺は、近江とは交渉がなく意見するには及ばないと返答した²⁶。これも実隆の根回しがあつてのことであろう。

享禄四年（一五三二）、高国は四国勢に敗れ尾崎で自害し、その際、徳大寺実淳・三條西実隆に辞世の句を贈つた²⁷。実隆は高国一周忌に、追善の齋食に出席し²⁸、高国三回忌には追悼和漢連句会を開いた²⁹。

先述したように、没落後も高国は、実隆に歌の不審を問うなど交流があつたことが知られている³⁰。これは、細川高国が、文芸に熱心だつたためだけではないだろう。高国は戦に勝つているときは詳しく報じているが、不遇な事は書き送っていない。各地を転々とし、戦場にあつても歌を送つてきたのは、泣き言を語つても仕方ないのであり、歌を送り、無事を知らせ、合点してもらつたのだと思われる。

三條西邸が甲本のみを描かれ、鶯合が行われ、一際目立つ描写であるのは、高国を語るとき、三條西実隆との交流は欠かせないと考えられたためである。その交流の原点が、高国十三歳の時の出会いだった。鶯合の図様は、高国と実隆の三十年余りにわたる交流の場面絵なのである。

第二節 近衛邸の風呂

一、近衛邸風呂の図様

近衛邸の表現も、細川高国と近衛尚通との親交の場面絵である。本節は、甲本には近衛家の風呂が描かれ、近衛家の風呂は、高国一族の戦勝祝の場として使用されていたことを検証したい。

まず、甲本に描かれた近衛邸の建物について検討しよう(図4)。近衛邸は御殿が二つ並んで描かれている。そして、御殿の後方にもう一つ大きな建物が描かれている。描かれた大きさは御殿より大きく、板葺屋根で、中央に通路があり、壁は板で覆われ、開口部の無い建物で、武士が出てきたところである。この建物を検証しよう。

近衛邸は明応九年(一五〇〇)に、火事により焼失し再建された。明応九・翌文亀元年に再建された建物は、御殿・御末・隅殿(鎮守)・風呂である³¹。近衛家の出納帳である「雑事要録」・「雑々記」には、作事で講入した資材・番匠等の人数が、建物ごとに記入されている³²。資材費・番匠等の人数は、御殿に次いで風呂が多い(表5参照)。風呂は、御殿に次ぐ規模の建物であった。また、板が風呂の為に多く購入されている。甲本の御殿裏の建物は板を多用している。板を多用した大きな建物は、風呂であろう。

次に、近衛邸内の建築物の形態から検討しよう。御殿後方に描かれた建物は、その形態から鎮守ではありえない。また、開口部が無い構造は、居住空間としては不適切なため、家臣の宿所御末でもない。そして、絵画上御末を御殿より大きく描くことはないだろう。この他に近衛邸には蔵があったことが記録からわかるのだが³³、戸口がない、木造の建物は蔵でもない。すると、甲本の御殿裏の建物が該当するのは風呂であると考えられる。

さらに、近衛家の風呂に関する記録と照合しよう。日野内光が近江から上洛後、近衛家の風呂に暫く逗留している³⁴。近衛家の風呂は人が住めるほどの広さがあった。また、近衛家の風呂の位置は、細川高国が風呂から直に退出した記事があり³⁵、本宅とは別棟で、御殿を通らず直に出入りできる位置にあった。これは甲本御殿裏の建物の大きさや、位置と一致する。

最後に、絵画史料から、風呂の構造を検討しよう。同時代の風呂の建築構造を知る史料としては、上杉本・東博模本洛中洛外図屏風の草堂と百万遍の間に風呂が描かれている(図5)。中央に通路があり、北側が浴室で、南側に脱衣場が描かれている。上杉本は浴室に入浴する人を描いているが、実際には浴室には壁があつたと思われ、東博模本は浴室の壁を描いている。近衛邸に描かれた御殿後方にある建物は、同時代の絵画史料に見る風呂の構造と類似しており、構造面からも風呂と考えられる。

二、近衛尚通と細川高国の別れ

甲本では、近衛家の風呂から出てきた武士と、近衛家に來た武士が門に描かれている。当時風呂がある家は少なく、近衛家の風呂には、家族以外の者も入り來た³⁶。近親以外で近衛家の風呂を訪れるのは、高国が幕府の中枢にいた永正五年から享祿元年まで、ほとんどが高国関係者である。また、頻繁に近衛家を訪れる武士は、やはり細川高国関係者であり、それ以外の訪問者は親類を含む公家・僧侶が多い(表6)。

高国関係者以外の武士は、年に数回の來訪だが、高国関係者の近衛家訪問は非常に多く、永正十七年は、延べ人数で二百七十二人、一四三回の訪問や贈答がある(表6)。細川高国関係者の近衛家訪問・風呂入浴回数が多い永正八年(一五二二)・永正十七年(一五二〇)・享祿元年(一五二八)は戦乱が起こっている。まず、永正八年について、近衛家風呂と高国一族の関係を見ていこう。

永正八年八月二十四日に船岡山合戦が行われ、細川高国側が勝利を収めた。注目されるのは、合戦の翌日二十五日と、翌々日二十六日の二日続けて、近衛家の風呂に、細川尹賢等が來ており、二十六日には細川高国、高国妻も來訪している³⁷。九月三十日には細川高国の母が近衛家の風呂を張行し、高国、尹賢らが入浴し、細川の供衆にも酒が振る舞われた³⁸。細川高国一族の戦勝祝、慰労が近衛家の風呂で行われたのである。近衛家にとって高国らとの交流は、家門維持の為重要だった。近衛家の所領保護や、子女の寺院入室に高国は助力している³⁹。

次に、永正十七年の、近衛家風呂と高国一族の関係を見ていこう。永正十七年五月五日の京都等持寺の戦いで、高国は四国勢の三好之長を破った。降伏した三好之長は、五月十日に百万遍で自害に追い込まれ、五月十二日には之長の子息長光・長則兄弟も切腹した(表7)。

五月五日の等持寺の戦い翌日から、連日細川尹賢・高基兄弟が近衛邸を訪れ、近衛家では風呂が焚かれ、親戚も集まった。近衛尚通は細川尹賢・高国に戦勝祝を贈り、家領西岡・桂庄の保護を依頼している⁴⁰。

五月十二日、三好長光・長則兄弟が切腹した日に、細川高国、細川尹賢、細川高基が近衛家の風呂に入浴し、その後三献の儀が行われた。高国は風呂の後、將軍義植の許に出仕すると近衛尚通に告げた。四国側と結んだ義植との会談は、今後の政局を左右する重要な会談だった。八月二十日には、高国が近衛家の風呂を借り、薪代などを負担して風呂を張行した。翌二十一日に義植と高国の和解の宴が行われる予定だった。結局和解の宴は、二十二日に延期となったが⁴¹、近衛家の風呂は、高国の政治上重要な局面で使用されていたのである。

甲本の近衛邸の場面に関連して、特に注目されるのは、享禄元年の近衛家の風呂と高国の関係である。東寺の戦いが開陣してから、『二水記』が三好勢との和睦不調を伝える間にあたる、四月十九日に高国が近衛家の風呂へ来た。これが最後の訪問であった。詳しく経過を見ていこう。

開陣後の四月八日に、高国が近衛邸を訪れ、三献の儀が行われ、近日風呂に来ると約した。十日に高国から、暫く妻を預かつて欲しいと近衛尚通に連絡があった。翌日、不断光院に高国の妻が移り、十六日に高国から御礼があった。十七日に高国から、明後日風呂に行くとの連絡があり、四月十九日、細川高国・尹賢が風呂に来た。高国は妻を近衛尚通に預け、既に没落を覚悟しており、そのことは近衛尚通も承知していた。十九日の近衛尚通の日記を見てみよう。

晴、及晩小雨下、京米典厩(高国)尹賢入風呂、兼日相約也、風呂以後湯漬一献等有之、自晝時分入夜迄大飲也、郭公両三聲鳴過間、頗有其興、各時宜快然也⁴²。

高国と尹賢が風呂に入った。兼ねてからの約束である。風呂の後、昼から夜まで酒を酌み交わし、ホトトギスの鳴き声を聞き、興があり快然であったと記している。ホトトギスの初音を忍音と言ひ、忍音を聞くことを古来珍重する⁴³。初夏の小雨の晩に鳴くことが多く、離別に関係の深い鳥である⁴⁴。

甲本の近衛邸では、三人の人物が笛に興じ、庭の糸桜に一羽の鳥が止まっている。鳥はやや大振り、背が灰色、腹と顔が白く、尾が長いホトトギスである。甲本では、画面上でホトトギスを目立たせるため、ホトトギスに向かって鳥もち棒を差し出す人物を描き、ホトトギスを指し示している。なお、三人の人物が縁で笛に興じているのは、風呂上がりの寛いだ尚通・高国・尹賢と考えられるのだが、高国はすでに出家している。出家以前の親交場面ととれるが、「薬師寺邸」「常盤院」にも笛を吹く図様がある。笛は、極楽往生を遂げる「五境の良薬」として、仏像内に納められる例があることから⁴⁵、甲本に描かれた笛も「五境の良薬」として鎮魂のために描かれたのではないかと考えている。

他の浴中浴外図に描かれた近衛邸と比較しよう。上杉本・東博摸本の近衛邸は南面し、庭を横から見た図になっている。鳥や武士は描かれていない。また、板葺きの屋根が描かれており風呂ではないかと思われるが、屋根がのぞくだけで、建物自体は描かれていない。大きく描かれた風呂・ホトトギス・出入りする武士は、甲本のみには描かれた図様なのである。

さて、高国一族没落後の天文二年（一五三三）、近衛種家の妻が女子を生んでいる。種家の妻は尹賢弟和泉守護細川高基⁴⁶の娘慶子で、久我家養女として近衛家に嫁ぎ、次の当主近衛前久も生んでいる⁴⁷。高国一族は滅亡したが、細川の血は近衛家に受け継がれた。

甲本では近衛家が、実際の位置とは異なる場所に描かれている。そして、近衛家本来の位置に、子どもを抱く垂髪の女性が描かれている（図6）。甲本に描かれた町の女性たちは髪を丸めている。髪を長く垂らしているのは、高貴な身分の女性か、遊女や巫女である。近衛家の場所に立ち、子どもを高く差し上げる垂髪の女性は慶子であろう。

まとめると、近衛家にとって高国一族との交流は、家門維持のため重要であった。近衛家の風呂は、高国戦勝祝いや重要局面直前に使用された。近衛家の風呂は両者を結ぶ紐帯だったのである。近衛家の図様は、細川高国一族と近衛尚通交流の場面絵と捉えることができるだろう。

第三節 足利義晴と細川高国

一、 歴博甲本注文者足利義晴

近衛邸場面に描かれたことは、近衛尚通・細川高国・細川尹賢しか知り得ぬ事柄である。三条西実隆が鶯合を見物したことも、三条西実隆・徳大寺実淳・細川政春関係者以外知り得ぬことである。そして、近衛尚通との別れの場面が描かれ、その後高国は京都に戻ることはなかつたので、甲本注文者は高国ではなく、制作も享祿元年（一五二八）以降だろう。この二つの出来事を知り得た人物が、甲本の注文者である。そこで、この二つの出来事を共に知ることができた人物を探してみたい。

その人物は、三条西家・近衛家と親しい人物で、近衛尚通・三条西実隆から直接高国との思い出を聞くことができるか、三条西家・近衛家から日記を借りることのできる身分の高い人物である。そして、高国に深い関心のある人物である。公家が高国に深い関心があり、屏風に描くとは考えられないので、公家ではないだろう。高国弟晴国は、高国死後丹波で挙兵するが、入京することなく、天文五年（一五三六）自害に追い込まれている⁴⁸。その後、細川氏綱が三好長慶に擁立され、天文二十一年（一五五二）に上洛するが⁴⁹、近衛家・三条西

家との特別な関係は確認できない。高国関係者以外で、高国に関心があると思われるのは、十二代将軍足利義晴であるが、管領とはいえ、将軍が臣下を描く理由があるのか検討する必要があるだろう。そこで、足利義晴の生い立ちを見ていきたい。

足利義晴は、父義澄が没落した近江岡山で、永正八年（一五一一）に生まれ、母は御末者の阿与であった⁵⁰。京都では前将軍義植が再任され、亡命先の近江守護六角定頼も、義植方に傾いており危険だったため、誕生後まもなく、母と共に密かに塩川植満らに守られ、播磨守護赤松義村に預けられた⁵¹。

永正十五年（一五二八）赤松の重臣浦上村宗と、赤松義村の戦いが行われた⁵²。永正十七年、赤松義村は嫡子を浦上に渡し、自身は剃髪して、義晴を連れ置塩城（姫路市夢前町）を脱し、櫛谷（神戸市西区櫛谷町）に落ちた。翌永正十八年二月に、浦上を打つため出陣するが、先鋒が浦上方に寝返り、東條の玉泉寺に退いた。四月二日に義晴を連れ、英賀（姫路市飾磨区）の遊清院へ移り、更に片島（たつの市揖保川町）長福寺へ移った⁵³。

同年七月、高国は、出奔した義植に代わり、義晴を十二代将軍として迎えるため、細川尹賢を播州に遣わした⁵⁴。赤松義村は浦上村宗のいる室津に連れられ、九月十七日に殺された⁵⁵。

入洛した義晴は、供衆の内、五・六人を相国寺において切腹させた⁵⁶。義晴の父義澄は既になく、母も身分が低く、義晴には有力な後ろ盾がなかった。赤松義村が置塩を追われるに及んで、供衆の中に、義植や浦上に通じようとするものや、義晴に対し、粗略な扱いをする者が出て不思議はない。高国に迎えられ上洛しなければ、命の危険さえあった状況といえよう。多くの者にとって、義晴将軍任官は、予想外の出来事であった。鷲尾隆康は、義晴の入洛について、「不慮之御運、誠以奇特也」と記す⁵⁷。細川高国は、義晴にとって恩人である。

上洛後の高国と義晴の関係を見ていこう。播磨から上洛した翌年の、大永二年（一五三二）六月に、義晴は祇園会御成をしている⁵⁸。明応九年（一五〇〇）再興後の、戦国期における将軍祇園会見物が確認できるのは五回である⁵⁹。このうち、守護が将軍の棧敷を用意し、豪華な接待をする将軍御成があったのは、大永二年の義晴の時のみである。義晴が式日に、はしかのため見物できなかったのが、六月二十七日に再度山鉾巡行が行われた。七日山鉾の数刻後、十四日山鉾が三条御所前を巡行し、年に二回、一日の内に、二日分の山鉾巡行が行われた異例のものであった⁶⁰。

先行研究では、大永二年の義晴祇園会御成は、細川高国が権力の継承を誇示するために企

画したとされるが⁶¹、多額の費用をかけ、三十九歳の高国が十二歳の少年を引き連れ、権力を誇って見せる必要などない。むしろ、素性も定かではない少年を、義植に代わる将軍として認めさせる必要が高国にはあつた。そのためには、高国自ら率先して、義晴を将軍として盛り立てていくことが必要だつた。

また、高国は義晴に辞世の句を贈っている⁶²。このことは、息子を失つた高国と、父のいない義晴に、心の交流があつたことを示している。そして、高国が義晴に贈つた辞世の句が、甲本に描かれているのである。さらに、義晴は十三歳で観音像を描き、その絵を高国は所望している⁶³。そして、賛も自筆で書くことを勧め、近衛尚通に手本を依頼した⁶⁴。高国と義晴は父子の関係に近いものがあつたのではないかと思われる。

二、足利義晴と三條西実隆・近衛尚通

三條西家と義晴の関係を見ていこう。義晴は近江桑実寺滞在中の天文元年（一五三二）、三條西実隆に『桑実寺縁起絵巻』を制作させている⁶⁵。詞書を実隆が創作し、絵巻の銘と第一段は、後奈良天皇の宸筆、他の段は、天皇の弟で天皇と並んで能筆家として著名な青蓮院尊鎮法親王、三條西実隆が染筆した。天皇・尊鎮法親王への詞書依頼は、義晴から実隆に希望が伝えられ、実隆が差配している⁶⁶。このように、実隆は絵画制作のプロデューサーを勤めている。長享二年（一四八八）の日野富子制作盃台の図様⁶⁷、明応五年（一四九六）の日野富子御影制作⁶⁸においても、実隆が図様の決定に大きくかかわっている。絵画制作に三條西家が関わることは、実隆の子公条においても引き継がれており、永祿三年（一五六〇）の禁裏「車争図屏風」制作において、屏風の図様案を書いたのは三條西公条だつた⁶⁹。このような三條西家の絵画制作における図様決定という立場を考えると、甲本制作にも三條西家が関わっている可能性が高い。また、三條西実隆は義晴邸に伺候し、義晴と直接話をする機会もあつた⁷⁰。さらに、本家である三條実香娘は義晴上臈であり、里出した折には実隆との交流があつた⁷¹。

次に、近衛家と義晴の関係を見ていこう。近衛尚通の娘は義晴正室である。尚通は天文十三年（一五四四）まで存命であり、天文八・十年に義晴は近衛邸に御成を行っている⁷²。また、尚通の息子たちは、義晴側近として活動し、天文十六年（一五四七）の、義晴北白川城入城や、天文十八年の近江退去にも近衛一族が従っている⁷³。近衛家と義晴は一族として結ばれていたといえるだろう。

さらに、松園斎氏よれば、公家日記は家宝であるが、秘蔵するばかりでなく、有効に利用された。家宝の日記を権力者に直接提示することもあり、それは奉公になつた。そして、歴

代天皇は様々な日記を収集し、勉強した⁷⁴。日記は家宝であるばかりでなく国の宝だったのである。

義晴の前將軍義種は出奔しており、近臣も京都の政情に精通していなかった。三條西家や近衛家の日記は、幕府関係部分を書写し、進覧に供された可能性がある。また、それができる立場にいる武家は、將軍を除いて他にいないであろう。以上の点から発注者は、三條西家・近衛家と親類であり、実隆・尚通に直接話を聞く機会があり、その子息とも繋がりがあり、日記を見ることのできる立場にある將軍足利義晴が想定できる。

おわりに

本稿では、三條西実隆・近衛尚通・足利義晴と細川高国の交流を検討し、甲本三條西邸門前鶯合と近衛邸の図様は、高国と、実隆・尚通との交流の場面絵であることを指摘した。そして、甲本の注文者が足利義晴であることを明らかにした。三條西邸門前の鶯合の図様は特異な表現であり、甲本解説の重要課題であるとされてきたが、その意味は不明であった。また、高国と三條西実隆の交流については、文芸好きな権力者と文化人の付き合いと理解されてきた。

しかし、三條西実隆と高国の交流は、高国少年時代にまで遡り、高国が権力者となる以前の付き合いであった。その少年時代の出会いが甲本に描かれているのである。

また、近衛邸も不自然な表現であることが指摘されていたが⁷⁵、その意味は不明であった。高国一族の戦勝祝いや、政治的重要局面で近衛家の風呂は使われ、近衛家は高国一族の後援者だった。その交流と別れの場面が描かれているのである。

甲本の注文者は、この二つの出来事を共に知ることができた人物である。それに該当するのは、十二代將軍足利義晴をおいて他にはいないであろう。注文者が將軍であるとすれば、將軍の心情や人間関係、社会状況が反映されている。甲本は、可視的分野のみならず、政治・文化・社会といった不可視的分野においても有効な絵画史料である。

最後に、他の初期洛中洛外図にも本稿で検討した図様の資料的裏付けを敷衍できるか見通しを述べておこう。中世の屏風絵は近現代の芸術作品のような、芸術家による自己表現ではない。注文者に指示された画題を絵師が資料を基に描いている。主な資料は先行作品と文献である。注文者が描くべき文献や図様を具体的指示することも多い⁷⁶。初期洛中洛外図も先行作品や文献からとられた図様の集合体であると思われる。絵師に注文された画題が、注文者の心の内にある抽象的な構想である例を管見では見いだせない。

また、やまと絵は古来、歌・物語を描いてきた。洛中洛外図屏風も他のやまと絵と同様に、詩歌・故事・物語・縁起・謡曲・日記・儀礼書等が、図様決定に用いられた可能性が高いのである。実際、上杉本に関しては文献資料的裏付けのある図様が主題に認められる。東博摸本・歴博乙本についても、文学的背景を持つ図様があると考えている。そして、不自然な図様は、絵師の理解不足や杜撰さの結果と見るより、何らかの特別な意味があると考えらるべきであろう。文献・他作品との照合によつて今後読み解ける画題があり、それによつて新たな解釈も生まれるであろう。ただし、画題の基となつた文献が全て残存しているわけではない。本稿でとり上げた『実隆公記』『後法成寺関白日記』に、画題の基となつた記事が現存するのは稀有な例であろう。

甲本は、写生画、政治構想図ではなく、歌・物語絵屏風であるという基礎条件を持つが、將軍の注文のもとに同時代の戦国京都を描いた作品であり、戦国期研究に有用な絵画史料である。そして、本章は、都市図屏風解明の新たな手法を提示できたと考えている。

- 1 堀口捨己「洛中洛外図屏風の建築的研究」(『画論』十八、造形芸術社、一九四三年)。
- 2 石田尚豊「洛中洛外図屏風について―その鳥瞰的構成―」(『美術史』三十、一九五八年)。
- 3 鈴木進「美術史上の江戸図屏風」(『江戸図屏風』平凡社、一九七一年)。千野香織「日本の絵を読む―単一固定視点をめぐつて」(『物語研究』二、新時代社、一九八八年)。
- 4 瀬田勝哉「公方の構想」(『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年)。
- 5 小島道裕「描かれた戦国の京都」吉川弘文館、二〇〇九年、一八・七七頁。
- 6 黒田日出男「歴博甲本洛中洛外図の読解をめぐつて」(『立正大学大学院紀要』二七、二〇一一年)。
- 7 泉万里「月次祭礼図摸本(東京国立博物館所蔵)について」(『國華』二二三〇、一九九八年)。
- 8 山本英男「印からわかること―元信印の場合―」(『京都国立博物館学叢』二十一、一九九九年)。
- 9 馬淵美帆「絵を用い、絵を創る―日本絵画における先行図様の利用」ブリュッケ、二〇一一年、七・一三頁、三〇五・三四六頁。
- 10 湯川敏治「戦国期公家日記にみる家政職員の実態」(『ヒストリア』二二〇、一九八八年)、『戦国期公家社会と荘園経済』に再録。伊東正子「室町時代における公家の家政機構」(『日本歴史』四六二、一九八六年)。
- 11 『看聞御記』永享七年五月一・三日条。
- 12 『統史愚抄』長祿二年閏正月十三日条(国史大系)。「斎藤親基日記」文正元年閏二月二十一日条(『群書類従』二十三輯 武家部)。
- 13 『御法成寺関白日記』永正六年五月二十一日条。
- 14 前掲注(5)小島著書。
- 15 森田恭二「細川高国と三條西美隆の親交」(『人間文化学部研究年報』一、手塚山学院大学、一九九九年)。
- 16 『実隆公記』明応五年四月二十二日条。
- 17 同書、明応五年五月六日条。
- 18 同書、明応五年五月十一日条。

- 1 9 『実隆公記』明応五年六月五日条、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)六・七丁、
一〇一・一〇二丁。五日の勸修寺教秀昇進の記事の後ろに、口宣案等を後日貼りつ
ぎ、この日白川忠富とやり取りした書状は別紙として存在する。鷺合の記事は、白川と
交わした最初の書状写しの袖部分に、勸修寺とは無関係の記事を書き足したものであ
る。
- 2 0 『実隆公記』永正元年閏三月七日条。
- 2 1 同書、永正五年七月十二日条。永正六年十月二・六・七日条。大永三年十月十四日
条。
- 2 2 『二水記』大永七年十一月十六日・十九日条。
- 2 3 同書、享祿元年五月二日条。
- 2 4 『実隆公記』大永八年五月二・八・十四日条。
- 2 5 滋賀県教育委員会事務局・文化財保護課編『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』滋賀
県教育委員会、一九九八年、文書番号、一九一・一九二・一九三。
- 2 6 『実隆公記』享祿元年十二月二十二日条。
- 2 7 『後法成寺関白記』享祿四年七月八日条。
- 2 8 『実隆公記』享祿五年六月四日条。
- 2 9 『再昌草』七、宮内庁書陵部蔵(桂宮本『再昌草第三三』)天文二年六月六日条、六八
丁、東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。鶴崎裕雄「管領細川高国の哀歌」(中世公家日記
研究会編『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院、一九九二年)。
- 3 0 前掲注(15)森田論文。
- 3 1 『後法興院記』明応九年八月六・二十三・二十八日・九月三日・十一月三日条、文亀元年
七月三十日・十一月二十二日条。
- 3 2 「雑事要録」二三、「雑々記」陽明文庫蔵、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。湯川敏
治「貴族の邸宅建築に関する経済的考察」(『戦国期公家社会と荘園経済』続群書類従
完成会、二〇〇五年)。
- 3 3 『後法成寺関白記』永正十六年六月十三日、享祿二年八月二十一日、天文二年十月二十一
日条。
- 3 4 『後法成寺関白記』永正五年九月七・十日条。
- 3 5 同書、永正十七年五月二十一日条。
- 3 6 鶴崎裕雄「風呂と寄合の文化」(『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院、一九九二年)。
- 3 7 『後法成寺関白記』永正八年八月二十五・二十六日条。
- 3 8 同書、永正八年九月三十日条。
- 3 9 『後法成寺関白記』永正八年四月十二日条、永正九年九月十二日・十二月十七・二十日
条、永正十年七月一日・十二月二十一日条、大永六年三月二十日条。
- 4 0 『後法成寺関白記』永正十七年五月六・七・十八・十九日条。
- 4 1 『後法成寺関白記』永正十七年八月二十・二十一・二十二日条。
- 4 2 『後法成寺関白記』享祿元年四月十九日条(陽明叢書九、思文閣出版、一九八五年)。
- 4 3 「枕草子」(新編日本古典文学全集)小学館、三九段「鳥は」九七・九八頁。
- 4 4 「拾遺和歌集」第二十哀傷、二二八二番、一三〇七番(『新編国歌大観』一、勅撰集編)。
- 4 5 奥健夫「清凉寺・寂光院の地藏菩薩像と「五境の良薬」―像内納入品論のために―」
(『仏教芸術』二三三四、一九九七年)。
- 4 6 岡田謙一「細川高国派の和泉守護について」(『ヒストリア』一八二、二〇〇三年)。
- 4 7 『後法成寺関白記』天文二年十二月四・五日条、天文五年一月二十六日条。『公卿補
任』天文十年近衛晴嗣項。
- 4 8 馬部隆弘「細川晴国陣営の再編と崩壊」(『古文書研究』七六、二〇一三年)。
- 4 9 『公卿補任』天文二十一年条。
- 5 0 同書、大永二年足利義晴項。「和長卿記」永正十八年六月条、(東京大学史料編纂所架蔵

- 騰写本)。
- 5 1 「高代寺日記」下、永正八年三月条(国立公文書館蔵写本)。
- 5 2 渡邊大門『赤松氏五代』ミネルヴァ書房、二〇一二年、二九四・二九七頁。
- 5 3 「赤松記」(『群書類従』二十一輯合戦部)。前掲注(52) 渡邊著書、二九四・二九七頁。
- 5 4 「二条寺主家記抜粋」大永元年六月六日(七月の誤りカ)条、(『統南行雜録』東京大学史料編纂所架蔵騰写本)。「二水記」大永元年七月六日条。
- 5 5 『二水記』大永元年九月二十五日条。「赤松記」(『群書類従』二十一輯合戦部)。「赤松記」(東京大学史料編纂所架蔵騰写本、永井良左衛門蔵本)七丁。前掲注(52) 渡邊著書、二九四・二九七頁。
- 5 6 『二水記』大永元年七月十六日条。
- 5 7 同書、大永元年七月六日条。
- 5 8 「祇園会御見物御成記」(『群書類従』二十二輯 武家部)。
- 5 9 大塚活美「室町將軍・異国使節等の祇園祭見物」(『京都文化博物館研究紀要 朱雀』十七、二〇〇五年)。河内将芳「足利義輝の祇園会見物について」(『芸能史研究』二〇三、二〇一三年)。河内氏は、文龜二年の祇園会見物は事実誤認の可能性が高いとするが、ここでは『史料綜覧』に従った。
- 6 0 『二水記』大永二年六月二十七日条。
- 6 1 河内将芳「室町期祇園会と公武政権」(『史学雑誌』二一九、六、二〇一〇年)。同、『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年、一四三頁。
- 6 2 「細川両家記」(国立公文書館蔵写本)。
- 6 3 『実隆公記』大永三年十月十一日条。
- 6 4 『後法成寺関白記』大永三年九月二日条。
- 6 5 『実隆公記』享祿五年正月二十一日条。
- 6 6 同書、享祿五年五月二十・二十一・二十二・二十六・二十八・二十九日、六月三・六・十二・十四・十六・十七・十八・二十・二十二・二十三日条。
- 6 7 同書、長享二年十二月十五日条。
- 6 8 同書、明応五年五月二十二・二十五・二十六・二十八日条。
- 6 9 『お湯殿の上の日記』永祿三年七月十九日条。
- 7 0 『実隆公記』大永二年四月二十二日条、大永五年十二月九日条。
- 7 1 同書、享祿四年閏五月十日条。
- 7 2 『親俊日記』天文八年十一月十七日条。『後鑑』天文十年四月十九日条。
- 7 3 『公卿補任』天文十六年・天文十八年条。「万松院殿穴太記」(『群書類従』二十九輯 雑部)。
- 7 4 松蘭斎『日記の家』吉川弘文館、一九九七年、一七八～一九〇頁。
- 7 5 前掲注(5) 小島著書、四七頁。
- 7 6 『教言卿記』応永十三年八月三日条(史料纂集)。「実隆公記」長享二年十二月十五日条。

図 1 国立歴史民俗博物館蔵「洛中洛外図屏風甲本」下京隻六扇部分
「三せうにし(三条西)との」画像提供：国立歴史民俗博物館

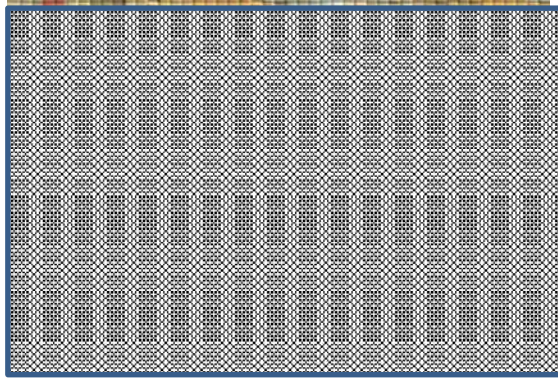


図 2 「月次祭礼図模本」部分 東京国立博物館蔵 画像提供：東京国立博物館

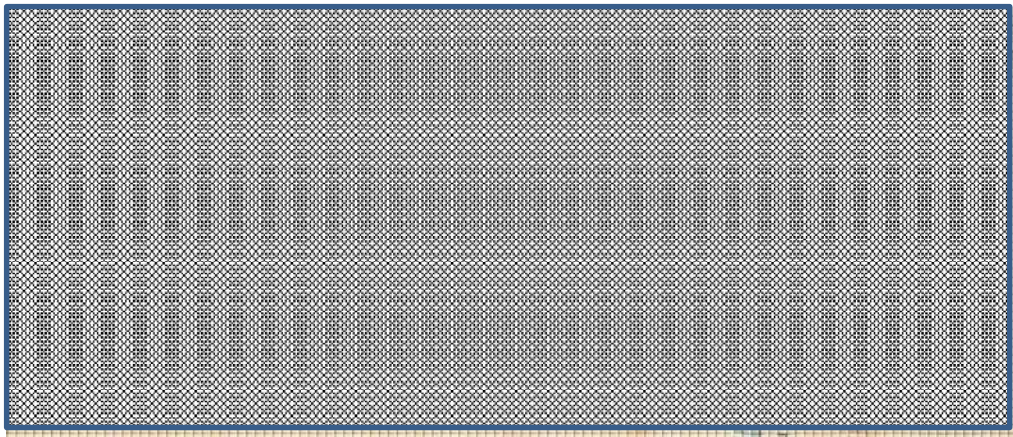


図 3 「月次風俗図扇面流し屏風」部分 京都光円寺蔵『扇のなかの中世都市』大阪大学出版会より引用



表1 歴博甲本・上杉本檜皮葺き屋根の建物

歴博甲本・上杉本檜皮葺き屋根の建築物											
歴博甲本				上杉本							
下京隻		上京隻		下京隻		上京隻					
1 扇上	音羽瀧宮	1 扇上	上賀茂社殿	1 扇上	清水寺本堂	1 扇上	鞍馬寺				
1 扇中	因幡堂経蔵		経蔵		音羽瀧宮		鞍馬仁王門				
	大政所		拝殿		妙法院		今宮				
2 扇上	清水寺本堂		本殿		三十三間堂経堂		大徳寺				
	四条道場表門		大徳寺		伏見稲荷	1 扇中上	正伝寺				
3 扇上	祇園社棟門		今宮	1 扇中上	七条道場		上賀茂社				
	祇園社拝殿	1 扇中	公方様	1 扇中下	若宮八幡	1 扇下	地藏堂				
	祇園社本殿		南御所	1 扇下	八条道場	2 扇上	金閣				
3 扇中	墨華院本堂	1 扇下	大心院殿		稲荷旅所		高雄				
	三条八幡社殿	2 扇上	金閣	2 扇上	祇園社		千本間魔堂				
3 扇下	妙覚寺鎮守	2 扇中	宝鏡寺		地主権現	2 扇中上	やうたいいん				
	大炊御門本堂	2 扇下	光照院	2 扇中上	因幡堂経蔵		七野社				
4 扇中	下御霊社本殿	3 扇上	北野社本殿		因幡堂鎮守	2 扇中下	大心院				
	少将院本殿		北野社末社	2 扇中下	大政所	2 扇下	上御霊社				
4 扇下	上御霊御旅所		平野社		玉津島	3 扇上	平野社				
5 扇上	真如堂	3 扇中	水落の地藏	2 扇下	御影堂		北野社				
	吉田社	3 扇下	入江殿		本因寺		北野釈迦堂				
5 扇中	花山院殿		近衛殿		五条の天神		龍安寺				
	清和院?	4 扇上	嵯峨釈迦堂本殿	3 扇上	知恩院	3 扇中上	聖天				
	内裏四脚門		嵯峨釈迦堂拝殿		三猿堂	3 扇下	相国寺				
	内裏月華門		鼓楼	3 扇中上	四条道場	4 扇上	釈迦堂				
6 扇上	内裏内侍所		北野社四足門	4 扇上	南禅寺		大覚寺				
	日華門	5 扇中	誓願寺鼓楼	4 扇中上	三条八幡	4 扇中上	水落の地藏				
	清涼殿	5 扇下	常盤院		等持寺	4 扇中下	近衛殿				
	小御所	6 扇上	松尾社	5 扇上	東山殿様	4 扇下	公方様				
6 扇中	紫宸殿	6 扇中	葎	5 扇中上	日華門	5 扇中下	常盤井殿				
	西対屋				少将院		弁財天				
	東対屋			5 扇中下	二條殿	6 扇上	松尾				
	長橋				下後霊社		西方寺				
	唐門			5 扇下	神明社	6 扇中下	讃州地藏				
	棟門				妙顯寺鎮守	6 扇下	福長社				
	三条西殿				大炊御門						
				6 扇上	吉田社						
					白川八幡						
				6 扇中上	東北院						
					内裏						
					天満宮						
				6 扇下	上御霊御旅所						

表2 公家使用人

原勝郎『東山時代に於ける一緝紳の生活』、芳賀幸四郎『三条西実隆』、湯川敏治「公家日記に見る家政職員の実態」より作成（使用人の奉公時期は異なっているため、これらの使用人がすべて同一時期に存在するわけではない）

公家使用人				公家	同朋の家政
三条西家		近衛家			
木村重種	諸大夫	西洞院時長	雲客	九条	0人
元盛	青侍	河鱸実治	雲客	二条	0人
中沢新兵衛	青侍	竹屋治光	雲客	一条	0人
藤寿	青侍	惟宗行治	諸大夫	西園寺	0人
磯山弥三郎	青侍	惟宗行長	諸大夫	久我	0人
森弥二郎	青侍	惟宗行量	青侍	徳大寺	0人
長谷川与次	青侍	惟宗行信	諸大夫	花山院	0人
新九郎	青侍	大江俊宣	諸大夫	三条	0人
宇屋宗左衛門	被官	大江俊泰	諸大夫	阿野	0人
盛豊	家僕	進藤長泰・長英	青侍	姉小路	0人
撫川新三郎	家僕	藤原有綱	青侍	白川	0人
鷹屋兵衛三郎	家僕	藤原以高	青侍	四条	0人
林五郎左衛門・藤五郎	家僕	進藤忠綱	青侍	松木	0人
亀法師	家僕	錦小路親康	青侍	園	0人
与五郎	雑色	錦小路以繁	青侍	高倉	0人
彦右(左)衛門	雑色	錦小路望俊	青侍	山科	0人
小五郎	雑色	下毛野武春	隨身	庭田	0人
虎若	雑色	下毛野武資	隨身	広橋	0人
千代松		西村掃部助	被官	烏丸	0人
少輔		竹千代	被官	甘露寺	0人
藤次郎		浅敷新五郎	被官	勸修寺	0人
亀若		伊勢盛頭	家僕	中御門	0人
右京大夫		弥太郎	家僕	日野	0人
梅枝		内海	奉公人	舟橋	0人
御乳母		長和	奉公人	東坊城	0人
あや		三重	奉公人		
下司2人		久下	奉公人		
阿古々		大和彦三郎	奉公人		

表3 鳥合記事

年代	月日	典拠	所収本	内容
1091	10.6	後二条師通記(別記)	大日本史料三編二冊	寛治五年(1091)十月六日 小鳥合、殿上人左右相分為方人云々、予不参世間人申不快之由云々
1091	10.6	為房卿記	大日本史料三編二冊	寛治五年十月六日今日有殿上小鳥合事去月上旬自院被注進可献小鳥、人々其後於殿上駒取方人、各六人然而依為御忌月去月延引、今日被遂此事也、但密々事
1221		禁秘抄下	群書類従26輯雑部	幼主時、小鳥合并鬪鶏、常事也、子細無定様
1380	4.23	続史愚抄中編	新訂増補国史大系	征夷大將軍義満右大将向准后前関白良基第鳥合及和歌管弦等興云(迎陽記)
1409	4.14	教言卿記	史料纂集、改定史籍集覽24	応永十六年(1409)四月十四日今朝は伯亭(白川)にて鶯合(左大弁相公等鳥丸豊光)、朝飯人数奇々又楊弓云々
1400年代初め		尺素往来	群書類従9輯	五月五日賀茂競馬、井深草祭、上下之見物鶯鶯之鳥合可有此時歟
1435	5.1	看聞御記	続群書類従補遺	永享七年五月一日早朝鶯合、一方不鳴、無興也
1458	1.13	続史愚抄中編	新訂増補国史大系	長祿二年一月十三日 頃日征夷大將軍義政制止平文上下、無文小袖放鷹鶯鶯等事(宗賢卿記)
1466	閏2.21	親基日記(斎藤親基)幕府奉行人	続史料大成、群書類従23輯	文正一年閏二月二日鶯并鷹事先度御禁制之処、近日在之重被仰出之、以治河内通諸大名被仰之
1512	6.27	御隨身三上記	群書類従23輯	永正九年六月二十七日唐ノ鳥ノモノヲ申ツクヲ被仰聞候、鳥ニツナリ、其故ハ、人ノ物ヲ申スコトヲ聞テ其口マネス、又其鳥ノコエヲ聞、又其次ノ鳥有リノマヽニナク間、是ニツキテ御物語ノ子細共在之、
1500年代後半		河村誓真聞書(伊勢氏家臣)永祿年間	続群書類従24輯下	鶯、貴人へ御目にかけて候事籠桶のさまの方を御前へむけて、左の手にてふたをあげ、籠桶の上にあをのけておくへし、さて籠おひを取へし、こさしハ板めにたすへし。奏者に渡候時、取出みせ候て、丸輪の方をさまの方へなして、籠桶に入て緒をゆひて可渡なり、
1500年代後半		人賢記	続群書類従24輯下	鶯懸御目事ハ、籠桶のさまの方を御前へ向けて、ふたをあげ、こをけの上にあほのけて置、御前へ丸物をなして可置、扱卒度におういを可取也、きちはこはんの板目にさし候。又人に渡申如此、取出候てミせ可申、丸輪の方を奏者にミせ、こ桶に入、緒をむすひて可渡候、
1500年代前半		殿中申次記	群書類従22輯武家部	三月 一、三日、出仕如常一、鬪鶏(トリアハセ)被御覧之(殿中日記ニ如此認之)、一、鳥合、被御覧之(如此認之)一、鳥合、無之、十七年ニハ鳥合無之、
		運歩色葉	古辞書研究資料叢刊	鶯合 ウグイスアハセ
室町時代		三十二番職人歌合絵	新修日本絵巻物全集28	羽かせたに花のためにはあたこ鳥おはら巢たちにいかゝあはせん 春は又みせをくたなの鳥の色々

表4 近衛邸鶯合

(『後法成寺関記』より作成)

No.	鶯合せ		尚通公記	
	年	西暦	西暦	月日
1	永正4	1507		4.28
2				3.14
3	永正5	1508		3.24
4				4.4
5				5.2
6				5.21
7				6.16
8	永正6	1509		6.21
9				6.26
10				7.9
11				7.12
12				3.14
13				3.24
14	永正7	1510		3.29
15				4.11
16				4.17
17				4.26
18	永正10	1513		4.14
19				6.3

図4 国立歴史民俗博物館蔵「洛中洛外図屏風甲本」上京隻三扇部分「このえとの」画像提供：国立歴史民俗博物館

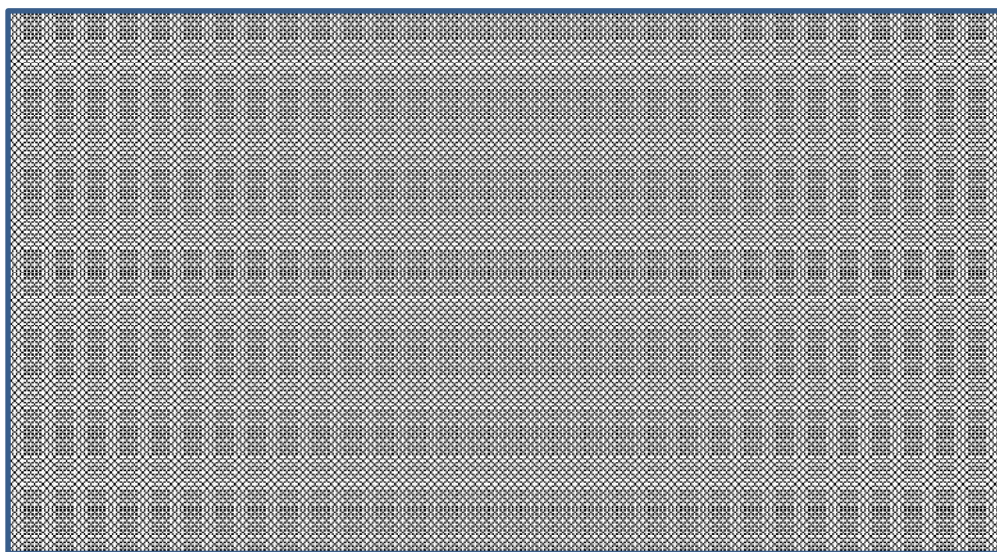


表5 近衛家風呂作事番匠・部材費(陽明文庫蔵『雑事要録』『雑々記』より作成)

建物	作事初め	作事終わり	番匠延べ人数	部材費	板	部材費に占める板の割合
御殿	明応9年8月26日	12月25日	251人	63,711文	7,692文	12%
御末	明応9年11月3日	11月14日	29人	8,532文	1,557文	18%
隅殿	文亀元年7月30日	8月6日	21人	3,220文	565文	18%
風呂	文亀元年11月22日	12月4日	41人	10,849文	2,593文	24%

図 5 米沢市上杉博物館蔵
「上杉本洛中洛外図屏風」上
京隻五扇部分「ふろ」画像提
供：上杉博物館

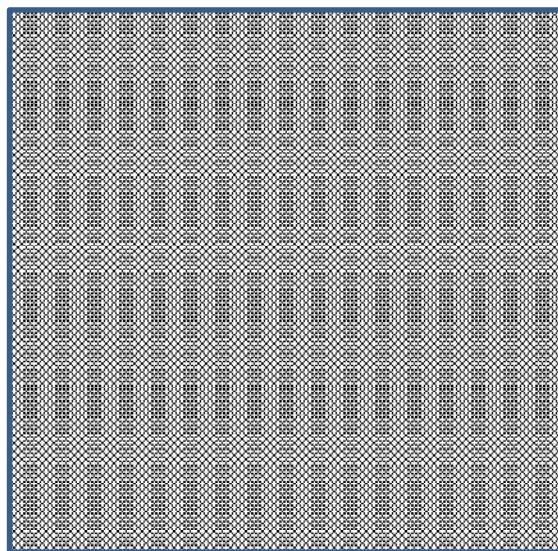


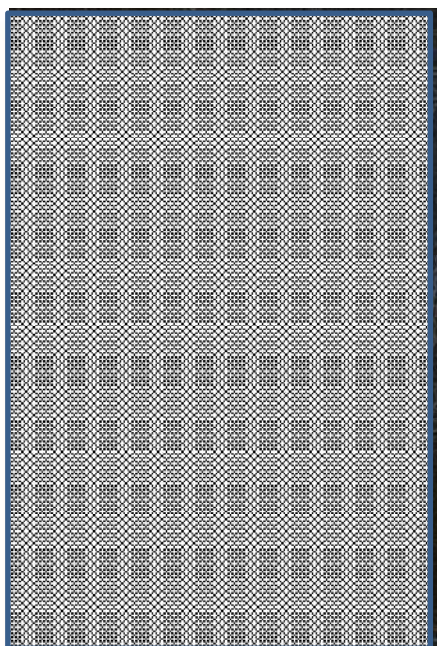
表 6 永正 17 年近衛家訪問者数、高国右京兆在任期間中の近衛家風呂訪問者数（『後法成寺関白記』より作成）

年	訪問者	高国関係者	高国関係者以外の武士	僧侶 公家(親類を含む)	その他	
永正17年	訪問者延べ人数	272	50	611	78	
永正5	風呂入浴者延べ人数	0	0	15	0	
永正6		0	0	6	0	
永正7		2	0	5	0	
永正8		13	0	19	0	
永正9		5	0	17	0	
永正10		4	2	18	0	
永正11		日記欠				
永正12		日記欠				
永正13		2	0	13	1	
永正14		0	0	13	0	
永正15		日記欠				
永正16		0	0	13	0	
永正17		27	0	30	3	
大永1		日記欠				
大永2		日記欠				
大永3		0	0	0	1	
大永4		日記欠				
大永5		日記欠				
大永6		3	1	0	0	
大永7		日記欠				
享祿元年	4	0	0	0		
	合計	60	3	149	5	

表 7 等持寺の戦い・桂川の戦い・東寺の戦い

等持寺の戦い(永正16~17) (二)・二水記 (尚)・尚通公記 (公)・公卿補任		
永正16年 (1519)	8・16	高国・伊賢撰津下向(尚)
	10・27	高国軍大和で敗戦(尚)
	11・6	澄元・三好之長兵庫に着す(尚)
	11・23	高国撰津出陣(二)
永正17年 (1520)	1・28	洛中一揆(二)
	2・4	撰津越水城陥落(尚)
	2・17	高国破れ、て京に帰る。義植警固を申し出るが退けられる(尚)
	2・18	高国近江へ没落(尚)
	5・3	坂本より高国上洛。(二)
	5・5	高国軍と三好等持寺で戦う。(二)
	5・9	三好之長の息曇華院から出頭(二)
	5・10	三好之長百万遍で、自害。(二)
	5・12	三好又二郎、孫四郎切腹。(二) 高国近衛邸風呂(尚)
5・13	高国義植邸へ出仕(二)	
8・22	高国將軍邸で猿樂。上洛後初(二)	
大永1年 (1521)	3・7	義植出奔(公)
桂川の戦・東寺の戦(大永7~享禄1) (二)・二水記 (実)・実隆公記 (尚)・尚通公記		
大永7年 (1527)	2月12日	高国東寺義晴、本圀寺に出陣(二・実)
	2月13日	桂川の戦い(二・実)
	2月14日	高国・義晴坂本に退く(実)
	2月17日	高国・義晴琵琶湖を渡り守山に逃れる(実・二)
		柳本・波多野上洛・三好(二)
	2月20日	鷲尾隆康細川邸・典厩庭見物(二)
	3月24日	義維堺着岸(二)
	7月27日	義晴守山出陣(二)
	10月1日	六角定頼坂本着岸(二)
	10月6日	朝倉教景坂本着(二)
	10月13日	高国。義晴・朝倉勢上洛(二)
	10月24日	義晴東寺に陣を移す(二)
	11月16日	柳本賢治出張(二)
	11月18日	丹波勢東寺を囲む(二・実)
	11月19日	朝倉勢三好元長軍を破る(実)
大永8年 (享禄1)年 (1528)	1月28日	柳本和睦に反し、本圀寺より逐電。三好元長は和談に応じる。(二)
	3月6日	朝倉教景忍びで帰国(二)
	4月2日	開陣(二)義晴相国寺へ。高国、六角開陣(二・実・尚)
	4月19日	高国・伊賢近衛邸風呂訪問(尚)
	5月2日	和睦ならず。撰津国衆晴元に同意。在京の衆高国に背き下国、丹波はもともと晴元側。高国孤立運命つきるか。四国衆義晴に従う。(二)
	5月14日	高国・伊賢没落。晴元義晴に帰参するが、心底測りがたし(二)
	5月28日	晴元を疑い、義晴坂本へ。六角前陣を務め下国(二・実)
	7月14日	上下京中地子の件を義晴・義維方で、相談するが、不成立。(二)
9月8日	義晴朽木へ動座(二)	
12月28日	柳本賢治上洛(実)	
享禄4年 (1531)	6月8日	高国尼崎出自刃(実)

図 6 国立歴史民俗博物館蔵「洛中洛外図屏風甲本」上京隻三扇部分
画像提供：国立歴史民俗博物館



はじめに

歴博甲本洛中洛外図屏風は、戦国期を描く現存最古の洛中洛外図であり、絵画史料として各方面で活用されている。下京隻の主要モチーフとして祇園会が描かれている(図1)。祇園会はその後多数制作された洛中洛外図屏風にも、多く描かれている洛中洛外図屏風の重要モチーフである。歴博甲本になぜ祇園会が描かれたのかを探ることは、洛中洛外図屏風の主題を探る上で重要課題であろう。

京都八坂神社の祇園会は、十世紀に始まる祭で、疫病退散を祈願する祭りである¹。中世においては六月七日・十四日が式日である。戦国期の祇園会は、応仁元年(一四六七)以降中断し、十一代将軍足利義澄の時代の明応九年(一五〇〇)に三十三年ぶりに再興された。そして義澄が将軍であった永正四年(一五〇七)の祇園会までは、ほぼ毎年式日に行われ、その後は、信長の時代まで延引・追行が相次ぐ。つまり、戦国期においては、将軍義澄期に祇園会が再興され、義澄期のみ、祇園会が比較的安定的に行われたのである。

歴博甲本が描かれた大永・天文年間の祇園会は、式日通り行われるとは限らず、京都の夏の風物詩ではなかった(表1参照)。それにもかかわらず祇園会は、なぜ甲本に描かれたのだろうか。第一章で論じたように、甲本下京隻には十一代将軍足利義澄の歌が描かれており、下京隻は足利義澄が主題である。祇園会は単に京都の風物詩として描かれたのではなく、義澄の重要な事績として描かれたのではないだろうか。

まず、祇園会をめぐる研究史を概観しておこう。林屋辰三郎氏は、祇園会は都市自治になう町衆が主体であり、専制権力に抵抗する民衆の祭礼であると主張した³。林屋説は一九五〇～六〇年代の社会状況を反映して大きな影響力をもったが、一九七〇年代以降は史実に即した批判がなされた。祇園会は神輿渡御(神事)と山鉾巡行(祭礼)によって構成されるが、そのいずれも室町幕府と深く関わっていることが明らかにされた⁴。現在では、祇園会再興が幕府による京都復興政策の一つであること、その背景には京都の治安悪化と安穩を願う人々の動きがあつたことなどが指摘されている⁵。こうして、「山鉾巡行そして祇園会は『幕府のもの』であつた⁶。」とされる。

そこで問題となるのは、幕府のなかの具体的に誰が主体となつて祇園会を再興したかである。河内将芳氏は、細川政元が中心であるとした。その根拠は①幕府は細川政元が主導していた。②細川政元の祇園会见物が当時注目されているためである⁷。しかし、①の前提

にある京兆専制論⁸には、否定的な見解が次々と出ており、これを所与の前提とすることはできないであろう。祇園会再興は幕府奉行人奉書によって指示されており、予断を排して奉行人奉書を再検討すべきではないだろうか。

そこで本章は、まず第一節で明応九年の祇園会再興をめぐる幕府奉行人奉書に注目し、その奉行人たちの活動を検証し、彼らが誰の指示で動いていたかを確定したい。そしてその検討結果を検証するため、第二節で神馬奉納、政元・義澄の地位、第三節で祇園会見物を検討し、最後に祇園会再興理由を検討し、歴博甲本になぜ祇園会が描かれているのかを考察したい。なお、本稿では神事を含む祇園祭を「祇園会」、山鉾巡行のみの場合を「祇園祭」と表記する。

第一節 祇園会再興幕府奉行人奉書発給人

応仁の乱後の祇園会再興に関する幕府関係文書(文明十一年永禄十一年)一四五通を一覧表化した(表2)。このうち、義澄將軍期の明応六年(永正五年)四月の祇園会再興関係幕府奉行人奉書の発給人は、社家奉行飯尾清房、侍所開闔^{かいこう}飯尾元行、侍所開闔松田頼亮の三人に限られる。そこで、飯尾清房・松田頼亮・飯尾元行の活動について検証したい。

(一) 飯尾清房

明応二年(一四九三)に、畠山基家(畠山義就の子)の討伐のため、十代將軍義植(義材・義尹・義植と改名、以下義植で統一表記)が河内に親征し、その間に細川政元・日野富子・伊勢氏らのクーデターによって義植が失脚し、義澄に將軍が交代した。明応の政変である。飯尾清房は河内の義植の元からいち早く上洛し、義澄新將軍のもとで、奉行衆筆頭である公人奉行を務めた¹⁰。しかし、永正四年細川政元が殺され、翌年前將軍義植が大内義興と共に上洛し、將軍義澄は近江に没落した。この將軍交代に伴い、飯尾清房は出奔したのではないかとされる¹¹。そして永正八年以前に死亡している¹²。嫡子で御前奉行だった行房も、永正四年以後の活動が見られず、死亡または隠遁したとされる¹³。親子が共に出奔・死亡したのは、將軍義澄側近だったためである¹⁴。

(二) 松田頼亮

松田頼亮は、永正五年四月十六日、義澄が近江に没落した際、飯尾元行と共に奉行人の中で唯一供奉している¹⁵。二十七日には、侍所開闔であつた松田頼亮宅が炎上した¹⁶。永正八年、將軍に復帰した義植方と、近江に没落した義澄方による船岡山合戦において、松田頼亮は義澄方として出陣し討死した¹⁷。頼亮もまた、義澄側近だったのである。

さて、頼亮は祇園山鉾について記録した『祇園会山鉾事¹⁸』を著している。これは、侍所開闔であった頼亮が、祇園山鉾再興に際し、山鉾のルートや、山鉾名・山鉾を出す町を記したものである。記事の中程と末尾にある奥書に注目しよう。なお、「右一冊」以下は、頼亮の孫の頼隆が書いたものである。

(前略) 祇園会事御再興^{侍所開闔}山已下申付之間、先規之次第、依為古老之者、相尋小舎人新右衛門男畢、抑此大会御再興之時節、頼亮当職、併為冥加歟、

(中略) 右山鉾、自御再興之時至永正四年、不易申沙汰也、祇園社家奉行飯加清房^{(飯尾清房) 主人奉行}、侍所開闔^ヲ頼亮、

(書写奥書) 右一冊^抄祖父如此注置之條、相写之、加判形者也、

永祿三年九月十八日 頼隆 (花押)

祇園会再興時に、私頼亮は侍所開闔であった。山鉾を申し付けるため、旧例を古老の小舎人新右衛門息子に尋ねた。大会である祇園会再興の時に侍所開闔として関われたことは、全て神の御加護によるものであろうか。(中略) 祇園会再興の明応九年から、永正四年まで変わることなく山鉾を取り計らった。この時の祇園社家奉行は公人奉行であった飯尾清房であり、侍所開闔は、私頼亮である。(書写奥書) 右の一冊(十一枚)は祖父頼亮が記しておいたものを、私頼隆が写して花押を据えるものである。

永祿三年(二五六〇)九月十八日に、孫の頼隆が祇園社に写しを奉納したのは、頼亮五十回忌にあたる年のためである。また、文中の「永正四年」は、頼亮が侍所開闔として祇園会に関わった最後の年である¹⁹。明応九年の再興から頼亮が侍所開闔として祇園会を差配した永正四年まで、変わらずに山鉾を申し付けたと述べているのであり、自分の侍所開闔任期中は欠かさず山鉾巡幸が行われたことを自負しているのである。

そして、頼亮が末尾の奥書を書いたのは、「至永正四年不易」とあるので、永正五年以降である。永正五年四月の近江没落まで、頼亮は永正五年の祇園山鉾も取り計らうつもりだったはずである。先述したように、頼亮宅は頼亮没落後の永正五年四月二十七日に燃えており、この記録が残っているのは、没落のとき頼亮がこの記録を持ち出したものと思われる。持ち出せる物はほんの僅かであったにも拘らず、十一枚の祇園会再興記録を持ち出し、三年後の永正八年八月に、船岡山合戦で死亡するまでの間に、奥書を書き加え、松田家に残されたもので、この奥書は、頼亮の遺書ともいえよう。祇園会再興は非常に困難な仕事であり、かつ、頼亮は再興を成し遂げたことを生涯の誇りとしていたのである。

奉行人で義澄没落に随行したのは、松田頼亮・飯尾元行のみである²⁰。奉行人の中には

そのまま義植に仕えた者もおり、一族の松田長秀は飯尾清房に代わり奉行人筆頭の公人奉行になった²¹。これに対して頼亮は、義澄と運命を共にするほど、義澄側近中の側近だった。そして、祇園会再興は頼亮にとって最も重要な仕事であった。それは頼亮が独断で行った仕事ではなく、義澄の指示によるものと思われ、義澄にとっても、祇園会再興が重要な仕事だったと見るべきであろう。

(三)、飯尾元行

飯尾元行は侍所開闢の他、多くの別奉行を勤めた名門大和守家出身だったが、永正五年將軍義澄近江没落に随行し、その後の足跡は掴めない。大和守の名跡・所領は、従兄弟で、義植に仕えた貞連の家系に引き継がれている²²。飯尾元行も義澄と運命を共にした奉行人だったのである。

以上(一)～(三)の検討によつて、祇園会再興を命じた幕府奉行人の三人全てが、將軍義澄の側近であることが明らかとなった。將軍義澄が祇園会再興主体である可能性が高いが、これだけでは断定できない。

そこで、祇園会再興の前年の明応八年、山城国人衆の寺社本所領半済要求への幕府の対応に注目したい。この時、政元は半済を認める京兆家奉行人奉書を出したが、その直後に義澄は飯尾清房・行房・元行・松田頼亮らの幕府奉行人連署奉書で、これを斥ける命令を出している²³。幕府奉行人連署奉書は、東寺・遍照心院・久我家・松尾社・右京兆代に対するもの等十三通確認できる。そして翌明応九年四月にも右京兆代宛てに半済を禁じる幕府奉行人連署奉書が重ねて出ている²⁴。これらの奉行人連署奉書に連署している飯尾清房・行房・元行・松田頼亮は、政元的意思には従わず、義澄の意を受けた奉行人として活動していたことを示している。ほぼ同時期に彼らが連署した祇園会再興を命じた幕府奉行人奉書も、また義澄の意思によるものと見るべきではないだろうか。そして、右京兆宛ての奉書が存在すること事体が、政元は幕府から命じられる立場であることを示している。

くわえて、義澄政権末の永正四・永正五年の幕府奉行人奉書に署名しているのは、飯尾清房・飯尾行房・飯尾元行・斉藤宗基・清秀秋・松田長秀・松田秀俊(晴秀)・松田頼亮・治部貞兼の九人である(表3)。このうち、義澄の京都没落以後活動が見られなくなるのは、飯尾清房・飯尾元行・松田頼亮の三人であり、永正四年以降活動が見られなくなるのは、清房嫡子行房と、斉藤宗基である²⁵。斉藤宗基は義植復帰に伴い出家していたが、永正七年に洛中居住が許された²⁶。永正五年の幕府奉行人交代は、この五人に限られており、義澄が没落した同年四月以降、松田英致ら義植に随行していた奉行人が復帰した²⁷。永正五

年の奉行人交代は、義澄側近から義植側近への交替なのである。

十五年間の治世だった十一代義澄期は、管見で八十五通の祇園会幕府関係文書が確認できる。治世十三年間の第二次義植期の二十四通、大御所時代を含め三十年に及ぶ十二代義晴期の十三通の文書と比べて、祇園会関係文書が多く残る。このような史料残存状況は偶然ではなく、いかに義澄が祇園会再興に意を注いでいたかを示しているのである。

第二節 祇園会と将軍

前節の検討によって、祇園会再興主体は将軍義澄である可能性が高いが、当該期の将軍にそのような権力が残っていたか、疑問視する見解もあろう。そこで以下の行論において、前章の検討結果を補強しよう。

一、祇園会神馬の奉納

まず、神馬の奉納にみる経済面から、祇園会再興主体者を検討しよう。

「上杉本」洛中洛外図屏風には、神輿の前に三頭の馬が引かれており、これが本来三頭である神馬とされる²⁸。ただし、文明以降の実際の奉納は一疋の場合が多い²⁹。その神馬調達代は、永祿六年（一五六三）・同九年・同十一年は三貫文である³⁰。幕府財政からすればわずかな費用と思われるが、神馬について次のような文書が残されている（表2の65）。

今日就 祭礼神馬事被仰付 勢州^{伊勢貞陸} 処、只今御馬無御座候由候、定雖為以後、可被進候哉、被得其意、可被遂神事無為之節候、恐々謹言、

（文亀元年〜永正四年）

六月五日

清房^{飯尾}（花押）

祇園社執行御房³¹

この内容は、祇園会神馬の調達を既奉行の伊勢貞陸に仰せつけられたが、今は馬がないとのことである。祭礼以後になっても必ず神馬を奉納するから、祭礼は無事行うようにと、飯尾清房から祇園社に伝えたものである。

神馬は、既奉行が用意する³²ものだが、伊勢は神馬を用意できなかったのである。他にも、神馬を奉納するよう仰せつけられたが馬がないので、何れの方から進上されたら神馬を奉納するという清房から祇園社へ宛てた書状が残されている（表2の70）³³。いずれも年不詳だが、清房が社家奉行として祇園会執行にあたったのは、明応九年（一五〇〇）〜永正四年（一五〇七）までの八年間であり、明応九年は神馬・太刀奉納の文書が残っているので³⁴、文亀元年（一五〇二）〜永正四年の七年間のいずれかである。この間、神馬が奉納

されたという記録はない。馬または、三貫文調達の当てがあれば、このような書状を出す前に手を打っているはずであり、前々から神馬が必要な日時は明らかなのであるから、たまたま、神馬を用意できなかったということではない。義澄時代は、再興の明応九年以外には、神馬が奉納されなかったと思われる。神馬以外の諸役者に対する下行物も支払われなかったと思われる文書が数通現存する³⁵。祇園会再興主体者は、わずか三貫文の費用調達に苦しむ者だったのである。祇園会再興の前年の明応八年に、義澄は近侍者が困窮し、伊勢も困窮していると述べている³⁶。

一方、細川政元は、文亀三年五月に「摂州段銭又百八十貫進納」と、守護領国である「摂州段銭」一八〇貫を禁裏へ進納している³⁷。「又」とあるので、これ以前にも進納があり、二百貫近くの段銭を賦課することは容易だった。また、永正三年に政元が堺へ行った際には、堺南・北庄より六十万疋（一六〇〇〇貫）が政元に献上された³⁸。政元がわずか三貫文の費用調達に苦慮することや、祇園会を再興しながら三貫文を出し渋ることは考えられないであろう。また、政元は、永正二年に大津で狩りを行い、二・三万人が参加した³⁹。これが実数ではないとしても、狩りに非常に多数の供を引き連れたことは確実で、それには多数の馬も参加したであろう。政元がわずか一疋の神馬を調達できないことも考えられないのである。

以上の検討から明らかなように、仮に政元が祇園会再興の主体であれば、馬一疋、または、三貫文の用意ができないはずはない。祇園会再興の主体は、神馬一疋の用意もままならない義澄である。

二、細川政元と足利義澄の地位

先に論じたように、祇園会再興を命じたのは、將軍義澄側近による幕府奉行人奉書であった（表2の10）。

祇園会事、以御神被執行之儀、無先例之段被申入候、神事退転不可然之間、雖為非例、可被遂其節之旨、度々被仰之上者、縦日吉祭礼等雖有遲怠、於当社之儀者嚴密加下知、可被專神事、若有難渋之族者、一段可有御成敗之由被仰出候也、仍執達如件

明応九

清房 判

六月一日

元行 判

当社執行御房⁴⁰

明応九年に、神を以て神輿の代わりとし、祇園会を再興するよう重ねて命じ、たとえ日吉祭が遅れたとしても、祇園会を行うように命じている。祇園社は延暦寺の末寺であるため、

四月の日吉祭、五月の日吉小五月会が行われないと、山門は祇園会も延引するよう圧力をかけたのである⁴¹。

これとほぼ同じことが鎌倉期にもあった。正嘉二年(一二五八)に日吉祭が延引したが、式日通りの祇園会執行が院宣で命じられている⁴²。鎌倉期には院宣で命じられていたことが、室町期には幕府奉行人奉書で命じられているのである。ここに挙げた史料では、幕府は山門・日吉社と祇園社の、本社―末社関係や、山門の祇園社に対する支配権を超えるさらに上位の論理で祇園会執行を命じている。これにあたることができるのは、将軍ではないだろうか。

先述したように、細川政元は永正元年(文亀四)の足利義澄参内の折、義澄の執奏により、折烏帽子上下素襖で御所の縁に召し出され天盃を受けた。天盃を受けたことを公家は、珍事・前代未聞と非難している⁴³。また、永正三年の宮中御儀法講で政元は警固役を務め、庭で聴聞している。一方、義澄は長橋局を直蘆とし、衣冠に着替え、天皇と同御簾内に着座している⁴⁴。義澄と政元には大きな身分差がある。昇殿も許されず、折烏帽子素襖で警固役を勤めている政元が、院宣と同内容の命令を下し、山門を超える権威を有していたとは考え難いのである。

つぎに、戦国期将軍の祭祀権について検討しよう。中御門宣胤は、文明十三年(一四八一)、将軍参賀に行ったが、義政も義尚も些少なことを理由に対面しないことを嘆き、「両御所御礼以外事也、当時政道、御台御沙汰也、諸社祭礼一向不及沙汰、元日節会以下年中公事、悉不被行、朝家諸家作法、言語道断、神社仏閣為程(體)、嘆而有餘、何有神明仏陀之加護乎、末代至極⁴⁵」と嘆いた。祭礼・年中行事執行は将軍が責任を持つと考えられていたのである。時の京兆家当主である政元のことは一言も触れていない。戦国期においても、祭礼・年中行事は将軍が管轄することだった。こうした本来天皇が持つ祭祀権を、身分が低く、昇殿も許されない政元が保持していたとは考え難いのである。

また、東寺で行われた国家祈祷を検討した富田正弘氏によれば、義澄期においても室町殿による国家祈祷、公武兼帯祈祷が東寺で行われている⁴⁶。義澄も天皇と結びついた国家祭祀権を保持していたのである。

さらに義澄の公家支配権を見ていこう。明応十年に、公家の将軍参賀が嚴重に命じられた。一月十日は公家の武家参賀式日であったが、長享三年(一四八九)、すでに参賀する人は少なくなり⁴⁷。明応三年(一四九四)以降は、武家参賀に訪れる公家は、ごく少数になっていた⁴⁸。

しかし、明応十年に、参賀しないものは、義澄が所帯を召し上げるといふ風聞が流れ、関白一条冬良・左大臣今出川公興・前右大臣久我豊通・権大納言西園寺公藤・前太政大臣前関白准三后近衛政家をはじめ、ほとんどの公家が参賀した⁴。参賀しなかつた菅原和長は「恐怖」としている⁵。

また、義澄期においても、八朔の礼が、ほとんどの公家から将軍に進上されていることが確認できる⁵⁻¹。こうした儀礼は禁裏、将軍に対して行われており、細川政元に対するものは確認できない。さらに、公武関係の中心となり、将軍に近侍する昵近公家衆として、義澄期に、三条実望・飛鳥井雅俊・高倉永康・日野内光・冷泉為広・広橋守光・勸修寺尚頭を検出できる⁵⁻²。彼らの役割は、義澄の参内・他行への供奉、義澄の使者、勅書の取次ぎ、公家の取次ぎ、将軍邸への参仕などで、将軍側近として活動している。日野内光は義澄没落に供奉し⁵⁻³、義澄没落に前後して三条実望は駿河に下国し、冷泉為広は出家した⁵⁻⁴。将軍は形式的存在だったとは言えないであろう。

三、義澄と政元

義澄と政元の関係を検討しよう。義澄と政元は対立していたとされるが⁵⁻⁵、二人で遊樂の場に同席することも多い⁵⁻⁶。そして、政元は明確な理由は不明ながら、義澄との意見の対立と思われることで度々出奔しているが、毎回義澄が迎えに行くといふ京にいる⁵⁻⁷。政元の出奔は、細川被官の要求と将軍の裁定が対立し、将軍に抗議する姿勢を見せ、政元の面目を保つことが目的であり、義澄が迎えに行くといふ形で、被官の反対を収めるためだったのではないと思われる節がある。出奔の前例を確認しよう。

遡る文明十四年(一四八二)、細川政之と浦上則宗の被官の喧嘩で、政之被官が殺された。浦上方に非なしとした将軍義尚の裁定に不満であった細川政之は下国した⁵⁻⁸。しかし、父成之は在京し、政之も文明十七年以前に京に戻ったことが確認できる⁵⁻⁹。また、文明十八年に若狭国小浜を将軍義尚が武田国信に宛がったことを不満として、一色義直が下国した⁶。その後、一色義直は、長享元年(一四八七)に上洛し、義尚の許に参陣した⁶⁻¹。この二例は共に、下国の理由を「失面目」としている。誰に対し面目を失うのかといふと、被官や世間に対してであろう。面目を保つため、将軍の裁定に対し抗議する「姿勢」を見せることが必要だったのである。

政元出奔も同様であった可能性がある。細川一族・守護代が政元に同行した様子がなく、京兆屋形も京都に存在し、政元は京都の郊外真木島にいた。政元が本気で京都を退去するつもりだったとは考えられない。そして、政元出奔に周りが慌てた様子もなく、特別な動

きもない。ほとぼりが冷めたころ義澄が迎えに行くと帰ってくる。永正三年の政元の東国・西国行き計画は⁶²、澄元が上洛しており、隠居のつもりだったのであろう。

抑々、山田康弘氏が指摘するように⁶³、政元の出奔自体が、京兆専制ではないことを示している。幕府内で専制的権力を保持していれば、出奔などする必要がない。そして、義澄が将軍を支える在京守護を必要としていたのは勿論だが、政元が摂津・丹波などを支配し、細川一族・有力被官を束ねることができたのは、政元個人の力量というよりは、将軍と結びついている京兆家当主という地位が、求心力の源泉であつたと考えられる。将軍と守護は基本的に補充協力関係にあり、政元は将軍を支える立場にあつた。

また、政元は義澄将軍擁立を画策した中心人物とされ、これが京兆専制論の根拠の一つとなつている⁶⁴。しかし、明応三年(一四九四)十二月の義澄元服は、諸家が参賀し、準備が整っていたにも拘らず俄かに延引になつた。理由は、烏帽子親である政元が、自身烏帽子を着することを嫌つたため、普段から政元は烏帽子を被らなかつた⁶⁵。烏帽子を被りたくないという本人以外から見れば理由にもならないことで義澄の元服・将軍任官を延期させた政元が、義澄将軍擁立を画策した中心人物とは考えにくい。明応の政変において、

^(日野富子)
「御台様へ細川屋形二御座、悉皆指南被申」⁶⁶と富子は自ら細川邸に行つているのである。富子の積極的関与を重視すべきだろう。

さらに、明応の政変で捕えられた義植は五月三日に竜安寺に幽閉され、六日に毒を盛られた。しかし、細川被官上原元秀宅に移され、上原が薬を進上し命を取り留めた。毒殺は日野富子の命令であつたという。その後、細川政元・上原元秀が義植に万疋の他、樽などを進上した。そして、将軍御料所の内数カ所を義植分とし、上原が代官を務めるらしいと大乘院尋尊は記している⁶⁷。義植を殺そうとしたのは、日野富子であり、政元や上原元秀は、むしろ義植を救おうとしている。この後、上原宅から義植は逐電するが、そのことで上原が政元に責任を追及された形跡はない。明応の政変推進者が、細川政元や上原元秀であつた⁶⁸という従来の説は再考が必要であらう。

第三節 祇園会见物

応仁以前の将軍の祇園会见物は、社寺政策・京都支配対策の一環として、比叡山・祇園社・下京町衆に対する将軍権力の誇示・威圧という政治的意図があるとされることから⁶⁹、再興以降の祇園会见物も、祇園会再興主体者を考える重要な観点とされる⁷⁰。そして、政元の祇園会见物の記事が多くあり、政元見物が注目されていたと思われること、特に、永

正三年の山鉾巡行が政元見物のため行われたことを以て、政元が祇園会再興主体者と推定されている⁷¹。まず、政元が祇園会再興主体者である最大の証拠としてあげられている永正三年の祇園会について検討しよう(表2の47)。

祇園会事、就無 日吉社神事、延引之儀為先規旨注進到来畢、雖然且叵測神慮之間、於来七日祭礼者不可相延之段被仰付之處、宮仕以下役者下行物事及訴訟^{云々}、如近年大舍人方不随年々神役之条、以其失墜分被定置足付之上者、相副神人等雜色堅可被致催促、若有難決之在所者、於当年者一段可有御成敗之条、被存知其趣、相触諸役者、可被遂神事無為之節由、被仰出候也、仍執達如件

永正三

清房 判

六月三日

元行 判

当社執行御房⁷²

この年は、日吉神事延引の為、祇園会も延引の注進が山門よりあつたが、七日の式日通り祇園会を執行すること、下行物は大舍人座失墜分を当て、従わないものは成敗すると六月三日に幕府は命じた。同じような内容の幕府奉行人奉書は六月二・六日にも出されている⁷³。発給者は飯尾清房・元行である。前章で明らかにした通り、二人とも義澄の側近であり、この命令は義澄の意を奉じた可能性が高い。しかし、この命令が政元の意を奉じたものと仮定して、政元のこの年の祇園会見物について見ていこう。『後法成寺関白記』『実隆公記』に次の記載がある。

『後法成寺関白記』

七日(略)、有祇園会、山王祭無之間可延引之由、兼雖有其沙汰、今日細川京兆見物間、有山ホク祭礼等云々、先規者十二月二延引之例有之云々、六郎・治田等同道云々、(以下略)

十二日(略)、京兆通世之沙汰、言語道断也

十三日(略)、昨夕京兆可落飾之由有其沙汰間、俄大樹渡御アリテ色々被仰間、思留之由申入云々(以下略)⁷⁴

『実隆公記』

七日(略)、祇園会山鉾等結構、細川六郎等為見物云々(以下略)⁷⁵

『後法成寺関白記』によれば、六月七日に細川政元が見物するため、山鉾巡行のみがおこなわれた。しかし、六月十二日に政元は通世すると言い出し、義澄が説得し思い留まったという。

仮に政元が先に挙げた奉行人奉書で祇園会執行を命じたとするならば、大舎人座の失遂分を下行物に充てることを約し、従わないものは成敗すると堅く祇園会執行を命じておきながら、十四日の祇園会還幸も終わらぬうちに遁世すると言い出し、將軍に引きとめられ思い留まるのでは面目が立たない。また、『後法成寺閑日記』は政元の見物を理由としているが、『実隆公記』は、「細川六郎」＝澄元⁷⁶の見物を理由としている。この年の事情⁷⁷からすれば、『実隆公記』の指摘の方が正しいと思われる。すなわち、政元は祇園祭の見物の場を利用して家督相続者を澄之から澄元に変更したことを公表し、そのうえで自らは隠居しようとしたのであろう。見物で注目されたのは澄元であり、上洛したばかりの新家督相続者澄元に祇園祭を見物させるというこの年の特殊例を以て政元が祇園会再興者であるとはいえない。

しかし、政元の見物はこの例を含め、八年間に三回確認できるが、政元の見物が数種の日記に記録されているのは、河内氏も指摘するように事実である。なぜ政元の見物が注目されているのだろうか。文亀二年(一五〇二)の『言国卿記』から探してみたい。

一、下京ニテ祇園^{（本）}ユ見物者共度々コトヲシ出、人共ウタレ手ヲヒ共在之云々、シカシナカラ右京大夫無見物故也⁷⁸。

文亀二年の祇園会では、下京で見物人が乱暴をし、怪我人も出た。それは細川政元の見物が無いためであるとしている。すなわち、政元の見物がなければ、祭礼見物者が暴れてもそれを鎮めることができないというのである。政元の見物に関心があるのは、治安維持上の理由があつたのである。

また、祇園会が再興された明応九年の祇園会を細川政元は五間、武田元信はその向かい側に十間の棧敷を作つて見物した⁷⁹。仮に、政元が祇園会再興主体者であり、政元の見物が権力の誇示・応仁以前の將軍祇園会御成と同じ政治的意味であるとすれば⁸⁰、政元の棧敷の向かい側に政元の倍の棧敷を用意して見物した武田元信は、祇園会を再興した主役の政元に対し非礼であらう。

そして、翌文亀元年も政元は見物しているが、その後は先述した永正三年まで、政元見物はない(表4)。政元祇園会见物が、応仁・文明の乱以前の將軍御成と同じ意味、すなわち権力の誇示・威圧という政治的意図があるので注目されていたのであれば、なぜ政元は応仁以前の將軍のように年中行事化せず二回で見物を止めてしまったのだろうか。

戦国期は在京守護がほぼ細川氏のみになり、畿内最大の軍事力を持つ政元の動向は、祇園会见物に限らず多く記録されている⁸¹。政元見物の記録があるのは、幕府有力者の動向

いう意味で記録されたのであり、応仁・文明以前の將軍御成と同質の政治的意味があるとは言えない。

次に、戦国期における將軍の見物について検討したい。明応九年の祇園会再興に際し「武家可有見物之由風聞處、下行物過分間不事行云々、仍密々女中棧敷へ被罷出云々、或京兆棧敷へト云々⁸²」、「祇園会ニハ公方内々隱密ニテ御見物⁸³」と將軍義澄の御成(公式見物)はなかったが、義澄は「密々」に細川政元または、女中の棧敷で見物した。義澄は「御成」ではなくとも見物したいと願う程、祇園会に強い関心を持っていたと言える。

しかし、將軍の御成は実現できなかった。將軍御成は、細川氏・京極氏が申沙汰し、儀礼に則した豪華な接待をすることが慣例であった⁸⁴。京極氏は在京しておらず⁸⁵、前節で検討したように、わずか馬一疋または、三貫文の助成すら行わない政元が將軍御成を申沙汰することも考えられない。さらに、応仁以前の祇園会御成は、將軍側も立派な行装を整え棧敷に向かった⁸⁶。義澄及びその家臣にそのような財力がなかったことも一因だろう。そのために、將軍義澄の御成(公式見物)がないのである。

また、河内氏によれば「密々」の見物とは、自ら棧敷を構えず、他人の構えた棧敷で見物することを指し、摂関家・天皇家の人物は自ら棧敷を構えるようなことはせず「密々」に見物し、自ら棧敷を構えるのは下位の者であった。しかし、公家衆と武家衆では「密々」の見物の意味が全く逆であり、武家衆にとっては、自ら棧敷を構えて見物することに政治的な威信の誇示という意味合いがあり、「密々」に見物した義澄には不名誉なレッテルが張られたとする⁸⁷。

しかし、同時代に、公家は上位者ほど「密々」に見物し、武家は「密々」に見物することが不名誉であったとするのは恣意的に過ぎよう。これは、政元の見物が政治的威信を誇示するためであるというという説を正当化するための曲解に思われる。武家においても棧敷を用意するのは、下位の者がすることであったため、「將軍御成」という儀式が成立するのである。自ら棧敷を構えて見物することに政治的な威信の誇示という意味合いがあるならば、応仁・文明以前において、將軍は自ら棧敷を構えて見物したであろう。「密々」の見物は、公家衆・武家衆においても同様の意味をもち、上位者が行うものであり、政元は自ら棧敷を用意して見物する下位者なのである。

さて、義澄以後、戦国期に將軍の見物が確認できるのは、永正十二年の義植⁸⁸、大永二年(一五三二)の義晴⁸⁹、天文十七年(一五四八)の義晴・義輝親子の各將軍一回、計三回である⁹⁰。大永二年の見物は、唯一守護が將軍の棧敷を用意し、豪華な接待をする將軍御

成で行われた。前年播州から上洛した義澄の遺児義晴のために、細川高国が行ったものである⁹¹。これは、義澄が叶わなかった將軍御成の実現であり、義晴にとっては会ったことのない父の事績を知り、將軍としての心構えを学ぶことだった。この点について検討したい。

前章で述べたように、義晴は義澄没落先で誕生し、危険だったため生後間もなく密かに播磨赤松に預けられ、その約五か月後に義澄は死去し、父を知らなかった。永正五年に義澄が近江に没落した原因は、永正の錯乱に乗じて、前將軍義植が大内義興と共に入洛することが確実となったためであるが、義植入洛が戦乱もなく実現したのは、細川高国が義植側についたためである⁹²。政元死後、新たに京兆家当主となった澄元は、義澄に対し、義植が上洛しようとも、これを防ぎ義澄に味方すると約していた⁹³。しかし高国は、参宮と称し都から逐電した⁹⁴。高国の許には、反澄元派の者が集まり、孤立した澄元は四月九日近江に逃れた⁹⁵。高国は四月十日に帰洛し將軍義澄と対面し、十六日に義澄は近江に没落した⁹⁶。その後、高国は義植を迎えるため、摂津へ出陣した⁹⁷。

もともと、高国は永正の錯乱の際、義澄邸を警固するなど⁹⁸、義澄が信頼する家臣であった。しかし、四月十日の対面で、次期京兆家当主最有力候補の高国が、義植側についたと判明したことが、義澄近江没落の直接的原因であった。三条西実隆は、高国と義澄対面後の十四日に、「武家御合体事已破了」「近日旧將軍御入洛必定」と聞いている⁹⁹。そして、義植政権において高国は右京兆となり、永正七年、義澄没落先の近江を攻撃し¹⁰⁰、永正八年船岡山合戦で松田頼亮をはじめ義澄方を死に追い込み、義澄も戦いの直前に死去した¹⁰¹。

先行研究では大永二年(一五二二)の祇園会御成を、將軍になったばかりの十二歳の義晴に見物させることで、高国がみずからの威信を示そうとした¹⁰²とするが、多額の費用をかけ任官間もない少年を引き連れ、三十九歳の高国が権力を誇って見せる必要などなく、また、それほど高国が無邪気であったとも思えない。永正十七年(一五二〇)には一時京都を四国側に奪われており、大永七年(一五二七)に、高国は四国勢に敗れ京都から没落するのである。

義澄遺児の義晴祇園会御成は義澄に対する高国の贖罪であり、四国側と結び出奔した義植に代わる將軍として、播磨から迎えた義晴を盛り立てるためである。そして、十二歳の義晴にとっては、会ったことのない父の事績と、將軍としての心構えを学ぶことであった。大永二年の祇園会御成は、義晴が式日に、はしかのため見物できなかったため、六月二十七日

に再度山鉾巡行が行われた。年に二回、一日の内に、七日山鉾と十四日山鉾巡行が行われた異例のものであった¹⁰³。年に二回の祇園祭という無理を押しでも、高国にとって行わなければならないものだったのである。

大永二年の祇園会御成は、戦国期において例外的に行われた祇園会御成なのである。この例外を除けば、戦国期は、將軍御成という公式な見物はなかったのであり、義澄將軍御成がないことが、祇園会再興主体者が政元であることの証拠にはならない。むしろ、大永二年に義澄遺児の義晴のため高国が祇園会御成を行ったことは、義澄が祇園会再興主体者であり、義澄は祇園会御成を強く望んでいた、祇園会再興は義澄の重要な事績であると認識されていたためである。

さらに、天文十七年に義輝將軍任官後初めて在京で迎えた祇園会を、義晴は生涯二度目に十三歳の義輝と見物した。先行研究では、任官間もない義輝に祇園会を見物させることで、大御所義晴の威信を示そうとした¹⁰⁴とされる。しかし、義晴が義輝を後見する「右大将」「大御所」としての威信を誇示する必要などなく、むしろ義晴は、義輝が將軍として立派に成長することが望みだった。

義澄が明応九年の再興の時、祇園会を見物したのは細川政元棧敷であつたとされる¹⁰⁵。政元棧敷は京極の屋敷跡の辺りであつた¹⁰⁶。四条金蓮寺は『山城名勝志』によれば京極の屋敷跡で、歴代將軍が祇園会見物をした場所だった¹⁰⁷。そのため、四条金蓮寺が見物場所選ばれたのである。

祇園会見物は、義晴自身が將軍任官後初めての祇園祭で御成をおこなったものであり、それが、父の重要な事績を知ることであり、將軍としての心構えを学ぶことであつたため、義輝にも祖父の事績を伝え、將軍としての心構えを学ばせたいと考えたのである。

前章までに論じたように歴博甲本は、義晴が注文者で、高国と義澄が主題である。義晴にとって祇園会は、父義澄が固い信念で再興した祭であり、上洛後初めての祇園会で、高国が年に二度の祇園祭という無理を押しまで將軍御成を表現してくれた祭なのである。祇園会は、義澄・高国の鎮魂と天下静謐の祈りが主題の歴博甲本には欠かせないモチーフだったのである。

以上、先行研究で政元が祇園会再興主体者である証拠とされる、祇園会見物について検討してきた。その結果、政元の祇園会見物が、応仁以前の將軍祇園会御成と同様に、細川政元の権力の誇示・威圧という政治的意図を持ち、そのため政元の見物に注目が集まっていたとは言えない。むしろこれらの事例からは、以下の事がわかる。①永正三年の山鉾巡

行は、新たな家督継承者である澄元に見物させるための特殊例で、引退を望む政元の言動と幕府奉行人奉書の内容は一致しない。②政元には、治安維持が期待されていた。③将軍義澄は祇園会見物を強く望んでいたが、将軍御成を申沙汰する守護不在のため公式な御成はなかった。④政元の動向は祇園会見物に限らず、多くの日記に記載がある。在京守護が細川氏のみになった戦国期は、幕府有力者であり、畿内最大の軍事力を保持している政元の動向は関心事であった。⑤「密々」の見物は、公家と武家において意味が異なるものではなく、機軸を用意するのは下位者が行うことである。⑥大永二年の義晴祇園会御成は義澄が叶わなかった祇園会御成実現である。⑦天文十七年の義晴・義輝祇園会見物は、義輝に祖父の事績と志を伝えるためである。

祇園会見物からのみ、祇園会再興主体者を考えることは難しく、他の事柄も考慮して祇園会再興主体者を考察することが重要だろう。特に、祇園会執行を命じた幕府奉行人奉書の検討と当該期の幕府の動向を考慮することが重要だと思われる。

第四節 祇園会再興理由

前節までの検討で明らかにしたように、将軍義澄の強い意向によつて、祇園会が再興された。では、義澄はなぜ祇園会再興にこだわったのであろうか。本節では、祇園会の再興理由を検討し、前節までの検討結果を補強したい。

祇園会再興命令が明応五年（一四九六）に出された理由は「神勅」¹⁰⁸などがあげられるものの、現在不明である。早島氏は、応仁・文明の乱後相次いだ疫病・災害の問題があり、これらは御霊の祟りと考えられ、その鎮魂が幕府の避けられない基本政策であったとする。また、祇園会再興には、将軍権威の高揚という意図もあつたとする¹⁰⁹。

明応五年（一四九六）に、最初の祇園会再興幕府奉行人奉書が出されている。まず、その奉行人奉書から検討しよう（表2の3）。

祇園社左方大政所事、近日修造云々、尤以神妙、次祭礼之儀、及三十余年退転之条、且叵測神慮者歟、所詮合勸進所々造立神興、被再興祇園会者、亦可為神忠之由所被仰下也、仍執達如件、

明応五年閏二月十三日

（殿 尾 傳 見）
筑前守 在判
（謙 訪 見 通）
前信濃守 在判

十穀縁実房¹¹⁰。

幕府は勸進僧十穀聖縁実に祇園大政所修造を神妙とし、神興造立の勸進を進めるよう命じ

た。同日付で祇園社にも祇園会再興が命じられている(表2の2) 111。なぜこのタイミングで祇園会再興が命じられたのであろうか。

まず、文明十三年(一四八二)に祇園社立柱が行われている112。その後も、祇園社の再建が進んだ。史料で確認しよう。

一、当社御遷宮明応元年^(皇)十一月十八日(中略)十穀諸人ノ以勸進造宮ノ間(中略)、宝塔
へ御遷座、其後御壇ノカリ殿^(假)へ御遷座、其後スキラウカリ殿^(透廊假)へ御遷座(中略)、公方ヨリ
御遷宮ノ時者、過分御訪在之113。

明応元年、十穀徳阿弥を中心とする勸進により、祇園社の宝塔・仮殿・透廊仮殿が再興され遷宮があつた。この時、將軍より「過分御訪」があり、幕府はこれを積極的に支援していたようである。そして、先の史料にあるように明応五年初めに、御旅所である大政所が修造され、祇園会を実施できる環境が整った。さらに同年四月から四条通に面して建つ西大門の再建が始まり、同六年に完成した。同七年から南大門(仁王堂)の再建も始まり、翌八年には二重目の柱立てが行われた114。また、明応五年七月に祇園社で風流踊がおこなわれており115、祇園社で祭礼を執行する環境が整いつつあつたことが判明する。幕府の祇園会再興・神興造立の命令は、こうした祇園社再建と歩調を合わせるものである。明応六年には神を神興の代わりとし、祇園会を再興するよう命じている(表2の4)。

祇園会事、以神准神興、被遂其節先例在之云々、然者於当年者、先以其旨可被執行之
由被仰出候也、仍執達如件、

明応六

五月十六日

^(傳)当社執行御房116。

^(藏)清房 判

^(藏)元行 判

神を神興に准ずるものとした先例があるとして、当年は神を以て神興の代わりとし、祇園会を再興するよう命じている。幕府がいかに祇園会再興に積極的であつたかを物語るエピソードであらう。

明応六年五月に神興修理・神興造替注文案が、社家奉行飯尾清房へ出されているが117、明応九年にも、神を以て執行するよう命じているので118、再興の年に、神興は間に合わなかつた。翌文亀元年、訴訟のため、神興を押置いた記録があり119、文亀元年から神興が整つたとみてよいだろう。

なお、上京では、明応七年八月十八日、御霊祭が応仁の乱後初めて復興された120。上京御霊会は、下京の祇園御霊会と並ぶ祭である。義澄將軍期の明応八年に上御霊社神興仮屋

警固・祈祷料として所領が幕府から上御霊社に寄進されている¹²¹。また、永正三年（一五〇六）には、数年消えていた石清水八幡常燈の再興を幕府は申し出ている¹²²。幕府は祭礼復活政策を進めていたといえるだろう。祇園会再興は、京都復興を象徴するものだったのである。応仁・文明の乱の当事者であった義視・義植政権に代わって將軍となった義澄にとって、戦乱の終結・京都復興を象徴する祇園会再興は、將軍としての存在感を示す重要政策であった。

さらに、祇園会は、疫病の退散を祈願するものである。戦は武士同士が行うもので、時間も場所も限定され、避けようがある。時には見物するものすらあつた¹²³。それに対し、疫病は避けようがなく、戦よりも恐ろしいものであつた。祇園会再興は民の暮らしを保障することである。祇園会再興関係奉行人奉書に見られる、祇園会再興に対する強い意思は、祇園会再興が単に町の祭を再興するということではなく、民の暮らしを保障する「御政道」そのものであつたためである。

戦国期の室町將軍は、従来は無力な傀儡的存在とされてきた。しかし、京兆専制論が否定されつつある現在、その再評価が必要な段階にある。もちろん、最盛期の將軍権力とは比べものにならないが、戦国期においても將軍に「天下成敗」権がある（べき）という認識は相変わらず存続し、天皇と將軍の一体的な関係が認められる¹²⁴。義澄の寺社祭礼復興政策は、その一環として理解すべきであろう。

おわりに

以上の検討をまとめよう。第一節では祇園会再興を命じた幕府奉行人奉書発給人を検討した。①奉行人たちはいずれも義澄側近であり、義澄と政治生命をともにしている。②そして彼らは、細川政元の政策を否定することすらあり、政元に従属していたとは考えられない。③右京兆宛て幕府奉行人奉書が存在すること自体が、政元は幕府から命じられる立場であることを示している。第二節では、まず、祇園会執行にさいして障害となっていた神馬奉納について検討し、④わずか神馬一疋または、費用三貫文の調達が困難な祇園会主宰者が、政元とは考えられない。第二に、政元・義澄の地位について検討し、⑤昇殿も許されず警固役を勤めている政元が、院宣と同内容の命令を下し、山門を超える権威があるとは考え難い。⑥義澄は祭祀権・公家支配権を持ち形式的な存在ではなかった。⑦義澄と政元は補充協力関係にあり、政元専制ではなかった。続いて第三節では祇園会见物について検討し、⑧隠居する心積もりでいた政元が、祇園会见物によって自らの権力を誇示しよ

うとしていたとは考えられない。⑨政元は阿波から入洛したばかりの澄元を見物に同伴して、家督継承者の交代を公にし、引退しようとしたと思われ、永正三年は特殊例である。⑩政元は軍事的有力者であるため史料上にしばしば表れるに過ぎない。⑪政元には祭礼時の治安維持が期待されていた。⑫「密々」の見物は公家・武家共に上位者が行うもので、政元は自ら棧敷を構えて見物する下位者である。⑬大永二年の義晴祇園会御成は高国の義澄に対する贖罪である。⑭天文十七年の義晴・義輝祇園会见物は、義輝に祖父義澄の事績と志を伝え、将軍としての心構えを学ばせるためである。⑮第三節の検討の結果、祇園会见物からストレートに祭礼主宰者を導くことはできない。

義澄期においても、奉行人組織は将軍が掌握していた。今谷氏が論じた政元による幕府機構掌握は事実誤認であり、政元が奉行人を臣従させていたわけではない。在京守護が細川氏のみになった戦国期において、政元が有力者であったことは事実だが、守護が将軍権力を吸収していたわけではない。天皇と結びついた寺社公家支配権・祭祀権を政元が保持していたとは言えず、軍事面で義澄は細川政元に依存していたが、政元が京兆専制といえるほど独占的支配力を持っていたわけではない。設楽薫氏¹²⁵・羽田聡氏¹²⁶は、応仁・文明の乱後「管領制」は機能を停止し、替わって将軍が奉行人・将軍側近衆を政務の補佐・代行者とする側近衆政治に変化したとする。また、山田康弘氏は義澄政権において、将軍は独自の政策を行ったことを明らかにしている¹²⁷。

明応九年（一五〇〇）の祇園会再興は、将軍義澄の強い意向によつて成し遂げられたことが、明らかになったであろう。第一章では、歴博甲本には将軍義澄の歌が描かれていることを明らかにした。本章によつて祇園会再興が義澄の強い意志によつてなされたことが明らかになったとすれば、歴博甲本に祇園会が描かれている理由もまた明らかになったと言えるのではないだろうか。

祇園会再興は、祭祀権を持ち、侍所を掌握して洛中支配権を有し、飯尾清房、飯尾元行、松田頼亮らの幕府奉行人を側近としていた義澄が命じたもので、祇園会再興は義澄の重要な事績なのである。歴博甲本に描かれた祇園会は、単に京都の夏の風物詩として描かれたのではなく、義澄の重要事績として描かれたと見るべきである。

さらには、第二章で甲本注文者が足利義晴であることを明らかにした。祇園会は将軍足利義晴にとって、無念の死を遂げた父の最も重要な事績であり、将軍モデルを知らない義晴にとって将軍のあるべき姿を学ぶ機会であった。かつ、義晴を将軍に引き上げてくれた恩人である高国が、年に二度という無理を押しつけて、戦国期唯一の祇園会御成を実現し

てくれたものなのである。義晴にとって祇園会は実父義澄、父親代わりともいえる細川高国の鎮魂と、天下静謐の祈りが主題の歴博甲本には欠かせないモチーフだったのである。

祇園会再興は戦乱の終結と復興を象徴するものであり、民の生活を保障するものだった。祇園会は、将軍徳治の許における天下静謐を象徴するモチーフとして、その後の洛中洛外図にも受け継がれたのである。

- 1 脇田晴子『中世京都と祇園祭』中央公論新社、一九九九年、一八頁。
- 2 河内将芳『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年、五二・八二頁。
- 3 林屋辰三郎「祇園祭について」(民主主義科学者協会京都支部歴史部会『祇園祭』、東京大学出版会、一九五三年)。同『中世文化の基調』東京大学出版会、一九五三年、二二八・二三〇頁。
- 4 前掲注(2)河内著書一一・一八二頁。
- 5 早島大祐『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年、二五八・二九二頁。
- 6 三枝暁子「書評 河内将芳著『中世京都の都市と宗教』」(『史学雑誌』一一六・六、二〇〇七年)。
- 7 河内将芳、『祇園祭と戦国京都』角川学芸出版、二〇〇七年、九二・九四頁。前掲注(2)河内著書、一一五・一三〇頁。
- 8 今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、二六一・二九三頁。
- 9 今谷氏が、京兆専制の根拠としたのは、A政元が明応の政変で将軍継承者決定権者であった、B政元による守護統制権把握と守護権の拡大、C幕府機構掌握の三点である。これに対して、山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、二〇〇〇年、設楽薫「将軍足利義晴期における「内談衆」の成立(前編)」(『室町時代研究』一、二〇〇二年)等の批判がある。
- 10 前掲注(9)設楽論文、六九頁。
- 11 同前。
- 12 『実隆公記』永正八年八月十八日条。
- 13 前掲注(9)設楽論文、七〇・七三頁。
- 14 その名跡は末子(貞広)が継ぎ、松田頼亮と行動を共にしていることが確認できる(『実隆公記』永正八年八月十八日条)。その後貞広は、義種期には活動が見られず、義澄の子義晴政権において、義澄以来の旧臣として幕府奉行人となった(前掲注(9)設楽論文、七一・七七頁)。
- 15 『実隆公記』永正五年四月十六日条。「梵恕記、永正五年四月二十六日条裏文書(『壬生家文書』六、(図書寮叢刊)一九八四年)。和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」(『跡見学園女子大学紀要』十六、一九八三年)七十九頁。
- 16 『実隆公記』永正五年四月二十七日条。
- 17 『実隆公記』永正八年八月二十四日条。
- 18 『八坂神社記録』下、八坂神社社務所、一九六二年、一九二・二〇三頁。なお、前掲注(2)河内著書、一五一・一六二頁において、より正確な翻刻が示されている。
- 19 河内氏は、頼亮が「永正四年」と記した理由について、前年の永正三年に山門の申し入れによって、祇園会が延引しそうになったが、政元の見物によって祇園会が行わ

- れたことと関係しているとする（前掲注（2）河内著書、一七七・一七八頁）。しかし、ここで問題となっているのは永正三年ではなく四年である。
- 20 前掲注（15）『不問物語』七九頁。
- 21 設楽薫「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」（『室町時代研究』二、〇〇八年）。
- 22 前掲注（8）今谷著書、一七〇・一七二頁。今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』上、思文閣出版、一九八六年、付録十頁。
- 23 前掲注（9）山田著書、二五頁。
- 24 『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』二二四一・二二四四、二二四六・二二四九、二二五一、二二五二、二二五四・二二五六、二二六二号。
- 25 前掲注（8）今谷著書、二七四・二七五頁。
- 26 前掲注（9）設楽論文、七〇・七二頁。
- 27 前掲注（8）今谷著書、二七四・二七五頁。『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』奉行人一覽、十二頁。
- 28 前掲注（2）河内著書、一一三・一一五頁。
- 29 前掲注（2）河内著書、一一四頁。
- 30 『増補八坂神社文書』臨川書店、一九九四年、三三三、三〇六、三〇八号。
- 31 『増補八坂神社文書』二八六号。
- 32 「花宮三代記」応安四年十一月二十五日条（『群書類従』二六輯雑部）。
- 33 『八坂神社記録』下、二二四頁。
- 34 『増補八坂神社文書』二五二号。
- 35 『増補八坂神社文書』二五七・二九〇・二九二号。『八坂神社記録』下、二〇八・二一一・二二三・二二八・二三〇・二三六頁。
- 36 『鹿苑日録』明応八年八月二十二日条。
- 37 『実隆公記』文亀三年五月十七日条。
- 38 『後法成寺関白記』永正三年四月十二日条。
- 39 『後法興院記』永正二年正月十九日条。
- 40 『八坂神社記録』下、二〇九頁。
- 41 下坂守「山訴」の実相とその歴史的意義（『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）。前掲注（2）河内著書、五二・五四頁。
- 42 比叡山延暦寺『校訂増補天台座主記』八一世尊賞、正嘉二年五月二十九日条、第一書房、一九七三年。
- 43 『二水記』永正元年正月十日条。
- 44 『宣胤卿記』永正三年九月二十二日条（史料大成）。
- 45 『宣胤卿記』文明十三年正月十日条。
- 46 富田正弘「室町時代における祈祷と公武統一政権」（『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年）。
- 47 『宣胤卿記』長享三年正月十日条。
- 48 『親長卿記』明応三年正月十日条（史料大成）。
- 49 『後法興院記』明応十年正月十日条。
- 50 「和長卿記」明応十年正月十日条（東京大学史料編纂所蔵謄写本）。
- 51 『後法興院記』明応八・文亀元年八月一日条。『実隆公記』明応四・七年、文亀元・三年、永正元・三年同日条。「和長卿記」明応三・文亀三年同日条。『言国卿記』明応二・三・七・文亀元・二年同日条。「伯家五代記」明応七・永正二年同日条（続史料大成）。『宣胤卿記』永正元・三年同日条。
- 52 『実隆公記』文亀二年七月十二・二十七日、文亀三年正月十日・八月二十八日・十月

- 二十四日、永正元年閏三月四日、永正二年正月七日、永正三年七月十五日、永正四年十二月二〇日条。『宣胤卿記』文龜二年五月十三日、永正元年八月一日、永正三年八月一日・九月三日条。『後法興院記』文龜二年七月二十八日、文龜三年十月二十二日条。『後法成寺関白記』永正三年十一月二十五日、永正四年五月六日条。「和長卿記」文龜三年十月十四日条。
- 53 『元長卿記』永正五年四月十六日条。
- 54 『元長卿記』永正五年正月二十六日、四月十七日条。
- 55 前掲注(9) 山田著書、「文龜・永正期の將軍義澄の動向」八二・一三二頁。
- 56 『後法興院記』文龜元年正月三十日、五月五日、六月十六日、文龜二年二月九日、文龜三年五月十日、十月二十二日、永正元年九月一日、十一月二日、永正二年正月十六日条。『鹿苑日録』永正元年二月十三日条。『実隆公記』永正元年五月五日条。『後法成寺関白記』永正三年閏十一月十七日条。
- 57 『後法興院記』文龜元年六月十六日条、文龜二年三月九日、四月二十三日条、文龜三年十月五・七・十七・二十二日条。『大乘院寺社雜事記』文龜元年五月二十六日条。
- 58 「長興宿禰記」文明十四年七月九・二十六日条(史籍集覽)。上田浩介「守護在京解体の画期と幕府求心力についての一考察」(『新潟史学』六九、二〇二三年)。
- 59 『親長卿記』文明十七年六月十一日条。
- 60 「長興宿禰記」文明十八年八月二十七日条。前掲注(58) 上田論文。
- 61 「長興宿禰記」長享元年十月五日条。
- 62 『実隆公記』『宣胤卿記』『後法成寺関白記』永正三年七月十五・十六日条。永正三年十一月二十五日条。
- 63 前掲注(9) 山田著書一〇九・一一四頁。
- 64 前掲注(8) 今谷明著書、二六六頁。
- 65 『後法興院記』明応三年十二月二十一日条。
- 66 『大乘院寺社雜事記』明応二年四月四日条。
- 67 『大乘院寺社雜事記』明応二年五月三・九・十五・二十二日条。
- 68 横尾国和「明応の政変と細川内衆上原元秀」(『日本歴史』四二七、一九八三年)。
- 69 二木謙一「中世武家儀礼の研究」吉川弘文館、一九八五年、六二・一〇三頁。
- 70 前掲註(2) 河内著書、一二二・一四八頁。
- 71 同前、河内著書二二九頁。同、『祇園祭と戦国京都』角川学芸出版、二〇〇七年、七六・一一二頁。
- 72 『八坂神社記録』下、二二〇頁。
- 73 同前、二一九頁。「祇園社記」(『後鑑』) 永正三年六月二・六日条。
- 74 『後法成寺関白記』永正三年六月七・十二・十三日条。
- 75 『実隆公記』永正三年六月七日条。
- 76 河内氏は、六郎を政元に比定したが(前掲注(2) 河内著書、一二九頁)、澄元の誤りである。
- 77 この年四月に澄元が阿波から上洛すると、翌日、それまで家督相続者であつた澄之は丹波へ下つた(『実隆公記』永正三年四月二十六日・二十七日条)。
- 78 『言国卿記』文龜二年六月七日条。
- 79 『大乘院社寺雜事記』明応九年六月八・十二日条。
- 80 河内将芳「室町期祇園会と公武政權」(『史学雑誌』一一九・六、二〇一〇年)。
- 81 義澄の動向も様々な記録に見られる。
- 82 『後法興院記』明応九年六月七日条。
- 83 『大乘院社寺雜事記』明応九年六月十二日条。

- 84 前掲注(69) 二木著書、六二・一〇三頁。
- 85 『鹿苑日録』明応八年八月十八日条。
- 86 『建内記』正長元年六月十四日条。前掲注(69) 二木著書、八四・八五頁。
- 87 河内将芳「室町・戦国期京都における公家衆・衆庶の祇園会見物について」(『芸能史研究』二〇七、二〇二四年)。
- 88 「守光公記」永正十二年六月七日条(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。
- 89 『二水記』大永二年六月二十七日条。「祇園会御見物御成記」(『群書類従』二二輯武家部)。
- 90 「金蓮寺文書」六月十日付波々伯部元継書状、天文十七年六月十五日付幕府奉行人奉書(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- 91 「祇園会御見物御成記」(『群書類従』二二輯武家部)。京極高澄は上平城にて、岩山道堅が名代で伺候した。目録の高澄名の書札まで、高国が決めていることから高澄は名義のみと思われる。
- 92 「不問物語」七六・七九頁。
- 93 『後法成寺関白記』永正五年二月二十九日条。
- 94 『実隆公記』永正五年三月十九日条。
- 95 同書、永正五年四月九・十日条。『後法成寺関白記』永正五年四月九・十日条。「不問物語」七六・七九頁。
- 96 『実隆公記』永正五年四月十・十四・十六日条。
- 97 同書、永正五年四月二十一日条。
- 98 『後法成寺関白記』永正四年六月二十四日条。
- 99 『実隆公記』永正五年四月十四日条。
- 100 『後法成寺関白記』永正七年二月十六日条。『実隆公記』永正七年二月十六、二十九日条。『大日本史料』九編二冊四二〇頁。
- 101 『実隆公記』永正八年八月二十四・二十五日条。『公卿補任』永正八年足利義澄項。
- 102 前掲注(80) 河内論文。同、「足利義輝の祇園会見物について」(『芸能史研究』二〇三、二〇一三年)。
- 103 『二水記』大永二年六月二十七日条。
- 104 前掲注(102) 河内論文「足利義輝の祇園会見物について」。
- 105 『後法興院記』明応九年六月七日条。
- 106 『大乘院寺社雑事記』明応九年六月十二日条。
- 107 『山城名勝志』卷四(新修京都叢書)。
- 108 前掲注(5) 早島著書、二六八・二九二頁。
- 109 前掲注(5) 早島著書、二七二・二七三頁。
- 110 『増補八坂神社文書』七〇九号。
- 111 『八坂神社記録』下、二〇七頁。
- 112 『宣胤卿記』文明十三年六月六日条。
- 113 『八坂神社記録』下、一八八・一九〇頁。下坂守「中世京都・東山の風景―祇園社境内の景観とその変貌をめぐって―」(『中世寺院社会と民衆』思文閣出版、二〇一四年) 初出二〇〇九年。
- 114 『八坂神社記録』下、一八八・一九〇頁。
- 115 『増補八坂神社文書』二〇七号。
- 116 『八坂神社記録』下、二〇七頁。
- 117 『増補八坂神社文書』七七九、七八〇号。
- 118 『増補八坂神社文書』二五〇号。
- 119 『八坂神社記録』下、二二五頁。

-
- 1 2 0 『親長卿記』明応七年八月十八日。「捨芥記」明応七年八月十八日条、(史籍集覽)。
- 1 2 1 「御霊神社文書」二、明応八年九月四日付幕府奉行人奉書(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)十八頁。
- 1 2 2 『宣胤卿記』永正三年十一月二十六日条。
『実隆公記』永正三年十一月二十六日条。
- 1 2 3 『二水記』永正十七年五月五日、大永七年二月十二日条など。
- 1 2 4 川岡 勉「中世日本の王権と天下成敗権」(『愛媛大学教育学部紀要』五六、二〇〇九年)。
- 1 2 5 設楽薫「足利義尚政権考」(『史学雑誌』九八・二、一九八九年)。同、「將軍足利義材の政務決裁」(『史学雑誌』九六・七、一九八七年)。
- 1 2 6 羽田聡「天文期における室町幕府側近衆の所領とその評価」(『三田中世史研究』五、一九九八年)。
- 1 2 7 前掲注(9) 山田著書、八二・一三二頁。

图 1 国立歴史民俗博物館蔵「歴博甲本洛中洛外図屏風」部分 祇園会 画像
提供：国立歴史民俗博物館

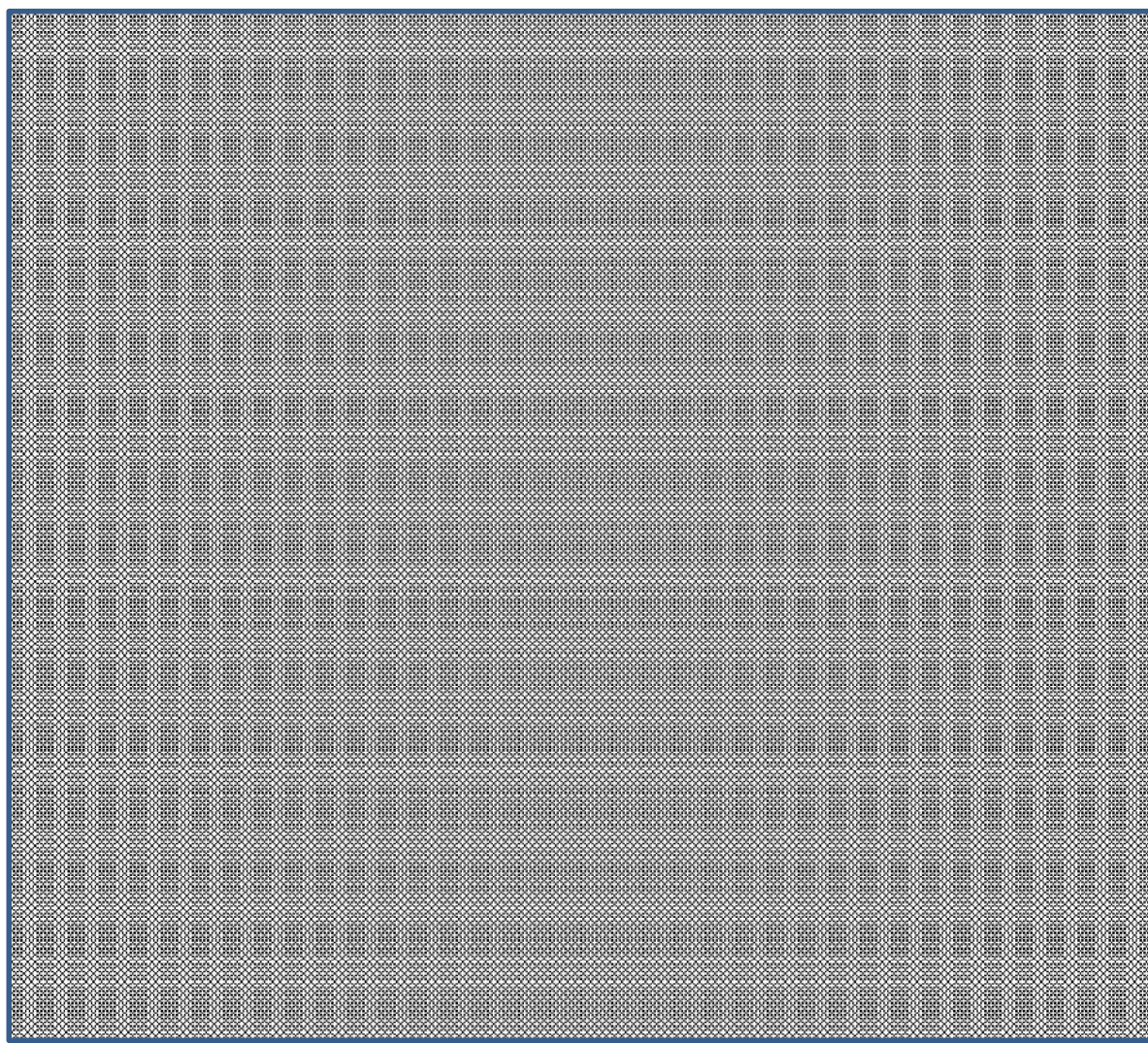


表1 戦国期祇園会執行状況

年	西暦	将軍	6	6	典拠	
			月	月		
			7	1		
			日	4		
			日	日		
明応9	1500	義澄	○	○	政・大	
文亀1	1501		○	○	政・大・国	
文亀2	1502		○	○	政・大・国	
文亀3	1503		○	×	政・実	
永正1	1504		○	○	政・宣・大	
永正2	1505		○	○	二・大	
永正3	1506		○	○	実・尚	
永正4	1507		○	○	実	
永正5	1508	義植	×	×	実・尚	
永正6	1509		○	○	実	
永正7	1510		○	○	実	
永正8	1511		×	?	実	
永正9	1512		○	○	実・拾	
永正10	1513		○	?	尚	
永正11	1514		×	×	歴	
永正12	1515		○	?	守	
永正13	1516		×	×	尚	
永正14	1517		×	×	宣	
永正15	1518		○	?	宣・二	
永正16	1519		×	×	宣	
永正17	1520		○	○	二・尚	
大永1	1521		?	?		
大永2	1522		○	○	二	
大永3	1523		×	×	実	
大永4	1524		?	○	実	
大永5	1525	×	×	実		
大永6	1526	×	×	二		
大永7	1527	○	○	二		
享禄1	1528	×	×	二・実		
享禄2	1529	×	×	実		
享禄3	1530	○	○	二・湯		
享禄4	1531	×	○	実		
天文1	1532	義晴	×	×	継・実	
天文2	1533		×	×	実・八302	
天文3	1534		○	○	湯	
天文4	1535		×	×	湯・奈	
天文5	1536		?	○	湯	
天文6	1537		?	○	湯	
天文7	1538		×	×	湯・親	
天文8	1539		○	○	親・常	
天文9	1540		○	?	鹿	
天文10	1541		○	○	湯	
天文11	1542		×	×	親	
天文12	1543		?	○	多	
天文13	1544		○	?	継	
天文14	1545		○	○	継	
天文15	1546		?	?		

天文16	1547	義輝	?	○	湯
天文17	1548		○	○	継・長
天文18	1549		×	×	厳
天文19	1550		?	○	継
天文20	1551		?	?	
天文21	1552		○	○	継
天文22	1553		×	×	継
天文23	1554		×	×	湯
弘治1	1555		?	○	湯
弘治2	1556		?	○	湯
弘治3	1557	×	×	湯	
永禄1	1558	×	×	湯	
永禄2	1559	○	?	湯	
永禄3	1560	×	×	湯	
永禄4	1561	?	○	湯	
永禄5	1562	?	?		
永禄6	1563	○	○	継	
永禄7	1564	?	?		
永禄8	1565	×	×	継	
永禄9	1566	?	○	継	
永禄10	1567	×	×	継	
永禄11	1568	義栄	○	○	湯

大＝大乘院寺社雑事記	政＝後法興院記
国＝言国卿記	実＝実隆公記
宣＝宣胤卿記	守＝守光公記
尚＝後法成寺関白記	二＝二水記
継＝言継卿記	湯＝お湯殿上日記
歴＝歴仁以来年代記	拾＝拾芥記
親＝親俊日記	奈＝後奈良院宸記
鹿＝鹿苑日録	常＝大館常興日記
八＝八坂神社文書	多＝多聞院日記
長＝長享年後畿内兵乱記	厳＝厳助往年記
○＝式日に祇園会行われる(山鉾のみの場合含む)	
×	＝延引・追行
?	＝不明
二重線＝義澄期	太枠＝歴博甲本推定制作年代

表 2 戦国期祇園会再興幕府関係文書（年不詳の文書は、内容及び奉行人から判断した）

通し No.	将 軍 と No.	年	西暦	月日	將軍	差出人	宛所	内容	典拠	文書 No.	ページ
1		文明2	1470	11・19	義政	飯尾重連	祇園執行	馬上銭を先々の如く懸ける。	祇園社記(祇園神社記録1923年)		750
2	1	明応5	1496	閏2・13	義澄	飯尾種貞・諏訪貞連	祇園執行	祇園会30年退転。十穀縁実房相談。処々勸進せしめ神興造立の段大政所神主宮千代に伝えるべし。祭礼再興を命ず。	祇園社記(祇園神社記録1923年)八坂神社記録下(1961年)		751・207
3	2	明応5	1496	閏2・13	義澄	飯尾種貞・諏訪貞連	十穀縁実房	祇園左方大政所、近日修造。処々勸進せしめ、神興造立祇園会再興すれば、神忠たるべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	709	493
4	3	明応6		5・16	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園執行	櫛を以て神興の先例あり。当年はそれを持って執行すべし。	祇園社記(祇園神社記録1923年)八坂神社記録下(1961年)		751・207
5	4	明応6	1497	6・14	義澄	飯尾清房	祇園執行	幕府神馬の奉納を約し、祇園会執行を命ず。	八坂神社文書上巻(1939年)	249	229
6	5	明応5 ~文亀元		6・1	義澄	飯尾清房・飯尾元行	松田頼亮	祇園会櫛を以て執り行うこと先例なしといえども、遂行すべし。日吉祭礼が滞滞しても、祭礼の遂行を厳密に下知す。神事再興専らとすべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	269	241
7	6	明応9	1500	5・18	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社社人中	櫛を以て祇園会執行し、氏子に触れるべし。	八坂神社文書上巻(1939年)	250	229
8	7	明応9	1500	5・18	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	櫛を以て祇園会執行し、氏子に触れるべし。	八坂神社記録下巻(1961年)祇園社記十六		208
9	8	明応9	1500	5・30	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	櫛を持って執行すべし、重ねて触れるべし、異議之輩厳科処すべし。	八坂神社記録下巻(1961年)祇園社記十六		209
10	9	明応9	1500	6・1	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	櫛先例なくとも、日吉祭礼遅延すとも執行すべし。	八坂神社記録下巻(1961年)祇園社記十六		209
11	10	明応9	1500	6・6	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	下行動物、公程銭糺祭礼以後たと云えども酒屋土倉仰せつける。必ず明日の神事その役に従うべし。	八坂神社記録下巻(1961年)祇園社記十六		208
12	11	明応9	1500	6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行	今日祇園会執行に付、神馬・太刀を納む。	八坂神社文書上巻(1939年)	251	230
13	12	文亀元	1501	6・6	義澄	飯尾清房	祇園社執行	明日七日の功程銭、祇園社敷地に懸ける。十四日は山鉦少々略し、その要脚を当てるその例がないわけではので異議に及ぶべからず。早く下知し、神事遂げるべし。	八坂神社記録(増補続史料大成)(1978年)		318
14	13	文亀元	1501	6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行	去年祇園会再興、大舎人座神役に従わず、役銭を懸け神事要脚とす。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	252	230
15	14	文亀元	1501	6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行	少将井駒頭争論、幕府の命に従わず。決着がつくまで祇園社に駒頭預け置く。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	253	231
16	15	文亀元	1501	6・11?	義澄	少将井駒頭申状案文		少将井駒頭に付幕府奉書6月6日に出る。写しを御霊御子奥方へ遣わす。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	254	231
17	16	文亀元年	1501	6・22	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	祇園社神興宮仕訴訟により押置く。	八坂神社記録下(1961年)		215
18	17	文亀2	1502	6・7	義澄	飯尾清房・松田頼亮	祇園社執行	祇園大宮駕輿丁、撰津今宮神人近年直売買するものありと訴える。	八坂神社記録下(1961年)		218
19	18	文亀2	1502	6・7	義澄	飯尾清房・松田頼亮	祇園社執行	諸役者の訴訟は追って聞くので今日の神事は無為行うべし。違乱の輩あれば厳科に処す。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		319
20	19	文亀2	1502	6・8	義澄	祇園執行玉寿案文	飯尾清房	御下知により昨日祇園会執行。將軍へ御披露願う。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	255	233
21	20	文亀2	1502	9・9	義澄	飯尾清房・飯尾元行	右京兆代(細川政元)	祇園社本願徳阿宿阿弥事種々有悪逆誅罰せよ。	新修八坂神社文書(中世編)(2002年)	142	160
22	21	文亀3	1503	12・23	義澄	飯尾清房・松田頼亮	祇園社執行御房	大勸進徳阿連年社殿嘗作。さらに励むべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	713	496
23	22	文亀3	1503	5・28	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	大舎人神役に随わず。明応9年以來の要脚を定め、今年は必ず神役に従うことを命ず。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	256	233
24	23	文亀3	1503	6・5	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	大舎人役に随わず。明応9年以來の失墜分二百貫文社納させよ。	八坂神社記録下(1961年)		216
25	24	文亀3	1503	6・5	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	諸役者訴訟余日なきにより追って糾明す。先ず神事執行せよ。	『後鑑』第四篇所載祇園社記、八坂神社記録下(1961年)		95 218
26	25	文亀3	1503	6・5	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	大宮駕輿丁訴訟追って糾明す。先ずその役に随い神事遂行すべし。	『後鑑』第四篇所載祇園社記、八坂神社記録下(1961年)		95 217
27	26	文亀3	1503	6・7	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	子細を申すは追って糾明す。なお異議有る族言語道断。重ねて神事執行を命ず。	『後鑑』第四篇所載祇園社記、八坂神社記録下(1961年)		95 217
28	27	文亀3 (文亀元年カ)	1503	6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行御房	去年再興之処、大舎人神役随わず。当年は役銭を掛け神事要脚に用いる。	『祇園社古文書写』(続群書類従第3輯)		28
29	28	永正元	1504	6・5	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	祇園会御輿鞍持事。近年難渋。言語道断。神事遂げるべし。	八坂神社記録下(1961年)		219
30	29	永正元	1504	6・5	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園執行玉寿	祇園会再興し、山鉦以下諸役人は従っているが、大舎人だけ神役に随わず。明応9年以來の失墜分は下行動物とす。必ず神事遂げるべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	257	234
31	30	永正元	1504	6・5	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	少将井駒頭についての駒大夫と御霊神子奥女の争論は、後で糾明し成敗を下すので、去年の如く預け置き、神事を遂げるべし。異議あらば、双方ともに処罰する。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	258	235
32	31	永正元	1504	6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行	太鼓持ちを片羽屋神子、祓神子が勤めるのが先規の所、片羽屋神子異議に及ぶ。先例の通り神事を勤めることを命ず。(案文)	増補八坂神社文書上巻(1994年)	259	235
33	32	永正元	1504	6・7	義澄	祇園執行御房	祇園社執行	同上(案文)	増補八坂神社文書上巻(1994年)	260	236
34	33	永正元	1504	6・10	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	片羽屋神子奉書に随わず。7日の祇園会を勤めず。14日は必ず勤めるべし。もし勤めなければ社中退くべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	261	236
35	34	永正元	1504	6・10	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	同上	増補八坂神社文書上巻(1994年)	262	237
36	35	永正元	1504	6・10	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	同上	増補八坂神社文書上巻(1994年)	263	237
37	36	永正元	1504	6・14	義澄	飯尾清房	祇園社執行	祇園会御輿鞍持事について駕輿丁異議に及ぶ。言語道断。まず祇園会執行を命じる。追って彼らには一段の御成敗がある。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		319

38	37	永正2力	1505	5・25	義澄	飯尾清房	祇園社執行	少将井駒頭争論について、駒大夫・御霊社神子奥を召し寄せるべき。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	264	238
39	38	永正2	1505	5・27	義澄	飯尾清房・松田頼亮	祇園社執行	少将井駒頭を御霊社神子奥が駒大夫より、拘措す。追って糾明す。神事を遂行するよう命ず。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	265	238
40	39	永正2	1505	5・27	義澄	飯尾清房・飯尾元行	松田頼亮	大舎人神役に随わず。異議に及べば譴責使を入れるべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	268	240
41	40	永正2	1505	6・2	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	祇園会功程銭事、大舎人座神事に従わず。彼の失墜分を費用に充てるところ、御下知に従わず。言語道断。当年は社人に雑色を添え、一段催促すべしと、侍所開園に仰せつけられた。神事無為に遂げるべし。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		320
42	41	永正2力	1505	6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行	少将井駒頭の件は追って糾明す。両方堪忍し神事に随うべしに命に異議を言う。駒頭がなくとも神事を行うべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	266	239
43	42	永正2	1505	6・13	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	少将井駒頭の件。御霊神子奥女駒頭を7日の神行に借渡さず。追って糾明す。まず社家に渡し、神事を遂行すべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	267	239
44	43	永正2	1505	6・8	義澄	祇園執行玉寿	飯尾清房	昨日無事に遂行。御披露されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	270	241
45	44	永正2	1505	6・8	義澄	祇園執行玉寿 案文	飯尾清房	少将井御輿前の参銭争論に付下知し、前の宮仕を許す。少将井旅所が無し。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	272	243
46	45	永正3	1505	6・2	義澄	飯尾清房	祇園社執行	日吉神事なくとも式日に祇園会執行すべし。	八坂神社記録下(1961年)		219
47	46	永正3	1506	6・3	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	日吉祭礼祭礼なくとも7日祭礼行うべしと仰せつけたところ、宮仕以下行物の事について訴訟に及ぶ。大舎人の失墜分を定めおいているので、催促せよ。神事無為に遂げるべし。	八坂神社記録下(1961年)		220
48	47	永正3	1506	6・6	義澄	飯尾清房	祇園社執行	日吉祭礼延引といえども式日之執行を命ず。	『後鑑』第4篇祇園社記		124
49	48	永正3	1506	6・6	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	大舎人座神役失墜分馬上銭にあてる。失墜分を出すべし。	『後鑑』第4篇祇園社記		124
50	49	永正4	1507	5・28	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	祇園会の注進聞し召した。来月七日神事無為に遂げるべし。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		321
51	50	永正4	1507	6・6	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	大舎人神役随わず。当年一段御成敗有るので、明日7日は神事遂げるべし。もし彼足付行えなければ、来年は他の足を以て仰せつけることを諸役人に下知せよ。	八坂神社記録下(1961年)		220
52	51	永正5	1508	3・23	義澄	飯尾清房・飯尾元行	祇園社執行	少将井御輿、三条堂町・烏丸間で喧嘩有り。その町で御輿を造り替えるべきと仰せつけられるべきだと神人が訴訟に及んだので、奉書を出した。今年の神事を無事に遂行せよ。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	274	243
53	52	?		5・20	義澄	飯尾清房	祇園社執行	壹種両荷を贈られた礼、申されたことは伝える。神事無為肝要。	新編八坂神社文書(2014年)	26	21
54	53	?		5・22	義澄	飯尾清房	祇園社執行	祇園会に付令達あり出京供すべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	282	249
55	54	?		5・24	義澄	飯尾清房	祇園社執行	先日来臨樽賞飯。祇園会の事披露したところ、心得たと仰せ出さる。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		317
56	55	?		5・28	義澄	飯尾清房	祇園社執行	日吉神事延引により、祇園会延引了承す	増補八坂神社文書上巻(1994年)	283	249
57	56	?		5・29	義澄	飯尾清房	祇園社執行	神與透廊に出御。千祇同様。延引なきよう、神人に下知を加えるべし。訴訟については重ねて將軍に伝える。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	284	249
58	57	?		5・28	義澄	飯尾清房	祇園社執行	祇園会早々出京有るべし	八坂神社記録下(1961年)		212
59	58	?		5・30	義澄	飯尾清房	祇園社執行	馬上銭下行したが、日吉神人従わず。社家調法して神事遂げるべし。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		314
60	59	?		6・1	義澄	祇園社執行玉寿	飯尾清房	大宮駕輿丁について申されたことは下知されめでたく思う。彼らの請文調えさせ、進上する。	新編八坂神社文書(2014年)	30	23
61	60	?		6・1	義澄	祇園執行玉寿	飯尾清房	神輿を透廊に移す。御披露されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	273	243
62	61	永正2?	1505	6・1	義澄	祇園執行玉寿	飯尾清房	少将井参銭について、仮屋無く14日運行以前に、糾明するということだったが、使者を遣わしても細川玄蕃頭は留守ということだ。御成敗有るべき哉。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	289	252
63	62	?		6・1	義澄	飯尾清房	祇園社執行	神輿出御珍重。七日の祭礼無為肝要。神輿出御披露する。	新編八坂神社文書(2014年)	27	21
64	63	?		6・5	義澄	飯尾清房	祇園社執行	神與透廊に出御延引。本功程銭不調により宮仕中訴訟のため。異議に及ばず執行すべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	285	250
65	64	?		6・5	義澄	飯尾清房	祇園社執行	祭礼神馬を伊勢貞隆に仰せつけるも、馬なし。神馬後になるとも、祇園会執行すべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	286	250
66	65	?		6・5	義澄	飯尾清房	祇園社執行	明日日七日祭礼御路以下の申されたことは、下知なされたので、油断なく神事無為に行われるよう申し付けることが肝要。	新編八坂神社文書(2014年)	28	22
67	66	?		6・5	義澄	飯尾清房	祇園社執行	明日日無為祭礼遂げられれば神妙と仰せ出される。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		314
68	67	?		6・6	義澄	祇園執行玉寿	飯尾清房	將軍より、神馬寄進あれば、目出度かるべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	287	251
69	68	?		6・6	義澄	飯尾清房	祇園社執行	祇園会諸役者訴訟以外。神事以降でも酒屋土倉役の沙汰をするので、明日の祭礼無為に行うべしの御下知諸役に申しつけるべし。	八坂神社記録下(1961年)		213
70	69	?		6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行	神馬牽事被仰出る。厩者に申しつけたが、馬がない。今日何方より参れば進よう申した。	八坂神社記録下(1961年)		214
71	70	文龜2年?		6・7	義澄	飯尾清房・松田頼亮	祇園社執行	大宮駕輿丁訴訟以前御下知被成遣。可有御成敗上は、不可有異議。	八坂神社記録下(1961年)		210
72	71	?		6・7	義澄	飯尾清房	祇園社執行	大舎人早々神事を遂げ明日雑色相供為社家申したまえ。	八坂神社記録下(1961年)		211
73	72	?		6・8	義澄	飯尾清房	祇園社執行	昨日祭礼無為之由注進到来珍重。披露する。	八坂神社記録下(1961年)		215
74	73	?		6・8	義澄	飯尾清房	祇園社執行	昨日祭礼無為執行注進披露したところ尤も神妙之由被仰出。苦勞されたこと一段御面目。	八坂神社記録下(1961年)		215
75	74	?		6・8	義澄	祇園執行玉寿	飯尾清房	17日間の祈禱命ぜられた通り行う旨披露されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	271	242
76	75	?		6・8	義澄	飯尾清房	祇園社執行	昨日神事無為の注進到来。可然と思召す。珍重。還幸路事堅く仰せつけられた。	新編八坂神社文書(2014年)	29	22

77	76	?		6・9	義澄	祇園執行玉寿	飯尾清房	正体なき灯呂のような作り物を四条烏丸左近五郎男が、祇園社御頭と号して、大政所に置く。宮子難洪す。追放されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	288	251
78	77	?		6・13	義澄	飯尾清房	祇園社執行	諸役者の訴訟は神事の後裁許す。明日の還幸堅く下知す。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		316
79	78	永正2?	1505	6・14	義澄	飯尾清房	祇園社執行	還行無為に遂げるべし。功程銭は一段申し付くべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	290	252
80	79	?		6・14	義澄	祇園執行玉寿書状案	飯尾清房	両神主装束取押さえる。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	291	253
81	80	?		6・14	義澄	飯尾清房・松田頼亮	祇園社執行	下行物調わずとも、還幸無為に遂げるべし。大舎人方に申しつけてあるが、まだ整わない。下行物は後日堅く申しつける。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	292	254
82	81	?		6・14	義澄	飯尾清房・松田頼亮	祇園社執行	観音山要脚文三千疋許容せず。	増補八坂神社文書上巻(1995年)	898	678
83	82	?		6・14	義澄	松田頼亮	祇園社執行	公定銭について、町人が要脚員数を懸望するので、今朝申すことになっているので、斟酌してほしい。	八坂神社記録下(1961年)		226
84	83	?		6・14	義澄	飯尾清房	祇園社執行	今日還幸去る7日の御下知の通り、諸役に難く申しつけ、神事遂げるべし。功程銭は一段申しつける。	八坂神社記録下(1961年)		212
85	84	?		6・16	義澄	飯尾清房	祇園社執行	還幸事重ねて下知す。無為に遂げるべしの注進到来。神主は糾明し、掃座成奉るべし。	八坂神社記録下(1961年)		213
86	85	明応9?		6・16	義澄	飯尾清房	祇園社執行	祇園再興珍重。来年も仰せつけられるであろう。功程銭など疎略なく申し付ける。	新編八坂神社文書(2014年)	32	24
87		?		6・20	?	宗興(横川掃部助伊勢被官)	實寿院	昨日御興還幸無為相調う。目出候。	八坂神社記録下(1961年)		214
88	1	永正5	1508	7・18	義種	祇園執行 案文		少将井咄嘩の事の下知案文写し、功程銭、神馬3疋、唐鞍3口、駒頭争論事、日吉祭礼なき前に祇園会執行明応9年の下知の写し、神行争堅く仰せ付けられるべきこと。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	275	244
89	2	永正5	1508	7・18	義種	祇園社執行	飯尾貞運	祇園会の事去る4日被仰出。御興の事不被仰付、委細一書似て申し上げる。日吉祭無時の祇園会の御下知案進入。披露されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	276	245
90	3	永正5	1508	9・22	義種	備中守伊勢貞陸	祇園社御師	神馬3疋牽進	八坂神社記録下(1961年)		248
91	4	永正6	1509	6・8	義種	顯増	飯尾貞運	昨日7日の祭礼、種々訴訟があったが無事神幸成る。披露を請う。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	277	246
92	5	永正6	1509	6・8	義種	顯増	横川掃部助	昨日7日の祭礼、種々訴訟があったが無事神幸成る。披露を請う。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	278	246
93	6	永正7	1510	6・7	義種	伊勢貞陸	祇園社御師	將軍より神馬一疋牽進	増補八坂神社文書上巻(1994年)	281	248
94	7	永正8	1511	12・24	義種	飯尾貞運・諏訪長俊	祇園会敷地地下人中	日吉祭礼が遅れ、山鉾整え難し。失墜料を納めさせる。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	293	254
95	8	永正9	1512	5・29	義種	飯尾貞運・松田英致	祇園執行御房	小五月馬上銭調った時は、公程銭仰せつけるので、神事無為申しつける。	八坂神社記録下(1961年)		222
96	9	永正9	1512	6・7	義種	齊藤基雄・飯尾為完	祇園執行	大宮駕輿丁今宮神人右遺物商売奉書成す上は、神事遂げるべし。	八坂神社記録下(1961年)		222
97	10	永正10	1513	5・21	義種	神事書		神事 神馬・唐鞍3、御公程銭、少将井駒頭、御路	増補八坂神社文書上巻(1994年)	294	255
98	11	永正11	1514	4・4	義種	齊藤基雄・松田英致	祇園執行	山門雑掌申す。日吉祭礼未御供役者八乙女下行物事。二貫四百文の所、宮仕等近年半分しか渡さないので、神事に従わないと訴える。先例通り下行すべし。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		321
99	12	永正13	1516	12.6	義種	飯尾貞運	祇園執行	祭礼神馬一疋奉納目出候。	八坂神社記録(増補続史料大成)(1978年)		312
100	13	永正14力		8・6	義種	飯尾貞運	祇園執行	明日の祭礼のため神馬1疋引進。	八坂神社記録下(1961年)		244
101	14	永正14	1515	8・8	義種	顯増	飯尾貞運	神行無為無事、披露されたし。 伊勢貞陸も大方如此。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	295	256
102	15	永正15	1518	6・8	義種	顯増	飯尾貞運	神行無為無事、披露されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	295	256
103	16	永正15	1518	6・15	義種	顯増	飯尾貞運	神行無為無事、披露されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	295	256
104	17	永正15	1518	6・14	義種	飯尾貞運・齊藤時基	淀郷沙汰人中	今宮駕輿丁淀間所に留め置かれる。時を移さず勤過すべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	296	256
105	18	?		1・16	義種	宮仕乗幸・幸國・數孝	山本四郎次郎	神方に山鉾失墜料を下行するよう命じるが、応ぜず。三が日を過ぎたらば仰せつけられたし、其上者神事に奉公するを約す。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	280	247
106	19	?		2・11	義種	顯増	飯尾	案文 月迫について山鉾調えがたきと言上れども無事還幸披露されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	279	247
108	20	?		5・19	義種	顯増書状案	横川掃部助	祇園会例年の如申し入れる。殊に少将井神主職、宮仕下行物落居無くば神事調わず。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	298	257
109	21	?		5・19	義種	顯増書状案?	飯尾貞運	祇園会の事しかるべき様仰せつけられたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	299	258
110	22	?		5・29	義種	飯尾貞運	祇園執行御房	公程銭小五月会要脚調えば、沙汰するので、先ず神事無為の様申しつける。	八坂神社記録下(1962年)		225
111	23	?		6・6	義種	飯尾貞運	祇園執行御房	公程銭小五月会要脚調えば、沙汰する。	八坂神社記録下(1961年)		225
107	24	?		6・7	義種	飯尾貞運・齊藤時基	祇園執行	今宮駕輿丁魚物商売違乱。度々御成敗あるが、未だ尽きない。速やかに神役に従うべし。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)		321
112	永正18	1521	5・19	?	?	神事書		神事 神馬・唐鞍3、御公程銭、御路、少将井御札、神主職	増補八坂神社文書上巻(1994年)	297	257
113	永正18	1521	6・4	?	?	飯尾貞運	祇園執行御房	駒頭近年の如く、巫女等に借渡し、祭礼後返進させるべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	300	258
114	1	大永2	1522	6・6	義晴	伊勢貞忠	祇園社御師	神馬一疋牽進	八坂神社記録下(1960年)		239
115	2	大永3	1523	6・7	義晴	伊勢貞親		神馬一疋牽進	八坂神社記録(増補続史料大成)(1978年)		312
116	3	天文元力	1532	11・26	義晴	飯尾堯運(大和守)	祇園社執行	日吉小五月会来る28日のため、祇園会は来月7日14日に執行するという注進を將軍は被聞食。神事無為遂げるべし。	八坂神社記録下(1961年)		226

117	4	天文2	1533	5・22	義晴	飯尾堯連・松田晴秀	祇園社執行玉寿丸	祇園会は日吉祭礼がなくとも明応9年並びに永正3年の御成敗の旨に任せ式日に行うべし。	八坂神社記録下(1961年)	224
118	5	天文2	1533	6・6	義晴	飯尾堯連	祇園社執行	明日の祇園会を延引するよう山門が申し入れたと、佐々木定頼賀申すので、延引するよう將軍が仰せ出された。	八坂神社記録下(1961年)	223
119	6	天文2	1533	6・8	義晴	飯尾堯連・松田晴秀	祇園社執行玉寿丸	祇園会を式日通り執行するよう奉書を出したが、日吉祭礼が伸びていると山門が言うので、祇園会は延引せよ。	八坂神社記録下(1961年)	223
120	7	天文2	1533	8・9	義晴	松田盛秀・飯尾堯連	下京地下人中	7日山鉾重ねて調える儀迷惑の儀社家に相談すべし。山鉾なくては神慮にかなわず形の如く執行せしめば神妙。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	301 259
121	8	天文2	1533	6・8	義晴	大館常興	祇園社執行	祇園神事重ねて執行すべしと御下知。	八坂神社記録(増補続史料大成)(1978年)	312
122	9	天文2	1533	9・3	義晴	飯尾堯連書状	山本	祇園会無為遂行珍重。樽代拾足送る。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	302 259
123	10	天文8	1539	5・7	義晴	大館常興、		二条室町本堂寺前、人并四条東洞院町人申就祇園会寄町事、去年令言上之、落居処、松田豊前守去今合力銭催促の事について。	「大館記(七)」「ビブリアNo.86」「披露事記録」、	79
124	11	天文8	1539	6・13	義晴	松田頼康・治部貞兼	祇園社執行	祇園少将井神主事、神主・人馬留め置く。不可然。明日祭礼無事に行うべし。	室町幕府文書集成奉行人奉書篇下	3427 369
125	12	天文9	1540	11・8	義晴	松田頼康(豊前守)・飯尾貞広(加賀守)	祇園社執行	鉢相動候役者、中導寺地下人悉為神人哉否事、被尋仰之訖。	室町幕府文書集成奉行人奉書篇下	3457 378
126	13	天文11	1542	10・13	義晴	飯尾盛就・治部貞兼	祇園社執行玉寿丸	少将井神主对本社宮仕下り物事。三問三答。下行物三貫文義種の頃折衷を仰せつける。天文五年一貫五百文下行、六年未下分など宮仕に渡すべしと奉書が出されている。	八坂神社記録4(増補続史料大成)(1978年)	322
127	?			8・30	?	飯尾堯連	祇園社執行	祇園会来月7日に行う。其心得をせよ。	八坂神社記録下(1961年)	225
128	1	天文19以降	1550	5・30	義輝	松田頼隆	祇園執行御房	多門へ行っていたので、返事が遅れた。万松院殿御他界ニテ、山王祭も無し。祭礼に関し、吉田へ尋ねている。(義晴天文19年5月4日死去)	増補八坂神社文書上巻(1994年)	319 268
129	2	弘治2	1556	5・20	義輝	社務執行宝寿院常泉	飯尾堯連	方朽木御座時。祇園会式日執行致す可。神馬代仰せ出されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	303 260
130	3	永禄4	1561	5・28	義輝	飯尾堯連・松田盛秀	当百姓中	祇園社祭礼路に作毛。去年の下知の旨に任せ作毛止るべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	304 261
131	4	永禄4	1561	6・6	義輝	祇園会執行常泉	松本平兵衛尉	神馬為社家馳走致す可と仰せ出される。神馬去年分も未下。役は迷惑と申し入れる。今日明日中に仰せ出されたし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	305 261
132	5	永禄6	1563	6・7	義輝	正実権連	宝壽院	神馬代3貫文渡す。要脚馳走する。詳しくは飯尾堯連から伝える。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	323 271
133	6	永禄6	1563	5・2	義輝	祇園社執行		神馬代・幸幸、還幸路百姓作毛・二条大路水路	新編八坂神社文書(2014)	19 15
134	7	?		5・22	義輝	飯尾堯連	祇園社執行御房	神馬未参らずとも、調えるので祭礼例年の如く勤めるべし。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	311 264
135	8	?		5・20	義輝	飯尾堯連	祇園社執行御房	神事の事別紙を以て申達す。二十疋送り給い祝着。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	312 265
136	9	?		6・6	義輝	飯尾堯連	祇園社執行御房	神馬一疋奉納	増補八坂神社文書上巻(1994年)	313 265
137	10	?		9・7	義輝	飯尾堯連		少将井駒頭可被借巫女	祇園社古文書写(続群書類従3輯)	28
138		永禄5以前		5・7		伊勢貞孝書状案		三好長慶または義興 日吉祭礼十日に定まったので、祇園会14日、21日執行するので、神馬用意された。去年も俄かに祭礼がおこなわれたので、社家がととのえた。木津の宮駕輿丁神人去年炭山と申す者に公事申懸けられたので、糾明してほしい。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	310 264
139		永禄9	1566	7・22		祇園社雑掌朝祐	奥山和泉守・和久新介・和久峯岐守	神馬代三貫文受け取る。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	306 262
140		永禄10以前		5・23		三好義継	祇園社執行	神馬申付けた、石成友通を使者として送る。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	314 266
141		永禄12以前		5・29		石成友通	山本大蔵	神馬の件承知す。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	316 267
142		永禄12以前		6・1		石成友通	祇園寶寿院	6月7日14日祇園会執行粗略なく執行せよ。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	317 267
143	1	永禄11	1568	5・20	義栄	祇園社執行常泉	安枕斎(畠山維広)	祇園祭申状披露を乞う。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	307 262
144	2	永禄11	1568	5・20	義栄	祇園雑掌朝祐	中澤光俊	神馬代参貫文請け取る。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	308 263
145	3	?		5・20	義栄	祇園執行常泉	中澤光俊	祇園会申し状調う。	増補八坂神社文書上巻(1994年)	309 263
								『祇園神社記録』八坂神社社務所、1923年(大正12年)	『新編八坂神社文書』臨川書店、2014年	
								『八坂神社文書』上・下八坂神社社務所、1939・1940年(昭和14・15年)	『八坂神社記録』(増補続史料大成)、臨川書店、1978年	
								『八坂神社記録』上巻、八坂神社社務所、1942年(昭和17年)	『後鑑』第4篇(国史大系)、吉川弘文館、2007年	
								『八坂神社記録』下巻、八坂神社社務所、1961年(昭和36年)	『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』下、今谷明・高橋康夫編、思文閣出版、1986年	
								『増補八坂神社文書』、臨川書店、1994年(平成6年)昭和14/15年版復刻版	「祇園社古文書写」(続群書類従第3輯 神祇部)	
								『新修 八坂神社文書』(中世編)、臨川書店、2002年(平成14年)	「祇園執行日記」(群書類従第25輯 雑部)	
									『ビブリア』86、天理大学図書館報、1986年	

表 3 義植・義澄期 幕府奉行人奉書発給人と発給奉書数 (今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成奉行人奉書篇』思文閣出版 より作成)

年	西暦	將軍	飯尾為規	飯尾為頼	飯尾為完	飯尾為脩	飯尾清房	飯尾行房	飯尾元房	飯尾貞運	飯尾貞遠	飯尾種貞	飯尾春貞	飯尾元連	飯尾元行	飯尾之秀	齋藤宗基	齋藤基周	齋藤基雄	齋藤時基	雜賀高行	清元定	清貞数	清秀秋	諏訪貞通	諏訪貞説	諏訪長直	諏訪長俊	中沢之綱	松田数秀	松田英致	松田長秀	松田晴秀	松田頼亮	松田秀和	布施貞清	治部貞兼
延徳2	1490	義植	9	1		11			1					4	5	6	2				1	7	1		2			6	21		7						
延徳3	1491		44		6	11	3	2		2			17	6	28	24	3	1					11	3		11	1			31		42		4			
明応1	1492		1	9	1		12	1					4	1	2	14	4	1				2	5			1	1			3		8		1			
明応2	1493															3								5			2			6	1	4					
明応3	1494		11				4					12	1		5			1								24				5	3	12		2			
明応4	1495		5				9					2	4		17			2					3			12			1	3	3				1		
明応5	1496			1			8			1		7			5			2					2			14				3	2			9			
明応6	1497		2				21			2		4			6		5	7					6	1		33	1			1	5	2		12			
明応7	1498		4				2	2				1		1	9			1					17			1	2			3	3			6			
明応8	1499		1			1	1				1	1		3				3				9			19	2			1	1			8				
明応9	1500		4			13	4				1			21		1						5			3				1	8		24					
文亀1	1501	3	11	1		9	8	1						13		2														14		1					
文亀2	1502		1	1		22	7	1						15		1	1							1					11		2		1	1			
文亀3	1503	4	3	3		27	2		1					12		13													12		31						
永正1	1504	1	1			17								2		4	2							2					7		21		1				
永正2	1505	3		1		13	6							21	1	1													5		8			3			
永正3	1506					9	6							22		4														12		13					
永正4	1507					16			1					13		5								1						7	1	11					
永正5	1508					15	3							21		6								1						7	2	19			4		
永正6	1509				1				31						1		28	14								14	1		25	1							
永正7	1510				1				17						7		23	8						1		2	4		24	13				12			
永正8	1511				1				28						7		12	1								3	2		27	17				2			
永正9	1512								23						4		9	3								8	5		19	8				1			
永正10	1513				1				8						4		11	5						1		2	7		14	8				2			
永正11	1514								9						9		5	2										7		2	11				1		
永正12	1515								9						3		13	3								1	8		13	9					3		
永正13	1516								19						3		1	13									7		6	16					2		
永正14	1517								2						9		1	8								6		19	6	4					2		
永正15	1518								15						6		16	1						1		7		17	7	4					4		
永正16	1519				1				18						2		18	18						2		11		6	3						5		
永正17	1520				3				17						5		12	1								2			2	1					1		
永正18	1521								15						3		6	22						4		7			7						4		

表 4 義澄・政元祇園会见物

年	西暦	義澄	典拠	政元	典拠
明応9	1500	6.7	大・政	6.7	大・政
文亀1	1501			6.14	言
文亀2	1502	×	大	×	大
文亀3	1503				
永正1	1504			×	大
永正2	1505			×	大
永正3	1506			6.7	尚・実
永正4	1507				

大＝大乘院寺社雑事記 政＝後法興院記
 言＝言国卿記 実＝実隆公記
 尚＝後法成寺関白記
 数字＝見物の日 ×＝他行の記事有
 斜線＝記事無

はじめに

歴博甲本（以下甲本）はこれまで、写生画・政治構想図と考えられてきた。しかし、前章までに見てきたように、歌・物語絵の可能性が高いのである。本章では、義澄の物語絵と思われる「観世能」（図1・2）と「禁裏南庭（図3）」場面を検討したい。

まず先行研究を確認しておこう。甲本に描かれた「くはんせのう」に関しては、能・遊楽図、甲本に関する論考の中で触れられている。木村重圭氏は、「くはんせのう」が三十三間堂南に描かれているが、実際の場所は不明であるとした¹。西野春雄氏は、鴨河原での小規模な勸進能の図であり、演目は「高砂」であろうと指摘した²。

源城政好氏は、甲本「観世能」の見物人の内、男衆が扇で顔を隠す行為に注目し、これが何を意味するのか不明とした³。田沢裕賀氏は、場所を三十三間堂脇の七条河原とし、奈良で活動すべき大和四座が京都で勸進興行をし、それが人気を博していたため描かれたとする⁴。藤岡道子氏は、甲本「観世能」の問題点として、①描かれている場所はどこか、②勸進能か、③演目は「高砂」か、の三点をあげ、さらに囃子や地謡の不合理的な点を指摘した。そして、場所については、四条河原・五条河原でなく、三十三間堂南に描かれた意味が不明とする。勸進能であるかについては、ひっそりとして、入口すら描かれない点を不審とし、演目については「高砂」で良いのではないかとする⁵。

まとめると、先ず場所が不明である。中世京都の勸進興行を検討した小笠原恭子氏は、義持の治世まで、河原での興行は、田楽に独占され、猿楽は洛外の今宮・北野等の寺社で行われた。そして、応仁・文明の乱後は、河原での興行が一例も見られなくなるとする。

二点目に、勸進能には多くの観客が詰めかけたのだが、最も人気と格式が高い「観世」の能が、観客もまぼらで、棧敷もなく、小規模で、入口が閉ざされているのは不自然である。くわえて、なぜ「観世」でなければならないのか不明である。三点目に、なぜ「高砂」が描かれたのか不明である。四点目に、従者の一人を除き、観客全員が被り物をつけ、顔を隠すしぐさが見られる理由が不明である。このように、甲本「観世能」には不自然な点が多くある。

つぎに、「禁裏南庭」について先行研究を確認しよう。甲本に描かれた禁裏の建物は、康正三年（一四五七）に再建され、応仁・文明の乱後、文明十一年（一四七九）から修理が行われ

た康正度御所(土御門内裏)であり、建物の構成が後柏原天皇即位指図(宮内庁書陵部蔵)と一致する⁸⁾。

近藤好和氏の論考は、甲本禁裏場面を本格的に取り上げた唯一の論考である⁹⁾。禁裏の建物・施設・儀式・装束を詳細に検討し、禁裏南庭で行われているのは、衣冠束帯の人物が一人で良の方角に選擇していることから、元旦節会の内弁謝座の場面であるとした。しかし、内弁謝座の場面であるならば、月華門は閉門し、諸卿が門外に待機しなければならないが、甲本では月華門が開門し、諸卿も待機していない。くわえて、最も不自然なことは、紫宸殿南階前に肩衣姿の武士が着座していることである。以上の検討から、節会のどの場面とも一致せず、甲本注文者や作者(絵師)が、「装束・行事を含め、禁裏(朝廷)についての詳しい知識を持っていなかった¹⁰⁾」ためこのような不自然な絵になったと結論づけている。

しかし、甲本注文者および絵師が戦国期京都在住者であることは明らかである。先述したように、注文者は足利義晴であり、将軍には昵近公家衆が近侍し、彼らは装束や宮中行事に通曉していた¹¹⁾。さらに、義晴上臈は三条氏息女であり、正室は近衛氏である。特に近衛一族は義晴政権において、将軍家と深い結びつきがあった¹²⁾。注文者が、禁裏についての詳しい知識を持っていなかったとは考えられない。

そして、絵師も土佐派であれ、狩野派であれ、天皇・将軍からの注文を受ける家である。

『教言卿記』には、「絵所光益人道来、先日禁裏御八講^(義隆侍筆 御覽)屏風之絵可書之旨、御賀殿^{ヨリ}奉之間、其様事尋来¹³⁾。」と、土佐派絵師光益は宮中行事を描くにあたり、山科教言に問い合わせている。絵師はクレームがつくような作品を描くわけにはいかないのである。

そして、『実隆公記』や『お湯殿の上の日記』をはじめ当時の記録類には、絵画が貸し出され、それを見た記事が多くある¹⁴⁾。将軍を含め、上流層の人々は、一流絵画作品を数多く鑑賞している目の肥えた人々である。禁裏の誤描写に気づかないことはあり得ない。

くわえて、屏風は調度品であり多くの人の目に触れるものである、公家が甲本鑑賞者となる可能性は十分にある。公家の失笑を買うような屏風を制作するだろうか。

このように、現代においてさえ、装束や宮中行事の専門家でなくとも、一目で不自然とわかる「紫宸殿南階前の肩衣姿の武士」を、当時の上流階級の京都在住者が、装束・行事を含め、禁裏について知識不足であるために誤描写したという理解は成り立たない。

これは、絵画を写真のように、ある一場面を切り取ったものと解釈したためにおきた矛盾であり、その矛盾を絵師や注文者の知識不足によって説明しようとするものである。絵画が描いていることを、ある仮定に照らし合わせ、その仮定に当てはまらない描写は、注文者や

絵師が現代の我々より知識不足であるためとすることは、正しい解釈ではないだろう。節会などの場面とも一致しないことは、節会を描いているのではないと結論づけるべきではないだろうか。

不自然な描写は、重要な解釈のポイントである。絵画は写真のように、ある時間を切り取ったものではない。異なる時間や空間が一画面に同図で描かれる「異時空間同図」であることが多い。これは、人間の認知に近く、むしろ写真のようにある一瞬を捉えることは不可能なのである。流れて行く時間経過の中で、重要な事柄が認識され、ある意味付けを伴って記憶される。絵画に描かれるのは、意味付けされた「ストーリー」であり、「ストーリー」を構成する重要要素の集合体が絵画である。

甲本禁裏南庭場面は、「航空写真」ではなく、「ストーリー」を描いているとみるべきだろう。甲本には「ストーリー」の重要構成要素が異時空間同図で描かれているのである。つまり、不自然な「紫宸殿南階前の肩衣姿の武士」を含め、禁中の異なる時間、異なる場所で起きたできごとが、一画面に描かれているのである。

「観世能」と「禁裏南庭」の不自然な描写は、足利義澄の「ストーリー」・物語絵であり、義澄鎮魂のモチーフである。そこで、この二つの不自然な描写に込められた義澄の「ストーリー」を検討したい。

第一節 足利義澄と観世能

歴博甲本下京隻右端、三十三間堂南西に「くはんせのう」が描かれている(図2)。まず、描かれた位置を確認しよう。目安となるのは、三十三間堂と五条橋である。戦国期の勧進猿楽の興行場所は、寺社造立の資金集めの場合はその寺社で行われるが、それ以外は、特に決まった場所というのではなく、人の多く集まる場所で行われた。特に河東が勧進場所として定着していたわけではない。むしろ、先行研究で指摘されているように、応仁・文明の乱後は、河原での興行が見られないのである¹⁵⁾。

表1は、明応の政変(一四九三)によつて、十一代将軍義澄が任官したときから、永祿八年(一五六五)、十三代将軍義輝暗殺までの、京洛における勧進猿楽の興行場所をまとめたものである。河原での興行は一件も見られず、寺社の勧進は勧進元の寺社近辺で行われ、それ以外の勧進は、洛中で行われることが多い。四条東洞院や四条室町と烏丸の間、一条西洞院広橋邸前など、上京・下京の中心地で行われることが多く、今出川御所が完成した天文十一年以降は、将軍邸至近の相国寺周辺で行われることも多い。

さらに、小笠原氏によれば、応仁・文明の乱以前に遡つても、義持時代の冷泉河原田楽、二度の糺河原の観世勸進猿楽は、将軍が主催する特異な河原興行の例であり、それ以外の河原での興行は、百以上の興行例の中で、わずか六・七例を数えるに過ぎない。くわえて、五条以南の河原における勸進興行は、一例も見いだせない。その後、秀吉の京都市街地の大改造以降、五条河原が興行空間として定着する¹⁶。甲本の「くはんせのう」が描かれた位置は、室町期としては異例なのである。

甲本では五条橋付近で鴨川の川幅が広くなり、三十三間堂北まで川が広がり、「くはんせのう」の北側も川と崖になっている(図2)。しかし実際には、五条橋(現松原橋)東から、三十三間堂北にかけての鴨川東側は六波羅の地で、院政期には、六波羅政庁や平家の屋敷、渋谷仏光寺があつた¹⁷。室町期には、三十三間堂西に大和大路が通り¹⁸、また、天正十四年(一五八六)、秀吉は三十三間堂北に方広寺大仏殿を建て¹⁹、大仏殿西には正面道が大和大路・鴨川に向かつて作られた²⁰。

甲本は、六波羅を省略し、五条橋付近を拡大描写しているのである。そして、大和大路が通っているはずの三十三間堂西は丘になり、入り江が「くはんせのう」付近まで入り込んでいる。「くはんせのう」は三十三間堂西を通る大和大路をふさぐ場所に描かれている。すなわち、「くはんせのう」が描かれている場所は、実際にはあり得ない架空の場所なのである。

現実には六波羅があり、大和大路が通る場所に、拡大描写されて描かれた鴨川と、崖で一段高くなった架空の場所は、上京隻「犬追物」の図様と同様の「架空の川向うに描かれた架空の場所」の描写である。描かれた場所も、各隻の右端である。さらに、実際の地理的制約を受けない図様であるにもかかわらず、図様が途中で切れ、未完成である点も共通する。くわえて、入り口が閉じており、外部と隔てられた空間であるという点も、「くはんせのう」と「犬追物」は共通する。「犬追物」と「くはんせのう」の図様は対をなしているのである。先述したように、「犬追物」の図様は、川向うの彼岸で行われていることを表していた。「くはんせのう」もこの世以外で行われていることを表しているのである。

甲本「くはんせのう」が、現世の「観世能」ではないことを確認しよう。板囲いの西面(画面正面)は、下部が描かれていない(図1)。経年によつて、かすれたのではなく、当初から描かれていないのである。そして、描かれていない部分の板囲いは、他の部分の囲いとは色が異なり、土坡と同色になっている。つまり、板囲いが消えかけているのである。これは、手抜きの結果ではない。最も目立つ画面正面の板囲い下部が、消えるように線が細くなり、柱も下部が薄くなり、接地面が描かれていないのである。これは、「くはんせのう」が徐々

に消えかけていることを描いているとみるしかないだろう。また、板囲い東面から南面も雲が懸かり、橋掛かりから松のあたりは、雲の中できここのように描かれている。

かさねて、弁当を持ち、従者を連れ、胴服を着た裕福そうな客が来ているが、外部の者は中に入ることができない。手を板囲いに掛けているので、中を覗いているように見えるが、手の位置を詳細に観察すると、一枚板の上に手を置いており、顔の位置が板と板の間ではない。すなわち、中を覗いているのではなく、板を触って確かめているのである。

次に、「くはんせのう」内部を見ていこう。舞台を裏から見る構図で描いており、主要画題は能ではなく観客である。客は従者と思われる一人を除き、全員笠や、被きを被っており、遠方から来た上流層の人々と思われる。舞台正面最前列に、一人で座る胴服の男性が主客である。しかし、当時の勸進猿楽は、多くの見物人が集まり、上流層は棧敷で見物した²¹。そして、勸進興行のごく初期から、入り口には、「鼠戸」が設えられていた。鼠戸は、棧敷を構える権利である勸進札を持たぬ者だけが、潜る必要があった²²。しかし、甲本には、「鼠戸」は描かれていない。甲本「くはんせのう」の観客は、「鼠戸」をくぐる必要のない勸進札を持ち、棧敷を構える権利を有する上流層だと思われるが、なぜか芝居で見物している。歴博甲本に描かれた「くはんせのう」は、観客もまばらで、棧敷もなく、木戸口は閉ざされ、外部の者は入場できない閉じられた空間で行われ不自然なのである。

また、室町期を通じて、勸進興業の將軍家出座は、観世のみという格が定まっていた²³。歴博甲本の観世能モチーフは、「観世」であることを明示している。最も格が高く、人気であった観世の勸進興行において、棧敷もなく、観客がまばらなのはありえないのである。歴博甲本に描かれた観世能のモチーフは、実景を描いたものではなく、実在しない観世能を描いているとみるべきだろう。

小笠原氏によれば、「贖罪のための勸進札を購ってその場に入ることができたものは、とりもなおさず墮地獄を免れた未成霊の転生の姿²⁴」とされる。そもそも、勸進猿楽が行われる空間は、この世以外の空間であり、観客はこの世以外の精霊となるのである。そして「鎮魂のためにこそ芸能は演じられた²⁵」のであり、芸能の場は精霊が集まる場所だった。

また、室町期に始まり²⁶、現在も各地で行われる祖先の精霊を迎える盆踊りでは、笠や手ぬぐいなど被り物をする例が多く、被り物をつけることは古くから行われていた²⁷。甲本一条通に描かれた盆踊りの原型風流踊りの人々も被り物をつけている。これは笠を被り顔を隠すことによつて、日常性を失い精霊を宿す身体になるためだという²⁸。すなわち、

笠や被り物をした姿は精霊の姿でもある。甲本に描かれた不自然な「くはんせのう」は、精霊が見物する実在しない観世能なのである。

描かれた演目について考察しよう。歴博甲本に描かれた演目は、「高砂」である²⁹。謡曲「高砂」は、松を住吉の尉と高砂の姥の老夫婦に人格化し、

四海浪静かにて、国も治まる時つ風、枝を鳴らさぬ御代なれや、あひに相生の、まつ
こそめでたかりけれ、実(げ)にや仰ぎても、事も愚かやかかる世に、住める民とて豊
かなる、君の恵みぞ、有難き³⁰。

と、民の繁栄と王の平和な治世を称える。テーマは、先に見た義澄文亀三年歌合と同じく、天下静謐、民の豊かな暮らし、それを保証する王の徳治で、歴博甲本全体の主題と同一である。

さて、義澄と能の関係を見ていこう。義澄は明応二年(一四九三)の政変により新將軍に推戴され、明応三年十二月に元服・將軍に任官し、永正五年(一五〇八)近江に没落した。治世十六年間である。第二期義植政権は、永正五年から大永元年(一五二二)三月まで十四年間である。義澄が当初十四歳で元服もしていないことを考慮すれば、ほぼ、同期間の治世といえるだろう。この間義澄は、記録に残るだけで、四十五回(含む手申樂)、能に臨席している。ほぼ、同時期・同期間の第二期義植の能臨席は二十二回で、倍以上の開きがある(表2)。

特に、文亀三年(一五〇三)と永正元年(一五〇四)は、六月まで毎月、能が將軍邸で行われた。これは、籤で申沙汰する人を決め、定日の能であった³¹。義澄・公家衆・御供衆・武田元信・細川政元・畠山義英・朝倉貞景・土岐政房・京極高澄等、有力守護や將軍側近が順番に主催した。永正元年は朝倉貞景が上洛し、能の費用千余貫を進上した。中御門宣胤は、「朝倉彈正左衛門尉貞景自越前国上、用脚³²沙汰之、観世大夫一座凝風情許也、抑御即位依無用脚經年不被行、毎月廿日猿樂今日殊嚴重、為之如何³²」と、費用不足のため後柏原天皇の即位の礼が行えず、数年経ているにも拘らず、能に多額の費用をつぎ込む將軍に不満を述べている。

一回の演能代は、明応七年(一四九八)興福寺で行われた興業で五十貫文、天文六年(一五三七)本願寺で行われた興業も五十貫文であり、このあたりが戦国期の相場かと思われる(表3)。しかし、武家の興行はさらに多額の費用が掛かったとされる。明応八年の將軍邸で行われた観世能は、四百貫プラス唐織物二十、大永六年の越智氏申沙汰の観世・金春能は、五百貫が能役者に支払われた。武家の猿樂興行は少なくとも数百貫、場合によっては千貫を

超える費用が必要であり、天皇葬礼、踐祚の費用八百貫に匹敵する莫大な費用が掛かったとされている³³。しかし、こうした豪華な能は、いずれも伝聞記録である。噂が広まり、記録されるほど豪華な特例であり、義教期が、万疋(百貫)であつたことから推定して、百く五十貫程度で観能することも可能だつたと思われる。しかし、それでも毎月興業は半年が限界であつたのか、二年とも六月で打ち切りになっている。

義澄が毎月能を行つたことはすでに戦国期將軍権力研究で注目され、その理由が推定されている。山田康弘氏は、諸大名申沙汰による猿楽を自邸で頻繁に行うことにより、多くの大名に支持されていることを対外的に喧伝しようとしたとする³⁴。浜口誠至氏は、義澄主導で支持基盤である諸勢力の結束を固め、幕政を維持・強化しようとする政策や、諸大名和議の一環とする³⁵。

こうした政治的思惑が皆無だつたとは言えないが、この時代の能は、美しい衣装で動き回り、大掛かりで意外性に富む作り物を駆使した新作能が次々と発表された。世阿弥世代の内面性を重視した静的能から、面白さ、華やかさといった「風流」を追求した能に変化した時代である。観世小次郎信光や金春元安(禪鳳)といった才能ある作家がしのぎを削り、三條西実隆など能役者以外の者も台本を書いた³⁶。現在も華やかで劇的な構成と評価され人気の高い「舟弁慶」は信光作とされる³⁷。また、素人にも謡や舞をするものが多く、武家上流層にも自ら演じるものがいた³⁸。義澄の能好きは、こうした時代背景に由来するものである。

絵画において、あの世のものが、現世の描写中に描かれることは珍しいことではない。「観世」であることを明示しているのは、將軍出座の勸進能であることを示すためである。この観世能は現実のものではなく、川向うの架空の場所にあり、消えかけ、棧敷もなく、雲で半分隠れ、図様が途切れ、未完成なのである。そして、この世の者は、中に入ることができない。甲本「くはんせのう」モチーフは、義澄が好んだ能が行われ、笠をかぶり遠方のあの世から来た義澄らの精霊が見物しているのである。

甲本「くはんせのう」は、上京隻の細川高国が好んだ犬追物と対をなし、義澄の好んだ能が、この世ではない場所で演じられ、義澄を慰め、天下静謐の願いが描かれている。無念の死を遂げた人の訴えを聞き、あるべき幸福な世界で遊ばせることは、死者に対する鎮魂供養であつた³⁹。歴博甲本「くはんせのう」モチーフは義澄の好んだ能を描く、義澄鎮魂のモチーフなのである。

第二節 足利義澄と参内

次に、歴博甲本の禁裏南庭の描写について考察しよう。まず、近藤好和氏の論点を整理しておこう(図3参照)。

①背の高い人物が衣冠束帯姿で遥拝する姿が描かれている。衣袍の黒色、裾の長さから四位以上の公卿で文官ある。しかし、衣袍のすそが短寸で、不正確な描写である。

②甲本の束帯の人物は、良の方角を向いて一人で遥拝している。これにより、甲本は元旦節会の内弁謝座の場面を描いている可能性が高い。しかし、石帯は見えず、佩剣していない。内弁の装束は、飴釵・石帯をつけた束帯である。さらに、節会では、近衛次将が紫宸殿南階下両脇に着座するが、甲本では肩衣の武士が座っている。これはあり得ない描写である。

③西対屋が明瞭にえがかれているが、東対屋は雲に隠れ、台所(進物所)も描かれていない。

④清涼殿に付属する殿上を描かず、殿上に付属する小庭囲いを西対屋に描いている。紫宸殿も正面・背面ともに、明瞭には描かれない。

⑤右近の橘・左近の桜は、橘には実がついておらず、桜が開花しており、一月の風景としては季節外れである。

という点を挙げている。節会の場面と特定するには不自然な表現が多く、内弁謝座と推定できる要素は、南庭に描かれた公卿が良を向いて、一人で遥拝しているという点のみなのである。さらに、西の対屋が大きく明瞭に描かれ小庭囲いがついている理由、右近の橘・左近の桜が季節外れである理由も不明である。

こうした不自然な描写の検討に入る前に、元旦の節会について補足しておこう。元旦早朝に天皇が行う四方拝、夜行われる清涼殿東庭の小朝拝で、大臣以下・五位・六位の者が天皇に新年の拝賀をした後、紫宸殿で深夜に行われる饗宴が節会である。室町期の禁裏儀式を解説した『建武年中行事』によれば、節会の進行役内弁は紫宸殿東の軒廊から進み出て、南階前の宣命版付近に立ち、西向きに一揖、乾向きにて謝座(二拝)、又一揖し帰り、堂上に上るのだが⁴¹、土御門内裏は、軒廊・陣座・宜陽殿が紫宸殿の東ではなく、西にあつたため⁴¹、戦国期の公家日記の記録によれば、内弁は西の軒廊から進み出て、東向きに一揖、良向きで謝座(二拝)、又一揖というように、謝座の向きが逆になった⁴²。内弁謝座の後、内弁の合図により月華門が開門し、門外に待機していた外弁の諸卿が入場し、庭で謝酒などが行われ、紫宸殿に上り饗宴が行われる。

近藤氏が参照したのは、一条兼良(一四〇二〜一四八一)筆「三節会次第」(『群書類従』

所収)であるが、戦国期の節会の次第を記した公家日記も概ね同様の式次第であり、内弁謝座は良向きで行われる。また、元旦の行事の中で、禁裏南庭で公卿が一人で行うのは、内弁謝座のみである。

節会・小朝拝は、文正二年(応仁元年一四六六)を最後に、戦乱のため途絶えたが、文明七年(一四七五)、四方拝と節会が平座で行われた。平座は略式で行うもので、内弁謝座・外弁謝座、饗宴・立乗も省略される⁴³。延徳二年(一四九〇)に、節会・小朝拝が復活し、明応四年(一四九五)までは、連続して行われたが、その後は要脚不足のため中断し、明応六年、文亀二年(一五〇二)、永正十四・十五年(一五一七・一五二八)と断続的に行われている(表4)。

まず、甲本禁裏南庭場面が何を描いているのか特定するために、同様の描写がある先行作品と比較してみたい。類似作品に、京都光円寺蔵「月次風俗図扇面流し屏風」第一図がある。永正十三年(一五一六)から天文十七年(一五四八)の間に使用された、狩野元信印が押されており⁴⁴。甲本とほぼ同時期に制作された図様である(図4)。

先行研究では、この扇面画を「小朝拝」としているが⁴⁵、小朝拝は、清涼殿殿上に集まった左大臣以下の者が、清涼殿南の小庭にある神仙門・無名門を経て弓場に立ち、さらに紫宸殿の小庭を通り、清涼殿東庭に立つ。東庭に大臣以下、五位・六位の者が列立した後、天皇に拝賀する⁴⁶。しかし、「月次風俗図扇面流し屏風」には、右近の橘・左近の桜が描かれ、紫宸殿での行事が描かれている。また、階下に近衛陣が描かれており、謝酒で使用する胡瓶(鳥瓶子)も描かれていることから、節会の場面である⁴⁷。東帯の人物が一人、紫宸殿南階前を歩いていることから、節会の内弁謝座の場面である。

「月次風俗図扇面流し屏風」内弁の周りには、白丁・狩衣・素襖・長小結・折烏帽子の人物等が座り、内弁謝座を見ている。延徳三年の『元長卿記』によれば、島津忠好・吉田孝清が節会を見物した⁴⁸。また、永正十四年、鷲尾隆康は、節会を見物し日記に詳細に記している⁴⁹。それによれば、謝座の場には衣裾を直す召使が控えていた。内弁の周りにいるのは、見物人や召使・諸役者であろう。内弁の体が左後ろから描かれているが、顔は横向きである点、袍の裾が短い点が甲本と共通する。しかし、内弁が歩いていること、鎧釵を佩いていること、裾がまつすぐ伸びていることは甲本と相違している(図4)。

また、『二水記』大永七年四月く六月の目録と、四月一日条の間に「奏慶」「舞踏」と書いてある絵がある(図5)。「奏慶」は慶賀を奏上することである。「舞踏」は、叙位・任官などに際し、左右左と行う拝礼で、「拝舞」ともいう。右帯をつけた東帯の人物が左後ろから

描かれ、顔は横向きである点、袍が短い点が、「月次風俗図扇面流し屏風」「甲本」と共通し、後ろ身頃が前身頃より短い点、立ち止まっている図である点が甲本と共通する。

「奏慶・舞蹈」の図が描かれた日記の位置は、四月一〜六日条と同じ第十紙の表である³⁰。紙の右半分には「奏慶・舞蹈」の図を描き、左半分から四月条を書き始めた。絵を描いたのは、三月末か四月初めであろう。三月末の大きな出来事は、二十四日条の四国から足利義維が堺に上陸したという伝聞記事である。割注で、「後聞、治定也云々、落着如何々々」と書き足している。四月一日条は、竹園へ四月朔日の挨拶に行き、その後衣冠に着替え参内し、朔日の盃があつたという記事である。

「奏慶・舞蹈」の図は、武家参賀または、月例（年始）参内の図だと思われる。筋釧をつけていないこと、描かれた時期は三月末か四月初めであること、「節会」「謝座」としないこと、松が描かれ、紫宸殿前ではないことから、節会内弁謝座ではない（図5）。

『二水記』には、享祿三年七〜九月目録の後や、大永五年三月二十四日条にも絵があるが、他の図や文章の写しである。『二水記』・「月次風俗図扇面流し屏風」・「甲本」の衣冠束帯の人物がよく似た図であるのは、先行する図様があり、それを写したためである。近藤氏が不審とした短い袍は三図に共通している。また、後身頃が腰までしかないのは、『二水記』と甲本に共通する。

参考にされた先行図様だと思われるのが、『楓峯寺建立修行縁起絵巻』の聖徳太子が、楓の霊木の地に立つ場面である。この絵巻は奥書から明応四年（一四九五）橋本公夏が詞書を書いたことが明らかで、絵師は土佐光信であるというのが定説である（図6）。左後ろから人物を捉え、顔は横向きである点が、前述した三図と一致する。土佐派に、「表慶・舞蹈」の図様として、蓄積された図様であつたと思われる。

甲本で衣冠束帯の人物が良を向いているのは、先行図様を踏襲したためである。「月次風俗図扇面流し屏風」のように、建物が右上がりの斜投影法で描かれていれば、人物は正面向きに見えるのだが、甲本は左上がりに建物が描かれている。左前から見た人物表現に変更しないと、正面向きにならないのだが、先行図様をそのまま踏襲したために、良向きになつたのである。すなわち、近藤氏が節会内弁謝座の場面とした唯一の根拠である「良」向きの遥拝は、「表慶・舞蹈」を表す先行作品を踏襲したためである。さらには、後述するように、内侍所に向かつて遥拝する姿にするためである。

そこで、改めて甲本の図様を検討しよう（図1）。甲本の人物は、筋釧・石帯をつけておらず、後身頃に描かれているのは、「格袋」のように見える。この袍は束帯ではなく、衣冠

だと思われる。束帯と衣冠は袍自体には大きな異同はないが、着装方に異同がある。衣冠は石帯をせず、太刀を佩かず、「格袋」を表に出し裾上げを隠す。本来衣冠には指貫が用いられるのだが、甲本は表袴である。甲本の人物は、衣冠の袍と束帯の表袴をつけた姿である。そして、束帯で付ける長い裾も付けている。

また、紫宸殿南階の前に控えているのは肩衣袴姿の武士である。節会では南階下には、近衛次将が仗槍をもち、胡床前に立つ⁵¹。肩衣の武士がいることはあり得ない。この点が、甲本禁裏南庭図様の最大の問題点である。

さらに、節会には多くの見物人や役者がおり、胡瓶が準備される。しかし、衣冠束帯姿で遥拝する人物の後ろには、胡瓶がなく、禁裏下役の白丁らが、不揃いに立ち遥拝する人物を見る。東に三人の公家が座る。さらに、節会は夜行われるため、「月次風俗図扇面流し屏風」では、火が焚かれているが、甲本にはそれもない。

禁裏に参内する人物の中で、衣冠束帯を着し、しかも武士を多数供にひきつれる人物は、将軍以外にはいない。甲本の図様は、節会ではなく、将軍参賀の場面を描いているのではないだろうか。しかも、ある一瞬を切り取ったのではなく、時間も場所も異なる場面を同図で描いていると思われる。

千野香織氏が論じたように、絵画は「スナップショット」ではない。「複数の時間の相を組み合わせて一つの画面を創造するという方法は、多くの作品に共通して認められる⁵²」のである。時間も場所も異なるできごとが、同一画面に描かれている表現を筆者は、「異時空間同図」と呼び、甲本は他の場面でも、時間・空間が異なる場面が、同一画面上に描かれているとした。禁裏南庭場面も、異時空間同図なのである。

義澄は禁裏とも深い繋がりがあつた。義澄の長時間にわたる参内を見ていこう(表5)。

文亀二年(一五〇二)、従四位下左近衛中将昇進御礼のため、義澄は参内した。最後の天酌の後、さらに一・二献が行われ、^(天飲御酒儀)「上臈局先飲盃披擬申旨大樹」と上臈局と義澄は親しく盃を交換した。その後直蘆(長橋局)で、更に三献が有り、義澄が宮中を退出したのは夜明け頃だつた⁵³。同年八月には勅書の御礼の為参内し、退出したのは夜明け頃だつた⁵⁴。

文亀三年(一五〇三)一月十日に、義澄は、それまでの習わしを突然変更し⁵⁵、将軍が禁裏に参内するので、諸家は翌日将軍邸に参賀するよう命じた⁵⁶。急なことで、路上や殿中から引き返す者もあつた。将軍が天皇に献上する剣も、御所の御物を内々借り受けたものだつた⁵⁷。盃酌に供奉した公家は、武家伝奏飛鳥井雅俊、広橋守光、日野高光である。直蘆(禁裏に構えた私室、長橋局)で衣冠に着替え、天皇の御前で三献の後、「水駅之條無念」(この

まま早々に帰るのは残念である)と義澄から沙汰があり、先例を破つて、直廬で三献に及んだ。三條西実隆、義澄の供の者も召し入れ、歌・音曲を交え、参会した宮中の女中衆は皆酩酊した。午前0時頃に、雑人らが騒ぎたて始めたので、急いで義澄は宮中を退出した⁵⁸。

文亀三年七月は、灯籠見物に参内し、午前0時過ぎまで内侍所の庭で音曲に及んだ。

翌永正元年(一五〇四)正月も、天皇の御前へ参り、その後直廬で午前0時ころまで教献に及んだ⁵⁹。翌永正二年(一五〇五)正月も同様で、午前0時頃まで直廬での酒宴があつた。細川政元、伊勢貞陸、六角定頼も招き入れた。女中衆は大典侍(広橋守子)の他は出なかつた⁶⁰。

永正元年(一五〇四)は、花見・歌会があり、義澄が禁裏を退出したのは夜明け頃だつた⁶¹。

翌永正二年も歌会に参内し、五献の後暫く直廬に退出し、散会したのは夜明け頃だつた⁶²。

永正三年は、宮中御儀法に参列したが、義澄は途中退出し、御儀法が終わり、三條西実隆が退出しようとしたが、唐門から直廬の前は義澄の御供衆がいたので、南庭を回り北門から退出した⁶³。

このように、義澄は熱心に参内をしており、しかも、長時間禁中に滞在している。特に、長橋局を直廬として休憩所・衣服改めに使うだけでなく、御前での儀式宴席の後、長橋局で明け方まで、宮中女官、公家衆、細川政元や伊勢貞陸も招き入れ酒宴に及んでいる。

さて、文亀三年(一五〇二)三月五日、急に広橋亭に義澄が渡御した。内々に亭主の広橋守光が菅原和長に語つたところでは、守光の姉妹である大納言典侍(広橋守子)と密通しているため、彼の局、局の姉などが集まつていた⁶⁴。熱心な参内はそのためであつた。

甲本に描かれた禁裏南庭の図様は、義澄の文亀三年の正月参賀の状況と、一致している。この年は、義澄の長時間にわたる正月参内が始まつた年である。歴博甲本禁裏南庭には、正月の慶賀を述べる衣冠束帯姿の義澄、義澄の供の武士たち、供奉する飛鳥井・広橋・日野の昵近公家衆、深夜に及ぶ將軍の滞在に、不満を募らす禁裏下役の者たちが描かれている。義澄は、一際大きく目立つように描かれ、周りの人物と比べ不自然な大きさである。

また、義澄が直廬として使用した長橋局は、西対屋にある⁶⁵。西対屋は、紫宸殿の半分ほどの大きさの建物だが、甲本では、清涼殿や紫宸殿と変わらぬほど大きく明瞭に描かれる⁶⁶。そして、清涼殿・紫宸殿にあるべき小庭囲いを西対屋に描いている。長橋局は、外部から見えない場所になっており、不自然な表現なのである(図2)。

そして、衣冠束帯の人物が遥拝している先にあるのは、内侍所(春興殿)である。義澄の

描かれた位置は五扇・六扇の継ぎ目にかかっており、本来はもう少し後ろに描いた方が図様が切れず良いのだが、開門した日華門を通して内侍所へ向かって立つ形にするため、この位置に描いたのである。さらには、春興殿は実際には日華門の並び、門の北にあったが、日華門東に変更されている⁶⁷。

典侍は「内侍のすけ」で、尚侍がないこの時代にあつては内侍の最高責任者である⁶⁸。そのため、義澄は内侍所へ向かって立つ位置に描かれたのである。

禁裏の場面は、写真のように特定の時間を切り取って、將軍参内場面を描いたのではなく、文亀三年の正月参賀の様々な場面を、一つの画面に描いている。屋内の出来事は、吹き抜け屋台構図で描かれることが多いが、洛中洛外図においては、建物の屋根を取り除いて描くことはできないため、屋外に描いており、できごとを实景として捉えたのではない。

ただし、実際には義澄は衣冠に着替えていた。甲本は、裾があり、表袴姿で東帯に近い。この点は、実際とは異なっている。「表慶・舞踏」とわかるように、先行図様を踏襲したため、「衣冠」「東帯」が混合した姿になったのであろう。写實的に情景を描写したのではなく、鑑賞者が「表慶」場面だとわかるように描かれているのである。

また、左近の桜、右近の橘が季節外れなのは、近衛邸の糸桜が季節外れの花をつけ、近衛邸が物語絵であることを示しているのと同様に、物語絵であることを示すサインである。甲本の禁裏場面は、文亀三年正月の義澄参内の中から、慶賀する義澄、供奉した供の武士達、盃酌に参入した三人の公家、深夜までの滞在に不満を募らせる雑色たち、直廬として使用した長橋局、内侍（大典侍）に向かって立つ義澄という異なる時間に異なる場所で起きた出来事を、一つの画面の中に収めて描いているのである。

さて、義澄は近江没落後の永正八年（一五一一）、義植側との決戦である船岡山合戦に際し、松田頼亮を遣わし、内裏警固と洛中の平安を固く申し付けたと、禁裏に伝えさせた⁶⁹。しかし、最後のメッセージである、「禁裏を守る」という義澄の知らせが、広橋守子のもとに届いた時には、すでに義澄は近江で死去していた。將軍の悲恋物語は、義澄の「ストーリー」を描く際、入れるべき鎮魂のモチーフだったのであろう。その後、広橋守子は、享祿二年（一五二九）に六十五歳で死去した⁷⁰。

高群逸枝氏は、南北朝頃から女房の不品行が非難される傾向にはあつたが、これは女房の地位の下落、職業的地位から召使への下落と一致する現象である。しかし、近世的差別がはつきりと確立されるまでは、女房の恋愛は黙認あるいは公認される面も多かつたとしてい

さらには、禁裏女房には、女房の勤めだけを果たす者と、側妾でもある女房がおり、前者は天皇が代替わりしてもそのまま女房職に留まり、後者は天皇崩御後出家するのが慣例であった⁷²。十九歳から出仕し⁷³、文亀三年当時すでに三十九歳であり、三代の天皇に仕え、禁裏奥向きの総責任者大納言典侍であった守子の恋は、非難されるべきものではなかったのである。

おわりに

甲本下京隻に描かれた「くはんせのう」と禁裏南庭場面を考察した。「くはんせのう」は、上京隻の「犬馬場」と対をなし、架空の川向うにある一段高くなった崖の上に描かれた架空の場所で行われている。正面が消えかけ、閉ざされた空間であり、外部の者は中に入ることができない。また、最も格式が高く、人気のあった観世能であるにもかかわらず、観客は疎らで棧敷もない。そして、観客はほとんどが笠や被きを被った遠方からの客である。外部から来た客は、板を触り、実在を確かめている。

この「くはんせのう」は、義澄が好んだ観世能が、この世以外の場所で行われ、あの世から来た義澄らの精霊が見物しているのである。観世であることを明示しているのは、將軍出座の勸進猿楽であることを示すためである。演じられているのは、「高砂」で、天下静謐を寿ぐ。これは、甲本全体の主題「天下静謐・鎮魂」と同様である。

また、禁裏南庭場面は、節会内弁謝座の場面とされてきたが、内弁謝座と特定できる要素は、公卿が一人で、良に向い遥拝しているという点のみである。むしろ、節会ではありえない要素が多く存在する。紫宸殿南階下に近衛次将ではなく、肩衣の武士が控えていること、内弁謝座であれば、閉じているはずの月華門が開門していること。外弁の諸卿・召使・見物人・諸役者がいないこと、夜に行われる節会は篝火や焚火があるのだが、それもないこと。謝酒で使用する胡瓶もないことなどである。内弁謝座であれば、それとわかる要素を、良の遥拝以外にも描き込むであろう。さらに、西対屋に小庭囲いが大きく描かれている理由が不明で、春興殿の位置が日華門東に移動している。そして、内裏の建物の中で、西対屋と春興殿だけが雲で省略されず大きく明瞭に描かれているのである。さらには、左近の桜、右近の橋が季節外れである。

左近の桜、右近の橋が季節外れなのは、この場面が物語絵であることを示すサインである。義澄は、文亀三年正月に、恒例の武家正月参賀を突然キャンセルし、天皇に進上する剣さえ用意せぬまま禁裏に向かった。その後も禁裏を頻繁に訪れ、深夜、明け方まで長時間滞在し、

西対屋にある長橋局を直廬として、ここで儀式を途中退席して休息し、儀式後は供奉した武士も招き入れ、深夜・明け方まで酒宴をした。これは大典侍広橋守子との親密な関係のためであった。最後の義澄のメッセージは「禁裏を守る」というものだった。実際にはそのような戦力の余裕があったとは思われないが¹、義澄からのメッセージを守子が受け取ったとき、既に義澄は死去していた。禁裏南庭は義澄・守子の悲恋物語を描いているのである。

「くはんせのう」・禁裏南庭場面は、足利義澄の物語絵であり、義澄鎮魂のモチーフである。絵画は、「見たものを描いている」、「個人の内面表現」であるという絵画観は、近現代的な芸術作品を絵画であるとする現代の思い込みではないだろうか。西洋的芸術観が入る以前の中世絵画は、殆どが文学的素材・先行作品をもとに描かれ、詩歌・物語を描いているのである。そして、絵画は多くの場合、見えないものだからこそ描かれた。そして、神仏に奉納され、神仏を慰めるために描かれる絵画作品は多く存在した。高価な岩絵具や金銀を使用した絵画は宝物だった。そうした絵画は、時代が下るにつれて、多くの人に公開され、現世の人々をも楽しませるようになった。絵と物語と鎮魂の関係は、今後さらなる検討を要する問題だが、深い関係があると思われる。

また、絵画を写真のように、ある瞬間を切り取ったものとする思い込みも根強い。この問題に関しては、千野香織氏が、多くの論考の中で繰り返し否定している。絵画は現代においても、多くが異時空間同図で描かれている。そして、そこに何らかの「ストーリー」があり、それがその絵画の「意味」なのである。実景をそのまま写すことを絵画は目的としていない。

甲本は、これまで都市図として理解されてきた。しかし、都市図であるばかりでなく、そこに描かれた「ストーリー」が主題なのである。その「ストーリー」を見ず、都市図としてのみ評価することは、甲本の真の理解とはいえないであろう。

- 1 木村重圭『図説日本の古典 能・狂言』十二、集英社、一九八〇年、一三八頁。
- 2 西野春雄「折り折りの「花」」(『週刊朝日百科日本の歴史17』中世II・6 能と狂言、朝日新聞社、一九八六年)。
- 3 源城政好「項目解説 年中行事・芸能等」(『洛中洛外図大観 町田家旧蔵本』小学館、一九八七年)。
- 4 田沢裕賀『日本の美術 遊楽図と歌舞伎図』四八三、至文堂、二〇〇六年、三三三頁。
- 5 藤岡道子「狂言の絵画資料の収集(その2)「洛中洛外図」に描かれた「狂言」」(『東洋哲学研究所紀要』二五、二〇〇九年)。
- 6 小笠原恭子「中世京洛における勸進興行―興行張行に関する論理とその実態―(一)」(『文学』五七・一〇、一九八九年)。
- 7 渡辺勝彦「項目解説 建築・土木公武邸ソーン解説」(『洛中洛外図大観 町田家旧蔵本』小学館、一九八七年)。

- 8 藤岡通夫「近世以前の内裏」(『京都御所』中央公論美術出版、一九八七年)。
- 9 近藤好和「洛中洛外図屏風」(『歴博甲本にみえる禁裏とその行事』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七八、二〇一三年)。同、「歴博甲本に描かれた内裏」(『都市を描く』国立歴史民俗博物館特別展図録、二〇一二年)。
- 10 同前。
- 11 瀧澤逸也「室町期・戦国期の武家昵近衆―その構成を中心として―」(『國史学』一六二、一九九七年)。
- 12 湯川敏治「足利義晴将軍期の近衛家の動向―種家と妹義晴室を中心に―」(『日本歴史』六〇四、一九九八年)。
- 13 『教言卿記』心永十二年八月二十日条。
- 14 『実隆公記』文明十八年五月十九日、延徳元年十二月十二日、永正三年十二月二十一日、享祿二年三月一日条など。『お湯殿の上の日記』文明十二年十月十二日、延徳二年七月十九日、永祿三年七月二十二日条等。
- 15 前掲注(6)小笠原論文。同、『都市と劇場』平凡社、一九九二年、三八頁。
- 16 同前、小笠原著書、九七・一〇三頁。
- 17 『京都の歴史』二、京都市、一九七一年、別添地図。
- 18 『京都の歴史』三、京都市、一九六八年、別添地図。
- 19 「大仏殿」(『山城名勝志』卷十五、(改定史籍集覧))。
- 20 「京大絵図」(『新修京都叢書』二十三、元祿四年制作)。
- 21 『二水記』永正十六年二月二十八日、三月十九日条等。
- 22 前掲注(15)小笠原著書、一一五頁。
- 23 前掲注(6)小笠原論文。
- 24 前掲注(15)小笠原著書、一一七頁。
- 25 小笠原恭子「中世京洛における勸進興行―室町期」(『文学』四八十九、岩波書店、一九八〇年)。
- 26 本田安次執筆「盆踊」(日本風俗史学会編『日本風俗史事典』弘文堂、一九七九年)。
- 27 「盆踊」(西角井正慶編『年中行事辞典』東京堂出版、一九五八年)。
- 28 板谷徹「〈踊る〉こと、その世界」(『音と映像と文字による【大系】日本 歴史と芸能』九、豪華と流行―風流と盆踊り、平凡社、一九九二年)。
- 29 前掲注(2)西野論文。前掲注(5)藤岡道子論文。
- 30 『謡曲百番』(新日本古典文学大系、岩波書店、一九九八年、六頁)。
- 31 『後法興院記』文亀三年二月十日条、(続史料大成)。
- 32 『宣胤卿記』永正元年四月二十一日条、(史料大成)。
- 33 『実隆公記』大永六年四月十八・二十日条。浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』思文閣出版、二〇一四年、四八頁。
- 34 山田康弘『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、二〇〇〇年、一一〇頁。
- 35 前掲注(33)浜口著書、一一七・一一八頁。
- 36 『戦国時代の能 国立能楽堂特別展示』図録、国立能楽堂、一九九九年、二五頁。『実隆公記』文亀三年三月二十七日、九月十九日条。
- 37 味方健「猿楽能の展開」(藝能史研究会編『日本の古典芸能』三、平凡社、一九七〇年)。
- 38 『実隆公記』永正九年正月二十七日条。『お湯殿の上の日記』明応九年三月八日条。
- 39 五味文彦『絵巻で読む中世』ちくま学芸文庫、二〇〇五年、九〇頁。
- 40 『新訂建武年中行事註解』講談社、一九八九年、六五・六七頁。
- 41 前掲注(8)藤岡通夫著書、六〇・六五頁。

- 4 2 「三節会次第」(『群書類従』七輯公事部)。「親長卿記」明応二年正月一日条。「二水記」永正十四年正月一日条。
- 4 3 『親長卿記』文明十年正月一日条。「実隆公記」文明十三年正月一日、大永七年正月一日条。
- 4 4 山本英男「印からわかること―元信印の場合―」(『京都国立博物館学叢』二十一、一九九九年)。
- 4 5 泉万里『扇の中の中世都市』(『大阪大学総合学術博物館叢書』一、大阪大学出版会、二〇〇六年)三二頁。
- 4 6 『新訂建武年中行事註解』講談社、一九八九年、四四・五二頁。
- 4 7 『親長卿記』延徳二年正月一日条。「応永十年「元旦節会指図」」(前掲注(8)藤岡著書『京都御所』所収、宮内庁書陵部蔵写)。
- 4 8 『元長卿記』延徳三年正月一日条。
- 4 9 『二水記』永正十四年正月一日条。
- 5 0 「二水記」国立公文書館蔵原本写真帳、古18-338、第十八冊。
- 5 1 「三節会次第」(『群書類従』七輯公事部)。中田武司『元旦節会研究と資料』おうふう、一九九四年、四三・四四頁。
- 5 2 千野香織「日本の絵を読む―単一固定視点をめぐって」(『物語研究』二、一九八八年)。
- 5 3 『実隆公記』文亀二年七月十二日条。
- 5 4 『実隆公記』文亀二年八月十七日条。『後法興院記』文亀二年八月十八日条。
- 5 5 『親長卿記』文明十二年正月十日条(史料纂集)。
- 5 6 『実隆公記』文亀三年正月十日条。
- 5 7 同書、文亀三年正月十日条。
- 5 8 同書、文亀三年正月十日条。「和長卿記」文亀三年一月十日条、(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 5 9 『元長卿記』文亀四年正月十日条(史料纂集)。
- 6 0 『実隆公記』永正二年正月十日条。
- 6 1 同書、永正元年閏三月四日条。
- 6 2 同書、永正二年四月二十九日条。
- 6 3 同書、永正三年九月二十三日条。
- 6 4 「和長卿記」文亀三年三月五日条、(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 6 5 『康富記』嘉吉三年九月二十三日条(史料大成)。前掲注(9)近藤論文。
- 6 6 前掲註(9)近藤論文。
- 6 7 後柏原天皇「御即位庭上之図」(前掲注(8)藤岡著書『京都御所』所収、宮内庁書陵部蔵写)。
- 6 8 松蘭斎「戦国時代禁裏女房の基礎的研究―後土御門、後奈良天皇期の内裏女房一覽―」(『愛知学院大学文学部紀要』四四、二〇一四年)。
- 6 9 『実隆公記』永正八年八月十八日条。
- 7 0 『実隆公記』享祿二年十月十三日条。
- 7 1 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』国書刊行会、一九八五年、九五八頁。
- 7 2 吉野芳恵「室町時代の禁裏の上臈」(『國學院雑誌』八五・二、一九八四年)。
- 7 3 『お湯殿の上の日記』文明十五年十一月四日条。『実隆公記』文明十五年十一月六日条。木村洋子「室町時代中・後期女房職相伝をめぐって―大納言典侍 広橋家を中心に―」(『家・社会・女性 古代から中世へ』吉川弘文館、一九九七年)。
- 7 4 『後法成寺関白記』永正八年八月十六日条。

図 1『国立歴史民俗博物館洛中洛外図屏風甲本』部分 「くはんせのう（観世能）」国立歴史民俗博物館蔵 画像提供：国立歴史民俗博物館

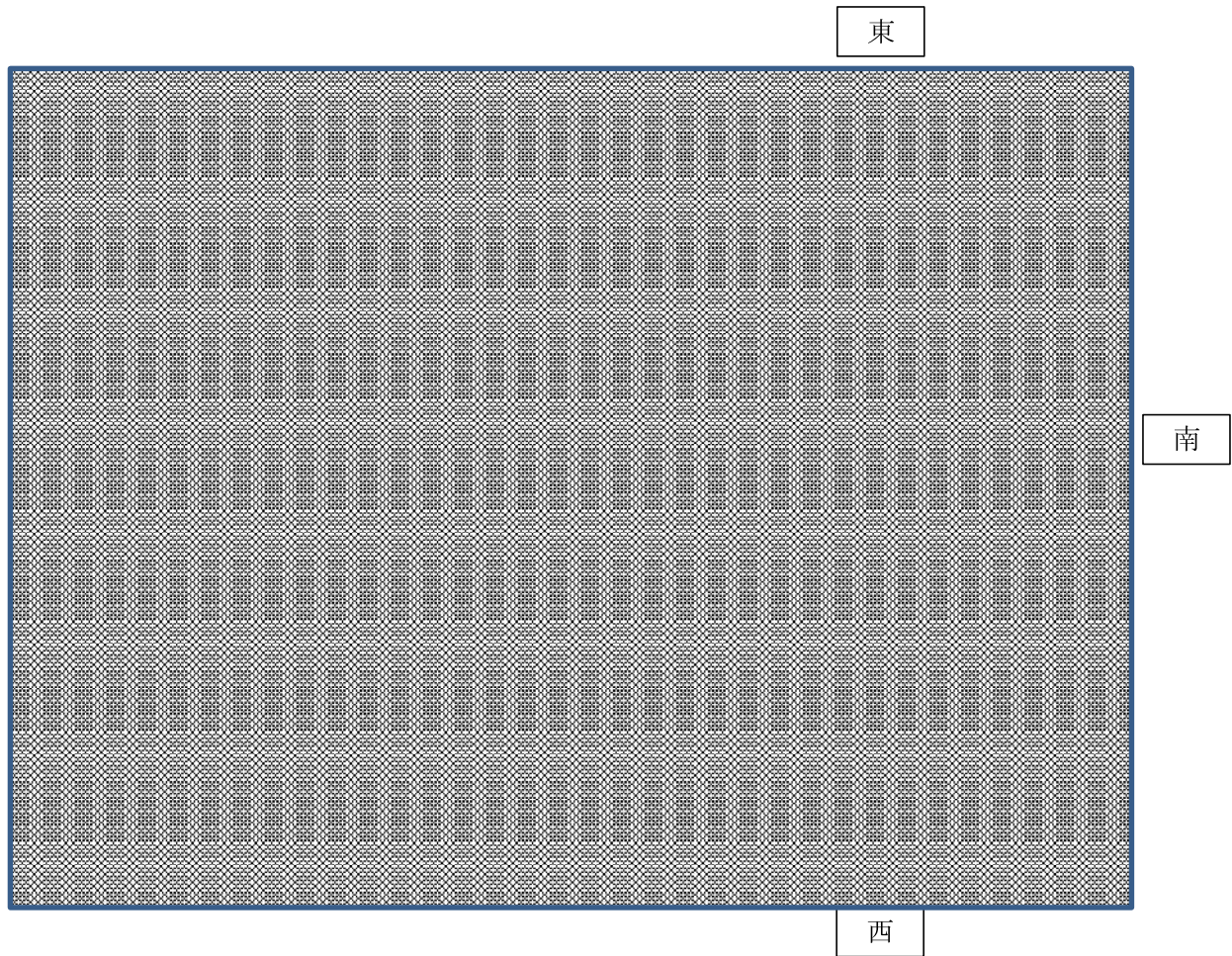


図 2 『国立歴史民俗博物館洛中洛外図屏風甲本』部分「くはんせのう（観世能）」周辺 国立歴史民俗博物館蔵 画像提供：国立歴史民俗博物館

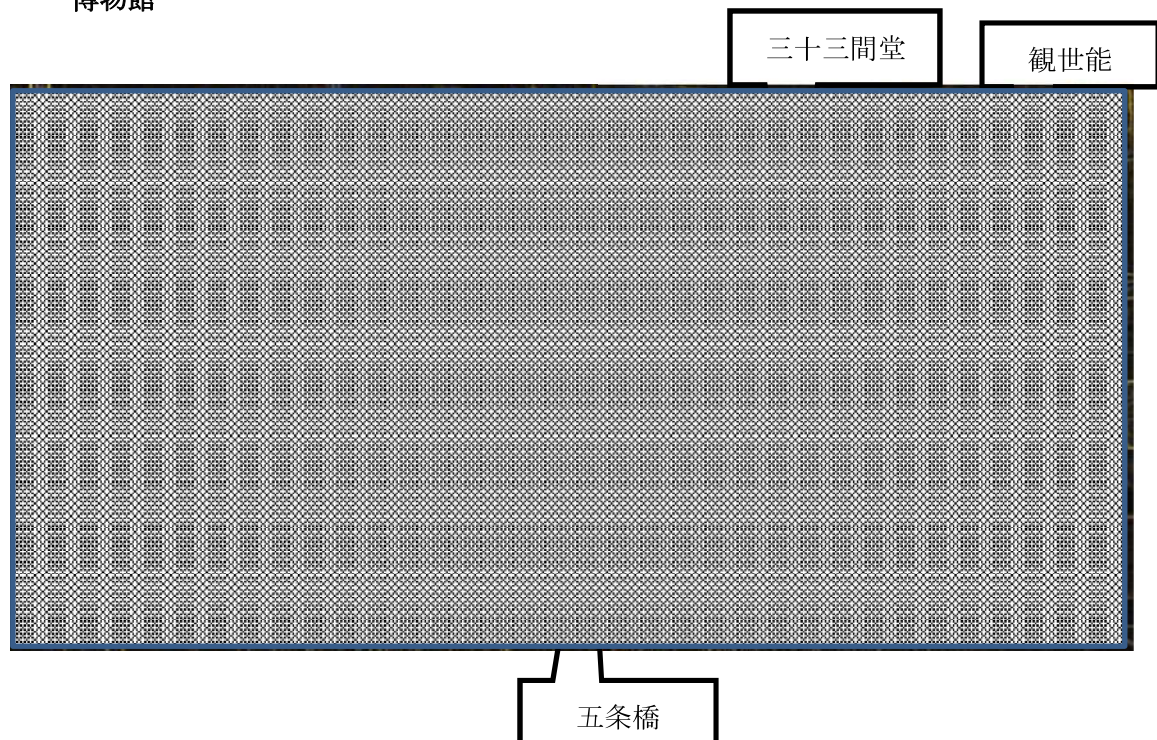


表 1 京洛勸進猿樂（明応～天文期、義澄・義植・義晴期）

小笠原恭子「中世京洛における勸進興行」（『文学』57-10・）、鈴木正人『能楽史年表古代・中世編』、東京堂出版2007年を参照して作成

年	西暦	月日	場所	典拠
明応2年	1493	10月3日	下辺(下京力)愛宕勸進	後法興
明応3年	1494	3月16日	?	後法興
		4月2日	宇治平等院勸進	後法興
		10月11日	?	後法興
明応4年	1495	3月28日	山科	言国
		4月12日	?	後法興
明応5年	1496	4月17日	平野辺	後法興
		9月19日	西七条	実隆
明応6年	1497	3月8日	法性寺	大乘院
		4月17日	?	後法興
明応7年	1498	3月15・18日	革堂	後法興・実隆
明応9年	1500	5月11日	?	後法興
文亀1年	1501	4月5日～8日	今熊野辺	後法興・実隆
		4月16日～	?	大乘院4月8日条
文亀2年	1502	3月16日	花山近辺	後法興
		3月17日	山科家近所	言国
		5月3日	八坂塔	実隆
永正2年	1505	3月17日	四条櫛笥	後法興
		4月13～17日	祇園辺・粟田口	後法興・粟田口猿楽記
永正5年	1508	10月9日	?	実隆
永正6年	1507	8月25日	勘解小路辺聞名寺勸進中止	実隆
永正7年	1508	8月4日	下京	実隆
永正14年	1517	6月18日	春日	二水記
		9月20日	上京	二水記
永正16年	1519	2月28・29日	四条室町と烏丸の間	宣胤・守光・二水記
		3月16・18・19日	祇園林	宣胤・二水記
大永元年	1521	4月13日	姉小路神明	二水記
		5月1日	八坂塔	二水記
		5月14・15日	河崎辺	二水記
大永2年	1522	3月5日	?	二水記
		4月29日	四条東洞院	二水記
		5月6日	四条東洞院	二水記
大永3年	1523	閏3月2・3日	吉田山後東方真如堂勸進	二水記
		5月7日	下京	実隆紙背定法寺公助書状
大永6年	1526	10月3日	知恩寺西方	二水記
享祿2年	1529	4月26日	大宮	後法成
享祿3年	1530	2月21日	二条・少将井西	後法成・二水記
		3月22日	西七条	後法成
		5月2・3日	五条烏丸	後法成・二水記
天文1年	1532	4月29～5月2日	一条西洞院広橋前(小笠原跡)	言継・実隆
		6月1日	二条殿敷地内、イワ瀬林	言継
天文3年	1534	3月13日	四条東洞院	言継
		4月23・24日	飛鳥井邸近所	言継
天文4年	1535	4月8日	下京	後奈良院宸記
天文7年	1538	4月19日	四条東洞院	親俊
天文9年	1540	3月23・26・27・28日	西陣芝の薬師近辺	常興
天文13年	1544	3月27日・29日	相国寺鎮守	鹿苑日録
		8月10～14日	真如堂勸進	言継
天文14年	1545	3月7・8・11日	相国寺石橋辺	言継
		5月2～7日	御霊御旅所	言継
天文19年	1550	9月15日	祇園	言継
天文22年	1553	2月11日	二条烏丸	言継
永祿7年	1564	5月14日	相国寺八幡	言継

表 2 武家猿楽（義澄期 明応2年5月～永正5年4月） 鈴木正人『能楽史年表古代・中世編』東京堂出版、2007年、浜口誠至『在京大名細川京兆家の政治史的研究』思文閣出版、2014年を参照して作成。

將軍	將軍年齢	No.	年	西曆	月日	場所	申沙汰	典拠	備考			
義澄	14	1	明応2年	1493	6月20日	武家	細川政国	後法興				
		2			9月2日	小川御所	日野富子	蔭涼軒・後法興				
		3			10月17日	武家	細川政元	後法興				
	15	4	明応3年	1494	4月10日	武家	?	後法興				
		5			5月21日	武家	細川政元	後法興				
	17	6	明応5年	1496	2月27日	武家	?	後法興				
		7			1月16日	武家	?	大乘院	1・19日条、観世			
	18	8	明応6年	1497	3月2日	武家	?	大乘院	俄かのことで金春遅参			
		9			6月2日	武家	?	実隆	多武峯能			
		10			8月18日	武家	?	後法興				
		11			8月28日	武家	?	実隆・後法興	三条実望初めて御相伴			
	19	12	明応7年	1498	2月11日	武家	細川政賢	大乘院	今年武家で能が2回ある。			
		13			2月11日	武家	公方	大乘院				
		14			閏10月1日	武家	細川政元	実隆				
		15			12月22日	武家	細川政元	実隆				
	20	16	明応8年	1499	1月24日	武家	細川政元	実隆				
		17			2月2日	武家	赤澤朝経	後法興・大乘院	十七力所の故			
		18			7月12日	武家	?	大乘院	手申楽			
	21	19	明応9年	1500	5月25日	武家	?	後法興	山門炎上珍重のため			
		20			5月27日	武家	細川政元	後法興	観世大夫死去後初			
	22	21	文亀1年	1501	6月17日	真木島	細川政元	実隆				
		22			9月9日	武家	?	後法興	観世の手のもの祇候、大飲			
		23			10月19日	?	武田・伊勢・節朔衆	後法興	義澄病氣平癒			
	24	24	文亀2年	1502	7月27日	細川邸	細川政元	大乘院	細川新造に御成り			
		25			2月10日	武家	義澄	実隆・後法興	鑑で申沙汰を決める			
		26			3月10日	武家	公家衆・御供衆	実隆				
		27			3月27日	武家	?	実隆	狭衣初上演			
		28			4月10日	武家	若狭武田	実隆				
		29			5月10日	武家	細川・畠山	実隆				
		30			6月10日	武家	畠山義英	実隆・後法興	申楽3座立会い。			
		31			9月19日	武家	?	実隆	実隆狭衣を見る。政賢子息11歳芸を披露			
		25			32	永正1年	1504	1月20日	武家	細川政元	後法興	
					33			2月20日	武家	足利義澄	後法興	
	34		3月20日	武家	公家衆・御供衆			後法興				
	35		閏3月20日	武家	武田元信			後法興				
	36		閏3月22日	武家	細川政元			後法興	手申楽			
	37		4月21日	武家	朝倉貞景			後法興・宣胤・実隆・二水	宣胤朝倉進上の千余貴能に使うを嘆く			
	38		4月26日	入江殿	?			実隆	観世大夫・小四郎美声			
	39		5月21日	武家	土岐政房			後法興				
	26	40	永正2年	1505	6月12日	武家	京極高清	後法興				
		41			12月4日	武家	大和彦三郎	後法興	犬追物の後猿楽			
	27	42	永正3年	1506	1月9日	武家	細川政元	後法興				
		43			4月21日	武家	御供衆	実隆				
		44			1月9日	武家	?	実隆	金春相交行う			
	43	45	永正5年	1508	2月27日	武家	細川政元	後法成	観世・金春立会			
46		12月30日			武家	?	殿中申次記	大雪庭上雪書き懇望するが先例なく断る				
義植	47	永正5年	1508	6月8日				義植入京				
	48			8月5日	武家	?	実隆					
	44	1	永正6年	1509	4月14日	武家	大内義興	実隆	公家多く参加			
		2			12月22日	武家	細川高国	実隆	大内・畠山・公家相伴			
	45	3	永正7年	1510	4月29日	武家	畠山鶴寿	実隆	細川・大内・畠山参仕			
		4			5月11日	武家	足利義植	実隆	細川・大内・公家衆			
		5			8月14日	武家	細川高国	実隆				
		6			9月9日	武家	畠山元光	実隆				
	46	7	永正8年	1511	10月29日	武家	?	実隆	金春			
		8			11月14日	武家	細川・大内	実隆	観世・金春			
		9			11月17日	武家	?	実隆				
	47	10	永正9年	1512	4月20日	畠山義元	畠山義元	後法成	近江猿楽・金春			
	48	11	永正10年	1513	2月27日	細川高国	細川高国	後法成	松囃子・猿楽。日野・高国・畠山義元・大内			
	49	12	永正11年	1514	2月6日	武家	?	守光				
	51	13	永正13年	1516	1月13日	武家	?	武雑礼(国立公文書館)				
		14			1月14日	武家	?	殿中申次記				
	52	15	永正14年	1517	8月30日	武家	大内義興	後法成				
		16			3月17日	畠山順光	畠山順光	二水	畠山邸へ初めて御成。観世・金春			
	54	17	永正15年	1518	1月13日	武家	?	殿中申次記	日吉大夫			
		18			2月10日	細川高国	細川高国	二水・後法成	義植申入れ臨席			
		19			2月13日	細川高国	細川高国	守光				
		20			2月14日	細川高国	細川高国	守光				
55	21	永正16年	1519	2月14日	細川高国	細川高国	守光					
55	22	永正17年	1520	8月22日	武家	細川高国	二水	高国上洛後初めての申沙汰。観世				

表 3 申樂費用

年	月日	座	費用	主催者	典拠	備考
永享2年	1月11日	観世	万疋(百貫)	義教	満濟准后日記	
永享3年	1月11日	観世	万疋(百貫)	義教	満濟准后日記	
文明17年	3月22日	矢田	太刀一腰・二百疋(二貫)	近衛政家・実相院増運(兄)	後法興	
明応7年	2月16日	観世	五十貫	興福寺	大乘院	
明応8年	2月9日	観世	四百貫・唐織物二十	足利義澄・細川政元	大乘院	
文亀2年	5月3日	?	小袖一、太刀(近衛より)	飛鳥井雅俊	後法興	
永正1年	4月21日	観世	千余貫	義澄・朝倉貞景	宣胤	
大永6年	10月19日	観世・金春	五万疋(五百貫)	義晴、越智民部少輔申沙汰	尚通	
天文5年	1月20日	日吉大夫	毎年二貫文	証如	天文日記	
	9月26日	観世	挨拶に五百疋	証如	天文日記	大夫挨拶に祇候
天文6年	2月24日	金剛	五十貫	証如	天文日記	
	2月25日	金剛	三十貫	坊主衆	天文日記	
	7月18日	長命大夫	五百疋(五貫)	証如	天文日記	大夫挨拶に祇候
天文7年	1月2日	観世	御服	義晴	親俊	
	1月13日	観世	御服	義輝	親俊	
	3月15日	金春	織物・小袖	証如	天文日記	
	3月18日	金春	五千疋(五十貫)	証如	天文日記	
天文8年	1月15日	長命大夫	千疋(十貫)	証如	天文日記	大夫挨拶に祇候
	2月1日	金剛	二百疋(二貫)	証如	天文日記	大夫挨拶に祇候
	3月8・9日	金春	五百疋(五貫)	証如	天文日記	大夫挨拶に祇候
	9月26日	金春	七百疋(七貫)	証如	天文日記	大夫挨拶に祇候
天文10年	8月9日	観世	唐織物御服	將軍御台慶寿院	常興(ビブリア)	
	12月5日	金剛	五貫	証如	天文日記	大夫挨拶に祇候

参考:『能楽史年表古代・中世編』鈴木正人編、『室町文化論考 文化史の中の公武』川嶋将生

図 3 『国立歴史民俗博物館洛中洛外図屏風甲本』部分「たいりさま（内裏様）」
国立歴史民俗博物館蔵 画像提供：国立歴史民俗博物館

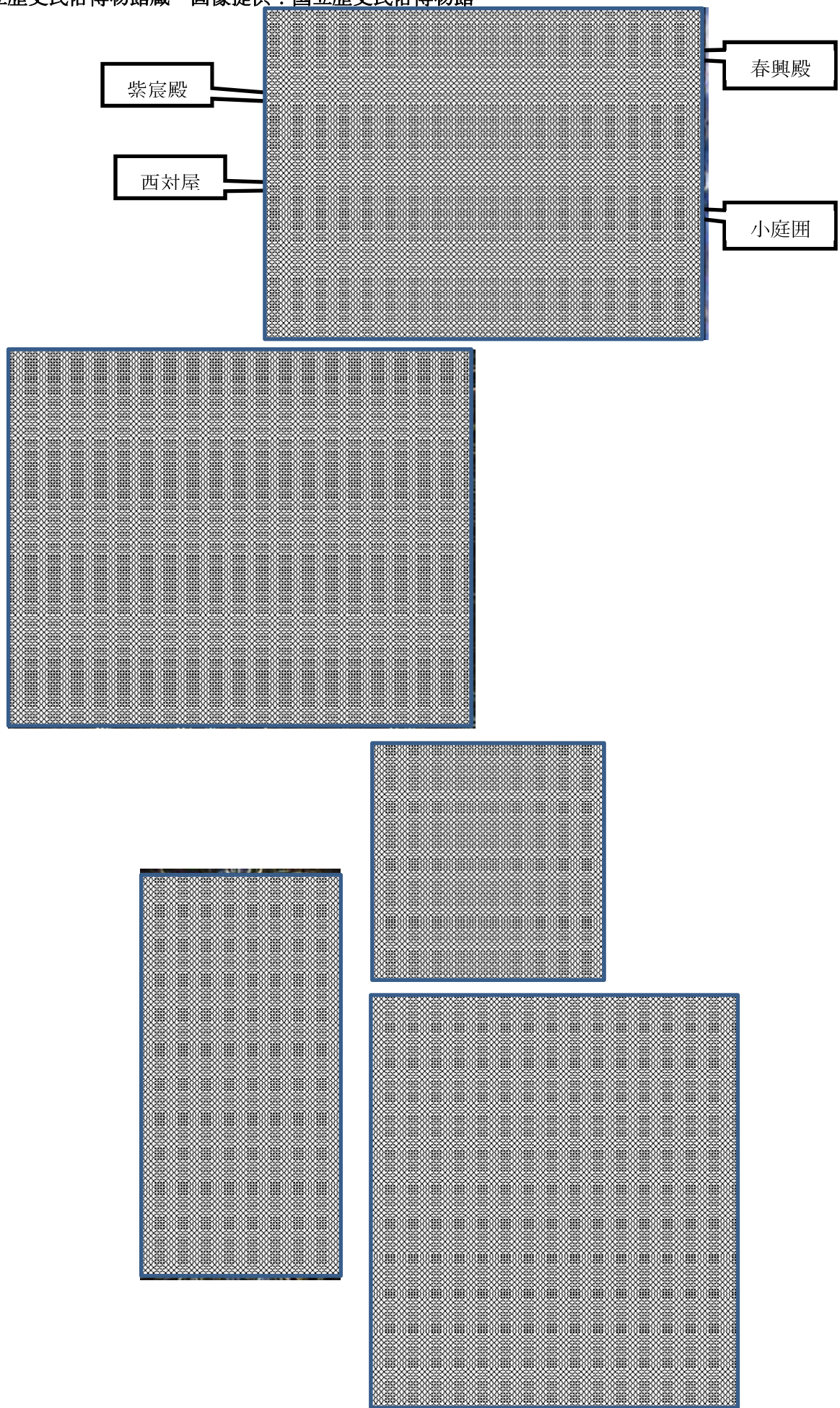


図 4 『月次風俗図扇面流し屏風』第一図 京都光円寺蔵『扇のなかの中世』大阪大学出版会より引用

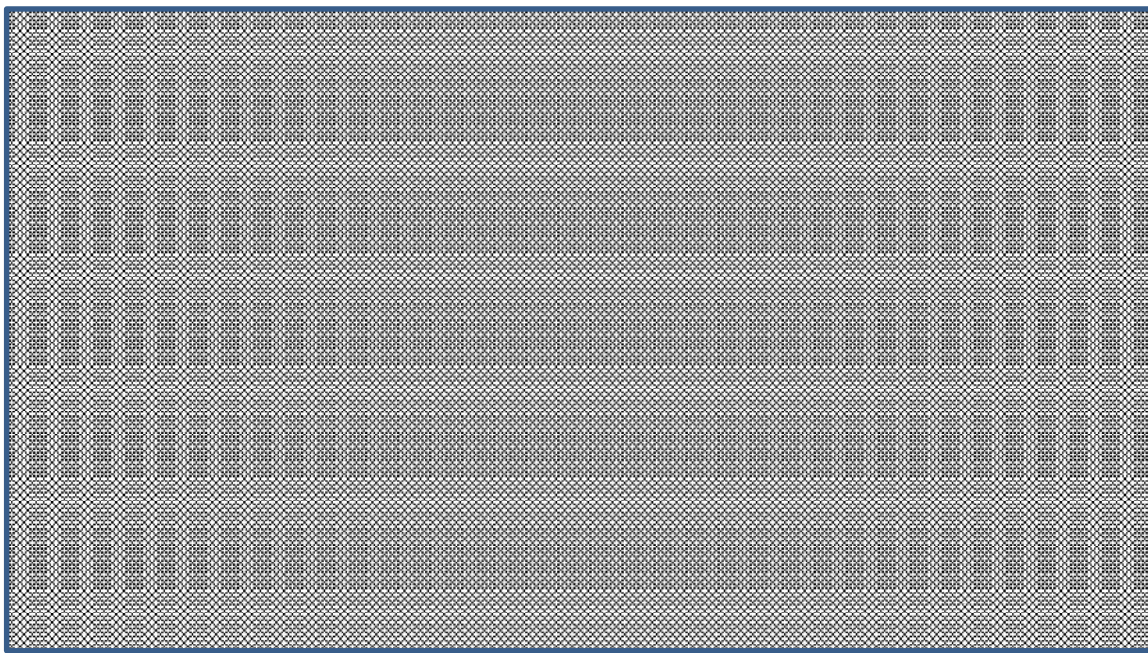


図 5 「二水記」18、大永7年 国立公文書館蔵 古18-358 10丁オ



図 6 「槻峯寺建立修行縁起絵巻」
土佐光信筆、1495年（明応4）制作
部分、フリア美術館蔵、ワシントン
D. C. 『日本絵巻物全集：新修別巻
1』角川書店より引用

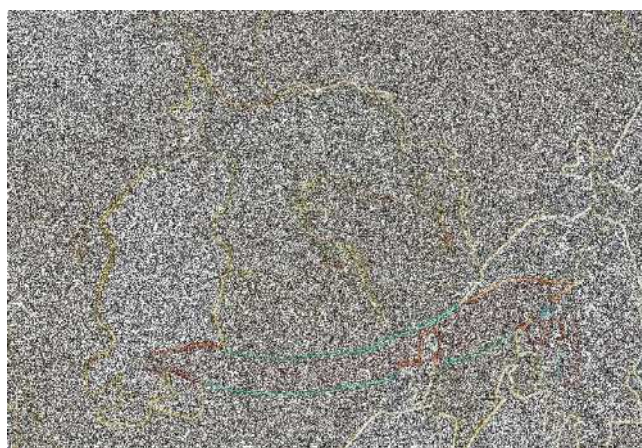


表 4 応仁元年～天文12 正月元日四方拝・小朝拝・節会 執行状況

年	西暦	四方拝	小朝拝	節会	内弁	典拠				
文正2	1467	?	○	○		後法興	宗賢			
応仁2	1468	×	×	×		統史愚抄				
応仁3	1469	×	×	×		統史愚抄				
文明2	1470	?	?	?						
文明3	1471	×	×	×		親長				
文明4	1472	×	×	×		親長	統史愚抄			
文明5	1473	×	×	×		統史愚抄				
文明6	1474	×	×	×		統史愚抄				
文明7	1475	○	×	平座		言国	実隆	親長	長興宿祢	
文明8	1476	○	×	平座		実隆	親長			
文明9	1477	×	×	×		実隆	親長			
文明10	1478	×	×	平座		親長	統史愚抄			
文明11	1479	×	×	平座		晴富宿祢	実隆	親長	統史愚抄	
文明12	1480	○	×	平座		お湯殿	長興宿祢	親長	晴富宿祢	宣胤
文明13	1481	○	×	平座		お湯殿	実隆	親長	宣胤	
文明14	1482	○	×	平座		お湯殿	親長			
文明15	1483	○	×	平座		お湯殿	実隆	親長		
文明16	1484	○	×	平座		後法興	実隆	親長		
文明17	1485	○	×	×		親長	お湯殿			
文明18	1486	○	×	×		親長	実隆	お湯殿		
文明19	1487	○	×	×		長興宿祢	親長			
長享2	1488	○	×	×		実隆	お湯殿			
長享3	1489	×	×	×		実隆	親長			
延徳2	1490	○	○	○	右大臣花山院政長	実隆	元長	後法興	親長	お湯殿
延徳3	1491	○	○	○	大納言三條西実隆	実隆	元長	後法興	親長	お湯殿
延徳4	1492	○	○	○	右大臣近衛尚通	後法興	親長	お湯殿		
明応2	1493	○	○	○	大納言甘露寺親長	言国	実隆	親長	拾芥記	お湯殿
明応3	1494	○	×	○	内大臣二条尚基	言国	後法興	実隆	親長	宣胤
明応4	1495	○	○	○	大納言西園寺公藤	言国	お湯殿	実隆		
明応5	1496	○	×	×		お湯殿	後法興	親長		
明応6	1497	○	○	○	大納言中御門宣胤	実隆	拾芥記	親長		
明応7	1498	○	×	×		お湯殿	拾芥記	親長		
明応8	1499	○	×	×		お湯殿				
明応9	1500	×	×	×		拾芥記	お湯殿			
明応10	1501	○	×	平座		元長	言国			
文亀2	1502	○	○	○	大納言三條西実隆	後法興	拾芥記	宣胤	宣秀	お湯殿
文亀3	1503	○	×	×		後法興	実隆	お湯殿		
文亀4	1504	○	×	×		元長	宣胤	お湯殿		
永正2	1505	○	×	×		元長	実隆	お湯殿		
永正3	1506	○	×	×		元長	実隆	お湯殿		
永正4	1507	○	×	×		元長	実隆	お湯殿		
永正5	1508	○	×	×		実隆		お湯殿		
永正6	1509	○	×	×		元長	実隆	お湯殿		
永正7	1510	○	×	×		元長	実隆	お湯殿		
永正8	1511	○	×	×		元長	実隆	お湯殿		
永正9	1512	○	×	×		お湯殿				
永正10	1513	○	×	×		お湯殿				
永正11	1514	○	×	×		お湯殿				
永正12	1515	○	×	×		お湯殿				
永正13	1516	○	×	×		お湯殿				
永正14	1517	○	○	○	右大臣三条実香	二水	元長	お湯殿	宣胤	
永正15	1518	○	○	○	大納言菊亭季孝	二水	宣胤	お湯殿		
永正16	1519	○	×	×		後法成寺	宣胤	お湯殿		
永正17	1520	○	×	×		後法成寺	お湯殿			
永正18	1521	○	×	×		元長	お湯殿			
大永2	1522	○	○	○	内大臣徳大寺公胤	宣胤	二水			
大永3	1523	○	○	○	大納言三條西公条	二水	お湯殿			
大永4	1524	○	○	○	大納言三條公頼	実隆	お湯殿			
大永5	1525	○	×	×		元長	お湯殿			
大永6	1526	○	○	○	関白(右大臣)近衛植家	二水	実隆	お湯殿		
大永7	1527	×	×	平座		実隆	お湯殿			
大永8	1528	○	×	×		実隆	お湯殿			
享祿2	1529	○	×	×		実隆	お湯殿			
享祿3	1530	○	○	○	大納言三條西公条	実隆	お湯殿	二水		
享祿4	1531	○	×	×		二水	お湯殿			
享祿5	1532	○	×	×		二水	お湯殿			
天文2	1533	○	×	×		二水	お湯殿			
天文3	1534	○	×	×		言継	公卿補任			
天文4	1535	○	○	○	大納言三條西公条	言継	公卿補任			
天文5	1536	×	×	×		言継	公卿補任			
天文6	1537	○	○	○	大納言三条公頼	言継	公卿補任			
天文7	1538	○	○	○	左大臣西園寺実宣	言継	公卿補任			
天文8	1539	○	○	○	大納言今出川公彦	言継	公卿補任			
天文9	1540	○	○	○	右大臣鷹司忠冬	公卿補任				
天文10	1541	○	○	○	内大臣一条房通	公卿補任				
天文11	1542	○	○	○	大納言甘露寺伊長	公卿補任	言継			
天文12	1543	○	×	○2日	大納言広橋兼秀	公卿補任				

表 5 義澄参内

		義澄参内 / =史料欠 * =別の記事					
年	月日	近衛政家・尚通	甘露寺元長	三條西実隆	菅原和長	中御門宣胤	鷲尾隆康
文 亀 2 (一 五 〇 二)	7月12日	申刻義澄参内。路地直垂、長橋局装束改め。三献已後歌会、管弦九献後退出し、長橋局で三献あり。卯刻帰宅。義澄から懸絵・五種進上。十八日諸家武家へ群参。公家衆に蹴鞠をさせ見物。細川高国も参加。		義澄従四位下、左近衛中将、参議昇進途中退出し、直簾で休息。六献後休みどころへ退出。天酌後さらに一・二献。この時上臈局先盃を飲み、大樹より擬され申す。その後直簾で大典侍ら女官と三献。政元・伊勢貞宗ら酌に召し出す。退出鶏鳴の頃。十八日將軍邸へ惣参賀			
	7月25日 *			四幅一対絵(楼閣、子昭筆、号小成陽宮)將軍より禁裏へ進上			
	8月17日	義澄参内。六日に下された勅書の礼の為。(六日義澄岩倉より帰京)暁鐘以降退出ということだ。		8月10日条、17日義澄参内。民部卿典侍(四辻氏、六十八歳)が逢った所、聯輝・万松(二人共相国寺僧、式部卿親王弟)御相伴に参るとの武命。常御所に禅僧参入その例無。庇に候し、殿上人陪膳が良いと民部卿典侍に伝える。直垂で参内。直簾匂当内侍局へ入る。常御所に聯輝軒(就山永崇)・万松参入未曾有の儀。歌音曲有り。十献の途中、義澄頭痛の為、直簾での盃なく退出。			
文 亀 3 (一 五 〇 三)	1月10日	武家参内以後対面、先に参内すべしと風聞。参内後、武家参賀。数刻経て対面。		將軍参内、今日武家参賀の衆は明日参内するよとの沙汰有。路頭から退出するもの、殿中より退出する者有。御前を退出後直簾で数献に及ぶ。先例なき事。女中皆酩酊する。子の刻退出	参賀の用意をしていたところ將軍が参内するので、明日参賀するように仰せ出る。そこで禁中に参内。御前で一献後、直簾で三献。將軍は機嫌よく数献。夜半に還御。		
	7月14日	義澄内裏の灯笼見物。長橋局で盃酌有り。		義澄灯笼見物。長橋局で三献。民部卿典侍・匂当内侍以外参会なし。その後内侍所庭で盃酌。深夜召し出され歌曲あり。子刻過ぎ帰宅。			
	9月5日 *			將軍より雁進上	*		

永正1 (一五〇四)	1月10日	1月10日武家参内以後参内すべし。まず参内。その後武家参賀。細川政元常御所召し出され御縁にて、天盃を受ける。万疋進上。折烏帽子・上下を着る。永享の彼の祖父持之の先例があるというが、如何なものか。	未刻將軍参内。常御所、直簾で数献有。子刻退出。政元も天盃賜る。その躰折烏帽子・素襖。永享の時は直垂と「貞親卿記」に見える。			勾當内侍で衣冠に着替え。常御所の御縁で細川政元天盃を受ける。希代の事。永享の持之以来。	未刻参内。奥直垂以上置石で下輿。騎馬五騎。政元(申刻後参)。直簾で衣冠改め、(冬袍・衣文)三献。その後政元(折烏帽子上下)常御所縁において天盃。先例希。珍事。但し例有。政元祖父昇殿其もの忠節事也。只武家追詔。前代未聞。長橋局七献。殊の外機嫌よいということだ。政元から中間まで伺候する。珍事。夜に入り退出。細川礼として万疋進上。(ただし折紙ばかりか)
	閏3月4日	武家参内。直垂にて小御所参る。暁鐘以後に退出。直垂にて参内の事東山准後の道服の前例に倣ったというが、彼は法体なので格別の事、感心せずと飛鳥井黄門の説を記す。		將軍参内。先ず直簾に入る。大慈院宮・大慈院方丈・聯輝等同席。四献の間直簾に退出、衣服を改める。供衆細川右馬助、政元、大館、赤松伊豆、同右衛門佐、伊勢。暁に終わる。		東庭花御覧の為参内。御樽十荷、折十合持参。直垂、腰刀長ということだ。初めは御縁で給い、四献義澄御酌長押上に候する。軽々しいこと希代の事。暁に退出。	未刻参内。馬、直垂。三條西実隆・正親町公兼・甘露寺伊長・三条実望・飛鳥井雅俊・忠富王・万里小路賢房、白川雅益・山科言繼。武家供五騎。唐門役武田。義澄小御所東縁に下姿、腰刀で伺候。前代未聞。伏見殿。南御所・入江殿、御参。義澄下姿で天皇に御酌言語同断。末世此事。
	12月8日			義澄禁裏に鞠進上		*	松の庭で蹴鞠
永正2 (一五〇二)	1月10日	1月10日武家参内以後参内すべし。まず参内。その後武家参賀。	西刻將軍参内。直簾で数献。子刻退出。	將軍未斜参内。常御所で五献、直簾で数献。細川政元・伊勢貞宗、六角内々参会。大典侍(広橋守子)の外は参らず。			参内三條西実隆・正親町公兼・中山宣親・甘露寺元長・三条実望・飛鳥井雅俊・忠富王・万里小路賢房菅原和長・山科言繼・白川雅益・勤修寺尚頭、など各平伏。四足門細川政元。北御門六角氏綱、直簾泥漿改め、衣冠着す。常御所で五献。佳例は三献だが、武家所望により五献。退出後長橋で四献。政元・伊勢貞宗・貞陸・六角氏綱長橋へ参り舞う。夜に入り退出
	1月21日	*	*	將軍より御樽進上。昏に賞玩の為召し出される。			*
	4月22日	*	*	將軍より御書あり。詠歌進上。使本郷宮内少輔信通。			
	4月29日	今日武家参内。禁裏が召したということだ。	*	將軍参内。西半刻参会。五献後暫く直簾に退出。此の間人々と歌詠み出す。三条実望室町殿仰されること有って直簾へ参る。鶏鳴の頃退出。細川政元、忠富王の許で盃酌、伊勢貞宗御供。直簾で一盞。			
永正3 (一五〇三)	1月10日	武家対面。晩に及び俄かに参内。装束整わず遅れる。参賀衆一条冬良、近衛尚通、花山院政長、今出川公興、久我豊通、西園寺公藤	申斜將軍参内。直簾で数献暫く逗留。武家近習召し出し、子刻退出。	將軍参内。御参内夕日の後。		勾當内侍局で衣冠を着す。それまでは直垂。北門より入る。	
	9月23日	御懺法、武家聴聞の為参内。		宮中御懺法のため参内。途中退出		後土御門院七回聖忌。直垂で西楼門より参入。勾當内侍局で衣冠を着す。細川政元庭上で聴聞。	
	11月23日	クワンセン御樽・両種進上		將軍より禁裏に御樽美物進上		堺より御樽十荷美物將軍より禁裏へ進上。近日御上洛。細川政元西園へ下るべからずと仰せということだ。	
永正4 (一五〇四)	1月10日	禁裏、武家に参賀。一条冬良、近衛尚通、九条尚経、花山院政長、今出川公興、西園寺公藤、直垂衆六七人。大覚寺、理性院	將軍参内。直簾で数献。	將軍参内。常御所三献後退出		息子の宣秀中納言が將軍に参賀した。御参内の直垂に着替えた後対面だったので、申の斜めになった。	

第五章 歴博甲本洛中洛外図屏風に描かれた比丘尼御所

はじめに

歴博甲本洛中洛外図屏風（以下甲本）には、三時知恩寺（入江殿）・大慈院（南御所）・宝鏡寺・通玄寺（曇華院）・光照院の比丘尼御所が描かれている（図1）。この五寺はいずれも戦国期に將軍家の女性が入室した比丘尼御所である。そして、皇女・公家の子女が入室した場合も、將軍家の猶子として入室した（表1）。大慈院（南御所）は、明治の廢仏毀釈で隣接する宝鏡寺と合併し現存せず、曇華院は明治期に嵯峨へ移転したが、宝鏡寺・三時知恩寺・光照院は現在も戦国期と同位置に現存する。

まず、これらの寺院の先行研究を概観しておこう。大塚実忠氏は一九六七年、「比丘尼御所歴代」で京都・奈良の代表的尼寺の寺伝及び、記録類から住持名の一覧を作成した¹。荒川玲子氏は、尼五山筆頭景愛寺沿革を明らかにした。尼寺は、男僧が入室する寺とは異なり、出家した女性の居所であり、高貴な女性の御所的意味合いを持っていた²。湯之上隆氏は、遠江国浅羽庄と宝鏡寺・大慈院の関係を明らかにし、足利將軍家の女性達と尼寺の関係を検討した³。牛山佳幸氏は、中世の尼寺と尼の存在形態や歴史的意義を検討し、古代から中世に到る尼寺の位置づけを行った⁴。中井真孝氏は、中世の三時知恩寺入室者と伏見宮家・將軍家の関係を明らかにした⁵。原田正俊氏は、中世における尼寺の地位について論じ、室町期に尼五山の制度が作られたこと、尼寺の活動についてまとめた⁶。大石雅章氏は通玄寺と室町幕府の関係を検討し、尼五山は経済面・人事面ともに「將軍家丸抱えの存在」であったとした⁷。田中リサ氏は、大慈院とその子院、曇華院の所領を中心に検討し、これらの所領は幕府御料所であり、幕府の女性が入室した大慈院・曇華院は、足利一族の所領を管理する役割を持っていたとした⁸。岡佳子氏は、宝鏡寺を検討し、宝鏡寺蔵「景愛寺御代々」を紹介し、歴代住持系譜編纂過程を検証した⁹。菅原正子氏は、中世後期の太慈院の住持とその生活、経済について論じた¹⁰。

このように、中世京都の尼寺については史料が豊富に残存している宝鏡寺・大慈院を中心に研究が進んできた。そして、三時知恩寺・大慈院・宝鏡寺・曇華院・光照院は、室町幕府と一体化した存在であり、將軍家の女性が多く入室し、所領も幕府御料所の側面を持っていたことが明らかになり、「武家之御寺¹¹」であったことが明らかになった。

大石氏はこれらの尼寺に入室した女性について、「尼たちは自由な生き方を生まれながらにして奪われた¹²」存在とした。一方、牛山氏は、戦国期に尼の活動が活発化したことを

論証した¹³⁾。

このように、これらの尼寺の研究が進み、歴代住持も明らかになりつつあるが、未だ住持に関して未解明の部分がある。また、当該期の幕府との関係も各論文で触れられてはいるものの、寺院社会としての検討が主である。個々の住持と幕府の関係を具体的に検証することによって、こうした尼寺が、どのような存在であったのかがより鮮明になるだろう。さらに所領についても、浅羽庄のように、在地との関係、歴史的推移を視野に入れた優れた研究が行われているが、全体像は明らかではなく、個々の所領についても未解明なものが多い。

戦国期には、甲本に描かれた比丘尼御所以外にも、大聖寺等多くの比丘尼御所が洛中にあつたことは古記録から明らかである。甲本は、多くの比丘尼御所の中から、將軍一族の比丘尼御所を選んで描いている。これにより、甲本は、足利家中心の世界を描きだそうとした¹⁴⁾という説がある。これまでの章で指摘したように、注文者は十二代將軍足利義晴である。そこで、これらの比丘尼御所と戦国期幕府の関係を個々の住持について具体的に見ていきたい。

あわせて、史料が豊富に残存する宝鏡寺・大慈院の根本所領の変遷と、所領全体像を確認し、その中から白布棚公事について検討し、甲本に描かれた宝鏡寺の白布伸子張の図様の意味について検討したい。宝鏡寺の白布伸子張の図様は、宝鏡寺・大慈院が保持していた白布棚公事と足利義澄の関係を描いていると思われる。

本稿の検討によって、歴博甲本に描かれた尼寺と戦国期室町幕府の関係が、より明確化するとともに、従来看過されてきた戦国期將軍家女性たちについて明らかになるだろう。

第一節 戦国期大慈院・宝鏡寺・三時知恩寺・曇華院・光照院の住持

先行研究及び、宮内庁書陵部蔵『尼門跡書類』、『曇華院蔵通玄寺志¹⁵⁾』、戦国期の日記類等から戦国期の三時知恩寺・大慈院・宝鏡寺・曇華院・光照院の住持、その入室または誕生年と、没年を表にまとめた(表1)。

岡氏によれば、『尼門跡書類』の内「尼五山景愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事跡」は、明治初年頃相国寺住持を勤めた憲道周顛が、相国寺の管轄下になった宝鏡寺の系譜を、明治五・六年頃作成し、それを大正年間に謄写したものである¹⁶⁾。宝鏡寺所蔵宝鏡寺文書には、憲道筆の「宝鏡寺中大慈院伝系略記」「景愛寺原封境始末文署四通写附校按」が残されている¹⁷⁾。これは、明治初年頃政府が行った寺院調査に際して、憲道周顛が系図作成等を依頼され、その際制作したものと思われる。「尼五山景愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事跡」あと

がきで憲道周顯は、宝鏡寺の僧が政府に系譜を提出するため、書類を憲道周顯の所に持参し校正を依頼したが、頗る錯簡が多く、様々な史料を集めて作成したとする。『尼門跡書類』には他に、光照院・瑞龍寺・三時知恩寺・靈鑑寺・林丘寺・慈受院・大聖寺・宝慈院・大慈院の系譜も謄写されている。

また、宝鏡寺所蔵宝鏡寺文書には、「景愛寺御代々」と「歴代住持覚」二通があり、この内「景愛寺御代々」は、岡氏が写真入りで紹介している。「景愛寺御代々」は一七四五年に没した宝鏡寺二十二世理豊の時代に編纂されたもので、「尼五山景愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事跡」は、「景愛寺御代々」を参考に作成された¹⁸。

さて、表1にまとめた三時知恩寺・大慈院・宝鏡寺・曇華院・光照院に入室した將軍家の女性と戦国期幕府の関係を具体的に見ていこう。それにより、これらの寺がどのような存在であったのか、より明らかになるばかりでなく、戦国期將軍家の女性の生き方も見えてこよう。

一 三時知恩寺(入江殿)

三時知恩寺は、後光厳院皇女見子女王(入江内親王)が開き、義満娘覚恚性仙(母醍醐寺三宝院坊官安芸法眼の娘)以降、足利氏の娘が入室した¹⁹。

①了山聖智は義教娘で、母は洞院満季の娘、永享五年(一四三三)閏七月二十四日生まれである²⁰。『看聞御記』永享五年十一月に「今日入江殿へ室町殿上様入御、姫君被入申、於于今姫君可被置申²¹」とあり、誕生後まもなく伏見宮貞成親王の娘性恵の許に入室した。

応仁元年(一四六七)、応仁の乱で東軍に属していた義視は突如伊勢へ出奔する²²。翌応仁二年九月、義政の説得により上洛し、東軍に復帰した²³。「応仁別記」は入京した義視はまず、入江殿に入ったとする²⁴。姉である了山聖智がいたためではないだろうか。

その後、永正三年(一五〇六)入江殿の近所で火事があった際、十一代將軍義澄は自ら入江殿に行き、消火させている²⁵。入江殿が將軍家の寺であるためであろう。

大永六年(一五二六)六月三日、聖智が危篤になった際には、曇華院祝溪聖寿(義植姉)・春日局(摂津氏)・細川高国・細川尹賢・伊勢貞忠をはじめ人々が群参した。春日局・細川高国・細川尹賢・伊勢貞忠ら幕府の要人が訪れているのは、足利一族の長老であるためである。同年六月十一日、九十四歳で死去した²⁶。

②松山聖榮は、義尚娘で、長享元年(一四八七)閏十一月十六日生まれ、母は山名氏「おやち」である²⁷。『蔭涼軒日録』は、誕生したのが娘であったことを「山名不幸、赤松吉事」としている。山名の血を引くものが將軍になれば、領地が接する赤松が不利になるためであ

ろう。聖槃は、長享二年十二月五日、三時知恩寺に入室した²⁸。

天文九年、近衛邸に入った盗人が、隣接する入江殿に逃げこみ、これを侍所開闔の被官が自ら傷を蒙りながらも仕留めた。これに対し将軍義晴は、褒美として太刀を下した²⁹。傷を負ったとはいえ、盗人を仕留めた程度の事で将軍から太刀が下されたのは、入江殿を守り、将軍家に奉公したと認められたためだろう。

同年七月伊勢貞孝・朽木植綱などが盆踊りの風流を行った。まず将軍邸、その後細川晴元邸、近衛邸、入江殿へ行っている。近衛家は将軍御台の表家である。入江殿も廻ったのは、入江殿が将軍一族のためである。

また、天文五年閏十月五日、前月二十七日に行われた細川晴元上洛祝い返礼の能が将軍邸で行われた³⁰、松山聖槃・曇華院弟子が招待された。これは、聖槃・曇華院祝溪聖寿が足利将軍一族であるためである。祝溪聖寿は高齢であったため弟子が代理で出席したものと思われる。松山聖槃は、永禄元年(一五五八)七十二歳で死去した。

③義晴の娘が入江殿に入室している。名前は不明である。天文八年生まれで、母は御台近衛氏である³¹。天文九年五月病気になったが、大般若経の祈禱をしたところ回復したので、感状の御内書が鹿苑院に出された³²。同年七月、弟若君(義昭)は一乗院、姫君は入江殿に契約したが、未だ将軍邸にいたので、生見玉を贈るべきか大船常興に諮問があった。常興は、入室していないのでその必要はないと答えている³³。誕生後まもなく、入江殿入室が契約されたが、しばらく、将軍邸で育てられた。天文十年十一月宮内卿局・左京大夫局と共に入江殿に行っているので、入室したものと思われる³⁴。

元亀二年(一五七二)四月、義晴娘入江殿は産後に死去した。このため烏丸光宣(二十三歳)が出奔した³⁵。父の烏丸光康は、享禄元年(一五二八)の義晴近江動座・朽木在住に供奉した将軍昵近衆であり³⁶、権大納言、五十九歳であったが、処分を恐れ逐電し、閉門処分となった³⁷。しかし、同年に光康は京に戻り禁裏・幕府へ出仕している。光宣も元亀四年(一五七三)右中弁から左中弁に任じられており京に戻っている³⁸。これは内密に義昭に金銭を贈ったためであると「信長記」は伝える³⁹。

二、大慈院(南御所)

大慈院は、後光厳天皇妃崇賢門院が開祖で、猶子となつて跡を継いだ義満娘聖久は、義満妃日野康子(南御所)の猶子でもあり南御所跡を継いだため、南御所とも称される。日野康子の死後、南御所の建物は、南に接していた崇賢門院御所と一体化し、大慈院になったと考えられている⁴⁰。

④光山聖俊は、義政三女・日野富子長女である。寛正三年（一四六二）に生まれ、文明八年に得度した⁴¹。文明十一年九月、日野富子・妹宝鏡寺因山理勝と共に、伊勢神宮へ参詣している。「盡美盡善」の豪華な参宮で、見物人が市をなした⁴²。文明十六年にも、日野富子と共に、伊勢神宮へ行き、南都からも輿舁が遣わされた⁴³。日野富子・南御所は豊かな財力と支配力を持っていた。

明応六年、日野富子の一周忌を光山聖俊が小川御所日野富子御殿で執り行つた⁴⁴。富子死後、尋尊は、「七珍万宝ハ公方(義澄)歟南御所歟」と記したが⁴⁵、南御所が相続したものと思われる。永正二年八月、四十四歳で死去し、三条西実隆はその人柄を、世に重きをなし、天性柔軟で、寺中の勤行など怠りなく、無双の人であり、諸人がその死を惜しんだと記す⁴⁶。

光山も宝鏡寺・大慈院兼帯だつたのではないかと思われる。「景愛寺御代々」は、溪山から宝鏡寺・大慈院兼帯と記し、溪山を義政娘・日野富子娘とするが、これは日野富子娘の光山と後土御門天皇皇女溪山を混同したものである。義教娘理永が存命の間は、大慈院と宝鏡寺は光山と理永がそれぞれ方丈であつたと思われる。明応四年に理永が死去し、義澄妹が入室するまでの間は光山が、義澄妹が死去後は、溪山が両寺院を兼帯したものと思われる。

文明十四年、一条兼良の娘が日野富子猶子として南御所弟子に契約している。兄である大乗院尋尊は、「南御所ハ河内十七ヶ所之領主也」と記し、同年十二月に、本光院（宝鏡寺塔頭⁴⁷、南御所塔頭⁴⁸）へ入つたことを「御台之為御子、希有果報」と記す⁴⁹。財力のある南御所弟子となれたことは幸甚であつた。

⑤溪山理秀は、後土御門天皇皇女で、勸修寺教秀娘房子を母として、延徳元年（一四八九）八月二十六日誕生した。九月十三日には大慈院入室が決まり、日野富子猶子として、富子の手元で育てられることになった。後に、宝鏡寺へ入室する花屋理春は、将軍義植猶子として入室するが、富子存命中は、一条兼良の娘も、後土御門天皇皇女も富子猶子として入室している。

溪山理秀は十一月七日、本・香箱など持参し大慈院に入室した⁵⁰。その後、延徳二年十二月、初めて里帰りし、その後も度々禁裏を訪れ⁵¹、禁裏へ花見等にも行つている⁵²。また、天文九年、南御所所持の草子が返却された際は、将軍側近の大館常興が取り次いでいる⁵³。溪山は天皇家の一員でもあり、将軍家の一員でもあつた。天文十二年十一月、五十五歳で死去した⁵⁴。

⑥華庵理栄（知徳院⁵⁵）は、「尼門跡書類」の「大慈院歴代伝系」に義植娘として名が載り、文禄三年（一五九四）死去したとするが、管見では同時代記録で確認できない。「尼五山景

愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事跡」、「景愛寺御代々」にも花庵理采の名が載るが、後述するように、宝鏡寺に入った花屋理春は十六世華庵理采の跡を継ぎ、十七世になったと「尼五山景愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事跡」、「景愛寺御代々」は記し、花屋理春を「中興開基」とする。義植娘の華庵理采が花屋理春以前に入室し、文禄年間まで存命であったなら、花屋理春が「中興開基」とされる理由が不明である。華庵理采の出自・没年に誤記がある、または、通常の勤めができる状態ではなかったと思われる。

⑦ 耀山聖口は、「景愛寺代々」「尼門跡書類」に義輝娘として名が載り、『宝鏡寺文書』に「宝鏡寺住持後大慈院住 光源院贈左大臣 義輝女 元和四十二日⁵」とあり、元和四年十月二日に死去した。『鹿苑日録』元和四年（一六二八）十一月六日条に、宝鏡寺が先師大慈院殿のため齋を設け、鹿苑院主が出席した記事があり、『宝鏡寺文書』に「けんわ四年よう^{元和}さん様^山井五日御^御せ^座かき^座のお^座ふ^座せ^座の^座し^座ゆう」とある注文と一致する⁵⁷。また、寛永七年（一六三〇）十月二日に、宝鏡寺が、先師耀山十三回忌を行い、鹿苑院主が出席している⁵⁸。

耀山生前の慶長二年（一五九七）、相国寺で行われた義輝三十三回忌に、耀山は日野輝資と共に参列し、慶長四年には、義昭三回忌仏事にも参列した⁵⁹。義輝三十三回忌は、小早川・毛利輝元が費用を出している⁶⁰。また、義昭三回忌の際、耀山は「勝雲院様・上臈様」と共に鹿苑院へ「御成」した。この女性二人は「様」と敬称で呼ばれていることから、室町將軍家の女性と思われ、義昭または義輝妻妾だと考えられる。同じく参列した「大乘院殿」は義昭息義尋である。その後、女性達は万松院（義晴位牌所）へも焼香に行った。耀山は、足利將軍家の最後を見届けた女性であった。

「尼五山景愛寺伝系西山宝鏡寺通代系譜事跡」は、耀山の母を近衛前久娘とするが、義輝に嫁いだのは、前久の姉、近衛植家の娘であるから、前久ではなく、植家の誤記と考えられる。

⑧ 義晴の娘が大慈院に入室したと、「足利系図」はするが、諸記録に記載がない。後述するように、「足利系図」は宝鏡寺に入室した理源と三好義継に嫁した人物を別人として記しているが、両者は同一人物である。義晴娘には天文十七年、若狭国武田義統に嫁いた娘がおり⁶¹、寺院入室が幼少時に行われることを勘案すると、大慈院に入室した義晴娘が、還俗して武田義統に嫁いだのではないかとと思われる。

義輝暗殺後の永禄九年二月、一乗院を脱した義晴次男覚慶は、還俗して義秋（後に義昭と改名）と名乗り、武田義統を頼り若狭に行く⁶²。これは、姉が嫁いでいたためと思われる。しかし、武田義統は内乱のため援助できず、義秋は越前朝倉の許へ行った。永禄十年義統は

三十二歳で死去し、跡を継いだ元明（母義晴娘^{6.3}）は幼少で、武田信玄書状によれば、「断絶眼前^{6.4}」であつたため、永禄十一年、朝倉の援助を求め一乗谷に移る。天正元年（一五七三）朝倉滅亡後、若狭に戻るが、本能寺の変に際し明智光秀に与したため、三十一歳で自害に追い込まれた^{6.5}。

元明が自害する際、津田左近の祖父に預け、現在福井県仏国寺に伝わる武田氏系図には、義統は「將軍義昭公之姉婿也」とあり、元明が花押を据えている^{6.6}。元明父に関する記述なので、義晴娘が義統の妻であつたのは事実だろう。系図では、元明には元義・源作・龍子の三人の子があつた。元明室は秀吉側室松の丸殿（童子）である。娘が母と同じ「童子」名なのは、事実であるか不明である。寛文二年（一六六二）の津田左近の奥書によれば、武田が断絶したときは、津田左近の祖父に系図の処分を任せると言う元明の遺言に従い、系図を焼くべきであるが、武田元信の位牌所である仏国寺に納めるとある。系図に女性の記載がなく、義晴娘の没年は不明である。

三、宝鏡寺

先述したように、宝鏡寺は当初嵯峨にあつたが^{6.7}、文明六年に三条西実隆が上京の屋敷を年始回りした中に宝鏡寺が含まれており、それ以前に上京に移転したことが判明する^{6.8}。光厳天皇の皇女惠厳を開祖とし、二代將軍義詮の娘惠照以降足利氏の女性が入室した^{6.9}。

⑨日山理永。湯之上氏は、義教の娘は宇治大路を母とする女性と、小宰相を母とする二人が宝鏡寺に入室しているとするが^{7.0}、宇治大路は奉公衆で、宇治大路女が義教の娘を産んだ記録を管見では確認できなかった。日山理永が母を義視と同じ小宰相とする義教娘と思われる。永享八年景愛寺において、鹿苑院弟子「理永」と名付けられた^{7.1}。義政危篤の際、總持院堯山性舜（義政娘）、曇華院祝溪聖寿と共に、枕元に駆けつけている。明応四年二月三十日に、宝鏡寺方丈理永は六十四歳で死去した^{7.2}。

⑩因山理勝は、光山聖俊と同じ日野富子娘で、大慈院光山聖俊とは一歳違いである。得度も姉の一年後の文明九年であつた。第一部第二章で明らかにしたように、小川御所・南御所・宝鏡寺は地続きであり、日野富子母子が住む一角であつた。理勝は文明十八年、二十四歳で死去した。

⑪こう山は漢字が不明だが^{7.3}、十一代將軍義澄（義高・義澄と改名、以下義澄で統一表記）の妹であり、宝鏡寺に入っている。後述する伝山性賢を『鹿苑日録』は、「賢山長老」と呼んでいることから、『鹿苑日録』に「こう山」と記された義澄妹の名は、宝鏡寺住持の通字「理」がついた『○山理こう』だと思われる。

明応七年正月、三条実望邸に、今川に養われていた義澄の妹が駿河から上洛した⁷⁴。義澄は堀越公方政知の次男で、文明十二年に生まれ、義政が天龍寺香嚴院の後嗣と定め、長享元年(二四八七)上洛した。延徳三年四月政知が死去し、同年七月異母兄茶々丸が、義澄の母円満院(武者小路氏)と、同母弟潤童子を殺したが、明応七年八月茶々丸は伊勢早雲庵宗瑞に殺された。家永氏は、伊勢宗瑞・今川氏親が明応の政変で将軍となった義澄と結んで、茶々丸反撃に出たとする⁷⁵。義澄妹は、こうした難を避けるため今川氏に保護されていたものと思われる。

三条実望の妻は伊勢宗瑞の姉妹北川殿の娘で、今川家当主氏親の姉である。また、義澄側室阿茶々局は実望の姉妹であり、実望は義澄の昵近公家衆である⁷⁶。こうした縁で、義澄妹は三条邸に上洛した(系図参照)。その後、文亀四年(一五〇四)以前に、宝鏡寺に入室したことが確認できる⁷⁷。

しかし、永正五年三月十三日晝、こう山は「他行頓死」した。特に病気もなく、二十七歳であった。前年、細川政元が暗殺され、澄元が細川京兆家の家督を継いだ。前將軍足利義植が大内義興と共に上洛を開始し、永正五年一月に三条実望は駿河へ下向し、細川高国は義澄妹こう山死去の六日後に逐電した。そして、四月九日澄元は京都から没落し、四月十日に高国が帰洛し、四月十六日義澄は京都から没落した⁷⁸。その後、高国は義植を迎えるため摂津へ出陣し、義植が将軍に復帰し、高国は京兆家当主となった。義澄は京都復帰を目指す。永正八年近江で死去した。

こう山の死と義澄没落の関係は不明であるが、義澄が追いつめられた状況下での不審な死だった。また、高国出奔は澄元との権力争いが原因とされるが、出奔とこう山の不審死の時期が近接していることも、気になる点である。また、先述したように大慈院・宝鏡寺に義植娘の華庵理栄がいたとすると、俗世の義澄・義植の争いが、尼僧たちに全く無関係であったとは言えない。義植娘が宝鏡寺に実在していたのかによつて、こう山の急死事件も様相が変わるように思われる。

その後、天文九年(一五四〇)に宝鏡寺方丈が、元方丈こう山の三十三回忌を行うため、香典を幕府に千疋要求しており⁷⁹、こう山は方丈であったことが判明する。香典を要求したのは、足利義植娘の華庵理栄または、花屋理春と思われる。

⑩**花屋理春**は、近衛尚通四女で、文亀元年生まれ、永正十年十三歳の時宝鏡寺入室が決まった。そして、義植猶子として同年十二月入室した。前年の永正九年に宝鏡寺入室を義植に申し入れ、一旦は了承されたが、直後に曇華院が總寺院の弟子を推挙し⁸⁰、入室が決まる

まで、紆余曲折があつた。

入室当日は、義植に挨拶した後、細川高国邸へいき、高国邸から丹波守護内藤貞正、香西与四郎の他、中間が六七十人供奉する華々しいものであつたが、高国は庭において理春を迎えたものの、体調を崩し、近衛邸には香西が使者として祝いを述べに来た。後日、入室した理春が侍十人余りを連れ、将軍義植と近衛邸に挨拶に訪れている。尚通は「祝着無極」と記している⁸¹。将軍家御寺に入室できたことは、近衛家にとって喜ばしいことであつた。

理春は永正十三年に得度した。先述したように、「景愛寺御代々」は、理春を「宝鏡寺中興開基」とする。義澄妹死去後、溪山が兼帯していた宝鏡寺に新たな住持として、理春が来たためであろう。また、理春の妹は天文三年、義澄遺児である十二代将軍義晴の御台となつた。その後、近衛一族は、義晴側近・将軍一族として活動した。こうした兄弟の活躍も理春が宝鏡寺中興とされた要因だろう。さらに、理春の晩年は織田信長によつて所領が安堵され⁸²、寺院の経済基盤が安定した。

天文五年、鹿苑院梅叔法霖の弟子で、近江海津出身の法玉智岳が、理春の猶子となつている。理春の猶子になることは、将軍家・近衛家に繋がることで、弟子の中でも優位な立場になるためと思われる。男僧が尼僧の猶子となることがあり、それは理春の僧侶としての立場より、世俗での将軍猶子・近衛家息女という立場ゆえと思われる。理春は入室後も頻繁に実家の近衛家を訪れ、遊山にも同行している⁸³。

その後、天文十九年、義晴が死去した際、近衛一族が追悼和歌を詠んでいる。近衛植家が書いた「穴太記」〔万松院贈左府を悼る辞〕には、宝鏡寺の歌もあり、「夢ナラハ又モ見マシヲナキアトノソノヲモカケヨイツねサメケン」とある⁸⁴。

永禄八年（一五六五）、妹（慶寿院）は、三好義継らに御所を襲撃され、十三代将軍義輝と共に殺された。翌日、山科言継が宝鏡寺へ見舞に行つたところ、三好政康、岩成友通らが来ており、宝鏡寺は取り乱していた。将軍一族の寺であるため、三好や言継が宝鏡寺に来訪したのである。その後、近衛植家等弟達は相次いで死去したが、「景愛寺御代々」によれば、理春は天正四年七十六歳で死去した。

⑬理源は、十二代将軍義晴の娘で、母は一色晴具の娘である⁸⁵。一色晴具の父は一色政具、祖父は政熙で、政熙は守護一色義直の養子となり、本姓は上杉氏である⁸⁶。御部屋衆として将軍義政に近侍し、文明十一年義尚の申次、番衆を勤め⁸⁷、子の政具も御部屋衆であつたとされる⁸⁸。晴具は義晴奉公衆であつたが、天文十八年三月、江州衆と上野内衆が御所近辺で喧嘩に及び、駆け付けた晴具は喉を射抜かれ死去した⁸⁹。息子の藤長は義輝・義

昭に仕え、孫の以心崇伝は南禅寺に入り、家康の政治顧問として知られる。

一色晴具の女出生の娘は、天文十八年三月、宝鏡寺に入室し、理源と名付けられた。細川晴元・宮内卿局・將軍御台慶寿院の乳母・理源の乳母が付き添い、久我晴通・細川元常・祐阿・鹿苑院梅叔法霖・法玉智岳が宝鏡寺に出向いた⁹⁰。理源は側室の子ではあつたが將軍息女として、御台の乳母や、京兆・和泉守護・近衛家（久我晴通は近衛尚通息、久我家養子）が入室に参加した。

永禄八年義輝が三好義継等に暗殺され、永禄十一年義昭が織田信長と共に入京した。翌永禄十二年、織田信長の仲介により、理源は信長家臣として若江城主となつた三好義継に嫁いだ⁹¹。將軍家と三好家和解のためであろう。元亀四年（天正元年、一五七三）信長に叛旗を翻した義昭は榎島の戦いに敗れ、若江城の義継を頼つた。理源がいたためと思われる。しかし、織田の武將佐久間信盛に城を包囲され、義昭は堺へ移り、若江城は家老らの裏切りによつて落城した。義継は、御簾中・息子を皆刺し殺し、敵に切り出、腹を十字に切り自害した⁹²。理源もこの時義継に刺殺されたと思われる。

⑭ 伝山性賢は、宝鏡寺文書に、鹿苑院維那寿松から伝山性賢長老に宛てた天正五年七月四日付「通玄寺住持職補任状」があり⁹³、『通玄寺志』所載總寺院系譜に天正五年七月二日寂とある⁹⁴。『鹿苑日録』文禄二年七月二日にも、總持尼院へ賢山長老十七回忌のため出かけた記事があり、導師は蘭溪聖秀であるとしている⁹⁵。性賢は、天正五年七月二日に宝鏡寺において死去し、死後通玄寺住持に補任された⁹⁶。

永禄六年三月十九日に、山科言継が奈良から帰京する途中、天神森で松永久秀の許に人質としていく途中の、義輝娘惣持寺殿（性賢）八歳と会っている。性賢は幼い時、人質に出されていた⁹⁷。弘治二年（一五五六）生まれであるので、義輝朽木在住中に生まれた。義輝は永禄元年十二月、近衛植家娘と結婚し⁹⁸、義輝側室小侍従（進士晴舎娘）には、永禄七年・八年生まれの二人の娘がいたの⁹⁹、伝山性賢の母は近衛氏・小侍従ではないと思われる。元亀二年（一五七一）にも言継は性賢に宝鏡寺で会っており、三ヶ寺兼帯、本は總持寺殿であるとしている¹⁰⁰。義輝死後、人質から解放され、宝鏡寺に入ったものと思われる。

四、曇華院（通玄寺）

曇華院は、二代將軍義詮夫人紀良子の母で、石清水八幡宮檢校善法寺通清の妻智泉尼聖通が開山である。智泉尼は順徳天皇皇子四辻宮善統親王の孫で、弟は夢窓疎石の弟子無極志玄（天竜寺二世）である。紀良子は、義満・満詮を産んだ。長享元年十一月二十五日、通玄寺尼寺で智泉尼百回忌が行われ、義政も焼香に訪れているので、康応元年（一三八九）死去し

たことが判明する。大石氏によれば、曇華院は当初は清水坂に営まれた草庵であったが、応永年間に三条と姉小路の間、東洞院と高倉の間、歴博甲本に描かれる位置に移転した¹⁰¹。『通玄寺志』は、この場所は元高倉宮以仁親王の邸宅で、後に足利直義邸宅となり、後に寺としたと記す¹⁰²。明治期に、嵯峨鹿王院内に移り現在に至る。

⑮**義政女(母大館持房娘) 堯山性舜**が、長享元年(一四八七)、通玄寺總寺院長老であることが確認できる¹⁰³。

⑯**祝溪聖寿**。文明九年七月、義視の娘が曇華院に入室した。義政猶子として、日野富子・庭田雅行・庭田朝子(雅行妹・後土御門天皇典侍・後柏原天皇生母)が付き添い、甘露寺親長も内々伺候し、五献後早出した¹⁰⁴。これは、応仁・文明の乱で東軍西軍に分かれ、敵対した義政と義視が和睦するための方策であると思われる、この義視娘が祝溪聖寿である。

しかし、同年十一月十一日、西軍は陣払いし、義視は美濃に没落した¹⁰⁵。長享三年(延徳元年、一四八九)三月二十六日、九代将軍義尚が死去し、四月十三日義視・義植(義材・義尹・義植と改名、義植で統一表記)父子が上洛し、曇華院に入った。娘が入室していたためである¹⁰⁶。

二十七日、義視は出家し、その後も曇華院に住んだ¹⁰⁷。義政が延徳二年正月に死去後は、通玄寺は「通玄御所」と呼ばれている¹⁰⁸。義植が延徳三年六月二十一日、細川義春屋形に移徙するまで、将軍御所であった¹⁰⁹。また、祝溪聖寿は義植申次も勤めていた。越智氏の取次や¹¹⁰、法華寺領桂庄が義植側近である葉室光忠に与えられ、その替地を法華寺(一条兼良娘、尊秀)に与えるので、上洛するよう命じた書状を出している¹¹¹。

明応二年四月二十三日、日野富子・細川政元等のクーデターにより、義植は将軍職を解かれ、義澄が新将軍になった。明応の政変である。曇華院にも細川被官が乱入し、祝溪聖寿等は残らず衣装を剥ぎ取られ「或纏筵於身彼是上逃迷、或懸経卷於身路頭¹¹²」と、筵や経卷で身を隠し逃げ惑うという有様だった。

五月二十三日、細川政元被官芝田弟が、入江殿前で誅殺された。曇華院を破却したためであった。三宝院、葉室邸なども同時に破却されており、なぜ、曇華院破却だけが、問題となったのか不明であるが、曇華院が将軍家の寺であることと関連していると考えられ、祝溪聖寿の訴えがあったのではないかとと思われる。この翌日、祝溪聖寿は義植が幽閉されている上原亭に行っている¹¹³。

その後、六月二十九日に、義植は上原亭から逐電した。二十八日に祝溪聖寿が義植の所に来て、二十九日に帰ったが、その頃から明け方の間に恐び出た¹¹⁴。木阿弥が捕えられ、拷

問されたが行方が分からなかった。祝溪聖寿は日野富子の所へ逃げ、義植逐電の事は一切知らない¹¹⁵と助けを求めた。

明応七年七月十二日、祝溪聖寿は越中に下った¹¹⁶。京都を脱した義植は越中に滞在していた。明応七年五月に、義植が細川政元と和解し、近く上洛すると近衛政家は聞き、上洛していた義植の使者に太刀を贈っている¹¹⁷。同年九月一日に義植は越前朝倉の許に移り¹¹⁸、祝溪聖寿は閏十月帰洛した¹¹⁹。翌年十一月、義植は近江坂本に出陣するが、六角高頼、細川政春等に敗れ¹²⁰、周防大内を頼り没落した。祝溪聖寿がどのような目的で越中へ行ったのか明らかではないが、当時畠山・細川と義植の和睦、連携が京都で噂されており¹²¹、義植上洛に関連する動きであったことは間違いないだろう。

永正四年、細川政元が暗殺され、翌年、大内義興、細川高国と共に義植が上洛し将軍に復帰した。しかし、永正十五年、大内が下国すると、四国勢が摂津に攻め込んだ。永正十七年摂津で四国勢に敗れた細川高国は、京都に戻り義植警固を申し出るが拒否され、高国は近江に没落する。五月一日、四国勢の三好之長が入京し、四国勢の澄元が高国に代わって右京大夫に任じられ、礼のため、三好之長が義植に参仕した。だが、三日には細川高国が援軍と共に入京した¹²²。その後、高国に敗れた三好之長・息子の長則・長光は、曇華院に匿われた。曇華院を高国軍が囲み、三好を出すように申し入れたが、曇華院方丈はたとえ自分が自害しても出さぬと拒否した¹²³。しかし十日に、三好長光・長則兄弟は降伏して出頭し、翌日之長も出頭し、自害に追い込まれた。この後、義植と曇華院は義絶状態であったが、入江殿の仲裁により和解した¹²⁴。翌大永元年三月に義植は京都から出奔し、四国に渡った。

『通玄寺志』は、十二世祝溪聖寿は永正七年に死去し、十三世一天通知が享祿四年死去したと記す。一方、湯之上氏は、曇華院に入った義視の娘（義植妹）は、『厳助往年記』に天文十四年十月二十八日死去したと記載のある曇華院方丈であるとする¹²⁵。

『通玄寺志』に従えば、三好之長を匿い、将軍義植と義絶状態になった曇華院方丈は一天通知になるが、一天通知がそこまで三好を庇う理由が不明である。また、将軍と義絶するというのは、一介の僧侶にできることではないだろう。しかし、曇華院方丈が義植姉であったとすれば、四国側と結んだ義植の姉として、三好之長を匿い、之長を見捨てた義植と最後まで庇った姉が義絶し、将軍一族である入江殿の仲介で和解したと、整合的に理解できる。

また、後年の天文七年に曇華院は、高齢のため歩行困難で焼香もできないので、大聖院に代行させたいと幕府に願い出ている。大聖院は近衛前久娘で、寺は不便なので近衛邸にいた¹²⁶。焼香を他寺の院主に代行させるということは、代わるものが寺内にいないということ

であり、また近衛家の娘を指名しているということは、近衛家の丁承を得られたためである。これは、曇華院主は近衛家以上の身分で、しかも近衛家と近い間柄のためである。そして、こうした寺内の勤行に関する事柄について、幕府に許可を求めているのは、曇華院が幕府の寺であり、幕府の承認がなければ、曇華院主の代行を勤められないためである。祝溪聖寿が天文十四年まで存命であったとすれば、高齢で歩行困難であることも、將軍御台実家で義晴政権と一体化していた近衛家息女に將軍家の寺である曇華院の代行をさせることも理解できるのである。曇華院主が、祝溪聖寿でないとする、なぜ、他院主で、しかも寺が不便と近衛家に住んでいる女性に、勤行を代行させるのか理解できない。

さらに、天文八年十一月一日付「ぶけの御所一のたいより、どんげいゐむどのへたつね申されし御返事」という「曇華院殿装束抄¹²⁷」という史料がある。文中に「大上臈にて参候などに」とあり、十二月三日に義晴が細川晴元邸に御成し、大上臈三条氏が随行している。この史料は十二代將軍一の対三条氏が、大上臈女房輿の金物の数や、女房装束について曇華院殿に尋ねた返事である。「みし世は久しき事にて」「かやうの事ども大かたたへきたり候」など文言から、曇華院はかなり年配であると思われる。『通玄寺志』に従えば、この曇華院は十四世通證宗正だが、なぜ將軍大上臈が尼僧に女房装束について尋ねたのか不明である。しかし、曇華院が義植姉であれば、將軍一族の長老で、將軍家の儀式に度々参加している祝溪聖寿に尋ねるのは自然だろう。

重ねて、天文九年三月十四日、將軍義晴から、若狭三宅庄は武田元光に下したと思いが、清光院に尋ねたところそのことは知らず、細川高国が知っていたのではないかとのことなので詳しく調べるよう、大館常興に指示があった。そこで常興は、武田へ三宅庄を下した証拠の書状を届けた。さらに、海老名高助に尋ねたところ、細川高国が申沙汰したと清光院が語っていたとの返事だった。しかし、清光院は自分が申沙汰したことも、細川高国が申沙汰したこともないと義晴に返事をした。義晴は、曇華院の扱いが難しいと思い清光院がこのような返事をしたのだらうと推量した。後日、常興の所に来た奉行人の諏訪長俊は、三宅庄の事は、御内書の他に自分が奉行人奉書を整え武田に渡した、三宅庄の内、二千疋が曇華院の取分であり、そのことだらうと語った¹²⁸。そして、若狭鳥羽庄（遠敷郡）を奉公衆の石谷光政に下されるよう、大館晴光が將軍足利義晴に言上したが、將軍は、三宅庄の代わりに鳥羽庄を曇華院に渡そうと考えていると諏訪は言った¹²⁹。

細川高国は十年前の享祿四年（一五三二）に死去しており、三宅庄を武田に褒美として与えたのは、大永七年（一五二七）に、桂川の戦いに元光が援軍として参加したことに対する

褒賞と思われる。曇華院が十年以上経過したこの時期に、なぜ三宅庄のことを問題にしたのか不明であるが、将軍乳母で幕府の実力者である清光院や将軍義晴がここまで気づかいをするのは、曇華院が幕府内で取り扱いの難しい存在だったためである。これは、曇華院主が一族の長老である義植姉の祝溪聖寿であつたためと考える以外に理解できない。

また、天文十六年頃に曇華院に入室した近衛尚通妹(前大祥院、義晴御台近衛氏叔母)は、かなり年配だったと思われるが、『通玄寺志』に従えば、第十五世宋喜顯殊が健在であり、なぜ、かなり年配の近衛氏が曇華院に移らねばならないのか不明である。祝溪聖寿が天文十四年に死去し、将軍一族の寺であるため、将軍御台一族である近衛氏が入室し、皇女蘭溪聖秀が義輝猶子として入室するまでの繋ぎを務めたとみると、高齢であつた近衛氏が曇華院に入室した理由も理解できる。

重ねて、先述した文禄二年七月二日の、伝山性賢十七回忌導師を務めた蘭溪聖秀は、曇華院二十世として『通玄寺志』に名が載るが、『通玄寺志』に従えば、文禄二年は十八世高敵眞守、十九世天悠祖盛が存命であり、それを差し置いて、蘭溪が元長老の導師を務めたのも不審である。

くわえて、出自・実在が明らかな蘭溪聖秀、および聖秀以後の通玄寺住持は「聖」を通字とする。しかし、『通玄寺志』所載の祝溪聖寿以後の住持は、蘭溪聖秀まで「聖」の字を名乗らないのである。かつ、蘭溪聖秀以前のこれらの住持は塔所、出自が不明で、他記録でも確認できない。のみならず、「敵助往年記」に記載のある天文十四年十月二十八日死去した曇華院方丈に当たる人物が『通玄寺志』には存在しない。

先述したように、宝鏡寺の系図が錯簡はなほだしいと、明治期の憲道周顛が述べているように、『通玄寺志』にも錯簡があるのではないかと思われる。そして、牛山氏によれば、ほとんどの尼寺は特定の家に属し、その家の子女によつて法灯が受け継がれるのが建前であつた¹³⁰。皇女である蘭溪聖秀が義輝猶子として入室していることは、曇華院も将軍家の女性によつて継承される寺であつたと考えられる。祝溪聖寿以降、蘭溪聖秀までの間に載る『通玄寺志』住持は、曇華院主ではなく、祝溪聖寿は天文十四年まで存命であつたと思われる。

五、光照院

光照院は、後伏見院皇女、本覚尼が開山である¹³¹。当初は室町一条上付近にあつたが¹³²、応仁以降に焼けて、現在地の上立亮北・安楽小路に移転した。この地は元々、持明院家の屋敷であり、持仏堂安楽光院があつた。高倉天皇の皇子貞守親王(持明院宮)の妻が持明院基

家の娘であつたので、貞守親王はこの地に住んだ。その後、貞守親王の子が後堀川天皇となり、この地は仙洞となつた¹³³。後嵯峨天皇・後深草天皇も仙洞として使用し、持明院統（北朝）天皇家ゆかりの地である。戦国期においても、『お湯殿の上の日記』に、安楽光院は度々記録され、天皇家の寺であつた。安楽光院は、文明七年二月火事になつた記録があり、「西大路」と記されていることから¹³⁴、この時点でも上立売北・安楽小路にあつたことが確認でき、安楽光院と光照院は同地に併存していた¹³⁵。そして、光照院は一時安楽光院とも称していたとされる¹³⁶。

①⑦ 尊久。『実隆公記』明応五年に安楽光院長老が九十二歳で死去した記事がある¹³⁷。この時、寺で死去したことが問題となつたが、この場合は叡慮により許可された。これは、安楽光院は浴中にあつたが、死穢を嫌い、死の直前に浴外に出す慣習があるためである¹³⁸。叡慮により特別許可されたのは、この長老が身分の高い人物であつたためと推測される。この長老は応永十二年生まれであり、義満の娘で光照院に入室した尊久ではないかと思われる。

①⑧ 阿野を母とする光照院。『実隆公記』享祿四年二月癸によれば、義視の娘で阿野を母とする光照院が五十六歳で死去した¹³⁹。光照院もまた、「武家之御寺」だつたのである。

第二節 宝鏡寺・大慈院の所領

現在、宝鏡寺文書は京都大学に多くが寄託され、他に宝鏡寺現蔵分、国立京都博物館寄託文書、慶応大学古文書室蔵文書群等があり、東大史料編纂所架蔵影写本、東大史料編纂所架蔵写真帳に収録されているものもあるが、全ての文書が収録されているわけではない。また、東大史料編纂所架蔵影写本・写真帳にあるが、京都府教育委員会が一九八四年に作成した京都府古文書等緊急調査報告書『足門跡寺院大聖寺・宝鏡寺・靈鑑寺古文書目録』に記載された京都国立博物館寄託分、京都大学寄託分、宝鏡寺現蔵分に収録されていない文書があり、全様は不明である。しかし、中世京都の尼寺を知るには、現在利用できる最大の史料群である。

『宝鏡寺文書』には、A「南御所御料所事／鹿苑院殿よりまいる分（中略）寧福院より御相続¹⁴⁰」B「北山院よりまいる分¹⁴¹」C「崇賢文院よりまいる分¹⁴²」と書かれた三通の断簡文書があり、湯之上氏によれば、これらは、本来一連の文書であり、BとCは文が繋がるが、C「崇賢門院よりまいる分」は後欠であり、Aも後欠の可能性がある。そして、「永享五年正月より後七月まで引違申分」と文中にあることから、南御所を相続した義満娘聖久

が没した永享五年閏七月から間もない時期に作成された所領目録であるとされる¹⁴³。

東京大学史料編纂所架蔵『宝鏡寺文書』写真帳には、義教・義政所領安堵御内書が三通ある。義教御内書に記された所領は、1美作小吉野、2備前香登、3摂津上津畑、4備前国衙、5美濃国衙、6近江駒関、7讃岐南南条山地頭職、8白布棚公事、9尊勝寺十七カ所、の九カ所である。これと、聖久死去後に作成された所領目録を比較すると、共通するのは、1美作小吉野、2備前香登、3摂津上津畑、5美濃国衙、7讃岐南南条山、9河内十七カ所であり、4備前国衙、6近江駒関、8白布棚公事は、聖久所領目録に含まれていない。しかし、これらの国衙領・関銭・商工業者課役も所領目録後欠分に含まれていた可能性があり¹⁴⁴、義教が安堵した九カ所は、南御所相伝の根本所領であると考えられる。

しかし、これら御内書は、宛先の方丈名・年代が未詳で、複数通ある理由、所領を書く順番が文書ごとに異なる理由も検討されていない¹⁴⁵。そこで、これらの御内書の宛先・年代・複数ある理由を検討し、根本所領の変遷を考察したい。なお、A義教御内書は貼札が義政になっているが、花押から判断すると義教である¹⁴⁶。

A 『宝鏡寺文書』

美作国小よし野庄、備前

国かかとの庄、摂津国上津畑

備前国か、みのゝ国か、近江国

駒関、さぬき国南条山ち

とう職、白布棚公事、尊

勝寺事、任御当知行

相違あるへからず候也

十一月十二日 (義教武家様花押)

南御所

B 『宝鏡寺文書』

備前国かゝとの庄、摂津国

上津畑、備前国か、みのゝ国か、

近江国駒関、さぬきの国南条

山ちとう職、白布棚公事、尊

勝寺十七ヶ所の内御知行ふん、

美作国小よし野庄半分乃

事、任当知行相違あるへ

からず候也

四月二十三日 (義政公家様花押)

南御所

切封墨引

C 『宝鏡寺文書』

備前国か、みのゝ国か、さぬ

きの国南条山乃ちとう職、

白布棚公事、尊勝寺十

七ヶ所の内御知行ふん、

摂津国かうつはた、美作の

国小よしのゝ庄半分乃事、

御当知行にまかせて相違

あるへからず候也あなかしく

四月十三日 (義政武家様花押)

南御所

このうち、2 備前香登、6 近江駒関はCの文書にはなく、1 美作小吉野は、B・Cでは半分に、9 尊勝寺十七ヶ所は、B・Cでは「知行分」になり、AからCになるにつれて所領が減っている。さらに、慶応義塾大学図書館所蔵反町文書に、義教御内書がある¹⁴⁷。

D 『宝鏡寺文書』

備前国か、みのゝ国か、さぬきの国南条山のちとう職、白布棚公事、尊勝寺、十七ヶ所の内御知行ふん事、御当知行にまかせて相違あるへからず候也、あなかしく

三月十八日 (義教公家様花押)

南御所

Dは、2 備前香登、6 近江駒関だけでなく、1 美作小吉野、3 摂津上津畑がない。しかし、所領の並び順はCと同様で、書止めが「あなかしく」である点もCと同一である。

さて、義教と義政死去までの間に四人の方丈があり、四通の御内書がある。御内書が四通あるのは、将軍・南御所方丈が代替わりしたためだと考えられる。なお、義政は文明五年に義尚に将軍職を譲ったが、義尚は幼少で義政が大御所として実権を握っていた¹⁴⁸。義政御内書の内、公家判のBは大御所義政が出した可能性がある。

まず、AとDの義教御内書の内、Aは武家判である。義教が加判した公文書の発給は、正長元年（一四二八）四月からである。永享四年（一四三二）八月からは公家判を用いるようになる¹⁴⁹。義教が武家判を用いた時期の方丈は、聖久である。Aは聖久宛、正長元年と年代比定できる。

Dは花押が公家判である。聖久の死去により跡を継いだ聖紹宛に出されたと考えられ、永享六年と比定される。

義政の御内書B・Cは、Bは公家判でCが武家判である。義政は長祿二年（一四五八）に公家判を用い始める¹⁵⁰。武家判であるCは、それ以前に出された。四人の方丈の中で、義政が公式の文書を発給し始めた康正元年（一四五五）末から¹⁵¹公家判を使用するようになる長祿二年までの大慈院方丈は明山である。明山は、聖紹が死んだ享徳二年（一四五三）に方丈となったが、将軍義政はまだ幼少で、御教書発給以前だった。Cは明山宛であり、康正二年三月が公家寺社領御判御教書初見とされるので¹⁵²、康正二年と年代比定できる。

寛正六年（一四六五）三月一日、明山が二十九歳で急死した¹⁵³。義政娘の光山聖俊が得度するのが文明八年（一四七六）であるから、この間に方丈がいたはずである。名前が不明なので「某」とする。

Bは、光山宛または、「某」宛である。「某」は光山得度までの繋ぎの方丈であり、おそらく兼帯の方丈である。光山は寛正三年に誕生後、寛正五年には「大慈院殿姫君」と呼ばれている¹⁵⁴。そして、文明六年には、宝鏡寺・大慈院は上京にあり、隣接していたと思われる¹⁵⁵。明山の姉妹である宝鏡寺日山が大慈院を兼帯していたとみるのが自然だろう。「某」は、日山の可能性が高い。明山生前すでに、大慈院に入室していた義政娘光山が成長するまで、宝鏡寺の日山が方丈を兼帯し、光山得度後、正式な大慈院方丈となった光山に、Bが出されたとみてよいだろう。Bは光山得度の文明八年と年代比定できる。まとめると、年次・宛所は次のように推定できる。

A 正長元年―聖久宛、D 永享六年―聖紹宛、C 康正二年―明山宛 B 文明八年―光山宛

この年次・宛所から、大慈院の根本所領変遷と、文書ごとに所領を書く順番が異なる理由が

明らかになる。聖久が義満等から相続した所領は、義教によつてほぼ全て安堵されたが、聖久死後大きく削減された。義政・明山の代に至り、削られた所領の内、摂津上津畑、美作小吉野庄は半分が戻されたが、備前香登、近江駒関は戻されなかった。義政娘光山の代になると、備前香登、近江駒関が戻され、ほぼ聖久の相続分に戻ったが、美作小吉野庄は半分のまま、河内十七カ所も知行分のみであった。

このように理解すると、DはAを参照し、CはDを参照し、BはAとCを参照していることが判明し、所領を書く順番が文書ごとに異なるのは、参照した文書に準拠したためであること、書止めがA・BとC・Dで異なる理由も明らかになる。そして、日付も妥当な範囲に収まるのである。

その後、永正二年に光山が死去し、皇女溪山に方丈が譲られた時は、十一代将軍義澄期である。義澄期は将軍家が二つに分裂し、守護の統制もとれず、幕府財政は厳しかった¹⁵⁶。有名無実になった所領が多く、上津畑に「御公用」とある文書が、光山死去の永正二年から見られることから、大慈院所領は幕府御料所として留保され、御内書が出されなくなったと思われる。

第三節 足利義澄と白布棚公事

東大史料編纂所架蔵影写本所収の文書に記載された南御所所領を一覧表にした(表2)。東大史料編纂所架蔵影写本から、六十六か所の所領を検出できた。この中には、越中弘田庄・丹波多利村・備前豊原庄・洛外北山一町田が広福院(日野家)、洛外一乗寺松崎修学院内光林跡が祥雲院(日野家)、洛中西七条東西市が惠聖院(広橋家)など、子院文書も含まれている。

子院分を除き、戦国期にも知行が確認できる南御所の所領は、①近江大江萱内、②河内十七カ所、③摂津瀬河、④播磨賀東郡福田西条、⑤備前香登、⑥美作小吉野、⑦山城犁鼻蓮華田、⑧山城上野、⑨山城賀茂斎宮庄、⑩山城大住、⑪洛中日布棚公事、⑫洛中安居院南類屋地、⑬洛中大宮敷地内土居堀、⑭洛中綾小路屋地、⑮洛中北小路大宮屋地である。これらの内、洛中の敷地は小規模な貸地であると思われる。

前節で検討した根本所領の内、戦国期まで確認できるのは、1美作小吉野、2備前香登、8白布棚公事、9河内十七カ所の内知行分である。これらの所領に関し、『宝鏡寺文書』に記載された下限及び取次・代官は、表3の通りである。1美作小吉野、2備前香登、9河内十七カ所は聖久が相続した根本年貢高が所領目録から判明するが、戦国期にはいずれも三

分の一以下に減少し、大永元年に河内十七カ所年貢三百石納入を最後に、『宝鏡寺文書』には記載が無くなる。聖久が義満・日野康子・崇賢門院・実母寧福門院から相続した根本所領は、大永年間までに、全て南御所の手から離れたとみられる。

その後、大永五年に、河内十七カ所の公用米二千石の諸関通過を命じた幕府奉行人奉書が出ており¹⁵⁷、天文八年、三好長慶が幕府御料所河内十七カ所代官職を望み¹⁵⁸、天文十二年、勅書で十七カ所を南御所へ返付するよう申し入れ、幕府より返還するとの返事があつた¹⁵⁹。河内十七カ所は幕府御料所となつていたが、溪山の働きかけで南御所に戻つたと思われる。しかし、天文十八年に將軍義晴は、三好長慶と対立し近江に没落する。三好政権成立によつて河内十七カ所も不知行になつたと思われる。

本章では、南御所根本所領の中から白布棚公事について考察を加えたい。白布は、青苧等を原料として作られた麻布で¹⁶⁰、晒の工程（灰汁や天日による漂白）によつて白くされた布である。鎌倉末期から青苧は商品化され、京都・天王寺などの青苧商人によつて売買され、三条西家が本所として苧公事徴収権を保有していた¹⁶¹。十五世紀には京都に白布屋があり、苧商人から原料を購入し、主に女性が織り、販売していた¹⁶²。

土佐光信筆、東坊城和長（一四六〇～一五三〇）執筆と輿書のある「七十一番歌合」には、白布売りが描かれ¹⁶³、「一筋の霜か^見とそみる賤^女のめか^織をる麻^ぬの、月の夜さらし」「されはとて人もす^まさぬ布織の我手づくりの恋もする哉」の歌を載せる。絵には、女白布売りが白布を広げ、反物箱にも白布・薄浅葱の布が納められ、「しろぬのめ^せなう、はたはりもしやくもよく候ぞ」と、幅も長さも良い反物であると口上が書かれている。白布は、器細な女性織手によつて製造され、商人も女性が多かつたため尼寺に本所権が与えられたのであろう。

さて、東京大学史料編纂所架蔵『宝鏡寺文書』影写本には、白布棚公事に関する文書がある。全文を挙げてみたい。

A 『宝鏡寺文書』一 九十二丁

南御所さま御料所しろ布たな

のくしの御ねんくの事、毎年四十八貫

まいり候へとも、近年御ふちきやう候間、

先まい年三十二貫文をわけ申、毎月三

とりきた申へく候、如先と^と尔あかり

候へ、もとのことく^と尔進上申へく候、もし

ふさたつかまつり候へ、なん時にても候へ

御か いえきあるへく候、仍為後日状

如件

明応六年六月朔日 松田又三郎

秀行 (花押)

B 『宝鏡寺文書』三 八十九〜九〇丁

補任

南御所様御料所白布棚公事御代官職事

松田又三郎所被仰付也、但先々雖為四拾八貫

五

文先參拾貳貫文之分三々年之間被仰

者也、雖然御年貢無沙汰在之者、雖為

五

三々年内、任請濟之旨可被召上者也、

毎月貳貫七百文御月宛可納者也、仍補

任之状如件

七_日 八 十八日

明応六年_年七月 定則

C 『宝鏡寺文書』一 九十八丁

洛中白布棚公事と如先と

嚴密可致其沙汰之旨、被相触候早

可令全收納給之由所被仰下也仍

執達如件

明応七年八月十八日

(松田英教)

散位 (花押)

(松田頼亮)

豊前守 (花押)

南御所雑掌

D 『宝鏡寺文書』三 一〇一〜一〇二丁

南御所さま御料所しろ布たなの
くしの御ねんくの事、毎年四十八貫
まいり候へとも、近年御ふちきやう候、
先まい年三十二貫文をわけ申、毎月ニ
とりさた申へく候、如先々爾あかり
候へへ、もとのことくに進上申へく候、
もしふさたつかまつり候へへ、なん時にても
候へ御かいえきあるへく候、仍為後日状
如件

明応七年八月十八日 松田又三郎
秀行 (花押)

E 『宝鏡寺文書』六 四十五丁

白布棚公事役事、如先規
可有御知行之旨、可被申入之
由所被仰下也、仍執達如件
文亀三年十月九日 ^(松田 豊) 豊前守 (花押)
^(飯尾 秀行) 大和守 (花押)
南御所雑掌

F 『宝鏡寺文書』六 六丁

南御所御料所白布棚公事役
御代官職事、為御寺被預
置之上者、如先規可被執沙汰之
由所被仰下也、仍執達如件
文亀三年十月九日 豊前守
大和守
毛利民部大輔殿

A・Bの文書は、松田秀行の請文と契約内容変更の補任状案文である。松田秀行は、「東山殿時代大名外様附¹⁶⁴」「常徳院御動座當時在陣衆着到¹⁶⁵」「永祿六年諸役人附¹⁶⁶」に松田姓の奉公衆が見え、將軍奉公衆である。A請文は、元は毎年四十八貫（月宛四貫）納めていたが、近年は不知行のため、先ず三十二貫を毎月ごとに分け納入すること、上がりが多くなったあかつきには、元の額を納めることを請け負ったものである。B補任状は、毎月ごとに二貫七百文ずつ納めることを条件に、松田秀行を白布棚公事代官に補任した南御所雑掌定則の補任状案文である。明応六年に松田秀行が三年契約で代官を務めていたが、翌明応七年に、五年契約に変更された。

C・Dは、Bの契約内容変更に伴い出されたC南御所雑掌宛て松田英致・松田頼亮幕府奉行人奉書と、D松田秀行請文である。E・Fは、文亀三年に出された幕府奉行人奉書である。C・E・Fに署名している松田頼亮は侍所開闔であり、戦国期侍所はかつて所司代が担っていた役割を継承していた¹⁶⁷。洛中の公事徴収は侍所職掌に関わることだったため、頼亮が担当になっていたものである。Fは、毛利民部大輔代官補任状である。松田秀行が明応七年八月に白布棚公事代官に補任されたが、契約通りの年貢を納められなかったため、五年後の契約更新時に、毛利民部に代官が交代した。毛利民部大輔は、「東山殿時代大名外様附」奉公衆一番に名前が載る。

この代官交代の事情は、『実隆公記』から判明する。文亀三年六月二十四日、南御所方丈に三條西実隆と勸修寺政頭が呼ばれ、白布棚座公事が駕輿丁の訴えにより近年不知行であり、再興したいと相談された¹⁶⁸。当時の南御所は、義政娘光山で、皇女深山も入室しており、勸修寺政頭の姉妹は、後土御門天皇典侍で深山実母である房子、後柏原天皇典侍で知仁親王（後奈良天皇）母の藤子、もう一人の妹は三條西実隆の妻である。勸修寺政頭・三條西実隆は深山の叔父であった。そのため、この二人に相談したのだろう。

四府駕輿丁は、左右近衛府・左右兵衛府の四府に所属する天皇の輿を担ぐ人々で、鎌倉期以降商業活動を行い、室町期には諸国の商品を扱う有力な座となる¹⁶⁹。課役免除の特権があったため、京都の専業商人の多くは駕輿丁に属し、上京の商圈を抑え、公家寺社が知行している課役は、有名無実になった¹⁷⁰。

『蜷川家文書』には、「白布公事相論記録」が二通ある。南御所が訴人である白布棚公事に関する訴訟について、將軍義澄が伊勢貞陸に諮問し、伊勢貞陸が答えた内容の案文と草案である。年は不明ながら、先の南御所の相談内容から文亀三年と推定される。二通はほぼ同

内容であるが、草案には、「八月六日」とあり、南御所が実隆等に相談した一月余り後である。相談の結果、幕府に訴える措置がとられたと思われる。訴訟内容が諸商売公役であるため、政所沙汰で審理が行われたのである¹⁷¹。しかし、判決に不満があつた南御所が將軍義澄に愁訴し、義澄が政所頭人伊勢貞陸に訴訟について諮問し、貞陸の返答を將軍申次に送るため執事代蜷川氏が文書を作成したものである。

同様の例は、時代が下るが義輝期にもあり、永禄五年に北野松梅院は竹内門跡に加賀国富墓庄上分三十三貫文の滞納を訴えられ、政所沙汰で敗訴したが、將軍義輝に愁訴し、義輝は政所沙汰の審理を調査しようとした。しかし、松永久秀は、政所で一度出た判決に將軍が改変を加えるのは、伊勢守の面目を失わせる行為であると主張した。義輝は、政所沙汰の審理に不備がないか調べようとしたただけであると答えている¹⁷²。政所沙汰は政所頭人の伊勢守が最終判決を下し、將軍は基本的に関与しなかつた¹⁷³。

白布棚公事の場合、南御所は二通の御内書を支証として出し、駕輿丁に対する白布棚に対する賦課を訴えた。この支証は先に挙げた義政の御内書であろう。そして、南御所の支証と、駕輿丁の申状を検討した伊勢貞陸は、南御所の支証に「白布棚公事」とある、一方、駕輿丁の提出した申状は、駕輿丁は諸公事免除であり、駕輿丁ではない白布商売の者も数多くいるので、その者達に公事をかけるべきというもので、駕輿丁の言い分に理ありと義澄に答えた。義澄は重ねて、貞陸の言い分は、「諸公事免除」の文言の中に、白布の公事も含まれているので、駕輿丁への公事は免除すべきと言うものであるが、駕輿丁の証文には白布公事免除の文言がないので、信用できないのではないかと尋ねた。しかし貞陸は、諸公事免除であるから、一種類ごとの免除の文言がなくても仕方なく、また、駕輿丁の証文に「白布公事免除」の文言がないのは、南御所が出した証文にも、駕輿丁に対する賦課の記載がないので同等であると答えた¹⁷⁴。

將軍義澄は貞陸の初度の答えに対し、重ねて諮問している。さらに、草案には、南御所の証文の真贋を疑う貞陸の文言や、二度目の義澄諮問は夜陰に及んだ事が書かれている。二度の義澄の諮問は、駕輿丁に白布棚公事を負担させたいという意図で出されている。義澄は政所沙汰を南御所有利なものにしようと、粘り強く交渉したが、伊勢貞陸の判決に不備はなく、判決は覆せなかつたと思われる。そして、駕輿丁がいう、駕輿丁に属していない白布商売の者は、駕輿丁に所属できない零細な者たちで、彼らを把握し、公役をかけることは、実際には困難であつたと思われる。文亀三年以後、『宝鏡寺文書』に白布棚公事に関するものは見られず、毛利民部大輔に代官が交代したものの、白布棚公事は有名無実になつたと思われる。

第四節、宝鏡寺白布伸子張りとは職人歌合

さて、歴博甲本には、宝鏡寺で白布に伸子張りをする様子が描かれている(図2)。この図様は、初期洛中洛外図では甲本のみに見られる図様である。同様の図様は、中尊寺経蔵所「紺紙金泥一切経」大般若波羅密陀経第四二九巻の見返し絵に見ることができ、説法を聞く菩薩の傍らで、尼僧が碇打ちと伸子張りをする様子が描かれる。この経巻は藤原秀衡の時代に制作されたものである(図3)¹⁷⁵。「中尊寺経蔵絵」と甲本は、後ろ向きで伸子張をする尼僧の構図が類似しており、「中尊寺経蔵絵」の粉本が存在していたことを想起させる。

また、「三十二番職人歌合絵巻¹⁷⁶」にも、白布に伸子張をする後ろ向きの女職人「張殿」が描かれ、甲本と良く似た構図である(図4)。岩崎佳枝氏によれば、職人歌合は、鎮魂、年忌法会と関連が深く、甲本、三條西実隆、土佐派とも関連が深い¹⁷⁷。以下岩崎氏の説に従って職人歌合を見ていこう。中世制作の職人歌合は四本ある。最古の職人歌合「東北院職人歌合」は、後鳥羽院作の可能性が指摘されており、弘長元年(一二六一)制作の「鶴岡放生会職人歌合」、明応三年(一四九四)制作の「三十二番職人歌合」、明応九年制作「七十一番職人歌合」三本の職人歌合は、承久の乱で配流になった後鳥羽院鎮魂との関連が指摘されている。そして、「三十二番職人歌合」は、明応三年、後土御門天皇生母嘉樂門院信子の七回忌を契機に制作された可能性が高いとされる。

さらに、「東北院職人歌合」は、東北院念仏会で行われた歌合という設定であり、「鶴岡放生会職人歌合」は、鶴岡八幡の放生会が歌合の舞台である。そして、「三十二番職人歌合」は、「維摩経」、禪、念仏を意識したものとされる。

もともと、「職人歌合」の原型¹⁷⁸とされる「普通唱導集」に載る「世間出世芸能三種」は¹⁷⁹、様々な職人を挙げ、それぞれの追善に相応しい表白文を記した、僧侶のための唱導文例集である。「世間出世芸能三種」の前に「世間出世聖霊三種」があり、天皇・后宮・院をはじめ様々な地位の人の追善に相応しい表白文例が載る。「職人歌合」は、追善表白文例集の後半部分を、追善漢文から追善和歌に替え、職人に代わって歌を詠むことで結縁し、それに絵を添えたものと考えられる。前半の天皇や后・院に代わって歌を詠み、絵画に描くことは憚られるため、後半の職人追善部分が絵巻になっているが、天皇・后・院をはじめとする人を追善したものであろう。このように、「職人歌合」は背景に鎮魂・追善を意識したもののなのである。

くわえて、「三十二番職人歌合」は、描かれた職種の共通性、四季の配列など甲本との関

連性が指摘されている¹⁸⁰。また、「三十二番職人歌合」の「張殿」の相手は「へうほうゑ師（表補絵師）」であり、この歌の詠者は三條西実隆である¹⁸¹。そして、「七十一番歌合」は土佐光信筆であり、「三十二番職人歌合」も絵師は土佐派ではないかとされる。甲本は洛中洛外図屏風の中で唯一、三條西邸が描かれており、三條西家が制作にかかわっていると思われる。絵師は土佐派である。すなわち、甲本制作者は、「三十二番職人歌合」制作者と重なり、甲本制作者は、伸子張の図様が鎮魂・追善に関連するという知識を持っていたのである。

以上の点を踏まえて、宝鏡寺に描かれた白布伸子張の図様を検討してみよう。先述した白布柵訴訟が行われた文亀三年当時の宝鏡寺方丈は、義澄の唯一の肉親である妹「こう山」だった。そして第一章で検討したように、戦国期において宝鏡寺と南御所は兼帯されることが多く、一体化した寺院であった。南御所は、溪山の叔父三條西実隆に相談し、宝鏡寺方丈の義澄妹こう山を通して、將軍義澄に白布柵公事訴訟への助力を依頼したと思われる。しかし、義澄の粘り強い交渉にもかかわらず、訴訟は敗訴し、白布柵公事は不知行になった。その後、義澄妹のこう山は不慮の死を遂げ、その約一月後、義澄も京都から追われ死去した。

しかし、甲本は、宝鏡寺に白布があることを描いている。甲本の白布伸子張は、南御所・宝鏡寺が白布柵公事を保持していることを主張するモチーフであり、足利義澄に関連するモチーフなのである。そして、白布伸子張の図様は、経典に描かれた図様であり、追善の図様なのである。宝鏡寺白布伸子張の図様は、宝鏡寺・南御所に白布柵公事があることを表す義澄鎮魂のモチーフとみてよいであろう。

おわりに

第一節では、歴博甲本洛中洛外図屏風（甲本）に描かれた、三時知恩寺（入江殿）・大慈院（南御所）・宝鏡寺・通玄寺（曇華院）・光照院の歴代門跡について、可能な限り当時の記録類から明らかにした。その結果、書陵部蔵「尼門跡書類」に記載された三時知恩寺・大慈院・光照院の伝系とは異なることが確認できた。そして、名前、生没年も大半は明らかになった。通玄寺も『通玄寺志』の記載とは異なり、祝溪聖寿が、天文十四年まで存命だった可能性が高く、それにより戦国期の曇華院の動向も整合的に理解できるのである。

これらの尼寺の入室者の生年・入室年・没年が同時代記録からこれだけ判明するのは、將軍家の一員として、その活動が見られるためで、「自由な生き方を奪われ」世間とは画された生き方をしたというのは、近世以降の尼寺のイメージによるものだろう。抑々、中世の上

流階級の人々に「自由な生き方」があつたのかは、検討を要する問題である。本人の意思によつて、職業や人生設計ができたわけではなく、親にその権限と責任があつたことは男女を問わない。

むしろ、宝鏡寺・大慈院に入室が決まると、近衛尚通も尋尊も喜ばしいこととしている。これらの尼僧たちは、生涯身分と財産と弟子を保障され、外出なども自由であつたことは、花屋理春の父近衛尚通の日記から明らかなのである。夫に仕え、他の妻妾と男子を産む競争をしなければならず、命の危険が高い出産を繰り返す結婚よりも、尼僧は安定した生き方であつたといえよう。義晴の娘には、還俗し結婚した女性もいたが、政略結婚の犠牲者ともいふべき最後を遂げている。むしろ、寺院入室は、経済的事情から天皇家等に嫁ぐことが難しくなり、高貴な女性の結婚先が無かつたことも一因である。先行研究で指摘されたように、これらの尼寺は「女院御所」に代わるものという理解が正鵠を得ていよう。彼女たちは尼僧であると同時に、生涯実家の一員なのである。

そして、これらの寺院に入室した女性達と幕府の関わりについて検討した。これまでも、寺院研究の中で触れられることはあつたが、武家研究の立場から検討することによつて、これらの尼寺の女性達をより、鮮明にできたと考えている。しかも、これらの寺院は絵画化されている。絵画の中にこれらの女性の生き様を重ねて見るのが、より深い絵画の理解であろう。

第二節では、義教・義政御内書に記載された所領は義満娘聖久が相続した根本所領であり、四通の御内書を大慈院歴代住持と比較し、年代・宛所を推定した。聖久が相続した所領は、一時大慈院から離れたが、義政娘光山が大慈院主になつたことによりほぼ回復した。

第三節では、宝鏡寺文書の中から、宝鏡寺・大慈院の所領を検出し、所領の全体像を確認した。大慈院が大領主であつたことが改めて確認できたが、その大半の所領は戦国期には失われ、大永年間には、根本所領全てが大慈院の手から離れた。

つづけて、大慈院の根本所領の内、白布棚公事について検討した。これまで、これらの尼寺は幕府丸抱えの存在であるとされてきたが¹⁸²、大慈院光山は、皇女溪山・將軍義澄妹ことう山等寺内勢力を結集して、白布棚公事を守ろうとした。そして、將軍義澄は白布棚公事を復活させるため政所沙汰に介入し、粘り強く伊勢貞陸に諮問したが、裁許を覆すことはできなかつた。將軍権力が強大であつた時期は、こうした金銭訴訟に將軍が介入するまでもなく、また、必要とあれば他の方策がとれたのであろうが、戦国期には將軍権力が弱体化し、相対的に伊勢氏権力が上昇したと、この事例から考えられる。伊勢氏は貞孝の代で滅ぼされるが、

政所を掌握し、将軍に従わない伊勢氏が滅ぼされる要素は義澄の頃からあったといえる。

そして、甲本に描かれた宝鏡寺白布伸子張の図様は、宝鏡寺が白布と関係が深いことを表すモチーフであり、足利義澄に関連するモチーフなのである。白布伸子張の図様は、「宝鏡寺に白布がある」ことを描いている。義澄が守ろうとした白布棚公事が妹の寺宝鏡寺に戻っているのである。白布伸子張の図様は、義澄鎮魂と将軍権力の回復を願い、天下静謐を祈願するモチーフと解釈できるのである。

また歴博甲本は、義澄三十三回忌である天文十二年（一五四三）に、義澄・細川澄元と細川高国・足利義植勢が戦った船岡山合戦における戦死者三十三回忌施餓鬼を契機に制作されたと思われる。先代室町殿年忌法会に絵画を制作する伝統が将軍家にあつたことは、「融通念仏縁起絵巻」制作の検討から論証されている¹⁸³。そして、「三十二番職人歌合絵巻」は、歴博甲本と同様多くの職人を描く風俗画であり、歌絵である。この作品も明応三年、嘉楽門院信子の七回忌を契機に制作された¹⁸⁴。年忌法会に絵画を制作する伝統が、室町期に存在していたことが確認できるのである。そして、伸子張の図様は、経典・年忌法会制作絵画に受け継がれてきた図様で、追善・鎮魂に関係が深い図様なのである。

歴博甲本に描かれた宝鏡寺白布伸子張の図様は、義澄の物語絵であり、義澄の願いを絵画上で叶えた鎮魂のモチーフであり、将軍権力回復と天下静謐を祈念するモチーフなのである。

- 1 大塚実忠「比丘尼御所歴代」(『日本佛教』二六・三二、一九六七・一九七〇)。
- 2 荒川玲子「景愛寺の沿革―尼五山研究の一齣」(『書陵部研究紀要』二八、一九七六年)。
- 3 湯之上隆「遠江国浅羽庄と比丘尼御所」(『地方史静岡』十三、一九八五年)。同、「足利氏の女性たちと尼寺」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年)。
- 4 牛山佳幸「中世の尼寺と尼」(『尼と尼寺』平凡社、一九八九年)。
- 5 中井真孝『法然伝と浄土宗史の研究』思文閣出版、一九九四年)一五三・一八六頁。
- 6 原田正俊「女人と禅宗」(『中世を考える 仏と女』西山順子編、吉川弘文館、一九九七年)。
- 7 大石雅章「比丘尼御所と室町幕府」(『日本史研究』三三五、一九九〇年)。
- 8 田中リサ「比丘尼御所の所領と室町幕府：南御所大慈院を中心に」(『鳴門史学』十三、一九九九年)。
- 9 岡佳子「近世の比丘尼御所(上・下)宝鏡寺を中心に」(『佛教史学』四二(2)、四四(2)、二〇〇〇、二〇〇二年)。
- 10 菅原正子「中世後期の比丘尼御所―大慈院の生活と経営」(『学習院女子大学紀要』六、二〇〇四年)。

- 1 1 前掲注(9)岡論文。
- 1 2 前掲注(7)大石論文。
- 1 3 前掲注(4)牛山論文。
- 1 4 マシユト・P・マツケルウエイ「三條本洛中洛外図」の人脈について(『日本研究』二七、二〇〇三年)。
- 1 5 飛鳥井慈孝編『曇華院藏通玄寺志』笠間書院、一九七八年。
- 1 6 前掲注(9)岡論文。
- 1 7 「京都府古文書等緊急調査報告書尼門跡寺院大聖寺・宝鏡寺・靈鑑寺古文書目録」京都府教育委員会、一九八四年、文書番号九四八、九四九番。
- 1 8 前掲注(9)岡論文。「京都府古文書等緊急調査報告書尼門跡寺院大聖寺・宝鏡寺・靈鑑寺古文書目録」九五四、九五五、九六九番。
- 1 9 「入江殿申らい之事」(三時智恩寺文書)一、七丁、東京大学史料編纂所架蔵影写本。前掲注(3)湯之上論文「足利氏の女性たちと尼寺」。
- 2 0 『看聞御記』永享五年閏七月二十四日条。前掲注(3)湯之上論文「足利氏の女性たちと尼寺」。
- 2 1 『看聞御記』永享五年十一月二十五日条。
- 2 2 『後法興院記』応仁元年八月二十五日条。
- 2 3 『後法興院記』応仁二年九月二十七日条。
- 2 4 和田英雄編『応仁別記』(『応仁記・応仁別記』(古典文庫三八二)、古典文庫、一九七八年)一八六頁。
- 2 5 『後法成寺関白記』永正三年正月二十五日条。
- 2 6 『実隆公記』大永六年六月三・十一日条。
- 2 7 『親長卿記』長享元年閏十一月十七日条。『隆京軒日録』長享元年閏十一月十六日条。
- 2 8 『実隆公記』長享二年十二月五日条。
- 2 9 『大館常興日記』天文九年二月六日条。
- 3 0 『後法成寺関白記』天文五年閏十月五日条。
- 3 1 『大館常興日記』天文八年六月一日条。
- 3 2 『大館常興日記』天文九年五月二十日条。『鹿苑日録』同日条。
- 3 3 『大館常興日記』天文九年七月十一日条。
- 3 4 『大館常興日記』天文十年十一月二十五日条。
- 3 5 『言継卿記』元亀二年四月十四日条。『公卿補任』元亀二年条。
- 3 6 西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』八木書店、二〇〇六年、四六、四七頁。
- 3 7 『言継卿記』元亀二年四月十四・二十八日条。『公卿補任』元亀二年条。
- 3 8 『言継卿記』元亀二年七月十二日条。『公卿補任』元亀二年、天正五年。
- 3 9 「信長記」第六、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳、岡山大学池田家文庫本)。
- 4 0 白井信義『足利義満』吉川弘文館、一九六〇年、一三四頁。「北山殿行幸記」(『群書類従』三輯帝王部)。前掲注(3)湯之上論文「遠江国浅羽庄と比丘尼御所」。
- 4 1 『実隆公記』文明八年四月十一日条。
- 4 2 『実隆公記』文明十一年九月十四日条。「長興宿禰記」同日条。
- 4 3 『大乘院寺社雑事記』文明十六年四月十九日条。
- 4 4 「妙善院殿一周忌括香拙語」(『五山文学全集』四、翰林葫蘆集)思文閣出版、一九七三年)。
- 4 5 『大乘院寺社雑事記』明応五年六月六日条。
- 4 6 『実隆公記』永正八年八月二十六日条。
- 4 7 前掲注(4)牛山論文。
- 4 8 蔭木英雄編『隆京軒日録索引』臨川書店、一九八九年、本光院項。

- 4 9 『大乘院寺社雜事記』文明十四年八月三十日、十二月三日条。
- 5 0 『お湯殿の上の日記』延徳元年八月二十六日、九月十三日、十一月七日条。
- 5 1 『お湯殿の上の日記』延徳二年十二月二十日、明応二年一月十二日、明応三年十二月十四日、天文四年七月十二日、天文八年七月十日条等。
- 5 2 『実隆公記』永正元年閏三月四・五日条。前掲注(10)菅原論文。
- 5 3 『大館常興日記』天文九年三月十一日条。
- 5 4 『お湯殿の上の日記』天文十二年十一月二日条。
- 5 5 前掲注(10)菅原論文。
- 5 6 『宝鏡寺文書』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳三)九二頁。
- 5 7 『鹿苑日録』元和四年十一月六日条。「宝鏡寺文書」三(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)八八頁。
- 5 8 『鹿苑日録』寛永七年十月二日条。
- 5 9 『鹿苑日録』慶長二年五月十九日、慶長四年八月二十八日条。
- 6 0 『鹿苑日録』慶長二年五月九日条。
- 6 1 『仏国寺文書』五、武田氏系図(『小浜市史』社寺文書編)。
- 6 2 『多聞院日記』永祿九年閏八月二日条。
- 6 3 須磨千類執筆「武田元明」項(『国史大辞典』)。
- 6 4 『朝倉文書』一、武田信玄書状、(『福井県史』資料編二・中世)。
- 6 5 『仏国寺文書』五、武田氏系図(『小浜市史』社寺文書編)。
- 6 6 同前。
- 6 7 前掲注(6)原田論文。
- 6 8 『実隆公記』文明六年一月四日条。
- 6 9 前掲注(3)湯之上論文「足利氏の女性たちと尾寺」。
- 7 0 同前。
- 7 1 『蔭涼軒日録』永享八年十二月十八日条。
- 7 2 『実隆公記』明応四年二月三十日条。
- 7 3 『鹿苑日録』天文九年三月十三日条。
- 7 4 『実隆公記』明応七年一月九・二十四日条。
- 7 5 家永邁嗣『室町幕府將軍権力の研究』(東京大学日本史學研究叢書一、一九九五年)三三三・三六九頁。
- 7 6 同書。
- 7 7 『宣胤卿記』文亀四年一月十日条。
- 7 8 『実隆公記』永正五年一月二十六日、三月十三・十九日、四月十・十六日条。『後法成寺関白記』同年三月十三日条。
- 7 9 『大館常興日記』天文九年三月六日条。
- 8 0 『後法成寺関白記』永正九年十一月二十七日、十二月五・十四・十八日条。
- 8 1 『後法成寺関白記』永正十年二月二十五・二十六日、七月一日、十二月十四・二十一・二十二・二十四日条。
- 8 2 『宝鏡寺文書』三(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)六〇・六二頁。
- 8 3 『後法成寺関白記』永正十七年八月十八日、享祿元年四月十一日、享祿二年十月二十八日条等。
- 8 4 『穴太記』加賀市立図書館聖藩文庫蔵写本。
- 8 5 『足利系図』(『続群書類従』五輯上系譜部)。
- 8 6 『上杉系図』(『続群書類従』六輯下系譜部)。前掲注(75)家永著書、三四二頁。
- 8 7 『長祿二年以来申次記』(『群書類従』二十二輯 武家部)。
- 8 8 前掲注(75)家永著書、三四二頁。

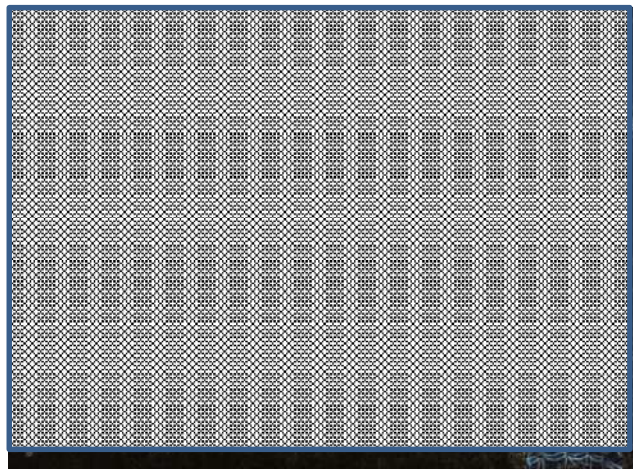
- 8 9 「敵助往年記」天文十八年三月一日条。
- 9 0 『鹿苑日録』天文十八年三月八日条。
- 9 1 『言繼卿記』永祿十二年三月二十七日条。
- 9 2 「信長記」第六、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳、岡山大学池田家文庫本)。
- 9 3 「宝鏡寺文書」一、一一二丁(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- 9 4 前掲注(15)『曇華院蔵通玄寺志』。
- 9 5 『鹿苑日録』文祿二年七月二日条。
- 9 6 前掲注(9)岡論文(下)。
- 9 7 『言繼卿記』永祿六年三月十九日条。前掲注(9)岡論文(下)。
- 9 8 「雑々聞檢書」歳(武家故実雜集)国立公文書館蔵写本。
- 9 9 ルイス・フロイス『完訳フロイス日本史』第一部六五章、中央公論新社、二〇〇〇年。『言繼卿記』永祿七年二月二十四日条、永祿八年四月十七日条。
- 1 0 0 『言繼卿記』元龜二年二月二日条。前掲注(9)岡論文(下)。
- 1 0 1 前掲注(7)大石論文。
- 1 0 2 前掲注(15)『曇華院蔵通玄寺志』三頁。
- 1 0 3 『鹿苑日録』長享元年九月二十九日条。
- 1 0 4 『お湯殿の上の日記』文明九年七月十九日条。『親長卿記』文明九年七月十九日条。
- 1 0 5 『実隆公記』文明九年十一月十一日条。
- 1 0 6 『後法興院記』長享三年三月二十六日、四月十三日条。『宣胤卿記』長享三年四月十四日条。
- 1 0 7 『蔭涼軒日録』長享三年五月十六日、延徳元年十二月二十六日、延徳二年一月十五、十七日条。
- 1 0 8 『蔭涼軒日録』延徳二年一月十七、十九日条。
- 1 0 9 『蔭涼軒日録』延徳三年六月二十一日条。
- 1 1 0 『大乘院寺社雜事記』延徳三年八月十二日条。
- 1 1 1 『大乘院寺社雜事記』文明十七年八月八、十二日、文明十八年一月十七日、延徳二年九月一日条。前掲注(7)大石論文。
- 1 1 2 『北野社家日記』明応二年四月二十三日条。(史料纂集)
- 1 1 3 『晴富宿禰記』明応二年五月二十三、二十四日条(図書寮叢刊)。
- 1 1 4 『晴富宿禰記』明応二年七月一日条。
- 1 1 5 『晴富宿禰記』明応二年七月八日、八月三日条。『大乘院寺社雜事記』明応二年七月十一日条。
- 1 1 6 『後法興院記』明応七年七月二十日条。
- 1 1 7 『後法興院記』明応七年五月十九日条。
- 1 1 8 「和長卿記」明応七年九月二日条(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 1 1 9 『朽木文書』二、(史料纂集)三三五号。
- 1 2 0 『後法興院記』明応八年十一月二十二日条。
- 1 2 1 『後法興院記』明応七年五月十九日条。
- 1 2 2 『二水記』永正十七年五月一日、三日条。
- 1 2 3 『二水記』永正十七年五月九日条。『後法成寺関白記』永正十七年五月九日条。
- 1 2 4 『後法成寺関白記』永正十七年六月八日条。
- 1 2 5 前掲注(3)湯之上論文「足利氏の女性たちと尼寺」付表。
- 1 2 6 『大館常興日記』天文七年九月四日条。
- 1 2 7 「曇花院殿装束抄」(『群書類従』八輯装束部)。
- 1 2 8 『大館常興日記』天文九年三月十四、十六日、二十二、二十四、二十七日条。
- 1 2 9 同書、天文九年三月十四日、二十七日条。

- 130 前掲注(4) 牛山論文。
- 131 「山城名跡巡行志」第一、(京都叢書十二) 京都叢書刊行会、一九一五年、十六頁。
- 132 前掲注(24) 「応仁記」五四・五五頁。
- 133 「安楽光院」(『古事類苑』三、宗教部) 五七五頁。
- 134 『実隆公記』文明七年二月二十日条。
- 135 前掲注(4) 牛山論文によれば、泉涌寺等の律宗では、僧寺と尼寺がペアで設けられた例が散見する。
- 136 「光照院」項、『山城寺院神社大事典』平凡社。
- 137 『実隆公記』明応五年十一月十九日条。
- 138 『宣胤卿記』文明十三年七月二十九日条。
- 139 『実隆公記』享祿四年二月二十九日条。
- 140 「宝鏡寺文書」一、(東京大学史料編纂所架蔵影写本) 一三四・一三五丁。
- 141 「宝鏡寺文書」一、(東京大学史料編纂所架蔵影写本) 一二一・一二二丁。
- 142 「宝鏡寺文書」三、(東京大学史料編纂所架蔵影写本) 二二丁。
- 143 前掲注(3) 湯之上論文「遠江国浅羽庄と比丘尼御所」。
- 144 前掲注(3) 湯之上論文「足利氏の女性たちと尼寺」。
- 145 『寝屋川市史』十、二〇〇八年、三五五頁において、湯川敏治氏が河内十七カ所貢納を命じた長享元年十月十三日付、幕府奉行人奉書から、Cの御内書を長享元年に比定したが、湯川氏も述べているように、この奉行人奉書は、河内守護が畠山義就から、畠山政長に交代したため、河内守護あてに出されたものである。御内書に連動して出されたものであるとすると、日付が離れすぎている。
- 146 「宝鏡寺文書」二、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳) 七六、七七、八五頁。
- 147 区町文書(二) 二三号、(『史学』三二・二、三田史学会、一九五九年七月)。慶應義塾大学三田メディアセンター貴重書室所蔵、130X・7・1、慶應義塾大学『区町十郎君寄贈武家文書展覧会解題目録』出品番号七、「足利義教知行安堵状」。
- 148 石崎健治「後期室町幕府における奉行衆・奉公衆の位置に関する一考察」(『金沢女子大学紀要』文学部八、一九九四年)。同、「文明・長享期室町幕府における「大御所」足利義政の政治基盤に関する一考察」(『金沢学院大学文学部紀要』一、一九九六年)。
- 149 上島有『中世花押の謎を解く』山川出版、二〇〇四年、二四六・二四八頁。
- 150 「足利官位記」(『群書類従』四輯、補任部)。
- 151 前掲注(149) 上島著書、二五五・二五六頁。
- 152 同前。
- 153 「親元日記」寛正六年三月一日条(『統史料大成』)。大塚実忠「比丘尼御所歴代(四)」(『日本佛教』三一、一九七〇年)。
- 154 「綱光公記」寛正三年八月十一日条、寛正五年六月二十九日条。(『東京大学史料編纂所研究紀要』二三三)。
- 155 『実隆公記』文明六年一月四日条。
- 156 『鹿苑日録』明応八年八月二十二日条。
- 157 今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成奉行奉書編』思文閣出版、三〇一四号。
- 158 『大館常興日記』天文八年六月二日条。
- 159 『お湯殿の上の日記』天文十二年一月十六日条。
- 160 佐々木銀弥「白布」項(『大百科事典』七、平凡社)。
- 161 小野晃嗣「三条西家と越後青苧座の活動」(『歴史地理』六三・二、一九三四年)。
- 162 遠藤元男『ヴィジュアル史料日本職人史』一、雄山閣出版、一九九一年、八七頁。同、『日本職人史の研究』二、雄山閣出版、一九八五年、二〇〇・二〇二頁。

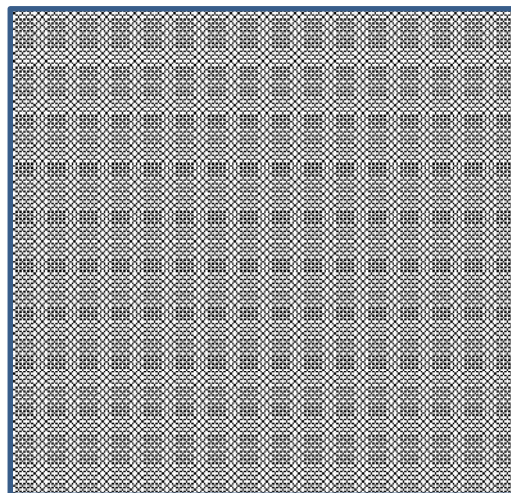
- 163 「七十一番歌合」(『群書類従』二八輯 雑部) 五八番。
- 164 今谷明 『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、三二四・三二六頁。
- 165 「常德院御動座當時在陣衆看到」(『群書類従』二九輯 雑部)。
- 166 「永祿六年諸役人附」(『群書類従』二九輯 雑部)。
- 167 木下昌規 『戦国期足利將軍家の権力構造』岩田書院、二〇一四年、一五二頁。
- 168 『実隆公記』文亀三年六月二十四日条。
- 169 西山剛 「中世後期における四府駕輿丁の展開―左近衛府駕輿丁「猪熊座」の出現をめぐって―」(『総研大文化科学研究』三、二〇〇七年三月)。豊田武 「四府駕輿丁座」(『座の研究』吉川弘文館、一九八二年)、初出一九三四年。
- 170 脇田晴子 『日本中世商業発達史の研究』お茶の水書房、一九六九年、二四三～二五二頁。
- 171 「武政軌範」條目事(佐藤進一・池内義賢編 『中世法制史料集』第二卷、室町幕府法、岩波書店、一九五七年) 三九二頁。
- 172 『蜷川家文書』(大日本古文書)、七六四・七六六、七六八・七七〇、七七三・七七五号。
- 173 山田康弘 『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、二〇〇〇年、一五三頁。
- 174 『蜷川家文書』(大日本古文書)、文書番号三六三、三六四号。
- 175 石田茂作編 『中尊寺大鏡』三、大塚工芸社、一九四二年、九・十七頁、図版五五。
- 176 森暢編 『伊勢新名所絵歌合・東北院職人歌合絵巻・鶴岡放生会職人歌合絵巻・三十二番職人歌合絵巻』(新修日本絵巻物全集二八、角川書店、一九七九年)。
- 177 岩崎佳枝 『職人歌合』平凡社、一九八七年、一六・一四二頁。
- 178 同前。
- 179 村山修一 『普通唱導集：翻刻・解説』法蔵館、二〇〇六年。
- 180 石田尚豊 「洛中洛外図屏風―職人歌合と職人尽絵を結ぶもの」(『Museum』一一二、一九六〇年。前掲注(177) 岩崎著書、九八・一〇〇頁。
- 181 「雪玉集」十八、(『新編国歌大観』八、私家集編三歌集) 角川書店、八一四一番。
- 182 前掲注(7) 大石論文。
- 183 高岸輝 『室町王権と絵画：初期土佐派研究』京都大学学術出版会、二〇〇四年。
- 184 前掲注(177) 岩崎著書。

図 1 国立歴史民俗博物館蔵「歴博甲本洛中洛外図屏風」に描かれた比丘尼御所 画像提供：
国立歴史民俗博物館

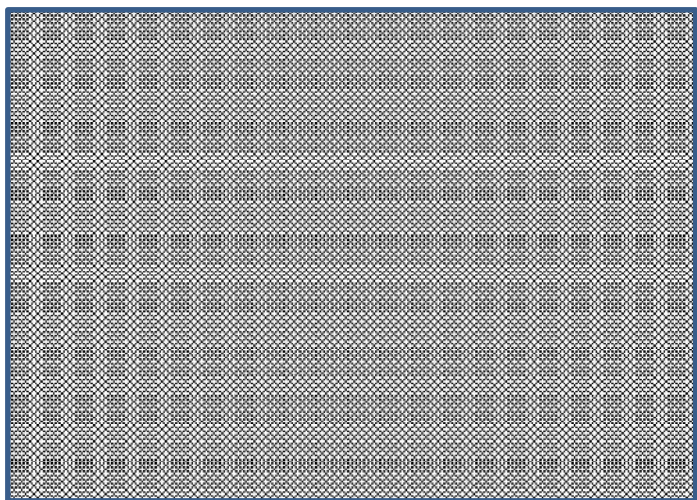
三時知恩寺（入江殿）



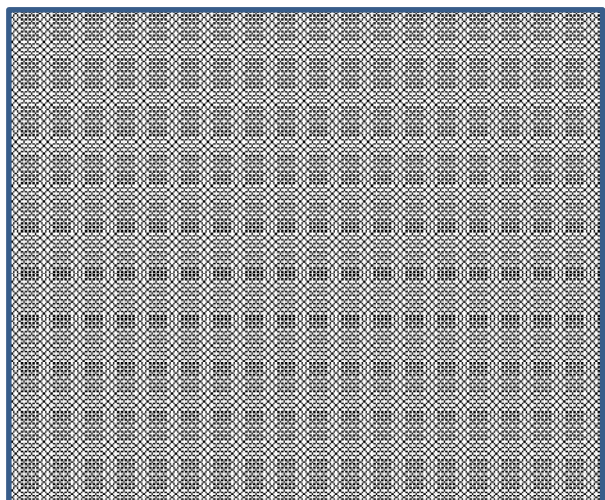
通玄寺（曇華院）



宝鏡寺



大慈院（南御所）



光照院

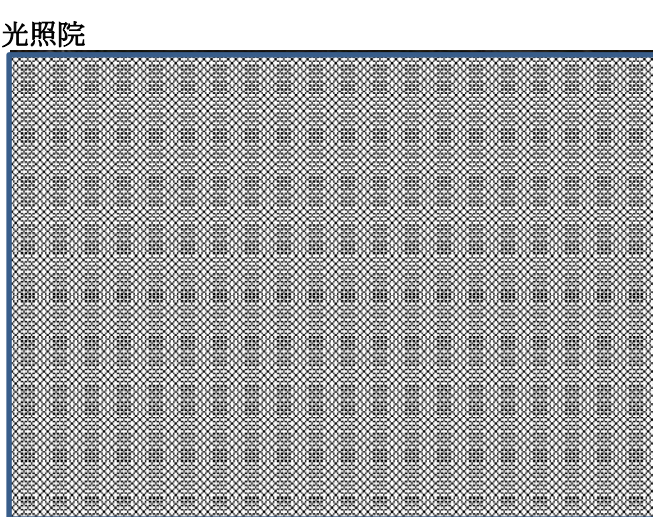


表 1 歴博甲本に描かれた比丘尼御所に入室した足利家女性

湯之上隆「足利氏の女性たちと尼寺」、同「遠江浅羽庄と比丘尼御所」、岡佳子「近世の比丘尼御所一宝鏡寺を中心に」、大塚実忠「比丘尼御所歴代」、荒川玲子「景愛寺の沿革」、白井信義『足利義満』、小川剛生『足利義満』、書陵部蔵「尼門跡書類」、『曇華院蔵通玄寺志』、東大史料編纂所蔵『宝鏡寺文書』写真帳、公家・寺院日記を参照して作成

湯之上隆「足利氏の女性たちと尼寺」・遠江浅羽庄と比丘尼御所、岡佳子「近世の比丘尼御所一宝鏡寺を中心に」、大塚実忠「比丘尼御所歴代」荒川玲子「景愛寺の沿革」白井信義『足利義満』小川剛生『足利義満』参照							
?は実在が確認できず、寺伝にのみ載る住持							
法名	出自	誕生・入室日	誕生・入室	没年	没年齢等	典拠	兼帯寺院、その他
入江殿							
了山聖智(椿性)	義教女	永享5.11.5	入室	大永6.6.11	減94歳	実隆・看聞御記	
花光院	義政・富子女	文正2.2.10	生まれ	文明6.7.12	減8歳	実隆・親長	
松山聖榮	義尚女	長享1.閏11.16	生まれ	永禄1.8.30	減72歳	兼右・親長	
某	義晴・慶寿院女	天文 8.6.1	生まれ	元龜2.4.14	減32歳産後、	言繼・大館	
大慈院							
栄山聖久	義満女・母寧福門院・崇賢門院・北山院猶子	応永8.8.4	入室	永享5.閏7.13	減39歳	迎陽記・看聞御記	
聖紹	義満女・母寧福門院または新中納言局	応永3	生まれ	享徳2.7.26	減57歳	師郷・康富	柳殿
某	義教女・母日野重子	永享1.6.19	入室	永享3.7.26	減3歳	建内・看聞	
明山	義教女・母日野重子	永享9.9.24	生まれ	寛正6.3.1	減29歳	看聞御記・親元・陰涼軒	
光山聖俊	義政・母日野富子	貞正3.7.14 文明84.11	生まれ 得度	永正2.8.26	減44歳	大乘院・実隆	
某	一条兼良女・日野富子猶子	文明14.8.30	契約	文明14.12.3	本光院へ入室	大乘院	
溪山理秀	後土御門天皇皇女・日野富子猶子	延徳1.8.26	生まれ	天文12.11.1	減55歳	お湯殿・言繼天文14.11.1	宝鏡寺大慈院兼帯
華庵理米?	義植女			文禄3.3.3	減	大慈院歴代伝系	宝鏡寺大慈院兼帯
耀山聖口	義輝女・母近衛氏	永禄2~8	生まれ	元和4.10.2	減54~60歳	宝鏡寺文書写真帳3、92頁・鹿苑元和4.11.6	宝鏡寺大慈院兼帯
宝鏡寺							
日山理永	義教女	永享4.6.8	生まれ	明応4.2.30	減64歳	満濟・看聞・師郷・実隆	
因山理勝	義政・母日野富子	貞正4.7.20 文明9年4月28日	生まれ 得度	文明18.10.23	減24歳	大乘院・実隆	
こう山	義澄妹	明応7	入室力	永正5.3.13	減27歳	実隆・尚通・鹿苑天文9.3.13	
溪山理秀	後土御門天皇皇女・日野富子猶子	延徳1.8.26	生まれ	天文12.11.1	減55歳	お湯殿・実隆・言繼・荒川玲子「景愛寺の沿革」	宝鏡寺大慈院兼帯
華庵理米?	義植女			文禄3.3.3	減	大慈院歴代伝系	宝鏡寺大慈院兼帯
花屋理春	近衛尚通女・義植猶子	永正13.4.27	得度	天正4.3.3	減76歳	尚通・言繼	宝鏡寺大慈院兼帯
理源	義晴女	天文18. 3.8	入室	永禄12.3.27	三好義継と結婚	鹿苑・言繼・尊卑	
伝山性賢	義輝女	弘治2	生まれ	天正5.7.2	減22歳	言繼永禄6・3・19元龜2.2.2 鹿苑文禄2.7.2	宝鏡寺・總持寺兼帯
耀山聖口	義輝女・母近衛氏	永禄2~8	生まれ	元和4.10.2	減54~60歳	宝鏡寺文書写真帳3、92頁・鹿苑元和4.11.6	宝鏡寺大慈院兼帯
曇華院(通玄寺)							
雲岳聖朝	伏見宮貞成親王第六王女	永享6.10.4	誕生	文明14.6.9	減	植田真平・大澤泉「伏見宮貞成親王の周辺」『大日本史料』第8編之14、426~428頁	
祝溪聖寿	義植姉富子猶子	文明9.7.23	入室	天文14.10.28	減	実隆・殿助	
一天通知?				享禄4.4.3	減	通玄寺志	
通證宗正?				天文12.8.19	減	通玄寺志	
宋喜顯殊?				弘治3.3.20	減	通玄寺志	
尊永	義晴室慶寿院叔母近衛氏	天文16.1.28以前	入室			言繼	前大祥院
無文法景?				永禄12.2.14	減	通玄寺志	
至春慧圓?				天正9.6.7	減	通玄寺志	
高巖真守?				文禄4.9.10	減	通玄寺志	
天悠相盛?				慶長8.7.26	減	通玄寺志	
蘭溪聖秀	後奈良院皇女・義植猶子	天文22.1.25	入室	元和9・9・25	減	お湯殿・通玄寺志	
聖興	後陽成天皇皇女・母中和門院	天正18	生まれ	文禄3.12.13	減5歳	通玄寺志	早世の為住籍に列せず
光照院							
尊久	義満女	応永12	生まれ	明応5.11.19	減92歳	建内嘉吉元年4月11日・実隆	
某	義教女	永享4	生まれ			看聞永享4.5.25、永享7.5.25	
某	義植妹	文明8	生まれ	享禄4.2.26	減56歳	実隆享禄4.2.29義視娘・母阿野	
某						尚通享禄4.12.14、晴元に連絡	
秀山尊性	近衛植家娘	天文6	入室	永禄12.6.11	減	お湯殿天文10.5.13参内 尼門跡書類、ピリア84	

表 2 宝鏡寺・南御所御料所 (赤字: 戦国期)

No.	荘園名	国	相続	年	西暦	月日	安堵状・御教書発給者	典拠	丁	塔頭・宛行・	年貢	取次・請人	内訳	
1	瀬沼村	?		?		12.1		宝1	73-74					
2	弘田庄	越中		応永25	1408	12.15		宝1	28-31	広福院(日野)				
		越中		寛正3	1462	6.18		宝3	32-33					
		越中		文明13	1481	9.28		宝1	59-60					
		越中		文明13	1481	9.28		宝4	72-73			西田弥五郎		
		越中		文明13	1481	10.1		宝1	80-83					
		越中		文明13	1481	11.6		宝1	63					
		越中		文明4	1472	12.23		宝3	35-37					
		越中		文明18	1486	10.2		宝1	69					
		越中		文明19	1487	6.7		宝1	72-73					
		越中		長享1	1487	12.27		義政	宝4	26-27	広福院			
		越中		長享2	1488	3.24		義政	宝4	28-29	広福院			
		越中		延徳4	1492	4.2			宝3	71	広福院(日野)	三百二十貫文	聖松	
		越中		明応2	1493	8.16			宝1	88-89	広福院(日野)			
		越中		明応7	1498	12.13			宝3	96-97				
越中		明応7	1498	12.13			宝3	99-100						
3	しほみのの入道如々の所領	遠江		応永6			義満	宝4	6					
		遠江		応永30	1423	4.13		義持	宝4	12-13	今御所			
4	柴村東宇山香内宇桑村	遠江		応永6	1399	9.18	畠山基国	宝4	55-56			今川伊予入道		
		遠江		応永30	1423	10.29	畠山満家	宝4	63-64			左兵衛介		
5	西宇山香内裏鹿村	遠江		応永6	1399	9.18	畠山基国	宝4	56-57			今川右衛門佐入道		
		遠江		応永30	1423	10.29	畠山満家	宝4	63-64			左兵衛介		
6	浅羽庄	遠江		応永30	1423	10.29	畠山満家	宝4	63-64			左兵衛介		
		遠江		嘉吉1	1441	7月		宝3	28-29					
		遠江		嘉吉1	1441	7.30	細川持之	宝4	64-66			千代徳		
		遠江		?		3月		宝3	28		八万貫文			
		遠江		文明14	1482	8.23		宝1	65-66					
7	駒関	近江				11.12		義教	宝4	20-21				
		近江				4.23		義政	宝4	22-23				
8	舟木庄	近江		明德5		3.2		宝1	52-53	毎月千五百疋				
9	林寺の冲関所	近江	崇賢門院より相続					宝3	22	六拾貫文	三条取次			
		近江		文明2	1470	2.17		宝1	56-57					
		近江		文明13	1481	8.16		宝3	45-46					
		近江		文明14	1482	3.47		宝1	64-65					
		近江		長享2	1488	6.18		宝3	55-57					
10	高島郡朽木四分巻	近江	関所	寛正3	1462	12月		宝3	34-35					
		近江		長享1	1487	閏11.10		宝1	78-79					
		近江	関所	長享2	1488	9.17		宝1	81-82					
11	高島郡仁和庄内日野家より割分地	近江		大永4	1524	11.9		宝6	63-64					
		近江		天文9	1540	12.8		宝6	81-82		年十二石			
12	大江菅内	近江	関所	明応5	1496	6.17		宝1	95-97					
13	羽田庄	近江		嘉吉2	1441	8.27		宝3	29-30		三百六十石			
14	とた庄	尾張		応永7			義満	宝4	4					
15	益田草部郷	尾張		永和4	1378	11.22		宝3	5-6					
		尾張		明德1	1390	11.3		宝1	51.53-54		五十貫文			
16	益田草部郷山口園衛分	尾張		明德2	1391	6.13	細川頼元	宝4	48-49			畠山伊予守		
		尾張	関所	応永1	1394	8.21	斯波義将 今川仲秋	宝4	50-51			今川仲秋		
17	於田郷庄	尾張	関所	応永1	1394	8.24		宝4	51-52			中賀野修理亮		
		河内		長享1	1487	10.13		宝1	77-78			畠山左金吾代(政長)		
18	十七力所	河内	北山院より相続					宝1	121-122		九百七十九貫	畠山取次	百二十貫 三百貫文	
		河内		?		11.12	義教	宝4	20-21					
		河内		?		4.23	義政	宝4	22-23					
		河内		?		4.12	義政	宝4	36-37		知行分			
		河内		永正5	1508	12.19		宝6	19					
		河内		大永1	1521	11.26		宝6	56-58		三百石			
19	桜井	河内		明応2	1493	12.13		宝3	79					
		河内		応永4	1397	7.11	義満	宝4	10-11					
20	西水野庄	河内		応永4	1397	7.11	畠山基国書状	宝4	52-53			遊佐河内入道		
		河内		応永4	1397	7.12	畠山満則	宝4	53-55			草部主計		
21	南條山	讃岐	寧福院より相続	?				宝1	135		二百貫文	細川取次		
22	南條山内徳譜名	讃岐		文明16	1484	10.11		宝3	51-52					
		讃岐		?		11.12	義教	宝4	20-21					
		讃岐		?		4.23	義政	宝4	23-24					
		讃岐		?		4.12	義政	宝4	36-37		地頭職			
23	南條山西分	讃岐		延徳2	1490	10.20		宝3	66-68			龍宮備中守奥家		
		讃岐		明応1	1492	8.10		宝3	75-78		六十五貫文	番西仲兵衛尉長秋		
24	瀬河・桜井・秋永・常吉	摂津	半分	文明10		8.4		宝1	57-58					
		摂津		明応2	1493	12.13		宝3	79					
	瀬河	摂津		永正4	1507	9.13		宝6	16					

25	河津畑	撰津		応永21	1414	8.9	長塩備前入道			宝4	60-61										
		撰津		応永21	1414	8.9	細川満元			宝4	62-63			長塩備前入道							
		撰津		応永21	1414	3.9	義教			宝4	14										
		撰津	鹿苑院より相続	?		3.9	義教			宝4	134-135			二百貫文							
26	有馬郡内上津畑(御公用)	撰津		文明17	1485	3.12				宝1	68-69			二百五十貫文夫銭毎月一貫二百文							
		撰津		?		11.12	義教			宝4	20-21										
		撰津		?		4.23	義政			宝4	22-23										
		撰津		?		4.12	義政			宝4	36-37										
		撰津		明応5	1496	8.5				宝3	83-85			百貫文	赤松又次郎村則	赤松出羽守則秀					
		撰津		永正1	1504	4.2				宝6	7			百貫文	堀江大和守	松原近江守					
		撰津		永正2	1505					宝6	11			百貫文	斉藤又三郎						
		撰津		永正2	1505	7.10				宝6	12-13			百貫文	斉藤又三郎						
		撰津		永正5	1508	10.5				宝6	18	惠聖院(広橋)		二十貫文							
		撰津		永正7	1510	4.5				宝6	30-31			百貫文夫銭毎月一貫二百文	慶寿丸						
		撰津		永正15	1518	6.8				宝6	45				有馬又二郎						
		撰津		永正15	1518	6.26				宝6	46-47				赤松又次郎村則						
		撰津		大永2	1522	2.29				宝6	61-62			百拾貫文	赤松又次郎村則						
		撰津		享祿3	1530					宝6	70-71										
撰津		享祿4	1531	2月				宝6	67-68			百拾貫文	赤松又次郎村則								
撰津		享祿4	1531	3.1				宝6	69				赤松又次郎村則								
撰津		享祿4	1531	10.7				宝6	70-71				有馬代中重	松原河内守村貞							
撰津		天文8	1539	10月				宝6	77			百拾貫文	元助								
撰津		天文8	1539	12.5				宝6	78			三十貫文	杉原式部尉元助								
撰津		永祿3	1560	1.20				宝1	105	惠聖院(広橋)											
撰津		永祿5	1562	1.17				宝1	108	惠聖院			三十貫文								
27	多利村	丹波		長祿2	1458	12.19	義政			宝4	32-33										
		丹波		文明8	1476	6.8		義澄		宝3	39-40	広福院(日野)									
		丹波		文明8	1476	6.8	義政			宝4	30-31										
		丹波		文明14	1482	10.25				宝1	67										
		丹波		長享1	1487	12.27	義政			宝4	26-27	広福院									
		丹波		長享2	1488	3.24	義政			宝4	28-29	広福院									
		丹波		明応2	1493	8.16				宝1	88-89	広福院									
		丹波		明応7	1498	12.13				宝3	98										
		丹波		明応7	1498	12.2			義澄	宝4	38-39	広福院阿子御料人へ									
		丹波		?		12.26	細川政元			宝4	81-82	阿子御所様									
		丹波		永正6	1509	8.13				宝6	25-26										
		丹波		大永1	1521	12.9	細川高国			宝4	83-84			六十五貫文							
		丹波		大永1	1521	12.6				宝6	59-60			六十貫文	山形加賀守	松宝民部少輔頼相					
		丹波		天文5	1536	閏10.25				宝6	74-75			近年有名無実							
丹波		天文6	1537	4.19				宝6	76												
28	賀東郡福田西条	播磨		永正3	1506	12.26				宝6	14										
		播磨		永正3	1506	12.26				宝6	15				小寺加賀守						
29	国衙とよわらの庄	備前		?		4.12	義政			宝4	36-37										
		備前	肥前(備前?)	明応7	1498	12.13				宝3	96-97										
30	豊原庄	備前		文明13	1481	9.28				宝1	59-60										
		備前		文明13	1481	9.28				宝4	72-73				西田弥五郎						
		備前		?		?	日野政資			宝1	74-76	広福院									
		備前		長享1	1487	12.27	義政			宝4	26-27	広福院									
		備前		長享2	1488	3.24	義政			宝4	28-29	広福院									
		備前		明応7	1498	12.13				宝3	99-100										
		備前		明応7	1498	12.2			義澄	宝4	40-41	広福院阿子御料人・聖眞房・永緒喝食へ									
		備前	鹿苑院より相続	?						宝1	134-135			四百二十貫文							
31	香々登庄	備前		?		4.19	義政			宝4	16-17										
		備前				11.12	義教			宝4	20-21										
		備前				4.23	義政			宝4	22-23										
		備前				4.12	義政			宝4	36-37										
		備前		明応3	1494	3月				宝1	91			百二十貫文							
		備前		明応3	1494	3月				宝3	80-81			百二十貫文	島津小三郎						
		備前		明応7	1498	10.20				宝3	91-94				島津誓松法師						
		備前		文龜3	1503	2.28				宝6	1-2										
		備前		永正2	1505	5.13				宝6	9-10			毎月十貫文	島津代白尾次郎左衛門	飯田左近将監					
		備前		永正5	1508	3.14				宝6	17				島津						
		備前		永正6	1509	8.13				宝6	27-28			百二十貫文	島津小三郎						
		備前		永正12	1515	7.23				宝6	36-37			百二十貫文	島津小三郎						
備前		永正12	1515	7.25				宝6	38				飯田平次衛門忠能								

32	上道郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
33	津崎郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
34	可知郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
35	踐郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
36	出石郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
37	牧石郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
38	三野郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
39	宇垣郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
40	散在富永名	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
41	口理保領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
38	西隆寺国ヶ分	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
39	土師郷領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
40	服部保領家	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
41	大西庄本所分	備前御料所	?	?	?	?	宝1	118-119														
42	国衛	美濃	崇賢門院より相続						宝3	22			合計 三百十五貫文	衛美三十貫文、日野取次			公卿八十四貫文、正美	八十貫文、守護	去田金光寺三十六貫文、安禪寺			
		美濃		明德1	1390	6.17			宝1	22-25			四百貫文									
				?		11.12			義教	宝4	20-21											
				?		4.23			義政	宝4	22-23											
				?		4.12			義政	宝4	36-37											
		美濃		文明11	1479	6.3			宝3	40-41												
		美濃		文安4	1447	12.25			宝4	69-70												
44	本須・今須	美濃		長享1	1487	12.25			宝1	79-80												
		美濃		長享1	1487	12.25			宝3	54-55												
45	居益・元巢郡九ヶ村度在	美濃							宝1	83-84												
46	小吉野	美作	鹿苑院より相続						宝1	134-135			七百貫文	三上美濃守入道								
		美作		?		11.12			義教	宝4	20-21											
		美作		?		4.23			義政	宝4	22-23			半分								
				?		4.12			義政	宝4	36-37			半分								
		美作		応永18	1411	6.3				宝1	27-28											
		美作		永正1	1504	8.7				宝6	7											
		美作		永正6	1509	5.9				宝6	33-34				半分							
		美作		永正6	1509	6.14			宝6	21-22			二百貫文	浦上六郎左衛門尉最泰								
		美作		永正16	1519	6.5			宝6	54-55			二百貫文	浦上小次郎最泰								
47	一宮気多社	能登		長禄3	1459	3.16			義政	宝4	34-35											
		能登		嘉吉3	1443	6.9				宝4	66-67		妙善庵									
48	玉置庄	若狹		長禄3	1459	3.16			義政	宝4	34-35											
49	梨鼻蓮華田	山城		明応6	1497	6.12				宝1	94-95											
50	上野	山城		明応5	1496	6.17				宝1	97											
51	賀茂斎宮庄	山城		応永29	1422	8.23				宝2	28-29											
		山城		応永29	1422	8.24				宝3	21											
		山城		永正6	1509	7.24				宝6	23-24					沼田上野介光延						
52	大すみ庄	山城		天文11	1542	3.3				宝6	83-84											
		山城		天文11	1542	6.10				宝6	85-86											
		山城		天文19	1550	2.25				宝6	95-96											
53	白布棚公事	洛中		明応6	1497	6.1				宝1	92-93								松田又三郎秀行			
		洛中		?		11.12			義教	宝4	20-21											
		洛中		?		4.23			義政	宝4	22-23											
		洛中		?		4.12			義政	宝4	36-37											
		洛中		明応7	1498	8.18				宝1	98-99											
		洛中		明応7	1498	8.18				宝3	89-90				三十二貫文	松田又三郎						
		洛中		文亀3	1503	10.9				宝6	4-5											
		洛中		文亀3	1503	10.9				宝6	6									毛利長部		
54	安居院	洛中	南頼屋地	天文15	1546	12.26				宝1	102-103		押領									
55	西七条東西市町	洛中		康暦1	1379	4.14				宝3	7											
		洛中		至徳4	1387	3.26				宝3	8-9											
		洛中		応永18	1411	7.26				宝4	59-60								佐々木大膳大夫			
		洛中		文明19	1487	5.4				宝1	71-72				西七条沙汰人						東山殿普請	
		洛中		文明6	1474	12.23				宝3	38-39				惠聖院							
		洛中		文明11	1479	6.3				宝3	40-41											
		洛中		文明12	1480	10月				宝3	41-42											
		洛中		長享1	1487	9月				宝3	57											
		洛中		長享3	1489	7.3				宝3	61											
		洛中		延徳2	1490	9.5				宝3	64				惠聖院					沼田三郎左衛門尉光延		
		洛中		延徳2	1490	9.18				宝3	65									沼田三郎左衛門尉光延		
		洛中		延徳2	1490	11.28				宝3	69				惠聖院							
		洛中		延徳3	1491	4.27				宝3	72											
		洛中		明応2	1493	5.14				宝1	87-88										北尾将監伊勢貞隆	
洛中		明応6	1497	11.13				宝3	87-88				惠聖院						沼田上野介光延			
56	七条西洞院	洛中		応永25	1418	11				宝3	17											
57	一条町西北側屋地	洛中		文明16	1484	12.27				宝3	53-54											
58	大宮より西今須より南	洛中		永享5	1433					宝3	24-25											
59	五辻大宮光名寺敷地	洛中		暦応2	1339	8.1				宝2	11-13								景愛寺東北			
		洛中		応永7	1400	11.1			義満	宝4	8-9								景愛寺恵照			
60	大宮敷地内土居堀	洛中		天文22	1553	5.16				宝6	102											
61	五条南西類地	洛中		応永9	1402	12.20				宝4	57-58								土岐美濃守			
62	五条建聖院敷地	洛中		嘉吉3	1143	12.29				宝4	67-68											
63	鯉小路屋地	洛中		永正16	1519	7.5				宝6	55											
64	北小路大宮屋地	洛中		天文15	1546	12.26				宝6	93-94											
65	一乗寺松崎修学院内光林跡	洛外		明応5	1496	6.17				宝1	97-98									広福院		
		洛外		明応5	1496	6.17				宝3	82									広福院		
		洛外		永正5	1508	閏8.3				宝6	29-30									祥雲院		
		洛外		永正6	1509	10.21				宝6	35-36									祥雲院		
		洛外		享禄2	1529	9.12				宝6	65-66									祥雲院		
		洛外		天文9	1540	6.23				宝6	79-80									祥雲院		
66	北山一町田	洛外		明応2	1493	8.16				宝1	89-90									広福院		

表 3 南御所 根本所領 戦国期

番号	所領	下限	西暦	取次・代官	根本高	戦国期年貢高
1	美作小吉野	永正十六年	1519	浦上景泰 浦上益泰	七〇〇貫文	二〇〇貫文
2	備前香登	永正十二年	1515	島津小三郎 飯田忠能	四二〇貫文	一二〇貫文
8	白布棚公事	文亀三年	1503	松田秀行 毛利民部	?	三二貫文
9	河内十七カ所	大永元年	1521	畠山取次	九七九貫文	三〇〇石

図 2 『国立歴史民俗博物館洛中洛外図屏風甲本』「ほうきやういん(宝鏡院)」国立歴史民俗博物館蔵 画像提供：国立歴史民俗博物館

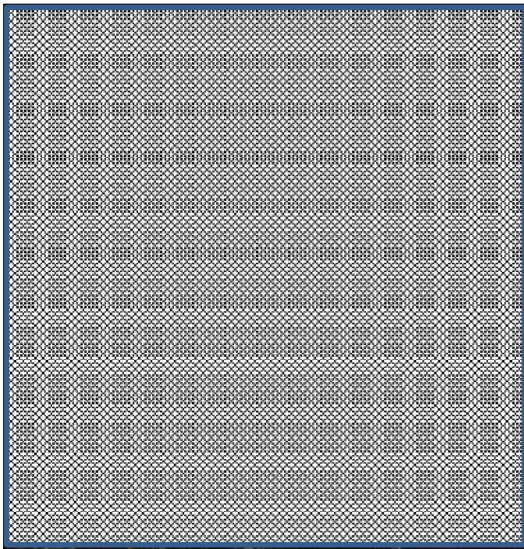


図 3 『紺紙金泥一切経』大般若波羅密陀経 第四二九卷 平泉町中尊寺大長寿院蔵 『中尊寺大鏡』三、大塚工芸社より引用



図 4 『三十二番職人歌合』張殿 幸節氏蔵本 『日本絵巻物全集：新修 28』角川書店より引用



第三部 上杉本洛中洛外図屏風

第二章 上杉本洛中洛外図屏風に描かれた将軍の行列

はじめに

戦国期京都を描いた洛中洛外図屏風は四本あり、中でも米沢市上杉博物館蔵洛中洛外図屏風(以下上杉本)は、狩野永徳筆とされ、国宝に指定されている。上杉本は、多くの研究蓄積がある。主な論点を整理しよう。

まず、景観年代・制作年代は、田中喜作氏¹・堀口捨己氏²によつて、主に武家邸から景観年代を割り出す方向性が示され、制作年代にも言及した。その後、今谷明氏は武家邸のみならず、寺社にもその手法を広げ、景観年代について論究した。その結果、狩野永徳筆か否かという問題とも関わつて、景観年代は多くの注目を集めてきた。現在は、天文十六年説(一五四七)³、天文十一〜十八年説⁴、永祿四〜六年説(一五六二〜一五六三)⁵、等諸説あり、天文末年から永祿初年の景観が混在しているとされる。これは、十二代将軍義晴・十三代将軍義輝の時期にあたる。

景観年代の問題は、制作目的・主題とも関連して展開した。特に、将軍邸横の大規模な行列が重要モチーフとして注目されてきた。大塚活美氏は、この行列を細川晴元が将軍邸に年賀に訪れる場面とし、晴元が屏風を注文したと推定した⁶。これに対して、瀬田勝哉氏は、『貞丈雑記』に「管領の房はひたひ髪なし⁷」とあり、上杉本の長刀を担いでいる房は額に髪があることから、細川晴元の行列ではないとした。さらに、武衛邸前鬪鶏場面に描かれた幼児が義輝であると、初めて画中の人物比定を行つた⁸。瀬田説によれば、上杉本は足利義晴の今出川御所を描く等、天文十八年の政変で失われた足利義晴―細川晴元の政治体制を大枠として「復元表現」し、それに加えて、永祿初年頃の新興勢力である三好・松永を包摂した情景を描き、対立する二つの勢力を調和させ、全体として将軍義輝による安定した政治秩序構想が描かれているという。さらに、上杉本は足利義晴十三回忌に描かれるにふさわしいが証拠がない、解明できなかったとした。

その後、制作年代・筆者論争に決着をつけたのが、黒田日出男氏である。「(謙信公)御書集」を紹介し、そこに「永徳齋、永祿八年九月三日画之」とあり、上杉本は永徳筆で、永祿八年(一五六五)に制作されたことを明らかにした。この史料は江戸時代の編纂物であるため、その信憑性を疑う意見もあるが、現在まで、「(謙信公)御書集」を超える、より確実な史料は発見されていない。

さらに黒田氏は、十三代将軍足利義輝が、上杉謙信の上洛を願ひ、義輝が思い描く上杉謙

信の將軍邸正月参賀の様子を描かせ、謙信の上洛を促すのが上杉本の制作目的だったとする⁹。阿部哲人氏は上杉本研究史をまとめ、黒田説が現在の到達点であると認めている¹⁰。

しかし黒田説にも問題はある。例えば、なぜ当時三十歳の義輝が自らを幼児に描かせたのか不明である。さらには、行列が向かっているのは義輝の住む武衛御所ではなく、十二代將軍義晴時代の將軍邸である¹¹。なぜ、すでに存在しない將軍邸に謙信がやってくるのか、その意図が説明できない。一九九六年に黒田説が発表されてから、すでに二十年を経たが、これらの点が問題にされることはなかった。しかし、以上の問題点は、上杉本の主題・制作目的と密接に関わっており、將軍邸横の行列を再検討することが必要であろう。

黒田氏は制作者・伝来から行列を推定したが、屏風が上杉家に伝来したことは事実としても、謙信の行列であるという史料根拠はない。この行列を確定するには、頼田氏が行った故実書と比較する手法が最善であろう。本稿はまず、行列を室町後期の武家故実と比較検討し、行列の主人を特定したい。武家故実との比較から、この行列は將軍の行列であると確定できる。

つづけて、故実書・將軍周辺の記録と上杉本の照合を行い、この行列の年代を特定する。上杉本の行列は、行装や規模から、天文十八年（一五四九）、十二代將軍足利義晴が近江に没落し、翌年近江穴太で死去した際の行列を描いている可能性が高いのである。

しかし、將軍没落場面を描く意図が不明であり、また、行列は將軍邸に向かっている点など、記録類との照合による検討結果と、上杉本は矛盾する点がある。そこで、天文十八年の近江没落を著した義晴追善記「穴太記」と行列を比較した。その結果、「穴太記」に記載された義晴追善の歌と行列の図様は一致していることが明らかになった。行列の図様は「歌絵」であり、上杉本は、「穴太記」を描く歌・物語絵であると思われる。

先述したように、「歌絵」とは、歌の言葉や内容を描いたものである。もともと、古代やまと絵は和歌を描くものが大半である¹²。「やまと絵」は、中国の故事・詩歌を描いた「唐絵」に対し、和歌・物語を描き、日本の風景を描くものである¹³。古代歌絵屏風は殆んど現存しないが、多くの「屏風歌」が古代歌集にあり、そこから絵を類推できる。古代歌絵屏風には四季、月次行事、名所、山水、祭礼、遊樂、様々な人（風俗）が描かれていた¹⁴。第一部で述べたように、上杉本には、「紀貫之集¹⁵」の屏風歌と一致するモチーフが描かれている。さらに、古代歌絵屏風と同様に四季、月次行事、名所、山水、祭礼、遊樂、様々な人（風俗）を描き、上杉本は古代歌絵屏風の伝統を継承しているのである。そして、中近世にも和歌を素材にした屏風絵は数多く存在する。

また和歌だけでなく、仏典・芸能・賛も含めた文学的素材に関連しない絵画作品は、中世以前には殆んどない¹⁶。そのため、美術史研究において、洛中洛外図屏風は、絵画が文学的素材から分離する契機となった、美術史上重要な作品とされてきた¹⁷。しかし、洛中洛外図屏風から派生したとされ、文学的素材とは無縁とされてきた近世初期風俗画にも、文学的素材に基づくものがあることが、近年は明らかになっている¹⁸。これらに従えば、中世絵画の中で、洛中洛外図屏風のみが文学的素材と無縁という通説は再検討が必要であろう。洛中洛外図屏風は太平洋戦争後の時代背景も影響して、都市図であることに注目が集中し、かつ、描かれた物語が著名作品ではなかったために、今まで文学作品との関連に気づかれなかった可能性が高いのである。

この行列が「穴太記」の歌を描いた「歌絵」であることが明らかになることによつて、他の図様も「穴太記」との比較によつて、読み解くことができるであろう。それによつて、上杉本の主題・制作目的・注文者も明らかにすることができるだろう。

第一節 将軍邸横の行列

まず、上杉本に描かれた将軍邸横の行列の全体像を確認しておこう(図1参照)。この行列は、上京隻三・四扇に描かれている。先頭の牽馬一匹と厩者二人(図1のA)は、将軍邸北門を過ぎたところである。牽馬の後ろの三人は、両脇が小者(図1の1・2)、中央は長刀を担いだ房である。その後ろは、左右に三人ずつ走衆が並んでいる(図1のB)。その後の塗輿は、金扇を持った主人が乗り、門松の並ぶ室町通を通り過ぎるところである。輿の前後には、輿舁が一人ずついる。輿の左前方にいる二人は、輿舁司である(図1のC)。そして輿の左に小者が二人(図の3・4)、右には輿添え者二人がいる(図1のD)。輿の後ろにいる三人は、両脇が小者(図1の5・6)、中央は笠持ちである。そして乗馬した武士が続き、小者が二人と長刀を持った房が一人いる(図1のE)。ここで金雲による省略がある。その後行列は上立売通りを細川邸前まで続き、さらに曲がって、挽木町方面へ連なる。描かれた行列の人数は、合計四十二人・馬四匹である。この四十二人の構成や行装を手がかりに、武家故実書と比較することで、この行列の主人が誰であるかを明らかにできるであろう。

なお、本節で使用する故実書は二木謙一氏がすでに論じているように、義政の時代以降に成立し¹⁹、遅いもので天正年間までに成立している。ほぼ、上杉本が描かれた時代と一致し、戦国期の将軍家関係儀礼を表したものである。

1、輿

最初に、輿について確認したい。上杉本の行列の輿は、前に廂がついている、三条西実枝（永正八〜天正七）が、公家故実を北畠具房（天文十六〜天正八）に書き遣わした史料と比べてみよう。

史料1 『三光院故実清譚』²⁰

諸家の輿ハ有廂、僧并武士ハ無用

「諸家」の輿には、廂があるが、僧侶・武士は廂のある輿は用いない。「諸家」を「僧」「武士」と対比して述べているので、「公家」を指していると思われる。上杉本の行列は、牽馬や武士が多数供奉するなど、武士の行列であるにもかかわらず、廂のある塗輿に乗っている。この行列の主人は、武士でもあり公家でもある人物と判断できる。将軍は武士でもあり、公家でもある。この行列は将軍の行列である可能性が高い。

しかし、「諸家」には位階を叙された将軍以外の武士も含まれる可能性がある。そこで、将軍の行列武家儀礼と上杉本の行列を照合していこう。それによつて、この行列が将軍の行列であることが確定できるであろう。

2、小者

まず、人数が多く、手がかりも多い小者について検討したい。小者は、行列の時先払いや将軍の身の回り品を持つ存在である²¹。小者に関する史料を見ていこう。

史料2 『蟻川家文書』²²

（前略）小者ハ三人四人の間可然候、但依人五人までも不苦候、公方様の御小者ハ六人被
召仕候間、六人召具候事有間敷候

傍線部にあるように、将軍の小者は六人と決まっております、それ以外の者は六人連れてはならないのが規定であった。実際に戦国期の行事記録から、将軍の行列の小者は六人であることが確認できる²³。上杉本の行列には、六人の小者がいることから（図1の1〜6）、この行列は将軍の行列であり、それ以外の武士ではない。続けて、この六人が小者であることを史料から確認しよう。

史料3 『武雑礼』²⁴

一、当公方様堺より御入洛之時、御うつば被付なり、左を参候御小者つけ申候、右を
参候御小者御弓を持申候、御ゆかけをハ如何、別に参候御小者くひにかけ可申哉由、
貞宗御返事在之、余も准之、（中略）

一、義尹様堺より御京着、御輿なり、御馬御前（被曳、御鞭御厩者号菊寿腰二指、うつば）

弓(楯)ゆかけの事、如前注也

傍線部にあるように、將軍の左の小者は鞆をつけ、右の小者は弓を持つ。そして、楯(弓)を射る時に用いる手袋を首にかけた小者が一人いる。そして、実際に永正五年(二五〇八)の足利義尹(義材・義尹・義植と改色)入洛において、弓・鞆・楯を持った小者はその位置にいた。

上杉本では牽馬の後ろに先払いの童子の小者が二人(図1の1・2)、輿の右後に弓を持った小者(図1の6)、笠持ちを挟んで左後に鞆を背負った小者(図1の5)がいる。さらに、輿の左に首から丸いものを掛けた小人(図1の4)がいる。輿の左の小人が首から下げている丸いものは楯であろう。上杉本の行列では、このように、二人は先払いの童子の小者、三人は、左の小者が鞆、右の小者が弓、もう一人が首から楯を下げた小者である。上杉本の小者と將軍の行列儀礼が、持ち物も歩く場所も一致する。人物の年齢や体型・持ち物・歩く位置から上杉本に描かれた図1の1・2・4・5・6の人物は小者と見て間違いなからう。

もう一人、輿の左に太刀を担ぎ刀を差した人物がいる(図1の3)。楯を掛けた小人の前にいる、太刀を担いだ、折烏帽子の人物について史料と比較しよう。

史料4 「御供古実」²⁵

一、御小者も御(輿)こしの左あがり候、御じやうり持候へ、御小者の内にも久被召仕候者、ちと年寄たる者持しと也、(高麗)

史料では、輿の左は上位の位置で、長年使っている少し年長の小者が草履を持つとある。先払いの童子の二人や、弓・鞆を持った小者より、身長が伸び、烏帽子をつけた小者が輿の左にいる。先払いの童子のように年少の頃から久しく召使い、少し年長になり、「ちと年寄たる」小者になった人物が、輿の左にいる小者であろう。この人物も故実書と一致する。しかし、草履ではなく、太刀持ちになっている点が故実書と異なっている。この点について史料から検討しよう。

史料5 「宗五大冊紙」²⁶

一、公方様御馬にて近所へ御成の時(輿)は、御劔の人馬上にて右の手に御劔を御持候、遠所なれば、御劔を右に御はき候、又御輿の時(輿)は、御劔御こしに入候、又大名衆も、輿の時(輿)は太刀をこしに被入候

傍線部にあるように、「御成」のような正式の行事では、御劔役が馬上で太刀を右手に持つか、右腰に佩く。但し、輿の時、將軍も大名も太刀を輿の中に入れる。従って、將軍であれ、その他の大名であれ、輿でありながら太刀を担ぐことはないはずである。そこで、輿で

ありながら、太刀を輿際に担ぐ場合を検討しよう。

史料6 『宗五大紳紙』²⁷

(前略)八幡御社参の時ハ、ほういの人御(布衣)こしの(輿)きはに御劔をかたげて、東寺の南大門の前迄まいられ候、そこにて御輿立候、御劔を殿上人御取候て、御こしに御入候、又八幡の入口にて、ほういの人御劔を請取、前のごとくかたげ申され候、

八幡社参の時は、洛中は布衣の者が輿際に太刀を担いで行き、洛外に出た東寺で輿に入れる。布衣は狩衣であり²⁸、大永五年(一五二五)の十二代將軍足利義晴八幡社参では、朽木植綱が布衣の役を勤めていることから²⁹、將軍近臣が務める重要な役であると理解できる。しかし、上杉本の太刀を担いだ人物は素襖であり、布衣ではないので、この行列は八幡社参でもない。上杉本の小者が輿際に太刀を担いでいるのは異例なのである。この点は後述したい。

3、厩者の鞭

次に、厩者の持ち物について、検討しよう。行列の先頭に鞍覆いをした馬と二人の従者がいる。史料と照合してみよう。

史料7 『朝倉亭御成記』³⁰

一、御馬被牽(馬)、御鞍置同鞍覆在之、右方二御厩者御沓を持、左方二御厩者御鞭をさし参也、

將軍の行列の厩者は二人で、傍線部にあるように、左側の厩者が鞭を差すとされている。上杉本では、牽き馬の左右に厩者がいて、左側の人物は腰に鞭を差している(図1のA)。このように、二人の厩者がいて、左の厩者が腰に鞭を差している点も將軍の武家故実と一致している。

4、走衆

走衆は、將軍の出行に徒歩で随行し、警固などを務める役である。二木謙一氏によれば、六人一組の走衆の制度は、義政の頃から始まり、義輝期まで続いた。そして、参内始などの公家の制の出行では、走衆より上位の身分である布衣の士が供奉したとする³¹。史料から走衆を確認しよう。

史料8 『当流式』³²

一、輿の前に御は(走)しりに太刀をは(輿)ぎては(走)しる様の、中をあけて左右に取、ひとへには(走)しるなり、

傍線部にあるように、將軍の走衆は輿の前において太刀を佩いている。そして、中を空けて左右に一列に並んで歩く。上杉本の輿の前に三人ずつ左右に並び、小太刀を佩いている六人は

(図1のB)、走衆と考えるとよいだろう。続けて、史料から、走衆の服装・人数を見てみよう。

史料9 「諸大名出仕・回供奉輩進退事」³³

(前略)公方様常の御成之時、走衆六人に被相定之間、六人の事、可有斟酌也

史料10 「伊勢貞興返答書」³⁴

はしり衆の事

一、公方様は六人にて、^(烏帽子)ゑほし・^(素襖)すわうにて、小太刀をはかれ候

將軍御成の時の走衆は六人と決まっているので、それ以外の者は六人連れてはならない。そして、將軍の六人の走衆は、烏帽子・素襖で小太刀を佩くとされる。以上の点から、六人の走衆が烏帽子・素襖・小太刀である上杉本の行列は、將軍の行列であることは確定的である。また、二木氏の説に従うと、参内は布衣の者が供奉するので、上杉本の行列は参内の行列ではないといえるだろう。

5、輿舁司

走衆の後ろに十徳を着た輿舁があり、その左に二人の人物がいる(図1のC)。この二人について、史料と比較したい。

史料11 「伊勢貞興返答書」³⁵

(前略)公方様御こしかきつかさをとり候物一人ハ刀をさし、御こしの御さきへ参候也
將軍の輿の先には輿舁司の者がいて、そのうち一人は刀を差すとある。上杉本の輿の先にいる二人は輿舁司と思われる。そして、そのうち外側を歩く人物は刀を差し、輿寄りの人物は刀を差していない。上杉本は、輿舁司の内一人が刀を差すという非常に細部まで描き分けているのである。

6、輿添え者

上杉本の輿の右側に年配の人物が二人歩いている(図1のD)。この人物について史料と比較しよう。

史料12 「走衆故実」³⁶

(前略)老者の功者などは、必御輿ぎはに参、其故ハ方々在所已下案内者たる間、自然御尋之儀可申ため也、然者故実ニハ平世在々所々など尋存知候て置候はん事歟、(中略)

一、^(鉄轡)かなふちの事、^(刀舁)はびきも^(輿)宿老へさし候はね共不苦様ニ申候、殊御輿ぎはの衆ハ、大方はさし候はぬ様ニ被申候、何も同前に候歟、

傍線部にあるように、将軍の輿の脇には年長の者が案内のため付き添い、多くの場合刃引きを差さず歩く。上杉本の輿右前を歩く人物は、輿の廂と重なっており、刀の有無が確認できないが、輿右後ろを歩く人物は刀を差していないことが確認できる。上杉本の輿の右側の年配者二人は、将軍が出かける時、輿際に案内などのために付く宿老と思われる。以上のように、上杉本に描かれた行列の供奉者は、全て故実書と一致し、この行列が将軍の行列であることが、一目で分るように描かれているのである。

7、門前路頭礼

上杉本の行列は、将軍邸北面を通過し、開いた門前を通過しようとしている。史料から門前路頭礼を検討しよう。

史料13 「宗五大紳紙」³⁷

一、三職の御門前をは必下馬すべし、但當職の時ハ御門あき候間、其御礼にて候由申人候へ共、あかぬ時も下馬しかるべき由親にて候者ハ申候

洛中の路頭儀礼では、上級者の門前で下馬しなければならない。傍線部にあるように、三管領(三職)の門前は、必ず下馬することになっており、たとえ門が閉まっていたとしても下馬しなければならなかった。これは、乗り物全般に対する慣習であり³⁸、「三光院故実清譚」では、「路頭の礼有之、以車礼の義親
令て是處(中略)乗輿之時モ可有其沙汰」³⁹とするので、輿の場合も同様である。しかし、上杉本の行列は、三管領よりさらに上位者である将軍邸の門が、開門しているにもかかわらず、乗輿のまま通過しようとしている。これは将軍以外の武士には許されない行為である。この行列は将軍の行列であり、それ以外の武士ではあり得ないのである。

8、脚絆

上杉本の小者六人・走衆六人は、いずれも脚絆をしていない。史料から、脚絆をする時期を見ていこう。

史料14 「御供古実」⁴⁰

一、御供衆走衆(脚絆)きはん、股はゞきの事可被用候時分之事、十月五日の御經の御成より三月三日まで可被用候

史料では、十月五日の北野経堂万部経から、三月三日まで、将軍の御供衆・走衆は脚絆・股はばきを用いるとある。小者も同様である⁴¹。この記述からすると、脚絆をしていない上杉本の行列は、従来考えられていた「正月の行列」ではない可能性がある。

以上、本章では上杉本と将軍行列儀礼が一致することが確認できた。この行列は将軍の行列と確定できる。そして、この行列が参内・八幡社参の行列ではないこと、また、正月の行

列ではない可能性があることが明らかになった。

第二節 行列の年代比定

前節までの検討で、上杉本の行列は、将軍の行列であることは明らかになったが、小者の一人が草履ではなく、太刀持ちになっている点は異例である。また、従来考えられていた「正月の行列」ではない可能性がある。そこで、この行列がどのような行列なのか検討し、年代を比定したい。

『貞丈雑記』は、江戸幕府に故実家として仕えた旗本伊勢貞丈（一七七八～一七八四）が、伊勢氏に伝わる故実書を元に、室町期の故実を著したものである。時代は下るが、参考とするに足るものとする。そこで、『貞丈雑記』を参照し、上杉本将軍邸横の行列の意味を検討しよう。

史料 1 5 『貞丈雑記』^{4 2}

一、古ハ式正の行列にハ鑓長刀の類持する事なし、旅行などの時ハ持せし也

（頭書）公方様^三ハ長刀持せらるゝなり、私^三ハ持せざる也

傍線部にあるように、式正行列では御供の武士たちは従者に長刀を持たせない。但し、旅行などの時は、持たせるとする。上杉本では、輿の後ろの騎乗の武士が、従者に長刀を持たせている（図1のE）。従って、この行列は「式正の行列」ではなく、遠方に出かける「旅行など」の行列である。なお、頭書の部分は、伊勢貞丈が、研究の中でさらに判明したことを余白に書き足した部分であり、将軍は房等の従者に長刀を持たせる。上杉本では、小者1・2の間にいる房が長刀を持っており、記述と一致する。なお、これは伊勢流故実であるから、将軍に供奉するときの故実であり、普段も長刀を持つてはいけないということではない。上杉本にも、管領邸前の主人待ちの供人のそばに長刀がある。普段は、長刀を持つことが許されていたと理解できる。続いて、輿について検討しよう。

史料 1 6 『貞丈雑記』^{4 3}

一、輿に四品あり、一に板^{コシ}、二に網代^{シロ}、三にはり^{コシ}、四にぬり^{コシ}、是也、板^{コシ}ハ一段規式を正す時用之、其次、はれなる時は網代^{コシ}也、其次にハ張^{コシ}也、

ぬり^{コシ}ハ略儀也、常に用之也、板^{コシ}の時ハ、御供白直垂^{争老の}又ハ単直垂に大帷を重て着す、網代^{コシ}、はり^{コシ}などの時ハ、御供うら打を着す、ぬり^{コシ}の時ハ、御供常

（系概）
すあふ也云々、貞徳説、

一、板^{コシ}、一名ハ木^{コシ}、又棟立又棟上とも又四方^{コシ}とも云

一、ぬりこしと云へ、漆ぬりのこし也、こしをうるしにてぬるにハ、赤くも黒くも色をつけず、うるし斗にてぬる也

一、(前略)むねあげハ、屋ねをそらせてむねを高く立る也、これハ白木のこし也、式正の時ハ男女ともにむね立にめし候也(図2参照)。

輿には四種あり、最上級は板輿である。屋根の形が寄棟のものは、白木の「板輿」で、正式の時はこの板輿を用い、供の者は、白直垂又は単直垂に大帷を重ねて着す。四種のうち最下等は「塗輿」で、普段用いるものである。「塗輿」は漆塗りの輿で、色をつけず漆だけを塗り、切り妻の屋根を持つ。塗輿の時、御供は常の素襖である。

上杉本の将軍邸横の行列の輿は、切り妻の屋根を持ち、茶色であるから、これは塗輿である。供奉者も素襖を着ている。一人の輿舁で担いでいることから、小型の輿であろう。『義演准后日記』によれば、正式の場合に用いる板輿の人夫(力者)は、六人または八人である⁴⁴。板輿は、多くの人夫が必要な大きさ・重さだった。それに対し、塗輿は二人で担ぐことができ、板輿に比べ急場や普段用には都合がよい。しかし、見た目の立派さは、板輿と塗輿では大きな差があるだろう。以上の検討から、上杉本の行列は、人夫二人という最低ランクの塗輿で、将軍が「旅行など」の遠方へ出かけた様子を描いたものと考えられる。

つづけて、上杉本に描かれた行列がいつのものかを考察したい。その手がかりとなるのは、行列の規模である。行列には四十二人の人物が描かれている。しかし、途中金雲で省略されており、上杉本の行列が描かれた範囲を実際の地図上に直すと、約四百メートルになる。平均二列で一メートルおきに歩いたとして約八百人程度の人数になる。描かれているのは、五・六百人から千人程度の、相当大規模な行列であるといえよう。

しかし、将軍直臣はそれほど多くないと思われる。「永禄六年諸役人附」には⁴⁵、男末や足軽・小者まで含め三百人余の将軍家臣の名が載るが、義輝期の将軍直臣は一六六名である。

また、義晴・義輝期の遠方への遊覧は、天文十四年(一五四五)九月の義晴による鞍馬参詣⁴⁶、永禄七年(一五六四)、義輝の日吉社参⁴⁷・湯山詣⁴⁸・鞍馬参詣⁴⁹が記録にある。義輝の日吉社参・鞍馬参詣は馬で、日吉には二百人の走衆が従った⁵⁰。また、永禄三年の鷹狩りには、上下二五〇余人が供奉している⁵¹。他の遊山もほぼ同様だったと思われる。従って、上杉本に描かれた行列は、遊山よりさらに大規模な、将軍直臣以外の人も含めた、将軍の動座を描いていると思われる。これに該当するのは、洛外への退去、入洛のいずれかであろう。

まず、入洛の可能性から検討しよう。義晴は大永七年、天文三・十一・十五・十七年、義輝は天文二十一年・永禄元年・五年に入洛している。この内、将軍の乗り物が判明する天文

十一年・二十一年・永祿元年・五年は全て馬である^{5.2}。そして、天文十一年は、將軍御台近衛氏・若公(義輝)は板輿だった。永祿五年も若公は板輿である。

この他に、戦国期の將軍入洛は、永正五年(一五〇八)^{5.3}・永正十年の義尹^{5.4}、大永元年の義晴の場合^{5.5}があり、全て入洛は輿だった。永正十年は、板輿であることが『後法成寺関白記』から確認でき、永正五年、大永元年も堺・播州から新將軍としての入洛なので、板輿と思われる。

以上の検討から、入洛の場合は正式の行列として、馬もしくは板輿で入洛したことが判明する。殊に、絵画で晴れの場面を描く場合、あえて最低ランクの塗輿による、略儀な入洛という表現はとらないであろう。従って、洛外退去の可能性が高いといえよう。

そこで、洛外退去を確認しよう。十二代義晴の洛外への退去では、大永七年(一五二七)、桂川の戦いで敗れ、坂本へ急ぎ退去する際、三條公頼が塗輿人夫三人を送っている^{5.6}。大永八年、四国勢との和睦が成立せず坂本へ退去した際は板輿で、塗輿・馬を引き連れた^{5.7}。

景観年代比定で推定されている天文十一年以降は、天文十五年、義輝元服のため坂本へ行き、義輝は板輿、義晴は馬だった^{5.8}。天文十六年三月に細川晴元と対立し北白川城へ入城^{5.9}、天文十八年六月は、江口の戦いで三好長慶に敗れ、近江へ退去した^{6.0}。十三代義輝は天文二十二年、三好長慶と対立し、靈山城へ入城^{6.1}、永祿五年、六角義賢入京のため、石清水へ退去した^{6.2}。

景観年代で比定されている天文十一年以降の五回の洛外退去の内、天文十五年は、義輝が板輿、義晴が馬と判明しており該当しない。また、天文十六年・天文二十二年は、当初から戦闘行動を想定した入城であり、武装し、將軍も馬だったと思われる。天文十八年と永祿五年は、一時的な避難を当初は予定しており、大永七・八年と同様に輿だった可能性がある。上杉本の行列は、天文十八年の義晴近江退去か、永祿五年の義輝石清水への一時避難のどちらかを描いていると考えられる。

この二つの將軍退去の内、永祿五年の義輝の場合は数カ月の一時的避難であった。豪華な金屏風に描き、後世に残すほどの重大事とは思われない。それに対し、天文十八年の義晴洛外退去は、義晴が翌年避難先の近江で死去した重大事件であった。義晴死後も、義輝は長らく朽木滞在を余儀なくされ、三好長慶が京都支配権を握ることになる。

さらに、先述したように、上杉本に描かれているのは義晴時代の將軍邸であり、行列は義晴將軍邸脇に描かれている。加えて、「和泉守護殿」「葉師寺備後」「高島甚九郎」など天文十八年の江口の戦いで、没落または、死亡した人物の屋敷が描かれていることがすでに明ら

かになっている⁶³。

以上の点から、上杉本の行列は、天文十八年六月、江口の戦いで細川晴元が三好長慶に破れ、足利義晴が近江に動座した際の行列を描いた可能性が高い。

第三節 将軍の行列と「穴太記」

前章までの検討で、将軍の行列であること、天文十八年の義晴没落の場面である可能性が高いことが明らかになった。しかし、この行列には不明・不自然な点が多くある。不明・不自然な点をまとめよう。

①なぜ将軍の没落場面を描いたのかその意図が不明である。

②上杉本の行列は将軍邸に向かっているところに見える。故実書や将軍周辺の記録との照合では、京都没落の場面なのだが、行列は将軍邸に向かっているという不整合がおきるのである。

③なぜ上杉本の将軍の行列は四足門に向かわないのか不明である(図3参照)。将軍邸の正門は四足門である。もし、この行列が将軍邸に帰ってきたところならば、四足門に向かうはずである。これだけ大規模な行列ありながら、将軍が遠回りをして裏門から入るところを描くのは不自然である。

④なぜ、将軍の行列を描きながら、行列の前方を雲で塞いでしまうのか不明である(図3)。行列の前方はすぐ雲であり、この行列は雲の中に入ろうとしている。行列と反対側の将軍邸東南の角は、雲で省略されずに描かれている。同様の場所である行列の前方将軍邸東北の角も、特に金雲による省略が必要な部分ではない。

さらに、行列周辺も確認しよう。

⑤なぜ、細川邸が行列の出発点なのか不明である(図3)。この行列は、細川邸付近から始まっている。そのため、当初細川晴元の行列と推定された。将軍の行列は、わざわざ細川邸角を曲がり、細川邸前を出発点としている。単に大規模な行列を描くだけであれば、行列を細川邸前で曲げる必要はない。

⑥なぜ落中落外図屏風の中で上杉本のみ、季節外れの門松が描かれたのか不明である(図3)。門松は上京隻三・四層に描かれている。本来は、九・十月が描かれる層である。将軍の行列は、門松が並ぶ小川通と室町通の間を東西に走る西大路(現上立売通)を細川邸前から、今出川御所北門まで続いている。行列は門松が並ぶ中を出ていくところといえるだろう。小川通・室町通と門松に特別な関連性は見いだせない。

次に、見物人を見ていこう。

⑦なぜ、裕福な男性と、通りすがりの遊行者が見守る中を行列が通り過ぎていくのだろうか。「たちうり」の辻、室町頭町側では、肩衣の人物三人が将軍の行列を見物している(図1のF)。三人は脇差を差し、柄や紋の付いた肩衣・袴を着ており、奉行人あるいは、町人の中でも富裕な人たちと思われる。現室町頭町・上立売東町・上立売町の富裕な町人か、幕府文官であろう。表情は無表情または、やや悲しげに見える。

「たちうり」の裏築地町側には、六人の見物人がいる。顔色が黒い歩き巫女と思われる比丘尼が二人、笠を被った十徳の老人、袴・肩衣・刀を持った武士、袴・十徳を羽織った町人、袴・小袖の町人がいる(図1のG)。上杉本に描かれた肉体労働者は、袴を着けていない。袴姿の三人は、地元の富裕な人だろう。やはり無表情もしくはやや悲しげな表情に思われる。子どもや町の女性達はいない。

⑧なぜ上杉本は先行図様を踏襲しながら、道の傾きを逆にするという画面全体にかかわる大幅な変更をしたのか不明である。上杉本は、先行する歴博甲本・東博摸本とは、東西(縦方向)の道の傾きが逆で、右上がりになっている。これは、画面全体を描き変えることを意味する。

続けて将軍邸を見ていこう。

⑨なぜ、身分の高い女性が、台所北面に立ち、門前を通り過ぎる人を眺め、さらに手を差し伸べているのか不明である。将軍邸北門は開門している。北門内の建物は、煙出しと、腰高の格子窓がある。内裏に煙出しのある建物が描かれており、「台所」と書き込みがあるので、この建物は将軍家台所である。上杉本に先行する図様である歴博甲本・東博摸本の将軍邸には、煙出しのある建物は描かれていない。上杉本は意図的に将軍家台所を描いている。しかも、御殿と匹敵するほど大きく将軍家台所が描かれている(図1・3)。

そして、将軍家台所北面に、二人の被衣の女性がいる(図1のH)。前の女性は赤い小袖に白の被衣、後ろの女性は白地の小袖、ねすみ色に模様のある被衣である。『貞丈雑記』によれば、本式の被衣は白で無紋である⁶⁴。前にいる白い無紋の被衣の女性は身分が高いと思われる。顔だちも後ろの女性に比べ大変整って描かれている。また、襟元や被衣の裾も、後ろの女性に比べ整って描かれている。白い被衣の女性が主人、後ろの女性は女官であろう。将軍邸内に描かれている女性は、この二人のみである。将軍家台所北面に描かれた白い被衣の女性は、将軍家台所、将軍家北方に関係する身分の高い女性である。

しかし、身分の高い女性が見物をする場合、御簾内から見るのが通例である。身分の高い女性が門の前に立ち、多くの人が門前を通過する様子を眺めるというのは不自然なのである。そして、白い被衣の女性は、門前を通り過ぎる行列に向かつて、手を差し伸べている。手を差し伸べるしぐさは、「呼び止める」または、ある思いを伝えようとするしぐさだろう。門は開門で描かれているので、この女性は行列に向かつて手を差し伸べており、この女性と行列は関連性を持つ、ひとまとまりの図様と考えるべきだろう。

⑩一節で検討した興左のやや年長の小者だけが、持ち物が將軍行列儀礼と異なっている理由が不明である。

このように、將軍の行列の図様には、不明・不自然な点が多くある。前節までの検討で明らかにした結論を説得力のあるものにするため、以下でこれらの点を解決したい。

「穴太記」は、天文十八年（一五四九）に江口の戦いで細川晴元が三好長慶に敗れたため、十二代將軍足利義晴が、六月に近江に没落するところから、翌天文十九年五月に近江穴太で死亡し、葬儀・中陰が行われるまでを記した追善記である。『群書類従』には、「万松院殿穴太記」の名で載る⁵。多くの写本・版本が現存するが、義晴が死亡した天文十九年十月下旬に、右大臣一条兼冬（天文二十三年没）が書写させたという奥書がある写本が多い。本稿では、確認できた中で最も古い写本である茨城県立歴史館蔵酒泉家本を使用する。「穴太記」書誌情報に関しては、後章で改めて論じるが、奥書にあるように天文十九年義晴死後まもなく、追善記制作の伝統に則り制作されたものである⁶。

そこで、「穴太記」と將軍の行列を照合しよう。「穴太記」は、義晴が都を出立する場面を次のように描写している⁷。

(前略) 宰相中将殿ヲ具シ參セテ、洛陽ヲ去セ給フ、攝家ニハ(近衛風雲)近衛准后(マ)植家、同内大臣晴嗣公、門跡ニハ(近衛頼家弟)聖護院准后道増、大覚寺准后義俊、三寶院僧正義堯、其外久我大納言晴通(近衛頼家弟)ナドモ皆馬ニテソ打セ玉ヒケル、武士ニハ右京兆ヲ始メ、右馬頭晴賢、播磨守元常(細川茂忠)ナドモ、御供ニソ被參ケル⁸、(中略) 御心中只仮初トハ思ヘトモ、不返旅ノ御首途(かど)、想像コソ悲シケレ

大御所義晴、天文十五年に將軍になった十四歳の義輝をはじめ、義晴御台所慶寿院の兄弟である近衛一族、三寶院門跡、細川一族、晴元の援軍として上洛していた六角等、義晴政権がこぞつて都を去った。そして、翌年義晴は近江で死去し、都へ帰ることがなかった。

また、義晴に近侍していた義晴御台所慶寿院の兄、大覚寺准后義俊（近衛尚通息）が、義晴の死後、都を出て近江に逃れた時のことなどを思い出して詠んだ歌がある。

都ヲハタノカリソメニ立出テカヘラス夢ノ哀ヲソオモフ。⁹

(都をただ、かりそめに一時的な避難と出して出立したのに、都に帰る夢が叶わなかった義晴の悲しみを思う)

この歌は、上の句は義晴が都を出立した過去の場面を詠んでいる。下の句「カヘラス夢ノ哀ヲソオモフ」の部分は、夢であつた都復帰が叶わなかった義晴の悲しみを、現在の残された者の立場から思っている。過去の將軍出立場面と、現在の残された者の心境という、時間的に異なる二つの事を詠んでいるのである。

前節で検討したように、上杉本の行列は將軍直臣以外の人も含めた大規模な遠方に向かう略儀の行列である。「穴太記」の記述と照合すると、近衛一族・三宝院・細川晴元・細川晴賢・細川元常らが供奉した天文十八年の義晴没落は、たいへん大規模な行列であり、上杉本の描写と「穴太記」は一致している。

また、この行列は細川邸前から始まつており、当初細川晴元の行列ではないかと推測された⁷。「穴太記」によれば、義晴没落の行列には、細川晴元も加わつていた。抑々、義晴が近江へ没落することになる原因が、晴元家臣である三好宗三と三好長慶の争いで、宗三を重用した晴元が三好長慶に敗れたことにある。そして、晴元が京都に戻つてきたことにより、義晴も晴元と共に京都を没落することになった。この行列の原因、はじまりは細川晴元である。細川邸から行列が始まつているのは、そのためであろう(不明点⑤)。

そして、將軍が乗っている略儀の塗輿は、「都ヲハタノカリソメニ立出テ」と「穴太記」に詠まれた「仮初」の出立と一致している。しかし、上杉本の行列は將軍邸に向かつている。將軍邸に帰つてきたところが描かれているのである。だが、將軍邸正門の四足門には向かわず、北門も通り過ぎ、前方を雲に遮られ、雲の中に向かつて進んでいる。

これをそのまま解釈すると、都を仮初に略儀の行列で出立した義晴が、出立した時の姿のままに將軍邸に帰つてきた。しかし、將軍邸には戻らず通り過ぎて行くところを描いていると見るしかないだろう。

天文十八年に心ならずも都から退去した義晴は、都に帰ることが夢だったが、近江で死去し帰ることはできなかった。しかし、上杉本では、仮初の略儀で都を出立した義晴が、そのままの姿で夢であつた將軍邸に帰つてきたのである。だが、義晴の夢の行列は將軍邸正門四足門に向かわず、北門も通り過ぎ、將軍邸に「帰らぬ」のである。この行列は、「穴太記」の「都ヲハタノカリソメニ立出テカヘラス夢」の歌と一致している。(不明点②)。

この歌を描くのに最も苦勞したことは、義晴の行列が、「帰らぬ夢」であることを表す点にあつたと思われる。この行列が「帰らぬ」ことを表すために、將軍の輿の左を歩く小者が、本来持つべき將軍の履物を持たず、將軍が輿から降りることはなく、將軍邸に「帰らぬ」ことを表した(不明点⑩)。そして、行列が四足門に向かわないことでも「帰らぬ」を表現した(不明点⑨)。また、行列前方を雲で塞ぎ、行列が雲の中に向かつていることでも「帰らぬ」を表した(不明点④)。

さらに、將軍邸の開いた北門から、行列に手を差し伸べる白い袂衣の女性は、御付の女官を従えた身分の高い女性であり、將軍家台所・將軍家北方に関係する人物である。この女性は將軍御台所、將軍北の方である義晴正室慶寿院であろう。東西の道の傾きを逆にするという画面全体の変更に関わる大幅な改変をしたのは、將軍家台所北面に立つ慶寿院を描くためである(不明点⑧)。傾きを逆にすることで、上京隻では建物の北面が描かれる。歴博甲本・東博摸本のように、左上がりの傾きにすると、上京隻は建物の南側面が描かれ、北面は陰になってしまうのである。

そして、夢だつた將軍邸に帰ってきた義晴の行列が、北門を通り過ぎてしまうその瞬間におもわず行列に手を差し伸べる慶寿院の描写は、「穴太記」の歌の「カヘラス夢ノ哀ヲソオモフ」と一致しているのである(不明点⑨)。

まとめると、この行列は「夢」なのである。都をかりそめに出立した義晴は、夢だつた將軍邸に出立した時の姿のまま帰ってきた。しかし、行列は將軍邸には帰らず、將軍邸を通り過ぎ、雲の中へ向かうのである。そして、將軍御台所慶寿院が、通り過ぎる義晴の行列に思わず手を差し伸べたのである。この描写は、「穴太記」の「都ヲハタ、カリソメニ立出テカヘラス夢ノ哀ヲソオモフ」の歌と一致している。この行列は歌を描く「歌絵」である(不明点④)。

また、門松の中を出ていく行列は、「門出」であるといえる。これは、「穴太記」の「不返旅ノ御音途かきとで」と一致している。「穴太記」の諸本では、「門出」の文字を使う本も多い(不明点⑥)。そして、無表情もしくは、やや悲しげな表情で、行列を見守る奉行人・町の代表者、遊行者たちの描写は、「想像ヨソ悲シケレ」の記述と一致している。仮初に都を出立した姿で戻ってきた義晴の行列は想像であり、立売の辻で見送る奉行人・町の代表者達と、門松は、「穴太記」の、「仮初トハ思ヘトモ、不返旅ノ御音途かきとで(門出)、想像ヨソ悲シケレ」と一致しているのである(不明点⑦)。このように、「穴太記」と上杉

本の図様は一致しており、歌・物語絵と見ることで、不明・不自然な図様の意味がはじめて理解できるのである。

おわりに

本章は第一節において、上杉本の将軍邸横の行列を戦国期武家故実と比較検討した。その結果、この行列が将軍の行列であることが明らかになった。

続けて第二節では、この行列の年代比定を行った。まず『貞丈雑記』を手がかりに、上杉本の行列は将軍が塗輿という略儀で、遠方へ出かけたものであるとした。それは、幕府の移動ともいえるほど多数の人数を引き連れた大規模なもので、これに該当するのは、天文十八年の将軍義晴洛外退去の可能性が高いことを指摘した。

さらに、第三節では、天文十八年の義晴没落を描いた「穴太記」と、行列を照合した。その結果、「穴太記」の歌と将軍の行列が一致していることが明らかになった。上杉本は、「穴太記」に記された歌を描く歌絵・物語絵の可能性が高いのである。

今後の課題は、「穴太記」と上杉本が行列以外の部分でも一致することを明らかにし、上杉本が「穴太記」を描く歌・物語絵であることを確定する必要がある。詳しくは次章で論じるが、上杉本に描かれた、永禄四年義輝御成に際し造られた三好邸冠木門は、「穴太記」に記された義晴遺言である「将軍家再興」と一致する。

また、鬪鶏場面に義輝が幼児として描かれているのは、「穴太記」の歌に詠まれた「亡き人の魂の在りかを都鳥鳴きて告げなん幻もがな」の歌と一致する。義晴の魂のありかと、義晴・義輝親子の幸福だった頃の幻が描かれているのである。

このように、上杉本が「穴太記」のさまざまな場面を異時同図で描いていることが明らかになると、天文末年と永禄初年の景観が混在している理由も整合的に理解できる。

また、追善記を描いていることが判明すると、瀬田氏が、「証拠をあげて解明することはついにできなかった」とした上杉本が義晴年忌法会のための制作である証拠を見出すことになる。

これまで、上杉本が文学的素材を描いているということは全く想定されず、写實的都市図屏風とされてきた。そして、主題は印象論によつて語られてきた。しかし、本稿で検討したように、上杉本は故実書や追善記をもとに描かれているのである。上杉本解明には文献・文学的素材との照合が必要なのであり、それによつて読み解ける画題がある。文献・文学的素材との照合によつて、上杉本の主題、制作目的、注文者、上杉家に伝来した経緯も明らかに

なるだらう。

- 1 田中喜作「狩野永徳筆洛中洛外図屏風」(『宝篋』三、一九三二年)。同「洛中洛外図攷」(『美術研究』三六、一九三四年)。
- 2 堀口捨己「洛中洛外図屏風の建築的研究」(『画論』十八、一九四三年)。
- 3 今谷明『京都・一五四七』平凡社、二〇〇三年、二二八頁・二三九頁、初出一九八八年。
- 4 川上貢「上杉家蔵洛中洛外図屏風と京の町屋」(『日本屏風絵集成』十一、講談社、一九七八年)。
- 5 辻惟雄「上杉本洛中洛外図再考」(『國華』一一〇五、一九八七年)。
- 6 大塚活美「輿に乗る貴人」(『日本史研究』三三二、一九八九年)。
- 7 『貞丈雜記』一、平凡社、一九八五年、二五七頁。
- 8 瀬田勝哉「公方の構想」(『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年)。
- 9 黒田日出男『謎解き洛中洛外図』岩波書店、一九九六年。
- 10 阿部哲人「上杉本洛中洛外図屏風」(『日本歴史』七〇〇、二〇〇六年)。
- 11 前掲注(3)今谷著書、五〇・五五頁。
- 12 白畑よし「歌絵と草手」(『美術研究』一二二五、一九四二年)。
- 13 秋山光和『平安時代世俗画の研究』吉川弘文館、一九六四年、三・六五頁。
- 14 田中喜美春・田中恭子『貫之集全釈』(私家集全釈叢書二十、風間書房、一九九七年)。
- 15 「紀貫之集」(『群書類従』十四輯 和歌部)。
- 16 並木誠士「近世初期風俗画の源流としての酒飯論絵巻」(『芸術研究』十二、一九九九年)。
- 17 武田恒夫編『日本の美術 近世初期風俗画』二十、至文堂、一九六七年。並木誠士「近世初期風俗画」(『古美術』一〇〇、一九九二年)。
- 18 狩野博幸「彦根屏風」の詩と真実(彦根城博物館編『彦根屏風と遊樂の世界』、一九九〇年)。
- 19 二木謙一「伊勢流故実の形成と展開」(『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年)。
- 20 「三光院故実清譚」(東京大学史料編纂所蔵「押小路家本」)。
- 21 北原章男執筆「小者」(『国史大辞典』六卷、吉川弘文館)。
- 22 『嵯川家文書』五、附録六二号(大日本古文書)。
- 23 「伊勢守貞忠邸御成記」「三好筑前守義長朝臣亭^五御成之記」「光源院殿御元服記」(『群書類従』二二輯武家部)。「細川亭御成記」(『続群書類従』二二輯下武家部)。
- 24 「武雜礼」上(武家故実雜集)国立公文書館蔵写本。
- 25 「御供古実」(『群書類従』二二輯武家部)四〇九頁。
- 26 「宗五大艸紙」(『群書類従』二二輯武家部)六〇九頁。
- 27 「宗五大艸紙」(『群書類従』二二輯武家部)六〇八頁。
- 28 鈴木敬三『有識故実図典』吉川弘文館、一九九五年、九〇頁。
- 29 『朽木文書』九四号(史料纂集)。
- 30 「朝倉亭御成記」(『群書類従』二二輯武家部)三七八頁。
- 31 二木謙一「足利将軍の出行と走衆」(『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- 32 「当流式」国立公文書館蔵写本。
- 33 「諸大名出仕・同供奉輩進退事」(『ビブリア』八六、一九八六年)。
- 34 「伊勢貞興返答書」(『続群書類従』二四輯下武家部)四三頁。
- 35 「伊勢貞興返答書」(『続群書類従』二四輯下武家部)四四頁。
- 36 「走衆故実」(『群書類従』二二輯武家部)四三五・四三七頁。

- 37 「宗五大冊紙」(『群書類従』二二輯武家部)六一八頁。
- 38 桃崎有一郎『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版、二〇一〇年、一四五
・一八三頁。
- 39 「三光院故実清譚」(東京大学史料編纂所蔵「押小路家本」)。
- 40 「御供古表」(『群書類従』二二輯武家部)四〇九頁。
- 41 「宗五大冊紙」(『群書類従』二二輯武家部)六〇七頁。
- 42 「貞丈雑記」一之上(国立公文書館蔵、天保十四年刊本)。
- 43 「貞丈雑記」七之下(国立公文書館蔵、天保十四年刊本)。
- 44 「義演准后日記」慶長十四年正月十一日、六月二十九日条(東京大学史料編纂所蔵蔵写真
帳)。
- 45 「永祿六年諸役人附」(『群書類従』二九輯雑部)。長節子「所謂「永祿六年諸役人附」に
ついて」(『史学文学』四・一、一九六二年)。黒嶋敏「足利義昭の政権構想―「光源院殿
御代当参衆并足輕以下衆覚」を読む―」(『中世の権力と列島』高志書院、二〇二二年)。
- 46 「大館常興日記」天文十四年九月十四日条(『ビブリア』七六、一九八二年)。
- 47 「鳩拙抄」(武家故実雑集)国立公文書館蔵写本。
- 48 『お湯殿の上の日記』永祿七年九月十一日条。
- 49 「雑々聞檢書」歳」(武家故実雑集)国立公文書館蔵写本。
- 50 「鳩拙抄」(武家故実雑集)国立公文書館蔵写本。
- 51 「兼右卿記」永祿三年二月二十一日条(東京大学史料編纂所蔵蔵影写本)。
- 52 「惟房公記」天文十一年三月二十八日条(『続々群書類従』五 記録部)。「言繼卿記」天文
二十二年一月二十八日条。「雑々聞檢書」歳」(武家故実雑集)国立公文書館蔵写本。「長享
年後畿内兵乱記」永祿五年六月二十二日条(『改定史籍集覽』十三)。
- 53 「武雑礼」上(武家故実雑集)国立公文書館蔵写本。
- 54 『後法成寺関白記』永正十年五月三日条。
- 55 『二水記』大永元年七月六日条。
- 56 「公頼公記」大永七年二月十四日条(東京大学史料編纂所蔵、「徳大寺家本」)。
- 57 『後法成寺関白記』大永八年五月二十八日条。
- 58 「光源院殿御元服記」(『群書類従』二二輯)。「大館常興日記」天文十年十一月一日条の洛
外退去の乗物は不明である。
- 59 『公卿補任』天文十六年条。
- 60 『鹿苑日録』天文十八年六月二十七日条。
- 61 『言繼卿記』天文二十二年三月八日条。
- 62 『お湯殿の上の日記』永祿五年三月六日条。
- 63 前掲注(3)今谷著書、六八・九〇頁。
- 64 『貞丈雑記』一、平凡社、一九八五年、一七八頁。
- 65 「万松院殿穴太記」(群書類従二九輯 雑部)。
- 66 同様の追善記は『群書類従』二九輯に載るものだけで十二本あり、死後もなく成立して
いる。
- 67 「穴太記」(茨城県立歴史館蔵、酒泉よし家本、寛文元年・天和三年写本)
- 68 「穴太記」(酒泉家本)。
- 69 「穴太記」(酒泉家本)。
- 70 前掲注(6)大塚論文。
- 71 前掲注(8)瀬田論文。

図1「上杉本洛中洛外
凶屏風」米沢市（上
杉博物館）蔵1～6
の数字は小者、A～
Eはその他の供奉
者、F～Hは見物人
画像提供：上杉博物館

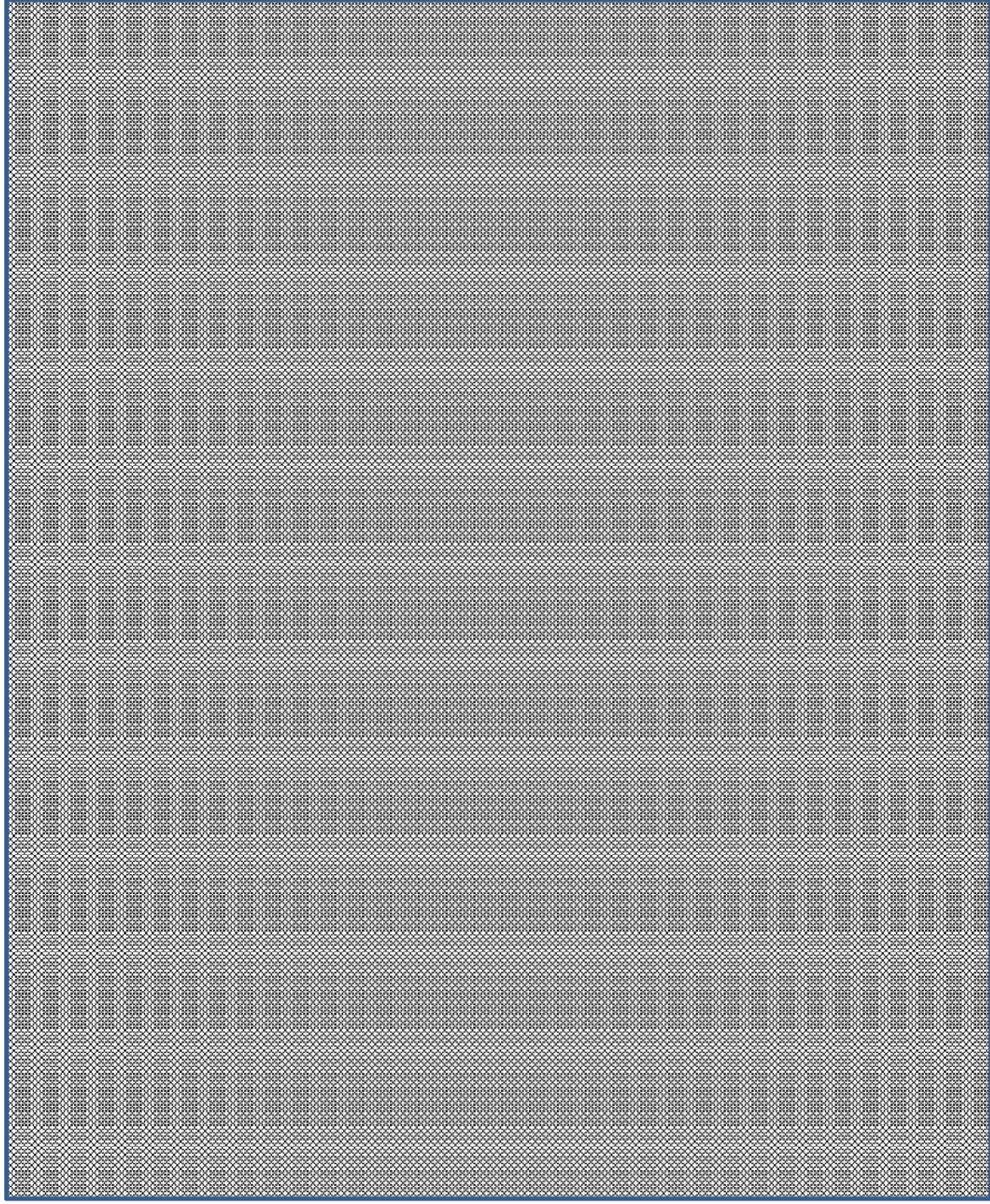


図2 『貞丈雑記』七下、国立公文書館蔵

天保14年刊本より引用

板興

塗興

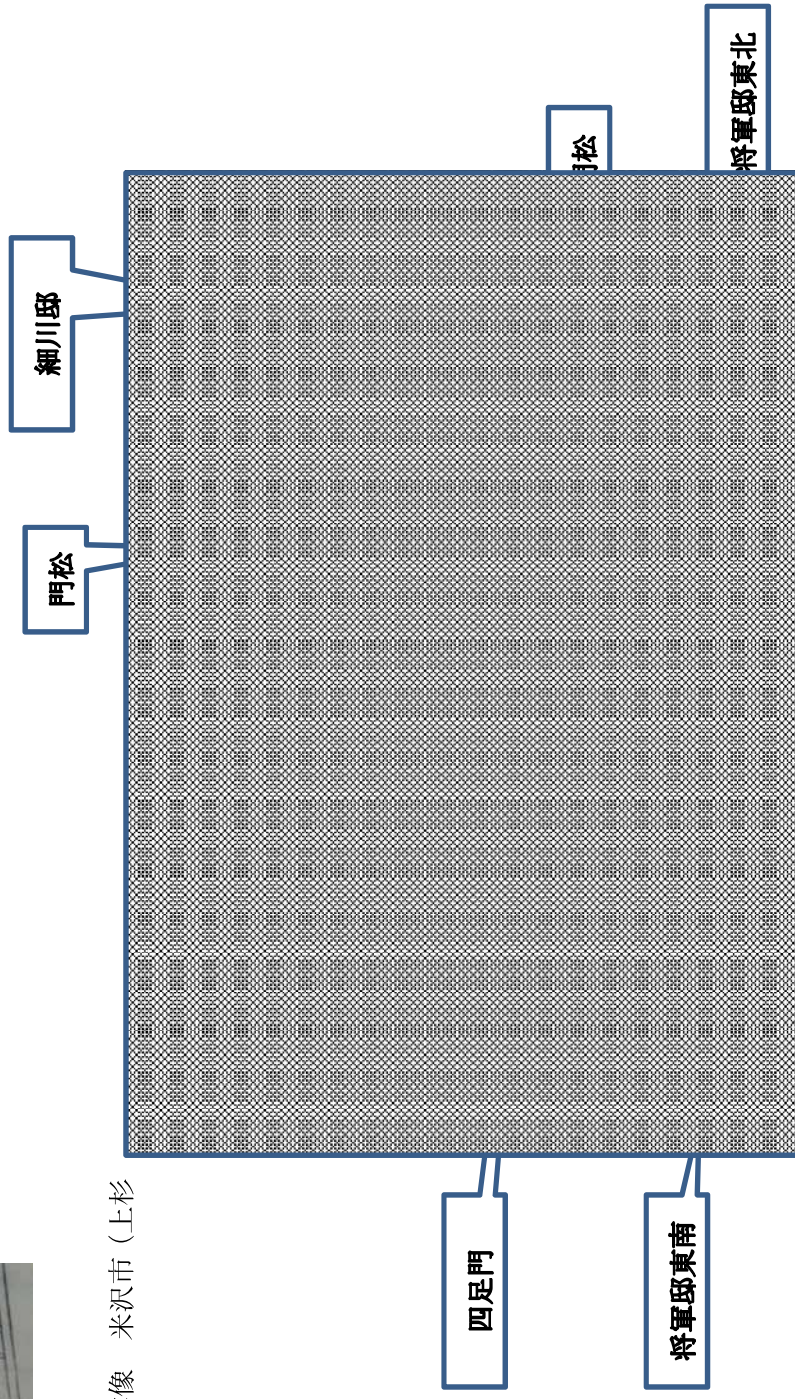
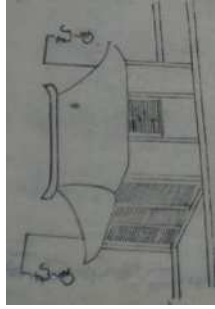


図3 『上杉本洛中洛外図屏風』行列全体像 米沢市（上杉

博物館）蔵 画像提供：上杉博物館

第二章 上杉本洛中洛外図屏風と「穴太記」

はじめに

前章では、故実書との比較から、上杉本將軍邸横の行列は、將軍の行列であることを明らかにした。そして、將軍が人夫一人という最低ランクの塗輿で、遠方に出かけた、大規模な行列であることを検証した。さらに、略儀で大規模な將軍の遠方への動座は、將軍周辺の記録と照合すると、將軍の京都没落の場面であり、將軍義晴が、天文十八年に近江へ没落した際の行列である可能性が高いことを指摘した。

つづけて、十二代將軍義晴の天文十八年の近江没落を記した追善記「穴太記」と上杉本の行列を照合した。その結果、上杉本に描かれた將軍の行列は、「穴太記」の歌・記述と一致することが明らかになった。上杉本は、「穴太記」を描く歌・物語絵である可能性が高いのである。

そして、上杉本が追善記を描いていることは、瀬田勝哉氏が証拠を挙げられなかったと、義晴年忌法会が上杉本制作目的であることの証拠を見出すことになる。行列以外の部分も「穴太記」と照合し、上杉本が「穴太記」を描いていることを確定する必要があるだろう。

そこで本章では、行列以外の図様を「穴太記」と照合し、上杉本の主題・注筆者・制作目的を明らかにしたい。さらに、上杉本が上杉家へ伝来した経緯について検討したい。

第一節 上杉本に描かれた「穴太記」

本節では、「穴太記」と、上杉本の「金雲」・「東山殿様」・「まりの宮」・「鷹狩りの一行」・「三好筑前邸冠木門」を比較したい。これらの図様も不自然な図様で、上杉本のみを描かれた図様である。

1、金雲

まず、金雲に注目したい。上杉本の特徴は金雲にあると言つてよい。画面全体に金磨きつけの金雲が広がっている(図1)。これは、他の洛中洛外図には見られない表現である。歴博甲本は、金泥が薄目に刷かれていたと考えられている¹⁾。東博摸本は洛中の雲が少なく、建築物が大きく描かれている。これに対し、上杉本は金雲が洛中にも多くあり、金雲の中に建物が点在している。離れて屏風を見ると、ほとんど金雲しか目に入らないのである。完成直後は現在以上に金雲が目立っていたであろう。金雲によつて豪華さは増しているが、金雲

が主で絵は従、もしくは、金雲が過剰で絵を妨げているとも取れるのである。上杉本が「背景も雲も徹底して金泥で埋め尽くしたことは、既成の惣金屏風觀を打ち破るもの²」とされる。なぜ、ここまで金を多用したのだろうか。その理由は今まで明らかではなかったが、「穴太記」には次のような詩がある。

絵人難絵語声唯	人を絵がくとは語声の唯を絵がき難し
一段傷心擲筆時	一段心を傷まして筆擲うつ時
梅雨若乾誰續涙	梅雨もし乾かば誰か涙を続かん
黄金可鑄落相思	黄金落相の思を鑄るべきに ³

(人を描くのに、話し声は描きがたく、一段と心が傷つき筆をなげうつ時、もし梅雨が乾けば、誰が涙を続けるだろう、しかし、梅雨が乾くことはなく、涙は止むことがない。黄金が義晴の思いを鑄るべきであるのに)

天文十九年五月二十六日、相国寺鹿苑院で義晴の中陰が結願し、義晴の位牌所となった万松院に、義晴の御影が移された。万松院で仏事が行われたが、梅雨が降りしきる日だった。義晴の死に伴い出家した撰津元造(道恕)が、「描絵ノ面ヲタニトノメエス雨モ涙モワカヌ思ヒニ」(描いた絵は面影さえとどめることができない、雨か涙か分らないほどの思いに比べれば、)と詠み、その歌に鹿苑院主惟高妙安が和した詩である。

この二人の詩歌に、徳阿も和して、「無^(な)人ノ面影ノコヌウツシエハタエ又思ノ形見ナルラン」(亡き人の面影が残る写し絵は絶えることのない思いの形見になるだろう)と詠んだ。妙安はさらに和して、次の詩を詠んだ。

涙暗梅天積雨声	涙は暗し梅天積雨の声
遽然素服哭蒼生	遽然素服して蒼生を哭す
莫言惟肖傳敵相	言うこと莫かれ惟傳敵の相に肖たりと ⁴
無限恩情畫不成	限り無き恩情畫くとも成らず

(涙は暗い梅天に積もる雨の声、驚き喪服となり人々を慟哭させる。義晴の姿に似ていると言うことなかれ、限りない恩情は描いても描ききれない)

惟高妙安の二つの詩は、涙は梅雨空の雨のように限りなく、義晴の声や恩情は絵に描ききれない、黄金が義晴の思いを鑄ると詠んでいる。

上杉本の金雲は、ただ豪華さを増すために多用されたのではなく、残された者の限りない

涙のような雨雲と、義晴の思いを鑄る黄金を表しているのである。そして、金雲の間にのぞく平穩な洛中洛外は、義晴の恩情を描いているのである。上杉本の画面全体に広がる金雲と、その間に点在するかのような將軍の支配地域である平穩な洛中洛外は、妙安の詩と一致している。義晴の「声」も描かれているが、これは後述したい。

2、東山殿様

次に、「東山殿様」について検討したい。上杉本では、慈照寺に「東山殿様」と書き込みがある(図2)。初期洛中洛外図の書き込みの「殿」と「様」に着目した水藤真氏は、『大館常興日記』の「殿」「様」の用例と、初期洛中洛外図の書き込みの用例を比較し、「様」は最上級の敬称で、天皇家と將軍家のみ用いられることを明らかにした⁵⁾。

上杉本で「様」がついているのは、「内裏様」「公方様」「東山殿様」の三例のみである。このうち、「内裏様」「公方様」は、歴博甲本でも同様の記載だが、「東山殿様」は、上杉本のみみられる上杉本独特の記載である。「東山殿様」は上杉本の主題に関わる可能性が大きいのである。

まず、「東山殿」の名称について検討しよう。文明十五年(一四八三)六月に義政が東山山荘に移った⁶⁾。翌七月の『十輪院内府記』に、「依御称号等准后号東山殿、一位殿称室町殿之礼也」⁷⁾とある。東山山荘に移った義政を「東山殿」と呼び、九代將軍義尚を「室町殿」と呼ぶとする。『実隆公記』など他の同時代記録も、以後義政を「東山殿」と記している。その後、義政は死去するまで東山山荘に住んだ⁸⁾。死後、義政は「慈照院」と院号され、東山山荘は慈照院となり、翌延徳三年(一四九二)、「慈照寺」となった⁹⁾。上杉本が描かれた天文(永祿年間(一五三二〜一五七〇))の、東山山荘は「慈照寺」である。

「東山殿」は義政のことであり、義政が住んでいた時の東山山荘が「東山殿」なのである。義政以降「東山殿」と呼ばれ、慈照寺に住んだ天皇家・將軍家の人物はいない。以上の点から、上杉本に書き込まれた「東山殿様」は義政を指しているとした考えられないのである。しかし、義政が死んだのは延徳二年(一四九〇)で、天文十八年(一五四九)から遡ること五十九年前である。義晴が生まれたのは、永正八年(一五一二)で、義政と義晴は面識もない。なぜ、六〇年ほど前の人物である義政が上杉本に書き込まれているのだろうか。そこで、「穴太記」と照合してみたい。天文十九年三月に、次のような記載がある。

或夜ノ御夢ニ

(風れ) (雲い) (雷れ) (雷) (見ん)
ミタレヌル世ノウレヒモヤワスレクサ会我宿ニイサウエテミン

ト云歌ヲ御覽シテ、又結城左衛門尉国縁二作事奉行被仰付由、慥ニ御夢二見へ給フト語

給ケルヲ、御前二候ヒケル人々ハ好御夢也ト圓奉レトモ、後二思合スレハ此歌ハ慈照院殿ノ御歌也、又萱草種ル事ハ不好起ニテ侍ルニヤ、又国縁モ四五年前ニ身罷リニシ人也、何レモ不有能御夢ソトテ人々申アヘリケル

義晴は、天文十八年十月から慈照寺の上、大嶽中尾山に城を築くことを計画し、京都復帰を目指していた。しかし、十二月頃から病になった。翌天文十九年元旦には小康を得、出仕の人と対面したが、その日の午後から病が一段と重くなった。様々な医者が呼ばれ、祈祷も行われたが、病状は悪化した。しかし、その間も城の事を気にかけて続け、二月に中尾城の普請始めが行われ、程なく完成した。義晴は中尾城を詰城にして、慈照寺に入るつもりだったのだろう¹⁰。

そうした時に、義晴が夜見た夢を語った。その夢は、「乱れた世の憂いも忘れ、今我が宿に居て、世を見ている」という歌を見た、結城国縁に作事奉行を申し付けたというものだった。それを聞いた人々は「良い夢」と義晴に合わせたが、この歌は義政の歌だった。そして、「忘れ草」は不吉なことであつた。また、結城国縁は、天文八、十一年に行われた今出川御所作事で、作事奉行を勤めた奉公衆だが¹¹、四・五年前に死んだ人だった。

義晴が見た夢は、義政が「今我が宿にいる」という歌だった。上杉本の慈照寺に「東山殿様」と書き込みがあるのは、「義政が東山殿にいる」ことを表すためである。「東山殿様」の書き込みは、『穴太記』の、義晴が夢で見た義政の歌と一致しているのである。

3、まりの宮

続けて、「まりの宮」について検討しよう。下京隻の六扇下部に、「まりの宮」が描かれている(図3)。「まりの宮」は小さな社で、上杉本のみを描かれた図様である。

「鞠の宮」は、『雍州府志』によれば、「精大明神の社」のことであり、蹴鞠の守護神で、中御門、滋野井のあたりにあつた¹²。また、『山城名勝志』は、「滋野井ノ社」とし、「中ノ御門西ノ洞院東類、滋野井ノ小社三座、是鞠ノ神也、此地成通卿ノ旧跡」とする¹³。『成通卿口伝日記』では、藤原成通(一〇九七)が、日記を記そうとしたところ、柵に置いてあつた鞠が転げ落ち、顔が人、体が猿の児が三人現れ、鞠の精と名乗つた¹⁴。さらに、天理図書館蔵「精大明神」掛軸は、後陽成天皇宸筆で、「精大明神」は鞠の精のことである¹⁵。

上杉本ではほぼ中御門・西洞院の位置、武衛陣西に「まりの宮」が描かれている。これは、藤原成通の旧跡、「精大明神の社」を描いていると見て間違いなからう。

また、「まりの宮」の側には、「上ごりやう御たひ所」と「下ごりやう御たひ所」が描かれ

ているが、本多氏によれば、上御霊旅所、下御霊本社は、武衛陣の北、現両御霊町・御霊町付近にあり、しかも、下御霊御旅所は、武衛邸横に描かれている下御霊本社と、位置が逆である¹⁶。「まりの宮」「上御霊旅所」「下御霊旅所」の三小社、「三つの精霊」が集まっているのは不自然なのである。

「鞠の精」に関して、「穴太記」には、次のような記載がある。

廿九日ノ午ノ刻許ニ自東方鞠ノ勢成光物西ヲ指テ飛去ヌ、近国ニテ見者多カリケル、
(中略)從二位在富卿刑部卿有春卿ニ有御彼占シニ、占文ノ面未歳ノ人ノ魂トミエタリ
ト申セシカハ、為駭給、招魂ノ祭ヲソ被修ケル

天文十九年一月二十九日、東から鞠の勢のような光物が、西に向かつて飛び去った。勘解由小路在富、土御門有春に占わせたところ、未年の人の魂であるとの占いが出た。義晴は未年生まれだったので、驚いて招魂祭を行わせた。

上杉本のみにも描かれている、小社「まりの宮」は、「穴太記」に記された「鞠の勢(精)」の逸話と一致する。そして、「未(み)の魂(精霊)」を表すため、三小社「三(み)の精霊」が描かれたのである。下御霊本社と下御霊御旅所の位置が逆なのは、不自然な図様によって、物語絵であることを示すヒントである。

4、旧大永度御所前鷹狩の一行

次に、上京隻二扇典厩邸の隣、かつて義晴の大永度御所があつた場所の前を通る鷹狩の一行について、考えてみたい。十三人の鷹狩りから帰る一行が描かれており、画面の中でもひとまとまりの図様としては、多くの人数が描かれている目立つ図様である(図4)。そして、乗馬の人物が二人描かれている。このうち、白馬に乗る赤衣着物の人物がほぼ正面向きに描かれており、この一行の主人である。しかし、通常鷹を持つのは鷹匠であり、鷹狩り帰りの主人が鷹を誇らしげに持っているのは不自然である。また、後方を歩く鷹匠が持つ鷹と比べ、主人の持っている鷹は目・嘴・胸の膨らみ・羽等細部まで丁寧に書き込まれ、良い鷹であることを表している。

「穴太記」と比べてみよう。天文十八年十二月頃、体調を崩した義晴を案じた者が、せめてもの慰めにと伊勢の住人が持っていた逸物の鷹を召し上げた。その鷹は見事な善相の鷹であつた。そこで、義晴は鷹狩を行い多くの収穫があつた。その日は義晴の心地も良く、深夜まで酒宴を行った。翌日も鷹狩をさせたが、収穫は少なかった。その後は、義晴の心持ちもすぐれず、鷹狩も絶えた。見事な鷹で行った鷹狩は、義晴最後の元気な姿であつた。

かつて義晴の御所があつた大永度御所前に描かれた鷹狩りの一行は、最後の元氣な姿であつた義晴の鷹狩りを描き、主人が鷹を誇らしげに持つている図様は、「穴太記」の「義晴の氣に入つた見事な鷹」と一致している。

5、「三好筑前」邸冠木門

最後に、上京隻三廬に描かれている「三好筑前」邸冠木門について検討しよう(図5)。「三好筑前」邸の冠木門は、景観年代比定の決め手の一つであり、これまで多くの議論が重ねられてきた。今谷明氏は、三好筑前邸を三好長慶邸であるとし、景観年代は長慶が「筑前守」であつた天文十四〜十八年であるとした¹⁷。

これに対し、辻惟雄氏¹⁸、高橋康夫氏は¹⁹、「三好筑前守義長朝臣亭^五御成之記」²⁰に記載された、永祿四年(一五六二)に義輝が三好義興邸へ御成した際に造られた冠木門であるとし、上杉本制作年代は永祿四年三月以降であるとした。

そして、天文十八年に死亡した高島甚九郎・同年近江へ退去した細川晴元邸、永祿初年には廢絶された今出川御所が描かれているのは、「復元表現」であるとした²¹。「復元表現」とは、現在は存在しなくともあるべきものとして、特定のものを過去に遡つて描く表現である²²。

現在は、「三好筑前」邸は三好義興邸であり、永祿四年の義輝御成に際し新造された冠木門が描かれており、天文十八年に失われた義晴―晴元体制を復元表現し、合わせて永祿四年頃の三好―松永体制という、義晴―晴元体制を崩した政治的に対立する勢力を調和させ、「大枠を足利義晴―細川晴元といった過去の体制に託しながら、しかもそこに対立する新興勢力をはめ込み包括しながら、全体として安定した秩序を構想する」²³義輝の政治構想を描いているとする瀬田説が通説である。

しかし、通説でいうところの「三好―松永体制」と調和し、安定した秩序を築くべきは現將軍義輝であり、既に天文十九年に死亡した義晴や、富田に幽閉され隠遁し、永祿六年に死亡した晴元ではない。なぜ、既に失われた過去の体制に託さなければならないのだろうか。つまり、併存しない異なる時間が描かれている理由を、「復元表現」では説明できないのである。

これは、「復元表現」と「異時同図」を建築史用語と美術史用語の違いとし、意味するところは同じ²⁴と混同してきたことに問題があるように思われる。両者は重なる部分もあるが根本的な考え方に違いがある。「異なる時間が同一画面に描かれる表現」という意味では同じだが、「復元表現」はある特定の時点を描くことを前提に、そこに修正を加え、失われ

たものを復元し、あるべき理想を描いた表現である²⁵。すなわち単一景観年代を目明のこととしているのである。

それに対し、「異時同図」は、意図的に異なる時間を同一画面に描く表現で、文学を表現する場合に多く用いられる²⁶。代表的な「異時同図」に『伴大納言絵巻』²⁷の子供の喧嘩や、『信貴山縁起絵巻』²⁸尼公巻の大仏殿前の表現等が挙げられる。異なる時間を同一画面に描くことで、文学の時間経過を表現している。絵巻以外でも『源氏物語画帖』²⁹「花宴」の源氏絵は、物語の複数の時点を同一画面に描いている³⁰。『長篠合戦図屏風』³¹も文学の複数の時点を同一画面に描いている³²。『清水寺参詣曼荼羅』³³も寺社にまつわる様々な文学を異時同図で描いている³⁴。文学を描く場合、異時同図で描かれる例が多くみられるのである。すなわち、「異時同図」で文学を描いた画面は、複数の時間が混在しているのである。

改めて、記録から三好筑前邸を確認しよう。永禄四年の義輝三好筑前邸御成の記録は、「三好筑前守義長朝臣亭^江御成之記³⁵」「永禄四年三好亭御成記³⁶」「光源院殿御成記³⁷」の三本がある。「永禄四年三好亭御成記」「光源院殿御成記」によれば、三好邸はこの時まで京中になく、在京の時は梅津長福寺が宿所に使用された³⁸。そして、義輝御成に際して俄に、「立売北、道正南、木下」にあつた古御殿が改築され、西向きに冠木門を建てた。御成を受けるときは、冠木門を建てるのが慣例である³⁹。そして、大心院からの道・光照院前の道に幕が張られた。大心院と光照院に挟まれて、西向きに冠木門が描かれている上杉本の「三好筑前邸」と記録が一致し、三好筑前邸・冠木門の描写により、上杉本制作年代は永禄四年以降と確定できる。

上杉本の天文十八年以前の景観と、永禄四年の三好義興邸冠木門や天文十八年以降京都での活動が見られる松永久秀邸という景観年代の矛盾は、「復元表現」ではなく「異時同図」であり、文学を描いていると見ることで整合的に理解できる。

永禄四年の義輝の三好邸御成は、三好氏が義輝に臣下の礼をとり、将軍家が三好氏の上位者として京都に復活したことを象徴するものだった。「穴太記」では、義晴が慶寿院に「再ヒ家ヲオコシ給へ^(興し)40」と遺言した。義晴の遺言である「将軍家再興」の象徴として、義輝が三好邸に御成した際新造された、冠木門が描かれたのである。

以上検討してきたように、上杉本の不自然な図様は、「穴太記」と比較してみると、その意味が明らかになる。上杉本は、「穴太記」を描いていると見てよいだろう。上杉本は、「穴太記」の様々な場面を異時同図で描く歌・物語絵なのである。

第二節 上杉本と源氏物語

さらに、上杉本と「穴太記」の検証を続けよう。上杉本の主要モチーフとして、武衛邸前闘鶏場面がある(図6)。闘鶏は幼主の時に行われた⁴¹。そして、武衛陣は、永祿三年(一五六〇)から八年まで義輝將軍邸だった。瀬田氏が指摘するように、武衛邸前に描かれた幼児は義輝と見てよいだろう。そこで、『大館常興日記』等、義輝周辺の闘鶏の記事を確認しよう。

「天文十四年記」⁴²は、天文十四年(一五四五)の將軍への献上品・行事を書きとめた記録である。紙背に永祿二年の日付があるものがあり、永祿二年以降に写したものと思われ、料紙は大館晴光(常興息)宛ての書状などが用いられている。元となった日記が將軍周辺で天文十四年に作られ、それを職務の必要から、大館晴光周辺で、永祿二年以降抜き書きしたものである⁴³。三月三日条には次のようにある。

闘鶏在之、仍御対面在之

御二御所様

闘鶏が行われ、義晴・義輝が対面したとある。上杉本の闘鶏場面の義輝は烏帽子を着けておらず、元服以前の姿である。幼少な義輝だけが闘鶏に参加したとは考えられず、義晴もこの場にいるとみるべきである。上杉本武衛邸前には二十人の人物と馬二匹が描かれている。この中に、義晴も描かれているのである。そこで、義晴を確定したい。まず、闘鶏の左右や、後ろ向きに描かれた人物、蹲踞している人物は將軍ではない。義輝のそばに立っている門前の三人のいずれかが將軍である。そして、將軍の前に立ちはだかることや、將軍に密接して重なるように立つことはないので、義輝の左後ろ側に、重なって立っている二人も將軍ではない。義輝の横に一人だけ最前列に立ち、手を挙げて何事が指示している赤衣着物の人物がいる。義輝と同列に立っているこの人物こそ義晴である。義晴が手を挙げていのは何事か話しているのである。金雲のところでも先述した義晴の声が描かれているのである。

続けて『大館常興日記』の闘鶏の記事を確認していこう。天文九年(一五四〇)・十一年に以下の記事がある。

天文九年三月三日条 御鳥合在之、例年云々

天文十一年三月三日条 今日の御鳥合御座なし云々、如此辺土に御逗留によりて也

鬪鷄は単に「鳥合」と呼ばれていた。また、天文九年の記事では、鳥合は、例年の恒例行事であるとするが、天文十一年は、辺土にいるため鳥合がなかったとしている。天文十一年三月は、木澤長政が細川晴元に謀反したことにより、義晴一家は近江坂本に避難していた。「鳥合」は、都に居る時行うもので、都から離れた地に居る時は行われなかったのである。すなわち、単に鳥と言えは「鷄」のことであり、「鳥合」は、都にいるときに行われるものだったと理解できる。

ところで、上杉本の鬪鷄の図様には不自然な点がある。義輝が武衛御所を建築したのは、永禄三年（一五六〇）である⁴⁴。義輝は幼児ではなく二十五歳だった。また、義晴は天文九年（一五五〇）に死去しており、武衛邸に住んだことはない。幼少な義輝と義晴が「鳥合」を武衛邸で行ったことはなかったのである。この「鳥合」は、義輝が幼少で、義晴が健在だった頃行われた「鳥合」を描いているとしか考えられないのだが、なぜ、今出川御所に描かず、武衛邸に描いたのであろうか。「歴博甲本」では、武衛邸は三月の扇に描かれており、鬪鷄が庭で行われている。現在のところ武衛と鬪鷄の特別な関係は確認できず、たんに三月の年中行事として描かれたと思われる。しかし、上杉本は武衛邸が一月の扇に描かれており、三月の年中行事を描くのは、季節外れなのである。上杉本は武衛邸を一月の扇に移動し、三月の年中行事である鬪鷄を門前に大きく描き、季節外れで不自然であることを強調している。これは、上杉本の主題に関係する図様であることを示すためである。

前節で、上杉本は「穴太記」を描いていることを明らかにした。武衛邸前の鬪鷄も「穴太記」に関係しているのである。「穴太記」には、次の歌がある。

(七老人) (遷)
ナキヒトノタマノアリカラ都鳥鳴キテ告ケナン幻モカナ

(亡くなった義晴の魂のありかを都鳥よ鳴いて告げておくれ、幻術士のように)

この歌は、義晴の御台慶寿院の兄弟で、近江に随行していた近衛植家が詠んだ歌である。

「都鳥」は、ミヤコトリ科の鳥、ユリカモメの一種だが、文学上は『伊勢物語』の「名にしおはばいざ言問はむみやこどりわが思ふ人はありやなしやと」⁴⁵（都鳥という名ならば尋ねよう愛する人はどうしているかとの都鳥が有名で、「都鳥」で都の人を指すこともある⁴⁶。近衛植家の歌も、「都の人の事を告げる鳥」という意味で「都鳥」が使われている。

先に検討したように、鬪鷄は「鳥合」といわれ、鷄は「鳥」と呼ばれた。また、「鳥合」は都に居る時に行われ、辺土に居る時は行われなかった。鬪鷄は「都で行われる鳥」なのである。そこで、「都鳥」として鬪鷄が描かれ、鳥の鳴き声が亡き義晴の魂のありかを告げて

いるのである。武衛邸に鬪鶏が描かれた理由は、義晴の魂は、義輝・慶寿院の住む武衛御所にあると鳥の鳴き声が告げていることを表すためである。そして、そこに描かれた「鳥舎」は、在りし日の義晴・義輝親子の幸福なひとときの「幻」なのである。武衛邸門前鬪鶏は、「ナキヒトノタマノアリカラ都鳥鳴キテ告ケナン幻モカナ」の歌と一致しているのである。

さて、近衛植家の歌は、『源氏物語』桐壺の巻の「たづねゆくまぼろしもがなつてにても魂のありかをそこと知るべく」⁴⁷(亡き桐壺の更衣の魂を探しに行く幻術士がいれば、人づてにでも魂のありかを知ることができるのに)を本歌取りしている。この歌は、桐壺の更衣を亡くした桐壺帝が、亭子院(宇多天皇)が描かせ、歌人伊勢などに屏風歌を詠ませた「長恨歌」の屏風を眺めて嘆き暮らし、亡き桐壺の更衣の遺品を見て詠んだ歌である。「長恨歌」では、方士が楊貴妃の魂を探しに行き、楊貴妃に会った証拠として、楊貴妃から「黄金の簪」と「螺鈿の箱」、玄宗皇帝と楊貴妃だけが知る誓いの言葉を預かるのである。歌から類推すると「長恨歌の御屏風」には、仙山に住む楊貴妃の魂のありかを探り当てた幻術士が、楊貴妃から形見の黄金のかんざしと螺鈿の箱、楊貴妃と玄宗皇帝二人だけが知る「比翼鳥、連理枝」の誓いを聞く場面が描かれていた。そして、実在の歌人伊勢の私家集「伊勢集」には、「長恨歌の屏風を亭子院のみかどかかせたまひて、その所所よませたまひける」⁴⁸という詞書きのある十首の歌があり、亭子院が作らせた「長恨歌の御屏風」は平安時代に実在していた。

源氏物語研究では、『源氏物語』桐壺の巻は、「長恨歌」に、構成、詞句引用など全面的に準拠していることが明らかになっている⁴⁹。例えば「まぼろしもがなつてにても魂のありか」の歌の直後にある「羽をならべ枝をかはさんと契らせ給ひし」⁵⁰は、「長恨歌」の「在天願あまがら作比翼鳥、在地願あまら為連理枝」を引用している。そして、「穴太記」も義晴を失った慶寿院の嘆きを「連理ノ契不浅、比翼ノ語り最深」と記し、また、義晴の遺品を見た後奈良天皇が「なき人のすみか尋ね出でたりけん、しるしのかむざしならましかは」と「長恨歌」を引用しているのである。

また、「東城老父伝」によれば、玄宗皇帝は鬪鶏を好み、小兒五百人に鶏を飼育させたとする⁵¹。鬪鶏と玄宗皇帝は関係が深いのである。

くわえて、前章で検討したように、門松の並ぶ中を義晴の夢の行列は進んでいくが、『新葉和歌集』（准勅撰集、南北朝朝）「恋歌五」には、「松に吹く夕の風はむかしにて桐の葉おつる故郷の雨」という歌がある⁵²。桐は將軍家の家紋である。また、將軍邸付近の門松と正月風景は、「門出」を表すと同時に、「故郷の松（故郷の松の内）」でもある。「故郷の

松」は、「むかしにて桐の葉落ちる（昔將軍が没落した）」と結びついているのである。さらに、この「桐の葉おつる故郷の雨」の歌は、「長恨歌」の一節「秋雨梧桐葉落時」を踏まえた歌である。故郷の都に戻ってきた玄宗皇帝は、秋雨に桐の葉が落ちるにつけても亡き楊貴妃を思い出すのである。「桐の葉落つる故郷の雨」は、長恨歌の一節なのである。つまり、「將軍の行列（桐の葉落ちる）」と「雨雲の金雲（故郷の雨）」もまた、長恨歌の一節なのである。

「長恨歌」は、玄宗皇帝が安史の乱により都から没落し、没落先で楊貴妃を失い、後に都に戻り、都で楊貴妃を思い出し嘆く詩である。家臣の乱により都を没落し、没落先で楊貴妃を失った玄宗の境遇は、同じく家臣の乱により都を没落し、没落先で義晴を失い都に戻った將軍御台所慶寿院の境遇と重なる。

上杉本は、『源氏物語』を擬えており、『源氏物語』で、桐壺帝が眺め暮らした「長恨歌の御屏風」に擬え、義晴の魂のありかを描く「新長恨歌の御屏風」として制作されたのである。上杉本は、『源氏物語』と関係が深いことが、先行研究で数多く明らかになっている。先行研究で、上杉本と『源氏物語』の関係について明らかになっていることをまとめよう。

①『上杉年譜』⁵³は、次のように記していることが明らかになっている。

(天正五年)
同年春三月下旬織田信長ヨリ使節到来ス、濃彩ノ屏風二雙贈ラル、一雙ハ洛陽ノ名所、一雙ハ源氏ヲ畫ク、狩野源四郎貞信筆也。⁴

このように、上杉本が源氏物語屏風と一緒に贈られたと伝えている。

一方、東京大学文学部所蔵「謙信公御書集」には、次のように記される。

(天正五年)
一、同年三月尾効織田信長、為使介佐々市兵衛遣于越府、被贈屏風二雙、畫工狩野源四郎貞信入道永徳斎、永祿八年九月三日畫之、花落盡、被及書札。⁵

この史料では、「花落尽くし」の屏風が一雙贈られたことのみ書いているが、この記述の後、一頁半に渡り、空白になっている。この史料は『上杉年譜』編纂の元史料だとされ、写したのは江戸後期の平田範隅で、番頭などを勤め、学者ではない人物だという⁵⁶。平田が何を目的に筆写したのか不明だが、元史料を全て忠実に筆写したとは限らず、必要と思った部分のみを筆写した可能性がある。「上杉家什宝目録」⁵⁷に源氏絵屏風はなく、平田の時代すでに上杉家になかったのかもしれない。また、『上杉年譜』は藩の公式な記録であり、多くの史料を基に編纂していると思われる。平田が見た史料以外のものも、編纂に使用されたと思われる。洛中洛外図屏風は、源氏物語屏風と共に贈られたと考えてよいだろう。

上杉本が源氏物語屏風とセットで贈られたことについてこれまで特に注目されず、その

理由は考察されてこなかった。しかし、屏風を遠方へ二雙も贈るというのは異例である。しかし、上杉本は源氏物語屏風とセットで贈る必要があった。上杉本が『源氏物語』を擬えた作品であることを、贈り主である織田信長は理解しており、『源氏物語』屏風は、上杉謙信への「謎かけ」だった。

②二条邸は、歴博甲本や東博摸本では庭が南向きに描かれているが、上杉本は北側に庭があり、「不自然な図」であることが指摘されている(図7)⁵⁸。そして、小島道裕氏が指摘するように、上杉本の二条邸は「源氏絵の世界」なのである⁵⁹。源氏絵は、鎌倉時代以降各巻の図様がほぼ定型化している⁶⁰。縁に立つ女性の構図は、伝土佐千代出光美術館蔵「源氏物語図屏風」等に見られる「若紫」の定型と類似している(図8)。また、長く伸びた裳は「土佐光吉・長次郎源氏物語画帖」の「花宴」の朧月夜の衣装に見られる(図9)。上杉本には、室内の高貴な女性は他に見当たらないが、歴博甲本「公方様」に描かれた御殿の縁にいる女性は小袖姿である(図10)。上杉本二条邸の女性の衣装は、室町後期のものではなく、源氏絵の衣装である。

また、室内で囲碁をする女性が描かれているが、源氏絵「空蟬」では、室内の女性が囲碁をする場面が定形として描かれる(図11)⁶¹。また、三人描かれている男性は、指貫が大きく膨らみ、直衣の丈が長く、一例を挙げれば二条邸左上に描かれた「花山院殿」前の公家とは明らかに直衣・指貫の形が異なっており(図12)、源氏絵に見られる指貫・直衣なのである(図13)。そして、三人の男性が水辺を眺める図様は、源氏絵「須磨」と類似している。なぜ、このような時代錯誤の図が描かれているのだろうか。その理由は今まで明らかではなかったが、『源氏物語』と上杉本は関係が深いことを示すために「源氏絵」を描いたのである。そして、庭が北向きで現実には有り得ない「不自然な二条邸」を描き、注意が向けられるようにしている。

③井原西鶴作『日本永代蔵』には⁶²、娘の嫁入り屏風を「洛中尽くし」にするか、『源氏物語』『伊勢物語』にするか悩む話がある⁶³。なぜ、「洛中図」が女性にふさわしく、『源氏物語』『伊勢物語』と並ぶ画題なのかこれまで不明であった。

④画題が全て明らかになっている万治度造営(一六五九年落成)の江戸城大奥の襖絵は、御守殿が「惣源氏」、もう一つの御守殿が「洛中図」、御上段の間が「伊勢物語之図」だった⁶⁴。それ以外の部屋も、御化粧之間は「福人・仙人」、御持佛堂は「連天人」、御客人之間は、「能尽くし・狂言づくし」で、全て仏典や伝説、能狂言などの物語絵である。なぜそこに洛中図が含まれているのかこれまで不明であった。そして、洛中図が大奥にふさわしい画題であり、

『源氏物語』・『伊勢物語』と並ぶ画題である理由も不明であった。従来の研究でいうように、洛中洛外図が京都の都市図であり、権力者の政治構想図であるならば、なぜ女性にふさわしい画題であり、物語絵の中に含まれているのか理解できないのである。

⑤江戸末期の天保八・十五年再建された江戸城襖絵は、東京国立博物館蔵『江戸城本丸等障壁画絵様』狩野晴川筆『公用日記』から判明する。天保八年再建の西の丸大奥対面所上段・下段は『源氏物語』、天保十五年再建の本丸大奥対面所上段の間は、『采花物語』だった。最も重要な大奥対面所は物語絵を描くというのが慣例だったのである⁵⁾。

第二部で論じたように、歴博甲本は『伊勢物語』と関係が深く、上杉本は『源氏物語』と関係が深い。洛中洛外図は『源氏物語』・『伊勢物語』と関連を持つ作品なのである。そして、上杉本が「新長恨歌の御屏風」であり、『源氏物語』桐壺の巻に擬えた作品であるとすれば、上杉本は夫婦の愛情物語なのである。注文者は義晴正室慶寿院である。「洛中図」は『源氏物語』・『伊勢物語』と並ぶ三大恋物語と考えられ、嫁入り道具や大奥の襖絵にふさわしい、女性向物語絵画題だったのである。

古来、壮大な恋物語は多くが悲恋物語である。死によって引き裂かれた恋物語は不吉なものではなく、永遠の恋の物語なのである。『洛中洛外図』は大奥や嫁入り道具にふさわしい女性向け恋物語画題だったのである。

第三節 制作目的と伝来の経緯

前節までの検討で明らかになったように、上杉本が、義晴追善記「穴太記」を描き、『源氏物語』に擬えた「長恨歌の御屏風」であるとすれば、瀬田氏が指摘したように、義晴年忌法会に制作されるにふさわしい。三好筑前郎の描写から、制作は永禄四年以降であることは明らかであるから、永禄五年の十三回忌、または、永禄九年の十七回忌のための制作である。第一部第一章で論じたように、細画の屏風は一年九ヶ月程度の製作日数がかかっている⁶⁾。三好亭御成は、永禄四年三月三十日であり、直後に注文したとしても永禄五年五月四日までに完成するには、制作時間が足りない。永禄九年五月四日の十七回忌のための制作である。

永禄九年四月の完成から逆算すると、永禄七年八月頃の注文である。永禄四年から七年の三年間に、義晴の死に関係した人物が次々と死亡している。永禄四年四月頃三好長慶第十河一存死、永禄五年二月三好長慶弟義賢(実休)が戦死、長慶に味方した政所頭人伊勢貞孝親子が永禄五年九月戦死⁷⁾、永禄六年三月細川晴元死⁸⁾、永禄六年八月三好長慶嫡子義興急死、永禄七年五月三好長慶の弟安宅冬康を長慶が殺している。そして、永禄七年七月四日、

三好長慶も病没した⁶⁹。このようにわずか三年間に、義晴の死に関係した人物が全て死んだ。長慶の死は秘匿されたが、京都では漏洩した⁷⁰。こうした中で、義晴鎮魂が計画され、上杉本制作が決まったのである。長慶が死去した永禄七年七月〜八月頃、永禄九年五月四日の義晴十七回忌のため、上杉本が発注されたのである。黒田氏は、「謙信公御書集」の記載から、永禄八年（一五六五）九月に、上杉本の絵が完成したとする⁷¹。絵が完成した後、金磨き付け・文字書き込み・表装を経て、永禄九年四月完成の予定だったのである。しかし、永禄八年五月に慶寿院は殺され、上杉本を見ることはできなかつた。

先述したように、「謙信公御書集」は永禄八年九月三日狩野永徳が屏風絵を完成させた⁷²と伝える。なぜ、注文者慶寿院が死去したにもかかわらず、永徳は屏風絵を完成させたのだろうか、その理由を検討したい。

黒田日出夫氏は九月一日が義輝百箇日であり、それに合わせて完成させたとした。義輝・慶寿院を急襲した三好に対し、永徳は憤りを感じたであろうし、義輝・慶寿院に対する供養の意味でも、屏風を完成させようとしたかもしれない。また、二十三歳の永徳自身にとっても精根込めた傑作であり、絵を未完成にしたくないという思いもあつたかもしれない。

しかし状況を考えると、絵を完成させるのは当然の選択だといえる。義輝を急襲した三好義継は、長慶の末弟十河一存の子だが、長慶嫡子義興が永禄六年急死したため、長慶の養子となった。末弟の子である義継が選ばれたのは、母が九条家養女であつたためである⁷³。翌永禄七年三好長慶が死去し、義継が三好家を継承したが、義継は十六歳だつた。翌永禄八年、義継は義輝・慶寿院を殺し、永禄の政変が起こるが、母の血筋のおかげで養子に入つたばかりの十七歳の若者に、この乱世をまとめ、天下を成敗できる力があるはずもない。

永禄八年七月二十九日の『言継卿記』は、義昭が一乗院を脱出したことを記し、同年十二月二十四日に「江州一乗院殿へ御執奏之儀」とあり、近江矢島に義昭がいることは京都で知られていた。これまでも將軍不在は何度もあり、そのたびに將軍は京都に戻つていたのである。永徳は將軍家が滅亡したとは考えなかつたであろう。新將軍が義昭か四国の義栄かはわからないが、將軍上洛を信じ、屏風を完成させ待つていたら、新將軍が上洛した暁に挨拶に参上することが、新將軍の覚えもめでたく次の受注に繋がるのである。

さかのぼる天文二十一年の義輝上洛の際、狩野元信は孫永徳を連れ、挨拶に参上した⁷⁴。甲本が土佐受注であるにもかかわらず、上杉本が狩野に発注されたのは、このときの元信の忠節と永徳の才能にかける元信の期待の大きさによるものであろう。そして、室町殿年忌法会の屏風を保持することは、新將軍にとって正当性の証である。納品を拒否されることはな

い。屏風を放置しても何の得にもならない。屏風を仕上げてこそ、次の手を打つことができるのである。

その後、上杉本が上杉家に渡る経緯について検討したい。永禄八年五月十九日に三好義継等に武衛御所が襲われた際、上杉本はまだ狩野永徳の手元にあつた。そして、この襲撃において慶寿院の御殿は焼け残った⁷⁴。永禄十一年、上洛した慶寿院次男義昭は本圀寺へ入つたが、フロイスは慶寿院の御殿が本圀寺に移築されていたためだとする。その後本圀寺が三好に襲われ、信長が義昭のため二条城を建築した際、「極めて巧妙に造られた塗金の屏風」とともに本圀寺の御殿を城の中に移築したとフロイスは記す⁷⁵。この「極めて巧妙に作られた塗金屏風」は細画の塗金屏風であると思われ、上杉本であつた可能性が高い。フロイスが特に、「極めて巧妙に造られた塗金屏風」を挙げているのは、その屏風が大変目立つ、他にはない屏風であり、人々にその噂が広まつたためである。

慶寿院亡きあと、十四代義栄は義晴・義輝の敵方であつた上に、入京しなかつた。上洛した慶寿院の次男義昭に上杉本は納められたと考えるのが自然だろう。

元亀四年（天正元年、一五七三）、義昭が信長に叛旗を翻し真木嶋に移つた後、七月九日に信長が妙覚寺に上洛した。十日、二条城に残つていた者は上洛した信長の所に出向き、三淵藤英一人が城に残り守つていたが、柴田勝家が城に入り三淵藤英と相談し、十二日、三淵藤英は城を出て二条城は明け渡された。城は破却され、十三日、城にあるものは自由に持ち去ることが許されたと『兼見卿記』は伝える⁷⁶。柴田勝家が二条城に入ってから、三淵藤英が城を出るまで三日間ある。この間に高価なものは、数百メートルしか離れていない妙覚寺にいる信長の許へ送られたのであろう。それらの品は、多くが信長家臣に下されたと思われる。しかし、上杉本は信長が保留し、翌天正二年三月、上杉家へ贈られた。信長にとって、將軍年忌法会のために制作された屏風は不要である。

信長の動向を確認しよう。永禄七年以来、信長と謙信は友好関係にあつたが、天正元年は、武田信玄の死によって危機は脱したものの、これ以前から大阪では石山合戦が始まつており、越前・江北では、朝倉・浅井との戦いが行われ、その後さらに北陸攻略が行われようとしていた。天正二年二月は、明知城救援に失敗し、武田の脅威も続いていた。越中・能登・河内に勢力を持つ畠山・遊佐、加賀・摂津・伊勢長島に勢力を持つ本願寺、甲斐・信濃の武田と戦う信長にとって、越後を抑える上杉謙信と手を結ぶことは、戦略上の常道である。『上杉家文書』には、元亀三年の織田信長書状⁷⁷があり、『上杉文書』に天正二年六月二十九日付け織田信長朱印状がある⁷⁸。武田に対抗するため、信長が上杉謙信との同盟を強固にし

ておきたいと考える状況であったことは確かなのである。

また、謙信と信長はともに義輝京都復帰の際、永禄二年に上洛している。その時点では、謙信の方が有力者であったが、その後謙信は上洛せず、一方、信長は上洛し、京都を手中にしたのである。上杉本を謙信に贈ったのは、謙信に対する信長の「勝利の挨拶」でもあった。

しかし、信長政権は信長によって急激にのし上がった政権であり、信長の命を狙うものは常におり、領地も敵に囲まれている。家臣も様々な出自の寄り合いである。謙信は、今後どうなるか分からず、挽回のチャンスはあると考えたであろう。そして、義輝上洛の際二度とも上洛し、義輝・慶寿院に会い厚遇された謙信によって、形見の品である上杉本は大切に伝来された。

その後、天正四年に、信長は狩野永徳に安土城襖絵を描かせ、江雲寺御殿、天守二階と最上階には、上杉本を上回る惣金の座敷を作らせた⁷⁹。くわえて、より正確な都市図として、安土屏風を永徳に描かせた。そして、狩野派は御用絵師の地位を確立したのである。

おわりに

本章では 行列以外の上杉本独特の不自然な描写を、「穴太記」と照合した。「金雲」は上杉本の特徴ともいえ、過剰なまでに多用されている。これまでも、上杉本の「金雲」に関する論稿はあったが⁸⁰、なぜこれほどまでに金雲が画面全体を覆っているのかは不明であった。しかし、「穴太記」の惟高妙安の詩「黄金可鑄落相思」を描いていると考えると、「金雲」が、上杉本の主役であることが判明するのである。

さらに、「東山殿様」の書き込みの意味は、今まで考察されることはなかった。しかし、「東山殿様」は、義政を指しているとしか考えられず、六十年前に死去した義政が上杉本に描かれていることは、意味不明なのである。「穴太記」と照合することによってはじめて、義政が東山殿にいる意味が明らかになる。それは、義晴が夢で見た義政の歌「今わが宿⁸¹にいる」という歌を描いているのである。

また、小社である「鞠の宮」が上杉本のみにも描かれた意味もこれまで考察されなかった。そして、「鞠の宮」のそばに、「下御霊旅所」「上御霊旅所」が描かれている。「鞠の宮」は「精大明神」とも呼ばれた。「穴太記」では、「鞠の勢(精)」が飛び、それは未年生まれの人の魂だった。「鞠の宮」が描かれたのは、「穴太記」に記された「鞠の勢(精)」をあらわすためであり、「みつつの精霊」が描かれているのは、「未(み)の魂(精霊)」を表すためである。下御霊の本社と御旅所の位置が逆になっているのは、不自然な図様にするこ

物語絵であることを示しているのである。

大永度御所があつた位置の鷹狩りの一行は、主人が誇らしげに鷹を持って帰るといふ不自然な図様である。これは、「穴太記」に記された義晴が気に入つた見事な鷹、義晴最後の元氣な姿であつた鷹狩と一致する。このように、不自然な図様の意味が、「穴太記」と比較することで明らかになる。

また、多くの議論が重ねられた「三好筑前邸冠木門」は「穴太記」の義晴遺言「將軍家再興」を表す図様である。これまで、三好邸冠木門が示す永祿四年の景観と、永祿元年には廃絶したことが確実な今出川御所や、天文十八年に死亡した「高島甚九郎」等の景観年代の矛盾は、復元表現と考えられてきた。しかし、なぜ現在の將軍邸を描かず、既に存在しない將軍邸や細川家臣の家を復元しなければならないのか、その理由は不明であつた。これは、「復元表現」ではなく、「穴太記」の様々な場面を描く「異時同図」と見ることで、整合的に理解できるのである。

そして、武衛邸門前描写は、上杉本の主題の一つであり、近衛植家の歌「ナキヒトノタマノアリカラ都鳥鳴キテ告ケナン幻モカナ」と一致しているのである。亡くなつた義晴の魂は、義輝・慶寿院の住む武衛御所にあることを、「都で行われる鳥」の鳴き声が告げ、在りし日の義晴・義輝親子の幸福なひと時が幻となつて現れている。

さらに、近衛植家の歌は、『源氏物語』桐壺の巻で、桐壺帝が「長恨歌の御屏風」を見て詠んだ歌を本歌取りしている。長恨歌では、方士が楊貴妃の魂を探しに行き、黄金と罌鉦を楊貴妃から受け取るのである。そして、楊貴妃の魂のありかを描いた「長恨歌の御屏風」は、平安時代に実在していた。上杉本は、『源氏物語』桐壺の巻に出てくる「長恨歌の御屏風」に擬え、義晴の魂のありかを描く「新長恨歌の御屏風」である。家臣の乱により都から没落し、没落先で楊貴妃を失い都へ戻つてきた玄宗皇帝と、同じく家臣の乱により都を没落し、義晴を失い都へ戻つてきた慶寿院の境遇は重なるのである。

そして、上杉本は源氏物語屏風と共に贈られたという記録があり、江戸時代、「洛中図」は女性にふさわしい画題であり、『源氏物語』『伊勢物語』と並ぶものと考えられていた。従来のように、洛中洛外図を単なる都市図と見、権力者の政治構想図と見る解釈では、「洛中図」が女性にふさわしい画題である理由や、『源氏物語』『伊勢物語』と並ぶものとされた理由が不明なのである。また、上杉本の二条邸が不自然な描写で、「源氏絵」から採られたと思われる時代錯誤の表現である理由も不明なのである。

上杉本は、『源氏物語』『伊勢物語』と並ぶ、三大恋物語と認識されていた。上杉本は、『源

氏物語』桐壺の巻に擬え、慶寿院と義晴の夫婦の愛情物語を描く「新長恨歌の御屏風」であり、注文者は慶寿院である。少なくとも、狩野派の絵師や織田信長はそのことを知っており、江戸期に絵を専門的に学んだ絵師は洛中洛外図が歌・物語絵であることを承知していた。

瀬田氏は、上杉本は義晴十三回忌に制作されるのに相応しいが、証拠がない、解明できなかったとした。上杉本が義晴追善記である「穴太記」を描いていることは、義晴年忌法会のための制作である証拠となる。加えて、黒田氏が指摘した永禄八年九月に絵が完成したという記録も傍証となる。上杉本は永禄九年五月の義晴十七回忌のために制作されたのである。鎮魂は暗く、悲しいことではなく、故人を偲び、美しく豪華な「尽善尽美」であることが鎮魂だった。例えば、室町期に源流をもつとされ¹⁾、現在も日本各地で行われる死者の霊を迎える盆踊りは、暗く悲しいものではない。そして、死者の願いを絵画上で叶えることは、死者への供養である。

上杉本が「穴太記」を描いた歌・物語絵屏風であり、「新長恨歌の御屏風」であることが明らかになることにより、これまでの上杉本をめぐる様々な謎が解け、統合的に理解できるのである。

しかし、上杉本の注文者慶寿院は、上杉本を見ることはできなかった。上杉本は永徳の手元に保管され、義昭に納められた。その後義昭は出奔し、上杉本は信長の物となった。そして、信長から当時同盟関係を強化する必要があった上杉謙信に贈られた。上杉本贈与は、同盟関係強化のためでもあり、勝利の挨拶でもあり、謎かけでもある微妙な贈り物であった。

その後信長は、狩野永徳に安土城襖絵を描かせ、安土屏風を制作させた。これにより、狩野派は御用絵師の地位を確かなものとしたのである。しかし、それらの障屏画は現存せず、一方、上杉本は上洛した際慶寿院に会っていると思われる謙信によって、上杉家で大切に伝来された。そして、その後多くの洛中洛外図屏風を生むこととなった。このような教奇な運命をたどった屏風が、今こうして我々の目の前に存在するのである。

-
- 1 阪野智啓「洛中洛外図屏風歴博甲本の復元工程」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一八〇、二〇一四年)。
 - 2 佐多芳彦「金泥から金箔へ」(『栃木史学』二四、二〇一〇年)。
 - 3 『群書類従』本では、「黄金只可鑄相思」である。
 - 4 『尚書』説命上(全釈漢文大系)集英社、一九七六年。高宗が夢で、国政を任せる優れた人物の夢を見、傅^にで良く肖た人物を見つけ大臣にした故事。
 - 5 水藤真「『殿』と『様』」(石井進編『中世を広げる』吉川弘文館、一九九一年)。
 - 6 『十輪院内府記』 文明十五年六月二十九日条(史料纂集)。
 - 7 『十輪院内府記』 文明十五年七月十一日条(史料纂集)。

- 8 『後法興院記』延徳二年一月六・八日条。
- 9 『蔭涼軒日録』延徳二年正月七日、二月二十六日、延徳三年三月十四日条。
- 10 山田康弘 一〇一五年六月六日、第三十回平安京・京都研究集会口頭発表。
- 11 『大館常興日記』天文十一年閏三月二十六日条。
- 12 黒川道祐『雍州府志』上、岩波書店、二〇〇三年、一二九頁。
- 13 『山域名勝志』卷三、近藤出版部、一九〇一年、一六四頁。
- 14 須永朝彦編訳「成通卿口伝日記」(『日本古典文学幻想コレクション』一、国書刊行会、一九九五年)。
- 15 『蹴鞠』(天理ギャラリー一五二回展図録)二〇一四年。
- 16 本多健一『中近世京都の祭礼と空間構造』吉川弘文館、二〇一三年、九二・九五頁。
- 17 今谷明「上杉本洛中洛外図の作者と景観年代」(『文学』五二、岩波書店、一九八四年)。
- 18 辻惟雄「上杉本洛中洛外図再考」(『國華』一一〇五、一九八七年)。
- 19 高橋康夫『洛中洛外』(イメージ・リーディング叢書)平凡社、一九八八年、一八六・一八七頁。
- 20 「三好筑前守義長亭^上御成之記」(『群書類従』二三輯武家部)。
- 21 前掲注(18)辻論文。
- 22 内藤昌「都市図としての洛中洛外図屏風」(『文学』五二、岩波書店、一九八四年)。
- 23 瀬田勝哉「公方の構想」(『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年)。
- 24 前掲注(23)瀬田論文では、「復元表現」「異時同図」を同じ意味で使用している。
- 25 前掲注(22)内藤論文。
- 26 千野香織「複数の情景を合成する 物語と絵画」(『フィクションとしての絵画』ぺりかん社、一九九一年)。
- 27 『伴大納言絵巻』出光美術館蔵。
- 28 『信貴山縁起絵巻』朝護孫子寺蔵。
- 29 『源氏物語画帖』京都国立博物館蔵。
- 30 千野香織「日本の絵を読む―単一固定視点をめぐって」(『物語研究』二、特集：視点、新時代社、一九八八年)。
- 31 『長篠合戦図屏風』大山城日帝文庫蔵。
- 32 内田九州男「長篠合戦図屏風について」(『戦国合戦絵屏風集成』一、中央公論社、一九八八年)。
- 33 『清水寺参詣曼荼羅』中島家蔵。
- 34 拙稿「歴博甲本洛中洛外図屏風に描かれた歌絵」(『史艸』五五、二〇一四年)。
- 35 「三好筑前守義長朝臣亭^上御成之記」(『群書類従』二三輯武家部)。
- 36 「永禄四年三好亭御成記」(『続群書類従』一三輯下武家部)。
- 37 「光源院殿御成記」国立公文書館蔵写本。
- 38 「光源院殿御成記」国立公文書館蔵写本。
- 39 「大館記」(『ビブリア』八五)九三頁。
- 40 「穴太記」(茨城県立歴史館蔵、酒泉家本)。
- 41 『宣胤卿記』長享三年二月二十一・二十二日、三月三日条。「後慈眼院殿御記」明応三年九月九日条(図書寮叢刊、『九条家歴世記録』二)。
- 42 「天文十四年記」(『ビブリア』七六)。
- 43 『ビブリア』七六、後記。
- 44 『お湯殿の上の日記』永禄三年六月十九日条。
- 45 『伊勢物語』東下り、(新編日本古典文学全集)小学館。
- 46 「都鳥」日本国語大辞典、小学館。

- 47 『源氏物語』桐壺 (新編日本古典文学全集)小学館。
- 48 「伊勢集」(『新編国歌大観』第三卷、私家集編一、歌集)五二・六一番。
- 49 古沢未知男『漢詩文引用より見た源氏物語の研究』一九六四年、南雲堂桜楓社、八一・九九頁。
- 50 『源氏物語』桐壺 (新編日本古典文学全集)小学館。
- 51 『枕中記李娃伝鶯鶯伝他』(中国古典小説唐代三) 明治書院、二〇〇六年。一条兼良「世諺問答」にこの話が引用されている。
- 52 小木喬『新葉和歌集 本文と研究』笠間書院、一九八四年、九八八蕃。『新葉和歌集』(和歌文学大系) 明治書院、二〇一四年。「松に吹く風」で有名なのは『源氏物語』松風、「身をかへてひとりかへれる山里 (異本ふるさと) に聞きしに似たる松風ぞふく」(尼の姿になって一人帰ってきた故郷は、明石で聞いたのと同じような松風が吹いている)である。山里はこの場合、都(嵯峨)を指し、「松風」の巻名になった。「故郷の松」は源氏物語、「尼となって一人都に帰る」とも結びついている。
- 53 「上杉年譜」十七 (東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 54 「上杉年譜」十七 (東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 55 『謙信公御書集 東京大学文学部蔵』影印本 臨川書店、一九九九年、四九一頁。
- 56 黒田日出男『謎解き洛中洛外図』岩波書店、一九九六年、一六七・一九六頁。
- 57 「上杉家什宝目録」四、明治三十九年九月御道具調帳 (東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 58 『洛中洛外図大観 上杉家本』小学館、一九八七年、一四〇頁。
- 59 小島道裕『描かれた戦国の京都』吉川弘文館、二〇〇九年、一四六頁。
- 60 秋山光和「室町時代の源氏絵扇面について」(『國華』一〇八八、一九八五年)。
- 61 『源氏物語図色紙』石山寺蔵、伝土佐光吉筆。
- 62 『日本永代蔵』「世界の貸屋大将」(新編日本古典文学全集、井原西鶴集三) 小学館。
- 63 今谷明『京都・一五四七』平凡社、二〇〇三年、八頁。
- 64 内藤昌『都市凶屏風』(『日本屏風絵集成』十一) 講談社、一九七八年。
- 65 千野香織「江戸城障壁画の下絵」(『將軍の御殿』徳川美術館、一九八八年)。
- 66 『実隆公記』享祿二年三月四日、享祿三年十二月六・七日条。
- 67 『お湯殿の上の日記』永祿五年九月十一日条。
- 68 「細川両家記」(『群書類従』二十輯 合戦部)。
- 69 今谷明『戦国三好一族』新人物往来社、一九八五年、一八六・一八七、二〇六頁。
- 70 天野忠幸「織田信長の上洛と三好氏の動向」(『日本歴史』 八二五、二〇一六年)。
- 71 前掲注(56) 黒田著書、一八九・一九六頁。
- 72 天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四年) 一三三頁。
- 73 『言継卿記』天文二十二年正月二十九日条。
- 74 『言継卿記』永祿八年五月十九日条。
- 75 ルイス・フロイス「日本史」第一部八三章 (『完訳フロイス日本史』二、中央公論新社、二〇〇〇年)。
- 76 『兼見卿記』天正元年七月十・十二・十三日条。
- 77 『上杉家文書』(大日本古文書) 六一六・六一〇・六三〇号。
- 78 『上杉文書』七、天正二年六月二十九日付信長朱印状 (『大日本史料』十編三冊八九頁)。
- 79 「信長記」第九、(東京大学史料編纂所架蔵写真帳、岡山大学池田家文庫本)。
- 80 杉本秀太郎「洛中洛外屏風の金雲」(『文学』五二、岩波書店、一九八四年)。前掲注(2) 佐多論文。
- 81 本田安次執筆「盆踊」(『日本風俗史事典』弘文堂)。

図 1 『上杉本洛中洛外図屏風』 米沢市（上杉博物館）蔵 画像提供：上杉博物館

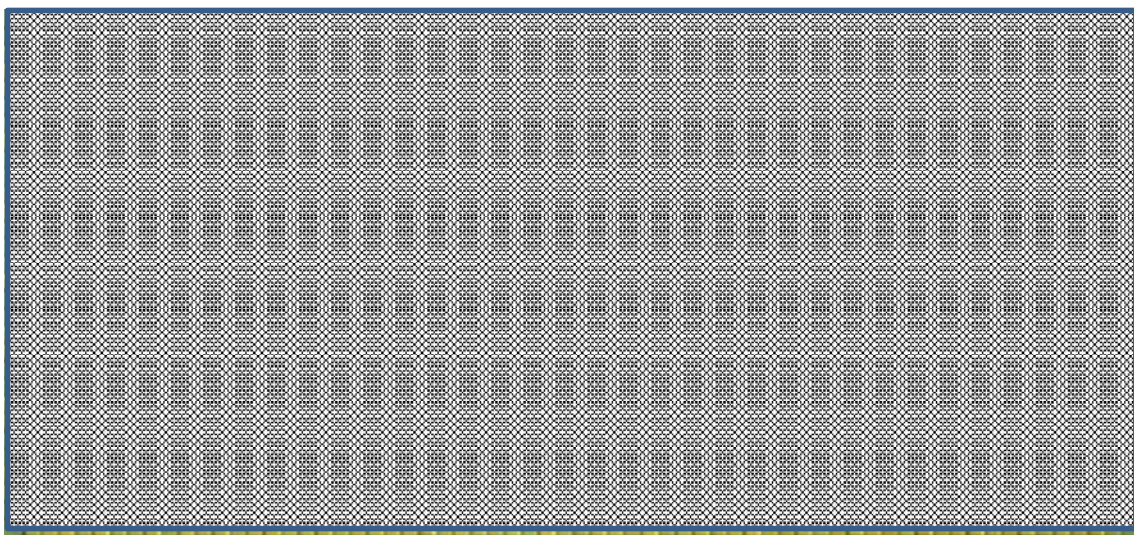
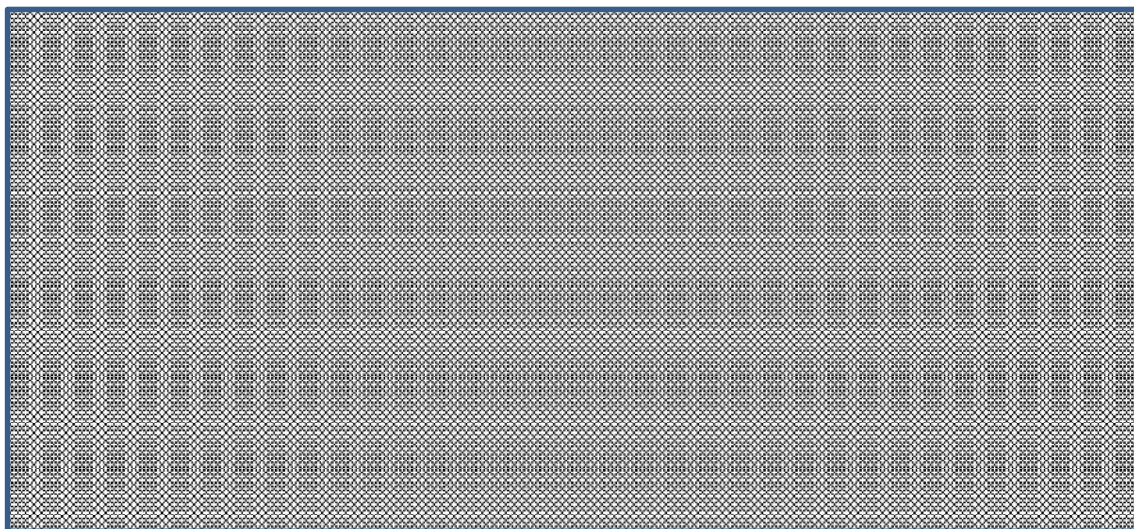


図 2 『上杉本洛中洛外図屏風』
「ひかし山殿様」
米沢市（上杉博物館）蔵 画像
提供：上杉博物館

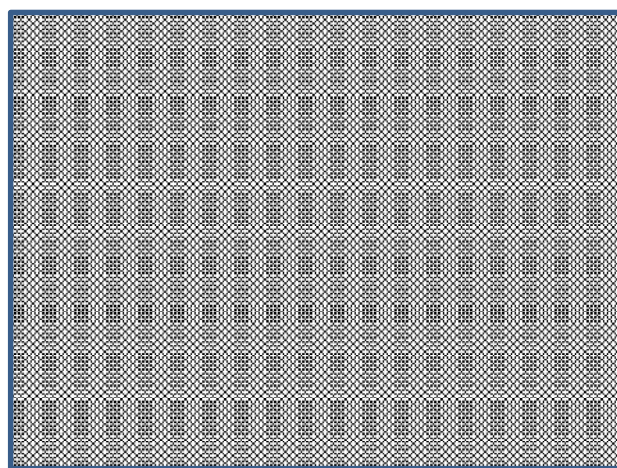


図 3 『上杉本洛中洛外図屏風』「まりの宮」「上ごりやう御たひ所」「下ごりやう御たひ所」米沢市（上杉博物館）蔵 画像提供：上杉博物館

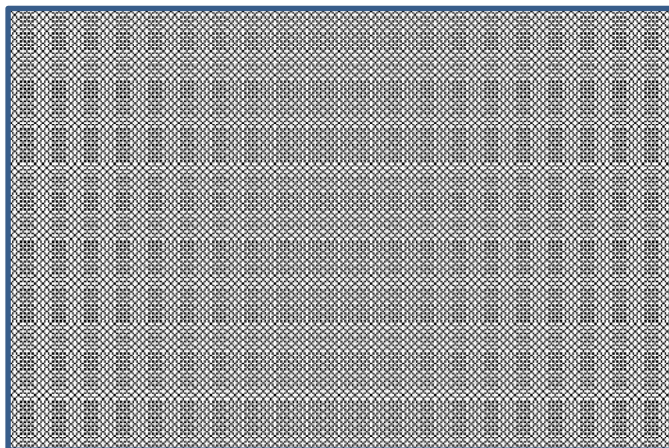


図 4 『上杉本洛中洛外図屏風』 「ぜんしやう院」前鷹狩の一行 米沢市（上杉博物館）蔵 画像提供：上杉博物館

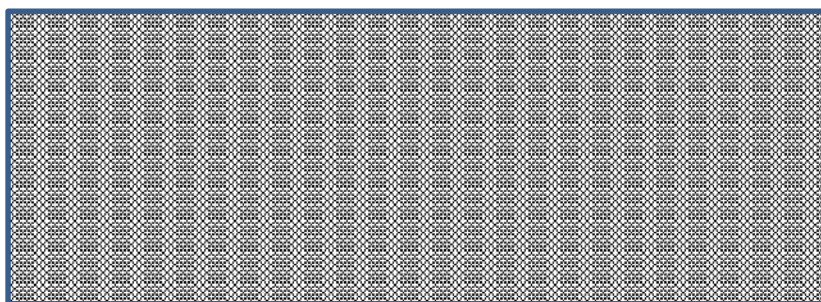


図 5 『上杉本洛中洛外図屏風』「三好筑前」米沢市（上杉博物館）蔵 画像提供：上杉博物館

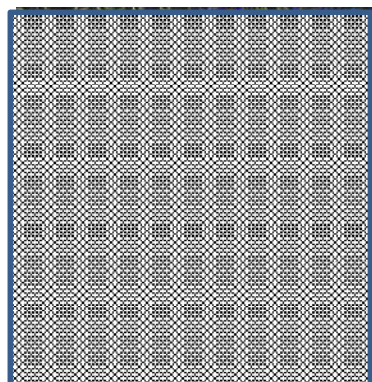


図 6 『上杉本洛中洛外図屏風』「ふゑい」前、米沢市（上杉博物館）蔵 画像提供：上杉博物館

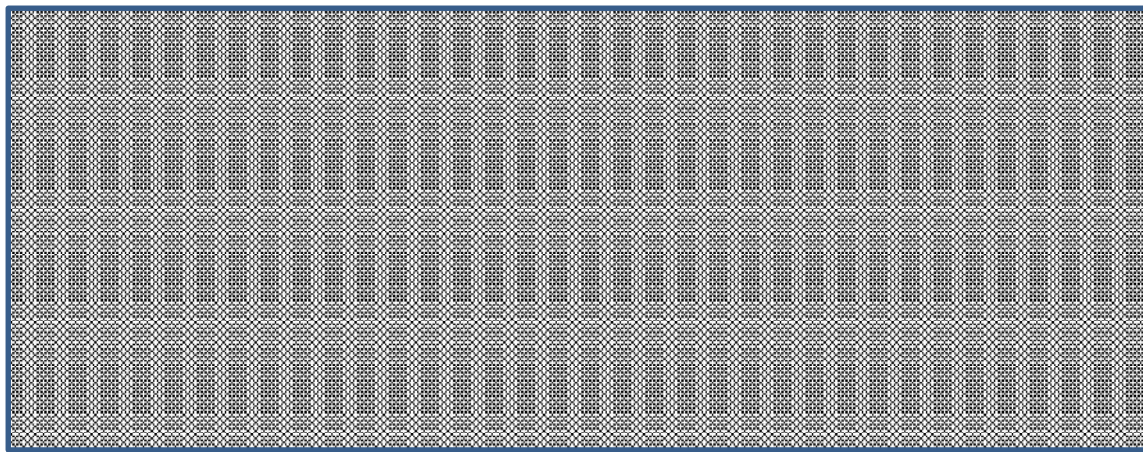


図 7 『上杉本洛中洛外図屏風』「二条殿」、米沢市（上杉博物館）蔵 画像提供：上杉博物館

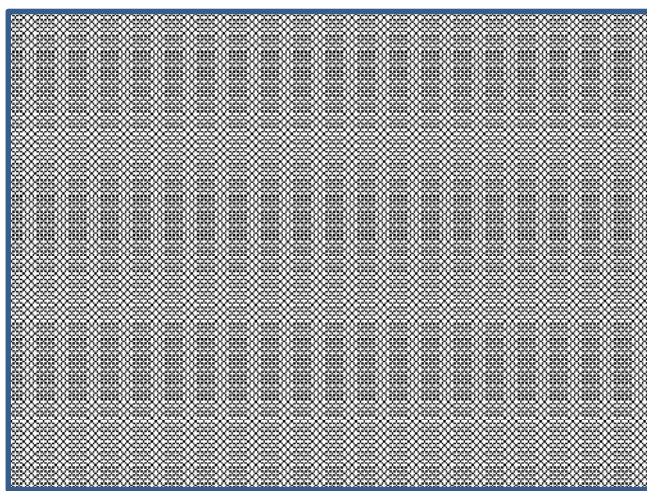


図 8 伝土佐千代『源氏物語図屏風』「若紫」 出光美術館蔵『源氏絵と伊勢絵』展図録出光美術館より引用



図 9 土佐光吉・長次郎『源氏物語画帖』京都国立博物館蔵『源氏物語の絵画』東京美術より引用



図 10 『洛中洛外図屏風甲本』「将軍邸」国立歴史民俗博物館蔵 画像提供：国立歴史民俗博物館

図 11 伝土佐光吉『源氏物語図屏風』「空蟬」出光美術館蔵『源氏絵と伊勢絵』展図録出光美術館より引用

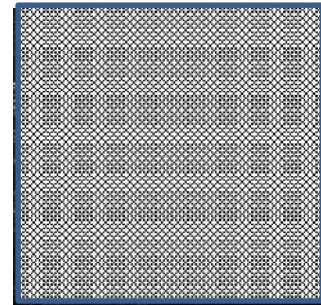
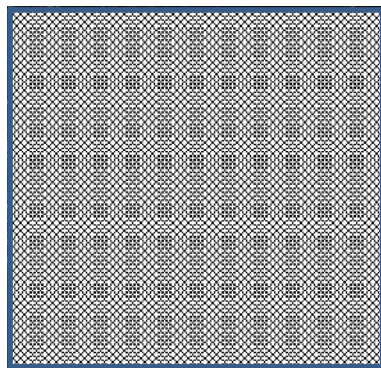


図 13 伝土佐光信『源氏物語画帖』「常夏」出光美術館蔵『源氏絵と伊勢絵』展図録出光美術館より引用

図 12 『上杉本洛中洛外図屏風』「くわさん院殿（花山院）」、米沢市（上杉博物館）蔵 画像提供：上杉博物館



はじめに

室町時代の女性と言えば、日野富子が著名であるが、十二代将軍足利義晴御台慶寿院も、多くの史料に散見され、十二代義晴・十三代義輝期の幕府を支えた女性である。

慶寿院は関白太政大臣近衛尚通息女として永正十一年(二五一四)に生まれた(系図1)¹。室町期の将軍御台は、日野家から出るのが通例であったが、慶寿院は摂関家から初めて将軍に嫁ぎ、十三代将軍義輝・十五代将軍義昭を生んだ(系図2)。そして、永禄八年(二五六五)三好義継、松永久通、三好三人衆の急襲による永禄の政変により、五十二歳で息子である十三代将軍義輝と共に武衛御所で死んだ²。

義晴・義輝期は、慶寿院の兄弟である近衛植家・聖護院直増・大覚寺義俊・久我晴通が将軍近江没落や北白川城入城にも随行し、諸大名の調停役を務めるなど幕府を支えており、「足利―近衛体制³」期と言われる。室町幕府の歴史の中でも、非常に特異な政治体制⁴の原因を、近衛家が外戚であったという点だけに求めることはできないであろう。高梨氏は、当該期の近衛一族を従来の幕府政治における側近公家衆に代わる存在と位置づけ、幕府による公家支配の末期的様相と捉えている⁵。黒嶋氏は、永禄の政変の原因を「近衛家という権威と密着した将軍を廃することにあつた。」と推測する。

まず、戦国期近衛家の研究を概観しておこう。戦国期近衛家に関する研究は、高群逸枝氏⁶、湯川敏治氏⁸、柴田真一氏⁹の近衛尚通・植家期の近衛家の家族構成に関する論稿がある。湯川氏の「足利義晴期の近衛家の動向―植家と妹義晴室を中心に―」は、慶寿院に焦点を当てた唯一の論考だが、中心は近衛家当主植家である。

また、近衛一族と義晴・義輝期幕府政治の関係について、高梨真行氏¹⁰、黒嶋敏氏¹¹、水野智之氏¹²、木村真美子¹³、金子拓氏¹⁴の論考がある。さらに、近衛一族のみならず、従弟である徳大寺実淳息岩栖院(梅仙軒)靈超も、対伊予河野氏外交を担う「近衛ルート」の一員であったことが明らかになっている¹⁵。しかし、近衛一族が義晴・義輝期に将軍側近として活躍することになる要であった慶寿院に関しては、各論稿で触れられるのみである。

さらに、義晴・義輝期の女房の研究は、羽田聡氏¹⁶・設楽薫氏¹⁷・平山敏治郎氏¹⁸・菅原正子氏¹⁹・等の論稿があるが、将軍御台についての研究は室町期を通じて日野富子以外にはない。また、義晴・義輝期の政治情勢に関して、近年多くの研究が重ねられているが、

義晴・義輝期を幕府側から通史的にまとめた論考は少ない。

慶寿院が近衛家息女の慣例である寺院入室をせず、將軍家に嫁いだ理由と経緯、そして、義晴・義輝期における役割は現在明らかではない。しかし、慶寿院は多くの史料に散見され、幕府内で、將軍御台・母という以上に重要な地位にあり、義輝期將軍家家長であつたと思われる。そして、「足利―近衛体制」を解明するには、従来のように、近衛家の男性だけでなく、近衛家と將軍家を結ぶ要であつた慶寿院の役割を検討する必要がある。

慶寿院は外戚として近衛家が力をふるうための駒ではなく、慶寿院を支えるために近衛家兄弟は、義晴・義輝政権と一体化し、それによつて、近衛家を守ろうとした。「足利―近衛体制」は慶寿院の存在によつて生まれた体制なのである。義晴・義輝期の室町幕府政治を理解するには、慶寿院の役割を理解することが必要である。そこで、本稿は今まで看過されてきた慶寿院について検討し、その生涯を追いたいと思う。

第一節 近衛家息女時代

慶寿院の本名は不明である。そこで、本稿では、少女時代も含め「慶寿院」と表記する。まず、慶寿院の兄弟を確認しておこう（系図1参照）湯川氏によれば近衛尚通正妻徳大寺維子の子は七人で、慶寿院は、維子の子ではないとされる²⁰。その根拠は不明だが、『後法興院記』『後法成寺関白記』に誕生の記事がないためと思われる。しかし、家督を継いだ次男植家も『後法興院記』に誕生の記事がなく²¹、文亀二年十二月二十九日条に「（細川尚通）細河六郎就若公誕生為礼来」とあることから、文亀二年十二月生まれと推定される。また、久我晴通は『公卿補任』が母を維子とし、しかも久我晴通の出生記事が『後法成寺関白記』にあるのだが、湯川氏が挙げた七人の維子出生の子に含まれていない。湯川氏は、継孝院・智園寺・宝鏡寺・一乗院・聖護院・大覚寺の六人が『後法興院記』『後法成寺関白記』から教えられるとしている。そして、この六人と植家を維子腹としているのである。久我晴通を教え洩らしたのであろうか。『後法成寺関白記』は、永正三〜十年は欠落がないが、永正十一・十二年が欠落している。慶寿院が永正十一年生まれであるため、誕生の記事がないのである。慶寿院を側室の子とする根拠はないように思われる。

湯川氏は尚通の子女を十一人とするが²²、柴田氏は十二人とし、聯輝軒・正受寺（女）も子女である可能性が高いとする²³。正受寺は、尚通に生見玉を贈り²⁴、「宝鏡寺（五世）、継孝院（神三）、正受寺等被来、生見玉也²⁵」のように、尚通の他の息女と共に近衛を訪れることが多いことから、柴田氏の指摘通り尚通の子とみられる。「賀茂正受寺²⁶」と記載される

こともあり、上京に寺のある継孝院・宝鏡寺と共に頻繁に近衛邸を訪れているが、天文元年正月の記事を最後に記事がない。この事により、柴田氏は「為和集²⁷」に記載のある北条氏康の後室になった「種家の姉」は、正受寺が還俗して嫁いだ可能性を示唆する。正受寺は生年が不明であるが、種家姉であつたとすると、『後法興院記』明応八年三月十四日条に「女子誕生」の記事があり、湯川氏はこれを政家の子とするが、尚通の子正受寺の可能性もある。同年七月六日に「北方有産事²⁸」と『後法興院記』にあり、この女子は知園寺とされるので²⁸、正受寺は側室の子であろう。

また、智園寺も天文元年十二月二十一日、維子が俄に一乗院・慈照寺と共に、智園寺を迎えに坂本へ行き、智園寺が同月二十八日に久我の所へ行つた記事を最後に記事が見えないのである。智園寺は、臨終間際に洛外に出され、死亡したのではないかと思われる。

聯輝軒は、大永三年一月九日・二月一日条に「家門小童²⁹」が相国寺聯輝軒と契約した記事があり、やはり尚通子息であろう。柴田氏は聯輝軒誕生の記事がないことから、『後法成寺閑白記』の記事が欠落している永正十二年生まれと推定した。

慶寿院に関する最初の記事は、永正十三年二月十三日である。「去夜小女発虫令絶人間、今朝召弾^(毒路發虫)正少弼、即来送良薬」と、夜泣き・疳の虫がひどく富小路資直が呼ばれた。富小路資直は医術の心得があり、享祿年間には天皇にも薬を調進している³⁰。

大永三年(二五二三)閏三月十九日にも、日記の行間に補書で、「少女俄歡樂之間、召宝樹院、即来進良薬」とある。同四月にも「姫君此間不例、進良薬之間百疔遣之」、同年十月には「小女風気也、二位法眼進上良薬、余令対面」とあり、大永六年七月も行間補書に「姫君煩虫、二位法眼来進上良薬」とある。尚通は慶寿院の病気を小まめに日記に記し、医者に直々会うこともあつた。

『後法成寺閑白記』中で慶寿院は、「小女」「姫君」「姫君御料人」「御台」と成長するにつれて呼び方が変化していく。日記には慶寿院の病気の記事や、家族と外出した記事が多く見られる。尚通四十二歳の時の子で、末娘として父にかわいがられたようである。

次に、家族との外出が多くみられるのでみていこう。永正十三年五月二十一日(三歳)種家・小童(後の大覚寺義俊カ)と共に御霊社・北野社に参詣し、永正十六年五月九日(六歳)尚通・義俊と今宮祭を見物し、帰りに従弟の徳大寺実通(七歳)が近衛家に遊びに来ている。

永正十七年(七歳)、尚通、姉四人、義俊と共に御霊祭を見物し、帰りに母方の叔父日野内光の家に行った。大永三年(十歳)、母維子と二人で、貴船・鞍馬へ参詣した。

大永六年(十三歳)は、尚通・義俊・聯輝軒と共に、赤山大明神に参詣し、享禄元年(十五歳)四月は、尚通・植家・宝鏡寺・正受寺・継孝院・聯輝軒・母方従弟仁木晴定と共に清水寺へ参詣し、双林寺で兄慈照寺の振舞いを受けた。同年閏九月は、正受寺・継孝院が慈照寺に遊覧に行き、その坂迎の為、尚通・維子・植家・宝鏡寺・義俊と共に慈照寺へ行き逗留した。

享禄二年二月(十六歳)、尚通・植家・義俊・維子と共に、貴船・御霊社・鞍馬参詣し、同年十月にも尚通・植家・叔母尊永・宝鏡寺・継孝院・義俊・慈照寺・聯輝軒・仁木晴定と鞍馬参詣し宿泊した。享禄三年(十七歳)にも、維子と二人で鞍馬参詣をしている。

また、同年九月は、清水へ松茸狩りにいき、山中で宴があつた。参加者は、尚通・植家・維子・宝鏡寺・慶寿院・継孝院・義俊・慈照寺・聯輝軒・御霊殿であつた。このように、家族と共に、度々寺社参詣に行き、時には維子と二人で出かけることもあつた。

続けて行事を見ていこう。大永六年六月十七日(十三歳)、尚通・維子・義俊と共に月待をしている。享禄二年・三年(十六歳・十七歳)は慈照寺に方違へ行き、植家・一乗院・義俊・継孝院が同道したこともあつた。

また、生見玉が毎年、子女や妹から尚通に進上され、子どもたちが集まり祝っている。例えば、大永六年(十三歳)は、植家・聯輝軒と共に生見玉をし、二日後の九日に尚通妹御霊殿・尊永・宝鏡寺・正受寺・継孝院・義俊が集まり、三献・夕飯で祝つた。

享禄元年(十五歳)の生見玉は、植家・宝鏡寺・正受寺・継孝院・聯輝軒・慈照寺・御霊殿・尊永・仁木晴定らが集まっている。

このように、近衛尚通家は家族の結束が強い家で、寺院に入室した兄・姉も頻繁に近衛家を訪れ、家族そろつての外出や行事が数多く行われている。母方の実家徳大寺家とも頻繁な交流が見られる。同時代の『実隆公記』や『二水記』には、家族で遊覧する記事や、家族が集まって会食する記事はほとんど見られない。近衛尚通の日記は、他の公家日記に比べ、家族での遊覧や会合の記事が目立って多いのである。これは、近衛家が生活に余裕があつたこと³¹、大家族であつたことも一因だが、尚通が家族を大切に、一家としての結束意識が強かつたためと思われる。後に植家・道増・義俊・久我晴通が「幕府上近衛体制」と呼ばれるように、一族を挙げて義晴・義輝政権を支える基盤は、尚通一家の結束の固さにあるだろう。

成長儀礼を見ると、永正十三年十二月九日(三歳)に髪置が行われた。維子の実家の母徳大寺室、維子の兄弟岩栖院より「潤體円」が贈られた。一条兼良著「尺素往来」は、「潤

體円」は、最上の良薬としている。

享祿四年十二月（十八歳）、かもしをつける祝いが行われた。成人の祝いである。姉の宝鏡寺は十三歳で入室しているが³²、尚通は慶寿院を尼僧にするつもりがなかったためであろう。近衛家息女は慶寿院以外、全て寺院に入室している。その理由は、身分の高さから適当な嫁ぎ先がなかったためであろう。しかし、尚通はこの頃すでに、慶寿院を將軍家に嫁がせるつもりだったのである。

天文元年（十九歳）に、北条氏綱父子より、進物があつた。これは正受寺の結婚の御礼と思われる³³。尚通・種家・維子・長女継孝院と共に、慶寿院にも氏綱息女から千疋が送られた。他の兄弟姉妹は寺院に入室し、前年末弟の晴通も久我家の養子として久我家に移り³⁴、尚通と共に住んでいた子どもは慶寿院のみであつた。

二十歳過ぎまで尚通・維子と共に暮らした子どもは慶寿院のみであり、兄弟姉妹に会う機会が、姉妹の中で最も多かつた。そして、慶寿院が誕生した時には、すでに姉四人は入室しており、男兄弟の中の唯一の女子であつた。

第二節 義晴御台時代

一、結婚と「桑実寺縁起絵巻」

天文三年（一五三四）慶寿院は、二十一歳で十二代將軍義晴（二十四歳）御台となつた。母維子が十七歳³⁵、日野富子が十六歳で嫁いでいることに比べると、当時としては遅い結婚であつた。義晴は、六角定頼の庇護の元、近江長光寺・桑実寺に享祿四年（一五三二）以来逗留していた。義晴の桑実寺における在所は、後の永祿十一年（一五六八）、織田信長と共に義昭が上洛した際逗留した正覚院とされる³⁶。

享祿五年（天文元年）、義晴は、三條西実隆・土佐光茂に「桑実寺縁起絵巻」を制作させている。土佐光茂が桑実寺を訪れ、現在石仏巡り「第一番」の岩の上から見た実景を基に描いたとされる³⁷。「瑠璃石」、「景清の背くらべ石」も、実際の形状に忠実な描写で、実景を基に描いたという点は首肯できる。

絵巻詞書きは三條西実隆の作で、絵巻上巻は阿閩皇女（後の元明天皇）の病氣快癒にまつわる、藤原不比等の兄定恵による桑実寺草創譚、下巻は桑実寺の繁栄と、元明天皇の桑実寺行幸、薬師如来・日光月光菩薩の飛来が主題である。後述するように義晴・慶寿院の縁談が同年八月初旬から具体化している。「桑実寺縁起絵巻」制作時期が、慶寿院縁談の時期と重なるのである。「桑実寺縁起絵巻」制作は、慶寿院に見せることが真の目的だった可

能性がある。この点について検討したい。

- ①この絵巻の主題は、神仏の飛来を除けば、上巻が藤原氏ゆかりの創建譚である。
- ②下巻の主題は高貴な身分の女性が桑実寺にやって来るといふ点にある。
- ③この絵巻の特色は異例ともいえる桑実寺周辺の実景描写にある。
- ④制作者の顔ぶれは、土佐光茂、三条西実隆、後奈良天皇、尊鎮法親王である。
- ⑤義晴の絵巻制作依頼の最初の書状は、医者である上池院から実隆にもたらされた³⁸。上池院は尚通の日記に度々登場し、近衛家を頻繁に訪れている。
- ⑥二月十五日に詞書き草案が義晴の意に叶ったと実隆に返事が来ており、直ちに絵画制作が始まったと考えられる。
- ⑦六月二十三日に外題・中書等悉く土佐光茂に渡され、ほぼ完成に近かった。
- ⑧天文元年八月十七日桑実寺に絵巻が奉納され、この間一カ月程度の空白がある。
- ⑨この空白期間である七月下旬上池院が近衛家を訪れ、八月上旬に桑実寺より近衛家に使者が来ている。

当時話題の絵画は、武士が制作したものであつても公家間で披見されていたことが確認でき³⁹、『実隆公記』には絵巻を披見した記事が多くみられる⁴⁰。そして、「桑実寺縁起絵巻」の前年に制作された「当麻寺縁起絵」は、「桑実寺縁起絵巻」の制作スタッフである土佐光茂・三条西実隆・後奈良天皇・尊鎮法親王と共に、近衛尚通・近衛植家・聖護院道増が制作にかかわっている⁴¹。上池院が「桑実寺縁起絵巻」制作にかかわっており、かつ「当麻寺縁起絵」の直後に制作され、ほぼ同スタッフで制作された將軍注文の絵巻を、近衛家が全く知らなかったとは考え難い。むしろ、「当麻寺縁起絵」で、上巻を天皇一族、中巻を近衛一族、下巻を三条西一族が分担しながら、続けて制作された「桑実寺縁起絵巻」に近衛一族が全く参加していないのは不自然なのである。

以上の点から、奉納以前に京都で、慶寿院が絵巻を見ていた可能性がある。現在「桑実寺縁起絵巻」の制作目的を、亀井若菜氏は「たとえ近江の一寺院に会つても、義晴は、天皇と共に中央の権力者として正統的立場にいるのだ⁴²」ということを感じさせるためであるとする。また吉田友之氏は、足利義晴が畿内諸勢力の調伏を祈願し、ラストシーンの十一神将の飛来は將軍擁護の軍勢の到来を告げるがごとくである⁴³とする。このような従来の解釈によれば、義晴はあえてこのような絵巻を制作しなければならないほど、権力者としての地位に不安を持ち、「桑実寺縁起絵巻」は義晴の空しい願いが込められた作品であつたということになる。

しかし、「桑実寺縁起絵巻」を、京都で慶寿院が見ていたとすれば、「桑実寺縁起絵巻」は、その実景描写によって見知らぬ土地に嫁ぐ女性の不安を和らげ、藤原氏ゆかりの桑実寺に高貴な女性がやってくるという主題の美しい絵巻を制作してくれた、義晴の思いに勇気づけられる絵巻だったといえる。

さて、将軍家御台は日野家から出るのが室町期の通例であり、摂関家から輿入れすることは先例のないことだった。そこで、尚通が慶寿院を将軍に嫁がせた理由を探ってみたい。第二部第二章で論じたように、永正く大永年間の近衛尚通は、細川高国らと密接な親交を持ち、家門維持に努めていた。永正九年には、聖護院領美濃国各務郡の蘇原庄について細川高国に依頼し安堵された⁴⁴。永正十七年の等持寺の戦いでは、細川尹賢・高国に戦勝祝を贈り、家領西岡・桂庄の保護を依頼している⁴⁵。大永六年三月には、近衛尚通の弟や息が入室している興福寺領原田・櫻井庄の公事につき、細川高国より安堵の奉書が近衛家に届いた⁴⁶。

高国没落後の近衛尚通は、それまでにはみられなかった行動をとっている。高国が退去した享祿元年五月十四日と二十四日に本願寺に荷物を預け⁴⁷、享祿二年には、息が入室する大覚寺・慈照寺の兵三百人を家領桂庄の警護に派遣した⁴⁸。高国が享祿四年六月八日に自刃すると、十五日に家臣を近江、堺へ下し、本満寺に記録類を預けている⁴⁹。六月二十七日に細川持隆から返事があり、細川晴元からは、使者に伝言があり、三好元長からは「畏み入る」と返事があつた。重ねて、細川持隆には書状と伊勢物語を遣わした。八月には三好元長の母が、近衛尚通の娘が門主を務める宝鏡寺・継孝院に来訪した⁵⁰。近衛邸にいた娘は、急いで寺に戻っている。十二月には、細川持隆、光照院から、近衛家領保護を細川晴元に堅く申し遣わしたと返事があつた⁵¹。

また、島津勝久⁵²、大友義鑑⁵³、大内義隆、北条氏綱ら有力大名とも連絡を持ち⁵⁴、娘(正受寺カ)を還俗させ北条氏康の後室に入れた⁵⁵。その後も尚通は、細川持隆や⁵⁶、木澤長政⁵⁷、本願寺光教⁵⁸、と音信をするなど、家門の維持に努めている。

高国・義晴が京都から近江に退いた享祿元年(一五二八)以降、京都には将軍・管領が不在で、「洛中似無守護武士稀有之式也⁵⁹」という状態であつた。そして、京都周辺では小競り合いが続いていた。そのような状況の中で、近江に長らく滞在しているとはいえ、将軍義晴は、朝廷と交渉を持ち、公家もしばしば近江を尋ね、諸大名への栄典授与も行っており、義晴が唯一「公認の権威⁶⁰」と考えられていた。尚通は、高国滅亡後は義晴が最も頼りになると考えたのである。尚通時代の近衛家領は、近衛政家の時代と比べ摂津・近江・美濃

等の荘園は不知行になったところが多く、山城の五ヶ庄・桂殿が主要な所領であった⁶¹。慶寿院の結婚は近衛家所領維持の切り札だったのである。尚通は幕府と一体化することで、近衛家存続を図ったのである。鎌倉公方に代わり関東を押さえる北条氏と、京都將軍家の両方に、近衛家の娘を嫁がせたのである。

なお、木村真美子氏は、『後法成寺関白記』大永六年の紙背文書の、代々の將軍御台日野氏不快の例を書き上げた土代の存在から、尚通の息女を將軍に嫁がす計画は、高国存命中からあったのではないかとする⁶²。寺院入室の契約が幼少期になされることが多いことから推測すると、早くから慶寿院を義晴御台にと尚通が考えていたことは十分に考えられる。

慶寿院結婚の幕府側の交渉相手として、佐子局が考えられる。佐子局は、三淵晴員の姉で、義晴乳母である。『大館常興日記』紙背文書に「そのころ御き、れいしきの御けちなともせい光院へ申候てなされ候つる、まして御ないしよなどの御事、せい光院御そんち候へてへにて御さ候⁶³」と、義晴が在京中の將軍下知は佐子局を通じて行われ、御内書も佐子局が全て承知していた。享祿二年七月、下京地子を柳本賢治に申し付ける佐子局が申沙汰した奉書が出されていることから⁶⁴、京都退去後も同様の地位にあつたものと思われる。尚通の日記には、義晴京都退去後も佐子局との音信が度々記録されている⁶⁵。

実隆が「桑実寺縁起絵巻」外題・詞書などをすべて土佐光茂に渡した一カ月後の、天文元年（一五三三）七月二十八日、上池院が近衛邸に来ている。そして、八月九日に「去夜従左五局岸部来、種々申子細有之⁶⁶」、天文二年正月「從御佐子局有御返事⁶⁷」天文二年九月「御左五局（攝）アカ子小袖遣之⁶⁸」とある。八月に佐子局から使者が来訪し色々相談することがあり、その返事が翌年の正月に届いた。そして、天文二年九月に小袖を佐子局に贈った。書状ではなく、使者が近衛邸に訪れ相談していること、返事が届くまで五カ月かかっていること、それまでの両者間の贈答は、食物であるが、この場合のみ小袖を贈っていることを勘案すると、佐子局との間で、慶寿院嫁入りの事が相談されたのではないだろうか。そして、天文二年十一月桑実寺より使節が上洛している⁶⁹。この使者は正式に婚約が整った使者と見てよいだろう。

これに遡る享祿四年、細川晴元と細川持隆が争い、翌五年（天文元年）一月、三好元長軍が柳本を殺害したため、細川晴元は元長を折檻しようとし、細川持隆の仲裁で、元長等は髻を切った⁷⁰。これは、上池院が実隆に「桑実寺縁起絵」詞書を依頼した時期に当たる。六月、「堺幕府」（義晴異母兄弟義維）を支える細川晴元と三好元長の対立により元長が自刃し⁷¹、義維も十月に出奔した⁷²。天文二年には義晴と晴元が和解したことが確認できる

73。慶寿院結婚の具体化は、堺幕府は崩壊し、義晴の京都復帰が確実と見た尚通の戦略であろう。

慶寿院結婚の行列は大変美麗であつたが、夕立が降り雷も響き、到着した時、濡れて見苦しき体だつた74。六月八日から十日まで、三日間に渡り婚礼の式が行われた。焼き鳥、梅・するめ・いりこ・丸鮑、鰹など五種の肴、雑煮、数の子、塩引き、鮎鮓、蒸し鮑、鶴などで初日は三献の儀が行われ、二日目は、からすみ、鮎、くまびき、羹、鱧・鯨・いもこみで、三献があり、三日目は、月餅、紅白の餅・雑煮・五種の肴・紅白蒲鉾・貝鮑・鯛子・鯉・刺身・せいご・まきするめ等五献があり、伊勢貞信・同盛正等が手長を勤め、六角定頼・義賢父子から十合十荷が進上された。祝儀料二十貫文は局料から支出した。当時局は宮内卿局（大館氏）のみであつた75。

結婚三週間後の天文三年六月二十九日、入京のため義晴・慶寿院は桑実寺から坂本に移つた76。そして、天文三年九月三日、義晴・慶寿院は南禅寺に入った77。

慶寿院結婚後の近衛家は、義晴政権と深く関わっていた。天文五年九月三日大内義隆維掌が近衛家に来訪し、尚通・種家・義晴への献上品を尚通に渡した。翌日大館晴光が近衛家に訪れ、尚通から大内の要望を伝えた。十六日には、義晴から種家が將軍邸に呼ばれ、大内の要望を相談した。大内の要望は、吉田兼右と猪熊兼永（平野神主）との吉田神道をめぐる相論で、兼永を支持していた大内義隆が、近衛家を通じ義晴に裁許を求めたとされる78。大内は近衛家を通しての交渉が最も有利であると考えたのである。十月十八日に、大館常興・晴光・朽木植綱・細川高久・摂津元造・荒川氏隆・海老名高助・本郷光泰が近衛邸に集まり談合した79。この八人は、この年義晴が編成した「内談衆」で、幕政の中心メンバーであつた。このように、近衛家は義晴への取次となるとともに、有力な相談役であつた。

また、天文五年九月十九日に木澤長政が嵯峨に放火し、大覚寺に押し寄せたが、尚通は内々に義晴に注進し、幕府奉公衆が派遣された。

天文八年、慶寿院の母維子より、伊予河野通直を相伴衆にするよう口入があり、天文九年河野通直は相伴衆に加えられた80。河野通直は天文二年に義晴から彈正少弼の官途を得、息子晴通は義晴の偏諱を受けたものとされ81、天文十一〜十二年頃には將軍家の紋を拝領している82。天文十一年頃からは維子の弟岩栖院靈超（梅仙軒）が対伊予外交で活躍している83。

天文五年十月二十七日、前月上洛した細川晴元、近衛尚通の子女七人、入江殿（松山聖槃

義尚娘)を將軍邸に招き能があつた⁸⁴。翌閏十月五日に晴元申沙汰の能が將軍邸で行われており、これは返礼と思われることから、十月の宴は晴元上洛を賀すためであろう。その席に近衛一族が入江殿とともに参加したのは、近衛家は「將軍御一家」であつたためであろう。

天文七年に義晴が細川邸に御成を行った。近衛植家・久我晴通・聖護院道増・一乗院覚誉・大覚寺義俊・飛鳥井雅綱・勸修寺尹豊・烏丸光康・高倉永家・日野晴光が義晴・義輝の座敷に同席した⁸⁵。飛鳥井以下の五名は武家昵近公家衆である⁸⁶。近衛一族の参加は、昵近公家衆のような將軍との主従関係によるものではない。近衛一族の参加理由は、「將軍御一家」であるためと捉える以外ないだろう。

天文九年、細川晴元が盆踊りを自身も踊り、義輝にお目に懸けたいと、近衛植家を通じて申し入れてきた⁸⁷。この時大館常興は、近衛植家を「御里御所様」と記している。近衛植家は義晴一家と一体化した將軍一族であつた。

二、子ども

次に慶寿院の子どもを見ていこう。天文五年三月に、義晴嫡男義輝が生まれた。慶寿院産所に久我晴通が出仕し⁸⁸、維子も度々産所へ通つた⁸⁹。産所総奉行は慣例により二階堂有泰が務め、費用は細川晴元・河内畠山在氏・能登畠山義総・越前朝倉孝景・若狭武田元光が負担した⁹⁰。彼らは、義晴政権を支える中心的守護であつた。

義輝が誕生すると公武の人々が多数近衛家に祝い訪れ、義輝は尚通の猶子となつた⁹¹。乳母には維子の甥日野晴光の妻が選ばれた⁹²。そして、産着は管領が用意するのが慣例であつたが、管領不在のため近衛家が用意した⁹³。維子は慶寿院の出産に七日間付き添い、尚通は七日目の祝いに、俄に義晴に呼ばれ、植家・聖護院道増・一乗院覚誉・久我晴通・慈照寺等と共に將軍邸に行つた⁹⁴。

同年閏十月に義輝が病気をした際は、維子が將軍御所に呼ばれ、快癒まで十二日間將軍御所に詰めた。尚通は二日間芝薬師に詣で、尚通妹・宝鏡寺・継孝院も將軍御所へ行き、聖護院も加持祈祷のため將軍御所へ行き、大覚寺は快癒祝いと思われる田楽を將軍邸で振る舞つた⁹⁵。他の公家の日記では、実家の母が娘の嫁ぎ先に詰めるという例はほとんど見当たらない。義晴は父義澄の亡命先で生まれ、誕生後まもなく赤松に預けられ家族がいなかつた。そうしたことも、近衛一族が「將軍御一家」として將軍家と一体化した一因である。慶寿院は近衛家を頼りとし、義晴夫妻は近衛家の一員だつたのである。

高群逸枝氏の家族の研究によれば、同時代の三條西家では、九条家に嫁いだ娘の出産に

実家の母が立ち会うことはなく、産後も妻の実家が娘の婚家を見舞うことは遠慮された。嫁取婚が確立した時期なのである。しかし一方で、旧態である妻問婚も三条実望は公認されており、結婚形態の過渡期であつたといえる⁹⁶。慶寿院は將軍家に嫁いだ、近衛家の意識的は招婿婚に近く、義晴夫妻は近衛家の一員であり、近衛家は將軍一族であつた。そのため近衛家が義晴没落にも同行したのである。

天文法華の乱が収まり、丹波を中心に活動していた高国弟晴国が自害した天文五年十二月十一日、義晴・慶寿院・義輝は、北小路室町の伊勢貞孝邸⁹⁷に移り、入洛の祝いに植家・聖護院・久我晴通が参上した⁹⁸。九代將軍義尚は、産所から直接伊勢貞親の許へ行き、伊勢氏の下で養育されている⁹⁹。七代義勝も産所から伊勢邸に移り、伊勢貞国の屋敷で育てられた¹⁰⁰。將軍家嗣子は伊勢邸で養育されるのが慣例であつた。しかし、義輝の場合は、義晴・慶寿院が伊勢邸に移り、慶寿院は義輝を手元で育てた。

翌天文六年十一月、次男義昭(二乗院覚慶)が誕生し、天文八年五月に長女(後の入江殿)が誕生した。その他の子どもは、永祿の政変で死亡した鹿苑院周高を、『尊卑分脈』では慶寿院出生とするが、管見では誕生の記事が見当たらない。その他に、『後鑑』は天文十七年若狭国武田義統に嫁いだ娘がいたとする¹⁰¹。また、天文十八年宝鏡寺に入室し、永祿十二年(一五六九)、織田信長の仲介で三好義継と結婚した理源は、一色晴具の娘が母とされる¹⁰²。義晴の子どもは、義昭・理源が慶寿院兄弟姉妹の許に入室した。また、入江殿は近衛家に隣接し、義尚娘が門主であつたが、天文八年、「近衛殿近年居入江殿¹⁰³」と、植家は入江殿に住んでいた。近衛家と入江殿は一体化していた。

さらに、久我晴通の妻は武田元光の娘であるから、義晴の娘は久我晴通の妻の実家に嫁いだ。この他に、『尊卑分脈』は大慈院に入室した慶寿院出生の女子を記すが、これが武田氏に嫁いだ人物と同一人物なのか、別人なのか不明である(系図2参照)。

理源の宝鏡寺入室には久我晴通が付き添っている。晴通はこうした内向きの事柄に関わっていたが、天文二十二年世上の事について慶寿院に意見したが、受け入れられず突如出家している¹⁰⁴。晴通の発給文書は、全て出家後のものとされる¹⁰⁵。表向きことは植家、諸大名との交渉は大覚寺義俊・聖護院道増、内向きの事柄は久我晴通というように、兄弟の中で役割分担があつたのではないかと思われる。

三、義晴死までの動向

次に、義晴死までの動向を見ていこう。天文五年九月細川晴元が上洛し¹⁰⁶、三好長慶・木澤長政・波多野秀忠等を供として義晴に出仕した¹⁰⁷。翌天文六年に細川晴元と六角定

頼の娘が結婚し¹⁰⁸、義晴政権を支える「細川六角体制」ができた。同年八月細川晴元は右京大夫に任じられ、義晴政権は細川高国没落以来漸く安定した。天文八年二月からは今出川御所の作事が始まった¹⁰⁹。天文九年には今出川御所に移徙したのではないかとされる¹¹⁰。

天文八年六月、三好長慶は河内十七箇所の代官職を望んだが、同族の三好政長を重用していた細川晴元はこれを拒否した。これにより晴元と長慶間に内紛が起き、戦闘寸前となった。そのため、閏六月十六日、慶寿院と義輝は八瀬の佐子局(清光院)の許に避難した。義昭が同行したのかは不明である。五月二十九日に誕生したばかりの長女は、七月十日に八瀬へ移った。慶寿院は義輝を守ることを最優先し、産後であつたが長女を置いて、自ら同行した。七月になり、六角定頼・足利義晴の調停により、三好長慶は摂津芥川城(高槻市)を撤退し越水城(西宮市)に移った¹¹¹。

天文十年、細川高国党塩川国満を細川政元被官三好政長・三好長慶らが攻め、塩川は木澤長政に救援を求めた。木澤長政は細川晴元の被官であつたがこれに応じ、さらに細川政元被官の内部対立も表面化した。そして、木澤長政は義晴に京都警固を申し出た¹¹²。細川晴元は岩倉に退去し、その際義晴の同行を求めたが義晴は同意せず、しかしながら木澤に与同することも拒否し、義晴一家は近江坂本に退去した。この時は近衛植家・大覚寺義俊・久我晴通も坂本へ同行した¹¹³。近衛一族が共に坂本へ下つたのは、近衛家も木澤には与同しないことを示すためであろう。『公卿補任』は「関白随大樹徒歩出奔、先代未聞」とする。公家たちにとつても近衛一族の随行は異例であつた。翌天文十一年三月、木澤長政は敗死し、義晴一家は京に戻り、相国寺法住院(義澄位牌所)に入り、その間に今出川御所に堀を普請し、四月八日今出川御所に入った¹¹⁴。

この頃甲本が発注されたと推測される。天文十一年二月に渡唐船が帰朝しており¹¹⁵、財政的にもゆとりがある時期で、今出川御所も完成した。『大館常興日記』天文十一年三月八日条に、普広院(義教)三十三回忌は昨年であつたが、仏事のため万足の進上があつたので、普広院を修理するよう義晴から沙汰があつたことが記されている。天文十年は義教百回忌である。翌天文十二年は、義澄三十三回忌である。義澄三十三回忌の話がすでに出ていたために、常興は勘違いをしたのではないだろうか。

天文十五年九月十二日、義晴一家、近衛植家らは慈照寺へ移った。細川氏綱の重臣細川国慶が入洛したため、国慶は嵯峨に逃れた細川晴元を追撃した。禁裏へは植家・聖護院が訪問し、奉公衆・山門・醍醐寺・久我家・祇園社・駕輿丁等が禁裏警固にあつた。十

月二十九日に、義晴は岩倉の山本を攻撃した。先述したように、木澤が入京した際、細川晴元は岩倉に退去しており、岩倉は晴元の勢力下にあった。その後、後奈良天皇は植家に山科七郷の事について勅書を出している¹¹⁶。これは義晴が北白川城普請のため山科七郷の年貢三分の一を御城米として召し上げたことに対する免除要求であったが受け入れられなかった¹¹⁷。十二月十八日義晴一家・植家・聖護院道増・久我晴通は義輝元服のため坂本に行った。細川晴元は京都から播州神尾に敗走していた。そのため、六角定頼を加冠役とし、義晴は義輝(十一歳)に將軍職を譲り、自身は義輝を後見する「大御所」となり、右大将に任官した¹¹⁸。翌年正月、義晴右大将、義輝元服の参賀を慈照寺で受けていることから、義晴一家は慈照寺に留まっていた¹¹⁹。

天文十六年三月、義晴・義輝は細川晴元・三好長慶と対立し北白川城に入城した¹²⁰。これは、細川氏綱・国慶と結んでいたためとされる¹²¹。近衛植家・聖護院道増・大覚寺義俊も同行したことから、慶寿院も同行したと思われる。四月一日、晴元軍は東山を取り巻き、吉田から北白川一帯に放火した。七月十九日、晴元軍・六角軍に包囲された義晴は、城を自焼して坂本に退去し、二十九日細川晴元・六角定頼と和解した¹²²。閏七月、高雄・梶尾に城を構えた細川国慶を晴元が攻撃し、高雄城は落城し、神護寺・梶尾が焼失した¹²³。

同年十一月、四国から足利義維が堺に上陸した¹²⁴。この知らせは九条植通から証如にもたらされ、証如は翌日千疋を九条に贈り義維を助成している。天文十八年頃、九条植通は養女を三好長慶の弟十河一存に嫁がせる¹²⁵など四国寄りの立場だった。九条植通は天文十八年六月に四国へ下向しようとし、証如から帰京を勧められたが、帰京すれば近衛家の下手になるので、帰京しないと大織冠・春日に誓っていると返事している。天文初年、植通は閑白の座を近衛植家と争い、天文二年閑白に就任したものの、天文三年義晴が帰京すると、閑白・内大臣を辞職し出奔を余儀なくされていた¹²⁶。九条植通が京に戻ったのは、天文二十一年で、十九年間の在国であった。そして、帰京後は妹の嫁ぎ先二条家に同居した¹²⁷。摂関家といえども武家と結びつくことが生き残る術であった。

天文十七年六月七日、義晴一家・近衛一族は坂本から京に戻った¹²⁸。六角定頼が細川氏綱と結んでいた遊佐長教と、細川晴元の和睦を成立させた¹²⁹ためである。この日は祇園会の式日であり、祇園会に合わせ上洛したものと思われる¹³⁰。六月十四日の祇園会を義晴・義輝は四条金蓮寺で見物した¹³¹。この時義輝は十三歳であった。義晴は義輝と同じ十一歳で將軍に任官し、十二歳の時細川高国の差配で祇園会御成をしている¹³²。

祇園会は義晴の父義澄の最も重要な事績で、応仁元年以来三十二年間途絶えていた祭を

再興したものだ¹³³。義輝(十三歳)にとっては生涯唯一、義晴にとっては二度目で最後の祇園会见物であった。この席に、慶寿院も同席したかについては史料が残されていない。

天文十八年一月、三好長慶は、三好政長と細川晴元に対し叛旗を翻し、細川氏綱・遊佐長教と結び出陣した。三月に近衛邸近くにあつた慈照寺里坊で、近衛兄弟の長男慈照寺が何者かによつて殺害された¹³⁴。六月、摂津江口の戦いが行われ、三好政長は討死した。三宅城にいた晴元は丹波を経て京に戻り、義晴一家・近衛一族・援軍として上洛していた六角定頼らと共に坂本に退去した¹³⁵。そして、天文十九年五月四日、足利義晴は四十歳で近江穴太において死去した。慶寿院三十七歳、義輝十五歳であつた。慶寿院は九日に髪をおろし、宮内卿局、慶寿院の乳母も出家した¹³⁶。

五月二十一日、慈照寺で葬儀が行われた。上野信孝・伊勢貞孝ら義晴側近衆の他、飛鳥井雅綱・烏丸光康・高倉永家・広橋国光・高倉永相・日野晴資・南御所（義輝の孫）・通玄寺・總持寺・五山十刹の僧侶等も参じた¹³⁷。高倉父子・烏丸光康は、享祿元年(一五二八)の義晴近江動座・朽木在住に供奉しており¹³⁸、烏丸光康は日野家から烏丸家の養子に入った冬光の子である。広橋国光の妻は高倉永家の娘であり、永家の妻＝永相母は幕府政所伊勢貞陸の娘である¹³⁹。また、先述したように、日野晴資の父晴光は慶寿院の従弟で、晴資の母は義輝乳母である。飛鳥井・高倉・日野・広橋・烏丸は義政の葬儀にも供奉した昵近公家衆の家であり¹⁴⁰、彼らは義晴側近だつた。なお、近衛一族・慶寿院・義輝が葬儀に参列した記録はない。

閏五月、土佐光茂が義晴御影の衣装について、直垂の帯の結び方や紐の色、大口を重ねるべきかどうかを山科言繼に尋ねている¹⁴¹。現在京都市立芸術大学蔵義晴紙形は、片身変りの小袖に肩衣姿だが、御影は直垂姿だつた。

結婚後の生活をまとめると、平穏な日々とは言えないが、将軍に敵対する勢力があつたわけではなく、四国の義維が京都まで進出することもなつた。義晴一家近江退去の原因は、細川晴元被官の内部争い、細川氏綱挙兵であり、細川家内の争いが原因であつた。六角定頼は将軍擁護・細川晴元擁護の立場であり、越前朝倉、能登畠山、若狭武田、伊予河野、伊勢北畠、越後長尾も義晴派であつた。義晴は天文十六年に細川晴元と袂を分かち、高国跡目の氏綱と結ぶ道を選択したが、結局六角定頼の意向で晴元と和解した。しかし、三好長慶が晴元に叛旗を翻し氏綱側と結んだために、義晴一家は近江に没落し、義晴は近江で死去するのである。そして、義晴一家の近江退去には常に近衛一族も同行しており、将軍家と近衛家は外戚という以上に一族化していたといえるだろう。

四、御料所

慶寿院の経済基盤について検討しよう。経済的基盤である御台御料所は大永元年(一五二一)のものと思われる上様御料所が、「雑々書札^(御正)142」に十五カ所の記載されている(表2)。前將軍義種御台の御料所を書き上げたものと考えられている¹⁴³。その内、年貢高が記載されている御料所が六カ所あり、その合計高は九百七十貫に上る。この内、慶寿院が嫁いだ天文年間に確認できる御台御料所は、若狭安賀庄¹⁴⁴、加賀五カ荘¹⁴⁵、加賀七カ所¹⁴⁶である。

若狭安賀庄は、「雑々書札」では四百五十貫とされる御料所である。天文九年においては幕府御料所であり、熊谷勝直が代官、取次が飯尾彝連で、大館常興を通して宮内卿局に二百九十貫文が納入されたことが伝えられ、御倉へ納められた¹⁴⁷。四回に分けて納入された年貢の内、最後の九月二十六日に納められた四十五貫文は、義晴から十分の一ずつ慶寿院、義輝御服料、義輝供衆、所領を持たない無足の衆に配分するよう沙汰があり、御倉正実房に伝えられた¹⁴⁸。それ以前の四月三日に、乳母らの給分が未納であることが訴えられ、九月四日には、慶寿院・義輝・姫君らの乳母が、給分に充てるため十刹の公帖を一通出すように要望している¹⁴⁹。慶寿院周辺の女房衆たちの給分は滞っていた。

加賀五カ荘は、天文年間においても御台御料所であった。佐子局が代官で、天文五年九月に相国寺大智院興禪軒の僧印溪周森が下代官となった。興禪軒は本願寺証如に五カ荘知行回復を申し入れた¹⁵⁰。しかし、在地では興禪軒の入部を嫌い¹⁵¹、下代官入部が認められたのは翌年六月であった¹⁵²。

また、加賀河北郡五カ庄内の俱利伽羅長楽寺は將軍の幕府御祈願所であったが住持職について相論があり、佐子局第三淵晴貞や、近衛種家が元の住持紀伊順遍を住持に戻すよう証如に依頼している¹⁵³。その後、佐子局(清光院)から証如への五カ庄への口添え依頼は、義輝が再入京した天文二十一・二十二にも確認できる¹⁵⁴。

加賀七カ所は、大館常興が記した「加州七ヶ御公用進納之日記」という史料がある(表3)¹⁵⁵。取次は正実、大館常興が代官で、慶寿院乳母に納められている¹⁵⁶。天文九年までは下代官が臼井五郎左衛門尉、天文九年八月からは小黒二郎左衛門尉に代わった¹⁵⁷。代官得分は、常興の取分で運上金とは別に五百疋が収められている。多い年は二千疋プラス代官得分八百疋、少ない年は千疋プラス代官得分五百疋が納められている。代官得分は五分の一とされるので¹⁵⁸、本来の運上金は二五〇〇疋で代官得分は定額だったのではないと思われる。天文九年の下代官交代は、本来二千五百疋の運上金が、千五百疋になっ

たためと思われるが、下代官の交代によっても回復できなかつた（表3参照）。

乳母は婚家にも従っていき、一生女房として仕えた。慶寿院乳母からは運上金の催促が大館常興の所に来ることもあつた。乳母に納められた後の配分先は不明だが、慶寿院の費用や慶寿院の供衆・女房衆らに分配されたと推測される。

天文三年の下行物の出所を記した「幕府御服方料以下諸下行出所覚書¹⁵⁹」は、御台の御服料は納銭方から出すことになっていたため、政所から支出したが近年は調べられないとする。供御米については丹波桐野河内・美濃田の年貢を当てていたが、これも敵国のため調わないとし、御台の供御は供御米以外は、納銭方から支出するとしている。また、女房衆の行器は、納銭方に余裕がある時は所領を持たない衆に支給があつたが、今は調べがたいとしている。

また、天文十六年、大舎人座の本座衆三十一人が、座以外の商工業者に対抗するため慶寿院の被官となっている。興添えの御供、年二回の献上品を約し、樽代千疋を進上した。久我晴通が取りついだもので、他に練貫座も慶寿院被官だつた¹⁶⁰。

五、御台としての活動

つぎに、御台としての活動を見ていこう。

①天文八年、慶寿院から大館常興に、近衛領山城国河嶋を近衛家領として安堵する將軍下知があつたが、万松軒が訴訟に及んだのは謂れのないことなので、その旨を心得ておくよう指示があり、大館常興は、心得たと返答した¹⁶¹。

②天文九年三月三日、日野殿御料人が慶寿院の許に訪れ、近江高島郡日野家領の年貢半分を御料人へ分けるよう口入を願つてきた¹⁶²。日野家当主は晴光（二十三歳）である。この日野家領分進は、一代限りであつたので認められた。

宝鏡寺文書には、祥雲院雑掌宛て文書がある。近江高島郡仁和庄内日野家分割地を、日野家に借錢があると号して、伊藤新左衛門尉が横領したことを禁じ、所領を安堵する天文九年十二月八日付幕府奉行人奉書である¹⁶³。この文書から、慶寿院のところに來た日野御料人は、祥雲院（足利義尚妻、日野勝光娘）だと思われ、分割されたのは、仁和庄の一部、年十二石（閏月がある年は加増）分である。祥雲院は分割地を得たものの、伊藤に横領され、幕府に訴え、幕府奉行人奉書が出されたのである。

③天文九年医師半井明英が医学を学ぶため渡唐を希望し、慶寿院が口入したが、義植の時代に大内義興に勘合を与えたので、大内の許可がないと難しく、大内に関わることはできないと内談衆は返答している¹⁶⁴。大内とは大永三年に勘合船入港をめぐつて、寧波の乱

が起きているためである。

④天文九年九月二十三日、伊勢貞孝邸で、揚弓会が開かれた。この会に朝倉孝景の弟景高・内談衆本郷光泰が参加した。朝倉景高は兄孝景と不仲であり、京都に潜伏していた。義晴は景高との接触を禁じており、景高と同席した本郷光泰に切腹を申し付けたが、本郷は逐電した¹⁶⁵。本郷光泰は、義晴の父義澄近江に没落に供奉した本郷扶泰と同一人物ではないかとされ¹⁶⁶、義澄以来の旧臣で内談衆であった。朝倉孝景からは義晴の処置に対する御礼として、禁裏修理料百貫、義晴に五十貫が進上された。その後、天文十年に慶寿院が執り成し、本郷光泰は許され幕府に復帰した¹⁶⁷。

⑤天文十年八月二十一日、慶寿院は禁裏で能を催している。十日から能役者に唐織物御服を下すタイミングや、叔父岩栖院靈超を僧ではなく徳大寺として、近衛家と同じ座敷に通すこと、慶寿院参会のタイミングなどを大館常興と打ち合わせている¹⁶⁸。当日は禁裏門警護役を細川晴元・伊勢貞孝が務め、禁裏に十合十荷が贈られた。叔父の岩栖院靈超も参加していることから、近衛一族が揃って参加したと思われる。

さらに、天文十四年に、相国寺鎮守の石橋辺にある八幡で觀世の勸進猿樂が行われ、義晴・慶寿院は御忍で棧敷に入っている¹⁶⁹。義晴・慶寿院は夫婦円満であった。

続けて、御台の対面儀礼について見ていこう。六角定頼が慶寿院へ伺候した時は、慶寿院御前には相伴せず、御次の間で肴を賜り、盃を頂くたび召し出されることは面目の至りであると大館常興は記している¹⁷⁰。そして、御台が御成の時は、相伴衆の大名は、伺候せず女中衆が参るとしている。相伴衆の大名は、御台に相伴することはなかったのである。また、御台から下されるものは、御服が通例だが、それがなときは、緞子を盆に据えることもある。正月二日の管領邸への御成初めは、御台も御成する。その時は、大上臈・小上臈・中臈・乳人も御供し、御台の御成以前に管領邸に向かう¹⁷¹。

天文八年十二月三日の義晴・義輝細川晴元邸御成は、慶寿院は同行しなかったようだが、女中衆の大上臈三糸氏、佐子局、宮内卿局が、御成以前に細川邸に行っている。女中衆は、先に行くのが、慣例であった¹⁷²。

義晴御台時代の慶寿院の活動をまとめると、身近な人物の個人的な要望の口人に限られ、政治向きの事に直接関わっていたとは言えない。本郷光泰の件は、慶寿院執り成しという形をとることで、円満に義澄以来の旧臣の幕府復帰を実現したものである。

しかし、近衛家は大名の要望を幕府に取次ぐなど、「將軍御一家」として、その影響力を発揮し、幕府の有力者として幕政に関与した。

第三節 義輝母時代

一、義晴死後の動向

義晴死後、義輝は天文十九年五月十一日、比叡辻宝泉寺へ移り¹⁷³、五月二十六日に、山科言繼、禁裏より四辻季遠、広橋国光、庭田重保、清原枝賢が宝泉寺に訪れ、徐服復任の宣旨があつた。近衛植家は比叡辻妙泉寺が宿所で、言繼等は植家の所にも挨拶に行つて¹⁷⁴いる。

閏五月二十三日に四十九日の仏事が行われ、六月二十一日に、禁裏へ義晴の遺品が奉納された。六月二十八日に將軍參賀が行われ、七月二日、御沙汰始めが行われた¹⁷⁵。

七月八日、細川晴元軍は吉田・浄土寺・北白川に進出した。十四日、三好長逸・長虎親子、十河一存を大将に一万八千の軍が一条から五条に打ち出した。晴元の足輕百人ほどが出合い、小競り合いにより、長虎の与力が鉄砲に当たり討死した。晴元軍は吉田山に陣取、江州衆は北白川山上に陣をとつた。人々は晴元軍に悪口を浴びせ、京中地子等の徴収を東軍は断念した¹⁷⁶。

十月二十日禁裏の東から五条にかけて十河一存・芥川孫十郎・三好長逸らが討ち出し、東山上に陣取つた江州衆二万程の内、永原衆・細川衆等二千程が鴨川河原に打ち出し小競り合いがあつた¹⁷⁷。

十一月十九日、三好長慶軍が東山・聖護院・岡崎・吉田・北白川・浄土寺・鹿ヶ谷・田中を焼き払い、二十日に大津、松本に進出し放火した。そして、二十一日に「東山武家之御城」が落城した。これは、義晴が築城した中尾城、または北白川城だと思われる。義輝は城を自焼し、坂本へ逃れ、さらに堅田に移つた¹⁷⁸。慶寿院・近衛一族も堅田へ移つたのであろう。三好軍は焼け残つた場所に放火し、城を破壊し下国した¹⁷⁹。

翌天文二十年一月三十日、伊勢貞孝・一色藤長(一色晴具の息)・進士賢光・春阿弥・松阿弥が、義輝を盗み奉じて上洛しようとしたが露見し、坂本から退散し夜中に上洛した¹⁸⁰。

二月七日、松永長頼を大将に三好軍は近江に攻め込んだが、瀬田の山岡衆に敗れ退いた。二十七日にも三好勢は大津に放火し、二十八日には逆に山岡勢が山科に放火した¹⁸¹。この間の二月十日に義輝・慶寿院・近衛植家は朽木へ逃れた¹⁸²。

三月十四日に、伊勢守邸で行われた酒宴で、三好長慶が進士賢光に襲われたが、命は取り留めた¹⁸³。これは、義輝が命じたとも、長慶に対する進士の怨みとも言われる¹⁸⁴。義輝が命じたものであれば、一月の進士らの坂本退去は義輝も承知していたといえるだろう

う。

七月には、晴元衆が陣取していた相国寺が焼かれた¹⁸⁵。今出川御所は、天文十八年に義晴が近江に没落する際、相国寺が留守居を命じられていた¹⁸⁶。この後、今出川御所は、存続はしていたものの、荒廢が進んだ。

十月二十八日、大覚寺義俊が天王寺別当に任じられ、義輝・義俊より禁裏へ御礼があった¹⁸⁷。朽木在任中も、義輝から禁裏へ猪子や、季節の贈答が行われ、公家が朽木を訪れている¹⁸⁸。

天文二十一年一月二日、それまで細川晴元を支援してきた六角定頼が死ぬと¹⁸⁹、二十八日、三好長慶と義輝の和談が成立し、義輝は帰洛した。伊勢被官嵯川・堤を先頭に、三宝院義堯・大館晴光・大館晴忠・上野信孝・朽木植綱・細川晴経・伊勢貞孝・高倉永家等が供奉し、近衛植家・大覚寺義俊・慶寿院など数千人が入洛した。慶寿院の輿は十一丁であった¹⁹⁰。朽木にも多くの人数が供奉していた。晴元は嫡子聡明丸を三好側に差し出し、自身は出奔した。翌日義輝に参賀が許された者は、朽木に挨拶に来た者だけだった。山科言継は朽木へ行っていないが、所領が不知行で事行かなかったと弁明し、参賀が許されている。西園寺公朝・三条公兄・雅業王・勸修寺晴秀・三条実福・狩野元信と孫(永徳)等が参賀に訪れた¹⁹¹。

入洛した義輝は他所に入った記録がないので今出川御所に入ったと思われ、今出川御所は存続していたが、二月に義輝は御所を新造し、庭泉水を作っており¹⁹²、荒廢していたものと思われる。入洛の翌日二十九日に山科言継は、近衛植家の所にも挨拶に行き、三月に義輝が近衛邸に御成しているので¹⁹³、近衛邸も存続していた。聖護院は長慶によって焼かれたが、道増は八月に醍醐寺に入寺し、能見物をしている¹⁹⁴。

三月十一日、細川氏綱が右京大夫、弟藤賢が右馬頭に任じられ、幕府に出仕した¹⁹⁵。

十月、義輝奉公衆・醍醐寺衆が、山科を支配していた松永長頼衆を追いたてた¹⁹⁶。山科は、醍醐寺・山科家等の所領であったが、天文十七年に七郷全てが幕府御料所となり、天文十八年義晴が近江に没落すると、松永長頼が知行権を握っていた。

十一月、東山靈山に義輝は城を構え¹⁹⁷、再び京都に進軍してきた晴元に対抗した。二十七日晴元軍は、西岡から嵯峨に陣とり、さらに義輝の籠る靈山に取り懸り、五条坂に放火し建仁寺が焼けた。晴元軍が引き上げた後、山科言継・冷泉為益・広橋国光・庭田重保・撰津元造・飯尾堯連・飯尾貞広等は靈山城の義輝、清水寺に慶寿院・近衛植家を訪ねている。三十日にも、言継・万里小路惟房・勸修寺晴秀・三条実福・甘露寺経元が靈山に

義輝、清水に慶寿院・近衛植家・子安観音に朽木植綱を尋ねた。

十二月一日三好長慶が上洛し、祇園に陣取った。義輝は引き続き靈山に、伊勢貞孝は清水寺執行所にいたが、十二月十七日に植家・聖護院・近衛晴嗣(前久)が連歌会を行っていることから、この頃までに帰館したものと思われる¹⁹⁸。

翌天文二十二年正月は、義輝・慶寿院は今出川御所で、参賀を受けた。閏正月二十八日、三好長慶も子息孫二郎と共に上洛し、御供衆として義輝に出仕した。言継は義輝の次に必ず慶寿院にも挨拶しており、慶寿院の申次は小宰相であった。しかし、長慶と、義輝側近くに不和があり、上野信孝・杉原晴盛・細川晴広・彦部晴直などが晴元に内通しているという雑説があり、長慶は淀に下った¹⁹⁹。

二月八日、義輝は東山靈山城を普請し、十二日、三好長慶が東寺まで上洛した。二十三日に義輝は再び靈山城に入っている。細川晴元は高雄に陣取り三好長慶側と戦があつた。長慶は清水願所で義輝と対面し、反長慶派の上野信孝らから人質を取った²⁰⁰。義輝家臣は長慶派と晴元派に分裂していた²⁰¹。三月八日、三好長慶と義輝の和談が破れ、義輝が靈山城に入城した。それまでは、今出川御所と併用していたのではないかとされる²⁰²。慶寿院・近衛植家も清水寺に入ったものと思われる。

先述したように、四月八日、久我晴通が「世上之儀」について慶寿院に意見したが聞き入れられず、朝廷の許可も得ないまま落髪した²⁰³。晴通は晴元と通じることに反対したが、聞き入れられなかったのではないだろうか。もしそうであれば、晴元と結ぶ道を選んだのは十八歳の義輝ではなく、慶寿院であつたということになる。

晴元と近衛植家は、度々遊興の場に同席しており親しかった。天文九年近衛邸や將軍邸に晴元が訪れ近衛一族と楊弓を行い、天文十一年には、近衛邸で晴元も参加し扇合わせが行われ、晴元と共に遊山したこともあつた²⁰⁴。こうした晴元とのつながりを持つ植家は、晴元と連携する道を選び、慶寿院もそれに同意したのではないだろうか。

七月、細川晴元が長坂に進出し、義輝も出陣した。晴元は上野信孝らに迎えられ北野の馬場で義輝に許された。義輝は西院小泉城を攻め、船岡山に陣取った。しかし、その間に、松田監物・醍醐寺衆が守る靈山城が三好被官今村慶満に攻められ落城した。義輝は杉坂から龍花、朽木に撤退し、途中随行していた公家・奉行人の多くが京都に戻った²⁰⁵。

西島太郎氏によれば、天文二十二(永祿三年(一五六〇))に朽木に滞在していたことが確認できる人物は、近衛植家・清光院・宮内卿局・春日局・細川晴元・細川藤孝・大館晴光・曾我上野介・飯川信堅・三淵晴員・諏訪晴長・飯尾貞広・飯尾堯連・松田藤弘・松田

藤頼・松田頼隆・治部貞兼・治部藤通・祐阿である²⁰⁶。義輝御供の人数は四十人余りであつたとされるので²⁰⁷、実際にはさらに多くの者がいたと思われる。その多くが、義澄・義晴の代から將軍近臣の者たちであつた。

松田頼隆は、大原で他の奉行人とともに拘束されたが、逃れて龍花に戻っている。その後、朽木いる頼隆に山科言継が書状を送っているので、朽木に行ったことが判明する。同じく捕えられた奉行人中沢光俊は、帰京後、頼隆宅が闕所となつたので、頼隆宅に居住し、三好の奉行人として活動した²⁰⁸。朽木に同行し弘治年間の義輝奉行人奉書に署名している飯尾貞広・飯尾堯連・松田頼隆は²⁰⁹、義澄側近であつた飯尾清房・飯尾元行・松田頼亮の子孫で、その名跡加賀守・大和守・豊前守を継いでいる。また、近衛植家がいることから、慶寿院も朽木にいたものと思われる。慶寿院は靈山城から坂本、朽木へ逃れ、義輝と合流したと考えられる。なお、その間も近衛晴嗣（前久）は在京していたことが確認できる²¹⁰。

天文二十三年正月、近衛植家は浄土寺に行つており、京都にいたことが判明する。近衛邸歌会に大覚寺義俊・聖護院御児が参加し、正月二十九日の禁裏和漢歌会に大覚寺義俊・近衛晴嗣が、三月の禁裏千句に義俊が参加している²¹¹。このように、大覚寺義俊も在京していたことが判明する。

弘治二年（一五五六）九月十一日、山科言継は、駿河へ向かう旅の途中、上坂本の妙観寺で、近衛植家・妻慶子に面会している²¹²。植家・慶子はこの頃坂本に在住していた。慶寿院には会っていないので、慶寿院は朽木にいたものと思われる。

永祿元年（一五五八）三月、義輝は龍花へ移り、五月坂本に移り、細川晴元と共に如意ガ嶽に陣を構え、三好軍と戦闘が行われた。六月七日、勝軍城に陣取つていた伊勢貞孝・三好軍は城を自焼し東寺へ引き、十二日義輝は勝軍山に御殿を建てた²¹³。九月十六日吉田兼右が義輝・慶寿院・植家等の御祓いを勝軍城に届けていることから、慶寿院も勝軍城にいたと思われる²¹⁴。

その後、三好側と和睦が成立し、十一月二十七日義輝は入洛し、御殿で細川氏綱・細川藤賢・三好長慶・伊勢貞孝より太刀・馬の進上を受けた。御供は大館晴光・晴忠・上野信孝等であつた。禁裏へも義輝から太刀・馬・折二十合樽二十荷が贈られた²¹⁵。入洛に際し義輝が長慶等の参賀を受けた「松の御庭のある御殿」は、今出川御所と思われる。永祿元年山科言継が武家御所御殿を見物しているので、今出川御所は存続していたことが確認できる²¹⁶。この日は相国寺に逗留し翌日勝軍城に帰り、十二月三日、義輝・慶寿院は本

覚寺(妙覚寺)に入った²¹⁷。慶寿院へも人々が御礼に参上したが対面はなかった。そして、細川藤賢に薄地の素襖が御免となり、これは、近衛植家の申沙汰だった。

十二月十七日、細川氏綱より樽・白鳥・昆布等が進上され、慶寿院・春日局よりお酒が下され、長慶より慶寿院に折五合樽五荷、春日局(義輝乳人、日野氏)へ三種三荷が進上された²¹⁸。十二月二十三日には、義輝と近衛植家の娘の祝言が三日間に渡り行われた²¹⁹。

永禄二年二月三日、三好長慶と共に息孫次郎(義興)が初めての御礼に出仕し、義輝に馬・太刀・五種五荷、慶寿院に五種五荷、春日局へ三種三荷が進上された。三月十日に、細川氏綱が歳暮の挨拶として、義輝に扇十本・十合十荷、御台に五合五荷、慶寿院に五合五荷と初めての対面の御礼に練貫一重・引合十帖、春日局へ三種三荷が進上された。

同十二月十八日三好孫次郎へ、「義」の偏諱が与えられ、義長となった。永禄三年正月、長慶が相伴衆として始めて出仕し、義輝に太刀・万疋が長慶・義長それぞれから進上され、慶寿院にも長慶・義長から各千疋が進上された。その他の儀礼においても、慶寿院・春日局には必ず進上物が記録されている²²⁰。

永禄二年七月八日、武衛の敷地に將軍邸が新造され、造作始めが行われ²²¹、永禄三年六月、武衛御所に移徙した²²²。この御所は堀が掘られ、城に近いものであった²²³。山科言継の許に讃岐守忠宗、甲斐守久宗が訪れ、堀普請を諸司公人は免除するよう、禁裏として申し入れるよう要望があり、言継は、既に広橋国光をもつて上野信孝に申し入れており、了承されたと返答している²²⁴。武衛御所普請には禁裏近くに住む下級官人も諸役負担を求められた。

永禄二年七月二十日、大覚寺義俊が妙覚寺で、風流踊りを張行し、広橋国光・山科言継らが相伴し、二十二日には近衛晴嗣が妙覚寺で二百人余りの風流踊りを張行した²²⁵。

同年八月一日、八朔の礼に山科言継父子・広橋国光・高倉永相・甲州武田入道等が参賀に訪れている。言継は、御台近衛氏、慶寿院へも挨拶に行き、聖護院道増と初めて対面した²²⁶。これ以前の同年二月一日に織田信長²²⁷、四月頃に長尾景虎も上洛している²²⁸。また、正親町天皇即位費用を毛利元就が献上した²²⁹。三好長慶も即位費用二百貫を献上している²³⁰。義輝京都復帰後、信長・謙信が上洛し、義輝御所では、近衛家主権の風流が行われ、正親町天皇即位費用も献上され、漸く京都は安定を取り戻した。

永禄三年二月、正親町天皇は、勸修寺尹豊の即位伝奏就任について義輝に直に文を送り、大覚寺義俊が取り次ぎ、翌日義輝から承認の返事があつた²³¹。義俊から慶寿院、義輝へ伝達されたのであろう。近衛ルートの交渉は迅速な交渉ルートとして、禁裏も利用したの

である。

同年七月、近衛植家の妻慶子が死去した²³²。慶子は細川高基の娘であった。高国一族が近衛家と家族ぐるみの親交があった永正末年頃、久我家養女として植家正妻に迎えられ、高国一族滅亡後、後に義輝妻となった娘、近衛家嫡子晴嗣を産んだ。先に見たように、植家近江滞在にも同行し、苦楽を共にしてきた。

永禄四年三月三十日、義輝は三好義興邸へ御成した。これ以前の二月二十三日、鹿苑寺に義長（義興）が見物に行ったところ、義輝が坂迎に来ているので参上するように呼ばれた。その後、坂迎えの返礼として將軍邸で能を催したが、三月一日の義長幕府出仕の時、大館晴光・上野信孝・伊勢貞孝が、返礼は略儀であったので再度御成を申し入れるよう持ちかけた。三好長慶・義長は、光照院の並びの立売北・道正際・木下の古御殿に主殿の破風、能舞台・便所、御湯殿・厩を新造し、茶室、座敷飾りを設え、西向きに冠木門を建て、門前の大心院から光照院の道に幕を張り、義輝を迎えた²³³。

義輝は、細川藤賢・大館輝氏・上野信孝・細川輝経・大館晴忠・伊勢貞良・伊勢貞倍・伊勢貞孝・万阿を御供衆に連れ御成し、三好長慶・義長・細川氏綱・三好長逸・三好政康等が出迎えた。また、竹内季治、松永久秀は御供衆の接待にあたった。そして、奉行衆は先例では將軍御成に供奉しなかったが、三好筑前邸御成には、松田盛秀・松田頼隆・飯尾貞広・中沢光俊等が参勤した。これにより、慶寿院御所への義輝御成の際の御目通りが問題になった²³⁴。ここで、慶寿院への御成が問題になるのは、直後の閏三月十二日に、義輝が慶寿院御所へ御成したためであるが²³⁵、慶寿院が幕府内で將軍の母という以上に、特別の地位にあるため、御成の格式が問題となったのである。

前章で述べたように、上杉本洛中洛外図に描かれた三好筑前邸冠木門は、この御成のため新たに造立された冠木門を描いている²³⁶。また、三好邸はこの時まで京中になく、在京の時は梅津長福寺などが使用された²³⁷。そして、義輝御成に際して改築された古御殿の位置は、大心院・光照院に挟まれて描かれている上杉本と一致し、三好筑前邸・冠木門の描写により、上杉本制作年代は永禄四年以降と確定できるのである。

三好邸御成は、三好義長（義興）を義輝の臣下として、幕府秩序に位置付け、主従関係を再確認することが目的であった²³⁸。義晴の遺言であった「將軍家再興²³⁹」を象徴する出来事として、上杉本に三好邸冠木門が描かれたのである。

永禄四年四月、幼少な和泉守護代松浦萬満（一存実子²⁴⁰）を後見していた三好長慶の弟十河一存が死去した。すると、近江六角義賢と畠山高政が結び、六角は法華宗を払うと

号して入京をめざし、守山まで進出した。三好は大館輝氏息女を人質として取り²⁴¹、義輝の離反を防ぎ、永禄四年五月細川晴元と和睦し、晴元は摂津富田普門寺に入った²⁴²。晴元の離反を防ぐためである。六角義賢は勝軍山に陣をとつたが、将軍義輝に対しては敵対するものではなかつた²⁴³。

永禄五年三月五日、久米田の戦いで長慶の次弟三好実休が戦死すると、翌日義輝・慶寿院は三好側と一味となり石清水八幡に退いた。三好義興も山崎まで退き、六角義賢(承禎)軍が清水坂に陣を移し禁裏を警固し、洛中洛外に放火した²⁴⁴。

五月、阿波から三好の援軍が到着し、教興寺の戦いで畠山・根来寺軍を破つた²⁴⁵。六月、六角は三好と和睦し近江に帰陣し²⁴⁶、六月二十二日、義輝・慶寿院は帰洛した。その後八月二十五日、伊勢貞孝は、義輝・三好に叛旗を翻し、九月十一日に滅ぼされた²⁴⁷。

また、八幡避難中の四月十一日、義輝に嫡子が誕生したが、七月十三日死去した²⁴⁸。また、八月二日、越後へ下向していた近衛晴嗣が帰京した²⁴⁹。

永禄五年は、三好が畠山高政・六角義賢の挟み撃ちになり、三好実休が戦死するなど三好政権の危機であつた。義輝は三好と組むことを選び、一方、八幡へ同行せず在京を続けた伊勢は滅ぼされた²⁵⁰。しかし、永禄六年には義輝息女總持寺(八蔵)が松永の所へ人質として送られ²⁵¹、将軍邸の周りに大堀を掘る²⁵²など、三好側と義輝の間は信頼関係にあつたとは言えない。

翌永禄六年、三月細川晴元が富田で死去、四月上野信孝が死去、十一月三好義興が死去、十二月細川氏綱死去²⁵³、翌永禄七年五月三好長慶の弟安宅冬康が長慶に殺害され、七月長慶も死去した。永禄四年から七年の三年ほどの間に、義晴の死に関係した人物が次々と死去し、三好政権は若い三好義継(十河一存息)が継いだ。先に論じたように、この頃永禄九年五月の義晴十七回忌のため、上杉本が発注されたと推定できる。

永禄八年五月十九日、武衛御所が突然三好義継・松永久通(久秀息)三好三人衆に襲われた。義輝は長刀で応戦した。義輝が部屋から出ようとしたとき、慶寿院は義輝を抱き力を尽くし出て行くのを止めようとしたが、それを振り切つて走り出たという。慶寿院は義輝の死を目のあたりにし、これ以上生きながらえようとは思えないと自害しようとしたが殺されたとフロイスは記す²⁵⁴。梅仙軒靈超は、「公方様御働様無及樊噲様^三申候、慶寿院殿も御目害無比類事」と書状に認めた²⁵⁵。義輝弟の鹿苑院周高も三好被官平田に誘い出され路次で殺され、大館晴忠の子岩福、進士晴吉、彦部雅楽頭をはじめ多くの者が死んだ。慶寿院の内衆、小林左京亮、西面左馬允、松井新二郎、高木右近、森田新左衛門尉、竹阿、

金阿も殺された²⁵⁶。

義輝側室であった進士晴舎娘小侍従は、久我の家臣竹村のところに匿われたが、知恩院で二十四日に殺され²⁵⁷、義輝御台近衛植家娘は、三好長逸が近衛家に送り届けた²⁵⁸。

後年の永禄十一年、一条の北、村雨にあった浄福寺は、永禄の政変の死骸を供養したことを賞され、寮舎安堵の奉行人奉書を義昭から与えられている²⁵⁹。

この永禄の政変の原因を、山科言継は阿波の義栄を將軍にするためとし、靈超は、義栄入洛を調えるためだろうかとし²⁶⁰、フロイスは義栄に將軍の名跡だけ継がせ松永久秀が実権を握るつもりだったとする。天野氏は、まだ十代であった義継が先手を打ち、自らが將軍家の地位を継ごうとしたとする²⁶¹。

天文十八年から永禄元年まで、途中天文二十一・二十二を除き、將軍不在は長期にわたり、その間に將軍を必要としない三好体制ができていた。また、三好氏領国支配はかつての幕府―守護体制によって維持されたのではなく、三好氏の自力によるものだった。そして、永禄元年に義輝と和解後は、三好氏は將軍家のために多大な出費と儀礼への出仕を負担していた。それでも、將軍を敵に回すことは敵対勢力を抱えることで不利であった。また、三好長慶にとって敵だったのは細川晴元であり、本来、將軍家に敵対するものではなかった。しかし、若い義継にとって長慶亡きあとの三好家を維持するために、義輝は脅威だったのであろう。

なお、慶寿院の法名は「明室慈昌大師」である²⁶²。翌永禄九年に近衛植家、永禄十年に大覚寺義俊が敦賀で死去した²⁶³。「足利―近衛体制」は慶寿院の死と共に終わったのである²⁶⁴。

二、將軍母としての活動

將軍母の時代の慶寿院の活動を見ていこう。

①天文二十一年、山科言継家の地子は柳原家へ納めていたが、少々未進をしていたところ、言継不在中に總持院壽正軒より、斉藤越前守・鳥飼兵部の者が来て、雑具を打ち壊すなどの乱暴があつた。言継は、奉行人松田盛秀に將軍への披露と処罰を求めたが、斉藤越前守からその件については存せずとの使者があつた。そこで、言継は近衛植家にも内々の口入を依頼した。植家は慶寿院へ申し入れると返事をし、その日の内に、總持院より、乱暴をしたものが逐電したと知らせがあつた。その後、義輝乳人より仲裁の知らせがあり、乱暴した者等は洛中追放閉門となつた。その後、飯尾盛就が、乳人の使いとして来訪し、この件に義輝は関知していないので、乳人・大館晴光・飯尾盛就が乱暴者の家結をするの

で、山科家からも検使を遣わすよう依頼してきた。九日後には再び飯尾盛就が乳人・宮内卿局の使者として来訪し、乱暴したものを許すようにと伝えてきた²⁶⁵。こうした小事には、義輝が表に出て正式な成敗にするよりも、内々の処分の方が、双方にとって好結果だったと思われる。

②「禁裏御料所内蔵寮領陸路河上四方八口率分役所」が三好被官今村慶満に横領された件について、山科言継は三好方と天文十八年から交渉していたが進展が見られず、義輝上洛後は、幕府奉行人奉書も手に入れるが不調であった。そこで、天文二十一年八月慶寿院の御書を出して貰いたいと義輝乳人に訴え、十二月に御内書が出た。今村の横領は天文二十三年になっても解決しなかったが、慶寿院が幕府内の実力者であったため、慶寿院へ依頼したものと思われる²⁶⁶。

③山科言継は、天文二十一年九月に、山科の知行分を回復するため、内々慶寿院・近衛植家・義輝乳人へ書状を送り、地頭分が返付されれば、西山郷の年貢・地子の内三分の一、野村郷の半分の地子を十年間進納すると約している²⁶⁷。言継は、永禄八年にも返還を願っていることから、この願いは叶わなかったと思われるが、近衛・慶寿院を通じて願うことが公家にとっては最も成功率が高い方法だったのであろう。

④永禄二年に、禁裏で奉幣が行われたが、雨が降り神祇官の参行が遅れた。これは、材木がなく、神祇官の仮屋を建てられないためであった。結局この日は日が暮れたので奉幣が延引となった。

材木屋は慶寿院の被官であったため諸公事免除と号し材木を出さなかったのである。既に、幕府奉行人松田盛秀に善処を求めていたが、行き届かなかった。そこでこの夜、武家伝奏の広橋国光をもって武家に伝えるよう正親町天皇から指示があり、広橋を召したが他行のため、吉田兼右を夜十一頃將軍郎に行かせた。幕府は、材木についてすでに申し付けてあるが、奉幣の日を知らなかったのでこちらの落ち度ではないが、明日必ず申し付ける²⁶⁸と返事している。

⑤永禄三年、浄土正宗高田派総本山専修寺真恵の子応真（後に堯慧）は、当初住持職継承を辞退したので、常盤井宮の子真智が後継者となる予定であったが、真恵の死後、応真は住持職の綸旨を得て末寺に参集を呼びかけた。一方、真智も綸旨を得て、朝廷・幕府・大名を巻き込んだ争いとなった。越前では勝曼寺など四カ寺が応真支配に抵抗し、相論は、朝倉が裁許することになったが、朝倉義景は幕府の意向に沿った下知を行うことになり、両派が幕府での訴訟工作を行った²⁶⁹。

真智派は大館晴光を介して、万疋の礼錢により義輝の御内書を得たが、慶寿院と大覚寺義俊が義晴猶子であった応真のため口入をし、先の御内書は破棄され、応真への帰順を命じる幕府奉行人奉書が出された²⁷⁰。「専修寺文書」には、義輝から慶寿院宛て消息、慶寿院から専修寺宛て消息、慶寿院から朝倉室への消息案が残され、慶寿院が主導権を持つてこの相論に関わったことが判明する。

⑥永禄五年、曼殊院と北野社松梅院の加賀富墓庄をめぐる相論において、伊勢貞孝が行う政所沙汰で裁許されたが、この裁許に対し松梅院は裁許が曼殊院側に偏っていると愁訴した。義輝は審理経過を奉行人に尋ねようとしたが、松永久秀は政所でひとたび出た判決に将軍が口を挟むことはするべきではないと伊勢貞孝を擁護した。激怒した義輝は、久秀の良きようにせよと声を荒げ、上野信孝・進士晴舎らは久秀の遠慮のない申し様を諫めた。

その後、久秀は奉行の喚問に同意したが、義輝の八幡動座により、喚問は延期となった。そして、その間奉行人が奉行人奉書に加判することを慶寿院が差しとめた。五月九日、加判しなかった奉行人松田藤弘は伊勢貞辰の糾明に対し、その間の事情を説明した書状と慶寿院の文の写しを提出した²⁷¹。

⑦永禄六年、慶寿院は興福寺一乗院に入室していた次男覚慶（後の義昭）を、前例があるとして、二位に昇進させるよう正親町天皇に執奏した。天皇は、前例を具体的に示すよう返答している。翌月、一乗院覚慶より樽十荷五色が進上されているので、この願いは認められたと思われる²⁷²。

このように、慶寿院は大きな力を持っており、時には義輝の裁許を覆すこともあった。義晴が死去した時義輝は十五歳であり、義晴は慶寿院に「我無成又共思沈給ハテ、世ノ中ノ後見共成給ヒ、再ヒ家ヲオコシ給ヘ」と遺言した²⁷³。慶寿院は義輝後見役だった。そして、慶寿院には近衛一族が従っていたことが、慶寿院が大きな力を持っていた要因であろう。

例えば、毛利元就が息子吉川元春に出した書状には、聖護院道増を「公方様叔父にて御座候、其上悉皆之御異見者にて御座候²⁷⁴」と述べている。これは道増が義輝上使として、毛利一尼子間調停に下向してくることについて、元春に道増の接待について注意を与えたもので、永禄三年の文書とされる²⁷⁵。道増が義輝に対し大きな発言力を持っていたことがわかる。これは、慶寿院がいればこそその発言力であり、近衛種家・大覚寺義俊も同様の発言力を持っていたと思われる。

三、遊覧とフロイス

永禄七年五月、慶寿院は伊勢神宮に参詣している。二見ヶ浦見物のため、伊勢河崎から舟で、太江寺へ行き夫婦岩を見物した。御供は、細川藤孝・上野清信・大館晴忠以下数十人であった。伊勢神宮が船等を差配し、義輝から感状があつた²⁷⁶。

永禄八年三月十三日は、鞍馬に参詣している。二泊三日の参籠で、義輝も翌日合流している。御供は、大館晴忠・上野憲忠であつた²⁷⁷。永禄七年に義輝は有馬に行つており²⁷⁸、永禄七・八年は戦乱もなく、遠出ができる状況だつた。

永禄八年、ルイス・フロイスは、慶寿院に面会している。フロイスは將軍邸正月の儀式について、参賀の者は、紙十帖と金扇を献上し、公方は一言も話さず、高貴な者には盃を与え、その他の者は頭を地面まで下げてお辞儀し、ただちに退出し、御台と慶寿院もそれぞれの御殿で同じように参賀をうけるとする。

將軍邸を訪れたフロイスはまず、進士美作守晴舎の所へ行つた。進士晴舎は、義輝側室小侍従の父で取次を勤めていた。將軍邸は深い堀で囲まれ、御殿の外には夥しい馬と輿が並んでいた。義輝・御台に挨拶した後、進士主馬允と共に慶寿院の御殿に赴いた。途中四・五部屋の前を通り、慶寿院の座敷についた。そこには多数の女性がいた。盃が運ばれ、慶寿院が飲んだ後、その盃を侍女がフロイスらの所へ運び、慶寿院は手ずから箸をとつて肴を与えた。そして、異国の人達には日本の礼式はさぞかし新奇で不馴れに相違ないのに、彼らがそれらの礼式に通じているのは驚くべきことだと言つた。側には、阿弥陀の祭壇があり、金の後光が差し、頭に飾りがついていた。慶寿院は大柄な体格の人で、年老いて威厳があつた²⁷⁹。現在、義晴・義輝・義昭の肖像画が伝わっている。義輝・義昭は大柄な母親に似ていたと思われる。

おわりに

慶寿院は、近衛尚通一家という結束の固い家の末娘として生まれ、近衛家領維持の切り札として將軍義晴に嫁いだ。近衛植家等兄弟が慶寿院に常に寄り添つたのは、父尚通の指示だつたと思われる。

そして、慶寿院が天文三年（一五三四）に十二代將軍義晴に嫁いだ当時、義晴は近江桑実寺で六角定頼庇護下にあつた。慶寿院は完成間もない「桑実寺縁起絵巻」を京都で見ている可能性が高い。「桑実寺縁起絵巻」は、桑の大樹のもとに、日光・月光菩薩の垂迹である金の鳥（太陽）と白兔（月）が揃うところからはじまり、藤原氏ゆかりの桑実寺に、高

貴な女性がやってくるという話である。巻頭場面は、桑実寺の大樹（将軍）のもとに、太陽（義晴）と月（慶寿院）が揃うことを暗示しているのであろう（図1）。

義晴・義輝期は、度々将軍が京都から近江に避難しており、結婚後の慶寿院も避難を繰り返し苦楽を共にした。それ以前の将軍家に比べ、日常的に夫婦が接する機会も多く、危機を乗り越えるため家族としての結束が強まったであろう。そして、慶寿院は常に義輝を手元に置き、手塩にかけて育てた。天文五年、伊勢邸に義輝と共に義晴・慶寿院が移り、天文八年に八瀬へ義輝・慶寿院のみが避難したことは、慶寿院の意思ではないかと思われる。義輝と慶寿院は生涯離れて暮らすことはなかった。

また、近衛一族も義晴の京都退去に随行し近江に滞在した。また、将軍側近として大名間調停の使者に立ち地方へも下向した。血縁者を持たない義晴にとって、義澄以来の家臣と合わせ、近衛一族は最も信頼できる存在だったのである。そして、近衛家も義晴を近衛一族の一員と認識していたのであろう。近衛家と義晴夫妻は、外戚という以上に一族であった。

義輝期の慶寿院は、将軍後見役として大きな力を持っていた。伊勢貞助の記録や、『お湯殿の上の日記』に度々慶寿院に関する記載が見られる。義輝にとって母及び近衛家の伯父達の意見は無視できないものがあつた。慶寿院は近衛兄弟をバックに「将軍家家長」だった。

義晴・義輝期の「足利―近衛体制」という特異な体制は、慶寿院がその要だったのである。近衛家が外戚として義晴・義輝期に力をふるったという理解がこれまでの通説だが、慶寿院を支えることが近衛兄弟の使命だった。

「足利―近衛体制」は、近衛尚通家という家族の結束が非常に強い一家と、家族を持たない足利義晴が結び付き、その要として慶寿院がいたことによつて生まれた特異な政治体制だったのである。

慶寿院死後、元龜四年（天正元年、一五七三）に、上京は織田信長によつて焼き討ちされ、その姿を大きく変えた。上杉本は幕府の支配地域である京都の最後の姿を今に伝え、室町幕府滅亡と共に、京都は将軍の都としての役目を終えたのである。黄金に輝く上杉本洛中洛外図屏風は、何度も京都退去を余儀なくされた将軍家の洛中洛外への思いと、天下静謐の祈りが込められているのである。

1 「年代記抄節」国立公文書館蔵写本。

2 『言継卿記』永禄八年五月十九日条。

- 3 黒嶋敏「山伏と将軍と戦国大名」(『年報中世史研究』二九、二〇〇四年)。
- 4 高梨真行「将軍足利義輝の側近衆」(『立正史学』八四、一九九八年)。
- 5 同前、高梨論文。
- 6 前掲注(3)黒嶋論文。
- 7 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』(国書刊行会、一九八五年)。
- 8 湯川敏治「中世公家家族の一側面」(『ヒストリア』九二、一九八二年)。同「戦国期公家女性の生活」(『ヒストリア』一三九、一九九三年)。同「足利義晴期の近衛家の動向」(『日本歴史』六〇四、一九九八年)。以上、湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』(続群書類従完成会、二〇〇五年)に再録。
- 9 柴田真一「近衛尚通とその家族」(中世公家日記研究会編『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院一九九二年)。
- 10 前掲注(4)高梨論文。
- 11 前掲注(3)黒嶋論文(『中世の権力と列島』二〇二二年に再録)。
- 12 水野智之「足利義晴と義昭期における摂関家・本願寺と将軍・大名」(『織豊期研究』十二、二〇一〇)。
- 13 木村真美子「大覚寺義俊と近衛家」(『室町時代研究』三、二〇二二年)。
- 14 金子拓『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年。
- 15 磯川いづみ「天文期伊予河野氏の対京都外交」(『戦国史研究』六七、二〇一四年)。
- 16 羽田聡「室町幕府女房の基礎的考察―足利義晴期を中心として―」(『京都国立博物館学叢』二六、二〇〇四年)。
- 17 設楽薫「将軍足利義晴の嗣立と大館常興の登場―常興と清光院(佐子局)の関係をめぐって―」(『日本歴史』六三二、二〇〇〇年)。
- 18 平山敏治郎「春日局考」(『民俗学研究所紀要』二二、成城大学民俗学研究所、一九九八年)。
- 19 菅原正子『中世公家の経済と文化』吉川弘文館、一九九八年。
- 20 前掲注(8)湯川論文、「戦国期公家女性の生活」。
- 21 前掲注(8)湯川論文、「戦国期公家女性の生活」。
- 22 前掲注(8)湯川論文、「戦国期公家女性の生活」。
- 23 前掲注(9)柴田論文。
- 24 『後法成寺関白記』永正十三年七月七日、永正十六年七月七日、永正十七年七月五日、大永三年七月八日、大永六年七月九日、享祿元年七月十一日、享祿二年七月十一日、享祿三年七月十一日条。
- 25 『後法成寺関白記』大永三年七月十日条。
- 26 『後法成寺関白記』永正十六年七月七日条。
- 27 「為和集」(『私家集大成』七上、中世く、明治書院)一五〇三番。
- 28 前掲注(8)湯川著書、一九・四五頁。前掲注(9)柴田論文。
- 29 『後法成寺関白記』大永三年一月九日、二月一日条。
- 30 『お湯殿の上の日記』享祿元年閏九月四日条。西弥生『言継卿記』にみる「医薬知識」の伝授(『三田中世史研究』六、一九九九年)。
- 31 「雑々記」東京大学史料編纂所架蔵写真帳。
- 32 『後法成寺関白記』永正十年十二月二十一日条。
- 33 前掲注(9)柴田論文。
- 34 『後法成寺関白記』享祿四年十一月十四日条。
- 35 前掲注(8)湯川論文、「戦国期公家女性の生活」。
- 36 『しのぎをけずり、鏝をわり』滋賀県立安土城考古博物館、二〇一三年特別展図録、五十頁。「東園院文書」(『大日本史料』十編二冊一二二頁)。

- 37 亀井若菜『表象としての美術、言説としての美術史』ブリュッケ、二〇〇三年。
- 38 『実隆公記』享祿五年正月二十一日条。
- 39 『実隆公記』永正三年十二月二十二日条。
- 40 島谷弘幸『古筆学拾穂抄』木耳社、一九九七年、三七七・三九一頁。
- 41 同書、四一六・四一九頁。
- 42 前掲注(37) 亀井著書、一四五頁。
- 43 吉田友之「桑実寺縁起絵」の制作」『続日本絵巻大成』(十三) 中央公論社、一九八二年。
- 44 『後法成寺関白記』永正九年九月十二日、十二月十七日条。
- 45 同書、永正十七年五月十八・十九日条。
- 46 同書、大永六年三月二十日条。
- 47 同書、享祿元年五月十四・二十四日条。
- 48 同書、享祿二年十月二十一日条。
- 49 同書、享祿四年六月十五・十七日条。
- 50 同書、享祿四年六月二十七日、七月二十日、八月十七・十八日条。
- 51 同書、享祿四年十二月十三・十四日条。
- 52 同書、享祿三年十月二十九日、十一月三十日条。
- 53 同書、享祿四年十一月二十六日条。
- 同書、天文二年正月二十九日条。
- 54 同書、享祿三年二月十七日、享祿四年三月二十八日、七月五日、九月十三日条、天文元年四月二十六日、十二月二十一日条。
- 55 前掲注(9) 柴田論文。
- 56 『後法成寺関白記』享祿四年十二月十三・十四日条。
- 57 同書、天文二年三月二十二日、三月二十三日、四月十四日、天文五年二月二十七日、二月二十八日、十月八日条。
- 58 同書、天文五年二月二十四日条。
- 59 『二水記』享祿元年閏九月二十二日条。
- 60 二本謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、四〇七頁。西島太郎「足利義晴期の政治構造」『日本史研究』四五三、二〇〇〇年。
- 61 前掲注(8) 湯川著書、二二二・二二六頁、卷末第一表。
- 62 前掲注(13) 木村論文。
- 63 『大館常興日記』三、紙背文書、一一七頁(天文九年三月十四・十六日条関連文書)。
- 64 『後法成寺関白記』享祿二年七月十二日条。
- 65 『後法成寺関白記』享祿元年二月十三日、三月六日、五月一・三十日、六月八・二十二日、八月二十八日、十一月四日、享祿二年正月二十三日、六月二十六日、十月九日、享祿三年正月二十日、九月二十六日、享祿四年五月十日、天文元年正月二十五日条。
- 66 『後法成寺関白記』天文元年八月九日条。
- 67 『後法成寺関白記』天文二年正月二十三日条。
- 68 『後法成寺関白記』天文二年九月十七日条。
- 69 『後法成寺関白記』天文二年十一月二十三日条。
- 70 『二水記』享祿四年八月二十二日条、享祿五年正月二十・二十一・二十二日(二十七日条に補書)条。
- 71 『言継卿記』天文元年六月二十二日条。
- 72 『二水記』天文元年十月二十日条。

- 73 「御内書引付」〔後鑑〕天文二年二月三十日条。
- 74 『お湯殿の上の日記』天文三年六月八日条。
- 75 「江州於桑実御台むかへニ御祝目六」国立公文書館蔵写本。
- 76 「嚴助往年記」天文三年六月二十九日条〔史籍集覽〕。
- 77 『お湯殿の上の日記』天文三年九月三日条。
- 78 設楽薫「足利義晴期における内談衆の人的構成に関する考察」(『遙かなる中世』十九、二〇〇二年)。
- 79 『後法成寺関白記』天文五年九月三・四・十六日、十月十八日条。
- 80 「大館常興日記」天文八年十二月四・五日、天文九年四月十二日条。
- 81 『河野家文書』(伊予史料集成三、伊予史料集成刊行会、二〇〇二年)一〇五頁。
- 82 「河野文書」〔愛媛県史〕資料編古代、中世、一六六九年)一七二三号。
- 83 前掲注(15)磯川論文。
- 84 『後法成寺関白記』天文五年十月二十七日条。
- 85 「天文十七年細川亭御成記」〔続群書類従〕三五輯、拾遺部。
- 86 滝澤逸也「室町、戦国期の武家昵近公家衆」〔國史學〕一六二、一九九七年)。
- 87 『大館常興日記』天文九年七月十四・十五・十六日条。
- 88 『後法成寺関白記』天文五年正月二十七日条。
- 89 『後法成寺関白記』天文五年三月九・十・十六・十九・二十八・三十日、四月二・九・十三日条。
- 90 「産所日記」東京大学史料編纂所架蔵謄写本。
- 91 『後法成寺関白記』天文五年四月六日条。
- 92 前掲注(18)平山論文。
- 93 『後法成寺関白記』天文五年三月二十一日条。
- 94 『後法成寺関白記』天文五年三月十六日条。
- 95 『後法成寺関白記』天文五年閏十月十九・十一月一日条。
- 96 前掲注(7)高群著書、九八六・九八九頁。
- 97 「長興宿禰記」文明八年十二月二十二日条〔史籍集覽〕。「伊勢貞宗宿所」項(『山城名勝志』(新修京都叢書))。
- 98 『後法成寺関白記』天文五年十二月十七日条。山田康弘氏は、將軍は洛中に住むのが相応しいという認識があつたとする(二〇一五年六月六日、第三十回平安京、京都研究集会口頭発表)。
- 99 『蔭涼軒日録』寛正六年十二月二十日条。
- 100 「産所日記」東京大学史料編纂所架蔵謄写本。
- 101 『後鑑』天文十七年正月二十四日条。
- 102 『鹿苑日録』天文十八年三月八日条。『言繼卿記』永祿十二年三月二十七日条。前掲注(16)羽田論文。
- 103 『鹿苑日録』天文八年正月・六月条表紙。
- 104 『言繼卿記』天文二十二年四月九日条。
- 105 前掲注(14)金子著書、五一・五二頁。
- 106 「嚴助往年記」天文五年九月二十四日条。
- 107 『鹿苑日録』天文五年九月二十七日条。
- 108 「嚴助往年記」天文六年四月十九日条。
- 109 『大館常興日記』天文八年閏六月一日条。『親俊日記』天文八年二月三日条。
- 110 前掲注(98)山田口頭発表。『大館常興日記』天文八年十二月四日、天文九年四月二十八日条。
- 111 天野忠幸『三好長慶』ミネルヴァ書房、二〇一四年、二九頁。

- 1 1 2 『大館常興日記』天文十年十月一・五・六・十三日条。
- 1 1 3 「惟房公記」天文十年十月二十九・三十日条、天文十一年三月二十八日条（『続々群書類従』五 記録部）。
- 1 1 4 「惟房公記」天文十二年三月十八・二十八日条。『大館常興日記』天文十二年三月二十四・二十六・二十八日、閏三月十一・二十五・二十六日、四月三・八日条。
- 1 1 5 『大館常興日記』天文十一年二月十二日条。
- 1 1 6 「後奈良天皇宸記」天文十五年九月十二・十三・十四・二十二・二十六日、十月八・十二・二十四・二十九・三十日、十一月十二日条。馬部隆弘「細川国慶の上洛戦と京都支配」（『日本史研究』六二三、二〇一四年）。
- 1 1 7 「敵助往年記」天文十五年十一月条。
- 1 1 8 「光源院殿御元服記」（『群書類従』二二六、武家部）。「後奈良天皇宸記」天文十五年十一月十八・十九日条。木下昌規「戦国期足利將軍家の任官と天皇」（『日本歴史』七九三、二〇一四年）。
- 1 1 9 「敵助往年記」天文十六年正月条。
- 1 2 0 『公卿補任』天文十六年条。
- 1 2 1 前掲注（116）馬部論文。
- 1 2 2 『公卿補任』天文十六年条。
- 1 2 3 「敵助往年記」天文十六年閏七月条。
- 1 2 4 『石山本願寺日記』天文十六年十一月三日条。
- 1 2 5 馬部隆弘「信長上洛前夜の畿内情勢」（『日本歴史』七三六、二〇〇九年）。
- 1 2 6 前掲注（13）木村論文。
- 1 2 7 『言継卿記』天文二十一年四月五日条。
- 1 2 8 『公卿補任』天文十六・十七年条。
- 1 2 9 前掲注（111）天野著書、五一頁。
- 1 3 0 七日に上洛した義晴親子は上洛後すぐ祇園会還幸見物の手配をさせていることから、祇園会に合わせて上洛したとみられる。（河内将芳「足利義輝の祇園会见物について」（『藝能史研究』二〇三、三〇一三年）。
- 1 3 1 「金蓮寺文書」天文十七年六月十五日付幕府奉行人奉書、（東京大学史料編纂所影写本）。「長享畿内兵乱記」（史籍集覧）。
- 1 3 2 「祇園会御見物御成記」（『群書類従』二十二輯 武家部）。
- 1 3 3 拙稿「祇園会再興と足利義澄」（『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二二、二〇一六年）。
- 1 3 4 「敵助往年記」天文十八年条。
- 1 3 5 『公卿補任』天文十八年条。「敵助往年記」天文十八年四・七月条。
- 1 3 6 「万松院殿穴太記」（『群書類従』二十九輯、雑部）。
- 1 3 7 『言継卿記』天文十九年五月二十一日条。「穴太記」茨城県立歴史館蔵酒泉家本。
- 1 3 8 西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』八木書店、二〇〇六年、四六・四七頁。
- 1 3 9 『公卿補任』永祿三年、高倉永相項。
- 1 4 0 『蔭涼軒日録』延徳二年正月二十三日条。
- 1 4 1 『言継卿記』天文十九年閏五月十五日条。
- 1 4 2 「雑々書札」（武家書法式十七）国立公文書館蔵写本。
- 1 4 3 田中淳子「戦国期室町幕府の御料所支配」（『年報中世史研究』二四、一九九九年）。
- 1 4 4 『大館常興日記』天文七年九月十四日、天文九年三月八日、四月十四日条。
- 1 4 5 『石山本願寺日記』天文五年九月二十八日条。
- 1 4 6 『大館常興日記』天文九年三月二十一・二十二日条。

- 147 『大館常興日記』天文七年九月十四日、天文九年三月八日、四月十四日、六月二十八日、九月二十八日条。
- 148 『大館常興日記』天文九年九月二十九日条。森末由美子「室町幕府御料所に関する一考察」(『史冊』十二、一九七二年)。
- 149 『大館常興日記』天文九年四月三日、九月四日条。前掲注(143)田中論文。
- 150 『石山本願寺日記』天文五年九月二十八日条。羽田聡「天文期における室町幕府側近衆の所領とその評価」(『三田中世史研究』五、一九九八年)。
- 151 『石山本願寺日記』天文六年二月十六日条。
- 152 同書、天文六年六月二十日条。
- 153 同書、天文六年十月三日、天文十二年七月二十八日、八月十六日、天文十六年九月十九日、十一月三日条。
- 154 同書、天文二十一年九月二十三日、天文二十二年九月八日条。
- 155 「加州七ヶ御公用進納之日記」(『ビブリア』八六)。
- 156 『大館常興日記』天文九年三月二十一・二十二日、五月八日、六月十四・二十二日条。
- 157 同書、天文十年八月五日条。
- 158 前掲注(148)森末論文。
- 159 『嵯川家文書』五二二号(大日本古文書)。
- 160 『久我家文書』五九二号。
- 161 『大館常興日記』天文八年六月二十三日条。
- 162 『大館常興日記』天文九年三月三日条。
- 163 「宝鏡寺文書」三(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- 164 『大館常興日記』天文九年三月九日条。
- 165 『大館常興日記』天文九年九月二十三日条。
- 166 前掲注(78)設楽論文。
- 167 『大館常興日記』天文十年八月二十一・二十二日条。
- 168 『大館常興日記』天文十年八月十・二十・二十一日条。
- 169 『言継卿記』天文十四年三月七日条。
- 170 「第一条教写之」(『ビブリア』八五)。
- 171 同前。
- 172 『大館常興日記』天文八年十二月三日条。
- 173 「穴太記」酒泉家本。
- 174 『言継卿記』天文十九年五月二十六日条。
- 175 「穴太記」酒泉家本。
- 176 『言継卿記』天文十九年七月八・十四日条。
- 177 『言継卿記』天文十九年十月二十日条。
- 178 『言継卿記』天文十九年十一月十九・二十一日条。
- 179 『言継卿記』天文十九年十一月二十一・二十三・二十四日条。『公卿補任』天文十九年条。「敵助往年記」天文十九年十一月条。
- 180 『言継卿記』天文二十年二月一日条。「敵助往年記」天文二十年二月条。
- 181 「敵助往年記」天文二十年二月条。
- 182 『後鑑』天文二十年二月十日条。
- 183 『言継卿記』天文二十年三月十四・十五日条。「敵助往年記」天文二十年三月十四日条。
- 184 「細川両家記」天文二十年三月十四日条(『群書類従』二十輯合戦部)。
- 185 「敵助往年記」天文二十年七月十四日条。

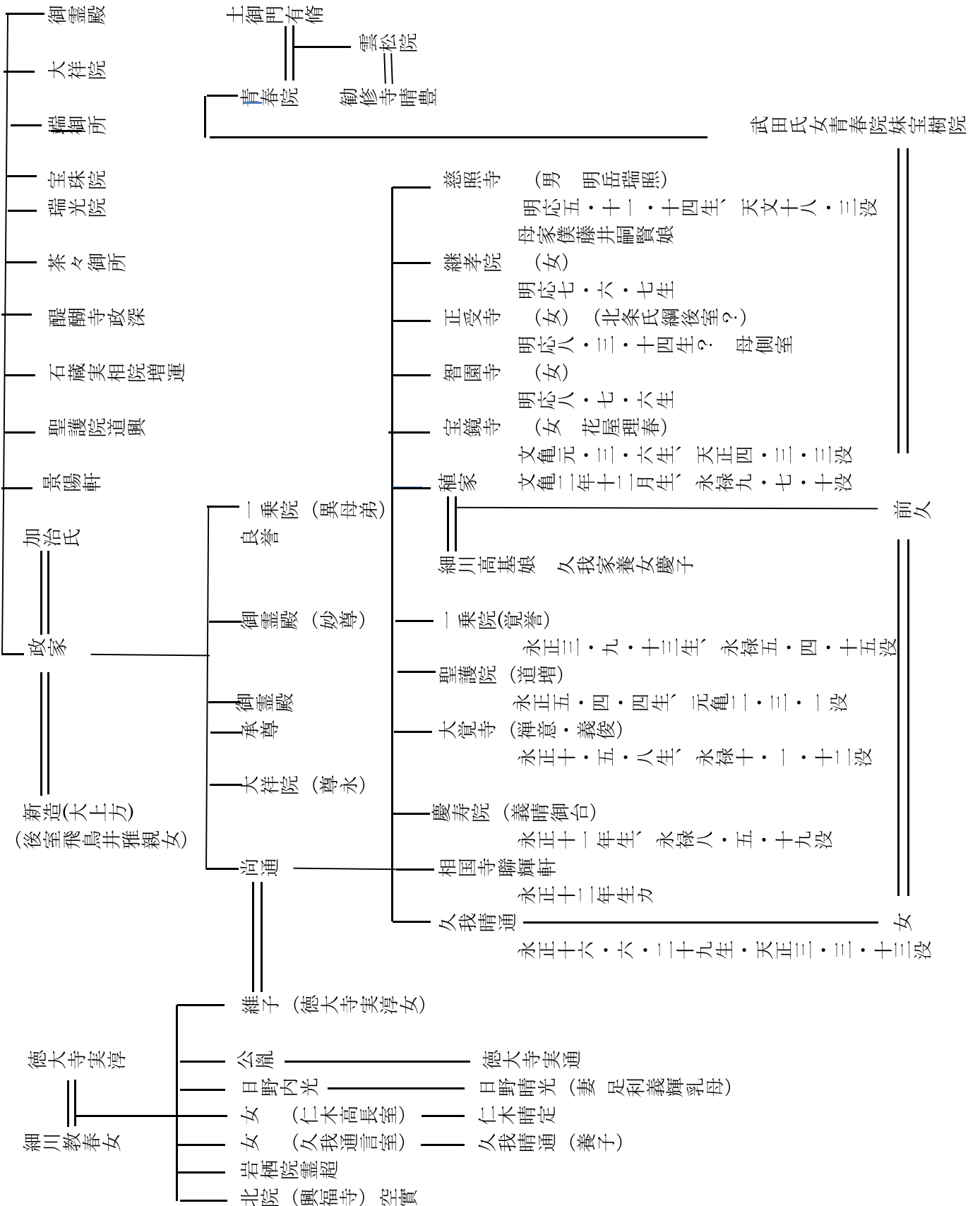
- 186 『鹿苑日録』天文十八年六月二十七日、八月十六日条。
- 187 『お湯殿の上の日記』天文二十年十月二十八日条。
- 188 『お湯殿の上の日記』天文二十年四月五日、十月九・二十一日条。
- 189 「歴名土代」(『群書類従』二九輯、雑部)。
- 190 『言継卿記』天文二十一年正月二十八日条。
- 191 『言継卿記』天文二十一年正月二十九日条。
- 192 「敵助往年記」天文二十一年二月条。
- 193 『言継卿記』天文二十一年正月二十九日、三月五日条。
- 194 「敵助往年記」天文二十一年八月条。その後、道増は天文二十二年五月に武蔵に
ることが確認できる。黒嶋敏「山伏と将軍と戦国大名」(『年報中世史研究』二
九、二〇〇四年)。
- 195 『言継卿記』天文二十一年三月十一日条。
- 196 「敵助往年記」天文二十一年十月条。
- 197 「敵助往年記」天文二十一年十一月条。
- 198 『言継卿記』天文二十一年十一月二十七・二十八・三十日、十二月一・五・六・十
一・十七日条。
- 199 『言継卿記』天文二十二年正月四・五・二十八日、閏正月一・八日条。「敵助往年
記」天文二十二年閏正月条。
- 200 『言継卿記』天文二十二年二月八・十二・二十三・二十六日条。
- 201 前掲注(111)天野著書、六五頁。
- 202 『言継卿記』天文二十二年二月二十七・二十八日、三月八日条。前掲注(98)山
田、口頭発表。
- 203 『言継卿記』天文二十二年四月九日条。
- 204 『大館常興日記』天文九年五月二十七日、七月二十日、天文十一年閏三月二十八日
条。『御湯殿の上の日記』天文十一年六月十七日条。前掲注(8)湯川論文「足利義
晴期の近衛家の動向」。
- 205 『言継卿記』天文二十二年七月十四・二十八・三十日、八月一・二・五・七・八・
十四日条。「敵助往年記」天文二十二年八月三十日条。
- 206 西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』八木書店、二〇〇六年、三二七頁。松田盛
秀は、京都に戻ったことが確認できるので省いた。
- 207 『言継卿記』天文二十二年八月十四日条。
- 208 『言継卿記』天文二十二年八月七日、九月七日、十月二十一日条。『増補八坂神社文
書』臨川書店、一九九四年、三〇八、三〇九号。
- 209 『室町幕府文書集成奉行奉書篇』三七七五、三七八三、三七八四、三七八五、三
七八六、三七八七、三七八八、三七八九、三七九〇、三七九二、三七九三号。
- 210 『公卿補任』天文二十二年条。
- 211 『言継卿記』天文二十三年正月二十・二十九日、三月二十五・二十六日条。
- 212 『言継卿記』弘治二年九月十一日条。
- 213 『言継卿記』永禄元年三月十五日、五月三・四日、六月二・四・七・八・九・十二
日条。
- 214 「兼右卿記」永禄元年九月十六日条(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。
- 215 『お湯殿の上の日記』永禄元年十一月二十七日条。
- 216 『言継卿記』永禄元年六月二日条。前掲注(98)山田、口頭発表。
- 217 「雑々問檢書」歳」(『武家故実雜集』国立公文書館蔵写本)。
- 218 同前。
- 219 同前。

- 220 同前。
- 221 「兼右卿記」永禄二年七月八日条。
- 222 『お湯殿の上の日記』永禄三年六月十九日条。
- 223 「兼右卿記」永禄三年正月十日条。
- 224 『言継卿記』永禄三年十月二十三・二十四日条。
- 225 『言継卿記』永禄三年七月二十・二十二日条。
- 226 『言継卿記』永禄三年八月一日条。
- 227 『言継卿記』永禄三年二月一・七日条。
- 228 「敵助往年記」永禄二年四月条。
- 229 『お湯殿の上の日記』永禄二年九月二十六日条。『言継卿記』永禄三年正月二十一日条。
- 230 「雑々問檢書」歳（国立公文書館蔵写本）。『お湯殿の上の日記』永禄三年正月二十七日、二月二十六日条。
- 231 『お湯殿の上の日記』永禄三年二月二十七・二十八日、三月五・二十九日条。
- 232 「兼右卿記」永禄三年八月一日条。
- 233 「光源院殿御成記」国立公文書館蔵写本。「永禄四年三好亭御成記」（『続群書類従』二三輯下）。
- 234 「三好筑前守義長朝臣亭^江御成之記」（『群書類従』二三輯武家部）。
- 235 『蜷川家文書』七四八号。
- 236 高橋康夫『洛中洛外』平凡社、一九八八年、一八七頁。
- 237 「光源院殿御成記」国立公文書館蔵写本。
- 238 前掲注（111）天野著書、一二七頁。
- 239 「穴太記」茨城県立歴史館蔵酒泉家本。
- 240 前掲注（125）馬部論文。
- 241 「敵助往年記」永禄四年六月条。
- 242 「細川両家記」永禄四年五月条。
- 243 「河野文書」「本福寺文書」（『愛媛県史』資料編古代、中世、一九八三年、一八三五、一八三七号）。
- 244 『お湯殿の上の日記』永禄五年三月六日条。「敵助往年記」永禄五年三月六・七日条。
- 245 『お湯殿の上の日記』永禄五年五月十九日条。
- 246 『お湯殿の上の日記』永禄五年六月二日条。
- 247 『お湯殿の上の日記』永禄五年八月二十五・二十八日条、九月十一日条。
- 248 『お湯殿の上の日記』永禄五年四月十一日条。「長享畿内兵乱記」永禄五年七月十三日条。「東寺過去帳」（『後鑑』永禄五年七月十三日条）。
- 249 『お湯殿の上の日記』永禄五年八月二日条。
- 250 『蜷川家文書』七八〇号。
- 251 『言継卿記』永禄六年三月十九日条。
- 252 「敵助往年記」永禄六年二月四日条。
- 253 「東寺光明講過去帳」（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）。
- 254 ルイス、フロイス『日本史』第一部五七章、第一部六五章。
- 255 『河野家文書』（伊予史料集成）一六八号。
- 256 『言継卿記』永禄八年五月十九日条。
- 257 『言継卿記』永禄八年五月二十四日条。
- 258 「細川両家記」永禄八年五月十九日条。
- 259 「浄福寺文書」（東京大学史料編纂所架蔵影写本）、四六丁〜四七丁。

- 260 『河野家文書』(伊予史料集成) 一六八号。
- 261 天野忠幸『戦国期三好政権の研究』清文堂出版、二〇一〇年、三二六頁。
- 262 「東寺光明講過去帳」(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 263 『公卿補任』永禄九年、近衛前久項。「大覚寺門跡略記」(『続群書類従』四輯下補任部)。
- 264 久我晴通は義昭政権を支えた(前掲注(14)金子著書)。
- 265 『言継卿記』天文二十一年二月十七日、三月七・十四・十六・十八・二十・二十二・二十五日、四月一日条。
- 266 『言継卿記』天文十八年八月二十七日、天文二十一年三月九・二十日、八月十二日、天文二十三年二月十九日条。田中信司「松永久秀と京都政局」(『青山史学』二六、二〇〇八年)。
- 267 『言継卿記』天文二十一年九月二十三日条。
- 268 「兼右卿記」永禄二年十二月十一日条。
- 269 『福井県史』通史編二、中世、(金龍静、松原信之執筆) 一〇一一・一〇一二頁。
- 270 「専修寺文書」(『福井県史』資料編二、中世) 一七・二四、二六・三一、三五・四二号。前掲注(4)高梨論文。
- 271 『嵯川家文書』七六四・七七〇、七七三・七七五号。
- 272 『お湯殿の上の日記』永禄六年十二月七日、閏十二月二十六日条。
- 273 「穴太記」茨城県立歴史館蔵酒泉家本。
- 274 「吉川家旧蔵文書」(『広島県史』古代中世資料編々、六頁)。
- 275 山田康弘「戦国期将軍の大名間和平調停」(『中世政治史の研究』日本史史料研究会論文集一、日本史史料研究会、二〇一〇年)。
- 276 「久志本年代記」永禄七年五月条(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)。
- 277 「雑々問検書」(国立公文書館蔵写本)。
- 278 『お湯殿の上の日記』永禄七年九月十一日条。
- 279 ルイス、フロイス『日本史』第一部五七章。

系図1 近衛家

参考文献 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』、柴田真一「近衛尚通とその家族」、湯川敏治「中世公家家族の一側面」「戦国期公家女性の生活」、木村真美子「大覚寺義俊と近衛家―将軍足利義晴と朝倉孝景の關係を中心に―」



系図2 足利義晴・慶寿院の子どもと女房衆

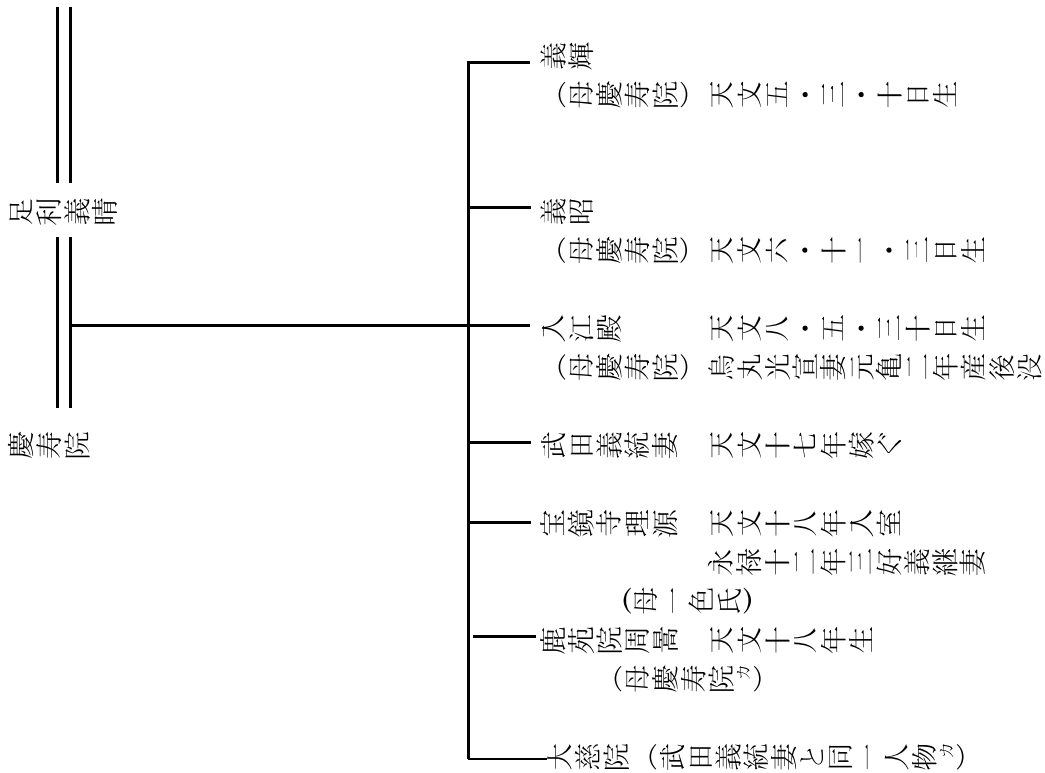
「大館常興の登場」（『日本歴史』六三二、二〇〇〇年）『鹿苑日録』『言繼卿記』『穴太記』『大館常興日記』『公卿補任』『実隆公記』『後鑑』『史料稿本』『尊卑分脈』を参照して作成。

一色晴具娘

阿茶上臈

阿子局（高辻長雅妹）

転法輪三条実香娘（上臈局・一对局）



佐子局（清光院）義晴乳母 三淵晴貞姉

今参局

宮内卿局（大館氏）

左衛門督局→春日局（摂津氏）

左京大夫局（天文十三没）（摂津元造娘）

飯川局（飯川氏？）

左衛門督局→春日局（日野晴光妻）義輝乳母、大御乳

慶寿院乳母（右馬御乳

系图3 細川高国・近衛尚通・三共西実隆・徳大寺実淳関係系图

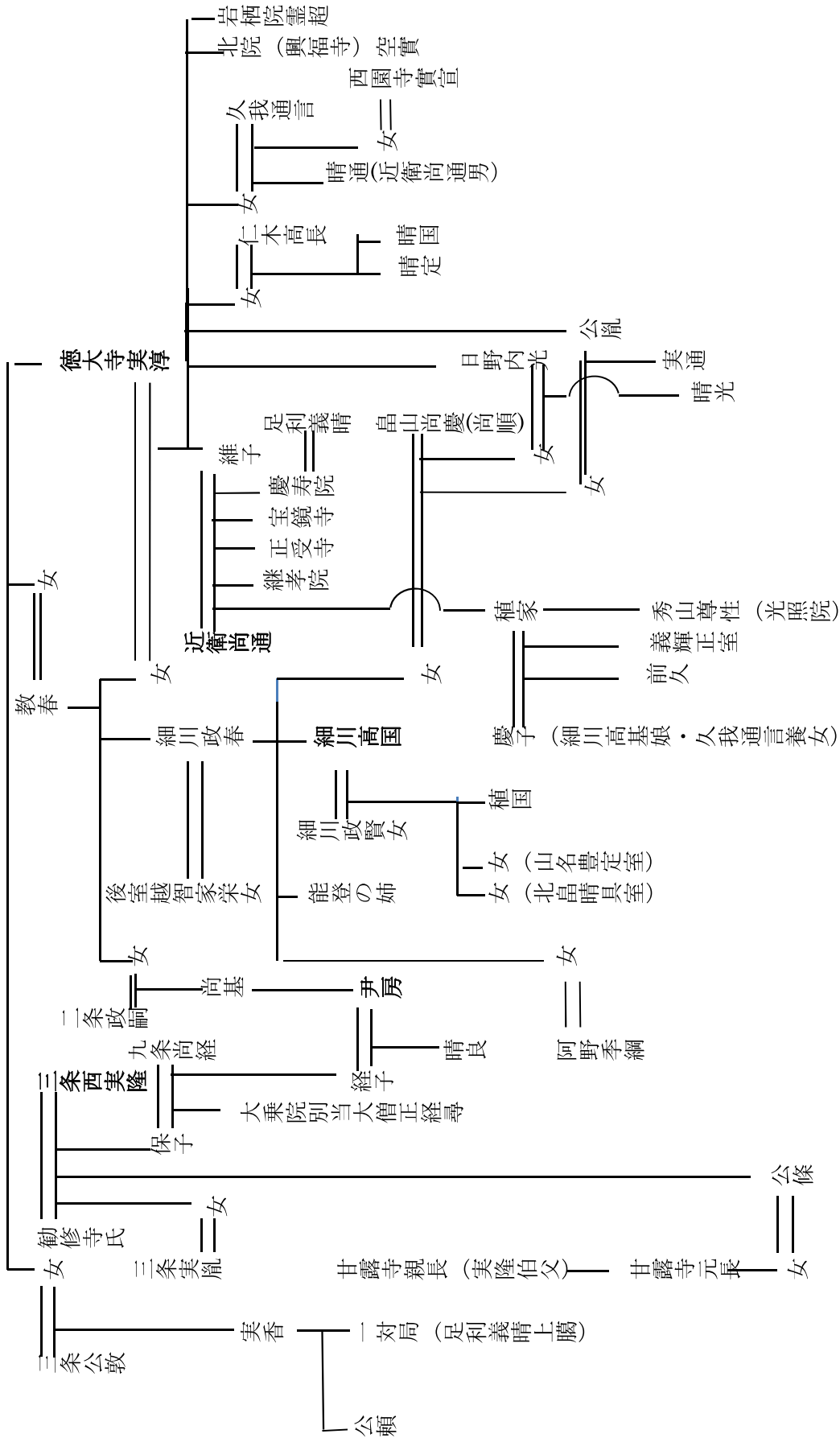


表 1 戦国期将軍御座所

住み始めた年	終わりの年		将軍	将軍邸	典拠	
長祿3.11.16	文明8	1449	義政	室町殿(花御所跡)	蔭涼軒長祿3.11.16	
文明8.11.13		1476		小川御所	長興文明8.11.13	
文明13.12.13		1481		長谷	長興文明13.12.13	
文明15	延徳2	1483	義尚	東山	実隆文明15.7.2 実隆延徳2.1.7	
文明8.11.22	文明14	1476		伊勢貞宗亭(北小路室町)	長興文明8.11.22	
文明14.5.1		1482		小川御所	長興文明14.5.1	
長享1.10.4	延徳1	1487	義植	近江鈎	長興長享1.10.4 実隆延徳1.3.26	
長享3.4.11		1489		通玄寺	後法興長享3.4.11	
長享3.4.19		1489		小川御所	実隆長享3.4.22 蔭涼軒長享3.4.19	
長享3.7.15		1489		通玄寺	大乘院日記目錄長享3.7.14・15	
延徳3.6.21		1491		細川讚州亭	実隆延徳3.6.21	
延徳3.8.27	明応1	1491		三井寺	後法興延徳3.8.27	
明応1.10.16		1492		金剛寺	後法興明応1.10.15	
明応1.12.14		1492		伊勢貞宗邸(北小路室町)	後法興明応1.12.14	
明応2.1.22		1493		讚州亭(一条御所)	後法興・蔭涼軒明応2.1.22	
明応2.2.15		1493		石清水八幡	後法興明応2.2.13	
明応2.2.24		1493		正覚寺	蔭涼軒明応2.2.24	
明応2.5.2		1493		龍安寺	後法興明応2.5.2	
明応2.4.28	永正5	1493		義澄	政元邸	後法興明応2.4.28 実隆永正5.4.16
永正5.6.8		1508		義植	吉良亭	実隆永正5.6.8
永正8.8.16		1511			丹波宇津	実隆永正8.8.16
永正8.9.1		1511	妙本寺		公卿補任永正8.9.1	
永正12.12.2		1515	三条御所		公卿補任永正12.12.2	
大永1.7.6	大永5	1521	岩栖院		二水大永1.7.6 二水大永5.12.13	
大永5.12.13	大永7	1525	義晴	大永度御所	二水大永5.12.13	
大永7.2.14		1527		坂本	公卿補任大永7.2.14	
大永7		1527		武佐長光寺	宗長日記大永7.2.17	
大永7.10.13		1527		若王子	お湯殿大永7.10.13	
大永7.10.24		1527		遍照心院	実隆大永7.10.24	
大永8.4.2		1528		相国寺	実隆大永8.4.2	
大永8.5.28		1528		坂本	お湯殿大永8.5.28	
享祿1.9.8	享祿4	1528		朽木	公卿補任享祿1.9.8	
享祿4.2.1		1531		葛川・堅田・坂本	二水享祿4.2.1、2.7.2.15	
享祿4.7.17		1531		長光寺	上杉文書享祿4.7.17	
享祿5	天文3.	1532		桑実寺	実隆享祿5.2.1 公卿補任天文3.6.29	
天文3.6.29	天文3.9.3	1534		坂本	厳助往年記3.6.29 お湯殿天文3.9.3	
天文3.9.3		1534		南禅寺	お湯殿天文3.9.3 鹿苑天文5.12.11	
天文5.4.26		1536		南禅寺門前	厳助往年記天文5.4.26	
天文5.12.11		1536		伊勢貞孝邸	尚通天文5.12.11 親俊天文8.2.3(普請始)	
天文9	天文10.10.30	1540	今出川御所	大館常興天文8.12.4 大館常興天文10.10.30		
天文10.11.1	天文11.3.28	1541	坂本	大館常興天文10.11.1 大館常興天文11.3.28		
天文11.3.28	天文11.4.8	1542	相国寺法住院	大館常興天文11.3.28 大館常興天文11.4.8		
天文11.4.8	天文15.9.13	1542	今出川御所	大館常興天文11.閏3.26庭 後奈良天皇宸記15.9.13		
天文15.9.13	天文15.12.18	1546	義輝	慈照寺	後奈良天皇宸記15.9.13 光源院元服記	
天文15.12.18	天文15.12.24	1546		坂本	光源院元服記 光源院元服記	
天文15.12.24	天文16.2.5	1547		東山	光源院元服記 後鑑	
天文16.2.5	天文16.3.30	1547		今出川御所	後鑑 公卿補任天文16	
天文16.3.30	天文16.7.19	1547		北白川城	公卿補任天文16 公卿補任天文16	
天文16.7.19	天文17.6.7	1547		坂本	公卿補任天文16 公卿補任天文17	
天文17.6.7	天文18.6.27	1548		今出川御所	公卿補任天文17 鹿苑天文18.6.27	
天文18.6.27	天文19.3.7	1549		坂本	鹿苑天文18.6.27 言継19.3.7	
天文19.3.7	天文19.5.11	1550		穴太	万松院殿穴太記 万松院殿穴太記	
天文19.5.11	天文19.6.9	1550		比叡辻宝泉寺	万松院殿穴太記 後鑑古文書	
天文19.6.9	天文19.11.21	1550		勝軍城	後鑑古文書 言継天文19.11.21	
天文19.11.21	天文20.2.10	1550		堅田	言継天文19.11.21 朽木文書天文20.2.10	
天文20.2.10	天文21.1.23	1551		朽木	朽木文書天文20.2.10 言継卿記天文21.1.24	
天文21.1.24	天文21.1.28	1552		比叡辻	言継卿記天文21.1.24 公卿補任天文21	
天文21.1.28	天文22.3.8	1552		今出川御所	公卿補任天文21 言継天文22.3.8	
天文22.3.8	天文22.8.1	1553	靈山城	言継天文22.3.8 言継天文22.8.1		
天文22.8.1	天文22.8.5	1553	杉坂	言継天文22.8.1 言継天文22.8.5		
天文22.8.5	天文22.8.30	1553	龍華	言継天文22.8.5 厳助天文22.8.30		
天文22.8.30	永祿1.3.13	1553	朽木	厳助天文22.8.30 言継永祿1.3.13		
永祿1.3.13	永祿1.5.3	1558	龍華	言継永祿1.3.13 厳助永祿1.5.3		
永祿1.5.3		1558	義昭	坂本	惟房永祿1.5.3	
永祿1.6.4		1558		如意嶽	惟房永祿1.6.4	
永祿1.6.7		1558		勝軍城	惟房永祿1.6.7	
永祿1.12.3.		1558		本覚寺	お湯殿永祿1.12.3.	
永祿3.6.19		1560		武衛御所	お湯殿永祿3.6.19	
永祿5.3.6		1562		石清水八幡	お湯殿永祿5.3.6 お湯殿永祿5.6.22	
永祿5.6.22	永祿8.5.19	1562		武衛御所	お湯殿永祿5.6.22 お湯殿永祿8.5.19	
永祿11.9.26		1568		清水寺	お湯殿永祿11.9.26	
永祿11.9.29		1568		芥川城	信長公記永祿11.9.29	
永祿11.10.14		1568		本園寺	信長公記永祿11.10.14	
永祿12.4.14		1569		二条御所(武衛邸跡)	言継12.4.14	

表 2 上様御料所 「雑々書礼」より作成

番号	国	御料所	年貢高	その他の典拠
1	近江	舟木関	毎月千疋	
2		勢多大江大貝		
3	美濃	います保		
4	若狭	安賀荘	四百五十貫	常興天文7.9.14
5	加賀	五カ荘		天文日記天文5.9.28
6		七カ所		常興天文10.2.13
7	越中	般若野		
8		あさいの保		
9		大いへの庄		
10	伊勢	ます田庄		
11	因幡	安永	百貫	
12	播磨	有田荘	百五十貫	
13		菅村	百貫	
14	山城	松崎一乗寺散在		
15	尾張	則武	五十貫	
		計	九七〇貫	

表 3 上様御料所加賀国七ヶ御公用
『ピブリア』No.86

年	日付	納入高	内訳
天文五年	十月十三日	千疋	去年分
		五百疋	代官徳分
天文六年	二月廿四日	貳千疋	去年分
		五百疋	代官徳分
天文七年	三月九日	千疋	去年分
		五百疋	代官徳分
	六月四日	五百疋	去年分
		五百疋	代官徳分
天文八年	三月廿二日	千五百疋	
		五百疋	代官徳分
	五月十三日	五百疋	
		三百疋	代官徳分
天文九年	三月廿一日	千疋	去年分
	六月廿二日	五百疋	
天文十年	二月五日	五百疋	去年分
	二月十三日	五百疋	去年分
	二月十九日	五百疋	去年分

表 4 慶寿院年表

年	歳	月日	できごと	典拠	
永正11	1	12月カ	誕生	後法成寺	
永正12	2		日記欠		
永正13	3	2. 13	病気、富小路資直を呼ぶ		
		5.21	植家・義俊と共に御霊社・北野参詣		
		12.9	髪置		
永正14	4				
永正15	5		日記欠		
永正16	6	5.9	今宮祭見物		
永正17	7	5.18/19	尚通細川高国・尹賢に戦勝祝いを送り、家領保護を依頼		
		7.10	生身玉		
		8.17	御霊祭見物、日野家に行く		
大永1	8		日記欠		
大永2	9		日記欠		
大永3	10	閏3. 19	病気		
		4・14	病気、薬代100疋		
		7.10	生身玉宝鏡寺・継孝院・正受寺・植家息		
		10.18	風邪、二位法眼診察		
		11.24	貴船・鞍馬参詣、維子		
		12.23	御霊・北野・清水参詣、植家・維子		
大永4	11		日記欠		
大永5	12		日記欠		
大永6	13	3.20	尚通、興福寺料安堵の奉書を高国から受け取る		
		6.17	興福寺領原田・桜井庄公事安堵の奉書が細川高国より届く		
		7.9	生見玉		
		8.23	赤山大明神参詣、尚通・義俊・聯輝軒		
		10. 30	病気、二位法眼診察		
大永7	14		日記欠		
享禄1	15	4.11	清水参詣、尚通・植家・宝鏡寺・正受寺・継孝院・聯輝		
		6.9	清水参詣、植家・義俊・維子		
		7.11	生見玉		
		9.26	慈照寺へ坂迎尚通・維子・植家・宝鏡寺・正受寺・継孝院		
		12.18	方違に宜春のところへ行く		
享禄2	16	2.7	貴船・鞍馬参詣尚通・植家・義俊・維子		
		5.10	治部卿入道姫君風気之間、為脈召之		
		10.28	鞍馬参詣、尚通・植家・宝鏡寺・継孝院・義俊・慈照寺・聯輝軒等		
		12.28	方違に慈照寺へ行く		
享禄3	17	2.15	慈照寺へ方違、翌日宝鏡寺・聯輝軒とともに帰宅。		
		2.29	鞍馬参詣、維子		
		5・18	方違のため慈照寺に行く、植家・覚誉・義俊・継孝院同道		
		9.18	清水・祇園松茸狩り、尚通・植家・維子・宝鏡寺・義俊・慈照寺等		
享禄4	18	12.10	かもじをかける祝い		
天文1	19	1.17	義晴桑実寺縁起絵巻制作を実隆に依頼(21日条)		実隆
		2.15	桑実寺縁起絵の詞書、義晴の意に叶う		実隆
		4.26	北条父子より進物		後法成寺
		6.22	三好元長自害		言継
		6.23	桑実寺縁起絵の外題、中書などを土佐光茂に渡す		実隆
		7.12	維子と清水参詣		後法成寺
		8.9	佐子局より使者	後法成寺	
		8.17	桑実寺縁起絵巻奉納	絵巻奥書	
		10.20	足利義維出奔	二水記	
		11.2	鞍馬参詣、尚通・維子・植家・義俊・慈照寺	後法成寺	
天文2	20	1.11	鞍馬参詣、義俊・一乗院・維子		
		1.23	佐子局より返事		
		2. 20	河野通直弾正少弼となる		河野文書
		2.22	清水参詣、尚通・維子・道増・一乗院		後法成寺
		2.30	足利義晴・細川晴元和解		後鑑
		7.25	清水参詣、植家・久我晴通・宝鏡寺・継孝院等		後法成寺
		8.5	清水参詣、植家・久我晴通・一乗院・義俊		後法成寺
		9.17	佐子局に茜の小袖を送る		後法成寺
		11.23	桑実寺より使者		後法成寺

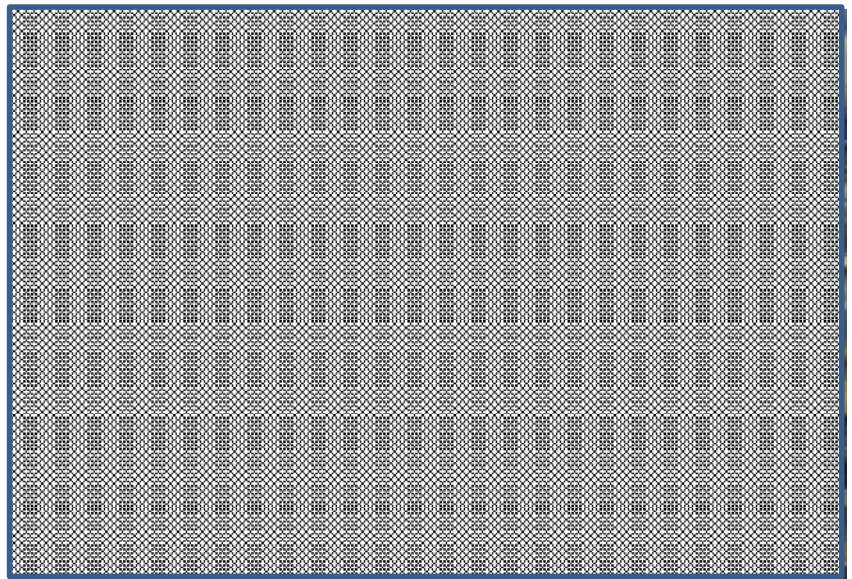
天文3	21	6.8~10	義晴と結婚	お湯殿
		6.29	坂本へ移る	厳助
		9.3	入京(南禅寺)	お湯殿
天文4	22	11.1~19	着帯	御産所日記
天文5	23	1.27	久我晴通産所へ出仕始	後法成寺
		2.21	産所(南禅寺門前)へ移る	御産所日記
		3.10	義輝誕生(南禅寺)	足利官位記
		3.16	七日祝いに尚通ら近衛一族が、義晴のところへ行く	後法成寺
		4.6	義輝、尚通の猶子となる。慶寿院近衛一族・入江殿と北山見物	後法成寺
		4.26	産所から新造御所(南禅寺門前)に帰る	大館書状案
		7.2~27	天文法華の乱	
		9.3	大内義隆雑掌来訪	御法成寺
		9.19	木澤長政大覚寺に押し寄せる	御法成寺
		9.24	細川晴元上洛	厳助
		9.27	細川晴元出仕	鹿苑日録
		10.18	大内の申し入れについて、幕府内談衆が近衛家に訪れる	後法成寺関白記
		10.27	将軍邸で、細川晴元・近衛一族・入江殿を招き演能	
		閏10.19~11.1	義輝病氣、維子将軍邸へ行く。尚通薬師詣、	
		12.11	伊勢貞孝邸へ移る。	
天文6	24	4.19	細川晴元、六角定頼娘と結婚	厳助
		8.1	晴元右京大夫に任ず	歴名土代
		11.3	義昭誕生	足利官位記
天文7	25	1.8	武田元光美物進納。近衛殿へ同朋衆美物進納	親俊
		1.10	近衛植家公方方へ渡御	親俊
		1.13	義輝が義晴を饗す。慶寿院御服を観世太夫に下す	親俊
		1.27	慶寿院上池院より帰る	親俊
		1.17	植家公方邸で梅を見る	親俊
		3.9	慶寿院上池院へ渡御	親俊
		4.1	地下へ借錢	親俊
		4.5	地下万疋内裏へ進納。後柏原13回忌	親俊
		7.29	義晴・義輝・近衛一族細川邸御成	天文七年細川邸御成記
天文8	26	2.3	今出川御所作事始め	親俊
		5.30	入江殿誕生	大館
		6.23	近衛家領河島について万松院の訴訟を退ける	大館
		閏6.16	義輝と共に八瀬へ避難	大館・親俊
		7.10	義晴娘(入江殿)八瀬へ避難	大館
		12.3	義晴、義輝、上臈三条氏細川晴元邸御成	大館
		12.4・5	維子河野通直を相伴衆に推挙	大館
天文9	27	3.3	日野御料人に日野家領高島年貢半分を分進	大館
		4.12	河野通直相伴衆となる	大館
		5.27	細川晴元、近衛邸で楊弓	大館
		7.14~16	細川晴元盆踊りを義輝に見せる	大館
		7.20	細川晴元、近衛植家、大覚寺義俊等、将軍邸で楊弓	大館
		9.23	伊勢貞孝亭楊弓に、朝倉景高、本郷光泰が参加	大館
天文10	28	8.21	禁裏で能を催す	大館
		10.30	木澤長政反乱のため、坂本に退去	大館・惟房
天文11	29	2.12	渡唐船帰朝	大館
		3.28	坂本より相国寺法住院へ入る	大館・惟房
		閏3.25~4.2	今出川御所堀普請	大館
		閏3.28	大館晴光のところ(万松軒)に、近衛植家・細川晴元遊山	大館
		4.8	相国寺から今出川御所に入る	大館
		6.17	近衛邸で晴元等扇合わせ	御湯殿
天文12	30			
天文13	31			
天文14	32	3.7	相国寺八幡の観世勸進猿楽を御忍で見る	言継
天文15		9.12	義晴・義輝・慶寿院・近衛植家慈照寺へ入る。	後奈良院宸記
		9.13	細川国慶入京。	後奈良院宸記
		10.29	岩倉山本を攻撃	後奈良院宸記
		11月	北白川城普請	厳助往年記
	33	12.18	義輝元服のため、近江坂本へ行く	光源院殿御元服記

天文16	34	1.16	義晴右大将・義輝元服の参賀を慈照寺で受ける	厳助往年記
		3.30	北白川城入城	公卿補任
		7.19	北白川城自焼、坂本へ退去	公卿補任
		7.29	細川晴元と和解	公卿補任
		閏7.5	細川国慶高雄城落城	厳助往年記
		閏7.15	大舎人本座慶寿院被官となる	久我家文書592
		11.3	足利義維堺上洛	石山本願寺日記
天文17	35	1.24	武田義統と息女結婚	後鑑
		6.7	坂本より入洛	公卿補任
		6.14	祇園会見物	金蓮寺文書
天文18	36	3.1	六角軍との喧嘩で、一色晴具死亡	厳助往年記
		3.8	理源宝鏡寺入室	鹿苑日録
		3月	慈照寺明岳瑞照殺される	厳助往年記
		6.24	江口の戦いで、晴元が三好長慶に敗れる。	公卿補任
		7月	義晴・近衛一族坂本へ退去。	公卿補任
天文19	37	5.4	義晴死去。	公卿補任
		5.7	義晴贈左大臣	言継
		5.11	比叡辻宝泉寺に移る	穴太記
		5.21	義晴葬儀	言継
		5.26	除服復任の宣旨	言継
		閏5.23	義晴四十九日仏事	穴太記・鹿苑日録
		6.21	禁裏へ義晴遺品奉納	穴太記・言継
		6.28	将軍参賀	穴太記・言継
		7.2	義輝御沙汰始め	穴太記
		7.8	細川晴元吉田・浄土寺に進出、十河一存洛中に進出	言継
		10.16	義輝勝軍城に入る	後鑑
		11.19	三好長慶東山近辺に放火	言継
		11.20	三好長慶大津・松本に放火	言継
		11.21	勝軍城落城。堅田へ退去	言継
天文20	38	1.30	伊勢貞孝・進士賢光・一色藤長坂本から入洛	言継
		2.7	松永長頼近江に攻め込む	厳助往年記
		2.10	朽木へ逃れる	後鑑
		2.27	三好大津へ放火	言継
		2.28	山岡衆山科に放火	言継
		3.14	伊勢邸で三好長慶襲われる	言継
		4.5	義輝禁裏へ塩引きを送る	御湯殿
		7.14	細川晴元が陣していた相国寺焼かれる	厳助往年記
		10.9	猪子祝い朽木から禁裏へ広橋国光使者	御湯殿
		10.21	猪子祝いに禁裏から朽木へ勸修寺晴秀使者	御湯殿
		10.28	大覚寺義俊天王寺別当に補任	御湯殿
天文21	39	1.2	六角定頼死去	歴名土代
		1.28	義輝帰洛	言継
		1.29	山科言継・狩野元信等義輝参賀	言継
		2月	将軍御所新造	厳助往年記
		3.5	義輝近衛邸御成	言継
		3.11	細川氏綱右京大夫、藤賢右馬頭に任じられる	言継
		3.16	山科言継、近衛植家に総持院乱妨を訴え、慶寿院に取次を依頼	言継
		8.12	山科言継、今村慶満率分違乱停止の慶寿院御書を求める	言継
		8月	聖護院道増、醍醐寺入寺	厳助往年記
		9.23	山科言継、山科知行回復嘆願書を慶寿院・近衛植家・義輝乳人へ出す	言継
		10月	義輝奉公衆・醍醐寺衆小栗栖の松永長頼衆を追い立てる	厳助往年記
		11月	義輝靈山城を構える	厳助往年記
		11.27	細川晴元西岡放火、嵯峨に陣取り。	言継
		11.28	西院小泉等靈山へ行く。晴元靈山に取かかり、五条坂放火、建仁寺焼ける。義輝靈山城、慶寿院、近衛植家清水寺で、言継等と対面	言継
		11.30	言継靈山城で義輝、清水で慶寿院、植家、子安観音で朽木植綱に対面	言継
		12.1	三好長慶上洛、義輝と対面	言継
		12.5	祇園の長慶宿所へ率分の違乱を禁ずる御内書を出す	言継
		12.6	言継、御内書の礼に靈山城義輝、清水に伊勢を訪ねる	言継
		12.11	高倉永家、靈山城へ薬を届ける	言継
		12.17	言継、近衛植家を訪ね、山科の事を依頼す。晴嗣方にて連歌会	言継

天文22	40	1.4	言繼、義輝に参賀	言繼
		1.20	近衛邸歌会始	言繼
		1.28	三好長慶・孫二郎上洛	言繼
		閏1.1	三好長慶義輝参賀	言繼
		閏1.8	三好長慶、淀へ下る	言繼
		2.8	靈山城普請	言繼
		2.12	三好長慶東寺に上洛	言繼
		2.23	義輝靈山城に入る	言繼
		2.26	三好軍と細川晴元鳴滝で戦う。三好長慶清水願所で義輝と対面。反長慶派の奉公衆から人質を取る	言繼
		2.27	今出川御所近所火事。言繼左衛門督局・宮内卿局に音信	言繼
		3.8	義輝靈山場入城	言繼
		4.8	久我晴通出家	言繼
		7.14	細川晴元長坂・船岡山まで進出	言繼
		7.28・29・30	細川晴元北野右近馬場で、義輝に許される。三好長慶側と西院小泉で戦	言繼
		8.1	義輝船岡山に陣を構える。靈山城今村慶満軍が攻め落城。	言繼
		8.2	義輝杉坂に陣を構える	言繼
		8.5	義輝龍花に移動	言繼
		8.7	龍花より奉公衆奉行衆上洛	言繼
		8.14	高倉永家龍花より上洛	言繼
		8.30	義輝朽木へ逃れる	厳助往年記
天文23	41	1.20	近衛植家浄土寺にて言繼と会う。近衛邸歌会大覚寺義俊参加	言繼
		1.29	大覚寺義俊禁裏和漢連句会に参加	言繼
		3月	醍醐寺から檀紙十帖、扇一本進上	厳助往年記
		3.26	大覚寺義俊、禁裏千句に参加	言繼
弘治1	42	11.12	上坂本で、言繼近衛植家・慶子に対面	言繼
弘治2	43			
弘治3	44			
永禄1	45	3.13	義輝龍花へ移る	言繼
		5.3	義輝坂本石河本誓寺に移る	言繼
		5.4	坂本より足軽出京。今出川松田盛秀宅周辺を焼く	言繼
		5.19	三好長慶軍上京を打ち回り	言繼
		6.2	三好軍將軍地蔵山に城を築く。言繼將軍御所御殿見物	言繼
		6.4	義輝・細川晴元如意が岳へ進出五千人	言繼
		6.7	伊勢貞孝・岩成友通等勝軍城を退く	言繼
		6.8	義輝軍白川古城、勝軍城に陣取り。三好軍吉田山、如意が岳に打ちあが	言繼
		6.9	如意が岳から軍勢引く。義輝軍勝軍の上の山に進出。白川口で合戦。	言繼
		6.12	勝軍山に義輝御殿を築く	言繼
		7.14	三好長慶軍一乗寺・岡崎・粟田口などから地子をとる。勝軍山から足軽少々出る	言繼
		9.16	吉田兼右御祓いを勝軍山城に届ける	兼右卿記
		11.27	義輝入洛	雑々聞検書、御湯殿
		12.3	本覚寺(妙覚寺)に入る	雑々聞検書、御湯殿
		12.17	細川氏綱、三好長慶より、樽・美物進上	雑々聞検書
		12.23	義輝と近衛植家娘結婚	雑々聞検書
永禄2	46	2.1	織田信長上洛	言繼
		2.3	三好長慶、孫次郎上洛。孫次郎義輝と対面	雑々聞検書
		3.10	細川氏綱出仕。扇・十合十荷進上。慶寿院と初めて対面	雑々聞検書
		4月	上杉謙信上洛	上杉家文書
		7.8	武衛御所作事始め	兼右卿記
		7.20	大覚寺義俊本覚寺で風流	言繼
		7.22	近衛晴嗣本覚寺で風流	言繼
		8.1	山科言繼父子八朔の礼に本覚寺へ行く。聖護院道増と初めて対面	言繼
		9.26	安芸より、即位のため僧上洛	御湯殿
		10.23・24	山科言繼のもとに讃岐守忠宗・甲斐守久宗が堀役免除を願う	言繼
		12.11	禁裏、慶寿院被官材木屋に材木を出すよう依頼する	兼右卿記
		12.18	三好孫次郎義長と改名	雑々聞検書

永禄3	47	1.10	武衛御所に掘を掘る	兼右卿記		
		1.17	三好長慶御相伴衆として初めて出仕	雑々聞検書		
		1.25	山科言繼安芸の雑掌から即位御服料受け取る	言繼		
		1.27	正親町天皇即位費用100貫三好長慶献上	御湯殿		
		127・28	正親町天皇、勸修寺尹豊を即位伝奏にするよう大覚寺義俊を通じて義輝に申し入れる。承認の返事翌日にあり	御湯殿		
			2.26	正親町天皇即位警固御礼100貫三好長慶献上	御湯殿	
		3.5	勸修寺尹豊を即位伝奏承認の文が義輝より禁裏に届く	御湯殿		
		6.19	武衛御所に移徙	御湯殿		
		7月	植家妻慶子死去	兼右卿記		
		永禄4	48	3.30	義輝三好義興亭御成	光源院殿御成記・三好筑前守義長朝臣亭江御成之記
閏3.12	義輝慶寿院御殿御成			蜷川家文書。貞助記		
4.23	十河一存死去			天野『三好長慶』		
4月	六角入京の風聞、大館輝氏息女三好の人質となる			厳助往年記		
5月	細川晴元摂津普門寺に入る			細川両家記		
7.8	六角義賢勝軍城に陣を取る			河野家文書135		
12.23	越前勝曼寺以下四カ寺に、堯恵に従うよう幕府奉行人奉書が出る			専修寺文書37		
永禄5	49			3.5	三好実休戦死	細川両家記
				3.6	義輝・慶寿院石清水八幡へ退去	御湯殿
				4.11	義輝嫡子誕生	御湯殿
		5.9	松田藤弘、曼殊院と松梅院の相論で、加判を差し止められた事情と慶寿院の文の写しを伊勢貞辰に送る	蜷川家文書775		
		5.19	河内高屋城落城	御湯殿		
		5.20	畠山。根来寺軍を教興寺の戦いで破る	河野家文書141		
		6.2	六角・三好和睦。六角坂本へ帰陣	御湯殿		
		6.22	義輝・慶寿院帰洛	御湯殿		
		7.13	義輝嫡子死去	東寺光明講過去帳		
		8.2	近衛晴嗣越後から帰京	御湯殿		
永禄6	50	9.11	伊勢貞孝・貞良戦死	御湯殿		
		2.4	将軍邸に大堀を掘る	厳助往年記		
		3.1	細川晴元死去	細川両家記		
		3.19	義輝息女総持寺人質として、松永に送られる	言繼		
		4.26	上野信孝死去	東寺光明講過去帳		
		8.25	三好義興死去	東寺光明講過去帳		
		12.7	慶寿院一乗院覚慶の二位を執奏	御湯殿		
		12.20	細川氏綱死去	東寺光明講過去帳		
		永禄7	51	5.9	安宅冬康を三好長慶殺害	言繼
				5月	慶寿院伊勢参詣	久志本年代記
7.4	三好長慶死去			細川両家記		
永禄8	52	3.13	鞍馬参詣。翌日義輝も参詣	雑々聞検書		
		5.19	義輝・慶寿院殺される	言繼		

図 1 『桑実寺縁起絵巻』
 桑実寺蔵
 京都国立博物館寄託『日本の絵巻
 続 24』中央公論社より引用



第四章 「穴太記」の成立

はじめに

「穴太記」は、群書類従二十九輯（雑部）に、「万松院殿穴太記」の名で載る十二代将軍足利義晴追善記である。天文十八年（一五四九）、細川晴元が江口の戦いで三好長慶に敗れ、足利義晴が晴元等と共に近江に没落するところから、天文十九年の葬儀・中陰、十三代将軍義輝が御沙汰始めを行うまでが記されている。

群書類従二十九輯には、「万松院殿穴太記」を含め、十二本の追善記が所収されている。成立が判明する作品は死後まもなく、数か月以内に成立している。そして、事績を記し、和歌を挿入する形式である点が共通する。室町期には多くの追善記が制作されており、後小松天皇・後花園天皇・足利義満・足利義尚・足利義晴・大内政弘・宗祇の追善記があり、その後、織田信長、細川藤孝の追善記が制作されている（表1）。室町期に追善記を制作する伝統が成立していたとみて良いだろう。

「穴太記」と同内容の本は、多くの写本・版本が確認できる（表2）。特に、寛文二年（一六六二）に、京都の版元田中清左衛門から出版された版本は絵入りで、一般に広く流布した。「穴太記」は人気が高かったことが分かる。他の追善記で、このような絵入り版本として流布したものは確認できない。

しかし、「穴太記」諸本の題は、本によつて区々であり、また、同名であつても内容が異なるものがある。たとえば、国立国会図書館蔵「穴太記」写本（表2の24）や、書陵部蔵「穴太記」写本は（表2の25）、内容が太平記で、南北朝時代の事を記している。

「穴太記」とほぼ同内容の本は、「万松院贈左府をいためる辞」「万松院殿穴太記」「穴太記」「万松院殿園維記」「天文記」「公方万松院殿記」「万松院殿他界記」の題がついている。

内容は、①群書類従本と同内容のもの、②群書類従本と同内容だが、目録・題がある読本、③目録や題が有り、歌はない軍記物、④群書類従本と同内容だが、目録・題・挿絵がある版本、⑤「万松院贈左府をいためる辞」と同内容の五種類がある（表2）。

「穴太記」先行研究は、藤井貞『群書類従解題』¹、井上宗雄「室町後期歌書伝本書目稿」²、佐々木哲「万松院殿穴太記」作者と六角氏³、小野泰央『万松院殿穴太記』の生成⁴がある。

藤井貞氏は、「万松院殿穴太記」は追悼文とも言うべきもので、史料的价值が大きいとす

る。また、「二条家本」が群書類従本の原本であり、他に校合に用いられた「屋代弘賢本」があるとする。群書類従本奥書には、「松岡辰方本」を底本とし、「屋代弘賢本」で校合したとある。「松岡辰方本」は現在宮内庁書陵部蔵であり、これが藤井氏のいう「二条家本」だと思われる。「屋代弘賢本」は、所在を確認できなかった。

さらに藤井氏は、群書類従本「万松院殿穴太記」奥書の「天文第十九曆初冬下旬 左僕射記之」に関して、兼冬が左大臣になるのは、天文二十二年であるから、この傍注は誤りで、天文十九年左大臣である二条晴良であるとする。藤井氏は二条晴良を書写者と考えたため、群書類従本の原底本を「二条家本」としたのだと思われる。

井上宗雄氏は、「万松院殿穴太記」の和歌等の抜書と思われるものが、学習院大学図書館『筆叢』九にあり、別本「万松院贈左府をいためる辞」が扶桑拾葉集・書陵部伏見本「歌書袖珍」に所収されている。「万松院贈左府をいためる辞」は、近衛前久作とあるが、前久は十五歳であり、種家作かとする。

佐々木氏は、「万松院殿穴太記」に登場し、歌を詠んでいる「徳川」という人物が「江州宰相」の六角氏であり、六角氏が「万松院殿穴太記」作者であるとする。しかし、小野氏も指摘するように、「穴太記」諸本では「徳川」ではなく、「徳阿」であり、『大館常興日記』に同朋衆「徳阿」が見えるので、⁵⁾「徳川」は「徳阿」の写し間違いで六角氏ではない。

小野氏は、「万松院殿穴太記」は、「万松院贈左府をいためる辞」に依拠して制作され、『太平記』、特に天正本系諸本を引用しているとする。『太平記』天正本は、近江佐々木氏との関係を重視した改変が行われているとされる。そして、『太平記』を受容した「穴太記」は、大まかな事績に関しては事実を即しているが、会話文などは、『太平記』の引用が見られ、文学的修辭がある。作者は摂津元造のような武士ではないかとする。そして、「穴太記」は、足利尊氏の事績を記した『太平記』を意識した「家記」であるとする。

このように、「穴太記」に関しては未知の部分がある。筆者に関しては武士という推定が出ているものの不明、書写者も、一条兼冬か二条晴良か不明である。制作年代は、現時点では奥書の天文十九年を疑う見解は出していない。そこで、本稿は、「穴太記」諸本を比較検討し、「穴太記」の成立年代、筆者、書写者を検討したい。

第一節 「穴太記」諸本について

小野泰典氏は、「穴太記」が、近衛種家が義晴死亡直後に書いた「万松院贈左府を悼める辞」を基に書かれたとする。「万松院贈左府を悼める辞」を管見では、国立公文書館蔵紅葉

山文庫旧蔵『扶桑拾葉集』二十七 刊本(表2の1)、同館所蔵『扶桑拾葉集』巻二十五 写本(表2の2)、書陵部蔵『扶桑拾葉集』二十七 写本(表2の3)、加賀図書館聖藩文庫蔵「穴太記」写本(表2の4)、東京大学史料編纂所架蔵謄写本松平頼聡本『天文記』(一名「穴太記」)(表2の5)の五本確認できた。

国立公文書館蔵紅葉山文庫旧蔵『扶桑拾葉集』(表2の1)は、徳川光圀が編纂し、元禄二年(一六八九)に出版された刊本で、林家旧蔵本である。「万松院贈左府を悼る辞」最初に、「藤原前久」とあるが、「穴太記」諸本に、義晴の葬儀の様子を聞いた近衛准后(植家)が詠んだ「うつせみの」の歌と、「なむあみたふ」の六字を歌の頭に詠み込んだ名号歌があり、植家の詠んだこれらの歌だけが、『扶桑拾葉集』所収「万松院贈左府を悼る辞」に載ること、また前久は当時十五歳であることから、小野氏・井上宗雄氏が指摘したように、近衛植家が作者であろう。国立公文書館蔵『扶桑拾葉集』写本(表2の2)、書陵部蔵『扶桑拾葉集』写本(表2の3)は、刊本の転写本と思われる。刊本・写本共ひらがな漢字本で奥書がない。

加賀図書館聖藩文庫「穴太記」(表2の4)は、「聖藩文庫」「錦城小学校」印があり、書写年は、江戸後期と思われる。カナ漢字で書かれており、内容は、『扶桑拾葉集』所収「万松院贈左府を悼る辞」と同様だが、近衛植家の歌の他に、足利義輝・足利義晴御台近衛氏(慶寿院)・近衛晴嗣(近衛植家息子前久)・宝鏡寺殿(近衛植家妹花屋理春、又は義晴娘理源)・北のサン所(北の政所、近衛植家妻慶子)・聖護院准后(近衛植家弟道増)・大覚寺准后(近衛植家弟義俊)・久我大納言(近衛植家弟晴通)の歌が載る。全て近衛一族である。奥書があり、「予亦感嘆有餘、仍分置弥陀之各号于句頭作六首之和歌」とあることから、作者は「なむあみたふ」の名号歌を詠んだ近衛植家である。「于時天文十九年五月廿六日記之」と日付がある。内容は、ほぼ事実のみを記し、文飾は少ない。奥書は、「欽賦唐律、以奉告哀奠於靈机前者也」と、歌を靈机前に供えると結んでおり、義晴死の直後に作られたものと思われる。天文十九年五月二十六日は、義晴中陰結願の日で、この日位牌所となった万松院に、御影が移されている。加賀図書館聖藩文庫「穴太記」は、書写年は紅葉山文庫刊本(表2の1)・書陵部写本(表2の3)より後年だと思われるが、編纂せず、近衛一族の歌や奥書も書写したものである。

東京大学史料編纂所架蔵松平頼聡本(謄写本、表2の5)も、加賀聖藩文庫本とほぼ同内容であり、「天文十九年五月廿六日記之」の奥書があり、その後、「或曰天文記者源藤孝作也」と細川幽斎が作者であるという説を載せるが、傍注で幽斎はこの時十七歳であるとしており、幽斎作者説に不審を持っていたため、傍注が加えられたと思われる。

内容は、近衛種家が詠んだ「亡き人の魂のありかを都鳥鳴て告げなん幻もかな」の歌は「穴太記」では「都鳥」だが、「万松院贈左府をいためる辞」では、「ホトトギス」である。この歌だけが「穴太記」と「万松院贈左府をいためる辞」で異なっており、後に推敲されたものと思われる。

また、「万松院贈左府をいためる辞」は、五月二十一日の葬儀、その後高野山へ志す人もいたというところまでが書かれている。二十六日に中陰が結願し、位牌所となった万松院に御影が移されたこと、そこで惟高妙安等が詠んだ詩歌はない。むしろ、「穴太記」にはある中陰以後の義輝御沙汰始めの話もない。以上の点から、「万松院贈左府をいためる辞」は、奥書通り中陰結願の霊前に供えるために五月二十一～二十六日に書かれたと考えられる。

第二節 「穴太記」の成立年代

小野氏が指摘したように、「万松院贈左府を悼める辞」を基に、「穴太記」が作られたと思われる。「穴太記」の現在確認できた写本で最も古いものは、茨城県立歴史館蔵「酒泉よし家本」(表2の11)である。奥書に、「寛文辛丑閏八月十五日 如松子書」とあることから、寛文元年(一六六一)に、彰考館の学者で、京都出身の松田如閑が写したものである。松田如閑は、徳川頼房に神道を侍講し、寛文三年(一六六三)に妻子が江戸へ移っている。

もう一つ奥書があり、天和三年(一六八二)に「引馬埜人」が書写したとある。この人物は不明だが、元禄四年(一六九二)に彰考館学者となった酒泉竹軒がおり、「酒泉家本」は、酒泉竹軒が、松田如閑書写寛文元年本を書写したものと考えたい。

如松子奥書に「穴太記」の伝本は誤りが多く、仮名書きにして、子どもの読み物にしている。後世に自分と同志のものがあれば、是正して欲しいとあり、寛文元年の段階で既に、多くの写本が出回っていた。京都の版元田中清左衛門が、絵入り版本「万松院殿穴太記」を出版したのが、翌寛文二年である(表2の6～10)。これは、第二定型洛中洛外図屏風が多く作られた時期と一致する。

群書類従本と酒泉家本の人物名を比較したところ、酒泉家本は比較的正確に人物名を記していた。数例をあげると、徳川(類従本)→徳阿(酒泉)、大館晴元(類従本)→大館晴光(酒泉)、摂津元遠(類従本)→摂津元造(酒泉)、三淵晴貞(類従本)→三淵晴員(酒泉)、佐々木徳綱(類従本)→朽木植(植)綱(酒泉)、蔭涼光沾(類従本)→蔭涼光沼(酒泉)等である。誤った記載は、類従本・酒泉家本が共に、伊丹雅興とするのは、伊丹親興であること、同じく両本共、土佐光茂を刑部少輔とするが刑部大輔であること、土御門刑部卿有春は治部卿であるこ

と、酒泉家本が日野左少弁晴資を資賢、廣橋中納言を一カ所だけ唐橋中納言とする五点である。伊丹親興は摂津国人である。京都の人と思われる「穴太記」作者が、伝聞した人物であったため、既に死去していた親の雅興と間違えたものと思われる。以上の点から、酒泉家本が最も原本に近いと判断した。

つぎに、「穴太記」の成立年代を考察したい。酒泉家本には、江戸時代の書写者の奥書しかないが、筑波大学図書館蔵大田南畝（蜀山人）旧蔵本（表2の12）・和学講談所旧蔵本（表2の13）、書陵部蔵本（表2の14）、大阪市立大本（表2の18）には、「右此一冊披見之、次命或人令書了、抑記誰人所作哉、不知其実、時俗推可審之者也、天文第十九曆初冬下旬 右僕射記之」と奥書がある。天文十九年（一五五〇）十月下旬に一条兼冬が書写させたとある。

群書類従本は、同奥書の筆者名が「左僕射」となっており、「兼冬（晴良歟）」と傍注を附す。そこで、群書類従本の底本である宮内庁書陵部蔵松岡辰方写本（表2の14、寛政五年、一七九三年写し）を確認したところ、「左僕射」と書いてあるようにも見えるが、「兼冬」の傍注を附している。天文十九年の左大臣は一条晴良（天正七年没）、右大臣は一条兼冬（天文二十三年没）だが、天文十九年当時、一条晴良は関白も兼任している。一条晴良であれば、「執柄」と記すと思われる。群書類従本は、「右」を「左」に読み間違えたものと思われる。

また、小野氏によれば、「穴太記」の冒頭は、一条兼良の「藤河の記」の冒頭に依っている。一条兼冬が「穴太記」を書写したのはそのためであろう。

くわえて、筑波大学蔵大田南畝旧蔵本（表3の12）は、書写者奥書を「右僕射」としてだけでなく、南畝の奥書もあり、瀬名氏家蔵本と小野高尚所蔵印本を校合したが、小野本は、二巻本で目次があり、これは後人の所為なので、瀬名本に従うとしている。大田南畝旧蔵本は、書陵部蔵群書類従底本の松岡本（表2の14）より書写年が古く、「右僕射」が正しいのであろう。

なお、一条晴良は天文二十一年に左大臣を辞しており、たとえ一条晴良が書写者であっても、天文二十一年以前に「穴太記」が成立していたとみてよいだろう。また、一条兼冬は天文二十二年右大臣から左大臣・関白になるが、天文二十三年に死去しており、それ以前に「穴太記」が成立したことは間違いないだろう。

さらに、天文二十三年（一五五四）に、山科言継が内侍所で「穴太記」を読んでいる。「穴太記」と同名の作品で、先に挙げた「万松院贈左府を悼る辞」の他、南北朝期を描いた作品もあるので¹⁰、言継が読んだ「穴太記」が、酒泉家本・群書類従本と同内容の「穴太

記』であると断定することはできない。しかし、「穴太記」と同様の文体の追善記は、先述したように、『群書類従』所載のものだけでも十二本確認でき(表1参照)、その中には、義満追善「鹿苑院殿を悼める辞」や、義尚追善「將軍義尚公薨逝記」の將軍追善記もある¹¹⁾。いずれも文体が類似し、追悼和歌を入れる形式もほぼ同様に、追善記の文学ジャンルが既に成立していた。

後花園天皇の追善記は飛鳥井雅康作「山の霞」、貞常親王作「山賤記」の二本があり、「山の霞」は葬儀直後に書かれ、「山賤記」は、臨終から中陰までを記す。これは、「万松院贈左府を悼る辞」と「穴太記」の関係に類似している。また、「山賤記」「將軍義尚公薨逝記」は、天皇の勅覧に供したと文末に記載がある。禁裏に酒泉家本・群書類従本と同内容の「穴太記」があつた可能性は高い。そして、これらの追善記はいずれも死後数か月の内に作られているのである¹²⁾。追善記を作る伝統に基づき、義晴葬儀・中陰の記録が制作された可能性は高く、義晴死の直後に、「穴太記」が成立したとみてよいだろう。

第三節 記述内容の信憑性と作者

他の史料との校合が可能な義晴死後の記述を見ていこう。義輝が比叡辻宝泉寺に移ったこと¹³⁾、五月二十一日慈照寺で葬儀が行われ、通常葬儀の夜から始める中陰の仏事が五月七日から行われたこと、五月二十六日の除服復任の宣旨は消息宣下であつたこと、六月二十一日禁裏へ遺品の奉納を伊勢貞孝が行つたが、通常奉納される差物ではなく腰刀であつたこと、広橋国光が伝奏であつたこと、六月二十八日將軍參賀が行われ、対面の順を圖とりしたという細部まで、「穴太記」と『言繼卿記』の記述が一致する。こうした点は、作者が義輝近辺の同時代者であることを示している。また、五月二十六日、御影を万松院に移したこと、閏五月二十三日に四十九日の法要が行われたことは、「穴太記」と『鹿苑日録』で一致する。「穴太記」は後年の制作ではないだろう。

さらに、「穴太記」登場人物九十五人を調べたところ、帝釈寺心海、延暦寺僧侶教名、三井寺僧侶は現在のところ確認が取れていないが、他の八十七人の人物は『公卿補任』『尊卑分脈』『大館常興日記』『親俊日記』『鹿苑日録』『言繼卿記』等から天文後半〜永祿初頭の実在が確認できた。また、官職・官途名も、先述した土佐光茂・土御門有春の間違ひ以外は天文十九年当時の官職・官途名であつた(表3 穴太記人物参照)。そして、近衛晴嗣は、天文二十二年に内大臣から右大臣になつていること、久我晴連大納言は天文二十二年出家していること、半井明英は天文二十一年に宮内大輔から修理大夫になつていることから、天文

二十一年以前に「穴太記」が成立したことは、官職からも確認できる。

作者は、近衛植家作「万松院贈左府を悼る辞」を見ることができ、義晴周辺の人物と親しく、葬儀・中陰に参加した相国寺禅僧とも交流があり、歌・古典に通じ、短期間で叙述を完成できる人物である。他の追善記の作者は、和歌に秀でた公家や連歌師、近親者である。

同じ「穴太記」の題で近衛植家が書いた「万松院贈左府を悼める辞」と「万松院殿穴太記」があること、内容的には、「万松院贈左府を悼める辞」に、近江退去の原因となった江口の戦いや、禅僧の詩を加えたものであること、近衛植家の「亡き人の魂のありか」の歌だけが「ほととぎす」から「都鳥」に代わっていることから、近衛植家が「万松院贈左府を悼める辞」を五月に書いた後、さらに禅僧等の詩や死に至る経緯、中陰の記録を追加、歌を推敲し「穴太記」を書いた、もしくは、戦国期以降の追善記は、連歌師や大村由己のような、文筆専門家が書いていることから、植家の依頼を受けた連歌師が書いたのではないかと推測される。

連歌師が依頼を受けて書いたとすると、成立後間もない時期であるにもかかわらず、一条兼冬が作者は不明であるとした理由も理解できる。この時代の著名な連歌師としては、谷宗養や里村紹巴、昌休がいる。谷宗養は宗牧の子で、近衛家の庇護を受け、近衛前久は宗養から連歌の指導を受けていたとされる¹⁴。宗養は当代随一の連歌師であつた。また、谷宗養が天文十九年八月二十五日に昌休・寿慶・元理との一座に参加していることから、天文十九年当時の在京を確認できる¹⁵。

宗祇の京都の拠点「種玉庵」は、入江殿と近衛邸の間にあり、宗祇の死後宗碩に引き継がれた¹⁶。宗養の父宗牧は、宗碩に師事していた。「種玉庵」を宗養が継承した可能性がある。そうであれば、宗養は近衛家に隣接して住んでいた。あるいは、近衛家の敷地内に住んでいたことになる。谷宗養が作者である可能性が高いであろう。

おわりに

「穴太記」は、義晴死後間もない時期に、追善記を制作する伝統に基づき、制作された。近衛植家が天文十九年五月二十六日に書いた「万松院贈左府を悼める辞」をもとに、義晴近江退去の原因、近江でのエピソード、葬儀・中陰仏事の様子、追善詩歌を加え、『太平記』の語句を引用し、『長恨歌』などの中国古典の語句も引用して書かれた。このような文飾も見られるが、事績に関しては、義晴・義輝身近にいた人物に取材して書かれ、ほぼ事実を書いている。

また、現在伝わる天文十九年の写本奥書は右大臣一条兼冬筆である可能性が高いが、たとえ左大臣二条晴良であつたとしても、天文二十一年以前の書写である。さらに、山科言継が天文二十三年に「穴太記」を禁裏で読んでいることも傍証とならう。

九十五名の登場人物は、ほぼ全員が天文末から永祿初年の実在を確認でき、官途も天文十九年当時のものである。

また、こうした追善記は群書類従所載だけでも、十二本あり、死後まもなく追善記を制作する伝説があつたことが確認できる。「穴太記」は、義晴死後まもなく成立したと見て間違いないだろう。

作者は、近衛植家・足利義輝周辺の人物である。近衛植家が依頼し、古典に精通した連歌師が書いたと思われる。近衛家の庇護を受け、当時連歌師の第一人者であつた谷宗養である可能性が高い。

- 1 『群書類従解題』二十、一九六一年。
- 2 井上宗雄「室町後期歌書伝本書目稿」(『中世歌壇史の研究 室町後期』改定新版 明治書院、一九九一年)。
- 3 佐々木哲「万松院殿穴太記」作者と六角氏」(『ぐんしよ』三四、一九九六年)。
- 4 小野泰典「万松院殿穴太記」の生成」(『東洋文化』八九、二〇〇二年)。
- 5 『大館常興日記』天文八年六月九日、天文九年七月十四日、天文十年十一月二十一日条。
- 6 前掲注(4)小野論文。前掲注(2)井上宗雄著書。
- 7 『水戸市史』中巻(二)、「第3表 学者一覧」水戸市史編さん委員会編、一九六八年。
- 8 同書、同表。
- 9 『言継卿記』天文二十三年七月九日条。
- 10 「穴太記」宮内庁書陵部蔵写本。「穴太記」国立国会図書館蔵写本。
- 11 「鹿苑院殿墓葬記」「將軍義尚公墓逝記」(『群書類従』二十九輯 雑部)
- 12 『群書類従』二十、一九六一年。
- 13 『言継卿記』天文十九年五月二十六日条。
- 14 木藤才藏『連歌史論考』下、増補改訂版、一九九三年、明治書院、七一五・七五〇頁。
- 15 同前、七四二頁。
- 16 廣木一人『室町の権力と連歌師宗祇』三弥井書店、二〇一五年、一七一・二一九頁。

表 1 『群書類従』29 輯所収 追善記

番号	作品名	作者	被追善者	死没年	西暦	成立	歌	備考
1	高倉院升遐記	久我通親	高倉天皇	治承5.1.14	1181	?	有	
2	後小松院崩御記	飛鳥井雅世	後小松天皇	永享5.10.20	1433	永享5	有	
3	山の霞	飛鳥井雅康	後花園天皇	文明2.12.27	1470	文明3	有	
4	山賤記	貞常親王	後花園天皇	文明2.12.27	1470	文明3. 2月	有	天皇に進覧
5	鹿苑院殿を悼める辞	飛鳥井雅縁	足利義満	応永15.5.6	1408	応永15.8.18	有	
6	將軍義尚公薨逝記	宗高	足利義尚	長享3.3.26	1489	?	有	天皇に進覧
7	あしたの雲	連歌師兼戴	大内政弘	明応4.9.18	1495	明応4	有	
8	宗祇終焉記	連歌師宗長	宗祇	文亀2.7.30	1502	文亀2	有	
9	万松院穴太記殿	?	足利義晴	天文19.5.4	1550	天文19	有	
10	総見院殿追善記	大村由己	織田信長	天正10.6.2	1582	天正10.10.25	有	
11	幽斎尊翁御葬礼記	末松宗賢	細川藤孝	慶長15.8.20	1610	慶長15.9.19	無	
12	玄旨法印をいためることば	豊臣勝俊カ	細川藤孝	慶長15.8.20	1610	慶長15.	有	

表 2 「穴太記」 諸本

備考欄番号:①群書類従本と同内容のもの、②群書類従本と同内容だが、目録・題がある読本、③題が有り、歌はない軍記物、④群書類従本と同内容だが、目録・題・挿絵がある版本、⑤「万松院贈左府をいためる辞」											
番号	所蔵	題	原蔵者	請求番号	種類	冊数	書写年	書写年(西暦)	特色	筆者・書写者・版元	備考
1	国立公文書館	贈左大臣義晴公を悼める辞	紅葉山文庫、林家旧蔵	204-0143	刊本	一冊	元禄二	1689	かな漢字	徳川光圀編纂	扶桑拾葉集二十七、⑤
2	国立公文書館	贈一位左大臣義晴公越いためる	太政官文庫	204-0146	写本	一冊			かな漢字	奥書なし	扶桑拾葉集二十五⑤
3	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	万松院贈左府をいためる辞	書陵部	A11	写本	一冊			かな漢字	奥書なし	扶桑拾葉集八、卷二十七、⑤
4	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	穴太記	加賀聖藩文庫	278-10-6 N2537	写本	一冊			カナ漢字	近衛植家奥書天文19年5月26日、	「万松院贈左府をいためる辞」と同内容。近衛一族の歌、天文十九年五月の奥書有 ⑤
5	東京大学史料編纂所	天文記別題「穴太記」	松平頼聡	2040.4-18	謄写本	一冊			カナ漢字	天文十九年五月二六日記之、或曰天文記者源藤孝作也	⑤
6	国立国文学研究資料館本	万松院殿穴太記	国文研鶴飼	96-96	版本	一冊	寛文二年	1662	目次あり、挿絵入り、	版元京都室町通鯉山町田中清左衛門	④
7	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	万松院殿穴太記	加賀聖藩文庫	276-10-7 N2537	版本	二冊	寛文二年	1662	目次あり、挿絵入り、	版元京都室町通鯉山町田中清左衛門	④
8	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	万松院殿穴太記	パークレー三井	N3189	版本	二冊	寛文二年	1662	目次あり、挿絵入り、	版元京都室町通鯉山町田中清左衛門	④
9	早稲田図書館マイクロフィルム	万松院殿穴太記	静嘉堂文庫蔵色川三中旧蔵書	M103、5-94	版本	二冊	寛文二年	1662	目次あり、挿絵入り、	版元京都室町通鯉山町田中清左衛門	④
10	国立国会図書館	万松院殿穴太記	東京図書館旧蔵	201-8	版本	一冊	寛文二年	1662	目次あり、挿絵入り、	版元京都室町通鯉山町田中清左衛門	④

11	茨城県立歴史館	穴太記	酒泉よし家	5-176	写本	一冊	寛文元年、天和三年写し	1661	カナ漢字	寛文1、如松子、天和3、引馬楚人	如松子写し。松田如関カ①
12	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	穴太記	筑波大学図書館	N253	写本	一冊	安永七年(一七七八)	1778	カナ漢字、南畝文庫蔵所印、蜀山人蔵本	天文19年右僕射(一条兼冬)南畝子誌の奥書有	①
13	国立公文書館	穴太記	和学講談所	167-0121	写本	一冊			カナ漢字	天文19、右僕射(一条兼冬)	①
14	書陵部	万松院殿穴太記(1巻)	松岡辰方写本	207/415	写本	一冊	寛政五年十二月写	1793	かな漢字	天文19、左僕射(一条兼冬)	群書類従の元本①
15	早稲田図書館マイクロフィルム	万松院殿關維記／一名穴太記	静嘉堂文庫蔵	M103、5-95	写本	一冊			かな漢字	奥書なし	①
16	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	穴太記	篠原市青山歴史村(篠原藩主青山家旧蔵)	339-112-2	写本	一冊			かな漢字	奥書なし	①
17	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	万松院殿關維記／一名穴太記	肥前島原松平文庫	358-299-4	写本	一冊			かな漢字	奥書なし	①
18	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	万松院殿他界記	大阪市立大学図書館森文庫	51-117-9-2N1846	写本	一冊	天和三写	1683	かな漢字	天文19、右僕射、天和3、蒙魁子遠守	常徳院殿御他界記と合冊①
19	東京大学史料編纂所本	万松院殿穴太記	(印記)文種堂図書記、山氏文庫、温故秘笈	4140.4-45	写本	一冊	安永三	1774	かな漢字	奥書なし	②
20	早稲田図書館マイクロフィルム	万松院殿穴太記	静嘉堂文庫蔵色川三中旧蔵書	M103、5-94	写本	一冊			かな漢字	奥書なし	②
21	東京大学史料編纂所	万松院殿穴太記	押小路家本	押小路家本-は-8	写本	一冊			かな漢字	奥書なし	②
22	国立公文書館	穴太記	紅葉山文庫	167-0116	写本	一冊			カナ漢字	奥書なし	③
23	国立国文学研究資料館マイクロフィルム	公方万松院殿記	加賀図書館聖藩文庫	N2538	写本	三冊			カナ漢字	聖藩文庫・錦城小学校蔵所印	③
24	国立国会図書館	穴太記			写本	一冊	天保十三	1842			太平記
25	宮内庁書陵部	穴太記			写本	一冊	寛政十二	1800	かな漢字		太平記
上記以外に、『国書総目録』によれば、東京大学・東北大学狩野文庫・日本大学・猪熊文庫・彰考館・神宮文庫・尊経閣文庫・天理図書館にも写本がある。											

表 3 「穴太記」登場人物

人数	武士	官途名・ 入道名	他史料と の照 合	酒泉家本・その他					
					18	松田晴秀	丹後守、 宗俊	○	酒泉、宗祥
					19	(六角)定頼	少弼	○	近江守護、天文21死 去
1	細川晴元	右京大夫	○	永禄6死去	20	足利義輝	宰相中將	○	13代將軍
					21	足利義晴	右大将	○	12代將軍
					22	三好政長	宗三	○	天文18年没
2	佐々木義賢	左京兆	○		23	三好政勝	右衛門大 夫	○	
					24	三好長慶	筑前守	○	
					25	三宅国村		○	
3	細川元常	播磨守	○		26	香西元成	越後守	○	
					27	細川氏綱		○	
4	細川晴賢	右馬頭	○		28	遊佐長教		○	
					29	筒井順昭		○	
5	佐々木徳綱	民部少輔	○	酒泉、朽木植(種力) 綱	30	十河一存	民部大輔	○	
6	大館晴元	左衛門、 常俊	○	酒泉、晴光	31	進藤貞治	山城守	○	六角被官
7	松田盛秀	対馬守	○	開闔天文22拘留、永 禄6死去	32	長原太郎左衛門尉		○	六角被官
8	上野信孝	民部	○	永禄6死去	33	彦部晴直	雅楽頭	○	奉公衆
9	伊勢貞孝		○	永禄5死去	34	片岡晴親	大和守	○	医者
10	館川信堅	山城守	○	酒泉、飯河	35	上池院紹胤		○	医者
11	松田頼隆	九郎左衛 門尉	○		36	祐宗三位法印瑞兆		○	医者(祐乘三位法印)
12	伊勢貞清	次郎左衛 門尉	○	伊勢貞頼孫、下総守 家	37	竹田瑞竹定栄		○	医者
					38	坂浄忠祐乘	宮内卿侍 従	○	医者
13	武田信豊	伊豆守	○	若狭守護	39	(祐乘坊)琇存	治部卿	○	医者
					40	半井明英	宮内大輔	○	医者 天文21年修理 大夫(公卿補任天文 22)
14	波伯部貞盛	左衛門尉	○		41	結城左衛門尉国 縁		○	奉公衆
15	摂津元遠	道恕	○	酒泉、元造	42	伊丹雅興	大和守	×	享禄2年没 親興
16	三淵晴貞	掃部頭、 宗薫	○	酒泉、晴員	43	土佐光茂	刑部少輔	○	享禄5刑部大輔(本朝 画史)天文19刑部大 輔(言継天文19/閏 5/15)
17	井上貞秀	越中守、 自僧	○	大館常興日記天文7 /9/4、天文9/9/27.	44	高和泉守師宣		○	越後守/和泉守

人数	僧	寺	正式名	他史料との照合	酒泉家本・その他						
						18	聖護院	道増		○	
						19	三宝院	義堯		○	
1	妙安和尚	相国寺	惟高妙安	○		20	三井寺	常玄、光音坊			酒泉、常音坊
2	法霖長老	相国寺	梅叔法霖	○	『鹿苑』日用三昧5/7義晴髪をそる	21	比叡山	覚林坊		○	
						22	比叡山	雞足院		○	
3	天用和尚	天龍寺	眞燾天用	○		23	比叡山	南光坊		○	
						24	比叡山	宝光坊			
4	子建西堂	相国寺	壽寅子建	○		25	比叡山	上乘院		○	
						26	比叡山	正覚坊			
						27	比叡山	西塔北谷正教坊詮運法印		○	
5	仁如和尚	相国寺	集堯仁如	○		28	比叡山	無動寺宝蔵坊賢慶法印			
6	梅熟和尚	相国寺	春湖梅熟	○		29	比叡山	東塔南谷摩尼寶坊堯仙法印			
7	瑞耀	慈照寺主植家子	陽山瑞暉	○							
8	寂龍和尚	東福寺	東興叔龍	○	酒泉、叔龍	30	比叡山	東塔東谷檀那院正覚坊空道法印			
9	孫西堂	臨川寺	龍叔周孫	○	酒泉、龍孫						
10	湖月西堂	相国寺	芳桂湖月	○		31	比叡山	東塔西谷圓蔵坊尊賢阿闍梨			
11	江心西堂	臨川寺	承董江心	○		32	帝釈寺	心海			
12	陰涼光沾	相国寺	光沼東淵	○	酒泉、光沼						
13	雲澤集堯	相国寺	雲澤集堯	○							
14	眞壽	天竜寺	眞壽天用	○							
15	楊明坊	千本		○	言繼天文21/2/22						
16	徳川			○	酒泉、徳阿						
17	大覚寺	義俊		○							

人数	女性	他史料との照合	酒泉家本	人数	公家	他史料との照合	官位	酒泉家本	その他
1	宮卿局	○	酒泉、宮内卿局	1	飛鳥井大納言雅綱	○			
2	慶寿院乳母	○		2	日野大納言光康	○		酒泉、烏丸	
3	大御乳	○		3	広橋中納言国光	○		酒泉、唐橋	
4	清光院	○		4	藤(高倉)左衛門佐永相	○	天文17年従四位下、右衛門佐	酒泉、右衛門	
5	義晴御台慶寿院	○		5	日野左少弁晴資	○	天文17年正五位上弁官	酒泉、資賢	資條→晴資(歴名土代)
6	北の政所	○		6	近衛植家准后	○			
				7	近衛内大臣晴嗣(前久)	○	天文22年右大臣		
				8	西洞院(平)時秀少納言	○	天文16少納言		
				9	従二位勘解小路在富	○			
				10	土御門有春刑部卿	○	治部卿		
				11	土御門有修	○		酒泉、有備	
				12	中原枝賢大内記	○	大外記	酒泉無	清原枝賢
				13	久我晴通大納言	○	天文22年出家		

洛中洛外図屏風の中で歴博甲本と、上杉本に焦点を当て論じてきた。これまで、上杉本ほど様々な主題・制作目的が各方面から出された絵画はないだろう。美術史研究者のみならず、歴史・文学・建築史研究者も関心を持つテーマが内在しているのである。しかし、多くの研究蓄積にもかかわらず、主題は謎に包まれ、十分な解明には至らなかった。そして、新たな切り口も見いだせず、上杉本主題・制作目的は二十年間棚上げ状態だった。そして、他の都市図屏風に研究の重心は移った。

このような謎に包まれた絵画になってしまった原因は、研究のスタート時点の方向性にあつたといえる。上杉本の本格的な研究は、絵巻のような「絵空事」ではなく、「写生画」であり、「絵画史料」として有効であるというところからスタートした。それは、建築史家や歴史家にとっては、願ってもないことであつた。

もう一つの原因は、甲本も上杉本も歌絵の伝統である「判じ絵」であつたことである。元々「謎解き」「読み解き」という遊戯性を備えていたために、その「謎」が解けなかつたのである。しかもその謎は、公家クラスの教養人を楽しませる謎解きであり、文学的素養が必要であつた。現代の我々には難しい謎解きだが、各方面の研究成果を援用すれば、解けない謎ではない。

答えは単純で明快なことであつた。甲本・上杉本洛中洛外図屏風は歌・物語絵だったのである。これは、あまりにも予想外のことであり、かつ簡単な答えだったので、騙されたような印象をうけ、受け入れ難い研究者もおそらく多いであろう。そして、歌絵の「読み解き」などという研究手法は、こじつけや初めに結論ありきだとその研究手法を認めない研究者もいるだろう。だが、従来の研究方法では、これほど多くの研究蓄積があつても解けなかつた謎が、歌・物語絵であるとみれば、簡単に解けるのである。そして、この手法は、従来のような状況証拠からの推論ではなく、文献との照合と歌絵の手法に基づく解釈という、実証的手法なのである。この作品独特の絵画コードであるという主張は、本論には一つもない。他の多くのやまと絵作品に共通して見られる表現方法に則り解釈した。

また、美術史・歴史学の動向も洛中洛外図の主題解釈に大きく影響した。西洋こそが先進的であり、日本はアジアの中で唯一欧米諸国と同じ歴史・文化的発展を遂げた国であり、ルネサンスや宗教改革、市民革命にも似た歴史的発展が日本にもあつたという、戦後の復興を目指す時代的発想から、近世初期風俗画というジャンルや、「町衆論」が登場し、それに影

響を受けた解釈がなされた。

さらに、都市の復興と発展、地方在住者の都への憧れ、民衆が社会を動かすという、戦後日本の縮図が戦国期にもあったという論調下に洛中洛外図を解釈してきた。しかし、近年は西洋史に日本史を当てはめる論調や、応仁・文明の乱後の京都と、太平洋戦争後の都市発展の類似性という見方に修正を迫る研究が出されるようになった。そして、中国文化の影響を過小評価することも、見直されつつある。

また、戦国期の将軍は傀儡であり、幕府の実権は細川氏が握っていたという「京兆専制論」が長らく通説であった。しかし、近年は戦国期においても将軍は天下成敗権を持つべきという考えは存在し、天皇との一体的関係が確認できる。むしろ、管領制は終焉し、将軍が奉行人・内談衆など側近を政務の補佐者とする側近政治であったことが検証された。しかし、洛中洛外図研究では、現在もなお将軍は無力な存在として解釈が行われた。

さらに、近現代的芸術観も洛中洛外図研究に大きな影響を与えた。芸術は「個性の表現」であり、絵画は「見たものを描く」という無意識の絵画観が、権力者の政治構想が主題であるという解釈や、景観年代と制作年代の同一視や、現実の存在のみが描かれているという写実性の強調となった。しかし、中世以前の絵画は、個性の表現ではない。そして、見えないものだからこそ描かれる場合が多く、この世以外のものも現世と同図で描かれるのである。つまり、時間も空間もこの世もあの世も自由自在な「異時空間同図」で描かれることが多いのである。それは文学を描いていることに由来する。また、宗教と美術品には深い関係があるが、宗教的観点は、考慮されることが少なかった。無意識のうちに近現代的芸術観が、洛中洛外図解釈に入り込んでいたのである。

これまで、景観年代の矛盾は、「復元表現」という修正写真のような解釈で説明されてきた。単一景観年代、単一固定視点が自明のこととされたのである。そして、上杉本に描かれているのは、将軍の政治構想である上杉謙信の行列であり、甲本に描かれているのは細川高国の政治構想であるという結論が出された。しかし、それは史料的裏付けを持つものではなかった。さらには、当時の政治状況と整合的ではなかった。上杉謙信が長期間上洛し、将軍補佐役を務められる状況にないことは、甲信越・関東の状況や上杉家の状況から明らかである。また、京兆専制論は現在ほぼ否定されている。さらには、こうした解釈は、同時代の他作品から乖離したものである。

洛中洛外図が京都という町を描くことを一つの主題としていることは確かである。しかしそれは「天下」という、より抽象的なものであり、「洛中洛外」という将軍の支配地域で

ある「靈地」を描いているのである。描かれているのは現実の京都の町そのものではない。そして、そこには、様々な物語や歌が描かれている。とくに甲本は、歴史的記述にも似た義澄・高国の歌・物語絵である。描かれた歌・物語を見ずに、絵地図としてのみ見ることは、表層的な見方なのである。

くわえて、描かれた歌・物語を読み解くことは、当時の文化を知ることである。歌絵研究はこれまで古代が中心であった。しかし、戦国期においても、歌絵はやまと絵の中で中心的な位置を占めていた。工芸品、絵巻、屏風、襖絵、扇面画、懸幅と画面形式は異なるが、詩歌に画題をとつたものが多くみられる。そして、多く作られた物語絵も、中世以前の物語は多くが歌物語なのである。そして、物語絵は歌の場面が多く取り上げられている。

さらに、従来歌・物語絵は古典的題材が主流と考えられてきたが、甲本・上杉本には古典的の歌絵も含まれるが、主題は当時の新作が採られている。現在、文学とは無縁と考えられている作品も当時の新作または、古典的遊宴楽舞画題の「見立て」である可能性がある。洛中洛外図屏風は、古代歌絵屏風、中世物語絵屏風、近世初期風俗画、近世判じ絵を結ぶ作品なのである。

本論で明らかにしたことをまとめておこう。

序論では、研究史と本論の課題をまとめた。洛中洛外図屏風研究の中心は長らく上杉本であった。そして、二〇〇〇年以降甲本研究も活発化した。洛中洛外図屏風研究は、膨大な研究蓄積がある。その中でも、画期となり、洛中洛外図屏風研究に大きな影響を与えたと考える十人の論者の研究を中心に見てきた。

洛中洛外図屏風研究は、「写生画」「絵画史料」として出発した。そのため、美術史研究者以外からも多くの関心を集めた。特に一九六五年の京都国立博物館「洛中洛外図展」は、そうした多方面からの関心と、都市の復興が急激に進んだ時代背景と無縁ではないだろう。ここでは「都市図」ということが強調され、文学とは無縁とされた。

一九九〇年代は、上杉本研究のピークであった。論争が行われ、上杉本は將軍による政治構想図であり、永祿八年制作、狩野水徳筆であるということが定説となった。

二〇〇〇年代になると、甲本研究も進んだ。そこでは、細川高国の政治構想が主題の都市図屏風であるとされた。

洛中洛外図研究の論点は、①景観年代②制作年代③注文者④制作目的⑤主題であった。しかし、膨大な研究蓄積は、すべてが一般書や単発の論文、図録・美術全集の解説、別の研究目的の一部であり、系統的に洛中洛外図の①景観年代②制作年代③注文者④制作目的⑤主

題を研究した専門書はついに現れなかった。これは、洛中洛外図研究が、各分野にまたがる研究となるため、その専門家が現れなかったことを意味している。

第一部は甲本・上杉本解釈の前提条件についての論考である。第一章は、戦国期歌絵に関する論考である。古代やまと絵において、歌絵は主流の位置にあつた。しかし、中世以後の歌絵研究は乏しく、その実態は未解明である。そこで、戦国期における歌絵の実態と歌絵の手法について検証した。さらには、歌・物語絵における異時空間同図の手法、文学とは無縁とされる近世初期風俗画というジャンル発生について検討した。

その結果、戦国期においても歌絵はやまと絵の主流であり、異時空間同図で描かれることは、やまと絵においてごく一般的なことであつた。また、画家がその時代の風俗に興味をもち、風俗そのものを画題とし、文学とは無縁とされる「近世初期風俗画」という、ジャンル分けは、戦後の時代背景に影響されたものであることを論じた。

第二章は、景観年代の決め手となり、論争がある將軍邸の特定を行つた。それに関連して、この近辺にあつた小川御所・十一代將軍義澄邸・勝元・昭元までの細川邸・大心院・細川被官安富邸の位置を確定した。これにより、甲本將軍邸は、十二代將軍義晴の大永度御所であり、細川邸は細川高国の時代と確定できる。

さらに、先行研究が解釈の前提としている京兆専制論や、比丘尼御所住持、戦国期京都の町について検討し、甲本注文者は、大永度御所の主、足利義晴の可能性が高いことを論じた。

第二部は甲本に関する論考である。第一章は、甲本に描かれた細川高国と十一代將軍義澄の歌絵に関する論証である。甲本上京隻（右隻・下帖）は、細川高国の辞世の句が少なくとも二句描かれている。また、下京隻（左隻・上帖）は、將軍義澄の文亀三年三十六番歌合の歌が三句描かれ、その相方の歌や、元歌も描かれている。そして、留守模様・同音異義語・隠し文字の歌絵の手法を駆使し、歌絵が描かれている。特に、三句目の「諸人の使ふる業も安かれや、正しき道を君にまかせて」の歌が主題である。

甲本全体の主題は、描かれた歌から「鎮魂・天下静謐」である。戦争の犠牲者の鎮魂は、平和を祈念することである。高国も義澄も戦争の犠牲者であつた。そして、この二人を鎮魂する立場にある人物は、義澄の息子で、高国を恩人とする十二代將軍足利義晴において、他にはいないであろう。また、この二人を同図で描く必然性がある機会は、天文十二年に義晴が行つた船岡山合戦戦死者三十三回忌施餓鬼会が考えられる。船岡山合戦は、この二人の戦いであり、この年は義澄三十三回忌、高国十三回忌が重なる特別な年回りであつた。

さらに、室町將軍家が代々先代室町殿の年忌法会に制作してきた「融通念仏縁起絵巻」と

の関連、義満から始まった戦死者供養の施餓鬼会との関連についても考察した。

豊臣秀頼は、秀吉七回忌に「豊国祭礼図屏風」を制作し、施餓鬼を行った。先代供養が、義政以前の絵巻制作から屏風絵制作にかわり、戦死者供養の施餓鬼が、先祖供養に変化しているのである。こうした変化と洛中洛外図の関連性について指摘した。

第二章は、甲本に描かれた三條西邸の鶯合と、実際とは異なる位置に描かれた近衛邸の図様について検討した。この二つの図様は不自然な図様であり、甲本解読の重要課題とされてきたが、その意味は不明であった。

三條西邸鶯合は、細川高国と三條西実隆の出会いを描き、高国・実隆の三十年余りに及ぶ親交を描いた物語絵である。近衛邸は風呂が描かれ、細川高国と近衛尚通の別れの場面が描かれた高国・尚通親交の物語絵である。

近衛邸の風呂は、高国一族の戦勝祝いや政治上重要局面で使用され、近衛家は高国一族の後援者であった。そして、別れの日も、近衛家の風呂は使用され、酒を酌み交わし、ホトトギスの忍音を聞いた。近衛邸には、近衛家のシンボル糸桜が季節外れの花をつけ、ホトトギスが止まり、ホトトギスを指し示す人物が描かれている。

高国に深い関心があり、この二つのできごとを知る人物が甲本注文者である。それは、十一代将軍義晴をおいて他にはいないことを検証し、甲本注文者は足利義晴であることを論証した。

第三章は、甲本に描かれた祇園会は、十一代将軍足利義澄の重要事績として描かれたことを論じた。祇園会は、その後多数制作された洛中洛外図にも数多く描かれる洛中洛外図屏風の主要画題であり、洛中洛外図の主題と密接な関係がある。京都の数ある祭りの中で、なぜ、祇園会だけが管々と受け継がれたのであろうか。

戦国期における祇園会は、応仁元年以降中断し、義澄将軍期の明応九年に三十二年ぶりに再興された。義澄期は比較的安定して祭りが行われたが、その後は信長の時代まで、延引・追行が繰り返され、京都の夏の風物詩ではなかった。

先行研究では、義澄は傀儡将軍であり、幕府の実権は細川政元が握っており、祇園会再興も細川政元の事績と考えられてきた。そこで、祇園会再興を命じた幕府奉行人奉書に注目し、その発給人である奉行人の活動について検討した。発給人である三人の奉行人はいずれも義澄側近であり、義澄と運命を共にしている。また、経済面や義澄と政元の地位についても検討し、経済力のある政元が、祇園会に必要な神馬一疋の用意さえできないことはあり得ないこと、政元は身分が低く、鎌倉期まで院宣で命じられていた祇園会執行を命じる立場にな

く、一方、義澄は天皇と結びついた寺社公家支配権・祭祀権を保持していたことを検討した。

さらに、政元が祇園会再興者である最大の証拠として挙げられている、永正三年の政元祇園会見物を検討した。これは、阿波から上洛した新たな家督相続者澄元に祇園祭を見物させ、家督相続者がこれまでの澄之から澄元に交代したことを公にし、その上で政元は引退するつもりだったというこの年の特殊事情なのである。この特例をもって、政元が祇園会再興者であるとは言えず、むしろ幕府奉行人奉書の内容と、引退を望む政元の言動は一致しないことを論じた。

さらに、祇園会再興理由を検討し、祇園会再興は戦乱の終結と復興を象徴するものであり、疫病から民の暮らしを守る「御政道」そのものであったことを検証した。洛中洛外図に描き続けられた祇園会は、將軍徳治の許における天下静謐を表すモチーフとして受け継がれたのである。

第四章は、「観世能」と「禁裏南庭」の描写は、義澄の鎮魂の図様であることを論じた。「観世能」の図様は、現存最古の能楽の図様として、能楽関係者の注目を集めてきた。しかし、描かれた場所が不明で、観世の勸進能にしては観客がまばらで不自然なのである。

この図様は、義澄が好んだ能を描き、あの世から来た義澄らが観劇するこの世のものではない観世能を描いている。観世能は上京隻犬追物と対をなし、さらに、勸進能の囲い下部は描かれておらず、勸進能は消えかけている。

義澄は毎月定日の能を將軍邸で聞き、歴代將軍の中でも際立って能好きであった。そして、將軍出座の勸進猿蓑は観世に限られていた。「観世能」の図様は、義澄の好んだ能を描き、將軍出座の能であることを示すため、「観世」であることを明示している義澄鎮魂のモチーフである。

「禁裏南庭」は、衣冠の人物が一人で良向きに還拝をしていることから、元日節会の内弁謝座の場面とされてきた。しかし、紫宸殿南階下に、肩衣の武士が座っている。本来は近衛陣があり、近衛次将が立つ場所である。そのため、朝廷の儀式について詳しくない絵師の描き間違いとされた。しかし、絵師はクレームがつくような絵を描くわけにはいかないのである。また屏風は調度品で多くの人の目に触れるものである。現代の我々でさえ気づく間違いを、当時の京都在住の注文者が見過すはずはない。

この図様は、異時空間同図で義澄の文龜三年正月の参内を描いている。屋内のできごとが、屋外に描かれているのである。衣冠を着し、武士を多数供に引き連れ参内する人物は將軍以外にいない。義澄は熱心に参内し、しかも夜明けまで長時間禁裏に滞在した。これは、大典

侍広橋守子との親密な関係によるもので、これは公然の秘密であった。

永正五年、義澄は近江に没落し、京都での義植との決戦に際し、「禁裏を守る」という伝言を禁裏に届けさせた。しかし、広橋守子に最後のメッセージが届いたとき、義澄はすでに近江で死去していた。「禁裏南庭」場面は、義澄の恋物語を描く鎮魂のモチーフである。

第五章は、甲本に描かれた比丘尼御所について論じ、これらの寺に入室した將軍家女性たちと、宝鏡寺・南御所の所領を検討した。さらに、宝鏡寺に描かれた白布張りの図様は、宝鏡寺・南御所が持つ白布棚公事を表し、妹が方丈である宝鏡寺・南御所の白布棚公事を守るうとした義澄の物語絵であることを論じた。

第三部は上杉本洛中洛外図屏風に関する論考である。第一章は將軍邸横に描かれた行列は、將軍の行列であり。天文十八年の十二代將軍義晴の近江没落を描いた「穴太記」を描く歌絵であることを論証した。

一節で、同時代の武家故実と行列の行装を比較し、通説である上杉謙信の行列ではなく、將軍の行列であることを論証した。二節は、故実書・將軍周辺の記録との照合から、天文十八年の將軍義晴近江没落の行列であると、年次を比定した。三節は、天文十八年の義晴近江没落を描いた「穴太記」と上杉本の行列を照合した。その結果、將軍の行列は「穴太記」の歌、記述と一致していることが明らかになった。上杉本は、「穴太記」を描く、歌・物語絵である可能性が高いのである。

第二章は、一節で行列以外の不自然な図様と「穴太記」を照合した。そして、「穴太記」と上杉本は行列以外の部分でも一致していることが明らかになった。

二節では、上杉本の中心画題である武衛邸前の闘鶏場面は、近衛植家が義晴追悼に詠んだ歌を描いていることを論証した。さらに、この歌は、「源氏物語」桐壺の巻で、「長恨歌の御屏風」を見て詠んだ歌を本歌取りしており、「長恨歌の御屏風」は平安時代に実在していた。また、上杉本は源氏絵屏風と共に上杉家へ贈られたという記録を持つなど、「源氏物語」と関係が深いことが、先行研究で明らかになっている。

上杉本は、「源氏物語」に擬えた「新長恨歌の御屏風」であり、「源氏物語」・「長恨歌」に擬えた義晴・慶寿院の愛情物語なのである。注文者は慶寿院である。永禄九年五月の義晴年忌法会のための制作である。

三節では、上杉本が上杉家へ伝来した経緯について検討した。これまで、織田信長が上杉家に贈ったという記録はあるものの、信長が自ら滅ぼした室町將軍時代の京都を描かせることに懐疑的な意見も多かった。上杉本は、永禄の政変で慶寿院が殺されたとき、また狩野

永徳の手元にあつた。永徳は上杉本を完成させ、新将軍が上洛する時を待った。それは、狩野家が新将軍家御用達の絵師になるための当然の選択であつた。永禄十一年、義昭が上洛し、上杉本は義昭に納められた。フロイスの記述から「巧妙に作られた塗金屏風」が義昭の手元にあつたことが確認できる。これは、上杉本である可能性が高い。その後義昭は出奔し、二条城に残された上杉本は信長のもとなり、当時武田への対抗上、同盟関係を強化する必要があつた上杉謙信に贈られた。そして、信長は安土城に上杉本を上回る黄金の座敷を作り、より正確な都市図である安土屏風を永徳に描かせたのである。そして、狩野派は御用絵師の地位を確立することになる。

第三章は、慶寿院の伝記である。室町期の御台は、日野富子以外はほとんど注目されるこゝとがなかつた。しかし、義晴・義輝期は「足利―近衛体制」といわれ、近衛兄弟が義晴・義輝政権と一体化した活動を展開した特異な政治形態であることが明らかになっている。これまで、近衛種家・道増・義俊・久我晴通の男兄弟が注目され、それぞれの論考があり、近衛家が外戚として力を振つたとされてきた。

しかし、その要である慶寿院は注目されることはなかつた。だが、慶寿院は義輝時代大きな政治的影響力を持っていた。そして、義晴・義輝の近江没落や、北白川入城・靈山城入城にも近衛兄弟が同行したのは、慶寿院を支え、守ることが近衛兄弟の使命だつたためである。義晴夫妻は「近衛家の一員」だつたのである。

一節では慶寿院近衛家時代を検証した。近衛尚通一家は、大家族であつたが、結束が固い一家であつた。二節では、摂関家から初めて将軍家へ嫁いだ慶寿院結婚の経緯と、結婚後の御台としての役割、御台御料所を検討した。三節では、義輝時代の慶寿院の活動を検証した。慶寿院は義輝後見者として政治的にも大きな影響力を持っていた。「足利―近衛体制」という特異な体制は、慶寿院がその要であり、慶寿院の死とともに終わったのである。

第四章は、「穴太記」書誌に関する論考である。「穴太記」は多くの写本があり、絵入り版本として江戸初期に出版され、追善記としては異例ともいえる人気があつた。これは第二定型洛中洛外図屏風が多く制作された時期と一致する。

一節は、「穴太記」の元となつた近衛種家の追悼文「万松院贈左府をいためる辞」に関する書誌情報である。これは義晴の死直後の天文十九年五月二十六日に中陰霊前に供えられた。

二節は、「穴太記」成立年代について検討した。天文十九年十月下旬右大臣一条兼冬が書写させたという奥書を持つ写本が多い。「穴太記」冒頭は一条兼良の「藤河の記」を引用し

ているため、兼冬は書写したものである。また、天文二十三年、山科言継が内侍所で「穴太記」を読んでいる。さらに、同様の形式の追善記は、群書類従二十九輯に載るものだけで、十二本あり、死後まもなく成立している。そして、義満・義尚など將軍追善記もある。追善記制作の伝統がすでに成立していたのである。さらに、義尚追善記は叡覽に供したと奥書にあり、内侍所に「穴太記」があった可能性は高い。「穴太記」は奥書通り天文十九年には成立していたとみて良いだろう。

三節では、「穴太記」の作者を考察した。「穴太記」と『言継卿記』・『鹿苑日録』の記録は、日付や当事者以外知り得ない細部まで一致している。義輝周辺の人物が制作に関わっていたことは間違いないだろう。登場人物は九十人余りいるが、一部の僧侶を除き、全員が当時の実在を確認できる。そして官職・官途名も天文十九年当時ののものであった。他の追善記は、連歌師など文筆専門家が書いている。当時最も格が高く、しかも近衛家の庇護を受け、近衛家に出入りしていた連歌師宗養が作者であると推定した。

本稿で明らかにしたことを表にまとめておこう。

論点	甲本	上杉本
① 景観年代	大永五年（一五二五）	天文十八年・永祿四年（一五四九・一五六一）
② 制作年代	天文十二年（一五四三）	永祿七〜九年（一五六四〜一五六六）
③ 注文者	足利義晴	慶寿院
④ 制作目的	船岡山合戦三十三回忌施餓鬼	永祿九年義晴十七回忌
⑤ 主題	足利義澄・細川高国 鎮魂・天下静謐	義晴追善記「穴太記」、 長恨歌の御屏風、 鎮魂・將軍家再興
⑥ 伝来	義晴↓三条氏（一の対局）	義昭↓織田信長↓上杉謙信
⑦ 絵師	土佐光茂	狩野永徳

【総括】

歴博甲本・上杉本洛中洛外図屏風の読解は、新たな歴史像を我々に提示している。

義澄は歴代將軍の中でも、殊に無力な傀儡將軍とされ、政元が幕府を主導していた、または、政元と義澄は対立していたとされてきた。しかし、義澄は祇園会再興という事績を持ち、飯尾清房や松田頼亮を側近とし、独自の政策を行なった。そして、意見の対立もあつたが、政元と義澄は補完協力関係にあつた。

義晴時代は高国が後見体制を敷き、高国が幕府の権力者であると考えられてきたが、義晴と高国は父子の関係に近い信頼関係にあつた。

さらに、慶寿院はこれまで注目されることはなかったが、「足利―近衛体制」の要であり、近衛家の兄弟をバックに、義輝期「家長」ともいえる影響力を持っていた。

従来、戦国期政治史は「権力闘争史観」ともいべき「権力論」で語られることが多かったが、洛中洛外図屏風の読解から見える戦国期幕府政治は、むしろ身分秩序を重んじ、相互補完的なのである。「職」「家」の相伝が問題であり、身分的序列が重視された。そして、権力闘争よりも経済紛争が主要政治課題であったと思われるのである。身分秩序に基づく支配関係が武力（これは経済力と密接な関係にある）によって崩され、近世的身分秩序に再編される過程だったのではないかとと思われる。儀礼・席次・贈答・姓・偏諱・服飾・書札・官位官職は身分秩序・支配関係を維持する装置である。人間は平等ではなく、序列づけられており、その序列は生まれながらにして定まっていた。下位の者は支配され、身体・精神・経済の自由を奪われ、序列によって人生が決定した。身分関係の最高峰に位置するのは天皇であるが、身分制度の打破ではなく、より高い身分になることが関心事であった。三好長慶が九条家の血筋である義継を後継者にしたのも、より高い身分になるためである。「権力闘争史観」は、無意識のうちに、人間の平等を前提としているように思われる。

甲本・上杉本洛中洛外図屏風に描かれた物語は、将軍家直筆の記録といつてもよいだろう。甲本・上杉本洛中洛外図屏風は、将軍家再興と天下静謐を願った戦国期室町将軍家の物語が描かれた作品なのである。

そして、洛中洛外図は「政治構想」や「見たもの」を描いているのではなく、「文献・文学的素材」をもとに、「見えないもの」だからこそ描いていることを、確認できたと考える。これは、多くの「やまと絵」に共通することである。これまで、都市図屏風が文献や文学的素材を描いているということは、想定されていなかった。都市図屏風を活用した多くの研究において、文献と合致していることをもって、その絵画は写実的描写である。おそらく見たものを描いており、史料価値が高いと判断している。しかし、後世に文献・先行作品をもとに描くことは可能であり、そうした都市図屏風も存在すると考えている。さらには、都市図屏風が江戸期で終焉した証拠はなく、近代の制作ではないかと思われるものも存在する。制作年代と景観年代は同一ではない。しかし、写真のような史料価値を絵画に求める研究は現在も多いのである。

都市図屏風が文献・文学的素材を描いているということは、「絵画史料」としての根幹に関わる問題であり、受け入れがたい研究者も多いであろう。しかし、「絵画史料」である前に、都市図屏風は「絵画」であり、「調度品」なのである。「絵画」としての特性を認めない

わけにはいかないだろう。そして、文献・文学的素材を描いていることは「絵画史料」としての有効性を失うものではなく、政治・文化・社会・思想を知る「歴史史料」としての活用につながる事なのである。本論は甲本・上杉本洛中洛外図屏風の単なる読解ではなく、「歴史史料」としての活用という新たな研究スタイルを示せたと考えている。

さいごに、甲本・上杉本洛中洛外図屏風は、古代歌絵屏風の伝統を継承する正統派古典的作品でありながら、芸術的感動を与える作品である。注文者の人生を背景とした願い、プロデューサーの教養と工夫、絵師の確かな腕前が結実した名品中の名品なのである。